新憲法施行後の司法統計年報

（補遺）

昭和23年11月4日から
昭和23年11月12日まで

法務大臣官房司法法制調査部

1964

国立公文書館

国立公文書館	
分類	法務省
	平成11年
排架番号	4A
	18
	2226

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

極東国際軍事裁判判決速記録

（和 文）

昭和23年11月 4 日から
昭和23年11月12日まで

法務大臣官房司法法制調査部

1964

国立公文書館

国立公文書館	
分類	法務省
	平成11年
排架番号	4 A
	18
	2226

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

自 昭和二十三年十一月四日
至 昭和二十三年十一月十二日

極東國際軍事裁判判決速記錄

外務省連絡局

36.12.20 [illegible]

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

極東國際軍事裁判判決速記録目次

○昭和二十三年十一月四日(木曜日)……一頁
A部　第一章　本裁判所の設立及び審理……二
A部　第二章　法……六
(イ)　本裁判所の管轄権……七
(ロ)　捕虜に対する戰爭犯罪の責任……八
(ハ)　起訴狀……九
A部　第三章　要　約……一〇
A部　第三章　日本の負担した義務及び取得した權利……一八
B部　第四章　軍部による日本の支配と戰爭準備……二三
○昭和二十三年十一月五日(金曜日)……七五
○昭和二十三年十一月八日(月曜日)……九四
B部　第五章　日本の中國に対する侵略……一〇七
第一節　滿州への侵入と占領……一一三
○昭和二十三年十一月九日(火曜日)……一一八
第二節　滿州の統一と開発……一二四
第三節　中國にさらに進出する計画……一三〇
第四節　蘆溝橋事件(一九三七年七月七日)から一九三八年一月十六日の近衛声明まで……一三五
第五節　華北の臨時政府……一三六
○昭和二十三年十一月十日(水曜日)……一三八
第六節　大東亞共栄圏……一四一
第七節　滿州と中國の他の地域とに対する日本の経済的支配
B部　第六章　ソビエット連邦に対する日本の侵略
B部　第七章　太平洋戰爭……一五三
○昭和二十三年十一月十一日(木曜日)……一六七
B部　第八章　通例の戰爭犯罪(殺傷行爲)……一八二
○昭和二十三年十一月十二日(金曜日)……一九九
C部　第九章　起訴狀の訴因についての認定……二〇八
C部　第十章　判　定……二一〇
刑の宣告……二二二
判決附属書……二二五

○昭和二十三年十一月四日（土曜日）

東京裁判判決言渡に際し国際検事局検事及弁護人の判決言渡に対する意見

裁判官

裁判長

オーストラリア連邦代表
　ウィリアム・F・ウェブ判事

判事

カナダ代表
　E・ストラット・マクドウガル判事

中華民国代表
　梅汝璈氏

フランス共和国代表
　アンリー・ベルナール氏

オランダ王国代表
　ベーナード・ローリング・A・ローリング氏

ニュージーランド代表
　エリヤー・ハーベー・ノースクロフト判事

ソビエト社会主義共和国連邦代表
　I・M・ザリヤノフ判事

グレート・ブリテン・北アイルランド連合王国代表
　パトリック判事

アメリカ合衆国代表
　マイロン・C・クレーマー判事

印度代表
　ラーダ・ビノード・パル判事

フィリピン代表
　ジャラニラ判事

検事部

主席検事
　アメリカ合衆国代表
　ジョセフ・B・キーナン氏

豪州検事団
　アメリカ合衆国代表
　フランク・ネイサン・J・R氏

中華民国代表
　向哲濬氏

グレート・ブリテン・北アイルランド連合王国代表
　E・S・コミンズ・カー氏

ソビエト社会主義共和連邦代表
　S・A・ラルスキー氏
　S・Y・ローゼンブラット大佐

オーストラリア連邦代表
　A・J・マンスフィールド氏

カナダ代表
　H・G・ノーラン代将

フランス共和国代表
　ロベール・ナキエット氏

オランダ王国代表
　W・G・F・ボスケル・ファン・マスデル氏

ニュージーランド代表
　A・T・ラング氏

インド代表
　R・H・ウィリアムズ代将

フィリピン代表
　ベドロ・ロペス氏

弁護人団

ローレンス・P・マクマナース氏
　被告荒木貞夫弁護人
フランク・リン・ローレン氏
　被告土肥原賢二弁護人
E・R・ハリス氏
　被告福岡芳郎弁護人
ジェームス・N・ブリーマン氏
　被告梅津美治郎弁護人
フランク・リン・ローレン氏
　被告平沼騏一郎弁護人
ジョン・A・ファーネス氏
　被告広田弘毅弁護人
ジョウゼフ・C・ハワード氏
　被告東條英機弁護人
フロイド・J・マタイス氏
　被告板垣征四郎弁護人
E・R・ハリス氏
　被告木村兵太郎弁護人
ジョン・G・ブラナン氏
　被告小磯国昭弁護人
ジョウゼフ・C・ハワード氏
　被告永野修身弁護人
アルフレッド・W・ブルクマス氏
　被告大川周明弁護人
フロイド・J・マタイス氏
　被告松岡洋右弁護人
アルフレッド・W・ブルクマス氏
　被告梅津美治郎弁護人
リーヤー・F・コース氏
　被告武藤章弁護人
ジョン・G・ブラナン氏
　被告岡敬純弁護人
オウエン・カニンガム氏
　被告大島浩弁護人
ジェームス・N・ブリーマン氏
　被告佐藤賢了弁護人
ジョージ・A・ファーネス氏
　被告木村兵太郎弁護人
ジョン・G・ブラナン氏
　被告白鳥敏夫弁護人
フロイド・J・マタイス氏
　被告鈴木貞一弁護人
ベン・B・ブレークニー少佐
　被告賀屋興宣弁護人
ジョージ・ブルーエット氏
　被告東郷茂徳弁護人
ベン・B・ブレークニー少佐
　被告梅津美治郎弁護人

弁護人（日本側）

鵜澤聰明氏

井原裕氏

被告荒木貞夫
　E・R・ハリス氏
被告賀屋興宣弁護人
　ジョン・G・ブラナン氏
被告木村兵太郎弁護人
　ジョウゼフ・C・ハワード氏
被告木村兵太郎弁護人
　アルフレッド・W・ブルクマス氏
被告小磯国昭弁護人
　フロイド・J・マタイス氏
被告佐藤賢了弁護人
　アルフレッド・W・ブルクマス氏
被告小磯国昭弁護人
　リーヤー・F・コース氏
被告武藤章弁護人
　ジョン・G・ブラナン氏
被告岡敬純弁護人
　オウエン・カニンガム氏
被告大島浩弁護人
　ジェームス・N・ブリーマン氏
被告佐藤賢了弁護人
　ジョージ・A・ファーネス氏
被告木村兵太郎弁護人
　ジョン・G・ブラナン氏
被告白鳥敏夫弁護人
　チャールス・B・コードル氏
被告鈴木貞一弁護人
　フロイド・J・マタイス氏
被告東郷茂徳弁護人
　ベン・B・ブレークニー少佐
被告梅津美治郎弁護人
　ベン・B・ブレークニー少佐
被告板垣征四郎弁護人
　E・R・ハリス氏
被告土肥原賢二弁護人
　ジョン・G・ブラナン氏
被告東條英機弁護人
　ジョウゼフ・C・ハワード氏
被告木村兵太郎弁護人
　アルフレッド・W・ブルクマス氏
被告小磯国昭弁護人
　フロイド・J・マタイス氏
被告松岡洋右弁護人
　アルフレッド・W・ブルクマス氏
被告梅津美治郎

鵜澤聰明、眞崎勝次郎氏
木村八十吉、高橋誠一郎氏
被告荒木貞夫、井上忠男氏弁護人
鵜澤聰明、三文字正平氏
真崎甚三郎、香椎浩平氏
小林躋造、一色良一氏
林銑十郎、東京裁判資料
平沼騏一郎、岡田啓介氏
被告小磯國昭弁護人
伊藤述史、清瀬一郎氏
上代琢郎氏
被告松井石根弁護人
岡本敏男氏、
松平康昌、
近衛文麿、
小田安馬氏
被告廣田弘毅弁護人
岡本尚一氏
佐伯千仞氏
鈴木九郎、清瀬一郎氏
被告武藤章弁護人
宗宮信次氏
小野清一郎氏
額田坦氏
被告橋本欣五弁護人
島内龍起氏
内田良平氏
島田信義氏
被告土肥原賢二弁護人
草野豹一郎氏
故板垣征四郎氏
被告畑俊六弁護人
島内龍起氏
内田良平氏
被告木村兵太郎弁護人
宗宮信次氏
小野清一郎氏
額田坦氏
被告白鳥敏夫弁護人
高柳賢三氏
戒能通孝氏
加藤一平氏
鵜澤聰明、三文字正平氏
荒木貞夫、
小林躋造、一色良一氏
林銑十郎、東京裁判資料
平沼騏一郎、岡田啓介氏
被告小磯國昭弁護人
伊藤述史、清瀬一郎氏
上代琢郎氏
被告松井石根弁護人
岡本敏男氏、
松平康昌、
近衛文麿、
小田安馬氏
被告廣田弘毅弁護人
岡本尚一氏
佐伯千仞氏
鈴木九郎、清瀬一郎氏
被告武藤章弁護人
宗宮信次氏
小野清一郎氏
額田坦氏
被告橋本欣五弁護人
島内龍起氏
内田良平

る者について、南京（訴因第四十五）、蘭東（訴因第四十七）、長沙（訴因第四十八）、蘭州（訴因第四十九）及び桂林と柳州（訴因第五十二）において、訴追を解除された第八及び一般人を殺害したものとして訴因を示している。

訴因第五十一は、捕虜中のある者について、一九三九年ハルビン・ゴーム間地域で蒙古及びウクビエット満洲の軍隊の人員を殺害したものとして訴追していた。

訴因第五十二は、捕虜中のある者について、一九三八年七月及び八月ウーサン間地域でウクビエット満洲の軍隊の人員を殺害したものとして訴追している。

訴因第五十三及び第五十四は、大川と白鳥を除いた全被告について、各地方の教育所及び労務班の職員、看守、捕虜及び一般人等に対し殴打の禁止及び慣例の遵守を命じ、暴行を黙認し、または許可するために、また、日本政府をして戦争の法規慣例の遵守を確保し、その違反を防止するに適当な手段をとらせたいために、共同謀議を行つたものとして訴追している。

訴因第五十四は、右と同じ被告について、その責任によつて戦争の法規慣例の遵守を確保し、その違反を防止するために適当な手段をとるべき法律上の義務を負つていたのに、これを行うことを怠り、黙認したものとして訴追している。

訴追状には五個の附属書がついている。すなわち、

附属書A1、訴因の基礎となつている主要な条約条項と慣例を約制している。

附属書B1は、協約の修項の一覧表である。

附属書C1は、日本が違反したといわれている協約を明記している。

附属書D1は、違反されたといわれている戦争の法規及び慣例を包含している。

附属書E1は、被告の個人的責任といわれているものに関する個条件の部分的な記述である。

これらの附属書は、（この判決の）附属書A-六に包含されている。

審理の途中で被告のうちの二人、すなわち松岡と永野は死亡し、大川被告は、審理を受けるに適せず、また自分を弁護することができないと宣告された。後つて、松岡と永野は起訴状から除外された。大川に対しては、この裁判の審理に基いて審議を続けることを中止された。

五月三日と四日に、起訴状は公判廷において全被告の出席のもとに朗読された。それから、裁判所は被告の申立を受けるために六日朝まで休廷した。六日には、現在本裁判所で審理されている被告に「無罪」の申立をした。

そこで、裁判所はその年の六月三日を検察側の証拠提出の開始の日と定めた。

その間に、弁護側は、起訴状に含まれている起訴事実を審理し決定する本裁判所の管轄権を争う動議を提出した。一九四六年五月十七日、弁論を終結に、右の動議の一切を「棄却」すべきとの判決を言渡した。これらの理由は、本判決のこの部の第二章で、本件に関する法を論ずるにあたつて、これを検討することにする。

検察側はその主張を一九四六年六月三日に始め、一九四七年一月二十四日に終つた。

弁護側の証拠提出は、一九四八年一月十二日に終了した。その間に、弁護人が全被告に共通な証拠を提出するについて、裁判の仕事を調整することができるように、一九四七年六月十九日から八月四日まで、休廷が許された。

検察側の反駁証拠と弁護側の回答証拠が許容され、証拠の受理は一九四八年二月十日に終つた。総計して四三三六通の法廷証が証拠として受理され、四一九人の証人が法廷で証言し、七七九人の証人が供述書と宣誓口供書によつて証言し、証拠の記録は四八四二頁に及んでいる。

検察側の最終論告と弁護側の最終弁論は一九四八年二月十一日に始まり、同年四月十六日に終つた。

『聖戦ノ進捗ナル原則ト一本当ニ講和ヲ策成セシメルガ如キ行動ヲ防止スル為メ軍事ナル手段』をとることを要求していた裁判所憲章第十二条にかんがみ、この裁判に要した期間については、いささか説明と註釈を必要とする。

提出される前に準備することのできる証拠や検察官の他の事項を、予のときどきに、途中でさえ、きつて訴訟するという普通の通訳方法を採用したならば、不必要な遅延が引き起されたであろうが、それを避けるために、精巧な発言録録管理（パブリック・ドレスクラスタム）が備えつけられた。この装置によつて、できる限り、英語または日本語への同時通訳が行われた。これに加えて、必要な場合には、中国語、ロシア語及びフランス語からの、また日これらの言語への、同時通訳が行われた。このような便宜がなかつたならば、裁判はもつと遅かに長い期間にわたつたことであろう。しかし、反対尋問中、異議についての即席の議論や、その他の偶然的な発言は、その進行につれて、書証の方法で通訳しなければならなかつた。

裁判所憲章の第十三条（イ）は『本裁判所ハ証拠ヲ聞スル事門民事的慣例ニ拘束セラルルコトナシ。本裁判所ハ、本裁判所ニ於テ最明力アリト認ムル如何ナル証拠ヲモ受理スルモノトス』と規定している。提出された大量の文書と口頭証言にこの規則を適用したために、必然的に非常な時間を費す結果になつた。その上に、起訴状の中の起訴事実からして、直接に、一九二八年から一九四五年に至る十七年間の日本の歴史の調査が必要となつた。それに加えて、われわれの調査は、それはを尊重にではないが、それ以前の日本の歴史の研究にも及んだ。なぜならば、この研究をしなければ、日本とその敵国者との相互の行動を正解し、評価することができなかつたからである。

起訴事実に包括されている期間は、日本の内政と外交において、激変した活動の行われた期間であつた。

国内的には、明治維新の時代に発布された憲法が、これを統治した軍人と文民との間で、重大な闘争の主題となつていた。結局には軍部が優位を獲得し、それによつて、われわれは統治の機構はみずからの行政の進行についても、これを左右することができるようになつた。政府部内における文官閣員と軍部の閣員の闘争において、後者が勝利された例民の代表者には早くから重要でになつた。支配と権力の争いは、文民の側にされ、個人的な文官によつて戦われたのであるが、これらの文官は、日とんどもつぱら内閣の中の文官大臣の地位を天皇の閣僚の地位を占めていたものである。軍人と文官の間の闘争は、長い期間に、わたるものであつた。多くの事件がこの争いの前長を示しているが、どの事件についても、検察側と弁護側の間で、意見の一致したことは無であつた。各事件の事実と証拠も、ともに論争の種であり、それに向つて多量の証拠が提出される論題であつた。

国内的には、さらに、起訴状には言及されている期間は、日本が近代的な業国家への移行を完成した時期である。また、日本の急速に増加する人口のはけ口として、日本の工場のために原料を手に入れることのできる供給源として、日本の製品に対する市場として、他の諸国の国土に対する要求が増大した時期である。対外的には、この期間中に、右の要求を満たそうとする日本の勢力が行われた。この分野でも、個事件の発生や意義について、争う余地がないように思われることまで争うというほどであつた。

二十五人の被告がこれらの事件で責任を負

刑を課せられなければならなかつた点、この点でも、「多々々困難」を伴つて進んだのであつた。

裁判所に提出された事実に関係する時間と場所との広汎な範囲、重要であつてもなくても、各事件について一々行われた論争とのために、裁判所管轄の要求したように、『迅速』に裁判は進行わけに行かなかつた。その上に、法廷で現されて自己の利益のために、通訳する必要があつたので、審理は少くとも二倍の長さになつた。日本語と英語の間の通訳では、両者の一つの国語を同じ西洋の他の言語に翻訳するときのような迅速さと簡単さをもつて、通訳を行うことができない。日本語から英語に、また逆にその反対に、逐語的に翻訳するのは、不可能なことが多い。大部分は意訳ができるにすぎない。しかも、両国語の専門家の間で、正しい意訳について、しば〳〵意見を異にすることがある。その結果として、法廷の通訳者たちの間に、たび〳〵、どう訳したらよいかについて困難を生じた。そこで、通訳に関する争いの問題を解決するために、裁判所は言語裁定部を設けなければならなかつた。

これらの習慣に加えて、検察官や弁護人や証人は、冗長であつたり、関連性を欠いたりする傾向があつた。この傾向を抑制することは、多くの場合に、全く入り過ぎたり、関連性のない質問や答弁が日本語で行われて、裁判所が英語の翻訳を用い、それに対する異議の申立てができるようになつたときには、すでに弊害が生じたあとであり、無用の時間が費されていたからである。ついには、この時間の浪費を防ぐために、特別な規則を実施することが必要になつた。

この目的のための主要な規則は、予定された証人の陳述書をあらかじめ提出しておくことと、反対尋問を主尋問に対する証拠の範囲に制限することであつた。

裁判所に提出された書証は、これらの規則によつて課せられた規則は、これらの規則にせよ、その他のどの規則にせよ、厳格に適用されたものはなかつた。裁判所は被告に対して公正であり、また審理点について関連性や重要性のある一切の事実を手に入れておかなければならないという最高の必要にかんがみて、ときどきは、寛容な取扱いが許された。

提出された証拠のうち、特に弁護側によつて提出されたものは、大部分が却下された。それは主として証明力がほとんどないか、全くなかつたからであり、または、全く関連性がないか、非常に曖昧な関連性しかないために、裁判所の助けにならなかつたからであり、さらには、すでに受理された類似の証拠を不必要に繁雑するものであつたからである。

証拠が受理され得る性質のものかどうかについての議論に、確かに多くの時間を費したのであるが、もし提出のために準備された証拠をすべて裁判所に受理したとしたら、審理はなはだしく長びいたであろう。かりにこれらの制限がなかつたならば、裁判はさらにいつそう長くなつたであろう。なぜなら、右のような制限がなければ、実際に提出されたよりも、はるかに関連性や重要性のすくない証拠が提出されたのに準備されたとおもわれるからである。

証言の多くは宣誓口頭でなされるか、または少くとも証人が宣誓し、自己の供述書であることを確認し、その供述書が受理され得るものとして決定された上、その筆頭内で、検察官または弁護人がそれを朗読することによつてなされた。証人は反対尋問を受けたが、それも異つた種類を代表する検察官や弁護人から受けることがしば〳〵あり、さらに、それから、再流反尋問を受けた。

証人を反対尋問する番号がなかつたときは、多くの場合に、その証人は出廷することなく、その宣誓口供書が提出され、朗読された。

提出された証拠の大部分は、裁判所を必要させるようなものであつた。事件の説明というものは、証人が証拠せずに自己の利益のために、これらの事件が続いもなく発生したということから通常生ずべき推論がこの場合には排除されなければならないことを裁判所に納得させるのでなければ、信ずるに足りないものである。本裁判所の経験では、弁護側の証人の大部分は、かれらの国郷に感恩と忠誠しようとはしたかつた。かれらは冗長なごまかしや言いのがれをもつてその証拠に対抗したが、それはいたずらに不信用を招くにすぎない。弁護側の最終弁論の大部分は、弁護のために提出された証拠を裁判所が信頼できるものとして取りあげるだろうという仮定に基いたものであつた。これはやむを得ないことであつた。なぜなら、弁護側としては、裁判所がどの証人を信用できる証人として認めるつもりであるか、どの証人を拒否しようとするかを予見することができなかつたからである。これらの弁論は大部分空虚に終つている。というのは、証人として率直さを欠くために、裁判所では信頼できるものと認めるつもりのない人々の証言に、かれらの議論の基礎が置かれていたからである。

こういつた証人の証言のほかに、非常に多数の文書が提出され、証拠として受理された。これらの文書には性質においてさまざまであり、ドイツの外交官を含めて、多くの出所から来たものである。裁判所にとつては、日本の陸海軍、外務省、内閣、その他政府の政府機立機関の重要な公式記録の原本の多くが存在しないという不利があつた。ある場合には、写であるといわれるものが提出されたが、何かの價値のあること分るかもしれないから、そのために受理された。公式記録の存在しないのは、日本に対する空襲中に紛失したことと、降伏後に敗戦軍が故意にその記録を破棄したことによるとされた。提出が遅れたことは、証拠が始まつたとき、または切迫していたときに、外務省や内閣官房やその他重要な官庁の このように大切な書類が完全な場所に移されなかつたというのは、奇怪なことに思われる。これらの書類がこのようにして破棄されたのでなく、この裁判所に提出されないように隠されているということがわかつたならば、国際正義のためにとつて、悲しい事が加えられたことになるであろう。

われ〳〵としては、入手し得た証拠について、われ〳〵が受理した他の証拠と照合によつて結びつけた上、これに頼るほかはない。これらの書類がないことは、われ〳〵が事実を探求するにあたつて不利となつたけれども、他の出所から、関連性のある情報を多数に入手することができた。非公式のあるいは少くとも非公式の性質にすぎないところの、この種の他の証拠のうちには、木戸幾太郎の日記と西園寺・原田両秘録とが含まれている。

おびただしい量に上る木戸の日記は、一九三〇年から一九四五年までの期間にわたつて、かれが内大臣秘書官として、国務大臣として、それから後には、内大臣の職を占めていた間、根拠にあずかる太皇の助言者としての地位において、重要な人物との接触をその当時に記録したものである。これらの事情にかんがみて、われ〳〵はこの日記を重要な文書と考えている。

いま一つの重要な文書、または一連の文書ともいうべきものは、西園寺、原田両秘録である。これは弁護側の提言の的となつたのであるが、それは無理もないことであつた。というのは、これらの文書の中には、弁護側が逆感におもつた陳述があつたからである。われ〳〵は、この批評は充分な根拠がないというの見方をもつたのであつて、これらの文書に対しても、弁護側がわれ〳〵に訴んだところよりも、大きい重要性を與えている。西園寺公は

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

設後の元老として経験の豊富な人物であったので、その経歴原因を通じて、直相を充分にあかるさまに知ることができた。政財界諸軍の最高上層部から情報を入手するという、この特別な任務に適していて、原田が長い間元老に仕えたということは、かれが信頼しうる人で、思慮があることを示すものである。もし事実無根であるとすれば、かれが信頼するに足りず、また無責任であったとしたら、かれの情報の入手先である重要な人物と、西園寺公がみずから親密に接触したことから見て、公は別段深くこれに信頼していたであろう。そして、原田はこの役目に引き続いて側近つていたかもしれない。裁判所に提出された西園寺公と原田文書の筆写書については、これらの文書は原田によって日録され、西園寺によって検討された同録の原本であることを、裁判所は認めるものである。これらの文書が本件に関連性をもっている限り、それに証拠されている事柄について、これらの文書は有用な、信頼のできる、当時の資料であると裁判所は考える。

A部　第一章　法

（イ）　本裁判所の管轄権

われ〳〵の意見では、裁判所憲例の法は、本裁判所によって決定的であり、これを拘束するものである。本裁判所は、最高司令官が連合国から與えられた権能に基いて設置した特別な裁判所である。その管轄権の根拠は裁判所憲例にある。この裁判では、裁判官はどのような管轄権をもっていては、裁判官はどのような管轄権をもっていない。本裁判所の裁判官が任命した最高司令官の命令は、次のように述べている。『本裁判所ノ裁判官ノ宣任、権力及ビ任務ハ同裁判所憲例ニ規定セラレアリ……』その結果として、本件のようなことがおこなわれば、本裁判所の裁判官は、被告の裁判に関して、きっちと権限をもっていないのであるが、本裁判所を構成し、かれらを裁判官として任命した文書によって、被告を裁判する権限を與えられたのである。ただし、いかなる場合にも、裁判所憲例に定められた法を裁判に適用するという義務と責任の下に置かれたされている。

右に述べた意見は、つぎに述べるような見解が主張されることがあるとしても、その見解を支持するものと解釈してはならない。その見解というのは、連合国またはどの国際国の見解というのは、戦争犯罪人の裁判と起訴について規定するにあたって、確立した国際法またはその原則もしくは原則と矛盾する法律を制定または公布したり、それらと矛盾する権限を自国の裁判所に與えたりする権利を国際法上でもっているという見解である。このような戦争犯罪人の裁判と起訴という目的のために、裁判所を創設する権利を行使し、その裁判所に権限を與えるにあたって、交戦国は国際法の範囲内で行動することができるにすぎないのである。

起訴状に含まれている起訴事実を審理し、判決を下す本裁判所の管轄権に対して、弁護人は下記おもな理由は次の通りである。

（一）　連合国は、最高司令官を通じて『平和に対する罪』（第五條（イ））を裁判所憲例に含め、これを裁判に付し得るものと指定する権能をもっていない。

（二）　侵略戦争にそれ自体として不法なものではなく、国家的政策の手段としての戦争を放棄した一九二八年のパリー條約は、戦争犯罪の意味を拡げてもいないし、戦争を犯罪であるとしてもいない。

（三）　戦争は国家の行為であり、それに対して、国際法上で個人的責任はない。

（四）　裁判所憲例の規定は、『事後』法であり、従って不法である。

（五）　ポツダム宣言の実施を定めている降伏文書は、この宣言の当時（一九四五年七月二十六日）の国際法によって無効とされていた通例の戦争犯罪だけが訴追される犯罪であるといい主張している。

（六）　交戦中の殺害行為は、交戦法規または戦争の法慣習違反の違反を構成する場合を除いて、戦争に通常伴うものであって、殺人ではない。

（七）　被告のうちの数名は捕虜であるから、一九二九年のジュネーヴ條約の規定に従って、軍法会議で裁判することはできるが、本裁判所で裁判することはできない。

裁判所憲例の法は、本裁判所にとって決定的であり、これを拘束するものであるから、弁護側が申立てた右の七つの主張のうちで、初めの四つについては、本裁判所はこれを却下すべき形式上の拘束を受けている。しかし、これに関連する法の適用問題が非常に重要であることにかんがみ、本裁判所は、これらの問題に関する裁判所の意見を述べておく。

一九四六年五月に、本裁判所は、この弁護側の申立てを却下し、裁判所憲例の効力とそれに基く裁判所の管轄権とを論定した。この決定の理由は後に申渡すであろうと述べた点、その後に、ニュールンベルグで開かれた国際軍事裁判所は、一九四六年十月一日に、その判決を下した。同裁判所は、他のことと共に次の意見を発表した。

『裁判所憲例は、戦勝国の間で権力を恣意的に行使したものではなく、その制定の当時に存在していた国際法を表示したものである。』

『問題は、この條約（一九二八年八月二十七日のパリー條約）の法的効果は何であったかということである。この條約に調印し、または、これに加わった諸国は、政策の手段として戦争に訴えることを将来に向って無條件に不法であるとし、明示的にそれを放棄した。この條約に調印した後に、国家的政策の手段として戦争に訴える国は、どの国をも、この條約に違反するのである。本裁判所の意見では、国家的政策の手段としての戦争を放棄する条約は、戦争犯罪人の訴追を規定している。』

『裁判所憲例は次のように明確に規定している。「被告人ガ自己ノ政府又ハ上司ノ命令ニ従ヒ行動セル事実ハ被告人ヲシテ責任ヲ免レシムルモノニアラズ。但シ裁ノ程度ノ情状ニ鑑スルコトヲ得」この規定は、すべての国の法と一致している。……理論はいろ〳〵であるが、大多数の国の刑事法の中に見られる基の基準は、命令の存在ということではなく、事実において心理上の選択が可能であったかどうかということである。』

ニュールンベルグ裁判所の以上の意見とその意見に到達するにあたっての推論に、本裁判所は完全に同意する。これらの意見は、先に挙げたところの、弁護側の強調した理由の初めの四つに対して、完全な答えを表わすものである。本裁判所とニュールンベルグ裁判所との格例が、重要な点において、すべて同一であることにかんがみ、本裁判所は、ニュールンベルグ裁判所の意見をもって本件に関連のあるものには、無條件の敬意を表するものである。いくらか違った言葉で問題を新たに論じ、そのために、両裁判所の述べた意見について紛糾する解釈が行われるようになって、戦争の起る途を開くよりは、その方がよいと考える。

本裁判所の管轄権を非難する第五の理由は、降伏文書とポツダム宣言によれば、裁判を行うべきものと考えられていた犯罪は、ポツダム宣言の当時の国際法によって認められていた戦争犯罪だけであるから、それは裁判所憲例の第五條（ロ）に述べられている戦争の戦争犯罪だけであるというのである。

侵略戦争は、ポツダム宣言の当時よりずっと前から、国際法上の犯罪であったのであって、降伏文書が裁判所憲例に與えようと試みている限定された解釈を手る根拠は全然ない。

いずれにしても、日本政府が降伏文書の條項を受諾することに同意したときには、戦争に対して責任があるといわれていた日本人が訴追されるということは、実際において日本政府が了解していなかったという、特別な議論が申立てられた。

この議論には、実際においてなんの基礎もない。本裁判所が誠実と認める資料に立証されたところによれば、降伏文書に調印する前に、閣議の点はすでに日本政府によって承認されていたのであり、降伏文書の受諾を明文化した当時の閣僚は、戦争に対して責任があるといわれた者が裁判に付せられるであろうということを予期していたのである。早くも一九四五年八月十日に、すなわち、降伏文書の調印よりも三週間前に、天皇は終戦文書の調印に対して責任者の処罰……を恐うと恐びれているものがある……而して今日は起訴事実を恐ぶならば時と現実とをいった、

弁護側の第六の主張、すなわち、殺人を行つたという起訴事実に関する主張は、後に論ずることにする。

これらの主張の第七は、捕虜として降伏した四名の被告、すなわち、板垣、木村、武藤及び佐藤のために行われている。かれらのうちの二人は日本の軍隊に属していた者であり、また捕虜であるから、捕虜に関する一九二九年のジュネーヴ條約の條文、特に第六十條と第六十三條に従つて、捕虜として軍法会議で裁判し得るものであって、この條約に基かないで無効とされた裁判所では、裁判し得ないというのである。この点に、山下事件において、アメリカ合衆国最高裁判所が決定したところである。ストーリー最高裁判所長官は、この裁判所の多数を代表して判決を言い渡すにあたって、次のようにいった。『以上に挙げた法規定の文章のかかり工合からして、第三節とそれに含まれている第六十三條とは、捕虜である間に犯した罪について、捕虜に対して行われる裁判手続だけに適用されるものであることが明らかであるとわれ〳〵は考える。この部分が第三章の第一節と第二節に言及されている第四の以外の第多取扱うものとして定められているということは、第五款に目少しも示されていない。』この結論とこの結論に到達するあたっての推論に、本裁判所は異意をもつ同意するものである。

本裁判所の管轄権を争うことに、まったく成立しない。

（ロ）　捕虜に対する戦争犯罪の責任

捕虜と、一般人抑留者は、それを捕える政府の権力内にある。これは必ずしも両方にそうではなかった。しかし、最近の二世紀の間に、この立場に承認され、この降伏の慣習法は一九〇九年の〈ーグ第四條約に正式に規定され、一九二九年のジュネーヴ俘虜條約にも規定され、一般人抑留者に対する取扱は、一九四九年の〈ーグ第四條約に正式に規定されている。』

捕虜に対する戦争犯罪の責任は、捕虜を型型している政府にある。この責任は、別なる状況の変換に限られるものでは無く、虐待の防止にも及ぶものである。また、條約によっても同様に、慎重国際法によっても恐止されているところの、捕虜に対する非人道的な行為は、捕虜に対して責任のある政府が防止すべきものである。

捕虜に対するこれらの義務を果すについては、政府は人によらなければならない。この意味で、責任ある政府とは、実に政府の職務を指揮し、経験ある人々のことなのである。この理論に、また上に述べた点についても、われ〳〵の関心は日本の内閣の関係にある。捕虜に対する義務は、政治上の抽象的な存在に課せられた無意味な義務ではない。それは特定の義務であって、第一次的に、政府を構成する人々によって履行されなければならない。近代の政府には非常に多くの義務と任務が伴うので、必然的に、義務の分割と委任に関する種種な制度が生じる。戦時において、政府の手にある捕虜に対する政府の義務については、その政府を構成する人々は、たとい捕虜の扶養と保護の義務を自分の責に委任したとしても、その捕虜に対して主要な、終局的な責任をもつものである。

大体において、日本の手にあった捕虜に対する責任は、次の者にあったといってよい。

（一）　閣僚

（二）　捕虜を指揮している部隊の指揮官である陸軍、軍武官

（三）　捕虜の福利に関係のある官吏の職員

（四）　文官であると、陸海軍武官であるとにかかわらず、捕虜を直接に取扱っている管理している職員

捕虜に正当な待遇を與えて、かれらの虐待を防ぐことは、責任のあるすべての人の義務であって、それには、これらの目的にあてられた組織を設け、それを整備的に、効率的に運営されるように、しなければならない。これも

の者は、次の場合に、この義務を怠り、捕虜の虐待について責任があることになる。

（一）　このような組織を設けない場合

（二）　このような組織を設けたとしても、

うまくしない場合

すべてこれらの者は、この組織が適当されていることを確かめる義務があり、もし確かめることを怠ったならば、それに対して責任がある。単に適当な組織を設けただけで、その後はその実際の運用を知ることを怠るならば、自己の義務を果したことにならない。たとえば、軍司令官または陸軍大臣は、この点に関するかれの命令について、かれが最も重要な事項について発した任かの命令の場合と同様に、それが確実に守られるように努力しなければならない。

しかし、適当な組織が設けられ、維持的に、効果的に運営されるようになっていて、しかも帝国の戦争犯罪が行われたという場合には、これらの者に責任がない。但し、次の場合にこのかぎりでない。

（一）　そのような罪が犯されていることをかれらが知っており、そして、それを知っていながら、特来のような罪が犯されることを防ぐために、自分の権限内の指揮をとらなかった場合、

または

（二）　右のようなことを知ることができなかったことについて、かれらに過失がある場合

このような者は不注意または怠慢でない限り、右のことを知っていたか、または知っているべきであったという場合に、このような犯罪を防ぐために、なにかの指揮をとることを、かれの所属する官吏がかれに要求し、または許可していたのであるならば、かれは不作為に対して責任を免れることはできない。権力で指揮の管轄内について、自分よりいっそう直接に関係している他の者からの指揮をやや容

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

れでということを示しても、ほかの点で責任がまぬれず、その責は犯罪を発生されるのに充分であるべきである。すなわち、者の他の人の地位と事、このような犯罪の報告の同盟とか、その他の保証の責務をさらに調査しなければならない立場におかれた場合である。犯罪がよく知られており、敵が多く、時と場所から見て非常に厳い緊張にあたっているということは、知っているものと推定するについて、考慮されるべき事項である。

内閣は戦争の主要な機関の一つとして、閣僚の責任について、連帯して責任を負うものであって、その閣僚は、すでに論じた理由の犯罪が行われていることを知っており、しかも特殊このような犯罪が行われるのを防止する適当なことをなすべきであったり、それに失敗したなら、まえて刑法として引渡さ責任を負担する場合には、かれは責任を解除されることはない。たとえいかれの主管していない省が捕虜の管理について収容に関係していない場合でも、これはあて はまることである。閣僚は常識することが出来る。われが捕虜の世話を知っておき、捕虜の責任を負う力がないのに、あえて内閣に加まり、これによって、引渡さ捕虜の保護についての内閣の連帯責任を分担するならば、特殊のどのような責任を引受けるものである。

陸軍省の指揮官は、命令によって捕虜を正当な特遇を与えるように、またその虐待を防ぐようにすることができる。陸軍大臣もそうすることができた。もしかれらの管轄の下にある捕虜に対して犯罪が行われ、そのようなことが起りそうなことをかれらがあらかじめ知っていたか、知っているべきであった場合には、かれらはこれらの犯罪に対して責任がある。たとえば、自己の指揮の下にある部隊の中で、通例の戦争犯罪が行われ、それについて、かれが知っていたか知っているべきであった場合に、非常に厳しい責任がある。

（二）起訴状

（平和に対する罪）という表題のもとに、裁判所憲章第五条（イ）は、これらの犯罪は、侵略戦争または国際条約、協定もしくは誓約に違反した戦争の計画、準備、開始及び遂行であって、この四つに加えて、右のいずれかを構成するための共通の計画または共同謀議に参加するというもう一つの罪がある。起訴状は裁判所憲章に基いており、以上のすべての罪は、裁判所憲章の他の犯罪に基くものである。

侵略的または不法な戦争を遂行する共同謀議は、その犯罪を行おうとする合意に、二人または二人以上の者が参加したときに生ずる。その後に、この共同謀議を実行するために、この共同謀議において参加するものは、最初の共同謀議者であるか、あとになって初めわかったかであるか。もし後者が共同謀議の目的を推用し、その達成のために計画を準備するならば、かれらは共同謀議者となる。この理由によって、すべての被告が共同謀議について語られているのであるから、共同謀議についていてもれない被告に関して、さらに計画と準備につないかえれば、これ〳〵は犯罪事実の性質上、これ〳〵は犯罪の性質上、これ〳〵は、裁判所憲章第五条（ロ）号の犯罪であるとの主張がなされている。

裁判所憲章第五条（ハ）号は、人道に対する罪を規定している。裁判所憲章の（ハ）号には、次の二項がある。『上記犯罪ノ何レカヲ犯サントスル共同謀議ノ立案又ハ共同謀議ノ参加セル指導者、教唆者及ビ共犯者ハ、斯カル計画ノ実行上生ズルコトアル一切ノ行為ニ付、其ノ何人ニ依リテ為サレタルカ問ハズ、責任ヲ有ス。』

ニュールンベルグの裁判所憲章にも、同じような規定があったが、そこでは、独立した項になっており、本裁判所の憲章のように（ハ）号のうちに入れられていなかった。この規定の形式の問題からして、それは明らかに別項としているものである。なぜなら、『共通ノ計画又ハ共同謀議』が犯罪とされているのは、裁判所憲章第五条（イ）号、すなわち平和に対する罪に関連してのみである。

起訴状は、裁判所憲章第五条（ロ）号、（ハ）号の犯罪を行おうとする共同謀議、または共同謀議の目的を達成するための計画または準備を、それぞれ別々に、独立した犯罪として、起訴状の中に、第五条（イ）に明記されている罪、侵略戦争の遂行または共同謀議以外のものは、侵略戦争の遂行の計画、準備、開始又ハ遂行である。侵略戦争の遂行または共同謀議の罪によって、殺人を行う共同謀議、または殺人を行う共同謀議でもあると申立てられた。本裁判所憲章に違反することのできる犯罪は、裁判所憲章第五条（イ）は、その中に示されている犯罪を犯す共同謀議は、それぞれ一つの罪であると述べている。第五条（イ）に明記されている罪で、共同謀議以外のものは、侵略戦争の遂行の計画、準備、開始又ハ遂行である。侵略戦争の遂行または共同謀議の罪によって、殺人を行う共同謀議の罪については、われ〳〵は、訴因第三十七と第三十八に含まれている殺人を行う共同謀議という起訴事実については、これを取扱う管轄をもっていないものと認定し、これらの起訴事実を受付けることを拒絶する。

起訴状には、全部で五十五の訴因があって、二十五人の被告を訴追している。訴因のうちの多くのものは、各被告がそれ〳〵訴追されており、その他の訴因では、十人または二人の被告が訴追されている。平和に対する罪だけについても、考慮すべき個々の起訴事実が七百五十六に上っている。

この状態は、たとえ起訴事実のうちのあるものが重複しているか、二つのうちのどちらかという場合でも、ある事項について有罪なことが検察側の提出しようとする証拠によって示されるならば、その事項をすべて審問するという普通のやり方を検察側が採用したことから起るのである。

裁判官は、検察側の提出した証拠が、その事項について有罪であることを示すものであるかどうかを決定しなければならない。

八篇　第三章

日本の満洲に対する侵略及び東洋上の覇権

一九〇八年一月一日以降の動乱

一九〇八年一月一日以降に、すなわち起源は既に説明されている期間の初めに、十分にある理由に発生しており、日本にある権利を取得し、かつある義務を負担していた。被害のような義務動を履行し、利用するためには、それらのものを認識しておくことが必要である。

一八九四―五年の日清戦争

一八九四―五年の日清戦争は、下関條約によって終ったが、それによって中国は、遼東半島に対する主権全部を日本に譲渡した。しかしながら、ロシア、ドイツ、及びフランスは、日本に対して外交的圧迫を加え、それによって日本がこの譲渡を放棄したければならないようにさせた。一八九六年に、ロシアは清国と秘密条約を締結した。この協定は、シベリア横断鉄道を満洲を横断して延長し、関東州地帯において敵国の艦隊を例外とするとともに、八十年間この鉄道を経営する権能をロシアに与えたものであった。この利権は一八九八年のロシア・中国間に締結された別の協定によって拡大された。この協定によってロシアは、ハルビンで東清鉄道を長春と結びつける権利を認められ、また遼東半島南部の二十五カ年間の借地とその借地における関税徴収の権利とを認められた。

第一回ヘーグ平和会議

世界のおもな諸国は、第一回平和会議のために、一八九九年ヘーグに会合した。この会議の結果として、三つの條約と一つの宣言が成立した。

この第一回平和会議の目標したところは、当時存在していた国際法体系に新しい戦争規則をつけ加えたというよりは、むしろ、すでに認められていた慣習法上の規則を整理すること、これを成文化することであった。

一九〇七年の第二回ヘーグ平和会議と一九〇六年七月六日及び一九二九年七月二十七日にジュネーブで採択された條約とに対して、これを同じことをなすことができる。

第一條約、すなわち国際紛争平和的処理條約（附属書Ⅰ―二）は、一八九九年七月二十九日に調印され、日本も、我国批准書を提出した各国及びその他の二十カ国とにより、またはそれらのために批准され、かつその後さらに十七カ国がこれに加入した。このようにして、全体で四十四の主要な諸国がこの條約に加入した。翌つて、この條約は、後に一九〇七年十月十八日にヘーグで採択された第二條約で改廃された第子を除いて、一九〇四年二月十日の日露戦争の開始より前に、あつ宣言状に挙げられた不幸に関連ある時期を通じて、日本を拘束していたのであった。

一八九九年七月二十九日にヘーグで締結された第一條約の批准によって、日本は国際紛争の平和的処理を確保するために全力を尽すこと、並びに、その交渉調停の一国または数国の斡旋または仲介に依頼することに同意した。

一八九九―一九〇一年の義和団事件

一八九九―一九〇一年の中国における、いわゆる義和団事件は、北京における最終議定書の調印によって、一九〇一年九月七日に解決された。（附属書Ⅱ―二）。この議定書は、日本及び民国以外の諸国の軍隊が、オーストリア・ハンガリー、ベルギー及びイタリアとにより、またはそれらのために調印された。この議定書によって、清国は北京の外国公使館所在の区域をもつぱら各国公使館の使用に充てること、かつ、各国がその公使館を保護することを認めることに同意した。清国がまた、各国が北平・秦皇島間の自由交通を確保するために、協定中に名を挙げられた諸地点を占領する権利を容認した。

この議定書の調印によって、日本は他の調印国とともに、その年の九月二十二日前に、協定の中に挙げられている地点に駐軍する軍隊を除いて、直隊省から全面的に撤兵することを約した。

日露戦争

一九〇二年一月二十日締結された日英同盟條約に基いて、中国における門戸開放主義の維持に関して、一九〇三年七月に日本はロシアと交渉を開始した。これらの交渉は、日本政府の思うようには捗らなかった。そこで、一八九九年七月二十九日にヘーグで日本が調印した国際紛争平和的処理條約の諸規定を無視して、一九〇四年二月、日本はロシアを攻撃した。満洲における激戦で、日本は十万の將兵の生命と正貨二千万円を犠牲にした。この戦争は、一九〇五年九月五日のポーツマス條約の調印によって終った。

ポーツマス條約

一九〇五年九月五日に調印されたポーツマス條約は、日露戦争を終結させ、屈辱状に挙げられた本省に関連ある規則を通じて、日本を約束した。（附属書Ⅱ―三）。この條約の批准によって、日本とロシアは、ロシアと韓国との間の国境で、ロシア国または韓国の領土の安全を脅かすおそれのある軍事的措置は、一切これを執らないことに同意した。しかし、ロシアは日本が韓国で最高の利益をもっていることを承認した。ロシアはまた、清国が承認することを條件として、旅順口と大連とその附近の遼東半島の領土との租借権を、この租借権に関連して、また旧その一部を形成する一切の権利と特権とともに、さらにこの租借権の効力が及ぶ地域の一切の公共営造物と財産を加えて、日本に移譲した。この移譲は、次のような明確な約定に基いて行われた。すなわち、日本とロシアは、租借権の効力が及ぶ地域を除いて、満洲から撤兵し、満洲の全部を完全に排他的に清国の行政に帰付すること、及び日本は租借地にあるロシア帝国臣民の財産権を完全に尊重することという約定である。これに加えて、長春から旅順までの鉄道及びその一切の支線並びにこれに附属する一切の権利、特権及び財産を、清国が承認することを條件として、ロシアは日本に移譲した。香港の鉄道をもつぱら商業上の目的のために利用し、決して戦略上の目的には利用しないという約定に基いて行われた。日本とロシアは、これらの移譲に対して、清国の承認が得られねばならないこと、及び清国が満洲の商工業を発達させるために、列国に共通な一般的門戸開放をとるについて、これを妨害しないことに同意した。

ロシアは、北緯五十度の線を境界として、サガレン島のそれから南の部分を、その島から南でその対岸にある一切の島々をも日本に割譲した。この割譲は、日本とロシアがサガレン島またはその附近の島々で、帰属全これに類する軍事上の工作物を築造しないこと、及び宗谷海峡と韃靼海峡の自由航路を維持することという約定に基いて行われた。

ポーツマス條約の附属議定書で、ロシアと日本は、両国の間で、満洲にある各種の鉄道線路一キロメートルごとに、十五名を超えない守備兵を置く権利を留保した。

北京條約

一九〇五年の北京條約によって、中国は満洲における鉄道の権利と財産を日本に譲渡することに同意したが、鉄道守備兵を置くという規定は承認しなかった。この條約の附属書によっているところの、日本と清国が一九〇五年十二月二十二日に締結した附属協定に基いて、日本は、満鉄附属地の一切の権利を放棄することに同意した。

この協定によって、日本は、満鉄附属地に駐兵することを放棄した。

満鉄附属地の撤兵

日本は、日本政府と日本臣民だけを除外とする会社として、南満州鉄道会社を一九〇六年八月に創立した。この会社は、長春から旅順に至る鉄道に通じている地域に、元の東清鉄道会社の使用人として設立されたものである。この会社は、ロシアから取得した鉄道とそれに附属する諸企業とを、日本が満洲で新たに設けた鉄道と企業とともに、管理する権限を与えられ、また実際にこれを管理した。そればかりでなく、租借地と鉄道附属地帯において、政府のある行政的権限を付與されていた。要するに、これは満州における日本政府の機関を管理する日本政府の機関として、創設されたものである。

ポーツマス條約の規定に反して、この会社の営業の規定するところによれば、有の組織地にある日本軍司令官に、軍事に関して、この会社に命令を発する権限、及び軍事上必要のある場合には、この会社の業務事項に関連する命令を発する権限をもつものとされていた。

中国における門戸開放主義

中国における門戸開放主義は、一八九九―一九〇一年のいわゆる義和団事件中に、アメリカ合衆国政府によって、次のような言葉で、はじめて宣言された。すなわち、

《合衆国政府の方針は、帝国における恒久的安寧をもたらすような解決を求め、諸国の領土と行政を保全し、條約と国際法によつて友好国に保証された一切の権利を保護し、かつ世界のために通商上の全世界にわたつて平等かつ公平な通商の原則を維持することである。》

日本をふくめて、他の関係諸国は、このように宣言された政策に同意した。この方針は中国に関するいわゆる門戸開放主義の基礎になった。このようにしてできた門戸開放主義は、その後二十数年にわたつて、清国の善公式な約束に基礎をおいていたが、一九二二年にワシントンで九国条約が締結されるに至つて、ついに條約の形に具体化されることとなつた。

一九〇八年の日米紳士協定

一九〇八年十一月三十日、日本政府とアメリカ合衆国政府との間に、中国と太平洋地域における門戸開放主義に関する同文通牒が交換されたときに、日本はこれらの地域においてこの主義を承認した。（附属書Ⅱ―四）。これらの通牒の規定は、起源状に挙げられた本件に関係のある全期間を通じて、日本とアメリカ合衆国を正式に拘束していた。この通牒交換によって、両国は左の点に同意した。

（一）太平洋における自由かつ平和な商業の発展を増進する両国政府の政策は、どのような侵略的傾向にも動かされることなく、太平洋方面における現状の維持と清国における商工業の機会均等主義の擁護とを目的とすること。

（二）両国政府は、相互の方面において、相互に他力の拡張を放棄すること。

（三）両国政府は、一切の平和手段によつて、清国の独立及び保全と同帝国における商工業に対する機会均等主義とを支持し、これによって、清国における列国の共通利益を保存する決意を有すること。及び

（四）もし現状維持を脅かす事件が発生したときは、両国政府は、自己がとらんとする措置に関して、たがいに通告すること。

韓国併合

日本は一九一〇年に韓国を併合し、清国における日本の諸権利と関係に増大した。それは満州にいた韓国人の移民がそれによつて日本帝国の臣民となつたからである。一九二八年一月一日までには満州にあつた韓国人の数は、約八十万人に及んでいた。

中国と日本の主張の対立

予期された通り、南満州鉄道の経営と遼東半島租借権の享有とに関連して、中国で日本が治外法権を行使したことは、日本と中国の間に絶えず摩擦を引き起した。一八九六年の條約によって増補された一九九六年の條約によって、清国から譲渡された一切の権利と特権を日本がすでに受け継いでいたこと、これらの権利の中の一つは、鉄道附属地帯内の絶対的な行政であつたこと、並びに、その地帯の中で、日本は警察、課税、教育及び公共施設の支配というような、廣い行政権をもつていたことを、日本は主張した。中国は、このような條約の解釈を否認した。日本はまた、鉄道附属地帯に鉄道守備兵を置く権利をも主張したが、この権利をもまた中国は否認した。日本の鉄道守備兵に関して起つた種々の紛議は、鉄道附属地帯内における守備兵の駐屯とその活動だけに限られていたのではなかつた。これらの守備兵は、正規の日本兵で、しばしば鉄道附属地帯の外で演習を行つた。それらの行動は、中国側の官民にとつて特に不快であり、かれらにとつて、法律上で正当化しえないものと認められ、また平和事件の種になるものと考えていた。それにかかわりでなく、日本は満州に領事館、警察を置く権利を主張した。このような警察は、ハルビン、チチハル、満州里のような都市にある一切の日本領事館管轄区域と、朝鮮人が多数居住していたいわゆる間島地方とにあつた日本の領事館及び領事分館に附属されていた。この権利は、治外法権に当然に伴うものと主張されたのである。

二十一カ條要求、一九一五年の中枢と日本の條約

一九一五年に、中国に対して、日本は有名な二十一カ條要求を提出した。その結果として、できた一九一五年の中国と日本の條約は、日本臣民が南満州において自由に居住往来し、またどのような商工業にも従事することができると規定した。これは重要かつ異例権利であつて、條約批准外の中国領土では、日本以外のどの臣民によつても享有されていなかつた。しかも、この條約の規定の中の《南満州》という語は、後になって、満州の大部分を含むものと日本によつて解釈されるようになった。さらに、この條約は、南満州において各種の商工業と農業に適当な建物を建設するために、日本臣民が必要な土地を売買することを規定していた。

この條約は、日本臣民に対する土地の賃貸借を規定していた。

この條約は、日本臣民が必要な土地を売買することを規定していた。

この條約の解釈は、中国と日本の間に紛争の種となった。一九一九年のパリー会議で、この條約は《無効》であつて、日本の最後通牒の強制のもとに締結されたものであるという理由で、中国はその廃棄を要求した。一九二一―一九二二年のワシントン会議で、中国代表は《この條約の効力及び公正とその基本的効力とについて》中国代表が問題を提起した。さらに一九二三年三月に、すなわち、関東州の二十五カ年租借期限が満了する少し前に、中国は日本に対してこの條約を廃止するための要求を再び通告した。一九一五年の條約と通牒は中国における無効によって常に非難されてきた》と述べた。中国側は一九一五年の協定が《基本的効力》を欠いていると主張していたので、満州に関する諸規定は、特効力を無行することが便宜である見解を除いて、これを履行することを拒んだ。その結果として、日本が自国の條約上の権利であると主張したものを中国側によって侵害されたことについて、日本側は非常に不満を感じた。

一九一七―一九二〇年の連合諸国のロシアに対する干渉

第一次世界大戦は、日本に対して、ロシア大陸におけるその地位を確保する機会を与えた。

側とたつロシア革命は一九一七年に起つた。一九一八年に、日本は連合諸國の原案に参加したが、この原案によつて、ロシア軍が後になつて必要とするかもしれない軍需品を守り、ロシア領土のチエコスロヴアキア軍の撤退を援助するために、一團からの兵力が七千名を越えない程度で、軍隊をシベリアに派遣することになつた。

一九二五年の日ソ北京條約

日ソ國交は、一九二五年一月二十日に北平で調印されたところの、日本とソビエット社会主義共和連邦との間柄を定める基本的規則に関する條約の締結によつて、結局は一時安定を見た。この條約は、要旨次に挙げられた事件に関するある期間を過ぎて日本が撤退していた。（附属書B－五）。この條約の締結によつて、当事國は戦前に次の点を確認した。すなわち、

（一）両國間に、たがいに平和と友好の関係を維持すること、両國の管轄権内で有効な国内の生活を定めるという国家として当然な権利を充分に練習すること、並びに、会社または經営の計画であつて、いずれかの部分で秩序と安全を乱らうとする如きものもないこと。

（二）平和維持のために、国の安全に支障のない限度内で、軍備を縮小する必要があること、並びに、軍備に関して実行を誠意のない報告を交換することによつて、この国内に日本が協力すること。

（三）日本は一切の沿海州諸島の領土侵略を略略存在していた政治的統治を放棄すること。

（四）他の連盟國との間に紛争が発生した場合には、日本はその事件を連盟理事会または仲裁裁判に付託し、また仲裁裁判官の判決または連盟理事会の報告書を誠実に遵守するまで戦争に訴えないこと。

（五）連盟國の締結する一切の國際協定は、秘密事務局に登録されるまで、その拘束力を生じないこと。

戦争の結果として、敵対諸國の主権から離れた植民地及び領土であつて、為時まだ自立することのできなかつたものについては、日本は次の点に同意した。

（一）その住民の福祉及び発達をはかること。

（二）これらの植民地及び領土は、連盟に代つて委任に基いて施政が行われるために、先進國の後見のもとに置かれること。

（三）委任統治國土においては、奴隷または強制労働の廃止されること。

（四）他の連盟國の通商と貿易に対して、均等の機会を付与すること。

（五）連盟國の締結する一切の國際協定は、秘密事務局に登録されるまで、その拘束力を生じないこと。及び

（六）連盟國の締結する一切の國際協定は、秘密事務局に登録されるまで、その拘束力を生じないこと。

戦争の結果として、敵対諸國の主権から離れた植民地及び領土であつて、為時まだ自立することのできなかつたものについては、日本は次の点に同意した。

（一）その住民の福祉及び発達をはかること。

（二）これらの植民地及び領土は、連盟に代つて委任に基いて施政が行われるために、先進國の後見のもとに置かれること。

（三）委任統治國土においては、奴隷または強制労働の廃止されること。

（四）他の連盟國の通商と貿易に対して、均等の機会を付与すること。及び

（五）連盟國の締結する一切の國際協定は、秘密事務局に登録されるまで、その拘束力を生じないこと。

調印された一国の締結する条件として捕虜し、実現しようとしたところの、一般的な了解と均衡関係をかき乱すことになる。カンクトン会議に出席した九カ国は、同会議で締結された他の諸條約よりも、次の目的を達成するために、一つの條約を結んだ。その目的というのは、極東の事態を安定させ、中国の福利と利益を増し、機会均等の原則の上に中国と他の諸国との間の交通を拡張するための政策を採用することを希望するということである。この條約は、次の諸国によって、一九二二年二月六日に調印され、後に批准された。それはアメリカ合衆国、イギリス帝国、ベルギー、中国、フランス、イタリア、日本、オランダ、ポルトガルである。〔附属書B—一〕この條約は現存能に達られた未件に関係のあるすべての問題にわたって、日本を拘束していた。

この條約を締結することによって、他の諸国は、日本に次のことに同意した。

（一）中国の主権、独立、その領土的と行政的の保全を尊重すること。

（二）中国がその有力で安定した政府を樹立し維持するために、中国に対して、最も完全で最も障碍のない機会を與えること。

（三）中国の領土全体にわたって、あらゆる国の国民の商工業に対する機会均等主義を有効に樹立し、維持するために協力すること。

（四）友好国の臣民または市民の権利を減殺するような特別の権利または優遇を求めるために、中国の情勢を利用することや、この友好国の安全に害のある行動を誘発することを行わないこと。

（五）前記の諸原則にそむき、またはこれを害するような條約、協定、取極めまたは了解を他の一国または数国との間に締結しないこと。

（六）中国がそこに安定の地域で、商業上または経済上の発展に関して、自己の利益のために一般的無政権状態を安定することになるかもしれない事柄の、事件に中国で紛争を惹起しまたは工業を貧な権利を、または どのような公共企業でも、これを中国政府もしくは地方官憲と共同経営する権利を、他国の臣民から奪うような、または機会均等主義の実際的適用を無効にしてしまうと認められるような、歴史的または慣習的のものを求めることをせず、また自国民にそれらのものを求めるのを支持することをしないこと。

（七）中国の現安地方に勢力範囲を創設しようとしたり、または相互に排他的な機会を與えようとしたりする目的で、自国民が自発的につくる協定などのようなものでも支持しないこと。

（八）中国の中立を尊重すること。並びに

（九）條約国のいずれか、この條約の規定の適用を妨害するような事態が発生したと認めたときは、いつでも、他の諸約諸国と充分な、隔意のない交渉をすること。

このようにして、中国における門戸開放政策を実行するために、諸国は正式な、厳重な條約に同意した。日本はこの條約に同意し、調印し、またそれを批准したばかりでなく、ワシントン会議における日本の全権委員は、日本がこの條約中に定められた諸原則に対手を受けて義務するものであると声明した。右のような、次のような宣言を用いた。

「何人も支配に対してその神聖な自治の権利を否定するのではない。支那がその最大な研究を達成しようとすることに対して、何人も妨害するものではない。」

一九一二年の阿片條約

太平洋の事態に関連があり、また特に日本と中国の関係に密接されるところの、もう一つの重要な協約に日本は加入した。この條約は、ヘーグにおける国際阿片会議において一九一二年一月二十三日に調印された阿片その他の麻薬取締に関する條約及び最終議定書である。〔附属書B—一一〕。この條約は、ソビエット社会主義連邦を除いて、日本及び起訴狀を提出した諸国によって、または それらの名において、調印され、批准されたものである。この條約は、第一条に規定された未件に関連のあるすべての時期にわたって、日本はこの條約に拘束されていたのである。この條約はまた他の四十六ヵ国によって調印され、批准され、さらに六ヵ国が後にたって加入したものである。阿片、モルヒネ、コカイン、並びにこれらの物質から製造または抽出された薬品で、これらと同様の害毒を引き起すものの、また引き起すものの濫用を次第に禁止しようとして、諸国はこの條約を締結したのであった。他の諸約諸国とともに、日本は次の諸点に同意した。

（一）日本はこれらの薬品の製造、販売及び使用を次第に、また有効に禁止する措置をとること。

（二）これらの薬品の輸入を禁止している国に対して、日本はそれらの輸出を禁止すること、また、これらの薬品の輸入を制限している国に対して、日本はそれら薬品の輸出を制限すること。

（三）中国並びに中国内にあるその租借地、居留地及び勢力範囲内における これらの薬品の販売を禁止するために、日本はこれらの薬品の輸入を禁止するための措置をすること。

（四）中国社会内と別一の步調をもって、日本は中国内にある その製造地、居留地及び勢力範囲内における これらの薬品の販売と使用を禁止するための措置をとること、並び

（五）これらの薬品の販売と分配を規制するために、中国政府が公布した勅令に関する法令が、日本は中国に居住する自国民に対して効用することによって、その法令の効行に協力すること。

国際連盟第二阿片会議

国際連盟の第二阿片会議は、一九二五年二月十九日の條約（附属書B—一二）を調印することによって、一九一二年の阿片條約をさらに補足し、強化した。この條約は、阿片、コカイン、モルヒネその他の有害な薬品の不正取引と濫用を禁止するために、調印諸国が行つた全面的な努力を示すものであった。この條約は、アメリカ合衆国、フィリピン諸、中国を除いて、日本及び起訴狀を提出した諸国によって、また それらの名において、調印され、批准されたものであった。この條約はまた四十六ヵ国によって確定的に加入された。同盟及連合国は、ダエルサイエ條約の第二百九十五條において、この條約の批准は一九一二年一月二十三日の阿片條約の批准と見做されることを規定している。ダエルサイエ條約の第二百条による国際連盟規約は、その第二十三條において、阿片その他の有害薬物の取引に関する諸協定の実施について、それに対する一般的監督を、連盟国が今後は連盟に委託することを規定した。第二阿片会議は、これらの規定に従って開催されたものであって、一九二五年一月一九日の條約は、阿片その他の薬品の濫用を禁止するために、諸国政府は中央委員会の組織、濫用に関する規定を設けた。さらに、その他の調印諸国と同様に、他のいろいろなことと共に、日本は次の諸点に同意した。

（一）阿片の生産、分配及び輸出に対する有効な方法を確保するために、また、この條約中に規定されている阿片その他の薬品の販売、輸入、販売、分配、輸出及び使用をもつぱら医療と学術用に制限するために、日本は法令を制定すること、及び

（二）この條約に指定されている薬品の生産、販売、販売、消費、授受、輸入、輸出、政府用消費、その他に関して、日本はできるだけ完全で正確な前年度の統計を毎年連盟中央委員会に送付すること。

日本の極東政策は、一九三八年十一月二日に、この連盟中央委員会との協調を打ち切る

ことを決定した。この決定の理由は、中国に対する侵略戦争であると称せられた日本の目的を阻止するために、規約に基いて日本に制裁を加えるべき義務を連盟に與えたということであった。この決定の通告は、右の日に国際連盟事務総長に送付された。

一九三一年の阿片條約

満洲の製造販売及び配給に関する條約として知られている第三の條約は、一九三一年七月十三日に、ジュネーブで調印された。〔附属書B—一三〕。この條約は、日本及び起訴狀を提出した各国並びにその他の五十九カ国によって、または それらの名において、調印され、批准され、または加入されたものである。この條約は、前項の一九一二年の阿片條約に対する補足であり、また それらを強化するものである。

（一）他の諸国との関係において、武力に訴えることをなるべく避けるために、日本は国際紛争の平和的処理を確保するに全力をつくすこと、及び

（二）重大な意見の衝突または紛争を生じた場合において、武力に訴える前に、日本はその友好国中の一国または数国の仲介に依頼すること。

ケロッグ・ブリアン條約

一九二八年八月二十七日にパリーで調印されたケロッグ・ブリアン條約、すなわちパリー條約は、侵略戦争を不法であるとし、かつ、国際紛争の平和的処理に関する一九〇七年十月十八日のヘーグ第一條約によって明示された法を再掲した。〔附属書B—一五〕。この條約は、ソビエット社会主義共和連邦、中国等がオランダを除いて、日本及び起訴狀を提出した諸国によって、または それらの名において、調印され、批准された。日本はこの條約を一九二九年七月二十四日に批准し、中国は一九二九年五月八日にこの條約に加入した。オランダは一九二九年七月十二日にこの條約に加入し、ソビエット社会主義共和国連邦は、一九八年九月二十七日に加入した。彼ら、日本と起訴狀を提出した各国は、一九一九年十月、十四日までに、この條約に確定的に加入していた。その上に、他の八ヵ国がこの條約に調印し、批准していた。ある時期には、さらに四十五ヵ国がこれに加入していた。この條約は、起訴狀に挙げられた本件に関連のあるようなすべての時期にわたって、日本を拘束していた。

日本が各方面約国は、国際紛争を解決するために、戦争に訴えることを不法とし、またその相互関係において、国家の政策の手段としての戦争を放棄することを宣言した。

次に、締約国は、相互間に起るかもしれない一切の紛争または紛争は、その性質または起因がどのようなものであっても、平和的手段による以外には、その処理や解決を求めないことを約束した。

この條約の批准に先だって、締約国のあるものは、自衛のために戦争を行う権利を留保し、この権利のうちには、ある事態がそのような行動を必要とするかどうかを、みずから判断する権利を含むと宣言した。国際法にせよ、国内法にせよ、武力に訴えることを禁じている法は、必ず自衛権によって制限されている。自衛権のうちには、今にも攻撃を受けようとしている国が、武力に訴えることが正当であるかどうかを、第一次的には自分で判断するという権利を含んでいる。ケロッグ・ブリアン條約を最も重大に解釈しても、自衛権は、戦争に訴える国家に対して、その行動が正当かどうかを最後的に決定する権限を與えるものではない。右に述べた以外のどのような解釈も、この條約を無效にするものである。米政府所は、この條約を無效にするにあたって、諸国が必滅な芝居をするつもりであったとは信じない。

ヘーグ第三條約

一九〇七年のヘーグ会議で諸国が締結した、ヘーグ第三條約は、開戦に関する條約であって、

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

た。（附属書B—一六）この條約は、中國を除いて、日本及び起訴状を提出した諸國によつて、また既にそれらの名において、調印され、批准された。しかし、中國は一九一〇年にこの條約に加入した。ポルトガルとタイを含む合計二十五ヵ國がこの條約に調印し、批准した。後に至つて、六ヵ國がこれに加入した。この條約には、補償問題を含んでいない。この條約は、補償問題の戰爭の場合に效力をもつと規定している。この條約は、起訴状に述べられた本件に關連のあるすべての問題にわたつて、日本を拘束しているこの條約を批准することによつて、他のいろ〳〵なことと共に、日本は次のことに同意した。

日本と他の戰鬪國との間の敵對行爲は、戰争を開始した宣戰者告の形式か、條件付の宣戰布告を含む最後通牒の形式において、明白な事前の通告によらたければ、開始してはならないこと。

（一）ヘーグ第三條約

一九〇七年のヘーグ第三條約は、陸戰の場合における中立國及び中立國人の權利義務に關する條約である（附属書B—一七）。この條約は、グレートブリテン、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、インド及び中國を除いて、日本及び起訴状を提出した諸國によつて、またはそれらの名において、調印され、批准された。しかし、中國は一九一〇年にこの條約に加入した。タイ及びポルトガルを含む合計二十五の國家がこの條約に調印し、後になつて、三ヵ國がこれに加入した。この條約に調印したグレート・ブリテンとその他の十六ヵ國は、これを批准していない。

この條約は、ヘーグ諸條約のうちで、「臨時入條款」を含む條約の一つである。この條約は、一九四一年十二月八日にグレート・ブリテンが宣戰したときに、直接に條約に基く日本の義務としては、こんどの戰爭に適用されなくなつたけれども、依然として相對國間の法のりつぼた誠物であり、與えられた事態であつて、この條約に規定された諸原則が適用できるようなものについて、そこに適用されるべき國際法が何かということを決定するにもたつては、他のすべての入手し得る證拠とともに、考慮に入れられるべきものである。

この條約によつて、他のいろ〳〵なことと共に、日本は次のことに同意した。

（一）中立國の領土は不可侵であること。

（二）交戰國が、軍隊または弾薬その他軍需品の輸送路を、中立國の領土を通つて動かすことを禁ずること。及び

（三）兵器、弾薬、その他一般に軍隊または戰争の役に立つ一切の物を、交戰國の一方または他方のために、輸出または輸送する、ことを、中立國は阻止する必要がないこと。

（一）ヘーグ第四條約

一九〇七年のヘーグ第四條約は、陸戰の法規慣例に關する條約である。（附属書B—一八）。陸戰の法規慣例に關する規則は、右の條約に附属しその一部であるとされた。（附属書B—一九）。この條約は、中國を除いて、日本及び起訴状を提出した諸國によつて、または、それらの名において、調印され、批准された。タイとポルトガルを含むその他の十九ヵ國もこの條約に調印し、批准した。後になつて、他の二ヵ國がこれに加入した。

この條約は、ヘーグ諸條約の中で、「臨時入條款」のついている他の一つの條約である。この條約についてわれ〳〵がすでに述べたことは、ここでも、同じように適用される。

この條約の前文に述べられているように、締約國は、どんなに極端な場合でも、戰爭の惨禍を減らすことによつて、人類の福利と文明の繁榮に期待するという要望に動かされ、交戰者の行動の一般的準則としての役目を果させようとして、この條約及びそれに附帯することの規則を採択したのである。実際に起りそうな場合のすべてにわたつて適用すべき規定を、その際に協定しておくことは不可能であると認めて、各國は次のように宣言した。予見できない場合を軍隊指揮者の判斷に委せてしまうのは條約國の意思ではないこと、一層完全な法典ができるまでは、この規則に含まれていない場合には、一般住民と交戰員は、依然として文明諸國の慣習、人道の法則及び公共の良心の要求から生ずる國際法の保護と原則のもとにあること。

この條約によつて、その他のいろ〳〵なことと共に、日本は次のことに同意した。

（一）捕虜は敵の政府の権力内に属し、これを捕えた個人または部隊の権力内に属しないこと、捕虜は人道的に取扱われなければならないこと、捕虜が持っているものは、兵器、馬及び軍用書類のほかは、依然としてその所有物であること。

（二）交戰國の軍隊に属する者は、戰闘員であるが、非戰闘員であるかにはかかわりなく、捕えられた場合に、捕虜として取扱われること。

（三）負傷以外には、捕虜の労働を使用することができるが、その労働は過度のものでなく、また一切の戰作動に關係しないものであること、捕虜の行つたすべての仕事に對しては、支拂いをすること。

（四）交戰國間に特別な協定がないときには、賄賂、窃盗及び暴虐に関して、捕虜はこれを捕えた軍隊と対等な取扱いを受けること。

（五）自國の権力内にある捕虜は、自國の軍隊で行われている懲戒に服するものであり、また、その刑罰を受ける権利があること。

（六）日本は敵対行爲の開始とともに情報局を設置すること、捕虜問題に関する一切の問合せに答えることを任務とし、各捕虜に関して現在までの経過を報告し、その際に捕虜に関する一切の必要な事柄を明らかにすること。

（七）捕虜の有用な物品を配給すること。

（八）捕虜のための教育、娯楽、休養に対して、その人道的事業を円滑に遂行するために一切の便宜を與え、その代表者は教育その他を行うために收容所に出入を許されること。

（九）次のことを禁ずること。（イ）毒または毒を施した兵器を使用すること。（ロ）敵國または敵軍に属する者を欺瞞をもつて殺し、または傷つけること。（ハ）兵器を盗て、またはもはや防禦手段を失つて、自発的に降服した敵を殺し、または傷つけること。（ニ）助命しないという宣言をすること。（ホ）白旗、敵の國旗、軍用の徽章、制服、またはジュネーグ條約の特殊記章を濫用すること。または、（ヘ）戰爭の要求上どうしても必要な場合のほか、敵の財産を破壊し、または押收すること。

（九）但し、負傷者、病者及び遺骸のために用ひられる建物、学術、学術及び慈善のために用ひられる建物、歴史上の記念物、病院および病者及び傷者の收容所が損害を免れるように必要な一切の手段をとること。

（十）都市その他の地域は、攻撃によつて敵を取ろうとする場合でも、これを掠奪すること を禁ずること。及び

（十一）戰爭中家族の名誉と権利、個人の生命、私有財産及び宗教上の信仰と慣行を尊重すること。

ジュネーグ傷病者條約

傷病の待遇に関する條約は、一九二九年七月二十七日に、ジュネーグで調印された。（附属書B—二〇）。四十七ヵ國がこの條約に調印し、三十四ヵ國がこれを批准するか、またはこれに加入した。オーストラリア、ポルトガル及びソビエット社会主義共和國連邦を除いて、起訴状を提出した諸國によつて、またはそれらの名において、この條約に調印され、批准された。

日本は全權委員を送り、この委員は会議に

出席して條約に調印した。しかし、一九四一年十二月七日における開戰の前には、日本はこの條約を正式に批准していなかつた。しかし、一九四二年の初めに、合衆國、イギリス及びその他の諸國は、かれらがこの條約を遵守することを日本に申出て、日本から保証を求めた。日本の外務大臣は諾答東郷であつたが、かれを通じて、日本は関係諸國に対して、日本はこの條約によつて正式に拘束されてはいないが、アメリカ、ブリテン、カナダ、オーストラリア及びニュージーランドの補償に対して、「必要な変更を加えて」この條約を適用すると宣明し、保証を與えた。この保証によつて、この保証が與えられた当時存在することが関係諸國に知られていた特別の事情のために、その條項に文字通りに従うことができない場合を除いて、日本はこの條約に従う義務を負うことになつた。右の特別な場合には、文字通りの遵守にできるだけ近いものを適用する義務を日本は負つていた。この保証の効果は、この判決で、追つてさらに詳しく考察することにする。

この條約は、一九〇七年十月十八日に締結された捕獲の法規慣例に関するヘーグ條約の條約關が考えていた「一層完全ナル海戰法規ニ関スル法典」である。この條約は、その條項によつて、右のヘーグ條約に附属している「法規」の第三章と考えるべきであると規定している。この條約は、「捕獲入條款」は含むことなく、かえつて、交戰國の一がこの條約の当事者でない場合でも、この條約の規定はこれに参加した交戰國の間に拘束力があるといふ規定を含んでいる。

この條約は、他のいろ〳〵なことと共に、次のことを規定している。

（一）捕獲は敵國の権力内に属し、これを捕えた個人または部隊の仕業に依存しないこと。捕獲は人道的に取扱われなければならず、また暴行、侮辱及び公衆の好奇心に対して特に保護されなければならないこと。

（二）捕獲は敵國の軍隊の仕業を與えること。捕獲を手負虜囚、または負傷者の捕獲に関しては、海洋条約二十四時間

えとして、紀元前に遡られた本件に関連のあるすべての期間にわたつて、日本とその臣民を拘束していた。この條約は、どんな場合にも、捕獲国はこれを放棄しなければならないという種類の規定を含んでいる。戦時において、交戦国のうちの一つがこの條約に参加していないときは、その規定に参加している交戦国の間に効力がある。

日本及びその他の捕獲国は、この條約に調印し、批准することによつて、他のいろ〳〵なことと共に、次のことに同意した。

（一）軍人及び公に軍隊に附属するその他の人員で、負傷しまたは病気にかかつたものは、どんな場合にも尊敬され、保護されること。われらは、国籍の区別なく、これを自己の権力内に発見した交戦者によつて、人道的に待遇され、また看護されること。

（二）各戦闘の後に、戦場の占領者は、傷者や死者を捜索し、また強奪や虐待に対してこれを保護する措置をとること。傷者や病者や死の権力内に陥つたものは、捕虜となり、捕虜に関する国際法の一般規則を適用されること。

（三）傷者と病者の救護、醫療及び治療に、また病人上の部隊及び衛生物の準拠に、もつぱら慈善を考える人員と軍隊附属の教授者とは、尊敬され、保護されること。これらの者は、敵の手に陥つたときでも、捕虜として取扱われないこと。また抑留されないこと。右の人員は、所有する武器や器具を持つて、直ちにその属する軍隊に送還されること。

（四）救護隊及部隊と衛生上の固定宿営物は、尊重し、保護されること。敵の手に陥つたときでも、傷者や病者の看護のために必要な建物、設備、備品、その他の材料を保有すること。

（五）この條約によつて尊重され、保護される権利のある人員、部隊及び宿営物だけが、ジュネーヴ條約の特殊記章を掲揚することができること。及び、

（六）交戦国の軍隊の指揮官は、この條約の一般原則に従つて、前述の諸條の実施の細目と現実場れの事項を補足すること。

ヘーグ第十條約

ヘーグ会議で協定され、一九〇七年十月十八日に調印された第十條約は、一九〇六年七月六日のジュネーヴ條約の原則を海戦に適用する條約であつた。（附属書B－二二）。この條約は、グレート・ブリテン、オーストラリア、カナダ、インド並びにニュージーランドを除いて、日本及び起訴状を提出した諸國によつて、またはそれらの名において、調印され、批准された。この條約は二十七カ國によつて調印、批准された。その後に、他の五カ國がこれに加入した。この條約を批准しなかつた諸国國及び日本は、一九九九年七月二十九日にヘーグで調印された條約の忍加國である。従つて、これらの諸國は、最の一九〇七年の條約にもる規定の大部分を含んでいる一八九九年の條約によつて、相互に拘束されている。

これもまた当総加入條款を含んでいる（ヘーグの諸條約の一つである。従つて、年福約國が交戦國となつたときに、直接に條約に基く義務として、それは日本に適用されなくなつた。この條款に関してわれ〳〵が述べたことは、ここにおいても、同じように適用される。

この條約は、他のいろ〳〵なことを共に、次のことを規定している。

（一）各戦闘の後に、双方の交戦者は捕虜者、傷者及び病者を捜索し、また強奪と虐待に対して、これらの者と死者を保護する措置をとること。敵の構力内に陥つた者は、捕虜となること。

（二）病院船は捕獲した者の身分を証明する名簿をなるべく早くその本国に送付し、病者と傷者を看護し、死者を埋葬すること。

（三）病院船は尊重し、捕獲しないこと。しかし、これらの船舶は軍事目的に使用しないこと。ジュネーヴ條約の記章を表示する標識と旗を掲げることによつて、識別ができるようにすること。病院船識別のために定められた標識は、この條約によつて保護される権利のある船舶以外には、これを使用しないこと。

日本は國際社会の一員であつた

このようにして、一九三〇年の前、多年にわたつて、日本は世界の文明社会でその一員としての地位を占めることを主張し、平和を増進し、侵略戦争を不法とし、また戦争の惨害を軽減するのにつくられた国土の義務を自発的に負つていた。戦争の行為は、これらの義務に縛られて観察し、判断されなければならない。

B部　第四章　軍部による日本の支配と戦争挑発

序論

この起訴状が主として取上げている日本の歴史上の期間内における日本の国内史を考察することが必要である。一九二八年からこのかた、日本の軍隊はその近隣の多くの國の領土を用攻いや侵略した。本裁判所は、これらの改撃の歴史と、日本が占領した領土の資源の日本による開発を取扱わなければならない。しかし、本裁判所の最も重要な任務は、これらの攻撃が違法であつたという結論内で、それらに対する飼入の責任を判定することである。この責任は、単に陸外における日本の活動を検討するだけでは判断することができない。実際において、「なぜこれらのことが起つたか、また誰それらが起つたことに対して、だれが責任があるか」という質問に対する答えを、日本の国内政治のその当時の歴史がわかつて初めて見出されるということがしばしばある。

その上に、もしわれ〳〵がまず最初に國外における日本の活動の概説に手を着けたとしたら、この概説をしている間に、これらの活動を充分に理解することは不可能であるということをわれ〳〵は発見するであろう。なぜなら、これらの活動を行うために選ばれた時期者がにその測度の形態及び範囲は、しばしば、海外の事態だけでなく、國内の事情によつても支配されたからである。これらの理由によつて、海外における日本の行動を大いに支配し、説明するところの、日本國内の政治的発展を、われ〳〵はここでまず第一に考慮するものである。

ここに概説中の期間の著しい特徴は、軍部とその支持者が日本政府部内で非常に有力な地位に段々上つて行つたので、他の政府機関は、國民の選んだ代表者にしても、内閣の文官大臣にしても、枢密院や天皇の側近者のうちの文官補佐者にしても、その役務においては、軍部の野望に対して実効のある制御を何も加えなかつたということである。日本の構幹の軍事問題についても、民政や外交についても、軍部とその支持者の勢力が優勝になつたことは、一挙に成就されたものでもなかつた。しかし、結局は成就されたのである。軍部が優位を占めることによつて頂点に達した政治的闘争の中において、主要人物の受けた者録に載せた運命は、国外で起つた事件の多くに、説明の光を投げるものであることがわかるであろう。日本の軍事的冒険とそれに対する準備は、日本の内地における政治闘争の多い運命につれて消長があつた。

皇道と八紘一宇の「皇道」

日本帝国の建国の時期は、西暦紀元前六百六十年であると言われている。日本の歴史家は、初代の天皇である神武天皇によると言われる詔勅がその時に発布されたと言つている。この文書の中に、時の経つにつれて多くの神秘的な思想と解釈がつけ加えられたところの、二つの古典的な成句が現われている。

都一のものは、一人の独裁者のもとに世界の隅々までも統合するということ、または世界を一八紘一宇にするということを意味した。これが帝国建国の理想と称せられたものであつた。その傳統的な文書は、宗教的には全世界に普及する強命をもつた人道の普遍的な原理以上の何ものでもなかつた。行政の第二の原則は、「皇道」の原理であつて、文字通りに言えば、「皇道」「八紘一宇」を意味した古い成句の略語であつた。八紘一宇は具現する筋は、天皇の仁慈に満ちた統治によるものであつた。従つて、「天皇の道」――「皇道」または「王道」――は他の敵を、行政の準則であつた。八紘一宇は他の地上の目標であり、天皇に対する忠義は、その目標に達するための道であつた。

これらの二つの理念は、明治維新の後に、国体憲法と結びつけられた。一八七一年に発布された勅語の中で、明治天皇はこれらの理念を宣言した。その病時に、これらの理念は、国家組織の結集点を表現したものであり、また日本臣民の愛国心への呼びかけともなつた。

大川による「これらの『皇道』の理念

一九二〇年に先だつ十年の間、第一次の拡張を主張した日本人は、これらの二つの理念の名のもとに、それを主張した。これに続く幾年もの間、軍事的侵略の諸手段は、八紘一宇を指導の名のもとに、ひかえしかえし唱道され、これら二つの理念は、後には武力による世界支配の象徴となつた。

最初に被告の一人であつたが、本裁判の進行中に、精神に異常を来した大川博士こうて、一九二四年に一冊の著物が出版された。日本は大地の最初に成つた国であるから、万国の盟主を支配することが天命であるとされた。また、日本によるシベリアと南方諸島の占領を唱道した。一九二五年及びその後に、かれは東洋と西洋の間に横たわる、ヨーロッパ諸国の侵略に対して日本は防衛すべきであるとした。

日本は大地の最初に成つた国であるから、万国の盟主を支配することが天命であるとされた。また、日本によるシベリアと南方諸島の占領を唱道した。一九二五年及びその後に、かれは東洋と西洋の間に横たわる、ヨーロッパ諸国の侵略に対して日本は防衛すべきであるとした。

大川は、これらの理念を、日本の国体と結びつけた。一九二六年に、かれは、日本は世界の盟主である

た。陸軍は軍用鉄道と自由主義の唱道者に対する民衆の憤激をかきたてた。このような不平分子の一人が、自由主義的な陸軍大臣であつた荒木を刺殺した。或る方面では、陸軍軍縮縮小計画は、軍の間別に対する内閣の不満を昂奮させるものと見られていた。軍国主義者は、天皇に対する忠誠という愛国的な感情を、かれら自身の目的に利用することに成る程度成功した。

ただいまより十五分間休憩します。

〔午前十時四十五分休憩〕

○議長（秋田清）　たただいまより極東国際軍事裁判を続行します。

○裁判長

〔朗読〕

第廿四章　内閣と軍大事件

一九三一年四月十四日に、幣原の後を受けて浜口内閣が成立した。浜口は、外務大臣として幣原の政策をとつていた。外務大臣として幣原が、満州問題の平和的解決を支持するために、誠心誠意努力していたのに反して、陸軍は強硬的に紛争をかもし出した。それが頂点に達して、一九三一年九月十八日における軍大事件となつた。これは後に軍大事件として知られるに至つたものの発端をなして、それが遂には満州国という別個の政府を樹立することに至つた。これは後に直接ふることに下る。

それまでの五ヵ月の間に、内閣の軍縮縮小と予算抵抗との政策に対する反対が強くなつた。軍部とかれの率いる陸軍将校の一派は、徒然として武力による満州の占領を唱えていた。この一派は、『満蒙』として知られ、国家の改造を指導することを目的としていたものである。興隆主義と反ソビエット政策を標榜する熱狂会は、民衆大会を開催し始めた。大川は民衆の支持を得るための運動を始めた。かれは陸軍が全然統制することのできないものとなつたと言い、内閣が陸軍の意のままに製造するのも、軍に時間の問題であろうと言つた。大川と同様に、満鉄株式会社の役員であつた松岡洋右は、満州鉄道株式会社の経済的にも日本の生命線であるという、同様の議論を支持する情勢を著わした。

荒木及びその幕僚会とともに、大川は宰天事件を煽動した。参謀本部は、土肥原大佐の助めに従つて、この計画を承認した。土肥原と板垣大佐は、ともに関東軍参謀部の部員であつたが、香ゆこの攻撃の立案と遂行にあたつて重要な役割を演じた。

田中内閣のときに幣原文長であつた南中将は、若槻内閣では陸軍大臣となつていた。かれは自分の前任者である宇垣と異つて、自分が閣僚として参加していた自由主義的内閣に対抗して、かれは陸軍の立場を支持した。一九三一年八月四日に、部下の高級将校に対つて、かれは日本、満州、蒙古の間の緊密な関係について語り、軍縮政策を支持する人々を弾劾し、天皇の大目的に完全に奉仕することができるように、かれらが満鉄を誠実に実行することを促した。

陸軍中将小磯は、東条陸長として、一九三一年の三月事件の計画について、内々興味を知つていたが、今では陸軍次官になつていた。陸軍大臣南は、陸軍の側に立つて、満州の占領に関する陸軍の計画に賛成したが、内閣と天皇の見解に対しては、ある程度の敬意を抱く気持があつた。若槻内閣は陸軍予算を削減しようとする方針を続けていた。そして、一九三一年九月四日までには、この点について、陸軍大臣南と天皇大臣井上との間に、実質的な同意が成り立つていた。この措置に賛成したことについて、南は直ちに小磯から強い非難を受けた。その結果として、南と井上との間にできた同意は無効にされた。

一九三一年九月十四日までには、蒙古と満州における陸軍の計画は、東京を知られていた。その日に、南は天皇からこれらの計画を中止しなければならないと警告された。東京における陸軍の活動部隊とその他の者の会合で、この計画をかれは聞いた。そこで、この陰謀は放棄することに決定された。南はまた関東軍司令官に書簡を送り、陰謀を放棄するように命令した。この書簡は、事天における事件が起つた後になつて、ようやく伝達された。この悪い書簡を偽造するために武場さ れた秘者は、建川少将であつた。われ〳〵が満州事変を論ずるときにわかるように、事件がすでに起つてしまうまで、かれは故意にこの書簡の伝達を遅らせたように見受けられる。

一九三一年九月十九日に、すなわち宰天事件の起つた翌日に、事件は南によつて内閣に報告されたが、かれはこれを正当な自衛行動であると論じた。

若槻内閣時代における陸軍の暴力の確立

若槻は直ちに事態を拡大してはならないという調令を発した。陸軍が政府の政策を完全に遂行しなかつたことに対する憂慮の念を表明した。五日の後、すなわち、九三一年九月二十四日に、内閣は日本が満州に領土的野心を有するということを声明した正式の決議を可決した。

天皇が内閣の対満政策を支持するように仕向けられたことについて、陸軍は憤慨した。そして、ほとんど毎日、南はかれ自身が抵抗大臣に関する程度に書いて行われた陸軍の強制を報告した。一九三一年九月二十二日に、かれは朝鮮軍を満州に送るという計画を提案したが、このようなことがなかつたことについて、首相から非難された。一九三一年九月三十日に、南は増援部隊の派遣を要求したが、首相は再び拒絶した。内閣の決議が可決されてから一週間の後に、九課長は、若槻に対して、関東軍はさらに鴨子江地域にまで侵攻することを余儀なくされるかもしれないし、関東軍はその結果に対して外部から干渉されるのを禁じえないであろうと警告した。

一九三一年十月に、新しい共同謀議が根本とその幕僚会によつて計画された。かれは満州事変における自分の役割を告白している。この事件は、かれの言うところによれば、「王道」に基いた新しい国家を満州に樹立するばかりでなく、日本の政治的状態の解決を目的としたものであつた。

十月陰謀は、この後の目的を達成するために計画されたものであつた。軍部のクーデターによつて政党制度を破壊し、陸軍の政策に共鳴する内閣を樹立することが計画されたのである。

陰謀は暴露され、南の命令によつて、この計画は放棄された。しかし、一九三一年の十月と十一月を通じて、満州では、内閣の方針を背後から破つた、軍事的活動が始けられた。もし内閣が協力を拒み続けたならば、関東軍はその独立を宣言するであろうという噂が流布された。この威嚇に直面して、自由主義者中の穏健分子の派閥が打ち破られた。

一九三一年十二月九日に、陸軍大臣は満州の事態について枢密院に報告した。陸軍の活動を妨げるものは、今では、それが日本と西洋諸国との関係に及ぼすかもしれない有害な影響だけに限られていた。南は、日本の公式の政策と陸軍の行動との間の食い違いは、不幸なものであるということを認めて、同意した。しかし、陸軍の軍紀違反に関しては、部外者の干渉を一切許さないという厳しい警告をかれは発した。

二日の後に、すなわち一九三一年十二月十二日に、若槻はその内閣が陸軍を統制する能力がないということを認めて辞職した。満州事変に、これを阻止しようとする内閣の決定にもかかわらず、拡大し続けたとかれは言つた。陸軍を統制することのできる強力内閣を組織する望みを捨てて、心ならずも緊縮の政策を放棄するほかないと、かれはなげいたのである。緊縮外務大臣がどうしても譲歩しなかつたので、若槻はその内閣の辞表を提出する

ことを余儀なくされたのであつた。陸軍は満州における荒廃戦争の目的を達成し、日本の無関心よりも強力であることを示した。

犬養内閣の時代における満州の奪取

陸軍を統制することを企てるのは、こんどは、いままで反対党であつた政友会の番となつた。犬養が天皇の命令を受けたとき、天皇は日本の政治に完全に陸軍によつて支配されることを欲しないということを明かされた。かれの党の内部には、新政府の内閣書記官長となつた森恪参事官とする強力な抑軍派があつた。しかし、犬養は天皇の意思を制限し、また満州から陸軍を次第に撤兵することを約束した右大臣荒木大将と妥協する政策をとつた。

陸軍大臣は新内閣の陸軍大臣として荒木が選ばれていたが、多くの陸軍青年将校は、内部がかれらの感情を知りもせず、またそれに同情するものでないという理由で、この任命に反対していた。犬養はかれらの要求に従つて、荒木中将ならば陸軍を統制することができるであろうと信じて、かれを陸軍大臣に任命した。

満州で日本の支配のもとに新国家を建設することがすでに計画していた関東軍の司令官本庄中将は、新国大使を使者として東京に派遣し、陸軍大臣荒木の支持を得た。

犬養は密かに熱心右大臣と交渉を開始したが、それは森と軍閥の知るところとなつた。森は陸軍の情勢について犬養の子息に警告した。そして、交渉は充分の見込みがないことをかねがねず、総理大臣はそれを聞きこれを中止した。一九三一年十二月下旬に、すなわち内閣就任の二週間後に、閣議会議が開かれ、その直後に、荒木、陸軍省及び参謀本部によつて、満州における新しい政策が計画された。犬養は満州からの撤退を許可する勅令を出願された。新国大使は、後藤経済者を閣僚として、奉天の行政を手中に収めるという関東軍の計画を反対して、かれを陸軍大臣に任命した。

満州で日本の支配のもとに新国家を建設することがすでに計画していた関東軍の司令官本庄中将は、新国大使を使者として東京に派遣し、陸軍大臣荒木の支持を得た。

犬養は密かに熱心右大臣と交渉を開始したが、それは森と軍閥の知るところとなつた。森は陸軍の情勢について犬養の子息に警告した。そして、交渉は充分の見込みがないことをかねがねず、総理大臣はそれを聞きこれを中止した。一九三一年十二月下旬に、すなわち内閣就任の二週間後に、閣議会議が開かれ、その直後に、荒木、陸軍省及び参謀本部によつて、満州における新しい政策が計画された。犬養は満州からの撤退を許可する勅令を出願された。新国大使は、後藤経済者を閣僚として、奉天の行政を手中に収めるという関東軍の計画を反対して、かれを陸軍大臣に任命した。

満州国に関する新内閣の時代における機密準備

一九三二年五月二十六日に就任した斎藤内閣は、内閣と陸軍との間の対立について妥協を達成しようと試みた。内閣は陸軍を統制して、そして陸軍予算の縮減を含む一般的節約を実施しようというのであつた。他方で、内閣は満州国における陸軍の政策を容認し、日本の支配のもとに同盟の経済的、商業的関係を保証することを決意した。荒木中将は、その職に留任した。

満州国に関する新内閣の政策が日本と西洋諸国との関係を悪化させることは避けられないことであつた。しかし、陸軍は、また内閣の反対に束縛されないで、ソビエット連邦との戦争のために、また中国の中央政府との新たな闘争のために、準備をしていた。

軍部に対する反対は、かれの生命を危うくしているという警告を、その子息を通じて、森から何度も受けた。軍国主義者と、内閣による支配がよいとまだ信じていた人々との間の分裂は、内閣にも陸軍大臣荒木によつて指導された。武断派は陸軍大臣荒木によつて指導され、『皇道』の『原理』を支持する者――と言われるようになつた。

一九三二年五月に、犬養は民主主義を掲げし、ファシズムを排撃した演説を行つた。一週間の後に、かれはその官邸で暗殺された。荒木は前軍警察によつて捜査されたこの陰謀の加担者であつた。

犬を起された事態について、近衛公爵、原田男爵及びその他の者が協議した。内大臣秘書官長木戸、陸軍次官小磯中将、軍務局の鈴木中佐がそこに出席していた。犬養の暗殺は、かれが政党政治を無視したことに直接に起因しているということに、意見が一致した。鈴木は、もしこれに続く新内閣が政党人を首班として組織されたならば、同様な暴力行為が起るであろうと考え、その理由をもつて、挙国内閣を作ることに賛成した。

挙国内閣時代の機密準備

一九三二年五月二十六日に就任した斎藤内閣は、内閣と陸軍との間の対立について妥協を達成しようと試みた。内閣は陸軍を統制して、そして陸軍予算の縮減を含む一般的節約を実施しようというのであつた。他方で、内閣は満州国における陸軍の政策を容認し、日本の支配のもとに同盟の経済的、商業的関係を保証することを決意した。荒木中将は、依然として陸軍大臣になつた小磯中将は、その職に留任した。

満州国に関する新内閣の政策が日本と西洋諸国との関係を悪化させることは避けられないことであつた。しかし、陸軍は、また内閣の反対に束縛されないで、ソビエット連邦との戦争のために、また中国の中央政府との新たな闘争のために、準備をしていた。

早くも一九三一年十二月には、中国の偵察者は国境に包囲することが計画されていた。そして、一九三二年八月に、関東軍は満州国の一部をなすものであると声明された。同じ月に小磯は関東軍参謀長になるために、東京における彼の職を去つた。

それより一月前に、すなわち一九三二年七月にモスコーの日本駐在武官は、ソビエット連邦との戦争に対する準備に最大の意点が置かれていたと報告していた。同地域は満州国の一部をなすものであると声明された。同じ月に小磯は関東軍参謀長になるために、東京における彼の職を去つた。

それより一月前に、すなわち一九三二年七月にモスコーの日本駐在武官は、ソビエット連邦との戦争に対する準備に最大の意点が置かれていたと報告していた。国際連盟の撤退、中国の抵抗及び大満州国の建設が、日本のアジアにおける大業の完成に対して、より一層の障害となつていることをかれは認めた。中国との、またソビエット連邦との、戦争は必然起るにきまつており、合衆国との戦争は起るかもしれないから、これに対して日本は用意していなければならないとかれは信じていた。

日本の満州国承認は六ヵ月間延ばされていたが、一九三二年九月に、枢密院は、この措置によつて生ずる国際的反響は恐れるに足らないと決した。枢密院の承認によつて、関東軍が立てた傀儡政権と日本との間に、協定が結ばれた。大陸における日本の利益拡張を保証するために、これは適切な措置であると考えられた。この協定の規定によつて、新国家は日本のすべての権益を保証し、関東軍が必要とする施設はすべて提供すると約束した。日本は、満州国の負担において、同様の防衛と治安維持を引受けた。中央と地方との政府における要職は、日本人のために留保され、すべての任命は、関東軍司令官の承認を得て初めて行われた。

右の協定に基づいて、小磯は関東軍参謀長として、日満共栄の経済的共存共栄の計画を立案した。満鉄は第一経済プロジェクトを形成し、満鉄は最も豊富な土地において開発すること、陸軍は思想統制を強調し、当分の間政党の存在を許さないこと、参謀を場合には新

軍として、武力を用いることになっていた。

軍部内閣が出現したときに、かれは西洋諸国の脅威を説き、自分の国の国策の侵略的性質を小さく見せようとした。一九三四年二月に、合衆国に対して、同国と日本との間には、友誼的解決が絶本的に不可能な問題は存在しないと強信するとかれは信じ出した。

一九三四年四月二十五日、天羽声明が発表されてから一週間の後に、廣田はその意味を弱めようとした。アメリカの駐華代理大使ハルに対して、この声明はかれの承認も受けないで行われたものであり、誤った印象を起させたと言った。日本は九国条約の規定の適用を支持し、中国で特殊の権益を求めるような意思は全然ないという新官的な保証をかれは與えた。それにもかかわらず、かれの政府は、この同じ条約の門戸開放の規定よりも、満洲における日本の機構建設の要求の方を重視することを事実上決定していたのである。

さらに、一九三四年の四月と五月に、ソシントンの日本大使は同様な保証を與えた。しかし、同大使は、日本政府が中国における平和と秩序の維持に特別の関心をもっているということを、たしかに認めた。但し、ハルの意思の質問に答えて、かれは、この表現は、東洋における最優遇権を意味するとか、できるだけ穏やかに満洲上の優先権を要求しようという意図さえも意味するものではないといった。

一九三四年になると、どのような保証も、満洲国に石油独占が設定されていたという事実を消すことはできなかった。ハルは、日本が旗約上の義務に違反して、アメリカの商社を排除することに対して抗議した。一九三四年八月に、廣田は外相に就いて、同月の末に、満洲国は独立国であって、日本は石油独占に関しては何ら責任を有しないと通告した。満洲国は関東軍の支配の下にあり、また、石油独占を始めることは、豊富な内部の資源に対する関東の直接の利害であったけれども、合衆国が

その後さらに発した通告は、日本に少しもその責任を認めさせることができなかった。

廣田の公言と日本の行動との間の不一致は、一九三四年十二月にはいっそう明らかになった。その月に、満洲国に関する政策を統合するための日本政府の機関として、対満事務局がつくられた。

一九三五年、大陸における陸軍の進出と政府の経済的進出

廣田が日本の意図は侵略的ではないと否定している間に、陸軍はその戦争準備を促進した。一九三五年に、陸軍はその戦争準備の進捗のあらゆる軍事的進出の準備を主唱した。他方で、一九三四年七月八日に就任した岡田内閣は、満洲国における陸軍の経済計画を支持した。

一九三四年十二月に対満事務局が設置されると同時に、産業界は関東軍司令官と駐満大使に任命された。板垣少将がかれの参謀長になった。

板垣の助力によって、南に内蒙と華北五省に自治政府の組立を育成する計画をたてた。これは中国国民政府に重大な損害を與えるものであり、それと同時に、一方で満洲国と、他方で中原及びソビエット連邦との間に、緩衝国を設けることになるものであった。

一九三五年五月に、塘沽停戦協定の北支駐屯軍は、河北域の中国軍に対して、最後通牒に等しいものを発する日実をつくった。塘沽の要求に力を添えるために、南は国東軍を動員した。ある部隊は、華北の非武装地帯にはいった。一九三五年六月に、中国側は抵抗し、その軍隊と行政機関を天津地域から移した。

宋哲元が軍官で認めたように、中国に対するこの手段は、板垣とその他の者の計画に基づくものであった。すなわち、かれらが満洲国の場合に行ったように、外交官でなく、軍部が先駆して中国の犠牲にあたらなければならないという計画に基くものであった。

同じ頃前に、関東軍は張北で一つの事件をつくり上げ、土肥原少将は傀儡政権首班として

予定されていた者との協議を担当した。その目的は、新自治政府の結成にあった。外務省はこれらの出来事には介入しなかったが、廣田は北京大使館から、その実行振りに関して、夫分な報告を受けた。一九三五年十月二日に、日満経済ブロックに華北を入れ、国防を増強するために、陸軍が実質的な自治国家を樹立する企図を有しているということをかれは聞いた。また、陸軍の内蒙計画は着々と実行しており、土肥原は疑いもなくそれを促進しているということも聞いた。

弁護士の証人問題によれば、張北事件は一九三五年六月二十七日に、土肥原・秦徳純協定の結結によって解決された。陸軍は、ここでは、内蒙の半分と華北五省の相当な部分とにおける地方政権を支配していた。

その間に、一九三五年七月三日、枢密院は、満洲国とのいっそう緊密な経済的協力を審議するために、外務大臣廣田の列席のもとに、会議を開いた。枢密院の審査委員会は、満洲における軍事外交の施策に充分満められているが、経済方面において種々の施策を調整統合する組織が未だに考え出されていないと報告した。そこで、この委員会は、必要な機構を設けるべき経済共同委員会を設置する協定を結ぶことを提言した。枢密院は、日本が常に経済共同委員会における有利な地位を期待することができるという廣田の保証を得た後に、右の提議を承認した。この新しい協定は一九三五年七月十五日に調印された。

廣田の外交政策と陸軍の企画との調整

統合

廣田内閣が倒壊する前の、最後の三カ月の間において、陸軍の政策と廣田の外交政策とは完全に統合された。一九三五年十二月に、内蒙の地方政府が中国側から残りの地域を接収するのを援助するために、帝大将に軍隊を派遣した。一九三六年八月一日に、板垣の後任として北支駐屯軍司令官になった多田中将は、かれの軍事的目的の達成に使用するために、同地域における欲望をかれの支配下に置く計画を立てた。

また同じ月に、関東軍は、華北におけるその軍事活動に関係して行うべき宣伝計画を陸軍省に送った。中国の本土に進出すると同時に、日本の市場が合法的であることを全世界に納得させるために、宣伝を開始することになっていた。反帝民党と反共産党的の運動によって、華北の住民を中央から分離する試みもたされることになっていた。「反共」という この標語は、一九三五年自治運動が初めて開始されたときに、土肥原、板垣及びその他の者によって到はれたものであった。

「九三六年一月二十一日に、陸軍が華北を支配するために立案した計画の要点を、廣田は中国における日本の大使に送った。この大使は、華北五省に自治政府を次第につくり上げていくという指針であると調合された。外務省は、新しい政治機構に支援と指導を與えて、それによって、自己の機能を拡張し、強化しようと決心していた。満洲国と同様な独立政府を華北に樹立しようという日本の意思を示すものと世界が認めるような措置は、一切とらないことになっていた。軍事機関は、計画の実施にあたって、外務省や在来の政権を沙汰を維持するようにしなければならないことになっていた。自治に関する種々の問題を取扱うための臨時機関は、北支駐屯軍司令官のもとに設置されることになっていた。

この外務省と陸軍との間の妥協によって、第一期の軍事的準備は完了した。満洲国の資源は開発の途上にあった。陸軍の常備兵力は、一九三三年当初の二十五万から、一九三六年当初の四十万に増加した。第二期における軍事的な計画は、全国民を動員のために編成し、

支配に一掃され、日本において、国家主義的傾向が今までにない程度になった。

広田はまた日本が国際連盟から脱退したことを撤廃した。かれの見解によれば、国際連盟はアングロ・サクソン諸国の利益のみを代表しているものであった。日本は一巻にして英米への依存に対する結束、外交において新しい路線を発揮することに成功したのであるとかれは言った。

一九三三年六月に、陸軍大臣荒木は、陸軍を国家をもつ社会主義的な組織を行った。荒木は、「この時代は、非常時には陸軍が少数者の手で、非常時には陸軍が少数者の手で、しかし、その中には、荒木大将の直接的な指導の下に、東洋の貧乏人の為の新秩序を達成しようとする不撓の意図が含まれていた。

満蒙への侵略を成就するために、かれは大川と同様に宣伝を利用した。荒木は無駄であり、かつ拡大発展する運命にあるとかれは言った。「現在、中国から秩序を追出し、神聖的な指導、帝国に聖なる指導を与えるべき、日本国民の運命である」のであった。

ここに新秩序と旧秩序との間の区別がある。荒木は、今日迄に国際連盟の指導の下に、日本の神聖な使命の達成を妨げているからであると言った。しかるに、これは日本によって非常時であった。最近に起った事件は、即荒木を任ずの指導者を排除したけれどもなおいまだ日本の指導者を排除しているというのであった。

満蒙問題に関するこの新型の主張として、荒木は中国民一般の支持を求めた。かれはその要求に対して、満洲帝国は日本の居留地域を新たに要求せず天の啓示であるとかれは言った。「荒天の啓示によって生れた無資産者階級であるならば、新秩序は達成される。現在の階級の現状は、日本が貧しいなぜならば、満蒙が現在の状態を解決するであろう。」

どうかという問題は、結局、国民の精神力によるあるのである。

国民の信ずべき道は「天皇の意」であり、日本の軍隊は天皇の軍隊であると荒木は言った。「神聖」を宣揚しようとする使命に反対するものに対しては、どのようなものであっても、陸軍は戦うというのである。

その後に、日本の満蒙侵略の基本原則となることになったところの、「神聖」という言葉について、荒木は述べた。それは、日本自身の伝統に現られているのではなく、「国の酒」のもの、すなわち、国の繁栄をその中に含まれているとかれは言った。「神聖」とは、武力によって他の国を征服することを意味するということをかれは明確に示した。同じ時間中に、かれが書いたものの中で、荒木は過去に対する陸軍の計画を示し、「自然」に対して反対する神はどんな国でも、敵手として、これを撃破するという日本の決意を再び断言した。

満蒙問題時代の戦争準備、並びに天羽

声明

その後の数年の間に、荒木の方針は、一般国民の方針も、内閣の成立ごとに変っていた。一九三三年九月ごろには、軍首脳者の努力によって、満洲国承認の反対に対する強硬な反感がつくり上げられていた。当時の陸軍の指導者は、日本に有利に解決せよという国民一般の要求があった。どの内閣も、この一般国民の叫びに反対するものは、憲兵による国家の反対に関わるけれどもなかった。日本はワシントン海軍軍縮条約から脱退する意図を通告した。

その間に、荒木の内閣の閣僚は、満洲国に対する政策において、陸軍の優先的な要求を満足するものとしていた。一九三三年十二月までに、この政策は確定されていた。両国の経済は統合され、その軍隊は分担されることになっていた。満洲国の外交政策は、日本のそれを補強することになっていた。両国の「国防力」は、日本がソビエット連邦に対する戦争を遂行するために、増強されることになっていた。九国条約の「門戸開放」に関する問題は、「国防」の要求と相反しない範囲においてだけ、これを遵守するということになっていた。

一九三三年十二月に、日本がソビエット連邦に対し一戦を開くべき日に備えるために、関東軍は作戦とその他の準備を行っていた。二カ年の間に、外務大臣荒木の対外政策は完全に変ってしまった。

一九三四年四月に、荒木に関する新しい政策が「天羽声明」として表示された。この非公式声明は、外務省の一代弁者によって新聞に発表されたもので、重要的な意味を起した。そして、廣田内閣によって、直ちに否認された。しかし、これは一九三三年の内閣の諸決定と完全に一致したものであって、陸軍大臣荒木が十日前に言明したのとは殆ど同じ政策を、荒木はそ個人的な言葉を用いないで、繰返したものにほかならない。

日本は中国において特殊な地位を有しているから、日本の見解は、必ずしもあらゆる点で対欧の子れと一致しないかも知れないと声明された。日本が治安を維持することは、日本の義務であるのは、この義務の対立のためであるつた。日本は諸国と友好関係を維持していたが、「東亜の平和と秩序を維持することに関しては、責任の責任は、日本にとって専業であるべきであるのであり、また中国自身を除いた他の国々は、その責任を分担することができないというのであった。それであるから、日本に対して抵抗するために、外国から援助を求めようとする中国のいかなる試みも、日本の反対を受けるというのであった。

荒木内閣と廣田内閣の時代の廣田の外交政策

一九三三年、年末月十四日に、国際的緊張が増大していたこの緊張感の中で、廣田は日本の外務大臣になった。内閣と陸軍は新秩序を計

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

の勢力は増大しつつあったと振回した。岡田の言うところによると、ヤクトにおける日本の勢力を拡大するにたるべく、武力を行使しようとする陸軍の政策に対して、右の二つの内閣とも抑制する勢力であると陸軍が認めたのさ、両内閣とも陸軍の恐ろみ言つた。

陸軍部内における「皇道派」の勢力と満州に対する政策として、軍省局長永田中将は、かれの軍務局で、佐官級の一陸軍将校によって暗殺された。後理大臣として、岡田はこの事件を非常に重視した。この事件の調査には多力であった。陸軍は特に調査を進め、陸軍大臣の介入を許さなかった。

この事件の結果として、そのころまた岡田を陸軍大臣として推薦した。すべての閣官が無関係であることを同意した川島大将がかれの後任になった。川島がこの任命を受諾したのは、相当な意味を目するものであることを、周囲は承知していた。

一九三六年の二・二六事件と岡田内閣の四散

その後に起った事件は、前述の危惧が根拠のないものではなかったことを証明した。というのは、一九三六年二月二十六日に、陸軍の岡田内閣に対する急襲は、陸軍青年將校の一部によって、最高級に達したからである。政府に対して叛乱、主要な官庁を占拠して、二十二名の將校と約千四百名の兵士は、三日半にわたって、東京を恐怖に陥れた。この期間、総理大臣がその官邸で惨殺された間、政治は内閣大臣によって行われた。大蔵大臣高橋是清、内大臣斎藤実、侍従長渡辺錠太郎、教育総監渡辺錠太郎、陸軍大臣の川島義之、警視総監の警官が無関係であることを同意した川島義之警官がかれの後任になった。川島がこの任命を受諾したのは、相当な意味を目するものであることを、周囲は承知していた。

一九三六年の二・二六事件と岡田内閣の四散

その後に起った事件は、前述の危惧が根拠のないものではなかったことを証明した。というのは、一九三六年二月二十六日に、陸軍の岡田内閣に対する急襲は、陸軍青年將校の一部によって、最高級に達したからである。政府に対して叛乱、主要な官庁を占拠して、二十二名の將校と約千四百名の兵士は、三日半にわたって、東京を恐怖に陥れた。この期間、総理大臣がその官邸で惨殺された間、政治は内閣大臣によって行われた。大蔵大臣高橋是清、内大臣斎藤実、侍従長渡辺錠太郎、教育総監渡辺錠太郎、陸軍大臣の川島義之警官がかれの後任になった。川島がこの任命を受諾したのは、相当な意味を目するものであることを、周囲は承知していた。

岡田の政策と失脚は陸軍の要求の満足

岡田の在職中に、日本国民を戦争準備の状態に置こうとする多くの措置が講ぜられた。岡田は外務大臣として、永野はロンドン海軍会議への日本代表として、日本が一九三四年十二月に海軍条約の制限と縮小に関するロンドン協約を破棄するという意思を宣言し、翌年十二月にロンドン海軍会議から脱退する に至った政策について、主要な役割を演じた。同じ年に、実行後ドイツ国内で、ユダヤ人の迫害が強化されており、同地への外人旅行者の立入りを阻止する厳重な警戒態度をとられた。

一九三五年には、また、内閣官の直接のもとに、陸軍と海軍の拡張的計画が実施され、新規に政府によって承認された官庁を設置するための資本以上のものではなかった。一般の物価発表時期の一致について、警察は捜査と取締の厳密な態度をとった。一九三五年八月に、陸軍省は学校と大学における軍事教練の指導を考慮し、その発展に注意し、卒業生の資格について管理の本部的性格を評価することができるための組織を発した。

会議からのたび〳〵の抗議にもかかわらず、日本側は満州で石油の独占を強立し、同様の大幅資源開発のための機械を供給した。

少くとも一九三五年十月のころ、陸軍は日本の外交政策に積極的だった。また独自の立場をとってきた、というのは、現に同じ月に、当時のイギリス海軍閣僚武官であった英国大島は、日独防共協定を勧めており、ヨアッヒム・リッベントロップに対して、両国の間に一般的協約を締結したいという日本参謀本部の意向を表明していたからである。

これらのすべての成行きにもかかわらず、また関東軍が満州と華北においてその目的の実現に苦みとして進んでいたにもかかわらず、陸軍分子は満足していなかった。陸軍は、岡田内閣は陸軍が軍国主義者の抑制しようとしてつくったものであると見ていた。軍

流における陸軍の政策に対して、正当な支持を受けていないと陸軍は考えた。暗殺や叛乱によって陸軍部内の急進分子は、かれらの進路からして、まず陸軍省自身の、より穏健な勢力を追放し、それから内閣を追放した。軍国主義者の圧迫に対して、内閣は実質的な抵抗はしなかったけれども、それほど過激でない政策を代表しているのであった。一九三六年二月二十七日に、すなわち東京で陸軍の叛乱が起ったその翌日に、中国の国門の日本領事館は、この叛乱の目的は、分裂した内閣が軍部内閣によってとり代えることにあると発表した。青年將校は、中国全土を一理のもとに結合し、日本がアジアの唯一の強国となるように、直ちにソビエット連邦に対して戦争する準備をしようと思っていると言った。

これは陸軍の企図であった。そうして、一九三六年三月九日に、廣田内閣は右に述べた見解において成立したのであった。一九三五年十一月に、白鳥がある友人に語ったように、外交官は秋霜、軍隊主義者が圧迫することができないから、むしろかれらの政策を支持し、これを実現するように努力する方がよいというわけであった。

廣田とその内閣

一九三六年三月九日、新内閣が成立したときに、岡田内閣の実権は、廣田自身をただ一つの意味深長な例外として、すべて更迭された。閣僚が総理であったときに、一九三三年九月十四日、かれは外務大臣となり、三十日間、その職にとどまっていた。日本側のアジア大陸侵入に対して、結局、なお国からの抗議にたんだん加加し、かれはこれを起陸しなければならなかった。日本側が大陸における主義を強い、九国協約の門戸開放の規定を到る処で破ったことに基正されなかったが、かれは西洋諸国の信用をある程度まで保持することに努めた。今では、陸軍が強硬な時代になり、

他の閣僚が機を投入したときに、廣田は日本の総理大臣になった。一九三六年十二月に、ロンドン海軍会議から引揚げた日本の代表の主席であった永野が、かれの海軍大臣になった。一九三五年八月十日まで北支派遣軍を指揮した南京中将が、陸軍大臣になった。鳩山海軍中将は、軍令部次長として留任した。有田は廣田にかわって外務大臣となった。一九三六年十月から秘密結社調査官であった平沼男爵が、国務顧問の職に就いた。

重要に新機構を立てるという陸軍の企図は、この内閣のもとで、日本政府の建設政策となった。

陸海軍大臣は現役将官から選ぶことを規定した勅令

新内閣が成立してから二カ月の後に、代々の慣習に対する陸軍の要求をさらに強調にした一つの勅令がとられた。一九三六年五月十八日に、海軍大臣と陸軍大臣は、中将または大将以上の階級をもつ現役将官でなければならないという古い慣習が復活する勅令を、閣議は公布したのである。このことは、閣僚をたくさんの条件で疑問の力決を出ないなくても、内閣を組織させたり倒したりすることのできる二つの武器を、軍当局の手に與えるものであった。

日本の国策の基準は一九三六年八月十一日に採定された

一九三六年八月十一日に、総理大臣広田、外務大臣有田、陸軍大臣寺内、海軍大臣永野及び大蔵大臣馬場の根本が出席した五相会議で、日本の国策の根本が決定された。この決議には、諸外国に対する日本の対外関係においても、戦争のための国際準備の完成においても、日本の指針となる諸項目がきわめて明瞭に述べられた。われ〳〵はまずこの決議そのものの内容を検討し、それからこれを採用するに至った経緯を検討することにしよう。

決定された諸原則

国策の基本原則は、日本の内外両方面で要因にし、日本帝国が『名実共に東亜の安定勢力となりて東洋の平和を確保し、世界人類の安寧福祉に貢献』するというにあった。その文の一句は、帝国されていた発展の性質について、疑点の余地を残さないものであった。国策の確立とは、『外交国防用途の下に東亜大陸に於ける（日本）帝国の地歩を確保すると共に、南方海洋に進出発展する』ようにすることであった。

この決定の第二部は、この政策から生じる要求、その事業に対処する処置とを説明することにあってられていた。

まず第一に、この政策は東洋に根ざしている強の認識との間に、必ず妨害があるであろうということが認識された。従って、日本は『国策の遂行政策を持続し、『共存共栄主義』に立脚した自国の政策をとるということになっていた。この方針は、一年の後に、本帝武器五ヶ年計画の中で、さらに具体的に宣言された。この計画では、国防上必要な強帝は、『満洲帝国主義に頼り』、つまり、『大陸に進出せず、日本は『政治的必要と認める資源の天然資源を確保するに努めること』とされていた。この考え方政策は、一九三二年の満洲侵略条約の観念に矛盾するものであった。

一九三六年八月に設けられた第二の原則は、第一のものに暗示されていた『共存共栄の事業を遂行し、武の発展を推進し、以て皇国の安定勢力たるべき地位を確保するに至る国防軍備を充実す』というのである。この背景は、一九三七年の陸軍の計画の中で、具体的な要求を受けることになった。

第三の原則は、最初の二つの原則の実際の適用に対する指針を明らかにしている。日本は『満州国の健全なる発達並びに日満国防の安全を期せんがため、北方露国の脅威を除去するに適当ずきるものとす』というのである。日本は『又支那に強へ日満支三国の緊密なる提携を具現して我が経済的発展を図るものとす』というのであった。しかし、この目的を達成するためには、日本は『可能の友好関係に常に細心するものとす』とされていた。

これと同じ用心が第四の、つまり最後の原則に見られる。『南方海洋、殊に外南洋方面に対し、我社会的、経済的発展を策し、勢めて他国に対する我勢力の進出を計り、以て満洲国の完成と相俟つて国力の充実強化を期す』というのである。

一九三六年の決定によって要求された戦争準備の結果

一九三六年の国策決定の最後の部分には、軍部と外交機関との協調が規定されていた。国防軍備は充実されることになっていた。兵力の増強には『満洲の陸軍は対ソ戦に備えるとし、また日本は『満洲国に駐屯部隊一部を加へ得るように、在満陸兵力を充実することに特に注意を払うことになっていた。海軍軍備は、合衆国海軍に対して、西太平洋の制海権を確保することができる程度に強化されることになっていた。

日本の外交政策は『根本国策の円滑なる進行に』あるとされていた。そして、軍当局は、外交機関の活動を有利に円滑に進ませるように、これを援助する義務を負えられた。

最後に、国内政策は根本国策に基いて決定されることになっていた。国内世論を指導し、統一し、非常時局を切抜けることについて、国民の覚悟を固めるための措置がとられることになっていた。国民生活の安定、国民体力の増強、『国民思想の健全化』について積極がとられることになっていた。日本の外交は刷新され、その対外情報収集機関が完備されることになっていた。新攻勢政策と海上輸送を強化的に発展させることになっていた。国

他の諸行に必要な資源と産業を振興し、促進するために、行政と経済の機関が創設されることになっていた。重要な資源と原料の自給自足計画の確立が促進されることになっていた。

一九三六年の国策決定に表明された目標の意義

五相会議が一九三六年八月十一日に採択した国策の基準を述べたものは、意思の表明であるとする日本の決意を表明していた。この南方への進出は、できれば平和のうちに成し遂げられることになっていたが、外交上の手段を用いることになっていた。日本の大陸に対する計画は、ソビエット連邦との衝突をもたらすことが圧倒的に確実であり、また東洋に緊張をもつ他の諸国との新事態も必然的に引き起すであろうということが認識されていた。この列強のうちには、一九三二年の九国協約調印のすべてを、わけてもイギリスと合衆国とを挙げなければならない。日本が『現存する列強の勢力圏内にある資源』を自国の『共存共栄』主義に代えるという決意は、明らかに、九国協約の協約国としての日本の義務に違反して、満洲と中国の他の地域とにおける経済と商業の強奪を、日本の指導者が決意していたということを意味したにすぎない。

この原則は、侵略のための積極的計画として支持されることが、初めて成功と掲るものであることが平和にとって、初めて成功と掲るものであることが平和に認められた。陸軍拡張の目標は、合衆国海軍に対抗して、日本が西太平洋の制海権を確保することができる程度の大きい兵力とすること、陸軍拡張の目標は、ソビエット連邦がその東部国境に展開することのできる最も強大な兵力に対して、圧倒的な一撃を加えることができる程度の強い軍隊をつくることでなければならないことに意見が一致した。これらの目標は、資源開発と自給自足のための満洲の独立を必要とすることと、日本国民の生活は、すべての点で、来るべき国家的非常時において、かれらの利益を犠牲にせざるを得ないように、指導と統制を行わなければならないことが認められた。

国策決定の起源

日本の戦争準備の各体制の礎石となったこの根本的な国策の決定は、廣田内閣がその本体としてこれを発意したものではなく、陸軍軍省で発意されたものである。一九三六年六月三十日に、陸軍大臣寺内と陸軍大臣永野は、会議を開いて一つの草案に同意した。この草案は、あらゆる重要な点で、一九三六年八月十一日の五相会議で最後的に採択された要綱と一致していた。強調された点において、多少の相違があった。そして、これらの場合には、両軍部大臣のいつそう高貴な方が、政策の立案者の意図を、いつそうはっきりと表わしていた。最後の草案では、アジアにおける強国を地歩の確保と強行の開発とについて、慎重に述べているが、そこで両軍部大臣に所定的に進べて、日本の指導原則は、一貫した海外発展策を実行することによって、『皇道』の精神を実現することでなければならないといっている。

同じ日に、すなわち一九三六年六月三十日に、寺内と永野は、五相会議の同僚であった廣田、有田及び馬場に対して、かれらの計画を提示した。大蔵大臣馬場は、別強の思想政策をアジア大陸から除去しなければならないことに同意したが、日本自身としては、軍国主義的傾向を行わないことが妥当であるとの意見を述べた。外務大臣有田は、当時の国際情勢では、イギリスと合衆国の好意を獲得する必要があると強調した。しかし、それ以外の点では、寺内の意見にある意見は、日本の外交政策に関するかれの考えに一致するものであるとし、これに少しも反対しなかった。総理大臣廣田は、提案に少しも欠点を見出せないと言った。そして、会議は具体案の立案

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

も、海軍に一任して調査した。

一九三六年八月七日に、五大臣は再び会議を開いて、その計画を最終的な形で承認した。その四日後に、すなわち一九三六年八月十一日に、これらの決定は、閣僚五大臣がそれぞれ署名した公式文書の中にくり返して表明された。

防共協定

一九三六年の六月と八月の首相会議より前の月前に、廣田の政府は、もう一つの陸軍の重大な計画を採択したということをここで記しておこう。一九三五年十月に、ベルリン大使館附の陸軍武官大島は、参謀本部の承認を得て、日独同盟のための非公式な会談を開始した。一九三六年の春、廣田外務大臣に就任した後に、武者小路大使がベルリンに駐在し、その後にかれ自身その交渉にあたった。ヨアヒム・リッベントロップと武者小路との間の長期にわたった会談の後に、一九三六年十月二十三日、防共協定についてベルリンで調印が始まった。一九三六年十一月二十五日に、この協定は日本の枢密院によって批准された。

廣田のもとにおける軍閥と企業主の勢力確立

国策の基礎が再び確定される前と後に廣田内閣がとった処置は、その決定に示された原則に忠実に固執していた。満洲と華北に対する日本の支配力を強固にすることは、大いに進捗した。関東軍は満洲自体で支配力を振っていたが、日本内地の政府当局は、名目上独立した傀儡国を建設し、その機構を日本が支配し、その実際勢力を日本が自由に調整することができることをはかっていた。一九三六年六月十日に調印された日満協定は、この目的が実際上達成されたことを示した。

二日の後に、合衆国の国務長官コーデル・ハルは、日本外務省の代表者に対して、恐一般の悪の、次いで日本が適当と認める他の地域の、絶対的な経済的制約を日本は求めているという印象がつくり出されていると知らせた。これは、終局においては、政治的と軍事的の支配をも意味するものであるとハルは述べた。

一九三六年八月十一日に、日本の満洲の基本方針決定したその同じ会議で、第二次北支処理要綱なも承認された。その主要な目的は、防共親日満の地帯を建設し、そこで日本が戦争準備計画に必要な資源を獲得し、かつ、ソビエト連邦とその戦争に備えて、その交通施設を改善することであった。

大陸で陸軍が新しい資源と市場拡充の新しい領域とを確保しつつあった間に、日本では新しい産業経営を発展させる起設が講じられつつあった。一九三六年二月の陸軍の叛乱中に、大蔵大臣高橋が暗殺され、それに続いて廣田内閣が組織されたことは、日本政府の財政政策上の一時挫期を劃したものである。政治的目的のために、経済の国家統制を強調する一種の財政的措置に、日本はいまや着手したのである。この新しい政策は、産業拡充の全面的計画に関係するように計画されていた。このときから、莫大な歳出予算に関する、財政支出政の原則はほとんど考慮されなかった。一九三七年の一月に、外国資本を必要とする取引は、政府の許可を受けなければならなくなり、在外資産からの支払は、実際上戦争産業に必要な物資の購入に限定された。

一九三六年五月二十九日に、国防と綜産工業を整えるために、自動車生産工業を確立するという顕著な目的で、法律が制定された。それまでは、自動車工業は事実上存在していなかったばかりでなく、経済上既定な企業でもなかった。それであるのに、この工業の発達は、政府の厳重な統制のもとに、今や国家の助成金や大幅な免税の恩典によって、奨励されることになった。

日本の商船隊も、政府の補助金によって、急速に増加されつつあった。廣田の在任中に、第三次の『解体、建造』計画が開始された。前年度の計画と合わせて、この計画は総トン数十万トンを新造した。それによって、一九三六年末には、日本はその所有総トン数に比して、世界の諸国中で、最も近代的な商船隊を所有するに至った。

ただいまより午後一時三十分まで休憩します。

〔午後零時休憩〕

〔午後一時三十分開廷〕

○法廷執行官　ただいまより極東国際軍事裁判を執行いたします。

○裁判長

〔朗読〕

・戦時における世論統制の計画

一九三六年五月二十日に、陸軍省は戦争の開始前とその初期の情報と宣伝の活動に関する綜合的計画の一部を作成した。この計画は、もし戦争がさし迫った場合には、政府の啓蒙宣伝方針を実施するために、情報局を設置することを規定した。その活動範囲と運営方針は、詳細にわたって規定されていた。その任務は、公衆に対するあらゆる種類の通信を指導し、検閲すること、政府によって承認された方針を促進するために、あらゆる合法機関を利用することであった。

海軍の諸準備

廣田が総理大臣であったときに、戦争準備のための国家防衛力を促進させるについて、海軍は陸軍に劣らず積極的であった。陸海軍両大臣は、国策の基準を起草したものをつくり、これを五相会議で同意を新たに遂べることを主唱したのは、実に当時の海軍大臣永野大将であった。そして、かれの唱えたところから推測すれば、一九三六年八月十一日に最後的に採用された具体案は、海軍省で起草されたものと思われる。

この年は、日本海軍が海軍軍備の制限する一切の義務を免れた年であった。というのは、ロンドン條約は一九三六年十二月三十一日に満期に達したからである。

日本の海軍の対外発展計画については、日本海軍は官僚の間心を捉えんとつとめていたかつた。ここに初めて、合衆国艦隊に対抗して、日本海軍は西太平洋の制海権を確保するという大役を振り当てられた。このようにして、日本が決定した海軍軍備拡張の政策は、一九三〇年以来、ますます大きな支持を受けた。それであるから、ここで、国際協定によって海軍軍備を制限する方式を、日本が放棄した手段を回避することは、戦争の準備の問題によって所を得たものである。

海軍軍縮条約に基く日本の海軍兵力

合衆国、イギリス、日本、フランス及びイタリアは、一九二二年二月六日に、ワシントンで調印された海軍軍備制限に関する條約の締約国であった。この條約の第四部と第七部には、それぞれ各締約国が保有することのできる主力艦と航空母艦の合計トン数が規定されていた。この制限は、関係各国の防禦上の必要に基いていた。右の両艦種について、日本が許された最大保有量はアメリカまたはイギリスに対して六割であった。右の両艦種とその他の艦種に指数として弁支えない程の口径にも、制限が加えられた。すなわち、主力艦の場合は十六インチ、航空母艦の場合は八インチであった。この條約は一九三六年十二月三十一日になって満了すること、また、締約国のうちの一国がこの條約を破棄するという意思を通告してから二年を経過するまで、引続いてその効力を有することになっていた。このような強固なものであるから、一年以内に、すべての締約国は会議を開くことになっていた。

合衆国、イギリス及び日本は、インドとイギリス帝国自治領とともに、一九三〇年四月二十二日にロンドンで調印された海軍軍備制

限及び縮小に関する條約の締約国でもあった。この條約は、ワシントン條約をも補足したものであるが、それは、ワシントン條約のわくのうちで、それ以上の縮小と制限を規定したものであった。航空母艦及び潜水艦の最大排水量とこれに搭載される砲との制限について、規定が設けられた。主力艦及び航空母艦以外で、各締約国の保有することのできる水上艦艇の合計トン数を示す詳細な表も定められた。日本に保有しうる限度は、アメリカやイギリスに許されたものの約七割であった。第三の重要な規定は、各軍艦の起工と竣工ごとに、これに関する一定の情報を、各締約国は他の各締約国に通告しなければならないことであった。その上に、協定は一定の主力艦の廃棄に関する規定を含んでいた。この規定は、明らかに日本に有利なものであった。航空母艦に関する規定は、ワシントン條約と同じ期間効力をもつことになっていた。しかし、その他の諸点では、この條約は、一九三六年十二月三十一日に確定的に満了することになっていた。締約国の間で、一九三五年中に再び会議を開くことになっていた。

ロンドン條約が日本に与えた利益を評価するには、一九三〇年海軍大臣であった財部の見解に傾きを加えなければならない。財部の言うところによれば、日本海軍は仮想敵国の維持する海軍力の七割を保有することが少くとも必要であると考えられていたので、主力艦の保有量に関して、日本はワシントン会議でこの比率を維持しようとした。この目的は最後に無念され、日本は六割の比率に同意した。しかし、日本は他の二つの主要な目的を達することができた。すなわち、スイッチ砲搭載巡洋艦七隻入、潜水艦の現有勢力の保有とであった。ロンドン会議では、第三の主要な目的も、すなわち補助トン数で七割を達しようとして、あらゆる努力をし、遂に成功した。

ロンドン條約の規定に従って、八インチ砲搭載の巡洋艦については、日本の保有量に合衆国にくらべて七割から六割に低下したことは事実であるが、それほど強力さない艦船について、日本の保有量の比率が増加されたことによって、それは償われた。この條約は両国といっても合衆国との友好関係を含んでいたものであり、日本は合衆国との軍備競争によって苦境に陥る可能性を免れたと財部は言った。廣田大臣補佐官も、これと同じ気持を表わし、この條約のある部分はまったく満足なものとはいえないことを認めながら、いずれにしても、一九三六年以後にたれば、日本は自由に艦船を建造することができるということを指摘した。

廣理大臣補佐官も、海軍大臣財部及び補佐官内閣はこの條約を支持したけれども、その批准を見るまでには、相当な反対があった。一九三〇年八月十八日から九月二十六日までの間に、枢密院の審査委員会が十三回にわたって開かれ、そのたびに議論が闘わされた。内閣と枢密院との間の意見の対立は、公然と現われてきた。かつ、永野が支長をもつた海軍軍令部と内閣との間にも、意見の対立があった。前日は、海軍省編部の出席を無視したとき、責められたときに、穏やかに、軍部の見解には理由を欠つたが、條約締結に関する事項は、内閣が決定しなければならないと答えた。財部が知っていると、世界各国との友好関係を信頼しているとき、中国と日本との間の問題に干渉する合衆国またはその他の諸国に分抗するために、あたって、緊実の現場で日本が爆撃した力を増すために、充分な軍備を有すべきだと主張する者との間に、はっきりと対立のあることがわかってきた。後者の見解は、日本の兵制は日本の特色であること、合衆国は中国と満洲から日本の勢力を除去しようとするであろうということ、それであるから、兵力を整備しなければならないということを述べたある顧問官によって、よく言い表わされている。日本が他国で占めている軍事的地位は、まったく日本の兵力の賜ものであると言った顧問官が二人あった。

一九三〇年十月一日に、ロンドン條約は枢密院によって批准された。そのときに、調印と財部は、前記のかれらの見解を表明した。一般の大きな関心と疑惑と不安とが引き起された。平沼は枢密院副議長として、どの会議にも出席していた。

海軍條約に対する反対の増大した時代

一九三〇年にロンドン條約の批准に反対した少数派は、時が経つにつれて、多数派となった。そして、軍縮と廣田の両『海軍』内閣時代には、條約上の制限に対する反対が力を得てきた。

一九三三年九月十五日、豊田が総理大臣であったときに、グルー大使はワシントンに対して、ロンドン條約によって課せられた制限に対する反対が増大しつつあることを報告した。グルー大使は、ロンドン條約の批准以来、特に過去十二ヵ月の間に、日本の海軍省軍部は、一九三五年に開かれることになっている会議で、日本は対等を、さらなければ、少くとも相対的のトン数の大幅な増加を要求しなければならないと主張していると述べた。ロンドン條約に関係のあるあらゆることに対して、かれらは悲憤と軽蔑の感情をかもし出した。酒田と大蔵が暗殺されたり、他の政治家が脅迫されたりした原因の一部は、かれらがロンドン條約を支持したことにあった。財部を初めとして、その他の海軍省編警察が退役したのは、かれらがこの條約を支持したためであると言われていた。

グルーは、現在の日本の世論はどのような形式の軍備制限にも強しく反対していること、條約の限度までも建艦するという合衆国の新しい政策は、すでに興奮している感情にますます油を注ぐことになったことを強調した。日本の海軍省編警察は、今では、不相應に貧弱な資力で建艦競争を始めるか、かれら自身がかもし出した世論にあえて強らうかという新たに問題を出した。

このときに、豊田内閣は十八ヵ月在任していた。この内閣でも、前内閣でも海軍大臣であった広田は、この問題を慎重に取扱い、ソシントン條約とロンドン條約は、国際的に認められていることを明らかにした。

グルーの報告が書かれた前日に、廣田は日本の外務大臣と軍事参謀官になった。それからちょうど一年余り経って、一九三四年九月十七日に、廣田はグルーに対して、日本はワシントン條約の廃棄を一九三四年十二月三十一日以前に通告することに確定したと知らせた。その間に、天羽声明が発表され、豊田内閣は辞職し、廣田内閣がこれに代った。

一九三四年の共通最大限主義

一九三〇年のロンドン條約に、新條約を作成するために、一九三五年に各締約国が会合することを規定していた。一九三三年の七月か、あるいは八月に、豊田内閣時代の海軍軍令部次長であった海軍中将高橋は、軍縮に一あれわれは対等要求の貫徹の覚悟をもって会議に臨むつもりである。われ／＼の要求が容れられないときは、引揚げてくる」と言つた。

一九三四年十月に、予備交渉のために、日本代表がイギリス及びアメリカの代表とロンドンで会合したとき、日本代表のとった立場がこれであった。日本代表は、平等の資格をもたらすためには、共通最大限を設け、その範囲内で、各国とも建艦して差支えないが、どの一国でも、これを超過してはならないことにすることはかないと確信すると言つた。われらは協定によってこの共通最大限をできるだけ低く定めることを望んだ。特に航空母艦、主力艦及びハイッチ砲搭載巡洋艦を全廃するか、さもなければ、その保有量を最小限度に制限

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

することをかれらは知る筈。これらの艦種は、その固有の性質上、攻撃的であるとみられる点を強調していた。他方、海軍部は比較的財政性がなく、かつ他の艦種に比べて航続力が小さいので、本質的には防禦的傾向であると見ていた。ルーズベルト米大統領は海軍長官に命じて、米国がロンドン條約の規定が一般的にされたならば、潜水艦の攻撃的性質は消滅するであろうとかれらは考えた。

この提案は、合衆国の海軍力に比して、日本のそれを劣勢するように計画されたものであった。一九三三年に、合衆国は新しい海軍拡張を実施し、ワシントン條約とロンドン條約で規定された制限を目標として接近するが、それらは、この制限よりも相当低い程度にとどめることにした。比較的低い程度で一般的妥協を得たというのは、実際によれば、愛国的な海軍派は、多くの艦船を廃棄するおそれがあるから、日本海軍の実際的な満足は、後退させられたことにならないことになるであろう。それゆえ、結局において、アメリカ海軍の一部分はその新しい建艦計画の提案を支持しなかったであろう。しかし日本側では、これに相当する提案をなすべきであるとの意見があった。

また、すでに述べたように、ロンドン條約の規定に基いて、日本はスイッチ海峡艦隊の相当部分を廃棄にした代りに、補給タンク船で兵力を増加する権利を留保していた。ワシントン條約の規定はまだ有効で、日本の主力艦と航空母艦の相対的保有量を狙い水準に限定していた。従って、日本が合衆国を脅威したいと思っていた艦隊は、日本が相対的に最も劣勢な艦隊であった。

最後に、一九三〇年以来、潜水艦の投資について、日本がその見解を変えたことは明白であった。條約の批准に際して、海軍部は、その反対に際して、合衆国が一番恐れている日本潜水艦であるから、日本の潜水艦を保有する限り、合衆国は決して恐れることを主張していると言った。海軍大臣財部は、日本政府が潜水艦の現有勢力を保有することに成功したことを特に指摘した。これは日本の海軍政策の三大原則の一つとなっていた。

一九三四年十月、ロンドンで会議が行われているときに、日本政府は世論の指導に関する公式の声明を発表した。これには、日本が国際連盟で経験したところから見て、公正な主張がいつでも説明会議で認められるとは限らないことがわかると述べてあった。日本の海軍力の維持に関する平和の基礎をおくべきであるが、海軍の消長は日本の国運の盛衰を左右する。それであるから、日本国民は外国の宣伝の施策に惑されないようにしなければならない。たとい日本の主張が容れられず、協定が不成立に終る場合にも、これに変更しは絶対に攻撃を始めることを意味するものでなく、また万一このような紛争が起ったとしても、当局は自主的方法によって日本の地位を確持することができることを確信すると述べた。

予備会議は、何の協定にも達しないで、一九三四年十二月十九日に終った。その間に、日本の極東政策を論題一致で決し、一九三四年十二月二十九日に、合衆国に対して日本の意思を通告した。これに先立つて、日本は一方的宣言に伴う演説を通ずるために、イギリスに対して、同一の行動に出るように提唱しようと試みたが、不成功に終った。

一九三五年にロンドン会議から脱退

一九三五年十二月六日に、ワシントン條約とロンドン條約に基づて相生まれた海軍会議がロンドンで開かれ、ワシントン條約に調印した五カ国の代表が出席した。アメリカ代表は、現存の比率に従って、香港艦について、一般的に二割の基礎の制限を行うことを強要し、また贅的制限に関して、特に潜水艦の口径の制限に関して、対抗する用意があった。これに答えて、日本の首席全権水野は、日本の政策はもうワシントン條約を支持していないことを強調し、日本は依然として共通最大限を主張している。日本は英国が提言した。アメリカ代表は、現存條約が各種約国の平等な安全を規定しているのに反して、従属的対等は太平洋における日本の地位の圧倒的な優勢を意味することになるであろう、と指摘した。それであるから、もし日本がその要求の貫徹を固執するならば、建艦競争を起すばかりであろう。日本の代表は、これらの提案に答えるために、実質的なことは何も試みないで、日本の見解では、合衆国の海軍力が優勢である限り、日本の存立そのものを脅かすものであると述べたばかりであった。

ワシントン條約の規定は、新しい協定で延長することができるまで存続しなければならないというアメリカの提案にもかかわらず、さて、質的制限について協定に達しようとするイギリスの試みにもかかわらず、対等の問題が第一に決定されなければならないという主張を日本は固執した。従って、一九三六年月十六日に、共通最大限の原則が協会議で到達された。この提案に対しては、どの代表も支持しようと言われなかったので、日本代表は正式に会議から脱退した。

このようにして、一九三四年と一九三五年に、すなわち、岡田が総理大臣であり、廣田が外務大臣であったときに、海軍の再軍備への努力が取られた。一九三六年八月に、合衆国艦隊に対抗して、西太平洋の制海権を確保することを海軍会議は決定した。そうすることによって、現存の條約による方式を放棄されれば、建艦競争を引き起すばかりであるというアメリカの要望を満足した。

廣田内閣時代の海軍拡張

一九三六年十二月に、つまりワシントン條約が満了する月に、海軍軍務局長は――公表されないことになっていた演説――日本海軍の軍備拡張は日を追って急速に進歩していると述べた。そして、アメリカ大使は、合衆国の新建艦が南洋委任統治諸島を防備することを強調した。日本は依然として共通最大限を主張していること、日本は英国が提言した。アメリカ代表は、現存條約が各種約国の平等な安全を規定しているのに反して、従属的対等は太平洋における日本の地位の圧倒的な優勢を意味することになるであろう、と指摘した。それであるから、もし日本がその要求の貫徹を固執するならば、建艦競争を起すばかりであろう。日本の代表は、これらの提案に答えるために、実質的なことは何も試みないで、日本の見解では、合衆国の海軍力が優勢である限り、日本の存立そのものを脅かすものであると述べたばかりであった。

ワシントン條約の規定は、新しい協定で延長することができるまで存続しなければならないというアメリカの提案にもかかわらず、さて、質的制限について協定に達しようとするイギリスの試みにもかかわらず、対等の問題が第一に決定されなければならないという主張を日本は固執した。従って、一九三六年月十六日に、共通最大限の原則が協会議で到達された。この提案に対しては、どの代表も支持しようと言われなかったので、日本代表は正式に会議から脱退した。

このようにして、一九三四年と一九三五年に、すなわち、岡田が総理大臣であり廣田が外務大臣であったときに、海軍の再軍備への努力が取られた。一九三六年八月に、合衆国艦隊に対抗して、西太平洋の制海権を確保することを海軍会議は決定した。そうすることによって、現存の條約による方式を放棄されれば、建艦競争を引き起すばかりであるというアメリカの要望を満足した。

廣田内閣時代の海軍拡張

一九三六年十二月に、つまりワシントン條約が満了する月に、海軍軍務局長は――公表されないことになっていた演説――日本海軍の軍備拡張は日を追って急速に進歩していると述べた。そして、アメリカ大使は、合衆国の新建艦が南洋委任統治諸島を防備することを強調した。日本は依然として共通最大限を主張していること、日本は英国が提言した。アメリカ代表は、現存條約が各種約国の平等な安全を規定しているのに反して、従属的対等は太平洋における日本の地位の圧倒的な優勢を意味することになるであろう、と指摘した。それであるから、もし日本がその要求の貫徹を固執するならば、建艦競争を起すばかりであろう。日本の代表は、これらの提案に答えるために、実質的なことは何も試みないで、日本の見解では、合衆国の海軍力が優勢である限り、日本の存立そのものを脅かすものであると述べたばかりであった。

ワシントン條約の規定は、新しい協定で延長することができるまで存続しなければならないというアメリカの提案にもかかわらず、さて、質的制限について協定に達しようとするイギリスの試みにもかかわらず、対等の問題が第一に決定されなければならないという主張を日本は固執した。従って、一九三六年月十六日に、共通最大限の原則が協会議で到達された。この提案に対しては、どの代表も支持しようと言われなかったので、日本代表は正式に会議から脱退した。

このようにして、一九三四年と一九三五年に、すなわち、岡田が総理大臣であり廣田が外務大臣であったときに、海軍の再軍備への努力が取られた。一九三六年八月に、合衆国艦隊に対抗して、西太平洋の制海権を確保することを海軍会議は決定した。そうすることによって、現存の條約による方式を放棄されれば、建艦競争を引き起すばかりであるというアメリカの要望を満足した。

廣田内閣時代の海軍拡張

一九三六年十二月に、つまりワシントン條約が満了する月に、海軍軍務局長は――公表されないことになっていた演説――日本海軍の軍備拡張は日を追って急速に進歩していると述べた。そして、アメリカ大使は、合衆国の新建艦が南洋委任統治諸島を防備することを強調した。日本は依然として共通最大限を主張していること、日本は英国が提言した。アメリカ代表は、現存條約が各種約国の平等な安全を規定しているのに反して、従属的対等は太平洋における日本の地位の圧倒的な優勢を意味することになるであろう、と指摘した。それであるから、もし日本がその要求の貫徹を固執するならば、建艦競争を起すばかりであろう。日本の代表は、これらの提案に答えるために、実質的なことは何も試みないで、日本の見解では、合衆国の海軍力が優勢である限り、日本の存立そのものを脅かすものであると述べたばかりであった。

ワシントン條約の規定は、新しい協定で延長することができるまで存続しなければならないというアメリカの提案にもかかわらず、さて、質的制限について協定に達しようとするイギリスの試みにもかかわらず、対等の問題が第一に決定されなければならないという主張を日本は固執した。従って、一九三六年月十六日に、共通最大限の原則が協会議で到達された。この提案に対しては、どの代表も支持しようと言われなかったので、日本代表は正式に会議から脱退した。

一九三六年頃における委任統治諸島の要塞化

委任統治諸島に海軍の施設を建設する工事は、一九三二年から一九三三年に始められ、これらの工事が始められたのは、外人拒絶の力説と同じ時期であった。例証である。少くとも一九三五年には、マリアナ群島のサイパン島に潜水艦基地が建設中であった。また、マリアナ群島で一番大きいこの島は、アメリカ領グアム島の北方約二百マイルのところにある。

一九三五年の海軍省には、外人の南洋諸島の統治に関する問題をさらに強化する手段がとられた。一九三五年十月一四日に、海の日本の貿易会社は、ためのメノルル支店に対して、この地域への輸送に関係を引受けないように、あらゆる努力を払われていることを再び通知した。どのような情勢の場合でも、軍艦を派遣する船客について、充分に詳細に報告を南洋庁に提出されなければならず、南洋庁は必ず外務省と海軍省に協議した上で決定することになっていた。

実際の経験からすると、たいていの場合に、申込みは拒絶されるものと思われた。

一九三五年の十月と十一月に、これら指令がさらに再度強調として発せられた。南洋航路に関する一切の問題は、すべて日本人係員だけで取扱うように、また認可は必ず日本語で書くように指令された。指令申込みの拒絶は、理由が悪いことを知ることになっていた。特定の場合の許可は、海軍大臣と外務大臣廣田との協議であった。

廣田内閣時代における委任統治諸島の要塞の強化

廣田内閣が成立してから三ヶ月を経た一九三六年五月に、アメリカの国務長官は、グルーに対して、委任統治諸島における地の状況とまたは防衛施設に関して、重大な疑惑を生ずるものがあるとの通知をした。問題点は、アメリカの要塞に日本船に出入を許されていること、また、軍隊、資材、軍艦、航空機、潜水艦、飛行機、兵員、軍需品の輸送に関する問題であった。

廣田は、グルーに対して、委任統治諸島の防備は、ただ、海軍の要塞化のみであって、日本の貿易会社は、ためのメノルル支店に対して、この地域への輸送に関係を引受けないように、あらゆる努力を払われていることを再び通知した。どのような情勢の場合でも、軍艦を派遣する船客について、充分に詳細に報告を南洋庁に提出されなければならず、南洋庁は必ず外務省と海軍省に協議した上で決定することになっていた。

実際の経験からすると、たいていの場合に、申込みは拒絶されるものと思われた。

一九三五年の十月と十一月に、これら指令がさらに再度強調として発せられた。南洋航路に関する一切の問題は、すべて日本人係員だけで取扱うように、また認可は必ず日本語で書くように指令された。指令申込みの拒絶は、理由が悪いことを知ることになっていた。特定の場合の許可は、海軍大臣と外務大臣廣田との協議であった。

廣田内閣時代における委任統治諸島の要塞の強化

廣田内閣が成立してから三ヶ月を経た一九三六年五月に、アメリカの国務長官は、グルーに対して、委任統治諸島における地の状況とまたは防衛施設に関して、重大な疑惑を生ずるものがあるとの通知をした。問題点は、アメリカの要塞に日本船に出入を許されていること

た。一九三六年になると、廣田を総理大臣として、陸軍は在任中の内閣に対して不動の地位を確立してしまった。陸軍はこの過程をさらに一歩進めて、唯一つの政党だけが、すなわち陸軍の政党だけが存在するようになる日、また陸軍の支配者たちは、民主主義的政治形態によって脅かされたくない日に備えようとした。全体主義の直接の目標は、思想という問題のうちに集約され、世界支配の究極の目標は、八紘一宇という理念のうちに象徴された。

軍事と軍の支配を支持するように日本国民の心を指導するために、すでにとられた手段は、ここで、簡潔してなることができよう。

学校と大学における軍事訓練の歴史

すでに一八八六年に、日本の小学校、中等学校及び師範学校で軍事訓練と講義が始められていた。さらに、一八九六年の日清戦争の後は、この問題に新年間はほとんど注意を払われなかった。しかし、一九二二年から後は、教育振りを強調するために、陸軍省に特別を新設した。

一九二五年とその後は、男子学生が確実に訓練を受けるようにと、陸軍省と文部省は協力した。一九二五年四月二十三日に、現役陸軍将校を学校に配属することに定められた。これらの将校は、陸軍省と文部省との間の協定によって、教員資格所有者あるいは現役の官吏の学校に、また中山[illegible]れば私立の学校にも、配属されることになった。かれらは学校当局の監督と命令に従うことになっている。しかし、かれら自身は依然として陸軍省に属しており、陸軍省は学校における訓練の実情を査閲する権利を與えられていた。一年後の一九二六年九月に、陸軍省直轄の査閲官の制度を設け、訓練の実施状況について報告させることにした。

一九二六年四月に、正式の学校教育を受けなかつた十七歳から二十一歳までの青年を教育する目的で、新しい教育組織を文部省は創設した。その課程は四ヵ年制であり、一般的と職業上の部門のある学科を含んでいた。新設調査時間数の半分は特に軍事訓練に割かれていた。これらの学校で行われる軍事教練の責任については、陸軍省と規則がつくられた。

一九二七年までには、軍事訓練は全体の学科制度にわたつて強制的になっていた。そして、一九二五年から一九三〇年までに、この種の訓練に費やされた授業時間数は常に増加されていつた。

大学では、軍事学科は一九二五年から義務的となった。但し、この義務制は、初めは厳格には実施されなかった。実際の軍事訓練は依然として任意制であつた。しかし、講義と教練の両方に出席した大学生は、後に三年間の強制的兵役のうち一年間を免除されたので、確実に出席するようになる強い誘因があつた。

幸天事件の起る少し前に、満州は日本の生命線であり、安定した経済秩序の建設は満州を支配することにかかっていると学生達は教えられた。満州で戦争が起ることも、軍事訓練課程に対して容易に消えずに残された極端な国家主義の新しい精神に押されて、絶為もなくなった。一九三一年から後は、軍事教官は、名目上は学校や大学の当局に従属していたが、独立な立場の指揮をますます高めていつた。

満州の軍事行動が収まってからは、軍事学科に悪影響を与えていた時間は、わずかばかり減少した。しかし、廣田内閣が政権を掌っていた一九三六年には、またもとの状態に戻された。訓練は教練、体育及び教科書からなっていた。学校で使われる教科書は、日本の軍事史を強い、学生の間に兵役に対する熱情を強盛するように考案されていた。

徴兵の歴史

徴兵は公開の個人物の原稿は、すべて検閲の承認を得なければならなかった。検閲が手厳しいものと考えられ、すべて押えられた。検閲の命令に従わない個人や機関は、一九二五年の治安維持法の規定によって、すべて処罰された。さらに、極右と極左の破壊的分子を監視するために、一九二八年に始められた治安警察機関があった。一九三一年から後は、これらの「精神警察」は、時の政府の政策に反対する者と意見の公の発表とのすべてを監視した。満州の戦争は、満州で戦争を起す前に強化された。その同じ問題に、政府に内面指導された宣伝が新聞を通して施められた。一九三〇年から始まって、著名な学者や講演家や論説記者たちは、満州の戦争を支持するように世論を指導することに一致協力した。その年の春までには、この政策に反対する者は、すべてこれを鎮圧するための指導がなされた。

一九三一年から後は、陸軍は独自の非公式な機関を作っていた。どのような著述家や出版業者でも、その仕事を陸軍が不満足であると考えた場合には、陸軍の代表者の訪問を受け、陸軍の不興を招いたという忠告を與えられた。このような脅迫や警告は、満州における戦争に関連して、その活動を速やかに停止させられた。

満州戦争の後に、政府と陸軍は、大陸における日本の地位を正当化し、国内の世論を鎮圧するために、組織的な運動を始めた。軍事問題を取扱う原稿は、内務省警保局の承認を受けてからでなくては、印刷することができなかつた。一九三五年から後は、新聞は完全に同盟の支配のもとにあつた。

陸軍の発展によって、かつ戦争の効果を予期して、一九三六年に、廣田内閣によって情報部が設けられた。その任務は、著者に代つて、情報の統制と宣伝の流布を調整することであつた。これによって、世論を指導し、統一し、「日本の非常事態」を克服するために国民の決意を強化するという、一九三六年八月十一日の閣議決定を造ればすべて使用する手段が政府に與えられた。

一九三六年における日本の政治

結本に、大日本青年党の設立に協力すると同時に、かれのあらゆる表現を強調し、戦争を支持するように日本の世論を指導していた。さらにお相会議が用いたよりも、もっとあからさまな言葉で、かれは所方への非難を加えた。かれはイギリス、海軍をもつて自己の計画に対するおもな障害物であると認めた。そして、大状況が必要であると日本に警告した。かれは日本民族の優秀な資質を称賛し、日本民族の使命は白色人種による暴政と圧迫を終らせることであると言つた。

その後、一九三六年に、結本はかれの新聞休の目的を割いた宣言を発表した。この文書のうちで、「現状の実現について日本を助けようとするところの、異つた主義をもつ他の諸国を征服するために、絶対的に必要な限まで日本の軍備を強化しなければならないとかれは述べた。さらに、再軍備の中枢は、無敵海軍の実現でなければならないと述べた。

一九三七年一月の政治的危機

その間に、すでに廣田の政府が確定していた経済的と軍事的の対外進出計画は、長きいろいろに論じられた。そして、軍部主義者とこれに対する残存した反対論者との間に、闘争が起つていた。廣田内閣は、一方では、この内閣の官僚主義的傾向と軍部に対する不満を抑き、他方では、今そ自分自身以外の見解の発表を許さ

うとしない軍閥の反対を抑いていたのである。

一九三七年一月二十日に、政友会の党大会は、廣田政府の外交と行政の政策を批判する宣言を発表した。この党は、議会解散を強化し、一切の政府機関を統制に協力する者同を表明した。わけても、軍閥主義者が独善と優越感の性質をもっていることを認め、これを攻撃した。軍部が国家機能の全分野に干渉しようと欲していると言ったほうが、もしこの弊害の根源を絶すならば、民意の幅道は阻止され、立憲政治は名ばかりとなり、軍閥軍閥をもたらすであろうと述べた。

陸軍当局はこの挑戦を直ちに取上げ、さきに橋本が使ったのにも劣らないような、強方もたい言葉で声明を出した。「皇道」という一字という一列の題目が陸軍当局の回答の基礎となっていた。

政党はみずから省みるところなく、軍当局の攻撃ばかりに協力していると非難された。政党の政策は、日本国民を忠実日本に溶けこむものであるとの国民を満足させることは、されれた。政党の政策は、日本が軍部の安定力となることができないということを意味するものである。それは座政一新計画の終りであるというのであつた。この声明書は、現在の状態の調査を終止し、きた国体を明徴にし、産業を振興し、国防を充実し、国民生活を安定し、軍部問題を速やと解決していくような憲法政治の形態に復帰することを勧告した。

要するに廣田のもとで陸軍のすでに達成した一切のものが、今や危うくなっていることを陸軍は認めたのである。

廣田内閣の倒壊と宇垣の組閣の失敗

二日後の一九三七年一月二十二日に、陸軍大臣寺内は、一部閣僚の見解が陸軍の見解と根本的に異つていると称して、廣田内閣から辞任した。閣時の邪情の下では、就任してからも、全力を尽してきた原配置正、閣内光実、座政一新は、新年に遂行できないとかれは信じたのである。

陸軍大臣の辞任の言葉は、明らかに、廣田内閣では、他のどの将官も陸軍大臣の職を受諾しないであろうということを意味していた。従つて、後任を求めることは、直ちに断念された。一九三七年一月二十四日に、新内閣を組織すべき天皇の命令が宇垣大将に與えられたが、大将は結局において、これを辞退しなければならないことになつた。辞退する前に、かれは、あくまで陸軍大臣を求めようと試み、そのために少くとも四日を費したが、成功しないで終つた。本年の組行によつて、新しい陸軍大臣の人選は、辞任した陸軍大臣、軍務局長、教育総監から成る三長官会議によつて定まることになつていた。一九三七年一月二十五日に、辞任した陸軍大臣寺内大将に対して、宇垣は後任者を推薦するように依頼した。宇垣に対して、陸軍は、あえて宇垣の組閣を阻止するものではないと寺内は言つたが、しかし、軍の維持と統制に関連して、宇垣自身の立場を再考慮するよう求めた。翌日、教育総監杉山大将が宇垣を訪問して、陸軍内の情勢を述べ、重ねて宇垣が組閣の命を受け取るよう努力した。その日の午後、三長官が会合し、三名の将官はすべて陸軍大臣就任を辞退した。そこで、三長官はそれ以外の有資格者である将官たちもこの地位を拒絶するであろうときめ、寺内はその旨を宇垣に通告した。これらのことは、すべて陸軍次官相澤中将から在郷軍人会に通知された。かれは説明して、宇垣大将は陸軍の信頼を得ていないので、何人も宇垣内閣の陸軍大臣として陸軍統制の重責に任じることができないと考えられるよう言つた。

二日後になっても、宇垣はなお指導を抜でていなかつた。一九三七年一月二十七日に、指揮は組閣の行きづまりを批評し、宇垣が組やかに天皇の命令を奉ずるようにとの勧告を妨害する目的で、新しい教育組織を文部省は創設した。その課程は四ヵ年制であり、一般的と職業上の部門のある学科を含んでいた。新設調査時間数の半分は特に軍事訓練に割かれていた。これらの学校で行われる軍事教練の責任については、陸軍省と規則がつくられた。

一九二七年までには、軍事訓練は全体の学科制度にわたつて強制的になっていた。そして、一九二五年から一九三〇年までに、この種の訓練に費やされた授業時間数は常に増加されていつた。

大学では、軍事学科は一九二五年から義務的となった。但し、この義務制は、初めは厳格には実施されなかった。実際の軍事訓練は依然として任意制であつた。しかし、講義と教練の両方に出席した大学生は、後に三年間の強制的兵役のうち一年間を免除されたので、確実に出席するようになる強い誘因があつた。

幸天事件の起る少し前に、満州は日本の生命線であり、安定した経済秩序の建設は満州を支配することにかかっていると学生達は教えられた。満州で戦争が起ることも、軍事訓練課程に対して容易に消えずに残された極端な国家主義の新しい精神に押されて、絶為もなくなった。一九三一年から後は、軍事教官は、名目上は学校や大学の当局に従属していたが、独立な立場の指揮をますます高めていつた。

満州の軍事行動が収まってからは、軍事学科に悪影響を与えていた時間は、わずかばかり減少した。しかし、廣田内閣が政権を掌っていた一九三六年には、またもとの状態に戻された。訓練は教練、体育及び教科書からなっていた。学校で使われる教科書は、日本の軍事史を強い、学生の間に兵役に対する熱情を強盛するように考案されていた。

徴兵の歴史

徴兵は公開の個人物の原稿は、すべて検閲の承認を得なければならなかった。検閲が手厳しいものと考えられ、すべて押えられた。検閲の命令に従わない個人や機関は、一九二五年の治安維持法の規定によって、すべて処罰された。さらに、極右と極左の破壊的分子を監視するために、一九二八年に始められた治安警察機関があった。一九三一年から後は、これらの「精神警察」は、時の政府の政策に反対する者と意見の公の発表とのすべてを監視した。満州の戦争は、満州で戦争を起す前に強化された。その同じ問題に、政府に内面指導された宣伝が新聞を通して施められた。一九三〇年から始まって、著名な学者や講演家や論説記者たちは、満州の戦争を支持するように世論を指導することに一致協力した。その年の春までには、この政策に反対する者は、すべてこれを鎮圧するための指導がなされた。

一九三一年から後は、陸軍は独自の非公式な機関を作っていた。どのような著述家や出版業者でも、その仕事を陸軍が不満足であると考えた場合には、陸軍の代表者の訪問を受け、陸軍の不興を招いたという忠告を與えられた。このような脅迫や警告は、満州における戦争に関連して、その活動を速やかに停止させられた。

満州戦争の後に、政府と陸軍は、大陸における日本の地位を正当化し、国内の世論を鎮圧するために、組織的な運動を始めた。軍事問題を取扱う原稿は、内務省警保局の承認を受けてからでなくては、印刷することができなかつた。一九三五年から後は、新聞は完全に同盟の支配のもとにあつた。

陸軍の発展によって、かつ戦争の効果を予期して、一九三六年に、廣田内閣によって情報部が設けられた。その任務は、著者に代つて、情報の統制と宣伝の流布を調整することであつた。これによって、世論を指導し、統一し、「日本の非常事態」を克服するために国民の決意を強化するという、一九三六年八月十一日の閣議決定を造ればすべて使用する手段が政府に與えられた。

一九三六年における結本の政治

結本に、大日本青年党の設立に協力すると同時に、かれのあらゆる表現を強調し、戦争を支持するように日本の世論を指導していた。さらにお相会議が用いたよりも、もっとあからさまな言葉で、かれは所方への非難を加えた。かれはイギリス、海軍をもつて自己の計画に対するおもな障害物であると認めた。そして、大状況が必要であると日本に警告した。かれは日本民族の優秀な資質を称賛し、日本民族の使命は白色人種による暴政と圧迫を終らせることであると言つた。

その後、一九三六年に、結本はかれの新聞休の目的を割いた宣言を発表した。この文書のうちで、「現状の実現について日本を助けようとするところの、異つた主義をもつ他の諸国を征服するために、絶対的に必要な限まで日本の軍備を強化しなければならないとかれは述べた。さらに、再軍備の中枢は、無敵海軍の実現でなければならないと述べた。

一九三七年一月の政治的危機

その間に、すでに廣田の政府が確定していた経済的と軍事的の対外進出計画は、長きいろいろに論じられた。そして、軍部主義者とこれに対する残存した反対論者との間に、闘争が起つていた。廣田内閣は、一方では、この内閣の官僚主義的傾向と軍部に対する不満を抑き、他方では、今そ自分自身以外の見解の発表を許さ

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

やかに完成されることになっていた。しかし不必要に外国の疑惑を招かないように、鉄道に重点を置くことになっていた。

廣田内閣と林内閣の時代の、満州の経営上と産業上の開発における陸軍の役割

一九三七年一月に、関東軍に満州国の経営上と産業上の開発のための五カ年計画をつくらせた。満州で戦争が起ってから、関東軍は同国の資源と金融問題の支配権を握ることとなった。一九三一年から一九三六年までの五カ年間に、満鉄は調査したり、新たに工場をつくったり、産業を改良したりするような事業に、膨大な資金を投入するように強いられていた。一九三五年には、すでに日満経済共同委員会が設置されていた。同年十一月には、円ブロックの確立によって、両国の通貨の統合が成就されていた。一九三六年六月十日には、満州国の原住民のすべての権利を日本国民に与える新しい協約が調印されていた。かれらを保護するために、特別な法律がつくられることになっていた。かれらは満州国の政治機構に服従し、またいくらかの課税を免除されていた。

日本人の移民の数は急速に増加し、当時三十九万人を超えていた。かれらのうちの多くは、必要なさき兵隊にすることもできる者であった。これらの者は、原住民は名ばかりの買入値段で所有地を奪われた。一九三六年十二月に、日本の内閣の政策に従って、優先産業に対して開発に資金を與えるために、満鉄調査部が創立された。

これらの出来事のすべてにわたって、日本陸軍の軍当局は、関東軍を通じて、支配力を発揮していた。一九三六年六月十日の協約の施行に基いて、日本陸軍は協議のあるすべての法令は、関東軍司令官の承認を必要とした。その上に、関東軍司令官は、その部下を通じて、満州国の内政を完全に支配した。

一九三六年三月二十三日から一九三七年三月一日まで、板垣中将は関東軍参謀長であり、この地位に伴って、同時に経済共同委員会の一員であった。かれが公言した政策は、日本が必要と考える政治的と経済的の協力を満州国に実現すること、両国の軍事上の計画と戦争を統合すること、それと同時に、満州国自体の産業を促進することであった。関東軍司令官板垣大将の指令によって、かれは満州国の内政について最高の権力を行使した。

満州国総務長官の地位も、やはり、日本人が占めていた。その地位は、国内政策を決定するについて、鍵となる重要な地位であった。十べての官吏の任命は、かれの指示によって行なわれ、ただ参謀長としただけであった。その当時に、満州国の財政部次長として、六カ月の経験をもっていた星野は、一九三六年十二月十六日に、国務院総務長官となった。かれは日本で経済専門家と見られており、満州国の経済問題を促進すること、責任者となった。この任務を遂行するにあたって、かれは関東軍司令官と絶えず連絡を保っていた。

満州国五カ年計画

一九三六年と一九三七年における陸軍の計画の直接の目的は、満州事変の成果を確保し、発展させることであった。この五カ年計画は、無計画な開発をやめて、具体的な調和のとれた計画を立てることを目的としていた。満州国の財政部やその他の部の代表者とともに、星野はこの計画の立案に加わった。板垣もまたこの仕事に携わった。最後の決定権は、関東軍司令官板垣大将にあった。一九三七年二月十七日に、満州国政府は公報を出し、この新計画の家族とともに、満州国は画期的な建設工作期にはいろうとしていると発表した。

満州国の計画は、実が日本自体のためにつくった新計画に非常によく似ていたから、双方を調和させ経済上の開発に関する唯一の計画と考えることもできる。

一九三七年五月二十九日の重要産業五カ年計画

林内閣が在任していた一九三七年五月二十九日に、一九三六年八月十一日の閣議の基準の決定中に定められた目標の達成に向って、最初の重要な処置がとられた。その日に、軍は、「重要産業五カ年計画要綱」と題された文書を出した。この計画は、だいたい一九四一年までに、計画的に重要産業の振興をはかり、その年までに、日満ブロックを確立するように、資源を自給できる一貫の圏を開成するように、立案されていた。このようにして、日本の東アジアにおける指導的勢力が確保されることになっていた。

この五カ年の間に、十三の産業が新生産業として選ばれた――兵器、航空機、自動車、工作機械、鉄鋼、飛行機材料、石炭、一般機械、アルミニウム、マグネシウム、電力、鉄道車輌がそれである。これらを選ばれた根拠は、これらが戦時に重要だからであった。この一般計画のわくの中で、陸軍に別に長期及び専門機工業について計画をつくることになっていた。既存の資本主義主義組織に対して、会社、重要でない産業からの労働力の移動、対外決算の統制によって、その計画の遂行を行なうことになっていた。五カ年の期間が終ったときに、新移民政策を検討することになっていた。

大陸資源開発の決定

重要産業五カ年計画には、拡充すべき産業として選ばれたものは、日本自身と満州国との双方に配置し、この目的のために、両国は一項と見做されるということが明示されていた。さらに、「万一に日本産業の発展して、その天然資源の開発に努めることになっていた。

すでに満州国五カ年計画によって、国際の資金をどのように調達することになっているかが示されていた。兵器、航空機、自動車及び軍需生産のための軍需工業を確立することになっていた。鉄、石炭、液体燃料及び電力を含めて、基礎重要産業を開発することになっていた。原料産品として必要な農産物の生産の増強に努めることになっていた。鉄道と港湾には、この産業開発計画に必要な施設を設けることになっていた。

この計画全体の目的は、戦時に必要となるかもしれない満州の資源を開発すること、この新の産業開発の基礎を築くこと、右の開発を、日本に欠けている物資を日本に供給すると同時に、満州国の自給自足を確立するように秩序立てることであった。

戦争産業と戦争資材の生産とに関する細目的計画

一九三七年六月四日、浜田林にかわって総理大臣になったときに、陸軍の計画は依然として継続され、中断されることがなかった。

一九三七年六月十日に、陸軍は重要産業五カ年計画実施に関する最新試案をつくった。この大綱は、一九四一年までに、重要資源の自給自足を確立するという目標の達成を要求していた。指定された十三の工業は、それぞれ、別個に設定されていた点、ある基本産業は、相互の統制と不断の監督のもとに設定されていた。政府の独自の生産を助ける機関として特殊法人を設立し、許可制をとることになっていた。発展によって、補助金によって、さらに資金相互に対する政府の援助によって、生産を確保することになっていた。

三段組の表に、すなわち一九三七年六月二十三日に、陸軍省は「軍需物資生産五カ年計画概要」という題目の計画をつくった。最初の二つの計画は、一般的に戦争産業の拡充を期待していたのに反して、この第三番目のものは、者の大綱根拠拡充計画における陸軍自身の役割に関するものであった。それは、軍事的な海外進出と支配を、戦力に必要なる鉱業の自給自足の建設に同調させることを目的としたものであった。たとえば鉄鋼工業のような、ある種の産業が第一に二つの計画の中にはいっていた。その他のもの等、陸軍の当面の必要に無の重い産業、たとえば電力供給のような産業に、重要産業計画の中に入れる方が適当であった。さらにその他の、たとえば自動車、飛行機及び工作機械工業のようなものは、ひとしくそれぞれの計画の中にはいっていた。しかし、この計画の名称門は、すべて分離することのできない関係にあった。

一九三六年の決定と一九三七年の計画との関係

一九三七年の五月と六月に、陸軍がつくったこれらの三つの計画の中に、一九三六年八月十一日の閣議の基準の決定の際に、五省大臣が定めた諸原則が具体化されていた。これらのどちらの場合にも、その根本目標は、アジア大陸に確固とした地歩を確立することと、軍事力によって東アジアを支配することであった。

一九三七年九月二十九日に出された、経済的自給自足を達成するように立案された重要産業計画の目的は、「東亜指導の実力を確保する強固な戦略的発展」であった。一九三七年六月十日に、陸軍が出したさらに詳細な計画も、同じことを目的としたものであった。一方様を通して達成されなければならない日本の理想は、観念的発展に偏えるために、一九四一年までに、自給自足を達成することになっていた。戦争資材を浪費した他三の計画では、それらの目標が繰返され、また詳細に述べられた。

一九四一年までに、一応に軍需品製造工業を計画的拡充することになっていたのみなら、なく「軍政的意義を統合意見」することによりて、日本の経済の孤立を合理的に開展するべきであった。平時体制から戦時体制への急速な移行に対して、特別な注意を払うことになっていた。

これらの陸軍省の計画が作成され、発表された期間中、板垣中将は陸軍次官であった。一九三六年三月二十三日に、すなわち、廣田が総理大臣になってから二週間の後に、かれは同年の重要な五相会議の三カ月前に、かれは寺内に、この新計画の家族に加わった。板垣もまたこの仕事に携わった。最後の決定権は、関東軍司令官板垣大将にあった。一九三七年二月十七日に、満州国政府は公報を出し、この新計画の家族とともに、満州国は画期的な建設工作期にはいろうとしていると発表した。

満州国の計画は、実が日本自体のためにつくった新計画に非常によく似ていたから、双方を調和させ経済上の開発に関する唯一の計画と考えることもできる。

一九三七年五月二十九日の重要産業五カ年計画

林内閣が在任していた一九三七年五月二十九日に、一九三六年八月十一日の閣議の基準の決定中に定められた目標の達成に向って、最初の重要な処置がとられた。その日に、軍は、「重要産業五カ年計画要綱」と題された文書を出した。この計画は、だいたい一九四一年までに、計画的に重要産業の振興をはかり、その年までに、日満ブロックを確立するように、資源を自給できる一貫の圏を開成するように、立案されていた。このようにして、日本の東アジアにおける指導的勢力が確保されることになっていた。

この五カ年の間に、十三の産業が新生産業として選ばれた――兵器、航空機、自動車、工作機械、鉄鋼、飛行機材料、石炭、一般機械、アルミニウム、マグネシウム、電力、鉄道車輌がそれである。これらを選ばれた根拠は、これらが戦時に重要だからであった。この一般計画のわくの中で、陸軍に別に長期及び専門機工業について計画をつくることになっていた。既存の資本主義主義組織に対して、会社、重要でない産業からの労働力の移動、対外決算の統制によって、その計画の遂行を行なうことになっていた。五カ年の期間が終ったときに、新移民政策を検討することになっていた。

大陸資源開発の決定

重要産業五カ年計画には、拡充すべき産業として選ばれたものは、日本自身と満州国との双方に配置し、この目的のために、両国は一項と見做されるということが明示されていた。さらに、「万一に日本産業の発展して、その天然資源の開発に努めることになっていた。

すでに満州国五カ年計画によって、国際の資金をどのように調達することになっているかが示されていた。兵器、航空機、自動車及び軍需生産のための軍需工業を確立することになっていた。鉄、石炭、液体燃料及び電力を含めて、基礎重要産業を開発することになっていた。原料産品として必要な農産物の生産の増強に努めることになっていた。鉄道と港湾には、この産業開発計画に必要な施設を設けることになっていた。

この計画全体の目的は、戦時に必要となるかもしれない満州の資源を開発すること、この新の産業開発の基礎を築くこと、右の開発を、日本に欠けている物資を日本に供給すると同時に、満州国の自給自足を確立するように秩序立てることであった。

戦争産業と戦争資材の生産とに関する細目的計画

一九三七年六月四日、浜田林にかわって総理大臣になったときに、陸軍の計画は依然として継続され、中断されることがなかった。

一九三七年六月十日に、陸軍は重要産業五カ年計画実施に関する最新試案をつくった。この大綱は、一九四一年までに、重要資源の自給自足を確立するという目標の達成を要求していた。指定された十三の工業は、それぞれ、別個に設定されていた点、ある基本産業は、相互の統制と不断の監督のもとに設定されていた。政府の独自の生産を助ける機関として特殊法人を設立し、許可制をとることになっていた。発展によって、補助金によって、さらに資金相互に対する政府の援助によって、生産を確保することになっていた。

三段組の表に、すなわち一九三七年六月二十三日に、陸軍省は「軍需物資生産五カ年計画概要」という題目の計画をつくった。最初の二つの計画は、一般的に戦争産業の拡充を期待していたのに反して、この第三番目のものは、者の大綱根拠拡充計画における陸軍自身の役割に関するものであった。それは、軍事的な海外進出と支配を、戦力に必要

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

た、その計画は、陸海軍航空機の拡充を非常に大きく増加することを定め、また一九四二年か新兵の戦時所用に達する第一年と定めた。

一九三七年七月、すなわち、一九三七年七月一日に、陸軍は国防の強化を企図した。その中で、各種に空軍の拡張に狂奔している日本国民に警告した。もう一度、ソ連邦に対して用いられるかもしれないばかりでなく、日本の軍部の侵略とたるかもしれない無敵空軍の必要をかかげた力説した。

一九三七年の五月と六月の陸軍の「軍計画」は、一九三六年の国策決定に類似していた。この計画の活動は、もろゆる困難を排して、野外発展という目標を達成しなければならないということであった。時間の熟さないうちに、西洋諸国を刺戟して敵意を起すつもりはなかったが、これらの諸国が右の困難の一となっていたことは、明らかに加められていた。このような困難が勃発に対するなければ打開できなくなる日に備えて、陸軍の五ヵ年計画の中に、時宜に適した拡張を陸軍は設けていた。

その間に、條約上の制限や陸軍の大陸計画に加わるということに切わされないで、海軍は我々として太平洋においての戦争の準備を上っていた。

「九三七年中の海軍の準備および主目

　　　

は、日本の財政的な困難が五ヵ年計画の成功を危うくするのではないかという悲鳴の声が起つた。

一九三九年一月に、企画院は一つの新しい膨脹的な計画が出た。これはそれまでの十八ヵ月間の戦争で得た経験に基いたものであり、かつその後に続く数年の間に新目標を設定したものである。本来的には、陸軍省が一九三七年度の計画にあたつて主張した最初の計画そのものであつた。

蘆溝橋事件は陸軍の煽動によるものであつた。

蘆溝橋の事件は、華北を日本の統治下に置こうとする陸軍の画策が極点に達したものである。一九三五年五月には、梅津・何応欽の協定が結ばれ、軍部がさきに立つて華北を処理すべきであるとする関東軍内の分子の決意について、去年は起つていた。同年の十二月に、関東軍は、中国の本土への同軍の進出を予測して立てられた宣撫計画を、陸軍省に送附した。翌月に、陸軍の分離北計画の実施にあたつて、興亜院の外務大臣として、廣田は軍と外交上で協力する方針を立てた。中国における戦争のこの段階の発端となつた戦闘は、満州の占領をもたらした幾つかの事件のように、陸軍自身の発意で企図され、煽動され、実行されたのである。

戦闘が始まる一ヵ月足らず前に、東京中枢は、戦争が平和かの問題を陸軍参謀本部につきつけた。関東軍の蒙疆進出を、中国政府の軍隊に対して攻撃に出る機会に絶しており、またこのような軍事行動は、ソビエット連邦に対する戦争問題に先立つて行われなければならないと、かれは信じていた。日本の兵力でこのような事に出ることができるかどうかということは、参謀本部が決定すべきさらに大きな戦略上の問題であつた。

この決定に重大問題であつたというのは、陸軍省が当時なお立案中であつた長期的な東事的の長期の計画は、中国における紛争に直ちに巻きこまれることを全然考慮に入れていなかつたからである。このこみ入つた事態のすべての要因は、それ以前の十五ヵ月の間、陸軍大臣の職にあつた梅津中将には、わかつていたに相違ない。最初に起つた戦闘を全面的攻勢という程度にまで拡大させたやり方は、参謀本部がすでに中国と戦争をすることにきめていたことを示すものである。

一九三七年七月七日の夜に、蘆溝橋にいた日本の駐屯軍は異例な演習を行い、一人の日本兵が行方不明になつたと称して、その捜索を行うために、宛平城に入ることを要求した。日本側の苦情については、また交渉が行われている間に、戦闘が勃発した。そして、一九三七年七月八日の午後に、日本側は同城の降伏を要求する最後通牒を発した。それに続いて起つた戦闘で、日本軍は相当の死傷者を出した。一九三七年七月十日に、日本司令官の提案に基いて、停戦が協定された。

この事件はそれで終結したと見て差支えなかつた。しかし、それは日本側の意向でなかつた。最初の戦闘が起つてから二十四時間内に、関東軍の大部隊が戦闘の行われた現場に集中し始めた。増援部隊が華北に到着すると、中国軍の撤収を求める新しい要求が出された。一九三七年七月十三日に、参謀本部は、もし中国軍が華北に武装されるならば、那珂に対抗するために、新編した行動をとると決意した。日本側の新しい要求が履行されなかつたので、翌日蘆溝橋で再び戦闘が始まられた。

第一次近衛内閣、陸軍の対中国戦争方針を採用

中国との戦争は、陸軍が攻勢の陣営と地所を選んだのではあつたが、日本の国策の結果として予知されていたものであつた。一九三六年二月、林が統帥大臣であつたときに、華北をソビエットに対する緩衝国として設定し、またそれを日満経済ブロックに包含することが決定されていた。こうして、蘆溝橋における最初の攻撃があつてから数カ月のうちに、一九三六年八月十一日に五相会議で承認された計画をかりて言えば、『アジア大陸における確固たる地歩』が例得し、また『東亜の安定勢力となる』ために、政府と陸軍は協力したのである。

戦闘の第一報が受けたときに、首相は閣議の現場解決をはかることに決意したが、同地域に対して、さらに軍隊を出動させる命令は撤消さなかつた。二日後の一九三七年七月十一日に、廣田と賀屋が閣僚であつた内閣は、十分に引き起されていた事態を再検討した。その後で、日本政府は華北の治安の維持を切望するものではあるが、同地に派兵するために、一切の必要な措置をとることに決したという趣旨の声明を発した。日本内地における動員は中止されたが、関東軍の諸部隊はその進撃を続けることを許された。同時に、華北に新しい外交官と領事官を派遣する措置がとられた。これらの人々は、再び外務大臣廣田の監督の下に仕つていたのである。この紛争を交渉に委ねることが提案した中国の新しい努力と、アメリカの斡旋の申出とは、ともに戦闘の再開に続いてはいたのであるが、いずれも顧みられなかつた。直接交渉が続いて行われていたにもかかわらず、一九三七年七月十七日以後に、日本内地における陸軍動員の準備に拍と間なく実行し、また政府の明確な承認を得た。

一九三七年七月二十六日に、日本の新しい最後通牒は、北京における戦闘を引き起した。そして、その翌日に、近衛大臣は、アジアにおける『新秩序』を建設するという、かれの内閣の決意を説明した。満州古参閣の間に政府の代弁者等が主張したと同じように、日本は中国に領土を欲するものを使ないとかれは主張した。大東亜共栄圏の提唱者の『慧眼』によりて、日本の求めているものはただ協力と相互援助――東亜の文化と繁栄に対する中国からの貢献――だけであるとかれはいつた。これに加えて、いつそう意味深く、中国との隣接を局地的に解決するだけでは充分でないと考えると述べた。日本はさらに一歩進め、中国と日本との関係の基本的解決を図らなければならないと新言した。

これによつて、内閣は参謀本部と同じ結論に到達したことと、日本は中国の征服という決意を捨えさないことが、今や明らかになつた。

戦争準備と中国征服との回帰

ここで注意すべき重要なことは、この決定は、単に基本国策をさらに推進したものではなく、前年の決定に方向づけられたものだということである。廣田を首班とした五相会議は、日本は方針を推進してアジア大陸に出撃すると決定していた。この出撃は、表右について、西洋諸国を敵にまわし、またソビエット連邦との戦争をはとんど避けがたいものにしてしまうことをかれらは認識していた。新外交政策の計画のもたらす結果に日本が対抗するには、数ヵ年にわたる国家的規模の動員を行うほかないことをかれらは認めていた。しかし、この準備計画のどの段階において、中国領土に対する新たな大規模の進攻を行うのが最も都合よいかは、きめていなかつた。

東亜は、中国の占領は、来るべきソビエット連邦との力の試練に附随する小さい問題にすぎないと見ていた。その後の出来事から見ると、日本の内閣もまた中国の抗戦力を誤小評価していたことがわかる。一九三七年九月になつても、外務大臣広田は、国民政府軍に対する迅速な殲滅の一撃というようなことをさきに目論していた。さらに、華北全域は、戦争を遂行するための経済的と資源的の開発の計画に含まれていた。従つて、国家総動員そのものを成功させるために必要であつた。

近衛の政府がなした決定の中心点は、あまり早く国際的敵意を強める危険よりは、寧ろ

に同情された目標の為が常識だということであつた。中国におけるこの戦闘の発生した事情そのものによつて、中国の征服は、より大きな問題に対する準備計画に附随するものと見られていたことがわかる。

中国における戦闘と興亜及び八紘一宇の原理との関係

これは、後年において、日本の一連の政治謀略がとつた見解であつて、かれらは、アジア大陸における世界を、その前に行われた『新秩序』の計画に、また宗教的八紘一宇の原理に結びつけた。

白鳥は、一九四〇年十二月に出版された本の中で、八紘一宇という古典的な言葉は、東亜新秩序の建設を究極の目的とするところの、この運動の国家的理想として採用されたと述べた。満州における衝突も、中国における紛争も、『皇道』の精神を表わしたものであり、また民主主義的観念に反対したものであつた。ドイツと西ヨーロッパ諸国との戦争も、本質的には同様な衝突から起つたものであるといえるであろうとかれは付け加えた。

松岡洋右は、一九四一年外務大臣であつたときに、自国の発展に関して同様なことをいつた。『皇国とその他の政治家が新しい世界秩序を建設したと同様に、日本が新しい紘士の原理を加えたことを否定した。満州事変は日本精神の発揚であり、ある意味において、アメリカとヨーロッパ諸国が日本の平和的な発展を阻止したために起つたものであるとかれは述べた。

かれは国際に対して、日本の外交は八紘一宇の大精神を全世界に宣揚する重大な役割を担ひなければならないと話した。その原理を実施するにあたつては、日本は満国であり、神意に従つて進まなければならないという点に強調する必要がある。これが『支那事変』の理由であつて、物質的な欲望ではないと述べたのである。

白鳥と同じ月に、新しい綱領を公表にした興亜院は、日本の中国に対する軍事行動は、この協定を引き起した事件とはまつたく関係のないものであり、またそれは現存の条約による権利に基いても、自衛権に基いても、正当化することができないと決定した。

この間に、廣田は興亜決定の中に定められた原則を続けていた。その原則というのは、西洋諸国との友好関係を維持しようと試みながらも、アジア大陸における進出の計画に対する抵抗を排除しようとするものであつた。一九三七年七月二十九日に、すなわち、近衛がその内閣の対中国政策を明らかにした二日後に、千葉委員会で、廣田は中国との紛争に対して第三国の干渉を予期していないと述べた。この委員会に対して、もしそのような申出が第三国からあつた場合には、これに対して、政府は協議なく、きつぱりと拒絶するとかれは保証した。

一九三七年八月十日に、グルー大使は、合衆国の新しい協定の申入れを廣田に得達した。このときになつて初めて、一九三七年七月十六日のハル国務長官の提唱の声明に対して、廣田は回答をしたのであつた。一九三七年八月十三日にハルに伝達されたこの回答文で、日本内閣は、ハルが宣明した世界平和維持に関する原則に日本は賛意を表するが、これらの原則の目的は極東においては、その地域の特殊な事情に応じ適を捲うことによつて初めて達成されると信ずると述べた。

中国における事態を調査していた国際連盟諮問委員会の事業に参加するようにとの招請に対して、一九三七年九月二十五日に、廣田は同じような言葉で回答をした。日本内閣は、中国と日本との紛争を公正に解決の上に解決することができると確信していると廣田は述べた。

一九三七年十月六日の連盟総会の決議は、中国における日本の行動がもたらした国際的敵意の存在を示した。その際に、各諸国は、中国の立場を強くする為に、中国の立場を強くする危険よりは、寧ろ

中国からの貢献――だけであるとかれはいつた。これに加えて、いつそう意味深く、中国との隣接を局地的に解決するだけでは充分でないと考えると述べた。日本はさらに一歩進め、中国と日本との関係の基本的解決を図らなければならないと新言した。

これによつて、内閣は参謀本部と同じ結論に到達したことと、日本は中国の征服という決意を捨えさないことが、今や明らかになつた。

戦争準備と中国征服との回帰

ここで注意すべき重要なことは、この決定は、単に基本国策をさらに推進したものではなく、前年の決定に方向づけられたものだということである。廣田を首班とした五相会議は、日本は方針を推進してアジア大陸に出撃すると決定していた。この出撃は表右について、西洋諸国を敵にまわし、またソビエット連邦との戦争をはとんど避けがたいものにしてしまうことをかれらは認識していた。新外交政策の計画のもたらす結果に日本が対抗するには、数ヵ年にわたる国家的規模の動員を行うほかないことをかれらは認めていた。しかし、この準備計画のどの段階において、中国領土に対する新たな大規模の進攻を行うのが最も都合よいかは、きめていなかつた。

東亜は、中国の占領は、来るべきソビエット連邦との力の試練に附随する小さい問題にすぎないと見ていた。その後の出来事から見ると、日本の内閣もまた中国の抗戦力を誤小評価していたことがわかる。一九三七年九月になつても、外務大臣廣田は、国民政府軍に対する迅速な殲滅の一撃というようなことをさきに目論していた。さらに、華北全域は、戦争を遂行するための経済的と資源的の開発の計画に含まれていた。従つて、国家総動員そのものを成功させるために必要であつた。

近衛の政府がなした決定の中心点は、あまり早く国際的敵意を強める危険よりは、寧ろ

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

東アジアの安定を害していると非難した。日本のスポークスマンは、「現実に平和を確保するとは、満州不承認なる方式の撤廃をもつて、厚生要なりとした」勝成員が大を欲を高めている国体に対しては、日本はもう協力することができないと述べたのである。

その年の暮に、齋藤内閣の海軍大臣は、新軍縮条約期限廃棄に対する日本の態度を説明することをあきらめられた。その説明をするにあたつて、かれは現在の世界に対する日本の不満を強調し、また国際信義に違反した場合には、「ある国家が、曾て調印した条約を永久に満足していなければならないという理由はを然ない。かたから人間の福祉を増進すればこそ、われ〳〵はロンドン海軍条約に調印したのであつて、無条件に調印したわけではない。ワシントン条約について言えば、これは十二年前に調印されたものであつて、われわれの考えるところでは、国際情勢がその間にまつたく変化しているから、もはやお不審の安全を保障するに絶切なものではない」と述べた。

一九三四年に、ロンドンで海軍軍縮会議の予備会議が開かれたときに、岡田内閣は国内の世論の抵抗に遭遇する説明を発した。それには、「条件なる主張も国際会議に於ては必ずしも常に容認せらるるものにあらざることは、既に満州問題に関連し国際連盟を脱退せる帝国の経験せる処なり」と述べてあつた。

たとい協定が不成立に終つても、日本は何も失われることはないとつけ加えてあつた。その翌年の一九三五年に、日本は国際協約によつて軍備を制限するものとして、日本自身に対する新しい国策会議が設定するための法律が通過した。

しかし、中日戦争のこの段階においてさえ、長期にわたる産業上の準備に、戦争努力に最も肝要な特定産業を強化に対する指導だけには従られなかつた。満州国の場合と同じように、日本自身においても、政府の統制がもつと容易に行われるように、重工業をより大きな規模に編成する陸軍の計画が実行に移された。一九三七年八月に通過した重要産業統制法に、産業界ことに新しい連合会、すなわちカルテルを結成することを奨励し、このカルテルには広汎な自治力が與えられた。

経済統合の摩擦

陸軍はその一九三七年六月十日附の詳細な予定計画においてすでにこれらのことを計画していたが、これらのことは、周辺な資源と金融の統制資源を必要とする計画統制的経済を担保として達成しなければならないことも予見していた。この目的を達成するために必要な資源は、詳細に定められていた。それは次のような数字で結んであつた。「本計画の成否如何は、一に専つて帝国政府の一貫せる不動の国策的指導に在ること言を俟たず。鉄鋼は軍力増強の基礎より、各種産業に対し凡ゆる政策手段を以てこれを支援するを要すべく、特に政府の財政的助成手段は最も肝要たるべし」と。戦争産業に必要な政府援助の総額は、一九三七年の残余の数カ月間には五億七千万円であつたものが、一九四一年には三億三千八百万円に上つた。従つて、戦争の経済的と軍事的の結果の波及に対する責任は、次第に大蔵大臣賀屋の肩にかかつていくとはならない部品を動員する必要が生じた。

陸軍は、一九三七年六月十日の詳細な計画で、さらに、政府がすべての資源、労働、道具の完備に努力しなければならないということを求めていた。一九三七年十月一日に、日本国内の全経済機構を拡充し、統制するものとして、巨額の資本を擁する新しい国策会社を設立するための法律が通過した。

しかし、中日戦争のこの段階においてさえ、長期にわたる産業上の準備に、戦争努力に最も肝要な特定産業を強化に対する指導だけには従られなかつた。満州国の場合と同じように、日本自身においても、政府の統制がもつと容易に行われるように、重工業をより大きな規模に編成する陸軍の計画が実行に移された。一九三七年八月に通過した重要産業統制法に、産業界ことに新しい連合会、すなわちカルテルを結成することを奨励し、このカルテルには広汎な自治力が與えられた。

産業上の立法は、さらに一九三七年六月十日附の詳細な計画において

る目的でつくられた宣伝機関は、華北にある日本軍の視察団に驚かれた。関東軍は、ソビエット連邦との戦争に対する関東軍の準備のために、この親枢機関が到来するのをあらかじめ期待した。

蘆溝橋事件後の財政的戦争準備に関する佐藤の報告

佐藤少将は、一九四二年三月、陸軍軍務局長であったときに、対ソ連に関する戦争の発展を考慮する講演をしたが、それに基づいて、次のように言った。「昨年の最も著しかったことは、支那事変のために軍備拡張と近代化五ヵ年計画が崩れはせぬかということでもあった。そこで、当時における我国の心臓部には、支那事変をして動じて、我が国の消耗戦に終らしめざることであった。これがため、大体において予算ないし近代兵器を支那事変に、六割を軍備拡充に、一、残りを、その他の緊要資材かいうに、陸軍に配当せられたものの二割を支那事変に、八割を軍備拡充に使って来た。その結果、航空、機械化部隊等は大拡張を見、全陸軍の戦力は飛躍的に拡充されたのである。勿論、支那事変に消耗すること極めて少く、一点集中拡充せられたと思う。勿論軍需産業の生産力は大体からいえば、八倍拡充された。

これは、ある程度の想像もつくであろうが、一九三七年六月二十四日から一九三八年七月二十九日まで、かれは陸の方面の参謀総長であり、次いで企画院の総裁となり、次いで企画院の総裁兼国務大臣となった。財政の問題に、支那事変直後、参謀本部作戦部長として勝った。一九三八年二月に、かれは東条陸相の下で、陸軍大臣となった。一九三七年十一月、かれは中央部の参謀総長として、日本の戦争準備の責任者であった。一九四一年三月に、かれは東条内閣の国務大臣となった。

満洲事変以来の戦争準備

これは、満洲事変以来、日本の戦争準備の発展の一部分であった。満洲事変は、日本の戦争準備の発展の一部分であった。満洲事変は、日本の戦争準備の発展の一部分であった。満洲事変は

まれた丞式戸閉の中で、日本の内閣は中国の領土と主権との侵害を許び侵略したが、これは今日までつくり上げた中国政府を指すことになった。この間に昔問は、中国にある列国の権益の侵害を約束した。

一九三八年一月二十二日に、近衛も廣田も閣議でこれらの保証を撤廃した。独力で、日本政府は、一九三六年の国際社会に通ぜられている原則を維持することを再び誓言した。この機会に、駐露大使の佐藤は、『中ソ間もなく、日満支の聯関なる提携を根幹として東亜永遠の平和を確立し、以て世界の平和に貢献せんとする北支、蒙疆の政権はあります』と言った。勢力の拡張である日本の使命はいよいよ大きくなったことをかれは付け加えた。

五日の後に、梅津と軍事的支配が眞の意図であることが明らかにされた。一九三八年一月二十七日に、日本の後援している新東政権が中支諸時政府の中枢をなすべきであることを内閣は決定した。それは『高度の自治政権』であって、南京英米抜存から脱退することになっていた。その臨時政府は、日本の国防計画に包含されることになっていた。それは北支在住現存する北京の政治良府と『門司協定』を十る『ことになっていた。

一九三八年一月二十六日に、東京のドイツ大使は、すでに日本は中国を占領するものと確信し、本国の政府に既成事実を容認するように勧告した。ベルリンの東郷大使は、ドイツ側に対して、日本が援蒋中の新中国における経済への参加という対価をつけ加えて提供した。この日から続、中国を援助することと、中国に対する日本の企図に反対することをドイツは拒絶した。一九三八年二月二十日に、ヒットラー総統は、長い間延び延びになっていた問題をとった。すなわち、ドイツが調停を承認することと、中国で日本が勝利を収めた方がよいというかれ自身の感情とを発表する演説をとったのである。

二カ月の間に、そして総理大臣は蓋然消滅していたにもかかわらず、本戸と廣田は、万難を排して達成することになっていたところの、『東亜大陸における強固なる地歩の獲得』に向って、彼は日本を進出させることに成功した。

陸軍、予期されたソビエット連邦との戦争に対する計画と準備を継続する

一九三八年の初めの数カ月の間、内閣が中国の征服を遂げようという新しい決意をしていたときに、陸軍はソビエット連邦との戦争の準備を継続していた。一九三七年十二月に、関東軍参謀長東條は、陸軍大臣梅津に対して、ソビエット連邦に対する戦争の準備として、満蒙に気象観測所を設置するための一つの計画を通告していた。一九三八年一月十二日に梅津は、かれにこの工事を直急に完成する必要を力説した。『支那事変』とソビエットに対する戦略との双方に関して、かれはこの工事をきわめて肝要であると考えた。同時に、かれは在満邦陸軍人の東條参謀の問題を梅津に提案し、決定を求めた。そこで、一九三八年一月二十九日に、梅津はその提案をとることにした。大東亜に通告した。一九三八年、一月十一日に、東條は梅津に対して、一九三九年の間に、ソビエットに対する準備戦争を実施するための関東軍の計画を提出した。

しかし、陸軍の注意は、純粋な軍事的計画と準備だけに限られてはいなかった。さらに中国で戦闘を開始しようとしていた関東軍の指揮者は、この勧告も、日本の国内政策及び対外政策における他のいかなる部面も、絶対つたソビエット連邦との戦いに関連して考慮すべき意図であると考えた。

東條と梅津が詳細な軍事計画を定めていた間に、南京の関東軍司令官であった植田大将は、一層厳密な戦略問題に注意を向けていた。一九三八年一月二十四日に、満北の住民を最もよく『解放せる対ソビエット戦準備に資し

いうのであった。

この方法によって、日本は原料資源を獲得し、戦争物資を貯蓄する新領域を獲得した。一九三八年四月八日に、日本側が出資する新会社が長江流域の鉄鉱を開発利用するために発起された。

一九三八年四月三十日に、二つの『新興組』会社が設立され、満州国で同様な会社が行つたと同一目的を中国で果すこととされた。すなわち、北支蒙疆開発株式会社と中支那振興株式会社とが、中国における色沢資源の獲工業の発展を助長するために設立されたのである。両会社の資本金は、日本政府が半額を出資した。陸軍大臣板垣中将は、両会社の創立委員に任命された。板垣は、この二つの会社の仕事は、大陸における日本の侵略行動と経済的活動との双方にとつて緊要なものであると考えた。

ただいまより明朝九時半まで休憩します。

〔午後四時休憩〕

○昭和二十三年十一月五日（金曜日）

東京都日比谷第一生命ビル東京国際軍事裁判所法廷において

〔午前九時三十分開廷〕

○法廷警衛官　ただいまより極東国際軍事裁判を再開します。

○裁判長　梅津、白鳥及び橋津の三被告を除き全被告出廷、欠席被告は弁護人によつて代表されています。鳥居国際医務官からの証明書によれば右被告は病気のため本日出廷できないとのことであります。この旨記録に留め、証明書は証拠として採用します。

〔創氏改名〕

一九三八年の廣田外交政策は一九三六年八月の五相会議決定に基いていた

中国におけるこれらの事態は、一九三六年八月十一日の閣議の基準に関する決定の目標を固執した外務大臣廣田の政策を反映していた。ソビエット連邦との戦争に近づきつつあるという恐怖に陸軍がまつたく気をとられ、ドイツを同盟国として頼りにしていたときに、廣田はもつと厳しい、もつと慎重な見解をとつていた。大陸における進出を成就するとともに、それと同時に、その前提が結局はもたらすような一切の紛争に対して、日本の準備を完成することを、かれはもつぱら目指していた。

一九三八年五月二十九日に、廣田は外務省を去つた。しかし、その少し前に、満北の経済的開発にドイツとイタリアが参加することについての問題を提起した。結局、さた不安の目的は、日本の資源開発の協定であった。そして、東亜における英米の利益の問題も、西洋諸国との関係も、かれらに與えられた公言や条約によつてではなく、もつぱらそのときの実質によつてこれに基づく決せられることになつていた。

ベルリンの東郷大使は、ドイツ側の提携を緊張するように命令された。東亜における日本の特殊な地位をドイツが認めることに対する代償として、ドイツは、日本の満蒙における占めていた地位に劣らない地位に置くように努力しようとかれは提案することになつていた。できるならば、他の諸国の事業よりも、ドイツ側の事業に優先権を與えることになつていた。旭硝子とドイツと日本とは、中国の市場において、補償の地位を占めることになつていた。――但し、ある点では、中国の通貨制度の維持に対して実際に責任をもつ国として、日本が特殊な地位に立つことはあるかもしれなかつた。それでも、輸出入管理制度を設ける場合には、他のどの第三国の利益よりも、ドイツの利益にもちろん優先権を與えることになつていた。

従つて、廣田には、西洋諸国の協約上の権利を尊重する意思はなく、またそれを保護するという自分の保証を実行する意思もなかつた。しかし、用意周到に、かれの部下に対して、ドイツやイタリアに與えた優先的取扱いによつて、イギリスと合衆国が満洲平国の経済発展に参加することがまつたくできなくなるおそれがあるなら、ドイツとイタリアには、日支が占めると同等な優先的地位にあるとよりめこと、これより劣る優先的地位であつても、それを認めて上ならないと警告した。従つて、ドイツの参加について定められた方式は、日本自身にとつて最も有利なものに非常に限られていた――すなわち、特定の事業の経営に参加することにして、資本を供給し、または信用貸しで機械類を供給することであつた。

東満洲の特性故における日本と西洋諸国の関係の悪化

この傾向政策の中にかかわらず、外務大臣廣田は、西洋諸国との親交関係の維持という第二の目的を達成しなかつた。一九三七年の後半において、日本の政治家は、日本は中国領土にどのような野心も持つていないと苦心して説けた。外国人と外国財産は保護され、外国の旅行者の権利は維持されると西園は強調し保証を與えた。しかし、これらの公言と、アジア大陸における日本の活動の性格とには、あまりに大きい食違いがあつたので、日本と欧米諸国との間の不和は立つて大きくなつていった。

しかしそれでも、西洋諸国の疑惑と恐怖を和らげ、また日本と枢軸国との提携の真義を小さく見せようとする努力が払われた。一九三七年十二月に、『東京ガゼット』において、防共協定はどの特定の国家も対象とするものではないと公言された。この協定が曲解されていて、不当な非難を受けていると内閣は不満を漏らした。

この期間に、中国における日本陸軍部隊の行動は、日本と西洋との疎隔を大きくするのに役立つばかりであつた。抗議も厳重に行われ、保証も繰返し與えられたにかかわらず、中国にあるイギリスとアメリカの市民と財産に対する攻撃は繰ひられた。陸軍が西洋諸国との友好関係を破壊しようとしたので、一九三七年十二月には、イギリスとアメリカの海軍に対して、理由のない攻撃が加えられたほどである。揚子江上にあつた一隻の合衆国の商船が撃沈され、沙沒した。イギリスの商船にも、またイギリスの商船にも、攻撃が加えられた。これらの挑発行為は、南京附近にはいつてくる一切の艦船に対して、その通過にかかわらず、攻撃を加えようという明確な命令に基づて、現地の軍の指揮官、特に橋本大佐によつて行われた。

近衛も廣田も、一九三八年一月二十二日の閣会における東政方針演説で、日本の西洋諸国との友好精神を再表明する意図を再確認した。中国にある西洋諸国の権益は、最大限度まで尊重するという明確な保証を廣田は繰返して與えた。ところが、一九三八年の最初の六カ月の間を通じて、東京の合衆国大使が廣田に引続き抗議を申入れたにかかわらず、日本陸軍の駐屯部隊は、中国にあるアメリカ機関をたびたび理由もなく侵害した。

この覚書の説明によつて、日本は真しく不利を感じた。なぜなら、一九三八年六月十一日に、日本向けの航空機とその他の武器の輸出に対して、合衆国が意図的に遅延を課したからである。

廣田は軍部指導者よりも投げ出がなかつた。かれは日本の戦争準備の期間中における西洋諸国の援助の價値を知つていた。従つて、友好精神の虚偽の保証と虚偽の証明によつて、かれはこの援助を獲ようと努力してきた。しかし、同時に、日本は太平洋における戦争の準備を整えつつあつた。そして、日本の戦争準備の右の部面を促進することについて、廣田は協議の役割を果しつつあつた。

一九三八年における海軍の準備と

委任統治諸島内の準備

外務省と海軍省が保つていた秘密の蔭に隠れて、一九三八年を通じて、南洋委任統治諸島を要塞化し、これを航空と海軍の基地とし

つつあるかのように行動し、日本の援助を要請することが最もよいと考えられた。

中国における日本の努力の確立と戦争

準備の開発

この間に、日本軍が夜郎した中国の地域では、日本の『新秩序』が建設の過程にあつた。一九三七年十二月、南京が陥落した後に、日本の支配の下にある各種の暫定政府が組立された。一九三八年三月二十六日には、満州国の型に倣つて、蒙古の新興政府が設立された。名目上独立の『中華民国維新政府』は、その組織大綱によつて、その治下の地域の資源を開発し、貿易の発展を促進することになつていた。さらに、防共の指導をとることになつていた。華北の統合と同様に、この傷傷政府を援助するために、新しい宣伝機関が組織された。

政府発行の『東亜ガゼット』は、日本の中国に対する関係が所望通りにはいつたことを報告した。これは八紘一宇の目標に向つて前進したことを示しているから、深い意義を有することである。『全世界を一家族とする』という理想は、常に日本の国内政策と対外政策の根本をなしていること、それは絶対に用いられていた中国に対する政策を説明するものであることが宣言された。

この記事は、近衛と廣田とが議会で行つた政策説明の趣旨に忠実に従つたものであつた。日本の第一の目的は、中国が我日の指導を協調するであろうということを期待して、中国を新秩序に組織し守ることであつた。一九三八年一月に、日本の内閣は、戦後国民党を相手にしたいという不退転の決意を表明し、また東亜の平和の発展に助力するということを表明した。この記事はさらに続けて、日本の現在の行動の究極の目的は、東アジアの平和と安全を脅す紛争の一切の根源を除くことであると説べた。このようにして、東アジアの諸国が、かれら自身の間で『共存共栄の理想』を享受することができると

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

に施策することによって、日本は太平洋における覇権を獲得した。一九三七年までに、これらの諸島は、ほとんどマリアナ諸島と西カロリン諸島だけに限られていた。しかし、この年に、海軍の強硬派のもとに、興亜作業は太平洋全域の方に拡張され、トラック環礁にまで延長された。一九三八年には、マーシャル群島で工事が始まった。この頃は、中国太平洋のうちにあり、西洋諸国との戦争で、日本の最前線基地となった。この時から、マーシャル群島で飛行場が建設し、これに防禦工事を施す仕事は、相当規模のものとして推進された。経費のうちに、しかも節約上の義務に違反して、極く微在する委任統治諸島の全地域にわたって、今や進行しつつあったこの工事は、西洋諸国の一部または全部に対して行われる太平洋上の戦争の準備であるということ以外の目的とは、両立しないものであった。

海軍軍縮条約の国際協定から日本が脱退したことにかんがみ、一九三六年に、合衆国は大規模な建艦計画に着手した。一九三八年には、その翌年の年に始められた大計画を日本は手のうち隠すのではあるが、その建艦率は、個々の合衆国の建艦率に追い越されてしまった。一九三九年より後は、アメリカ合衆国は日本よりも相当に大きかった。

この海軍軍備拡張の経費は、アメリカが対ヨーロッパ参戦の合衆国が表明し、協定不成立の結果にこのようなことになるであろうと日本側に警告していた。一九三六年に、合衆国、イギリス、フランス及びイタリアの間に調印された新しい協約は、日本の参加の余地を残しておいた。しかし、一九三七年に、太平洋において日本に海軍力の優勢を與えない限り、どのような条件に対しても、日本は同意することを拒絶して脱退した。一九三八年二月に、近衛内閣は、第四次ドイツ参戦を防止しようとするアメリカの最後の提案に無関心であることを悟った。

廣田、寺内両大臣は、海軍軍備の変更を拒否する日本が参加しなかった。九三六年の協約の結果の一つは、主力艦と潜水艦に課される最大限の排水量を決定し、それに関係した目標を制限したコンストン協約の規定を更新したことであった。しかし、この規定は、非加盟国の無制限な建艦に対抗して、エスカレーションの機会を提供したものであった。一九三七年十一月四日に、日露十八インチ砲を搭載するために設計された六万四千トンの主力艦『大和』の起骨を日本は報じた。

一九三八年二月には、日本が一九三六年の協約の制限を超えて建艦しているという噂が流いたので、合衆国に警戒を與えていた。そこで、この件について、合衆国は日本の抗議を喚起し、日本が同協約の制限を遵守しているという満足な証拠がなければ、合衆国は協約によって與えられたエスカレーションの権利を行使すると言った。しかし、一九三六年に独の海軍国の定めた制限を超えることを日本があえて遂行したならば、日本の建艦計画に関する情報を厚秘した上で、合衆国には、自国と日本との間に、新たな制限について協議する用意があるというのであった。

この提議に、応諾することも、情報を與えることもしないといって拒否の向からの拒絶に会った。一九三八年二月十二日に、外務次官広田は政府の同意を行った。日本は独自の計画をもっていないとかれは言った。日本政府は、情報についてのアメリカの要求に応ずることはできない旨、日本が一九三六年の協約に規定された制限を超えて海軍計画を企図していると、なぜ合衆国が疑惑するのか、その理由がわからないというのであった。この談合が行われてから二週間以内に、日本では首都一の六万四千トンの主力艦の頭骨が公表された。

広田内閣の崩壊は『東京朝日新聞』の社説に示されている

外務大臣としての広田の政策は、合衆国とのこの折衝において明白に示された。一九三六年八月十一日の国策決定は、日本の『東亜における地位を強化する』ことを目的とした。陸軍の五カ年計画で、日本が輸入に依存する資源を貯蔵することができるように、陸軍は大陸の資源を掌中に収めなければならないとされていた。一つの特殊会社がこの新産業に必要な機械の製造を確保することになり、その割に、工業設備がドイツから輸入されることになった。ディーゼル油と航空ガソリンの生産に大きな重点が置かれた。人造石油産業の拡充には、満州国の石炭資源が利用されることになった。代用燃料の発見を奨励し、隠れた新しい資源を国内で試験することになった。資金の十分な供給を確保し、この非常時的な未発達の産業の発展を復興するために、新しい会社が設立されることになった。

中日戦争が発生した後に、これらの計画は実行に移された。そして、一九三八年一月に、人造石油の生産を統制し、政府の融資を可能にする手段を設けるために、大蔵省を通ずる新しい会社が法律によって創設された。それはもっぱら陸軍が計画していた通りの会社であった。

一九三八年三月に、すべての埋蔵鉱物資源の開発を促進することを目的とした法律に基いて、政府は試掘を統制し、助成金によってこれを奨励し、さらに政府自身の責任で試掘業を起すことができる権力を得た。

同七月に、企画院の提言に基いて、民間の使用に供される石油の量を制限するための配給制度が採用され、続いて、代用燃料の生産を奨励するために、新しい国策会社が創立された。油と石油の保有量に大いに重点が置かれたので、政府はこの新会社を通じて、より効率の少い代用燃料の生産を採用に関する失敗に助成金を與えたほどであった。

一九三八年の輸入量は一九三七年のそれより少かったけれども、また中国における戦争の要求があったにもかかわらず、一九三八年の日本の油と石油の保有量は増加の一途を辿

四と前年の経験を基に調査研究してきたのである。同様の方法に満州国でも用いられた。産業開発の資金を得るために、一九三六年十二月に設立された満鉄産業銀行は、その株式資本の十分の一を政府と金融機関とに分担することを決定していた。日本によって管理されるこの銀行によって與えられた保証に、満州国の鉱業産業の開発に対する融資を容易にした。

いま、満鉄内閣は、中国でも同様な開発を計画した。一九三八年二月に、満州銀行と同じ方式に基いて、『中華興亜金融銀行』が設立された。この新しい銀行の設立と同時に、日本政府によって任命され、その総裁は主として日本人であった。この銀行の活動範囲は華北であり、その地域内では、この銀行の発行した通貨だけが法定通貨であった。中国連合準備銀行は、通貨制度の安定と金融市場の統制とを図るためにつくられたものである。帝国的なレギュラトの役割や外国銀行の操作のような方策によって、この銀行は華北の経済的と産業的の開発を大いに促進し、日本政府の同地域における産業計画を実験するための機関となった。

これらの産業計画は、すでに実施されつつあった。そして、日本側が強めていた新しい戦争産業は、華北の経済に対する日本の支配を確立するために、それ自身重要であった。満州国においては、産業上の支配は、特別法によって設置された『満鉄会社』という方策によって達成された。いま、一九三八年の上半期において、それと同じ方策によって、中国の古都地域の産業の支配を日本は徐々に拡張していたのである。

中国地方産業開発は、一九三八年三月に、資源を他協力し、同じ月に、一九三五年十一月以来日本と満州国を含んでいた『四カ国コンソーシアム』が拡大されて、華北を含むことになった。この手段によって、日本の投資と中国産業の開発との協力が図られたのである。

日本の協賛の資源の開発を継持するために、占領地域で日本銀行等を活用するという慣行が中止された。中国連合準備銀行は華北に新しい通貨を與えたが、戦争と無関係では、無制限な需要だけが決定的要因であった。このようにして、日本は大陸の資源を掌中に収めながら、日本がすでに占領していた領土の住民を犠牲にして、自己の戦争経済を支えたのである。一九三八年九月までには、正貨の裏づけのある日本銀行券を使用するという慣行は中止された。中国連合準備銀行は華北に新しい通貨を與えたが、戦争と無関係では、無制限な需要だけが決定的要因であった。このようにして、日本は大陸の資源を掌中に収めながら、日本がすでに占領していた領土の住民を犠牲にして、自己の戦争経済を支えたのである。一九三八年九月までには、正貨の裏づけのある日本銀行券を使用するという慣行は、日本の支配下にあった大陸のすべての地域において中止された。

このようにして、大蔵大臣賀屋の日本銀行に対する支配が強められた。一九三七年九月以来、日本銀行を通じて、かれは日本の財政に対して完全な支配を行った。この動行の資金は、アジア大陸における日本の冒険的な戦争活動に対して、もはや無制限に浪費されるものではなくなった。このような保護のもとに、これらの資金は、日本政府の補給金と統制によって、日本自身の戦争産業を拡充するために、一九三八年度初の四カ月間に費やされた新しい施策を支持するのに用いられた。

産業上の準備——人造石油と石油工業

近衛内閣は、その財政面にもかかわらず、日本の戦争物資の自給自足を確保する覚悟であった。そうするために、どんな犠牲が生じようとも、その覚悟であった。企画院の一九三八年度の中間計画は、物資動員計画を含んでいた。また、この年の春初の四カ月に、日本内地の戦争産業を助長し、拡充するために、新しい措置が講じられた。このような新しい措置の一つ／／は、産業の拡充に対する政府の統制を強める効果をもっていた。そして、それ／／それらに対応するものが一九三七年の陸軍の五カ年計画のうちにあった。いずれの場合にも、財政上の増大した負担を引受けることによって、陸軍が戦争準備に不可決のものを指定した諸産業を政府は、金融に拡充しようと企てた。

最初にとられた措置は、一九三七年の修正期に始められた人造石油工業の拡張と関係を目的としたものであった。陸軍の五カ年計画で、日本が輸入に依存する資源を貯蔵するために、陸軍は五カ年計画の全期間にわたって、今や進行しつつあったこの工事は、西洋諸国の戦争の準備という目的とは、両立しないものであった。

廣田の外交政策の個々のおもな特徴は、陸軍によって起草された綱領の基準に関する決定の中に見られる。その中で、日本は満州国における支配の地位を固めると同時に、日本の国力の充実を期さなければならないということが述べられている。日本は大陸から『対蘇政策』を撤収し、『共存共栄』を確立することが日本の目的であるとされていた。しかも、日本は『現状維持の国』であるとの表明をもって、『対蘇』との友好関係に復帰することになっていた。

わけても、『外交、国防、財政について東亜大陸における帝国の地位を強化するとともに、南方新洋に進出発展するという根本の目的に、廣田は忠実であった。満州国大臣広田の指揮の下に、満鉄産業銀行の設立は、日本の冒険的な戦争活動を支持するために、日本の資源を掌中に収めるための一つの手段であった。

内閣企画院は、一九三七年十月に改造された後（このときに企画院と改称された）、陸軍と緊密な関係を保つた。一九三七年十一月二十六日に、陸軍大臣杉山元は企画院の参謀に任命され、海軍大臣永野修身は企画院の参謀官になった。企画院の一九三八年度の計画は、戦争産業の拡充と軍需物資の調達問題に関するものであった。

一九三八年一月に、中国の攻撃を完成する近衛内閣の新たな決意は、大蔵大臣賀屋に新しい負担を加えた。労働力と物資についての陸軍の要求は、日本の産業の生産物と、それを生産する人員とを吸収した。戦争と農業産業の拡充とに要する支出は、急速に増加しつつあった。その結果として、必要な輸入品の支払いをするために外貨を獲得することについて、日本は非常な困難を感じていた。

満州国と中国の占領地域における天然資源の確保と開発が捗れば、他国からの輸入に依存するのを出来る限度まで軽減することに役立つであろう。合衆国と第三国を拡充することは、その第二の部分的な解決法であった。しかし、その反面で、これらの計画は支出の増加を必要とした。その拡充の期間中、輸入依存を続けることを必要とした。一九三八年一月十八日に閣議で採択された企画院の計画は、この等式の輸入額の増加を制限的に創設した。この指導は、今年の陸軍大臣杉山元が、戦争物資の輸入を減少させようとしたのであった。

内閣の指導に基づいた新設機関、日本の国家総動員計画を統制するように企画院は設けられていた。これは同じく新しいことであった。資源庁と資源局とが、それぞれ、台湾と朝鮮とを別個に管理することによって、また、日本は台

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

にようで、その急速な拡充が推進するため、いつもの潤滑がとられた。

しかし、航空機工業の拡充は、これまでアルミニウムの供給の増加に依存していた。というのは、日本のこの金属によってつくられていたからである。従って、一九三七年の五カ年計画は、軽合金工業の拡充に重点を置いた。これらの工業は、電力を安く供給し、それらの製品に対する一般的需要の範囲を拡大することによって、無論それらの工業は、戦時には、直ちに航空機とその部分品との生産に動員されることのできるようになっていた。

一九三二年までは、日本には、アルミニウム工業を欠かなかったが、しかし、一九三六年には、その生産は十分に相当な額に達し、その翌年には生産は二倍になっていた。一九三八年四月二十八日には、新しい軽金属製造事業法が一般法案に二百票を可決するという公表された目的で通過した。これは今日よく知られている免税、輸入税減税、補助金及び保護の制度を創定したものであった。この措置に関係するものは、電力、鉄鋼、石炭、石油及び硝酸塩の生産者であった。この法律は、相当程度以下にあった為政者の生産者を奮起させ、非常な高率の増加にもかかわらず、日本が

このような施策に為し得たということは、日本の戦争準備の建設のためには、内閣が他のすべての要求を犠牲にする意思であったことを示す最も明白な証拠を提供するものである。

陸軍、国家総動員法を準備

この大量の新しい法律は、政治的事件を伴わないで制定されたものではなかった。一九三八年一月に、中軍を相撲し、さらに他の戦争のために日本の準備を完成させる決意を強化した近衛内閣は、立法府を新たな反対に直面した。議会のある一派は、内閣を警戒的に尊敬させることを要求していた。いま一つの派は、内閣の完整な法の計画に対する反対を電力法案に集中した。これらの企業家は、日本を長い間戦争をしていないだろうと信じ、非経済的な産業拡張について、内閣が計画している諸方策は、結局かれらの損失を招くものではないかと心配していた。議会内の第三の一派は、陸軍の計画の後者に反対していた。

ようなる状態のもとで、戦争のための動員の全計画に危機に陥った。最大全般の整備が要求されていたが、これを妨げるに陥る見込みは全然なかった。もっとどこの時期において、ヨビエット連邦と早く戦争をするために、陸軍は完全の計画を定め、軍事的準備を完了しようとしていた。陸軍の首脳者は、戦争は長期にわたるであろうということをよく知っており、中国における戦闘が進行されている間にも、戦争資材の貯蔵をさらに蓄積しなければならないという決意を通じて動かさなかった。

既述内閣が成立してから二年経ちその間に、戦争のための国家的動員について、陸軍はその計画を、陸軍次官の職にあった梅津中将は、今は戦争遂行の拡張と強盛のための陸軍の計画の実施について、因縁よりもっと緊密に関係するようになった。かれはその職に伴う職務を他に致多く兼任していたが、その上に、一九三七年十一月二十六日に企画院の参与となった。同院の事務官佐藤中佐は、陸軍省軍務局の課員であった。

陸軍がそのときつくりあった計画は、その前の二カ年の計画と根本のすべて立法を反映していた。梅津が陸軍次官になって間もなく、一九三六年五月二十日に、陸軍省整備局は戦時における情報と宣伝を統制するための計画をつくった。そして、一九三八年の初期には、この局はさらに新しい案を立て、戦争のための国家動員に関するあらゆる面を遂行するに必要な権力を包括的に内閣に與えようとした。この陸軍の案は、「国家総動員法」草案という形式になっていた。この案が法律になれば、議会は内閣から支配するどのような権利も放棄することになるのであった。この法律によると、内閣は勅令によって立法をすることになるのである。一度制定されれば、この新しい法律の諸規定は、内閣の欲するいかなる時期にでも、発動させることができた。

総動員法は、陸軍の軍事的準備の成功のためばかりでなく、企業家が協力するように夫分な奨励を受け、結局において儲る損失に対して補償を與えられるのであった。これらの諸規定の一つ一つは、法律のなかっていた。

一九三八年二月の政治危機と動員法の制定

議会を起った騒動は、一九三七年一月に、林銑陸軍大臣として成田の後を継いだときに生じたと言われていた。どちらの場合にも、陸軍の企画に対して、内閣は法案の提案を統制に関する大規模の権限を実行に移すことになったが、どちらの場合にも、この目的の達成に必要な法律は、議会で強硬な反対に受けた。どちらの場合にも、閣原を支持する者は、企図された変更がなお充分徹底的なものでないと考え、政党と政府の妥協の結果として政党の非難を招中した。

政党に対するこの不満は、新しいものではなかった。これは、軍が最高の地位を占めなければならないと唱えていた者が、かれらの計画に反対されるたびに、表明してきた立場であった。すでに一九三一年三月に、陸軍は、当時陸軍の怒鳴を買っていた議会にこれを撲滅しなければならないという信念を通した。一九三二年一月に、政党崩壊を明創した愛日本組織のために打倒したければならない危険な非国民的団体であるとみれば称し、政党の即時解散を唱道した。一九三六年十二月、政友会が広田内閣の最初の議会員推選を非難したときに、これと同様の意見が軍部の間から表明された。いま、一九三八年二月には、近衛は、かれの内閣に反対するという点だけで一致している議会と対立し、一九三七年一月に広田内閣が崩壊したときと同じ危機にさらされていた。

この版はさらに進つて、内閣は陸軍の要求を拒絶した。一九三八年二月二十四日に、総理大臣近衛は、国家総動員法案を制定するために、これを議会に提出し、それを支持するために強迫を与えるように、政党の即時解散を唱道した。この提案は、議会の内閣に対する反対を強化するために、これを議会に提出するとともに、議会の内閣に対する反対を強化するために、これを議会に提出するとともに、議会の内閣に対する反対を強化するために、これを議会に提出するとともに

どころも重要な地位を占めていたからである。陸軍の詳細な計画は、次々次ぎに審議され、遂には日本国内のすべてを反対が除かれてしまった。

日本の陸海軍は、絶えず絶なる拡張されていた。日本の増大する軍事力は、佐藤として中国の反抗に使用されていた。一九三八年五月十九日に、華中の日本軍は徐州を攻略し、これによって、すでに日本の支配下に置かれていた地域の中にあったところの、中国側の抗戦の孤立地域が除かれた。徐州の戦いは決定的なものではなかったが、中国における十八ての抗戦を終結するという、残り残びになっていた日本の希望に刺激を與えた。

冬の間に、満洲国にある関東軍は、ソ連邦に対する脅威をしていた。日土国内では、新しい軍隊が建設中であった。若干は海外遠征において、ソビエト連邦との紛争に対する準備をしていた。日土国内では、新しい軍隊が建設中であった。若干は海外遠征において、ソビエト連邦との紛争に対する準備をしていた。

新しい陸軍上の目的は、満洲国の建設のために、大々的な努力が始められた。この自治領は、ようやっとのみ、陸軍が計画していた戦争の負担に、日本は堪えることができるのであった。日本は、満洲国、華北と華中の軍事占領地域において、重要原料の新しい資源を開発し、暫くは戦争の終結が行われていた。内閣は日本の全国力を戦争に動員するために、計画的な行政的機関をすでに自己の手に入れていた。国防化と官僚とによって、日本の勝利は、国家の運命と陸軍が提唱していた勢力拡張計画とを同じものと考えるようにさせられていた。

一九三八年五月の満洲国の長期産業計画

陸軍の五ヵ年計画の実施するためには、日本が占領していた大陸地域の天然資源と潜在的産業力を最大限度に利用しなければならなかった。華北と華中においては、このような開発の基礎はすでに築かれつつあった。しかし、これらの地域から、日本は産業的な貢献を受けることは不可能であった。

満洲国の状態は、それとは異っていた。というのは、一九三七年二月に、満洲国政府は産業振興の第一次五ヵ年計画に着手していたからである。この計画は、日本陸軍の一九三七年度の経済的な産業的企画の不可欠の一部を成していたが、星野日二の計画の作成と実行とに参加していた。

中日戦争を再発させた盧溝橋事件の後においてでも、計画の目標を維持するためには、どのような努力を惜しまれなかった。一九三七年十一月に、満洲国の重工業を振興させることは、日本の目的にとってどうしても必要であると決定していた。もして、内閣の決定を実施するために、満洲産業重工業株式会社という新しい国策会社が設立された。

一九三八年五月二日、日本に変更されていた満洲国政府は、さらにいっそう広汎な戦争産業拡充の計画を作成した。その際、この新計画を達成するために、満洲産業開発株式会社を利用することが決定された。満洲国の総務長官としての星野の発言は、一九三七年十一月の第五回内閣の決定の結果としてできたこの新しい計画の発足に、決定的な力をもっていた。

この新計画は、日本と満洲国の間にいっそう緊密な連繋をつくり上げることに、大きな寄与を置いていた。すでに四ヵ月前に、日本の戦争準備の負担のうち、満洲国が今までより大きい部分を担うことができるように、曾我的に指定された。新産が必要になったのは、国際情勢の変化に基くものであるとされた。

新計画の目的のすべては、日本に不足しており、また日本の陸軍が戦争の想定上きわめて重要であると特に指摘したところの、産業の生産を増加することであった。これによって、鉄鋼の生産は、日本の拡大する需要を満たすという明確な目的のために、大いに拡張されることになった。鉱業方面の活動は、日本の石炭の供給を保証するために、拡張されることになった。電力設備は増強され、工作機械の生産は、いっそうの工業的発展を奨励する目的のために、増進されることになっていた。機械類と重要品との生産に附随する新しい化学工業が創立されることになった。新しい航空機工場が、厚く分散した地域に建設されることになった。満洲国は、年産五千の航空機と三万の自動車の生産を目標とすることになった。日本の対外購買力は、一部は金に依存しているのであるから、金の増産にも組織的な努力が拵われることになった。

修正された計画は、資本として日とんど推定五十億円の支出を要した。これは一九三七年度の予算に組入こんだ額の二倍よりわずかに少いものであった。言いかえれば、必要とされた額の半分以下を日本が賄うことになっていた。

満洲国政府は、この計画の実施を監督するために、経済企画委員会を設置することになった。この新しい組織は、日本で企画院が果していたものと社とんど同じ機能を、満洲国で果すことになった。その主管のもとに、この国の資源に対する新しい完全な調査が行われることになった。熟練労働者の再調査が、また修正計画に要求した経済的と行政的の再調整を行うために、計画実施されることになった。

一九三八年五月の経済産業計画は陸軍の長期計画を含んだ

陸軍の企画を実行するためにとられた緊急は、日本の経済に次第に増大する負担を負わせた。軍事的無利子貸出にもかかわらず、中国の戦争は依然として日本の物的と人的の資源を絶えず消費させていた。さらに、原料の重要な供給源として、また戦争産業の開発を行うことのできる地域として、陸軍は中国を頼りにしていた。

陸軍は、経済負担の目的を示すにあたって、日本の国民に対して、中国における戦争の継続のために、国策の根本的目標が見失われるようなことがあってはならないと再び警告した。華北と華中は、満洲国及び日本とともに、第一の国を構成するものであり、その一体性は、現地の抵抗に対してだけでなく、ソビエット連邦と西洋諸国の双方に対しても、これを維持しなければならないと説明された。陸軍の企画のおもな目標は、過去のすべてのときと同様に、今までおこれらの強大な相手方の一つ一つに対する戦争を保証するに充分な援助において、兵器とその他の戦力を高揚することであった。その当時に、中国における敵いは、陸軍の長期計画の前提を変すものではないかと陸軍は深く心配していた。

産業界は、戦争が再発して以来、日本自給と経済的崩壊の危機に直面していた。この脅威を避けるために、金融業者、商業者、財政主の統制に関する満足した指導が講じられていた。満洲国の産業の拡張に関する修正計画は、日本がすでに支配していた大陸の資源地域を、どのように利用していかなければならないかということを示して示した。これらの地域の住民は、戦争産業を拡充し、過重な負担を負わされた日本の経済を助けることに、次第に増加する負担を負わされていた。

それにもかかわらず、一九三八年の五月と六月に、日本は深刻な経済的と財政的の危機に陥れていたことが明らかになった。陸軍は日本の政府と国民に対する支配と英雄したが、その野心の達成に対する新しい挑戦に直面した。その動員計画の指針は、すでに厳重されていた。閣議は今で日本の国民と陸軍の義務がもたらす苦しさに耐え得るかどうかということであった。

このような状況のもとに、一九三八年五月五日に、内閣は総動員法によって附議された機関を発動した。この法律の目的に関する社説の中で、戦争のための国家総動員を建設する途上にどのような困難が横わっていよ

うとも、原因としてその目的に適応するという決意を陸軍は再び宣明した。

一九三八年五月の内閣改造

それから十日の後に、発生した事態に対処するために、内閣は改造された。廣田は外務省を去った。大蔵大臣として、日本経済を陸軍の動員計画上の諸要求に従属させることを指導し、経験していた賀屋を、また文部大臣として、平沼騏一郎を、また内閣の書記官長として、中国の秘書に細かいつていた。

新しく文部大臣となった荒木大将は、陸軍の計画の発展の初期を通じて、軍部の指導者であった。帝天事件が起る一カ月前、一九三一年七月に、国家主義指導者の促進を目的とする秘密結社である岡本社の有力な会員と、ある秘密結社である岡本社の有力な会員と、かれは親しかった。同じ年の十二月、大蔵内閣が崩壊したときに、陸軍の指導者の要請によって、陸軍大臣に任命された。天皇の侍従武官である鹿島のもとで、かれはこの地位に留った。

一九三二年と一九三三年中、陸軍大臣として、荒木は日本に戦争準備を完成させることのできる非常統制を採用することを主張した。かれは強力な軍国主義者の有力な代表者と認められていた。一九三三年六月のラジオ放送演説において、だれよりも先に、陸軍の長期計画の全貌を発表し、日本国民に対して、その実現に協力するように促した。

一九三三年中に、荒木の行動は、軍部内閣の内閣に重要な変化を起した。かれの代表する政策が、日本を世界の他の諸国から孤立させつつあることがわかったからである。一九三三年十二月に、大蔵大臣高橋は、日本の対外関係が悪化したのは、陸軍の軍国主義者に責任があるとした。その翌月に、荒木は内閣を去った。しかし、満洲の奪取を要求し、さらに武力による対外進出計画を唱道していた一派をかれは指導し続けた。一九三四年一月二十三日以来、荒木は軍事参謀官の職にあった。一九三七年十月十五日に、内閣参議議長官を辞任するまでは、かれはその一員でもあった。

日本の教育制度は、本庁の指導のもとに、戦争のための国家総動員という目的に役立つようにされていた。この内閣に、かれは厚生大臣として留った。陸軍の計画を達成するためには、かれは中国における戦争を終らせることがどうしても必要であることを理解した。かれは徐州における勝利の重要性を過重に評価していた。しかし、すでに中国人の間に和平の話が出ていると信じた。彼らの間に和平の話が出ていると信じた。彼らの間に和平の話が出ていると信じた。彼らの

年七月七日に、文部大臣荒木は實役を行つた。そのうちで、かれは板垣と同じ意見を表明した。この閣議の決意は、一九三三年六月に、かれが陸軍大臣として行つた演説と殆んど違わなかつた。どちらの場合にも、現在の難局から、陸軍の究極の目標である世界支配の実現ということを、荒木は示唆していたからである。

この場合には、かれは次のように述べた。

『我等は眞理に従うために必要な所力の光栄を列聖たらねばならない。國民思想を喚起して万邦無比の国体を明徴にし、八紘一宇の精神を敬く世界に顕揚しなければならない。』

『物心両面より國家総動員の実を挙げ、輝徹仰信日ともに日出しさ皇國の隆運に貢献するは勿論、密に東亜の日本としてのみならず、実に世界の日本として新時代の輝実を導き、以て日本の大使命を達成するに足る正しき信念と強なる気力とを涵養せねばならない。』

板垣と荒木の用いた語調は、自信に満ちた緩慢なものであったにかかわらず、両人の言葉の底には、中国における戦闘の成行について、深刻な不安の漂れていることが明らかに聞かられた。この問題がまだ解決されないうちに、陸軍の長期計画は私うくなっていたのである。

一九三八年五月の内閣改造に伴う陸軍首脳部の異動

一九三八年五月の内閣の改造が行われたときに、陸軍首脳部の間でも異動があった。東條中将は関東軍参謀長として、ソビエット連邦に対する戦争のための陸軍の計画を立案するに密接な関係をもつていた。ソビエット連邦を攻撃する前に、中国に一撃を加えることを参謀本部に提案したのは、かれであつた。中国で戦闘が始つてから後は、かれは絶えずソビエット連邦に対する戦争のための軍事的準備に専心していた。そして、この仕事の遂行について、かれは極端と緊張な熱誠を保つていた。

北平から南方へ転進していた日本軍の師団長であつた土肥原中将は、一九三八年六月十八日に、中国から呼び戻され、参謀本部附となつた。板垣と同じように、参謀本部の計画と実行及びその後の陸軍の計画の展開に、土肥原も顕著な役割を占めていた。かれは中国で得た知識を東京に持つて来た。

陸軍大臣東條は、一九三八年六月のうちに、その他の多くの職務に任命された。その職務は、それぞれ〜国家総動員のある面と関係していた。かれの新任者板垣でさえも、これ程と多数の、またはこれほど多様の地位を占めたことはなかつた。東條は企画院参與、対満事務局参與及び内閣情報部委員になつた。また、総動員法の規定に従つて新しく設けられた国家総動員審議会の委員にも任命された。陸軍航空本部長になり、航空事業調査委員会委員にもなつた。自動車、鉄鋼、電力、製鉄の諸事業に関する委員会に参加し、また科学審議会の委員になつた。商工審議会の委員になつたのであるから、商工業関係の問題も、かれは見落さなかつた。

代議士仲間は、引論いて、軍事上の準備と戦争のための総動員との部面とをつなぐ第二の鎖となつていた。一九三七年十一月二十六日以来、かれは企画院事務官の任務と陸軍省軍務局課員の任務とを兼ねていた。

荒木中に於ける新攻勢——一九三八年七月

内閣が戦争資材の補給を維持する準備をとつていたときに、参謀本部は、さきに木戸の同意した計画に従事していた。一九三八年六月に、参謀本部は準備中における新しい大攻勢のための作戦計画を立てた。畑大將の指揮のもとに、約四十万の部隊の部隊がこの攻撃に参加することになつていた。勝利が目標であつた。この戦闘が成功すれば、これによつて、既存の傀儡政権を北と南に分離している溝をなくすることになる。

改造された内閣は、戦争のための動員計画がこれ以上遅くならないように、中国の抗戦を終らせるために、最大の努力を揃う宣言であつた。一九三八年七月七日の演説の中で、荒木大將は、『われ〜は抗日支那を懲戒的に撃滅し、再び起つ能わざらしひる迄は戈を執あざる方針である』と述べた。

一九三八年七月に、この攻勢は開始され、七月と八月を通じて、さらに冬への中国の都市と村落が日本軍攻撃の前に落されるに伴つて、小さい勝利がおさめられた。しかし、中国の降伏という希望を正当化するような徴候は、まだ少しも見られなかつた。

ソビエット連邦に対する戦争準備の続行開始した

中国で新しい攻勢が始められていたときに、陸軍は予期されたソビエット連邦との戦争に対する準備を続けていた。一九三八年六月十九日に、新陸軍大臣の東條は、かれがかねて関東軍参謀長として所属した密接な関係をもつていたこれらの軍事的準備について、正式な通告を受け取つた。内閣書記官の日本陸軍は、ソビエット連邦に敵を対する戦略的地域の調査を行つていた。関東軍の参謀長も、蒙古の天然資源を調査中であり、すでに入手された資料が点検中であると報告した。

経済的困難を目して、戦争のための内閣が国家総動員を成し遂げようと苦心していたときに、ソビエット連邦に対する攻撃は、依然として軍閥の心胸にあつた第一の計画であつた。陸軍大臣板垣も、支部大臣荒木も、ともに長期戦の準備の必要であることを力説した。一九三八年七月十一日に、荒木大將は、『中国及びソ連邦と長期戦争をするという日本の決心は、十年以上もそれを熟慮するのに十分である』と述べた。

この決心を念頭に置いて、陸軍は、みずから進んで、その軍事的征服の目的の達成に向つて、一つの新しい重要な一歩を踏み出した。戦争のための国家総動員の計画は、今や承認され、その域の途上にあつたので、陸軍の注意は、自己自身の軍事力を強化するようなもつと緊密な同盟をドイツと交渉することに向けられた。参謀本部に配かされて、ベルリンの日本陸軍武官大島は、西欧の間に軍事同盟を締結するために、ドイツ政府と交渉を開始した。

このような武力の連合は、ソビエット連邦との戦争に対する陸軍の準備を完全なものにするであろうというものであつた。

このときから、日本のドイツに対する関係は、日本の戦争準備の一つの面としてばかりでなく、日本自身の中の成行きを決定するについて、欠くことのできない一つの要素としても、意義の深いものである。一九三三年以来、ヒットラーのもとに指揮した新ドイツは、日本と同じように、征服と覇主拡張の戦争に対する準備に従事していた。これらの二国は、それ〜自己の計画の実現に専念していたので、互いに他の一方に対して、ほとんど考慮を払わなかつたが、ソビエット連邦に対しては、共通の野望を抱いていた。これらの野望は、一九三六年十一月にベルリンで締結された防共協定となつて現われた。

ドイツとの軍事同盟は、日本の陸軍の計画の中に、すでに長い間、重要な位置を占めていた。ソビエット連邦を攻撃する時期が近づくにつれ、思われるにしたがつて、この同盟の必要はいつそう緊急なものとなつた。東京の計画の中で、この部門の起源と発展を、すべて戦争を行うための陸軍の計画の進行と大体に歩調しておくことが必要である。

ソビエット連邦を攻撃する陸軍の意図

日露戦争の経験に鑑を発していた

ソビエット連邦に対する反感から、満洲国定によつて、日本はドイツと提携するように

なつたのであるが、この反感は、陸軍の野心の産物そのものに固有のものであつた。大川は、一九二四年に、初めて極東侵略の計画を提唱したときに、シベリアの占領を主張した。一九三一年に、モスコー駐在の大使として、廣田もまた同じ意見であつた。その当時に、かれは、日本は攻撃する意思があろうとなかろうと、いつでも戦争がやる用意をして、ソビエット連邦に対して、我慢な政策をとらなければならないという信念を表明した。われの意見では、このような準備のおもな目的は、共産主義に対する防禦としてよりも、むしろ東部シベリアを占領する用意としてであつた。

ソビエット連邦を敵と見做すについては、すでに第二の理由があつた。一九三〇年に、満州を侵略するという陸軍の計画に対して、感足の意周を得るために、そのころ運動していた陸軍の代弁者は、ソビエット連邦に対して、日本はこの地域を防衛しなければならないということを強調した。一九三二年四月、満州国という新国家が樹立されたときに、ソビエット連邦や西洋諸国は、それ〜敵と見做された。その当時、関東軍参謀部の一員であつた板垣大佐は、『アングロ・サクソン世界および日本の利益を促進するという新しい委員会の委員に任命された。

それから約三カ月の後に、モスコーの日本陸軍武官は、ロシアと日本との戦争は若干遅せられないと政府に警告した。それより約六カ月前に、ソビエット外務人民委員から日本に対してなされた不侵略協約の更新に関して、かれは不御不聯の態度をとることを力説した。それからさらに五カ月去くれて、一九三二年十二月十三日に、両国間に未解決の意見の現場があるので、このような協定の交渉は時宜に適しないという理由で、日本は右の提議を撤回した。一九三二年二月に、右の協定を廃棄しようという提案があらためて出されたときにも、日本は再びこれを拒絶した。二ヵ月の後に、参謀本部の荒木中佐は、ソビエット連邦は日本の国体の破壊を目的としている綱領の敵であるから、このような提案は一切承認なければ良ならないと述べた。このようにして、日本の軍閥によつて、ソビエット連邦は、刑弾のうちに、日本が東部の要主になるという目標の達成を妨害する敵であると認められた。

ソビエットとの戦争のために、軍事的計画と準備が着々と進められたことは、すでにこの説明の中でしば〜弾べてある。一九三三年の十二月になると、朝鮮の日本陸軍は、すでに対ソ作戦の規定を編成して準備をしていた。荒木大將は、すでにそのときに、このような攻撃のための足場として、蒙古に目をつけていた。一九二四年三月に、岡田内閣が政権を掌つた後、参謀本部によつて提出されたところの、ソビエット連邦に対する戦争のための計画を天皇は裁可した。

一九三五年十一月に、当時スエーデンの公使であつた有田八郎は、攻撃の機が熟したと有田に告げた。日本は武力によるか、武力を使用するという威嚇によつて、直ちにソビエット連邦を東部から閉め出さなければならないとかれは考えた。

一九三六年三月二十三日、廣田内閣が就任した後に、関東軍参謀長として、板垣は外蒙古を日本の『新秩序』の圏内に含める構設をとつた。日本の満洲の基準が決定された一九三六年八月十一日以後、ソビエット連邦を目標とする準備は、日本が『ソ連の極東に使用しうるいかなる兵力にも対抗する』ことができるように強化された。

中国における戦争の再開が実際にはソビエット連邦に対する攻撃を含む陸軍の対外政策の計画の一部であつたことは、すでに述べたところである。蒙古領で戦闘が開始される前にも、その後にも、ソビエット連邦との戦争のための軍事的準備は維持され、促進された。

関東軍は参謀本部と密接に協力していて、できるだけ早い時期に開始されることになつていた迅速な攻撃のための部隊の配置をすでに行つていた。

一九三五年十一月に、白鳥は、もし攻撃が十年間延期されたならば、ソビエット連邦は手のつけられない程の強力になるかもしれないが、直ちにこれを行えば、成功の可能性は充分にあると述べた。地球上のいかなる強国も、その当時において、日本にとつて最の脅威とはなり得ないとかれはつけ加えた。『当時の情勢で、ソビエットの北海岸との調査を要求しなければ駄ならない。ソビエット連邦は、「軍力を在来主義共和国」にされ、その資源は著しく制限されなければならないというのであつた。

陸軍、ソビエット連邦に対する攻撃の計画を延期——一九三八年八月

この緊迫した感情に駆り立てられて、陸軍は、日本が中国にます〜深入りしつつあることと、日本の経済が不安な状態に追い込まれてしまつたこととに集中していた。軍の指導者は、ソビエットとの戦争に対する準備のかれらの計画を断乎として維持し、ナチス・ドイツに支援を求めた。一九三八年七月、板垣と東條とが陸軍省内の職に就いた後に、ソビエット連邦に対して早く攻撃を開始しようという陸軍の熱望は、直ちにはけ口を見出した。

一九三八年七月の初めに、ハサン湖地区のソビエット駐屯の日本の警備隊が増強された。七月の半ばに、その地区の一部の領土に対する日本の要求を受諾させるために、重光がモスコーに派遣された。紛争の対象となつていた土地は、戦略的価値のある一つの高地であつた。

重光はこの交渉を通じて高圧的な態度をとつた。そして、一九三八年七月二十日に、満洲国に対する日本の撤兵を口実として、ソビエット部隊の撤退を正式に要求した。

その翌日に、陸軍大臣板垣は、参謀総長とともに、日本の要求が容れられるようにと、ハサン湖に対する攻撃を開始することについて、天皇の裁可を得ようと試みた。この件に関して、陸軍の方針は外務省と海軍省との支持を得ていると、天皇に対して確信の報告がなされた。翌日の一九三八年七月二十二日に、この計画は五相会議に示され、その承認を受けた。

一九三八年七月二十九日に、ハサン湖の日本軍は、ソビエットの駐屯部隊を攻撃した。このようにして始められた戦闘は、一九三八年八月十一日まで続き、そのころには、この作戦に使用された日本軍は撤退させられていた。その後、紛争の地域をソビエット連邦の手に委ねたまま、日本は平和條件を交渉した。

ハサン湖の戦闘は、本列決の後の部分で、詳細に論ずることにする。しかし、攻撃が行われるに至つた経緯は、現在の資料に重要である。この計画は陸軍の発意によつて促進され、実施された。陸軍大臣板垣は、長い間、ソビエット連邦との戦争は避けられないと信じていた。かれの次官である東條は、このような戦争のための詳細な計画と準備を監督していた。攻撃は、主としてソビエット連邦を目標とした新しい軍事同盟を、陸軍がドイツと交渉中であつたときに起つた。それは、極東における ソビエット連邦の勢力を減縮させようという、陸軍の計画の一つの産物であつた。

ハサン湖における日本の敗北によつて、陸軍の計画は急に修正された。佐藤大佐は、一九三八年八月二十五日に、陸軍省の代弁者として、警察部長の会合で陸軍の政策を表明した。陸軍の決意と国家の困難を論じた演説の中で、かれは公開された ソビエット連邦との戦争に対する一つの新しい態度を明らかにした。列席している者に対して、このような戦争はいつ起るかもしれないから、軍事的準備

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

が給けたければならない」と警告したのである。しかし、当時すでにこのような警告を無視することは、日本にとつて不利であるということを示唆した。『しかしながら、ロシアと自信なく戦う場合としては時期が悪いこの際わが、而して其の間には軍備の拡充、生産力の拡充のせられた後――昭和十七年以後――であらねばならぬ』とつけ加えたのである。

陸軍とその支持者の性急さに対して、抑制が加えられた。陸軍の指導者は、四隣の基準の決定の中で定められた国策に従うことを再確認した。この国策の基準は、まず第一に、中国における日本の『指導的地位』の確保と資源獲得の完成とを要求したのであつた。

しかし、ソビエット連邦は、依然として一つの主要な敵と見做されていた。なぜなら、日本の軍部における征服という目標の達成に対して、この国が妨げになつていたからである。佐藤は、日本がソビエット連邦に対して戦争を強いるという究極の目標を捨てたものではないことを明らかにした。この目的を国家政策遂行を完成するための第一の理由として、ドイツ、イタリアとの結共協定に強化されなければならないという陸軍の意思を示唆した。しかし、かれは、ハサン湖における敗北の結果として、陸軍はそれ以上の負担をみずから引受ける前に、国力の衰災をさらに深度に達成する恐れのあることを発表した。

ただいまより十五分休憩します。

【午前十一時四十五分休憩】

○近衛総理大臣　ただいまより極東国際軍事裁判を続行します。

○議長　[illegible]

【午前十一時四分開廷】

ソビエットに対する計画によつて、陸軍はドイツとの同盟を求めるようになつた

ドイツでは、一九三三年に、ヒットラーが政権を握つた。日本陸軍は、当時ソビエット連邦との戦争準備に専心していたので、直ちにこの新しい政権に関心を寄せた。一九三四年三月、岡田内閣の在任中に、大島大使がベルリンの陸軍武官に任命された。

参謀総長の調査で、大島はナチ政権の安定性――ドイツ陸軍の将来、ドイツとソビエット沙邦との関係の状態――特に両国の陸軍の間の関係に注意し、調査することを命じられた。大島はまたソビエット連邦に関する情報を蒐集し、報告することになつていた。ソビエット連邦が戦争に巻き込まれるようになつた場合に、ドイツがどのような政策をとるかをかれは見極めることに努めることになつていた。

一九三四年末に、大島は新しい任務に就き、一九三五年の春には、ヒットラーとリッベントロップから、ドイツは日本と同盟を締結する意思があるということを聞いた。かれはこの情報を参謀本部に伝えた。この報告について調査するために、ドイツに派遣された若松中佐は、一九三五年十二月にベルリンに到着した。

このころすでに、少くとも第四中の一部の者は、ソビエット連邦との戦争の場合に、ドイツの参与を期待していた。一九三五年十一月四日の書簡の中で、有田にあてて、白鳥は『ドイツ、ポーランドの如きは、対ソの関係に於て、我と同一立場に在るを以つて敢て了解等を結ぶの要なく、一度事端勃発すれば黙せずして、直つべし、断言は、英國のみ』と書いた。

若松と大島は、ベルリンでドイツ当局者と協議し、ドイツ側に、参謀本部は両国間の一般的な同盟を望んでいる旨を伝えた。交渉がこのような段階にまわされた。その間に、かつて五年以前にソビエット領土の占領を主張していた広田が、総理大臣になつていた。そして、白鳥の私信の受取人であつた有田が外務大臣であつた。

一九三六年の春に、すなわち国策の基準が最終的に決定される数ヶ月前に、広田内閣は陸軍の提案を取上げた。ベルリンに到着したばかりの武者小路大使は、ドイツが日本との協力を熱心に希望しているということを確めることができた。長い間の交渉の結果、防共協定と秘密軍事協定が調印され、一九三六年十一月二十五日に、両方とも日本の枢密院によつて批准された。

防共協定締結後の日本とドイツとの関係

防共協定は、ドイツ側が提案し、参謀本部が賛成していたところの、一般的な軍事同盟ではなかつた。八月の五相会議は、十分に日本をもからさまな反ソビエット政策に巻わせることにきめていた。防共協定は、事実に対するソビエット連邦の挑発として、ドイツ側の積極的な目標の達成に対して、この国が妨げになつていたからである。外務大臣有田は、秘密顧問官に対して、これをこのような観点から説明し、慎重にもドイツの国内政策に同意するものではないと述べた。日本の世論は、まだドイツとの同盟を受け入れるまでになつていなかつた。そして、この事実が内閣の條約締結の権限を縮小していた。

しかし、実際においては、この協定は、ソビエット連邦に対する日本の侵略的な政策を助長した。ドイツ側の熱意を定めるについては、秘密協定の精神だけが決定的なものであるといえる。協約者は明白に考えていた。万一必要な場合には、この協定が両国の関係をさらに発展させる基礎になるはずであつた。

まのあたり　この協定が純粋に防禦的であるという主張は偽りであることを有田自身が示した。というのは、かれは推密顧問官に対して、ソビエット連邦は、日本との一切の紛争において、妥当な行動をとつていたと答申したからである。かれはずからも、たとい日本の職掌権限が充分でなかつたとしても、ソビエット連邦が先人じて事を構えようとは考えていなかつた。有田は、また、この協定が中国との新編において、日本の立場を強化することを希望した。

実際において、防共協定は、日本の世論を離反させることなく、また日本側の負担はできる限り最小限度にとどめておいて、ソビエット連邦に対抗するために、また中国において、ドイツの支持を受けるという利益を得ようとして、締結されたものである。

これらの同じ考え方が、日本とドイツとの関係のその後の発展を支配した。駐独大使は、外務大臣広田が始まつた後に、日本は、中国における行動を、防共協定の目的に従つて行われた共産主義に対する闘争として正当化しようとしたが、それは成功しなかつた。

中国におけるドイツとの経済的協力に関する広田の政策の失敗

一九三七年十月二十七日に、東郷は大使として武者小路にかわるために、ベルリンに派遣された。その数日後、一九三七年十一月六日に、日本の秘密会は、ドイツ及びイタリアとの新しい條約を批准した。これによつて、三種約国はそれぞれ防共協定に含まれた新態度を交換した。この会議には、議長平沼、外務大臣広田、大蔵大臣賀屋が出席した。

日本は必ず中国の征服に成功するであろうということ、ドイツは、日本を支持することによつて、日本がつくろうとしている新しい中国において、必ず優先的地位を得られるであろうということをドイツに納得させるのが東郷の仕事であつた。一九三八年一月に、木戸幸一が、ドイツ側にこの見解を受け入れた。

しかし、広田は、中国の経済的開発について、日本がイギリスと合業同盟との援助に頼つていることを認識していた。かれには、有名無実の提携以上のものをドイツに期待するつもりはなかつた。これに対する代償として、中国で必要な物資や技術的援助をドイツ側から得

ようと望んでいた。従つて、東郷がドイツ側に対して与えることのできる約束の範囲を、広田は狭く限定した。

日本の経済的危機が深刻となつた一九三八年五月、六月の間に、東郷大使は、支那に強くなりつつあるドイツ側の不満に直面しながら、この困難な任務に努力していた。ドイツ政府が一九三八年の七月と八月に、同大使を安全に除外して、陸軍武官から大島と交渉したことは、東郷の失敗の程度を示すものである。

一九三八年の五月と六月の間に、中国の再建に対するドイツの経済的参加について、外務大臣フォン・リッベントロップと東郷との間に、陸軍として協議が行われた。フォン・リッベントロップは、ドイツの承認と資助との代償として、中国におけるドイツ資産に対して、特別に重大な取扱いを求めた。岡田の許した狭い制限のうちで、東郷は慎重なから用心深く答えた。フォン・リッベントロップにつきつめられて、経済的の形で、日本がドイツに他の第三国よりもよい取扱いを保証することはできないとかれは説明した。ドイツ外務大臣は、不満の色を表わしたが、期待した経済的の形で承認したいものでも、実際上は、與える用意が日本にはあるものと約束した。

結局において、リッベントロップは期待を覚つた。というのは、一九三八年七月二十四日に、ドイツ外務者は、中国にあるその代表者から、中国の被害地域の状況に関して詳細な報告を受取つたからである。その中には、中国における日本官憲が、ドイツ権益に対して、組織的な差別待遇を実行していることが明らかにされていた。日本の商社に與えられた優先権によつて、在来のドイツ商社は重大な損害を受けていた。

この情報を受取つて、ドイツ側の不満にさらに拍車をかけられた。中国からの報告によつて、フォン・リッベントロップがかねの同盟の決定の正しかつたことを確認したということを、一九三八年七月二十七日に、東郷は聞いた。日本の『特別に親先的な取扱い』という曖昧な形の申出は、不充分と見做された。ドイツ政府には、日本が中国における外国貿易――ドイツの貿易をふくめて――に容赦なく圧迫を加えたと思われたからである。中国における経済的協力の條件について、満州の問題の意見の隔りは、依然として強かつた。一九三八年九月八日に、ベルリンにおける大使として、陸軍武官大島少将が重要にかわつたときにも、事態には、なんの変化も起つていなかつた。

陸軍は日本の対外関係を支持した中国における戦争が延長されることは、最初はドイツからの強い圧迫を招いた。この戦争にくかかわらず、ソビエット連邦との来るべき闘争を常に念頭に置いていた陸軍は、ドイツに援助を求めた。一九三七年の後半に、日本が中国に手をつけた仕事にだんだん深入りしていることをすでに察知していた参謀本部は、中央参謀局と相談を解決を妥協するために、ドイツの調停を求めた。

その当時、自国と日本との関係に不満を感じていたドイツ外務大臣は、日本大使ではなく、日本の陸軍武官と交渉をした。一九三八年一月に、フォン・リッベントロップは大島に対して、日本とドイツはなお一解答を協力すべきであるとの信念を抱えた。大島はこの情報を参謀本部に伝達した。参謀本部は、ソビエット連邦がこの新しい同盟の主目標とされることを察知した。原田は上これに同意した。

同じ月に、便宜上の理由によつて、ドイツは日本の中国在貨の金でを容認し、その翌月に、満州国に対して承認を與えた。一方ではドイツとの結合を強めるために、陸軍はこの機会を利用した。満州国とドイツとの間に外交関係が成立し、両国の間に友好條約が調印された。

そのときに、東亜中国は、満州国が防共協定の参加国となるべきであるとの提案を参謀本部に表明し、指揮は、この提案に対する参謀本部の検討を傳えた。これらの折衝は、満州国を古領していた日本陸軍が『強迫せる外ソビエット戦争』のために軍隊の配置をしていたときに行われたのである。

陸軍、枢軸国間の軍事同盟を提案

一九三八年七月の初め、板垣と東郷がそれぞれ陸軍大臣と次官になつてから少し後に、陸軍は、再びドイツとの軍事同盟を促進する手段をとつた。大島は外務大臣リッベントロップに対して、日本陸軍の意見としては、日本がドイツ及びイタリアと一般的な防禦同盟を結ぶ時機が来たと述べ、一般的な形でこの提案を出した。

陸軍としては、今回だけではないにしても、少くとも主として、ソビエット連邦を目標とする協定を求めたが、フォン・リッベントロップは、強力な同盟の必要を強調して、早にソビエット連邦の攻撃があつた場合に協議するというだけの協定は考慮することを拒絶した。大島は、ドイツ側のこの見解に従つて、提案された同盟の條項の趣旨をみずから作成した。それは相互協定の形をとり、攻撃国に対して挑発されない攻撃が加えられた場合に、軍事的援助を與えるというものであつた。それはまた協議、相互の経済的の支持についての規定を設けた。

大島はフォン・リッベントロップと提案された協定の正文を定め、特使を送つてこの草案を参謀本部に傳達した。この協定案は、国際情勢に関するフォン・リッベントロップの意見を記した覚書を添えられていたが、東京では、ドイツ側から出た提案として取扱われた。東の指導者は、この案を外務大臣平田に傳達して、それによつて、かれらが大島の工作を職掌として妨害していることを示した。新しいドイツの提案を検討するために、平田は直ちに五相会議を招集した。

一九三八年八月九日に、総理大臣近衛は、内閣全体にこの提案を報告した。軍事的援助を與えることを日本が同盟に約束するような協定に対しては、特に海軍が反対であつた。米声もまたこれを重大な問題と認めた。しかし、この提案に関する討議がなされた後に、参謀総長は、西園寺と陸軍は提案された同盟に賛成であるとして大島に伝えた。日本としては、拒絶されないような曖昧の場合に軍事的援助を約束する協約を結ぶ意思はあつた。しかし、この協定は、第一次的にはソビエット連邦に対して、そして第二次的に他の諸国を対象としたいと希望された。

この交渉はきわめて秘密に行われたので、これが近衛の手許に達した後まで、東郷大使は何も知らなかつた。東京のナット大使は、さらに八カ月過ぎた後まで知らなかつた。この提案の草案は、少くともその趣旨においては、大島が最初にドイツ側に提案した規定を含んでいたにかかわらず、元帥はこれをフォン・リッベントロップから出たものであると信じて受取つた。

近衛内閣は、その辞職までの残りの五カ月の間、提案された同盟の締結のために、何も新しい手段はとらなかつたけれども、この期間に枢軸同盟の関係は強化された。中日戦争の拡大の情勢から、日本の南方への進出の最初の兆候が現われてきたこと、そして、日本の政策の悪化した。

陸軍、中国撤兵の決意を新たにする――一九三八年八月

ハサン湖の戦闘に伴う陸軍の方針の変更は、一九三八年八月に佐藤の行つた二つの演説の内容を示された。その前月に佐藤は大佐に昇級し、内閣情報部の部員になつた。また、その月に、企画院事務官の後藤を解かれた。かれは軍務局の新聞班長の任務に就いた。陸軍省の新聞班長の任務に就いた。

一九三八年八月の二十五日と二十九日に、内務省の警察部長会議で、佐藤は中日戦争の

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

慎重について陸軍の方針を徹底した。陸軍省の世話者によって、責任ある政府機関に対してなされたこの御説は、当時の陸軍の方針の根幹ある重要なるものである。

廣田内閣における佐藤の演説を一貫する主旨は、陸軍は中國国民政府の軍隊の抵抗を破砕する決意を有し、同時にまた無謀なる行動をとることもあるべき旨を明白にしたのであった。内閣はまた中国における戦争を処理するについての方針を確定していなかった。しかし、陸軍は、長い間心に抱いていたソビエット連邦に対する御時攻撃の計画を放棄して、満蒙の基礎のおもな目的を達成しようという決意をいつそう固めた。

佐藤は、当時の状況に対する諸事の制裁を考慮することについて考察し、同市の否認が中國の供給を絶せるかどうかについて、陸軍自身が疑いをもつていることを予期した。何事が起つても、満州の防衛を確立しなければならない。四日中央政府を確立しなければならないと、陸軍は決意していた。

新しい中國では、日本が指導者としての役割を今力を尽すが、満州國の思惑と異つて、日本人が政府の設人となることはないと佐藤は説明した。華北と内蒙古は、それらの満州國と隣接を地域とものの二つの地域となることになつていた。内蒙古を指揮するような押山は、ソビエット連邦との戦争を準備するについての酒井とあり、他方で、華北は経済上と産業上の発展を推し進めることのできる地域とされていた。その資源は、『國防』の必要を満たすために開発することとされ、華中もまた日本の経済力発展の基礎となることになつていた。

中國に対する陸軍の態度を正当化するにあたつて、彼に近衛と廣田が詳び出していた議論を佐藤は全部利用した。列挙している者に対して、中国在留の居住民と國家総動員の完遂とに対する陸軍の熱望を思い込ませようとかれは試みた。日本は平和を求めず、その国籍に対しても支配を強制された近衛は、独裁制度を確立しようとする陸軍の権謀を内々知つていることを洩らした。提案された政策の企画によって、かれが断固たる一党独裁の首長となり、それによつて、日本でこれ以上反対を受けないで、国策が実行されるようにすることができるかもしれないと思うと述べた。この問題に関しては、彼陸はかれ自身言葉を失えなかつたが、結行きがどうなるかを見るために、その職に留まつた。

板垣、木戸、近衛の後の部になつていた軍閥の勢力は、率直の一派になつていたのである。その月に、すなわち、一九三八年九月に、宇垣は内閣を去り、近衛自身が外務大臣の職務をとつた。ここで再び、日本の政府は、國策決定に示された目標に向つて前々と進もうとにきめられてしまつた。

陸軍の方針の変化

一九三七年十月――一九三八年九月

ここで、蘆溝橋攻撃以後に起つた陸軍の方針の変化を考慮し、分析してみることが適当である。中国における戦争は、軍部の意見に従つた蘆溝橋事件の発生によつて引き始められた。これは、ソビエット政府に対して戦争する陸軍の計画を達成するための第一歩であつた。一九三七年の最後の三ヶ月に、参謀本部は、中国で拡大しつつあった戦争が、陸軍の計画の主要な目的を達成するものではないかと、ますます心配するようになつた。軍の指導者は、非常に憂慮したので、再び自分から後に、陸軍については、ドイツの仲介を求めた。

その結果として、一九三七年の十一月と十二月に、ドイツの調停を通じて、中国の和平提案が出された。外務大臣廣田が、中国との交渉において、無七で成功しないかぎり、あつたから、右の提案は成功しなかつた。総理大臣近衛は、木戸と廣田に支持されて、その職に留まり、その内閣は、これ以上

仕方も変えなければならないとかれは言つた。内閣の内部における陸軍不和を防止した別れはなるべく、中国における外国の仲介を排しては、中国における戦争は決意していたのである。

若槻石大元帥の特使が提出している、幾ぜられている和平提案を、内閣は取上げないでもろうという電信を佐藤は拒絶した。中国における政権の樹立は、動かすことのできない事件であることを自身確信していると述べた。

廣田のあとを継つて外務大臣になつた宇垣大将は、北支と南部ですでに組織されていた親日政権を結合させるために、直ちに見解を調べなければならないという見解をみづから懸いていた。

参謀本部附になつたばかりの土肥原中将は、一九三八年八月に、戦争が敗北するに、どうすれば良いかを調べるために、中国に派遣された。若槻石大元帥とはどんな妥協もしては、ならないという意見を固持していたので、土肥原は日本人と協力する他の指導者を見出すことにかりかかつた。一九三八年九月中に、日本が自己の好む条件で和平を結び得る新しい中央政府を樹立する工作が進められた。

一九三八年九月十一日に、この新参謀に直面した中国臨時政府は、もう一度国際連盟に訴えた。紛争が調査するために、直ちに設置されが委員会に参加するように、日本は連盟から脱退をせた。

一九三八年九月二十二日に、外務大臣宇垣は、その参加に対する内閣の拒絶が連盟に傳えた。このような方法は、『紛争の公正妥当なる解決を見出し』得ないことを日本政府は確信するとかれは述べた。その日に、新しい中央政府の樹立を促進するために、日本の後援によつてつくられた新しい中国人の委員会が北平に設立された。

軍閥、中国における妥協に反対

中国における戦争を急速に解決する必要があるということは、今そすべての者が同意する点であつた。内閣も陸軍も、ひとしく、日本の不安定な経済を補強し、また戦争のための國家総動員を完遂するに適切の地域に中国をしなければならないと決意していた。

しかし、この主要な結果を得るために、妥協が有効であるかどうかについて、内閣の内部に意見の相違があつたことを佐藤は明らかにした。外務大臣宇垣と他のいく人かの閣僚とは、軍事占領という陸軍の目標を放棄して、和平のための直接交渉を再開しなければならないという意見に傾いていた。

この意見の不一致は、内閣だけのことでもなかつた。一九三八年九月になると、日本国内には、若槻石大元帥との交渉を再開することが必要になつたとしても、なお中国との和平をもたらさなければならないという強い組織があつた。参謀本部部員の間では、これが支配的な意見であつた。

しかし、佐藤が述べたように、陸軍部内には、これと反対の意見をもち、中国における戦争を妥協によつて解決しようとするこんな強力があつた。陸軍次官東條中将は、この見解の主唱者であり、陸軍大臣板垣は、東條と見解を同じうした。佐藤大佐は、かれらの代弁者であつた。一九三八年八月の演説の中で佐藤は非妥協的な見解を陸軍全体のものであると称し、この見解にくみしない者に対して、攻撃を加えた。

中国における戦争に対する内閣の方針に、多くの疑点があると佐藤は言つた。最も高い地位にある人々自身でさえ、どんな手段をとらなければならないかについて、はつきりわかつていなかつた。内閣の優柔不断と陸軍指導者の決断とを比較して、宇垣が支持する者は陸軍の方針の失行を妨げるものであると佐藤に非難した。

陸軍が、その全てに対する反対に遭つたときは、いつもそうであつたように、政治機構を改正し、政党を廃止せようという国時の要求が軍閥から出た。中国における陸軍の方針が実行されるように、政府部内自身の『革新』が必要であることについて、佐藤は説いた。『政党問題』を処理する新しい手段について、かれは反対した。日本の内外の困難な問題を解決として処理し得るような、政府の『一党制度』の組織を復活する運動が始まつていた。

一九三八年九月の内閣改造の結果、

外務大臣宇垣の辞職となる

ドイツからの一般的軍事同盟の提案に力づけられた総理大臣近衛は、中国において妥協を許さないという意見であつた。一九三八年九月七日に、陸軍大臣板垣、海軍大臣吉田善吾、内務大臣木戸幸一の他と話し合つた。みずから日本の中国支配の強固な支持者であつた木戸は、もし中国の情状が現れないならば、若槻石大元帥との交渉を再開する必要があるかもしれないという意見を述べた。そのときに、近衛は、もしそのような手段をとらなければならなくなつたら、その責任は、自分にはあまりに重くて引受けることができないから、辞職するつもりであつた。かれが外務大臣宇垣から受けた非難について苦々しく語り、宇垣を取巻く一派に、かれの内閣の総辞職をもたらそうと企てるであろうという考えを表明した。

一九三七年十一月の政治機構の改革にしたがつて、木戸は直ちに近衛と軍閥の側に立つた。もし政局が宇垣の方針によつて進展されるようになるとすれば、日本国内に混乱が起り、その結果中国国民によつて打ち負かされることになるであろうとかれは述べた。彼つて、近衛に対して、妥協を起して職に留まるよう懇願した。この提案が一般の支持を得ていたことを木戸が知つていたことを示すものである。

今中木戸の支持を保証された近衛は、独裁制度を確立しようとする陸軍の権謀を内々知つていることを洩らした。提案された政策の企画によって、かれが断固たる一党独裁の首長となり、それによつて、日本でこれ以上反対を受けないで、国策が実行されるようにすることができるかもしれないと思うと述べた。この問題に関しては、彼陸はかれ自身言葉を失えなかつたが、結行きがどうなるかを見るために、その職に留まつた。

板垣、木戸、近衛の後の部になつていた軍閥の勢力は、率直の一派になつていたのである。その月に、すなわち、一九三八年九月に、宇垣は内閣を去り、近衛自身が外務大臣の職務をとつた。ここで再び、日本の政府は、國策決定に示された目標に向つて前々と進もうとにきめられてしまつた。

陸軍の方針の変化

一九三七年十月――一九三八年九月

ここで、蘆溝橋攻撃以後に起つた陸軍の方針の変化を考慮し、分析してみることが適当である。中国における戦争は、軍部の意見に従つた蘆溝橋事件の発生によつて引き始められた。これは、ソビエット政府に対して戦争する陸軍の計画を達成するための第一歩であつた。一九三七年の最後の三ヶ月に、参謀本部は、中国で拡大しつつあった戦争が、陸軍の計画の主要な目的を達成するものではないかと、ますます心配するようになつた。軍の指導者は、非常に憂慮したので、再び自分から後に、陸軍については、ドイツの仲介を求めた。

その結果として、一九三七年の十一月と十二月に、ドイツの調停を通じて、中国の和平提案が出された。外務大臣廣田が、中国との交渉において、無七で成功しないかぎり、あつたから、右の提案は成功しなかつた。総理大臣近衛は、木戸と廣田に支持されて、その職に留まり、その内閣は、これ以上

蒋介石大元帥を相手にしないと宣言した。これは一九三八年一月十一日の御前会議の決定であつた。

この時期に至つてさえも、時の参謀次長であり、参謀本部の首班であった多田中将は、中国における戦争の迅速な解決を求めることに、強く賛成していた。一九三八年一月十五日に、中国に対してなるべき新しい指令を考慮するために、十一時間にもわたる連絡会議が開かれた。内閣の中枢政策に対して、参謀本部は非常に強く反対していたので、多田は御前会議の決定を取消させようと試みた。ソビエット連邦との戦争の準備が、これ以上妨げられないようにするために、陸軍はどんな強制を無つても無謀を早く終らせる用意があつた。近衛と木戸は、断固として陸軍の見解に反対した。そして、廣田の方針に通つた。

一九三八年の五月に至つて、一九三七年の十一月から日本を悩つていた緩慢的な財政的の危機が、ますます深刻になつてきた。中国側の抗戦も緩まらなかつた。その間に陸軍は経済動員法を通過させたが、戦争の準備の長期計画とソビエット連邦に対する御時攻撃の計画とは、両方とも重大な危機に直面した。このような事態の展開に最も責任のあつた外務大臣廣田は、この経済危機を回避することのできなかつた大蔵大臣賀屋とともに辞職した。ともに軍閥の指導者であつた板垣と賀屋が内閣に加つた。ソビエット連邦に対する戦争のための日本の準備に関連していた重部が、梅津のあとを継いで、陸軍次官になつた。

このときに、廣田の後任外務大臣として、宇垣大将も入閣した。宇垣は多年東郷とは著しく相違した見解をもつていた。かれは軍閥の信頼を少しも得ていなかつたので、一九三七年一月にかれが組閣を試みたとき、軍の指導者はこれを挫折させた。しかし、次の一点に関しては、宇垣の意見は軍部の指導者の意見と一致していた。板垣と同じように、たとい中国国民政府と妥協したとしても、中国戦争を早く終結しようとする陸軍の計画を支持しなければならないということは、無疑であった。

新しい陸軍次官東條は、ソビエット連邦を早く攻撃するという陸軍の計画を支持しなければならないが、中国に対する陸軍の目的を妥協によつて達成しようとするという見解を維持していた。板垣大臣近衛も、厚生大臣木戸も、中国における戦争の早く解決することを望んでいたが、それより先に、まず中国側の抵抗を破砕しなければならないという意見を固く支持していた。

一九三八年の七月と八月に、日本軍はハサン湖でソビエット軍と衝突し、かえつて撃退された。この経験の後に、ソビエット連邦に対して臨時閣議を強行するという計画を陸軍は延期した。

この延期によつて、中国戦争を直ちに解決するということは、以前ほど緊急でなくなつた。蘆溝橋事件の大部分は、依然として中国との交渉による和平に賛成していたが、中国側民政府と妥協してはならないという東條の見解に、陸軍大臣板垣は同意した。総理大臣近衛は、あくまでもこの意見を固執し、木戸の支持を得た。

外務大臣宇垣の見解は、ドイツ及びイタリアとのいつそう緊密な軍事同盟が有望なことによつて自信を増してきた陸軍の見解と、またもや正面から対立した。宇垣は内閣を去つた。そして、陸軍の方針に対しては、再び反対がなくなつた。

ソビエット連邦に対する攻撃を一時あきらめたことによつて、陸軍は一九三六年の国策決定の主要な目的を確実に保持することができた。中国における戦争は、日本の好む条件で平和を結ぶことのできる新しい親日的な中央政府が組立されない限り、終結されないことになつた。この新しい中国が、日本の国家総動員計画に対して、大きな貢献をすることになつていた。その間に、日本は『ドイツと軍事同盟を交渉し、国内機構の改革を進めることになつていた。

戦争の動員についての陸軍の役割

一九三八年九月十九日に、陸軍は、国家総動員法の目的に関するその説明の中で、国民こそ国家の職力の源泉であるから、動員に始まる国家の職力の源泉であるから、動員に始まる国家の職力の源泉であるから、動員に始まる

省の代弊者であつた佐藤がその新方針を誤解したということは、陸軍と修養との間に保たれていた緊密な連絡を示すものである。

教育の分野における荒木と軍閥の及ぼした影響も、同じように大きかつた。荒木は、陸軍大臣に就任する前でさえも、当時すでに諸学校に施行されていた教練や軍事学科を、大学でも始めようとした。陸軍大臣として、一九三二年と一九三三年に、かれはこのような制度を拡張することを奨励した。陸軍省によつて配属された軍事教官に、学校当局に対して、ますます大きな支配力を与えたばかりでなく、学生に対する軍事教育を強化するように教えられた。

一九三二年と一九三三年の間に軍閥によつて為されたる絶えざる圧力と、対内と対外の政策上の問題に対する絶えず動のない陸軍の干渉とによつて、帝国内閣の内部に動揺が起つた。一九三四年一月に、荒木は陸軍省を去つた。その後、一九三六年の三月に、廣田内閣が政権を握るまでは、学校における教練と軍事学科は、それほど重視されなかつた。

一九三七年七月七日に、中国における戦争が再発してから、あらゆる形式の世論統制の手段が強化された。教学局は国家に対して、学校当局から完全に独立するようになつた。五月の後に、十分われも、一九三七年の十一月に、あらゆる教育の根本的目的は、日本国家に対する忠心を的確にすることでなければならないと決定された。同じ月に、荒木が文部大臣になつた。そして、教育制度を日本国民の精神的統一という任務に適応するように、学校の心を指導することについて、大学教授がみな強制的に協力することを確実にするために、警察と文部省当局が協力した。

総動員法の目的についての陸軍の説明は、この仕事の強化が必要であることを強調した。そして、荒木は文部大臣に任せられたので、一九三八年五月二十六日に、その任務を與えられた。

日本の教育制度に及ぼした荒木の影響

荒木が文部大臣として任命されてから一月の後、一九三八年六月二十九日に、学校と地方当局とに対して、新しい訓令が発せられた。この新しい文部省令は、一九三八年五月十九日に陸軍が表明した希望を反映していた。教育勅語と国体の精神に勅員することによって、日本国民の戦闘精神を強化するために、あらゆる可能な努力が神われることになつた。

その省令は、「初々学生生徒は国家活動の温床として国民の為勤たり。国家の付託する所、超に重且つ大なるものあるを想はざるべからず」と述べた。省令はさらに続けて、それであるから、教育制度全般の目的は、国民精神の新興と発展でなければならないと述べた。「忠君愛国の大義を明にし、滅身奉公の心操を確立することに力なべし。学生生徒に対して、日本の『国体』と『国民文化』の『精髄』とを、はつきり理解させなければならなかつた。

教練を軍事的性質の訓練に、特に重点が置かれることになつた。即ち学生が『皇国民』として分に徹し、必要なる軍事的能力を体得するためばかりではなく、同時に愛国の精神と当局に対する絶体的服従の精神を注入するために、この訓練が施されるというのであつた。

荒木は未戸によつて始められた仕事を継続した。一九三八年五月二十六日から、平沼内閣が辞職した一九三九年八月二十九日まで、かれは文部大臣の職にあつた。この間に、日本の学校制度は、陸軍省から送られた軍事教官と軍事訓練は、日本の大学で義務的となつた。学校でも、大学でも、一切の教育は、日本国民の間に好戦的精神を涵養するという根本的な目的に貢献するようにされた。

戦争のための好戦的精神の涵養

一九三八年九月に、内閣は決意を新たにして、陸軍の長期経済産業計画の目標の達成にとりかかつた。日本国内の産業上の組織化の計画は、すでに相当に進つていた。特定の政府的目的のために、特別の法律をもつて組織されたところの、国策会社という方法によつて、その計画は主として達成されていた。これらの会社は、政府によつて直接に経営され、また管理され、それぞれの企業分野の中で、非常に強力な権限をもつていた。これらの会社の資本金の巨額は政府によつて提供され、政府はまたこれらの会社に対して補助金を與え、かつ利益を免除していた。一九三七年六月四日から、一九三八年五月二十六日まで、大蔵大臣として新しい産業階層の組織を監督した賀屋は、一九三八年十月一日に、大蔵省顧問に任命された。

八月の演説の中で、佐藤は資源庁長官に対して、この要望は満たされなければならないと警告した。「来るべき対ソビエット戦争のことを考えると、我軍需生産力は現在非常に不足している」とかれは述べた。従つて、自由な産業経営から統制された産業経営への変更は、恒久的のものでなければならないし、国家総動員法の実施によつて成就されなければならないと陸軍は固く主張していた。特に、日本の輸入依存と不安定な外国貿易事情とのゆえに、それに関係のある問題に対処するために、有の要望は利用されるものであることを佐藤は指摘した。

資源地域の開発と、日本の経済を向上し、貿易尻を調整するためにとられた兼城的な措置とにもかかわらず、日本国内の戦争産業に支拂われる補助金は急激に増大しつつあつた。戦争のための国家総動員の目的に向つて進もうという内閣の決意は、重大な財政上の困難にあたつてとられた新しい措置によつて、よく明らかにされている。一九三八年九月十六日に、日本と日本が支配している大陸の地域の金資源を開発するために、資本金五千万円で、新しい国策会社が設立された。

輸入に依存して供給されていた戦争資材の保存をはかるために、新しい措置がとられた。一九三八年十一月二十一日に、「資材及び劇薬の収集と活用に関する規則」が定められた。「資材の配給と劇薬の独占権を有する統制会社が設立され、政府の統制のもとに置かれた。

しかし、一九三八年の後半においては、主要な重点は、中国を開発して経済的と産業的の資源化をするために、並びに同盟における軍事行動のためのものであつた。陸軍省の予算だけでも、一九三七年度の二十七億五千万円から、一九三八年度の四十二億五千万円に増加した。一九三八年度の軍事予算は、全体として、同年の国家予算総額の四分の三であつた。この巨額な資材の目的は、戦争のための国家総動員を完了し、また中国の抗戦を屈服させて、天然資源と戦争産業力の新しい分野を開くことであつた。これが陸軍の方針であつて、最近にも佐藤大佐の演説で表明された。

中国の占領地域へ向つて日本の『新秩序』の拡大

ドイツの経済的援助を得るための最後の努力をしていた東郷大使は、一九三八年七月二十九日に、フオン・リツベントロプに対して、日本はその支配力が中国全体に及ぶようになるまで猛大する考えであることを認めた。この目的は、佐藤の八月の演説で再び強調されたが、一九三八年の最後の四ヵ月間に、日本の政策の基本的な特徴になつた。華中でも、華南でも、陸軍は勝利を収め、これによつて、日本側は中国の領土の大部分に対する支配力を獲得した。華中でも、華南でも、政治的統御と経済的支配との日本側の休制が強化されたけれども、抵抗された。一九三六年の国策決定が要求した『東亜大陸に於ける堅固な地歩』を、日本は相当程度に占めた。

外務大臣宇垣が一九三八年九月に辞職して

からは、陸軍の中国征服という目標は、板垣、荒木、末戸が保護者であつた近衛内閣から、無條件の支持を受けた。一九三八年七月二十日から、松井大将は内閣参議の一員となつていた。中日戦争の初期に、すなわち一九三七年十月三十日から一九三八年三月五日まで、かれは日本の中支派遣軍を指揮していた。一九三八年七月に、内閣改造の行われた後に開始された広東的攻撃は、一九三八年の九月と十月を通じて続けられた。

一九三八年十月二十日には、華南の主要都市広東が日本軍に攻略された。五日後の一九三八年十月二十五日には、華中の日本軍は、漢口を攻略することによつて、その目的を達した。この成功を決分に利用して、日本軍はさらに華中の後背くへ進んだ。

日本の努力が最も少なかつた華南では、征服された地域の復興と開発に対する援助を始めることになつていた。企画院は、右の地域における日本の軍事的勝利の効果を強化するために、直ちに行動することが必要であると発表した。華北と華中には、日本に支配された政治的と行政的組織がすでに確立されていた。これらの地域に対する陸軍の計画は、復興、経済開発及び戦争産業の拡張を要求していた。

一九三八年十一月三日に、総理大臣近衛は故宮演説を行い、その中で、日本の対華政策に新しい段階が到来したといつた。中国の天然資源の開発によつて達成することができる『新秩序』についてかれは述べた。近衛によると、それは『新しい、理想的な秩序』を樹立しようという日本の目的を達成する上に、これは基本的な方針であつた。復興の諸方策は、行政行動や政治工作と連携に、重要なものであり、緊急なものであつた。これらの方策を通じて、親民党政府は打倒され、新しい親日的な中国が設立されるというのであつた。

興亜院

一九三八年十二月十六日に、中国における日本の政治的と行政的な支配を確保するために、恒久的な機関が設立された。この目的に、中国の内政に関連のあるすべての事項を取扱うために、内閣に一つの新しい部局が設けられたからである。興亜院は百五十人の事務員をもつこととされたが、この数は総理大臣の意向次第で増加できることになつていた。総理大臣自身が職務上当然にその総裁になることになつていた。同様に陸軍、海軍、大蔵、外務の各大臣が副総裁になることになつていた。総裁官房長官、総務長官と西部長に支配されることになつていた。

この新しい部局は、中国の政治、経済、文化の発展を指導することになつていた。さらに、この部局は、日本政府の各部が行う中国関係の行政事務の全部面を統一することになつていた。

興亜院は二重の意味で重要である。第一には、これによつて、征服された中国に関係のある事務が、戦争のための国家総動員の実施について最も重要な職責にあつた五大臣の直接統制内に置かれることに至つたことである。一九三六年に国策の基準を決定したのは、五相会議であつた。一九三八年八月に、外務大臣宇垣がドイツ側の軍事同盟提案を初めて付託したのは、この同じ一国に対してであつた。今や日本の『新秩序』の不可分の関係にある部分としての、また新たな武力発出の準備に設立つものとしての、中国の開発を監督することになつたのは、この『内国内の内国』であつたのである。

第二には、中国における事態の展開を注視すること、日本の中国関係事務の処理を調整し、管理すること、日本の内閣が中国に関連のある軍製事項を決して見落さないようにすることをもつぱら自己の職務とする常設的な事務機関が設けられたことである。興亜院が発足した日に、当時陸軍兵器本廠長であつた鈴木少将は、興院の四人の部長のうちの一人になつた。

中国の経済上と産業上の開発を促進するために佐藤がとられた措置

さきに佐藤が指摘したように、中国における軍事上の成功は、政治的と経済的の目的を達成するための飛石に十ぎなかつた。一九三八年十月の勝利が収められた後に、近衛内閣は、陸軍の一九三七年の計画中にあらかじめ示されていた中国の経済的と産業的の発展を達成することに考慮した。新しい計画は、満州国と日本自身で採用されていたのと同じ型に従うことになつていた。

総理大臣近衛は、一九三八年十一月三日の放送演説で、この結果を達成するための方法について述べた。華北と華中の経済開発のための主要な機関は、一九三八年四月三十日に創立された三大国策会社とする事になつていた。北支那開発株式会社と中支那振興株式会社は、日本の国策実施のために設立されたのであると近衛はいつた。これらの二つの特殊会社は、復興と資源開発の特定の部門に直接関係事業している子会社に機能を分つているとかれは説明した。華中の会社は、戦争のために荒廃した地域の再建を企てることになつていたが、華北の会社は、日本の戦争準備上の必要に直接寄与することになつていた。なぜならば、華北では、戦争による損害があまり大きくなく、かつ、この地域には鉄、石炭、その他の天然資源が豊富であつて、これを開発すれば、充分に利用することができるからであつた。中国で実施された政治的と経済的の措置は、軍事的措置とともに、陸軍の計画の産物であつた。中国を征服してその資源を利用しようという東條中将の決意に、そのときまでになし得られたことについて、非常に力になつた。陸軍大臣板垣が郷軍不断であつたときに、東條は強硬であつた。そして、結局には、板垣は東條と同じ見解をもつようになつた。

一九三八年五月三十日から、東條は陸軍次官としていろ〳〵の職をもち、それによつて、戦争のための資源の各主要部門に密接に関係するようになつた。その主に、華北と華中の経済を統制し、支配することになつていた三つの国策会社の設立委員会の一員であつた。一九三八年十二月十日、中国に対する陸軍の計画がすでにほとんど成就されようとしているときに、東條はその本職を捨し、陸軍次官に就いた。

日本の外交政策を支配するために陸軍がドイツとの提携を利用した方法

ドイツからの一般的軍事同盟の提案を協議した一九三八年八月九日の閣議の後に、内閣は安倍と宇垣の部局の軍部の手に委ねた。参謀本部から、内閣も陸軍もともにフオン・リツベントロプの行つた提案に賛成であるという通告を大島は受けた。しかし、この新しい同盟は、第一次的には、ソビエット連邦を目標とすることが希望されていた。

内閣がこの提案に同意したことは、日本の外交政策に対して、陸軍がすでに獲得していた勢力の程度を示していた。日本とドイツとの間に成立していた関係は、大島少将の手を通して、陸軍によつて発展し、維持されていたものである。

一九三四年五月に、大島は初めてベルリンの陸軍武官の職に就いた。かれが受けた当時の訓令は、ナチ政権の安定性、ドイツ陸軍のもつ潜在的な価値、並びに、ソビエット連邦が戦争に巻きこまれた際にドイツがとるであろう態度を判断することであつた。大島は外務大臣ラオン・リツベントロプの親しの友となつた。この交友関係を通じて、陸軍は自己とドイツとの関係を維持しようとはかつた。開戦的に日本の外交政策を左右する手段として、陸軍はこの関係を利用した。

一九三六年十一月に、ベルリンで調印された防共協定は、参謀本部の系統のもとに、フオン・リツベントロプと大島との間に行われた協議の結果であつた。一九三七年十一月

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

に、満鮮本部は、同じ方法を用いて、近衛内閣の中国に対する政策を変更させようと企てた。外務大臣広田は、日中戦争を解決するための、ドイツからの仲介提案の中止を本省から電話した。この中国戦争は、互共の国際的利害に抵触させていたものである。この仲介の企ては、ドイツの発意で行われたように見えたが、これも日本の満鮮本部の指示によつて、大島が仕向したものであつた。最後に、一九三八年八月九日に近衛内閣に伝達された、ドイツの一般的軍事同盟の提案は、それ自身、ドイツ当局と満鮮本部の部員との間の秘密の申合せの結果に従かならかつた。

この最後の提案の作成にあたつて、大島はそれ以前から先に立つて事を急んだ。一九三八年の初めのころの頃に、このような情報が直接に関係している満鮮本部の部員から、今が日本とドイツの一般的軍事同盟を締結する好機であると考えるという報知を大島は受けていた。この提案をした者は、満鮮本部全体の意見を代表しているわけではないことを明白にしていたのであるが、ドイツ側に対して、大島は日本政府がこのような同盟の締結を望んでいると知らせた。大島自身が事の内容の大部を知て、ヨアヒム・リッベントロップとともに、仮提案の正文を決定した。そのときになつて初めて、満鮮本部はそれを承認し、ドイツ側の発意によつてなされた提案として、外務大臣宇垣に伝達した。ヨアヒム・リッベントロップと大島との交渉は、東郷大使が日本政府を代表して、中国の征服地域に対するドイツの経済的権利を放棄していた旨カ月の、ちょうどその間に、かれの少しも知らないうちに、行われていたのであつた。

外務省の関係はドイツ及びイタリアとの関係を強化しようとする自国の希望を示した

外務大臣宇垣の辞職に伴い一九三八年九月及び十月に、外交代表の異動が行われた。これらの異動は、内閣がまだ植民的な条約を到

そることを望まなかつたけれども、陸軍と同様に、ドイツとの同盟関係を一層緊密にしようとする熱望をもつていることを明らかにした。

今では、ソビエット連邦と直ちに敵対することに考えられていなかつたから、同国に対しては、もつと協調的な態度をとる必要があつた。一九三八年八月に、日本がハサン湖で敗れたために、張鼓峰事件を行つた満州国国境に接するソビエット領土の偵察の要求は、拒絶されていた。一九三八年九月二十二日に、張鼓峰はモスコーの大使としての任を解かれ、同じ資格でロンドンに派遣された。モスコーにおかれる後任者は東郷であつた。ベルリンの大使としての経験から、東郷はそれ程迄強硬でない政策を行うのに適していた。その前年に、かれはドイツ側に対して、日本が安易のない約束を誠意のあるものと思いこませようと努力していた。

東郷はすでにドイツ側の信用を受けていたから、かれがモスコーに移されたことは、一層重の目的に接立つた。一九三八年十月八日に、かれの後任として、かれの陸軍武官大島がベルリンの大使になつた。

大島の活動は、すでに大いに東郷の外交上の細心を要い、東郷の権限を侵していた。一九三七年に、中国征服を完遂する日本の決意について、東郷が保証を與えていたときに、フォン・リッベントロップは大島から、すでに日本陸軍が中日戦争の解決の交渉を始めていることを聞いていた。一九三八年に、広田の政策に基づて、東郷はドイツに対して中国の無征服地域内で優先的地位を與えようと申し出たが、そのときには、他方で、大島の協力で、軍事同盟の軍事同盟を締結する希望をドイツ側に起させていた。一九三八年八月には、東郷の約束が実を伴つていないことが完全に暴露されていた。そして、同じ月に、大島の仕事が近衛内閣の全面的承認を得た。

従つて、大島が大使に任命されたことは、

重大な意義をもつ事件であつた。ソビエット連邦との戦争を予期して行われた軍事同盟の交渉に対して、それは内閣の承認の印を押すものであつた。完全に陸軍の信頼を受けている軍人を、その時まで専門の外交官が占めていた地位に据えるものであつた。それは日本の外交政策の分野における陸軍の勝利であり、また陸軍の戦争準備の一歩前進であつた。

大島の就任は、今それ日本が怪りなくドイツ及びイタリアとの協調を図っているという保証をドイツ側に與えた。大島自身は、地位も名声も上つたので、三国軍事同盟を締結するために、フォン・リッベントロップと自由に合作することができた。

この仕事は、イタリアにおいてもまた遂行されることになつていた。大島がベルリンの大使に任命される二週間前、一九三八年九月二十二日に、長い間ソビエット連邦との戦争を望んでいた白鳥が、ローマの大使に任命された。かれはみずから枢軸三国の間に軍事同盟を締結することが自己の主要任務であると考えていた。

白鳥の任命も、外交同盟における陸軍政策の勝利であり、もう一つの重要さを同示するものであつた。かれの軍閥との関係は久しいものであつた。一九三〇年十月三十一日から一九三三年六月二日まで、かれは外務省情報局長であつた。この期間を話じて、陸軍の要望と対外発出の計画について、かれは強力な支持者であることを示した。一九三二年五月、総理大臣、犬養の暗殺されて、二週間前に、内閣と官吏の内部で、暗殺大臣の自由主義的武策を支持する者と、『強硬』派に属する者、すなわち陸軍大臣荒木の指導する軍閥に属する者との間に、分裂があつた。このときに、日本が国際連盟から脱退することをやかましく要求した外務省官吏の一団の中で、白鳥は特に有力な者であつた。かれの見解によれば、満州事変以後の日

本の立場と両立しなかつたのである。

それから四カ月の後、斎藤内閣の在任中に、白鳥は再び軍閥の意見を支持した。日本の勝利は強力な政府が存しないために生じたのであるとかれは主張した。従つて、荒木こそ、『有力な軍閥主要者の代表者』として、来るべき五、六年の間、満洲を含む政策を進めるべきであろうと述べ、陸軍大臣荒木が総理大臣に任ぜられることを主張した。

白鳥は、自分が東京にいることは、自分の主張する意見を説るために重要であると考えていたので、海外勤務を受諾することを拒まなかつた。それでも、一九三三年六月二日に、かれはスカンディナヴィア諸国の公使となつた。そして、海外在勤の期間を通じて、日本はできるだけ早くソビエット連邦に対する攻撃を始めなければならないという陸軍の意見を支持した。

一九三七年四月二十八日、蘆溝橋事件の起る三か月前に、白鳥は東京に呼びもどされ、臨時外務省参事官に任命することを命ぜられた。

一九三八年の初めの数ヶ月間に、かれは華北と華中を旅行し、対外政策についてのかれの意見が、板垣中将の意見とよく一致していることを知つた。

板垣は、陸軍大臣に任命されてから二週間も経たない一九三八年六月に、近衛に対して、白鳥を外務大臣に任命するように説いた。この提案は、その後間もなく、外務省の少数官吏の支持を受けた。それは大阪が外務大臣等迄に提出した陸軍側にあり、われている。近衛はこの申入れを政治的に指導されていると考えたが、宇垣と外務省の十数官吏とはそれに反対し、この任命はなされなかつた。

一九三八年八月に、内閣はドイツ及びイタリアとの軍事同盟の申入れを承認した。他方で、陸軍はソビエット連邦との戦争の計画を修正した。一九三八年九月に宇垣が辞職したことは、国内政策でも、対外政策でも、陸軍

とその支持者が勝利を収めたことを示すものである。その月に、大島はベルリンの大使となり、白鳥は大使としてローマに派遣された。

陸軍は枢軸諸国との軍事同盟の交渉を推行した

このようにして内閣から援助を受けて、ドイツとの友好関係を図めるために、陸軍は新たな努力を始つた。一九三八年十月二日に、陸軍大臣板垣はヒットラーに電報を送り、ドイツがチェコ・スロヴァキアのズデーテン問題の解決に干渉したことに対して、陸軍の賛成の意を表明した。ドイツの勝利が永久に確実であることを、また『日独両国間の友誼が永久に強固に統一されたことをかれは祈つたのである。

ベルリンでは、大島大使はドイツを、日本との提携の協力をさらに緊密にするという目的の達成を促進していた。一九三八年の九月か十月に、かれはソビエットの領域を越えて第三者を歓迎し、またドイツ軍の消滅者とソビエット軍に関する情報を交換する交渉をした。

その間に、三国同盟を締結するという企ては、ローマでもベルリンでも熱心されていた。イタリア側は、ムッソリーニ及びその外務大臣チアノとともにこの計画を協議していた。ムッソリーニはまだ同盟を締結する決心がついていなかつたが、すでにこの企てに根本的には同意であることを表明していた。

この提案された同盟条約の正文は、大島、フォン・リッベントロップ、チアノによつて、その直接協議の結果として作成されたものである。その有効期間は十年と定められていた。同原則は、三国同盟条約の一般目的の維持を保証しようとする意図を生じたときは、直ちに協議すべきであるということを定めた補足規定等もつくられた。

一九三八年十二月に、日本からの許可か得て、大島はローマを訪問した。しかし、ムッソリーニにはまだ同盟締結を考慮する用意がないことがかれは知つた。

ただいまより午後一時三十分まで休憩します。

○決算報告書

○議事日程

○午後一時三十分開会

○決算報告書

○議事日程

（速記）

ドイツとの文化協定、並びに同国に対する北華開発の政策

一九三六年十一月に、防共協定が締結されたとき、日本とドイツとの間には、秘密軍事協定が結ばれた。そのときに、ドイツ側は、ソビエット連邦に対するドイツ側の態度をきめるにあたつては、秘密協定の締結だけが決定的なものであること、この協定は、万一必要な場合には、日独関係をさらに密接させる基礎となるものであることを宣言した。陸軍がそのときしていたのは、この提案を実現することであつた。

一九三八年十月中に、有田が外務大臣になつた。その翌月に、宇垣が辞職した後、陸軍大臣板垣がみずから引き受けていた外務大臣の職を引継いだのである。陸軍の計画を知つている者で、有田の右に出るものはなかつた。それはかれが広田内閣で外務大臣をしていたからである。四度の閣議が決定された五相会議の重要なる密接な会合に、有田は右の資格で出席していた。その間中、外務大臣として、有田は日本とドイツの間に防共協定と経済軍事協定が締結されるに至つた談交渉を指導していた。一九三六年十一月、批准のために、この協定が枢密院に提出されたときに、有田は内閣の代表者としての役目をつとめた。

一九三八年十一月二十二日に、文化的協力に関する日独間の協定が枢密院によつて批准された。平沼がその枢密院会議で議長であつた。板垣と荒木はそれぞれ陸軍大臣と次官として出席した。このときにも、有田は日本とドイツの関係を強化しようとする情熱に関する代弁者であつた。

この協定は、両国の文化関係は各自の国民精神にその基調を図るべきことを表明したもので、枢密院顧問官は、内閣の提案によつて承認された。この委員会員、この協定は友好関係を強固にし、『文化的進』し、また日本の外交の一般目的の達成に寄與するであろうと報告した。

防共協定が提出されたときと同じように、数人かの顧問官は、内閣の提案の意味について、また懸念を抱いていた。この新しい協定はなんら政治的意味を含んでいないことを有田は保証したが、この保証は、ある一人の顧問官は、『最近我国に於いてドイツ国の風潮に心酔せんとする傾向なしとせず』といつた。『有事実に驚み、本官は感れて本協定批准に当り、国民に其の慎う所を聴らしめざるよう何等かの方法を講ぜられんことを希望す』とかれはつけ加えた。

二年前に、内閣の対外政策を支配していた考えが、依然として行われていた。この枢密院会議の記録は、日本の世論にドイツ及びイタリヤとの緊密な同盟をまだ考えていなかつたことを明らかにしている。有田は文化協定の意義を実際より軽く説明した。というのは、同内閣はそのような同盟が企てられていることを認める用意がなかつたからである。その上に、本戸とその他の者は、ドイツが提案した形の同盟に、面倒な約束になるのではないかという懸念を表明した。これらの二つの制限的条件のもとに、三国軍事同盟が強化される時期を早めるために、近衛内閣は、

一九三八年における日本と西洋諸国との関係の一般的な悪化

提案されたドイツ及びイタリアとの軍事同盟は、日本の強い主張によつて、第一次的には、ソビエット連邦を目標とすることになつていたが、この新しい提案が、日本の西洋諸国との関係に不利な影響を與えることは避けられないことであつた。一九三八年八月に、総理大臣近衛が一般的な軍事同盟についてのドイツの提案を初めて受けたときに、かれは国際情勢に関するドイツの見解についても知らせを受けた。外務大臣フォン・リッベントロップは、ソビエット連邦との戦争は避けられないものであり、ハンガリーとチェコスロヴァキアは同盟国となる可能性があり、ルーマニア日中立を維持するであろうと考えた。かれはフランスをイギリスから引き離すことはできないものと考え、これらの国が敵となる可能性があることを広めかし、合衆国はこれらの国を経済的に援助するが、軍事的には援助しないであろうと述べた。提案された同盟を日本側の承認を得るために提出する前に、これについて、フォン・リッベントロップがヒットラー自身と長い問題論議したということを、日本側にわかつていた。

従つて、内閣と陸軍にとつては、ドイツがある程度迄で西洋諸国を目標とした二つの同盟を考えていたことは明らかであつた。ソビエット連邦ばかりでなく、他のすべての勝利も目標とすることになる協約の交渉を進行することによつて、内閣はドイツの提案に賛成した。

同じ一九三八年の八月に、陸軍はソビエット連邦に対して直ちに攻撃を開始する計画を再検討した。そして、中国において、日本の『新秩序』を建設することに努力を集中した。

一九三八年十二月までには一九三六年の防共協定に含まれた対外政策の目的は、大体において達成されていた。『大東亜共栄圏』の存在は公然と宣言されたそして、この地域

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

における日本の立場は、閣議決定の言葉によれば、日本が『別途の観点政策を採除する』ことを要求したのである。一九三八年八月二十五日に、佐藤大佐は、支那は英ソ両国を背景とし、両国は陰に陽に支那を援助し、わが軍隊行動の貫徹に障害を與えつつあり、と述べた。

一九三八年の春季のこれらの月には、すでに緊張していた日本と西洋諸国との関係は、さらにはつきりと悪化した。陸軍の長期計画の強行は、つまり軍備の拡張とかを目的として政策に変更があったことを示すものではなかった。日本は盧溝橋事件を完成しつつも、依然として列国との友好関係の維持に努力することになっていた。しかし、閣僚会議の目的は、『万難を排除して達成』することになっていた。西洋諸国に対する新しい態度は、佐藤が八月に閣議決定案に対して行った説明によって示されている。『英に対しては或る程度の妥協を認め、他に蔣介石との戦を一切打切らしめるようにされは述べたのである。

中国における西洋諸国の権利の日本による侵害――一九三七年七月――一九三八年九月

一九三七年七月七日に、盧溝橋で中国における軍隊が再び始められてから、日本が中国における西洋諸国の勢力を侵害した件数は次第に増大していた。中国における日本とアメリカとの国民と財産に対する攻撃がしばしば行われた。そして、これらは強奪し行われた外交上の抗議の題目となった。

西洋諸国に対する日本の関係に同様に害を及ぼしたのは、中国において『門戸開放』または通商上の機会均等を維持するという協約上の義務を日本が組織的に侵害したことであった。これらの犯行に対する最も明白な実証は、ドイツ側から出ていた。一九三八年七月二十四日に、中国に於けるドイツの代表は、日本の軍当局者が中国と内蒙古の経済を制圧しようと努めていると本国政府に報告した。日本はこれらの国の経済をもつぱら自国にだけ役立たせ、すべての外国の利益を排除しなければならないという意思であるとかれらは述べた。

英国の抗議に応えて、日本の当局者は、すでに起った事件に関して自由思の意を表明し、戦争の必要上すぐを得なかったと弁解し、協約上の義務は尊重していると称した。しかし、一九三八年六月に、板垣と東郷とが近衛内閣の閣僚として大戸と同様になつたときに、自説を押し通そうとする新しい精神が徐徐に現われた。

一九三八年七月の末に、東京のイギリス大使は、自国のおもだつた苦情の概要を提出した。外務大臣宇垣は、これらの要求を解決することに好意を示したが、それと同時に、大使に対して、もしイギリスが日本に対してさらに友好的になり、蔣介石大元帥を支援することを中止するならば、解決はいつそう容易に達成されるであろうといつた。

日本は中国に対して責任の有無を否認していなかつたから、中国国民政府軍に対して、他の諸国に支援を与えることについて、苦情を申しそうなことを正当化する理由はなかつた。その上に、国際連盟の加盟国であつたイギリスとその他の諸国は、一九三七年十月六日に連盟で可決された決議を支持することを約束していた。そのときに、中国に於ける日本の活動の侵略的性質にかんがみ、すべての連盟国は、中国の抵抗力を弱めるおそれのあるどのような行動をもとることを差控えること、また各国は中国に植民的な投資を與えるために、どんな措置をとるべきかを考慮することが決議されていた。

宇垣の声明の真の意義は、中国の征服を西洋諸国に黙認させるために、日本は圧力を加える決心であつたという含みにある。この政策は、その翌月に明らかにされた。

一九三八年八月に、イギリスとフランスが天津におけるそれぞれの租界内の親中国的な活動を取締ることを日本は要求した。これらの活動は、国際法に基いて苦情を申し立てる根拠を日本に與えたものでもなければ、その取締は連盟の決議の趣旨に合致したものでもなかつた。それにもかかわらず、イギリスとフランスの当局者は、もし日本の要求に応じなかつたならば、かれらの国が違法に占領している地域から撤退せねばならなくなるおそれがあつた。

一九三八年九月に、宇垣が辞職した後、傍若無人の精神は、いつそうはつきりと現われてきた。一九三八年の最後の三ヶ月の間に、有田が外務大臣に就任してから、日本は初めて協約義務を破る意思のあることを公然と認めた。従つて、この期間に行われた外交上の通告の動機を変換を、ヤヤ詳細に検討することが必要である。

中国における西洋諸国の権利の侵害の地域と『大東亜』主義の出現――一九三八年十月――十二月

一九三八年十月三日に、東京の各業組大使グルーとグルーは、アメリカの苦情の覚書を提出した。中国における『門戸開放』の原則の遵守と各業国の利益とに関する覚書は、実行されていなかつたとかれは述べた。通商の規則を定め、これに服従し、これを禁止する究極の権限が日本の手中にある限り、『門戸開放』はあり得ないということを強調した。

その三日後に、グルーは詳細な通告によつて、この抗議の根拠を示した。その通告は英仏両国における日本の関係に同様な地位に置かれていること、独自の支流に対する制限は、外国の貿易業者に対して、日本側の負担の義務を負わせていること、このような措置が中国の他の地域にも適用されるであろうという証拠が十分にあることを指摘した。満州国において、軍事上の必要という口実によつて、各業国の国民は自分の財産に手をつけられないようにされていた。日本の商船は依然として揚子江上流を使用していたが、アメリカの船舶は転行を拒否されていた。雲南の路は、日本の手中にあつた。

最初の問は、これらの苦情は、単に外国者の代弁者から穏やかな回答を得ただけであつた。このような状況は、幾局の緊急な必要に基くものであり、他の諸国は日本の立場を了解しなければならないとかれはいつた。しかし、次第に東亜新秩序の理論が出現してきた。一九三八年十一月三日に、近衛大臣演説は、日本の政策を支配する第三国とは、どんな国とでも、日本は協力するであろうと声明した。

一九三八年十一月十六日に、有田はこれらの苦情に対して一般的な回答を行い、再び幾局の緊急な必要を指摘し、日本は今ヤ東亜新秩序のために努力をしているのであるから、事変前の状況は適用できないと述べた。各業国の代表者は、有田に対して、この回答はアメリカの要求の全面的な拒否となると述べた。それに対して、外務大臣は、『門戸開放』の原則を中国だけに適用することは、善き非協理的であると答えた。グルー大使は、各業国が協約義務と『門戸開放』の原則とを尊守していることを再び強調し、それによつて、有田からさらに明確な回答を引出した。有田は、日本は第三国と協力することを欲するものであるが、現在において、『門戸開放』の原則を無條件に適用するの

も認めることは、日本にとつて困難であると述べた。中国と日本との、いつそう密接な関係を助長するために必要な協定は、このような原則の実行を排除することを必要とすることがあるかもしれない。しかし、他の諸国の侵略的活動の余地は、依然として相当に残るであろう。揚子江問題については、かれ代表の野村の説明に與えることができなかつた。

この意見の交換がすんでから二日して、グルー大使は、廣東の領事が一九三八年十一月初旬に日本の領事館当局と軍当局によつて侮辱されたことを指摘し、これは『門戸開放』の原則に対してさらに新しい違反を構成すると苦情を述べた。今度は、有田は日本の立場をはつきり明らかにした。東洋における国際協力の防止を目的とした協約を原形のまま適用することは、『却て平和と一般の繁栄を数十年以にあらず』とかれは述べた。日本は『門戸開放』政策に原則において同意しているが、イギリス帝国内部における同様に、日本は中国と満州との『特殊的関係』を許されなければならないと述べた。防衛上欠くことのできない必要を満たすために、独占企業が許されるであろうが、一般的には第三国に対して特別の差別は行われないというのであつた。

グルーは、かれの政府は、協約義務の一方的な変更は認めることはできないと述べた。そして、一九三八年十二月三十日に、現状のどのような変更も、列国の間の会議において行われなければならないと主張した回答をきちに有田に提出した。その後、会談は相当の期間中止された。

勇南島を占拠し、仏印に圧迫を加える

決定

一九三八年の最後の三ヶ月間に、日本の政策の上に、西洋諸国との緊張をますます増しつつあるものと予想される出来事がまた現われた。蔣介石の中国軍隊が四ヶ月つづいてから十日の後、一九三七年七月十七日に、フランスは、中国国民政府軍に対して、仏印を通じて武器弾薬を輸送することを禁止した。日本は中国に対して宣戦の布告をしたことは一度もなかつたから、この禁約は少しも中立法規の侵害を構成するものではなかつた。それにもかかわらず、フランス当局に対して、日本は何回も抗議した。そして、この任務の結果として、一九三七年十月に、当時存在した禁約期限が満了したら、軍需品の供給を中止することをフランスは約束した。

有田が外務大臣として就任した後、一九三八年十月二十六日に、日本は依然として武器が仏印を通じて国民党軍に輸送されているという苦情を述べた。フランス当局は、雲南鉄道がこの目的に使用されていることを否定し、日本側から要求された情報をとることを拒絶した。

それにもかかわらず、中国へ軍用物資を輸送するために、雲南鉄道が使用されていると日本と主張し援けた。一九三八年十二月九日に、有田の承認を得て、日本の海軍当局は、中国の領土内で雲南鉄道を爆撃することについて、外務省には何の異議もないということが通告された。この爆撃のもたらす結果は、政治上の影響はけつこう大きいものであろうということ、しかし、それがフランス、イギリスまたはアメリカ合衆国を『刺激』し驚かせることは出かねろうということが前からきめられていた。

右の政策に一致するものとして、それより二週間前の五相会議の決定があつた。陸軍大臣板垣がその一員であつたこの五相会議は、一九三八年十一月二十五日に、海南島は必要な場合には軍事行動によつて攻略するということを決定した。この中国領の島は、北部仏印の沿岸に対し、これを脅迫する位置を占めていた。

日本の国際連盟との関係の断絶とその意義

これと同じ期間中に、日本は国際連盟との関係にまた残つていた関係を完全に断絶した。一九三八年九月二十二日に、外務大臣宇垣は、中国の事態を調査するために設けられた連盟委員会に参加することについて、日本の拒絶を傳達した。この回答を受領してから一週間の後に、各国は日本に対して制裁手段をとること、また中国に援助を與えることを連盟は決議した。

制裁手段をとるという連盟の決議が発表された直後、一九三八年十一月二日に、枢密院会議が開かれた。この会議に出席した者の中には、枢密院議長平沼、総理大臣近衛、文部大臣荒木、厚生大臣木戸及び陸軍大臣板垣がいた。

審査委員会は、連盟を脱退してから、日本は進んで連盟諸機関とその活動に協力したと報告した。しかし、連盟は中国の立場を擁護し、今ヤ日本に対して制裁手段をとることを決議した。非体的な手段はまだ何もとられていないが、この決議が有効である限り、日本と連盟とは完全に対立することになる。従つて日本は連盟との一切の関係を断絶しなければならないが、南洋諸島の統治は、連盟規約と委任統治條項に従つて、これを続けることにする。従来のように、日本は受任国として行政に関する年報を提出することにする。枢密院は審査委員会の報告を採択し、全会一致で連盟との関係を断絶することを決議した。

この決議は、日本が東亜を支配する意図を有していることを初めて認めたのと時を同じくしていた。陸軍の武力による対外進出計画は、その性質そのものからして、国際関係の権利を否定するものであつた。そして、計画の移るにつれて、この事実は必然的にますます明らかとなつてきつつあつた。一九三三年に、連盟国が満州の占領を非難したことが動機となつて、日本は直ちに連盟から脱退した。その後、日本の計画の遂行と両立しない国際的な義約を避けてきた。今やその計画が部分的に達成されたので、日本は南洋諸島の統治に関する義約を破棄しようとした。それにもかかわらず、日本は国際連盟との関係を断絶することは、日本の国際的地位に害を及ぼしたのは、中国において『門戸開放』または通商上の機会均等を維持するという協約上の義務を日本が組織的に侵害したことであつた。これらの犯行に対する最も明白な実証は、ドイツ側から出ていた。一九三八年七月二十四日に、中国に於けるドイツの代表は、日本の軍当局者が中国と内蒙古の経済を制圧しようと努めていると本国政府に報告した。日本はこれらの国の経済をもつぱら自国にだけ役立たせ、すべての外国の利益を排除しなければならないという意思であるとかれらは述べた。

英国の抗議に応えて、日本の当局者は、すでに起った事件に関して自由思の意を表明し、戦争の必要上すぐを得なかったと弁解し、協約上の義務は尊重していると称した。しかし、一九三八年六月に、板垣と東郷とが近衛内閣の閣僚として大戸と同様になつたときに、自説を押し通そうとする新しい精神が徐徐に現われた。

一九三八年七月の末に、東京のイギリス大使は、自国のおもだつた苦情の概要を提出した。外務大臣宇垣は、これらの要求を解決することに好意を示したが、それと同時に、大使に対して、もしイギリスが日本に対してさらに友好的になり、蔣介石大元帥を支援することを中止するなら ば、解決はいつそう容易に達成されるであろうといつた。

日本は中国に対して責任の有無を否認していなかつたから、中国国民政府軍に対して、他の諸国に支援を与えることについて、苦情を申しそうなことを正当化する理由はなかつた。その上に、国際連盟の加盟国であつたイギリスとその他の諸国は、一九三七年十月六日に連盟で可決された決議を支持することを約束していた。そのときに、中国に於ける日本の活動の侵略的性質にかんがみ、すべての連盟国は、中国の抵抗力を弱めるおそれのあるどのような行動をもとることを差控えること、また各国は中国に植民的な投資を與えるために、どんな措置をとるべきかを考慮することが決議されていた。

宇垣の声明の真の意義は、中国の征服を西洋諸国に黙認させるために、日本は圧力を加える決心であつたという含みにある。この政策は、その翌月に明らかにされた。

一九三八年八月に、イギリスとフランスが天津におけるそれぞれの租界内の親中国的な活動を取締ることを日本は要求した。これらの活動は、国際法に基いて苦情を申し立てる根拠を日本に與えたものでもなければ、その取締は連盟の決議の趣旨に合致したものでもなかつた。それにもかかわらず、イギリスとフランスの当局者は、もし日本の要求に応じなかつたならば、かれらの国が違法に占領している地域から撤退せねばならなくなるおそれがあつた。

一九三八年九月に、宇垣が辞職した後、傍若無人の精神は、いつそうはつきりと現われてきた。一九三八年の最後の三ヶ月の間に、有田が外務大臣に就任してから、日本は初めて協約義務を破る意思のあることを公然と認めた。従つて、この期間に行われた外交上の通告の動機を変換を、ヤヤ詳細に検討することが必要である。

中国における西洋諸国の権利の侵害の地域と『大東亜』主義の出現――一九三八年十月――十二月

一九三八年十月三日に、東京の各業組大使グルーとグルーは、アメリカの苦情の覚書を提出した。中国における『門戸開放』の原則の遵守と各業国の利益とに関する覚書は、実行されていなかつたとかれは述べた。通商の規則を定め、これに服従し、これを禁止する究極の権限が日本の手中にある限り、『門戸開放』はあり得ないということを強調した。

その三日後に、グルーは詳細な通告によつて、この抗議の根拠を示した。その通告は英仏両国における日本の関係に同様な地位に置かれていること、独自の支流に対する制限は、外国の貿易業者に対して、日本側の負担の義務を負わせていること、このような措置が中国の他の地域にも適用されるであろうという証拠が十分にあることを指摘した。満州国において、軍事上の必要という口実によつて、各業国の国民は自分の財産に手をつけられないようにされていた。日本の商船は依然として揚子江上流を使用していたが、アメリカの船舶は転行を拒否されていた。雲南の路は、日本の手中にあつた。

最初の問は、これらの苦情は、単に外国者の代弁者から穏やかな回答を得ただけであつた。このような状況は、幾局の緊急な必要に基くものであり、他の諸国は日本の立場を了解しなければならないとかれはいつた。しかし、次第に東亜新秩序の理論が出現してきた。一九三八年十一月三日に、近衛大臣演説は、日本の政策を支配する第三国とは、どんな国とでも、日本は協力するであろうと声明した。

一九三八年十一月十六日に、有田はこれらの苦情に対して一般的な回答を行い、再び幾局の緊急な必要を指摘し、日本は今ヤ東亜新秩序のために努力をしているのであるから、事変前の状況は適用できないと述べた。各業国の代表者は、有田に対して、この回答はアメリカの要求の全面的な拒否となると述べた。それに対して、外務大臣は、『門戸開放』の原則を中国だけに適用することは、善き非協理的であると答えた。グルー大使は、各業国が協約義務と『門戸開放』の原則とを尊守していることを再び強調し、それによつて、有田からさらに明確な回答を引出した。有田は、日本は第三国と協力することを欲するものであるが、現在において、『門戸開放』の原則を無條件に適用するの

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

に幾度か破かせるようになることは測られないことであった。これらの西洋諸国と戦争に陥ることを恐れる限り、これ以上の譲出は達成されないという場合に臨んで、日本はすでにその金資源を動員しつつあった。経済のうちに、著しい消耗力がつくられつつあった。そして、太平洋の戦争に備えて、資源基地を準備されつつあった。

この準備は、日本がアジア大陸に拡張しつつあった新しい帝国に外国が干渉することに対して、単に防衛的な性格のものであった。それにもかかわらず、ソビエト連邦以外の国の相手に対しても、日本は野心をもっていたからである。国策の基準に関する決定は、第二の目標――「外交国防相互に対して強力発揮する」という目標を定めていた。

すでに日本は南方進出の準備を進めていた。一九三八年の五月と十二月の間に、日本政府の当局者は、オランダ領東インドで宣伝工作を行うことを準備していた。日本の「南方進出」に対する準備をするという公然としたる意図をもって、マレー諸の新領を発行することが計画された。

これらの日本の侵略の目的は、文部大臣荒木貞夫男爵の著書に関して寄書をしてから四日の後、すなわち一九三八年十一月七日に、「国防国家体制に関する昭和の十石周年記念日」に際して、荒木は教育界の一般的方針を明らかにした。

荒木は中国における日本の成功を回顧し、これはこの国策の実行の一段階であると称した。しかし、荒木に対して、根本問題は中日事変そのものにあるのでなく、中日事変は「新しい世界平和の同魂に対きないと宣言した。日本は果たすべき新世界に大きな役割を演ずる使命にあると述べ、それゆえに、日本はどのような非常事態にも堪えなければならないというかれの確信を表明した。かれは続けて「新秩序」や資源が何と言そうとも、この偉世界の整理者に対する日本の責任を負う民族として十分なる能力を養成して、日本それ自体の本質を誇めたから、絶え間なく一歩一歩足を大地に踏みしめて、永遠の理想を築きつつ建設に進まれればならぬのであります」と述べた。

日本の当面の目的――東亜新秩序の建設及びソビエト連邦との戦争に対する準備

これらの究極の目的を達するためには、日本が中国にもっていた足場を固めることと、戦争のための国家総動員をなし遂げる努力を強化することを必要とした。一九三八年の十一月と十二月の発表では、これらの当面の任務が強調された。近衛内閣は、その一九三八年十一月三日の声明で、中国国民政府はすでに一地方政権と化したと発表した。声明はさらに続けて言った。国民政府が官共抗日の政策を固執する限り、それが消滅するまで、日本は断じて手を緩めない。というのは、日本が満洲国及び新中国と相提携して、「新秩序」を建設しようと企てているからである。一九三八年十一月二十九日に、外務大臣有田は、日本の中国に対する政策を回顧して、これらの目的と企てとを再び繰返した。

これらの声明によって、内閣はやはりソビエト連邦を日本の好心詐術の当面の脅威であると見ていたことが明らかである。いまでは、西洋諸国との戦争も、究極においては起り得ることであったが、ソビエト連邦は最も脅威的な敵であり、それは日に大きくなりつつあったその国力は、東亜の調和という日本の目的に絶えず挑戦するものであった。

興亜院が設置されてから六日の後、一九三八年十二月二十二日に、総理大臣近衛は、内閣の政策をいっそう明確にする声明を発表した。彼は「抗日国民政府の解体的政力崩壊を図って邁進」するとともに、「東亜新秩序の建設に向って共存を強調して進めた。さらに続けて、重要には「コミンテルンの勢力の存在を許さず且なならないこと、防共協定の精神によって、新しい協定を新中国と結ばなければならないことを誓った。日本は反共産主義の手段として、新中国と満洲国と内蒙古とに駐兵する権利を求めるであろうといった。中国はその天然資源を開発するについても、日本に便宜を与えるものと期待された。

第一次近衛内閣の崩壊――一九三九年一月四日――

近衛の内閣の成立には、決意の不足を示すものは何もなかった。それにもかかわらず、二日後の一九三八年十二月二十四日に、総理大臣は内閣の辞表を提出する話をしていた。一九三七年六月四日以来のかれの在任期間は、政治的機構が錆びて起こったことが特徴であった。これらの機構が動揺とたって、かれは辞職するといって人を威嚇したことが数回あった。この威嚇は、どの場合にも、軍閥に制裁を與えるために投出しただけであった。そして、軍閥はかれを説得して留任させた。その場合には、いつでも、陸軍の計画の進展に対する反対が取られた。近衛が総理大臣のときに、これらの計画は実を結んだのである。日本はすでにアジア大陸に「新秩序」を建設しており、戦争への国家総動員は、盛んに行われていた。

陸軍の強硬と戦争準備との計画に対して、近衛がいずから強力一貫して支持を與えていたので、この一般的計画の実施に対して、かれはほとんど反対を受けなかった。しかし、陸軍の目的を達成するために、とられた諸策の詳細については、内閣の内部からも、外部からも、屢々論議と批評とを受けた。一九三八年八月に、近衛は単一政党制度による政府の内閣に推されることを希望していた。この政府では、軍閥が反抗の余地のない唯一の発言権をもつことになっていた。しかし、その希望は実現しなかった。

内閣の当時の政策の或る部分が賛成されるものであるかどうかを疑う者から、再び不満の声が出たに違いないと思われる。別荘と同じように、近衛は総理大臣の地位に留まることを勧められた。枢密院議長平沼は、かれに対して、内閣の責任にかんがみて、その職に留まらなければならないと忠告した。陸軍大臣木戸と陸軍大臣板垣は、「計画の進展」を討議するために、総理大臣と会見した。新任の興亜院政務部長であった橋本少将は、近衛がその職に留まらなければいけないと信じていた。しかし、このときには、かれらの要請は聞に立たなかった。一九三九年一月四日に、近衛は内閣の辞表を提出した。

それに続いて起こった変化は、国策の基準の決定の目標を達成するために、近衛と協力した閣僚の政治指導者の一部は、例外なく官職に留まった。近衛は枢密院議長になり、かれの時任者平沼が新しい総理大臣になった。

陸軍大臣板垣、外務大臣有田及び文部大臣荒木は、それぞれその職に留まった。木戸は新内閣の内務大臣になり、鈴木は、かれの前任者の内務大臣になり、鈴木は、かれの前任者の内務大臣になり、鈴木は、かれの前任者

た。

一九四一年の日米会談における意見の一致の第二の主要な原因となった三國條約は、一九四〇年九月二十七日になって初めて調印されたのであるが、このような條約の去休の準備は、すでに近衛内閣の一般的な承認を受けていた。

一九四一年の交渉中に、日本は三國條約を絶対的なものとして強調した。しかし、日本の指導者は、ドイツ及びイタリアとの同盟は防禦的なものであると主張した。それにもかかわらず、外務大臣有田は、一九三八年十二月二十九日に行つた外交方針演説で、枢軸三國が一層緊密な関係を結ぶことは、日本がイギリス、合衆國及びフランスに対してとるべき『外交上の大無』の一つであると述べた。このような諸国によつて、これらの諸国に、アジア大陸における日本の『新秩序』の要望を認めさせようというのであつた。

中國に対する日本の政策の意義——

『経済開発』の原則

『経済開発』は近衛内閣の第三の原則であつた。有田は、これを説明して、日本と満州國と『新しい中國』とがそれぞれ一の共同互恵を満足するものであると述べた。日本と満州國に足りない資源、特に埋蔵資源を中国から求めることを第五とし、中國はこの目的のために特別の便宜を供与することにたつていた。日本は中國の産業化の計画、経済財政政策の確立、関税廃止の様に関係の採用を援助することにたつていた。すでに実行されていたこの方針は、一九三七年五月二十九日に出された陸軍の『重要産業拡充計画』の中で、明白に示されていた。これには、日本は『最も必要と認むる資源を第三国に先驅を求め、其の資源と技術を開発するに勢力』と述べてあつた。

有田は、ここで、六カ月前に閣議が用いたのと大体同じ言葉で、『経済提携』の実施にあたつての、第三国に対する日本の政策を明らかにした。軍事上の必要によつて、『門戸開放』の原則の実行にいくらかの制限が加えられたとかれは述べた。指導原理は、今では、華北と蒙古の天然資源を日本が共同的に支配することの、中國の解放と関税の差別撤廃の支配によつて、日本・中國・満州國ブロックの休制を確立する限りは、既要にされ、かつ経済制限をゆずるとかれはつけ加えた。その上に、東亜における日本の優越的地位に障害を及ぼさない『無害な個々の要求』については、日本はこれを解決することになつていた。不必要な紛糾によつてではなく、すでに結ばれた『外交上の大無』によつて、西洋諸国の態度を動かすのが日本の政策であると有田は述べた。さらに、ドイツ・イタリアのように、日本に好意的態度を示す国に対しては、日本はその参加を歓迎するというのであつた。中国にもある種程を保証することは、西洋諸国の態度を動かす第二の手段となるというのであつた。ここに、一九四一年において日本と合衆国との会意を妨げた三大障害のうちの最後のものが、充分に発展した事で、存在したのである。

一九三七年と一九三八年における日本

の経済上と産業上の戦争準備の部論

一九三六年八月十一日の閣議の基準の決定に、第一の主要なものとして、二つの国策を達した目的の達成を必要としていた。すでに満州國を領有していた日本は、その支配をアジア大陸に拡大することにしていた。第二に、みずからの資源を補うために、中國の資源を利用することによつて、日本は軍事力を増大し、戦争産業を繁栄し、物資の供給について外国の資源に依存しないようにして、戦争の用意を整えておくことにしていた。

一九三八年の後半の間に、中國でかち得た軍事的成功によつて、中國における領土獲大という目的は実質的に達成されていた。これはまた経済開発と産業の発展に新しい分野を開き、日本の直接的な軍事負担を軽減し、それによつて、戦争のための国家総動員の準備は、すでに近衛内閣の一般的な承認を受けていた。

一九四一年の交渉中に、日本は三國條約を絶対的なものとして強調した。しかし、日本の指導者は、ドイツ及びイタリアとの同盟は防禦的なものであると主張した。それにもかかわらず、外務大臣有田は、一九三八年十二月二十九日に行つた外交方針演説で、枢軸三國が一層緊密な関係を結ぶことは、日本がイギリス、合衆國及びフランスに対してとるべき『外交上の大無』の一つであると述べた。このような諸国によつて、これらの諸国に、アジア大陸における日本の『新秩序』の要望を認めさせようというのであつた。

一九三七年七月七日に、蘆溝橋で中日戦争が再発すると同時に、陸軍の立てた日本の長期動員計画の採用が延期された。中国にあつた日本軍の直接の需要を満たすために、企画庁の監督のもとに、生産が個々別々に拡充されれた。しかし、陸軍は動員計画の諸目的を満足にはしないという決心を固く守つていた。陸軍の統制下にあつた軍要物資のうちで、わずか五分の一が中国における戦争の遂行に割り当てられた。

一九三七年と一九三八年には、中国における軍事行動の規模と激しさが増大したにもかかわらず、陸軍の長期計画の諸目的は、著々と進められた。一九三八年一月に、企画院はその年限りの暫定計画をつくり出し、それによつて、五カ年計画を復活した。その翌月に、陸軍は国家総動員法を通過させることができた。この総動員法は、戦争に対する物資戦争の遂行に向けて、日本国民のすべての資源と能力を指向する権限を内閣に與えた。

一九三八年五月に、深刻な財政の危機のために、日本自体の動員計画の成功が危くなると、満州國の五カ年計画が変更され、その生産目標が引き上げられた。総動員法によつて與えられた権力が発動されたが、陸軍は、この法律の目的を説明するにあたつて、どのような強性を持つても、動員計画を進めるという決心を再び明らかにした。

それにもかかわらず、一九三八年七月には、この計画の諸目的は、中国において日本の立場を固める必要があつたので、再び延期された。戦争産業の拡充に関するあまり緊急でない課方策は、新しい軍事的攻勢が成功させるのに絶対に必要な軍需品とその他の資材の供給を確保するために、延期された。一九三八年十月、華北と華中の大部分に対する日本の支配力が強化されたときに、近衛内閣は経済的自給自足計画と戦争産業の拡充とを再び慎重に考慮した。中国の征服された地域では、すでに満州國で実施されていたのと同様な経済開発と産業発展の計画が立てられた。一九三八年の十一月と十二月に、蒋介石、有田及び荒木が行つた演説は、国家総動員の完成をなし遂げるために、あらゆる努力を通すという内閣の決意を反映したものであつた。

このようにして、陸軍の戦争産業拡充五カ年計画を復活するための道が開かれた。これらの計画は、決して放棄されていたのではなかつた。中国における戦争によつて、日本の経済に課せられた負担にもかかわらず、陸軍の一九三七年度計画で定められた生産目標は、変更されていた。一九三九年一月、すなわち、平沼内閣が近衛内閣の後を継いだ月に、企画院は、陸軍の一九三七年計画の諸目的を取り上げ、それをその時期に即するようにした新しい計画をつくり出した。

一九三九年一月、平沼内閣の承認した

戦争産業拡充計画

一九三九年一月に、平沼内閣は、企画院が作成した生産力拡充計画を承認した。この内

閣には、有田、板垣、荒木及び木戸も閣僚であつた。こうして、陸軍の一九三七年度の経済産業計画の目的と原則は、はじめて、内閣の明確な承認を得た。

この新しい計画は、日本の国力の未来を確保するために、特に立案されたものであつた。この計画は、日本、満州國及び中國の他の地域に対する総合的な産業拡充計画を樹立することによつて、日本に貢献する領域を無給的に開発することを要求した。一九三七年度計画のように、この計画は、日本が非常時において第三国に依存することをできるだけ減ずる様に、日本の支配下にある地域内で、天然資源の自給自足を達成することを目的としていた。

陸軍の一九三七年度計画におけるように、日本がその特産の鉱産の『画期的発展』に備え得るように、一九四一年度までに、物資の自給自足と軍需の拡充を達成することに、最も重点が置かれていた。

一九三七年五月二十九日に、陸軍がつくり出した計画においては、戦争上のいろ〳〵な要求を満すためになくてはならないと考えられる資源の種類が選ばれ、政府の補助金と統制を受けて、急速に拡充されることになつていた。

一九三九年度計画も、統一された計画のもとに急速に拡充される必要があると認められた産業拡充に限られていたが、この計画は、前の長期計画において定められていた生産目標を引き上げた。

戦時の兵站線にとつてなくてはならない造船業は、建造費の半額を限度とする補助金によつて、十分に巨大な拡充が行われていたが、新しい計画によれば、一九四一年度までに、総トン数において、さらに五割以上の増加を必要とした。航空機の生産にとつて、絶対に必要な耐久飛工業は、まだ充分に発達していなかつたが、特に指定されて、さらに急速に、経費を無視して、拡充されることになつた。日本が主として合衆国からの輸入に依存していた工作機械の生産は、二倍以上に増加されることになつた。

満州國に対する五カ年計画は、同地の石炭資源の開発に、すでに大いに重点を置いていたが、新しい計画は、さらに相当量の増産を必要とした。そのような増産は、限界点以下の生産済に対して、莫大な補助金を支拂わなければ達成されないものであつた。鉄と銅鉱を求めて、日本はすでに限界点以下の生産を行つていた。それにもかかわらず、一九三九年一月の企画院の計画は、国内生産の増加の見計において、銅鉱は五割、鉄鉱は十割以上を目標とした。自動車工業は、すでに非経済的に一年に一万五千七百台を生産していたが、一九四一年度までには、この生産高を年産八万台までふやすことを要求された。

石油と油脂は、日本がほとんど輸入に依存していたが、その生産に特別の注意が拂われた。人造石油工業は十分に設備されていたが、非常に経費がかかつた。それにもかかわらず、新しい計画は、航空機用ガソリンの生産において六十割以上、人造重油において九十割以上を増加することを定めた。

平沼内閣時代における戦争のための経

済産業動員

一九三九年一月に、平沼内閣が承認した『生産力拡充計画』は、一九三八年五月十九日に、陸軍が国家総動員法の目的を説明したときに、その説明の中で要求していた措置を実施したものであつた。そのときに、陸軍は、陸海軍が常に軍需品を充分に保有しているように、政府において国家総動員のいろ〳〵の要求に対処して、長期計画を整えておくべきであると言明していた。

産業上と軍事上の準備は相互に関係したものであつて、軍事上の成功は、主として国家の組織的な効果的な動員に依存するというのであつた。

この理由で、日本における軍需品の生産は、他の産業を犠牲にして拡充されることになり、すべての軍要産業は、政府の指示に従つて統一されることになつた。国家総動員審議会は、動員法を運用し、政府がその計画を立案したり、遂行したりすることを助けることになつた。

一九三九年の生産拡充計画が確定した実施の方法は、陸軍の企画を反映したものであつた。事態は陸軍の生産力拡充が迅速に、また強力に行われるべきことを必要としていると述べられた。そこで、政府は、産業産業の振興と統制のために、すでにとられていた措置を有効に利用すること、迅速に拡充するために選ばれた産業に対して、新しい措置を案出することになつた。必要に應じて、熟練及び未熟練労働者、資金、原料を政府は供給することになつた。これらの目的のために、内閣は、必要なときは、国家総動員法によつて與えられた権能を利用するか、新しい法令を制定することになつた。それゆえに、この新しい計画は、戦争の戦争に備えて、日本国民を動員する上に、すこぶる重要な措置であつた。

一九三九年の最初の八カ月中に、平沼内閣はさきに承認した措置を実施した。一九三九年三月二十五日に、日本が当時遂行していた戦争産業を拡充する計画の秘密を保つために、一つの努力が拂われた。『軍用に供する人的及び物的資源に関する防護』を目的とする法律が可決されたのであり、三日後の一九三九年三月二十八日に、文部大臣荒木は国家総動員審議会総裁となつた。

一九三九年四月に、賠償使法において、今まで以上の補助金の支給と損失の補償を規定する新しい法案が可決された。この工業に対する政府の統制を強化し、建造される船舶を標準化する新しい措置がとられた。電力の生産と供給は、全面的に政府の統制と指示に従うことになつた。鉄鋼業に対する統制が強化された。

3月、その生産品は特に優先権を與えられた造工業に供給された。石炭のすべての大日産量は、政府の許可制のもとに置かれた。石油製品の生産と他の人造工業とに支給されていた補助金は増額された。

一九三九年六月に、政府発行の雑誌『トウキョウ・ポゼット』に、満州國五カ年計画は、銅、鉄鉱、石炭、その他の戦争産業の増産に優秀な成果をもたらしたと報告された。同じ月に、朝鮮のマグネサイトの資源を開発するために、新しい國策会社が創立された。

戦争目的のための生産が拡充されつつあつた間に、陸軍の兵力も増強された。一九三九年三月八日に、兵役法が改正され、陸海軍手傳人員の補充的服役期間が延長された。一九三七年六月二十三日の陸軍の軍備拡充計画が要求した通りに、陸軍は軍に対して、戦争産業に対する今まで以上の支配権を與えられた。一九三九年七月に動員が公布され、陸軍軍大臣に対して、それ〴〵への発令で、戦争のための生産にとつてきわめて重要なものとして、選定された産業を取用するという権限が與えられた。これらとその他の措置によつて、戦争の準備のために、日本の人力と資源を動員しようという陸軍の計画が実施されるに至つた。

平沼内閣の中国に対する政策と海南島

経済上と産業上の戦争準備計画は、何よりも第一に、中国に対する日本の支配権の強化を必要とした。一九三八年の十一月と十二月中に、外務大臣有田とその他の第一次近衛内閣の閣僚によつて行われた演説で、最大の重点は、中国の『大東亜圏』の発展を促進しようとする日本の決意に置かれていた。一九三九年一月に、平沼内閣によつて承認されたところの、戦争産業拡充計画を成功させるためには、日本、満州國及び中国の他の地域の完全な結合が必要であつた。

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

この計画の進行は、第一次近衛内閣がまだ在任していた間に、日本の西洋諸国との関係を悪化させた。九国條約の規定は軽視され、仏印に圧迫を加える新政策が講ぜられた。

一九三九年一月五日に、平沼内閣が誕生したが、これらの政策は持続された。一九三九年一月二十一日に、新蘭印大臣は議会で内閣の方針を説明した。内閣はあくまでも中国における所期の目的達成に邁進する決意である、と平沼はいった。日本、満洲国及び中国の他の地域は強かに結合し、『新秩序』が旧秩序にかわるようにしなければならないといった。あくまで注目を浴びる中国人は増減するというものであった。新しい内閣は、この目的を達成するために、必要ないろ〳〵な措置を講じたと平沼はいった。

日本と西洋諸国の間の溝を深めた責任は、このようにして、新しい内閣のもとで、そのまま続けられた。一九三九年の最初の六カ月間の中国における戦争の遂行に伴つて、会来神国民の身体と財産に対して、さらに多くの損害の発例が起つた。

蒋介石の中国の地域内で、九国條約の調印国としての義務に違反して、日本は西洋諸国の利益に対する差別を実施し続けた。

一九三九年二月十日に、日本の海軍部隊は中国の海南島を奪取し、これを占領した。この不意の行動は、一九三八年十一月二十五日の五国会議で承認されていたものである。この行動の結果として、フランス、イギリス及び合衆国は、直ちに抗議をした。この行動は、日本側に対する挑戦となつた。仏印は、若介石大元帥の軍隊に援助を與えていると日本側が非難し続けていた国である。それにもかかわらず、日本軍はこの島の占領を完了し、その六週間後に、日本はさらに南沙諸島の一部である新南群島の併合を宣言した。この新島は、海南島の南方七百マイルのところにあつて、中国における日本の行動範囲から、はるかに離れていた。しかし、仏印のサイゴンからは、四百マイル以内のところにあつた。

第一次近衛内閣の在任中における無謀

性的枢軸同盟の要求の増大

大島が初めて陸軍武官としてベルリンに派遣された一九三四年以来、陸軍はドイツとの提携がどうしても必要であると考えていた。当時の軍部の政策は、第次の五ヵ年計画によつて、急速に増大しつつあるソビエット連邦の軍事力が、あまり大きくならないうちに、ソビエット連邦を早期に攻撃することが必要であるというのであつた。この攻撃のためには、ソビエット連邦に対するドイツとの同盟が最も望ましいのは明らかであつた。

九三八年五月と六月に行われた第一次近衛内閣の改造の後に、陸軍は内閣の政策を支配した。今や内閣の政策は、中国の征服を完了すること、ソビエット連邦があまりに強力にならないうちに、これに対する攻撃を始めることを目標としていた。これらが国策の基準の決定の最も主要な目的であつた。一九三八年八月に、日本がハサン湖で敗れた後、陸軍大臣板垣とその他の陸軍の指導者は、ソビエット連邦に対する予定の戦争を長期にしなければならないと決定した。そこで、しばらくの間、陸軍の努力は中国の征服に集中された。他方で、この征服の成否に、経済上と産業上の戦争準備の計画の成成がかかつていた。

一九三八年の終りの数カ月の間に、中国の抵抗を打破り、中国を開発して経済的に利益の多がるものにしていくという仕事は、初当の成功をおさめた。その代償として、日本と西洋諸国との関係が著しく悪化したが、これは避けられないことであつた。

中国にある西洋諸国の権益を侵害するという内閣と陸軍の固い決意は、もう隠すことも、いい訪ることもできなくなつた。日本の国際連盟との関係のうちで、残つていたものも打ち切られた。大事業期の最後の段階が開始された。

日本は西洋諸国の反感を刺戦していたので、軍閥の一部は、今までにしなかつたほど強硬に、ドイツ及びイタリアとの一般的軍事同盟を主張するようになつた。

一九三八年七月に、当時のベルリン駐在陸軍武官大島は、ドイツと日本の新しい同盟を提案した。外務大臣ノイラート、リッベントロップは、直ちに、ドイツは一般的軍事同盟を望んでおり、ソビエット連邦を唯一または主要な目標とする同盟は望んでいないことを明らかにした。リッベントロップは、かれのこの言明に、対外政策に関するかれの見解を述べた電報を添えた。それは、イギリス及びフランスとドイツとの間に、戦争が起り得ると、ドイツが考えていることを明らかにしたものであつた。大島は、提案された同盟の範囲の見解を受け容れ、提案された同盟の規定の大要をベルリンから書いて、これを直ちに参謀本部に送つた。一九三八年八月の末に、提案された條項には、陸軍も海軍も大体同意しているという通告を大島は受けた。しかし、陸海軍は、提案された條約に基づく日本の義務を制限するような変更を加えたいと希望した。この條約は、防共協定の延長と見做され、主としてソビエット連邦を目標とするものにしようというのであつた。西洋諸国が主要な敵であるという印象を與えることを避けるように注意すること、即時または無條件の軍事的援助を與える義務を日本は負うものでないということを大島は警告された。これは日本が自動的にヨーロッパ戦争に巻きこまれるようになるのを防ぐものであつた。

しかし、大島は、この調令を自分の解釈で、日本には一般的軍事同盟を結ぶ用意があるとドイツ側に宣明した。提案された條約は防共協定の延長と見做されるべきであり、主としてソビエット連邦を目標とすべきであるという提案をかれは受取つていたが、この調令を無視し、ドイツ側に対して、日本の軍部の指導者は、ドイツの行つた提案に完全に同意していると了解させるようにした。提案された軍事同盟の草案は、イタリアの外務大臣チアノ、フォン・リッベントロップ及び大島の同意によつて定められたもので、すべての第三国を一緒に目標とするものであつた。ベルリン駐在大使に任命されてから間もない大島は、一九三八年十月の末に、この草案を日本の外務省に送つた。外務省はしばらく前から有田が指揮していた。内閣はほつきりした言質を與えることなく、提案に対して、一般的な賛意を表明したが、この新しい條約がおもにソビエット連邦を目標とすることを日本は希望すると述べた。

近衛内閣は、このような條約の締結をもたらすために、これ以上に積極的な措置をとらなかつた。

一九三八年の九月と十月に、白鳥と大島は、それぞれローマとベルリン駐在大使に任命された。この二人は、ドイツ及びイタリアとの一般的軍事同盟に賛成していた。

外務大臣有田は、ドイツ及びイタリアとの軍事的関係の強化を望んだが、同時に表面上は西洋諸国と友好関係を維持することを希望した。外務省は大島に対して、提案された條約は中日戦争の解決を容易にし、ソビエット連邦に対する日本の立場を強化し、それによつて、軍隊を他の場所で用いることができるようにし、また日本の立場を国際的に強化するであろうと通知した。しかし、ドイツ側の草案を受諾するという意味を有田は述べたのではなかつた。かれは大島に、日本は対案を提出すると通知した。

一九三八年十一月二十五日に、有田は秘密裏で、中国における日本の行動に、ソビエット連邦に干渉させないようにするために、あらゆる措置を講ずることが日本の政策であると断言した。何よりもこの理由のために、日本は

ドイツ及びイタリアとの関係を強化すること を望んだ。

一九三八年十一月二十九日に、近衛内閣の改造に有田によつて明らかに述べられた、日本は中国の本土と満洲における地位を強固にしようとした。日本が支配していた地域内で、ソビエット連邦との戦争に向つて、軍事的な準備態勢をつくり出すために、あらゆる必要な措置を日本はとることになつていた。しかし、みずから求めて早急にソビエット連邦と戦争を始めるという考えはなかつた。このようにして、有田は国策の基準の決定に述べられた意見――すなわち、ソビエット連邦に対する日本の計画の最も主要な点であり、結局には戦争になるのはとても避けることができないであろうということ――を再熟した。

しかし、有田はまた西洋諸国に対して、さらに強硬な立場をとらないわけにはいかなくなつていた。イギリス、合衆国、フランスが中国に対する日本の政策を妨害したら、中国における紛争を解決するにあたつて、日本は無際的な無関の使用を諦めないとかれは述べた。旅約上の義務に、中国における日本の政策と抵触しない限りにおいてだけ、遵守するというのであつた。西洋諸国に対しては、中国における日本の政策を緩和し、自発的に支持するようにさせるか、少くともその政策が実施されているようにさせるというのであつた。

この理由からも、またソビエット連邦に対する戦争の準備としても、枢軸諸国との関係を強化しようというのであつた。このことは、一方では、ソビエット連邦が二正面の戦争を予期しなければならなくなることを意味した。他方では、中国において西洋諸国から妨害を受ける危険を減じ大きな外交的勝利となるのであつた。しかし、有田は、ドイツの望むままに日本をイギリス及びフランスとの戦争に巻きこもうとする同盟を欲しなかつた。そのような戦争は日本を食糧油との太平洋戦争にも巻きこむかもしれなかつた。平沼内閣在任の全期間を通じて、海軍は有田を強く支持した。というのは、海軍は太平洋戦争に対する準備ができていなかつたからである。

そこで、内閣の善悪通りに、有田は枢軸との関係をいつそう緊密にする政策を立てたが、それは防共協定の強化策として、であつて、かれの限られた目的には不必要であつたところの、一般的軍事同盟としてではなかつた。一九三八年十二月から一九三九年三月まで、かれはこの協定の内容を強化し、他の国を協定の規定に参加させようと努力した。

枢軸国強化の追加的理由となつた西洋諸国との関係のいつそうの悪化

一九三九年の初めの四ヵ月の間、日本と西洋諸国との間の隔たりは広くなりつつあつた。外務大臣有田自身が武漢鉄道の爆撃を是認した。海南群島と新南群島は日本軍によつて占領されていた。オランダ領東インドとニューギニアの支配のための準備が行われつつあつた。これらの地域で産する石油と他の原料に対する必要が増大しつつあつた。中国における西洋諸国の経済上の優利に対する妨害も増大しつつあつた。さらに悪いことには、中国における陸軍の行動が西洋諸国との間に存在する緊張した関係を故意に悪化させつつあつたことである。これらのすべての理由のために、平沼内閣の関係は、今ではドイツ及びイタリアとたんらかの軍事同盟を締結したいとあせるようになり、一九三九年四月になると、有田は平に防共協定を強化するに止めるというかれの限られた計画を放棄した。しかし、内閣はまだ同盟が西洋諸国との戦争を促進するものではなく、それを予防するものであることを希望していた。

（平綱三時間延）

○検事（清瀬一郎）

平沼内閣を分裂させた論争点は、その当時の希望するようになつていた同盟の締結を確保するために、どの程度の約束を日本がしなければならないかということであつた。

一九三八年十一月と十二月中に、ソビエット連邦も西洋諸国も同じように目標とする一般的軍事同盟を締結するために、大島は努力を続けた。白鳥も同じように、このような同盟の締結のために働いた。日本では、有田の防共協定を強化する政策がとられていた。

一九三八年十二月に、有田は大島に対して、外務省は提案された同盟が主としてソビエット連邦を目標とすることをまだ希望していると知らせた。ドイツが西洋諸国との戦争に巻きこまれた場合に、日本が必ず参加しなければならないような約束をしておかないようにするという、はつきりした目的のために、外務省の代表者伊藤を首班とする使節団がイタリアとドイツに派遣された。この政策は、大島がすでにドイツに與えた言質と相反するので、大島も白鳥も反対した。伊藤使節団がローマを訪れた後、一九三九年二月七日に、白鳥はイタリア側に対して、日本は新しい提案――おそらく有田の政策の線に沿うもの――を提出するが、イタリアはそれを拒否すべきであると警告した。

一九三九年一月五日に、平沼内閣が就任すると間もなく、陸軍大臣として留任した板垣が、ドイツの希望する一般的軍事同盟を締結せよという白鳥と大島の要求を支持していることが明らかになつた。

一九三九年二月七日に、外務大臣有田は天皇に対して、参謀本部が大島にドイツの折衝で戦略を誤まらないように警告したということを報告した。しかし、その翌日に、條約を施行した。十。

○裁判長

（朗読）

加西平一曾の発展

平沼内閣を分裂させた論争点は、その当時の希望するようになつていた同盟の締結を確保するために、どの程度の約束を日本がしなければならないかということであつた。

一九三八年十一月と十二月中に、ソビエット連邦も西洋諸国も同じように目標とする一般的軍事同盟を締結するために、大島は努力を続けた。白鳥も同じように、このような同盟の締結のために働いた。日本では、有田の防共協定を強化する政策がとられていた。

一九三八年十二月に、有田は大島に対して、外務省は提案された同盟が主としてソビエット連邦を目標とすることをまだ希望していると知らせた。ドイツが西洋諸国との戦争に巻きこまれた場合に、日本が必ず参加しなければならないような約束をしておかないようにするという、はつきりした目的のために、外務省の代表者伊藤を首班とする使節団がイタリアとドイツに派遣された。この政策は、大島がすでにドイツに與えた言質と相反するので、大島も白鳥も反対した。伊藤使節団がローマを訪れた後、一九三九年二月七日に、白鳥はイタリア側に対して、日本は新しい提案――おそらく有田の政策の線に沿うもの――を提出するが、イタリアはそれを拒否すべきであると警告した。

一九三九年一月五日に、平沼内閣が就任すると間もなく、陸軍大臣として留任した板垣が、ドイツの希望する一般的軍事同盟を締結せよという白鳥と大島の要求を支持していることが明らかになつた。

一九三九年二月七日に、外務大臣有田は天皇に対して、参謀本部が大島にドイツの折衝で戦略を誤まらないように警告したということを報告した。しかし、その翌日に、條約

はリビエット連邦だけを目標としてはどうかというような意見に対して、陸軍は強うのを認めはないことを示した。これは、一九三八年五月に大島に與えられた訓令の中で示されていた。陸軍の態度とは、反対のものであつた。そのときには、陸軍も海軍も、提案された條約を防共協定の延長と見做すこと、これがソビエット連邦を目標とすることを希望していると述べられていた。今度は陸軍は一般的軍事同盟に賛成すると明言した。

白鳥も大島もともに、一九三九年一月中にベルリンに到着した伊藤使節団の提案を、正式に伝達することを拒んだ。しかし、両大使は、チアノとリッベントロップ両外務大臣に対して、内密に使節団の訓令を伝え、ドイツの提案が日本によつて受諾されない限り、辞職すると威嚇した。

外務大臣有田は、白鳥と大島の活動のもたらす結果について、今ではなはだしく悲観しており、陸軍と海軍は、提案された同盟に関して、大島大臣に直接電報を送つた。外務省には通告さえしなかつたと憤慨して苦情をいつた。もし自分が陸軍に対してならなければ、なならなくなつた強硬な立場が成功しないならば、日本の外交政策は完全な失敗に終るであろう、と有田はいつた。

板垣大臣平沼と陸軍大臣板垣が出席した一九三九年二月二十二日の秘密閣議会議で、外務大臣有田は、枢軸諸国との間の両交の強化は、主としてソビエット連邦を目標としなければならないという政策を堅持する旨を明らかにした。参加国の数を少くすることによつて、防共協定が実的に強化されるだけでなく、枢軸側三国間の協定で條約の内容を変更することによつて、これが質的にも強化されると有田はいつた。

有田の言明は、ドイツ側が一九三八年八月に提案した一般的軍事同盟を締結するために、なぜ第一次近衛内閣も平沼内閣もこのと

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

きまで強硬な手段を講じたなかったかを示している。ドイツは、ソビエット連邦と西洋諸国との両方を目標とする一般的軍事同盟を希望していた。この南進の日本の公式の政策は、ソビエット連邦を唯一の目標とするものであって、このためには、新しい同盟を必要としなかった。有田の目的のためには、防共協定の規定を強化することが必要であった。

ここにおいて、平沼内閣の内部に紛争が起った。外務大臣有田は第一次近衛内閣の政策を継承し、ソビエット連邦を目標とする枢軸との提携を敢行すると同時に、ドイツと西洋諸国との間の戦争に参加しなければならないように、日本を拘束しようとする企てに反対した。他方で、陸軍大臣板垣は、日本はドイツの提案した一般的軍事同盟を締結しなければならないという見解を先に立つて主張した。軍の中には、他のすべてをさしおいて、ドイツとの一般的軍事同盟の締結を第一とする一派があることと、大島と白鳥は、この一派のために、陸軍大臣板垣の了解と支持を得て行動していることが今や明らかになった。

一九三九年三月十日に、有田は、外務大臣に対しとよりも、陸軍に対して態度を示していたところの、大島と白鳥の両大使の相出した報告を受理する意思を表明した。有田は陸軍大臣平沼がこの点でかれを支持すると信じたが、このような決定は何もなされなかった。

一九三九年三月十七日に、有田と参内は、提唱されたドイツとイタリアとの一般的軍事同盟の問題については完全に意見が相反していたにもかかわらず、閣議で日本の政策に関する共同声明を行った。陸軍両大臣は、アジアの新時代のための日本の政策が、疑いもなく、第三国との戦争を引き起すであろうという点で、意見が一致していた。かれらはソビエット連邦及びフランスの中立戦争に対する態度を不快としたのであって、これらの国が中国から追い出されない限り、紛争の解決は不可能であると述べた。

有田でさえも、西洋諸国と日本との関係の悪化に圧せられて、防共協定を長期する協定の外には、どのようなものも締結すべきではないというかれの提案を放棄したが、それはもうどこの一九三九年四月のころであった。

一九三九年四月中に、日本は軍閥が唱えた見解に対する譲歩を含む新しい対案をドイツとイタリアに出した。ドイツ側の草案が部分的に取入れられたが、不当に西洋諸国に敵意を起させないように、それには制限つきの解釈を与えられなければならないとされていた。

大島と白鳥は、再びこの提案を正式に伝達することを拒んだが、今後もまた、ドイツとイタリア側に対して、もし両国がイギリス及びフランスと戦争を行うことになれば、日本は西洋諸国に対する戦争に参加すると知らせた。ドイツとイタリアは、新参の日本側の制限つき提案を拒否した。

ドイツと公協的協定に達しようとする内閣の企てに対する軍部の反抗、一九三九年四月

この期間中に、平沼内閣の閣僚は、その政策を定めようとして、多くの会議を続けて行つた。西洋諸国に対する戦争において、日本がドイツとイタリアの側に参加するという大島と白鳥の言明は、外務大臣有田の反対をさらに強め、両大使にこの約束を撤回させなければならないと有田は天皇に報告した。天皇は有田に同意して、陸軍大臣板垣を叱責した。その板垣は、かれの態度に関して、天皇に報告されたことを憤慨した。

陸軍大臣板垣の指導する軍部筋の意見と、天皇の側近者の支持を得ていた外務大臣有田の意見との間に立つて、平沼は板挟みに陥つた。平沼自身は陸軍の意見に傾いていて、それを支持したいと思つた。内務大臣木戸は、平沼に向つて、天皇の意見が陸軍の意見ともつと緊密に合致することが望ましいと勧告した。内閣全体は、日本のドイツとの関係を強化することを希望し、無分別にならない程度で、譲歩をしようという傾向になつていた。陸軍は、日本がヨーロッパの戦争に巻きこまれることを希望していないと主張した。しかし、この議論には、たんの誠意もなかつたことは明らかである。というのは、陸軍は防共協定に附属していた秘密協定を廃棄したいと思つていたからである。軍事援助を與えるという日本の義務を、ソビエット連邦に対する戦争の場合だけに制限していたのは、この協定であった。

大蔵大臣石渡が陸軍大臣板垣を支持し、海軍大臣米内が外務大臣有田を支持して、五相会議の行きづまりが続いた。このような状況において、一九三九年四月二十二日に、内閣自身の最後の提案でもつた立場を閣議として、ドイツ側との海軍同盟として用いられることになり、もし交渉が不満足に終つたならば、内閣は辞職するということにきまつた。

この間、ドイツとイタリアは、ヨーロッパで戦争を行うことに、意見の一致を見ていた。一九三九年四月十六日には、ダーリングとムッソリーニがローマで会見していた。かれらは、そのときに、両国はイギリスとフランスに対して戦争を開始する好機を待つことにきめていた。その間は、両国とも最大限度に軍備を整え、戦争のための動員体制を維持することにたつていた。同三月に、フォン・リッベントロップは大島と白鳥に対して、もしドイツと日本との間の防共協定の話合いがあまり長引くならば、ドイツはソビエット連邦となんらかの形で接近を計らなければならなくなるかもしれないと警告した。結局において、平沼内閣は、枢軸諸国との一般的軍事同盟の締結について、意見をまとめることができなかつた。そして、一九三九年八月に、ドイツはソビエット連邦と不可侵條約を締結した。

白鳥と大島が一九三九年四月の日本側の対案を提出することを拒否したことが明らかとなつた後に、内務大臣木戸の態度が変つた。朝には平沼に対して、ドイツとの同盟を結ぶためには、あらゆる努力をしなければならないと勧告したのであつたが、両大使が依然として一般的軍事同盟を支持していることから、一九三九年四月二十四日に至つて、木戸は両大使を召還するほかはないと考えた。その翌日に、大島と白鳥自身から、かれらの召還を要求した電文が届いた。

事態は今や危機に瀕した。もし内閣が日本とドイツ及びイタリアとの関係を強化することに成功しなければ、その目的を達し得なかつたことになるであろう。他方で、もし内閣がドイツの要求を受け容れたならば、ドイツと西洋諸国との間に起るかもしれないこのような戦争に、日本は巻加しなければならない立場になるものであつて、国際の中に、当時それを望まない者があつた。

このような状況のもとで、受諾のできるような協定をドイツ及びイタリアと結ぶために、内閣は最大の努力をすることにきめた。大島と白鳥が調合に伴わないことにかんがみて、一九三九年四月二十六日に、平沼が東京のドイツ及びイタリアの側に参加するという大島と白鳥の言明は、外務大臣有田の反対をさらに強め、両大使にこの約束を撤回させなければならないと有田は天皇に報告した。天皇は有田に同意して、陸軍大臣板垣を叱責した。その板垣は、かれの態度に関して、天皇に報告されたことを憤慨した。

陸軍大臣板垣の指導する軍部筋の意見と、天皇の側近者の支持を得ていた外務大臣有田の意見との間に立つて、平沼は板挟みに陥つた。平沼自身は陸軍の意見に傾いていて、それを支持したいと思つた。内務大臣木戸は、平沼に向つて、天皇の意見が陸軍の意見ともつと緊密に合致することが望ましいと勧告した。内閣全体は、日本のドイツとの関係を強化することを希望し、無分別にならない程度で、譲歩をしようという傾向になつていた。陸軍は、日本がヨーロッパの戦争に巻きこまれることを希望していないと主張した。しかし、この議論には、たんの誠意もなかつたことは明らかである。というのは、陸軍は防共協定に附属していた秘密協定を廃棄したいと思つていたからである。軍事援助を與えるという日本の義務を、ソビエット連邦に対する戦争の場合だけに制限していたのは、この協定であった。

大蔵大臣石渡が陸軍大臣板垣を支持し、海軍大臣米内が外務大臣有田を支持して、五相会議の行きづまりが続いた。このような状況において、一九三九年四月二十二日に、内閣自身の最後の提案でもつた立場を閣議として、ドイツ側との海軍同盟として用いられることに決定された。大島は依然としてドイツ側との海軍同盟として用いられることになり、もし交渉が不満足に終つたならば、内閣は辞職するということにきまつた。

この間、ドイツとイタリアは、ヨーロッパで戦争を行うことに、意見の一致を見ていた。一九三九年四月十六日には、ダーリングとムッソリーニがローマで会見していた。かれらは、そのときに、両国はイギリスとフランスに対して戦争を開始する好機を待つことにきめていた。その間は、両国とも最大限度に軍備を整え、戦争のための動員体制を維持することにたつていた。同三月に、フォン・リッベントロップは大島と白鳥に対して、もしドイツと日本との間の防共協定の話合いがあまり長引くならば、ドイツはソビエット連邦となんらかの形で接近を計らなければならなくなるかもしれないと警告した。結局において、平沼内閣は、枢軸諸国との一般的軍事同盟の締結について、意見をまとめることができなかつた。そして、一九三九年八月に、ドイツはソビエット連邦と不可侵條約を締結した。

白鳥と大島が一九三九年四月の日本側の対案を提出することを拒否したことが明らかとなつた後に、内務大臣木戸の態度が変つた。朝には平沼に対して、ドイツとの同盟を結ぶためには、あらゆる努力をしなければならないと勧告したのであつたが、両大使が依然として一般的軍事同盟を支持していることから、一九三九年四月二十四日に至つて、木戸は両大使を召還するほかはないと考えた。その翌日に、大島と白鳥自身から、かれらの召還を要求した電文が届いた。

事態は今や危機に瀕した。もし内閣が日本とドイツ及びイタリアとの関係を強化することに成功しなければ、その目的を達し得なかつたことになるであろう。他方で、もし内閣がドイツの要求を受け容れたならば、ドイツと西洋諸国との間に起るかもしれないこのような戦争に、日本は巻加しなければならない立場になるものであつて、国際の中に、当時それを望まない者があつた。

このような状況のもとで、受諾のできるような協定をドイツ及びイタリアと結ぶために、内閣は最大の努力をすることにきめた。大島と白鳥が調合に伴わないことにかんがみて、一九三九年四月二十六日に、平沼が東京のドイツ及びイタリアの側に参加するという大島と白鳥の言明は、外務大臣有田の反対をさらに強め、両大使にこの約束を撤回させなければならないと有田は天皇に報告した。天皇は有田に同意して、陸軍大臣板垣を叱責した。その板垣は、かれの態度に関して、天皇に報告されたことを憤慨した。

陸軍大臣板垣の指導する軍部筋の意見と、天皇の側近者の支持を得ていた外務大臣有田の意見との間に立つて、平沼は板挟みに陥つた。平沼自身は陸軍の意見に傾いていて、それを支持したいと思つた。内務大臣木戸は、

この声明で、平沼はドイツにおけるヒットラーの要求に対して無限の意を表明し、自分も同様に日本の公約を新秩序を維持する仕事につくとあつていると知らせた。ドイツと日本が当惑している使命の責任を可能にした防共協定の効果について、平沼は満足の意を表明した。自分は今防共協定を強化し、ドイツ、イタリア及び日本の繁栄をいつそう緊密にする協定の締結を考えているといつた。かれは続けて、「われ〳〵の関係の強化に関する限り、日本はドイツ及びイタリアの一方ポツ池の攻撃を受けた場合に於ても武器に訴えて、両国に対して政治的、経済的援助及び日本の国力を以て可能なる限り軍事的支援をも與へんとする義務日本動の決意を有することを確言することができる。」といつた。

これから、平沼は詳細的協定をつけ加えた。これは有田の政策を説明したものである。「日本は右の如き協定の規定に従ひドイツ及びイタリアに対する軍事的援助を考慮する用意があるが、日本は自国の今日の事態に鑑み、現在に於ても尚ほ近き将来に於ても、両国に対して実際上何等有効な軍事的援助を與えることはできない。併し情勢の変化により之が可能になつたならば、日本は欣然之を與えることは申し分なきものであるといつた。

平沼は、この個所が受諾し得るものであるということをつきき確認することを求め、慎重された同盟の目的を説明するにあたつて用心することを求めた。

平沼声明は、ドイツと日本国内の軍部筋に対して、いくらか譲歩をしたが、ドイツが西洋諸国と戦争をすることになつても、日本は直ちにドイツに軍事的援助を與える義務を負うものではないという規定は、重要なものであつた。この声明は、ドイツとイタリア側はかりでなく、大島と白鳥の両大使からも無視された。

平沼声明は、有田の方針と陸軍大臣板垣及び軍部筋の方針との間の、本質的な相違を除くに役立らなかつた。内閣の中の両派とも、中国の支配及び東南アジア諸国への進出という問題によつて、西洋諸国の反対が強くなるであろうということは認めていた。有田は相変らずソビエット連邦を日本の敵意「新秩序」のおもな敵と見做していたので、第一次的にソビエット連邦を目標とした同盟を希望した。枢軸諸国の間のこのような同盟は、西洋諸国が主に進べた同盟の進行を妨げることを思ひ止ませることになるであろうとかれは考えたのである。

しかし、軍部筋は、ソビエット連邦との即時開戦という予想に、もうとりつかれていなかつたので、陸軍の対外進出のすべての目的が成功するかどうかは、戦争のための日本の動員はかりでなく、枢軸諸国の間の完全な目的の一致にもかかつていると信ずるようになつた。西洋諸国は、日本が南方進出の目標に達するのを妨げていた。これらの諸国は、陸軍が遂行していた中国における侵略戦争に対して、容赦なく反対していた。これらの諸国は、戦争のための動員の成否を左右する重要な原料を支配していた。軍部筋の見解では、日本とドイツとイタリアの一般的同盟がつくり出す威嚇によつて、これらの諸国を牽制し、日本の対外進出の侵略に反対させないようにしなければならなかつた。

フォン・リッベントロップは、西洋諸国が来るべき年にドイツとイタリアに敗れたならば、日本が獲得するであろう利益をすでに指摘していた。それゆえに、完全な繁栄件の軍事同盟を要求することは、陸軍の方針の基本的な特徴となつていた。ドイツの政策が変り、また西洋諸国に対する攻撃がもう決定されていたので、軍部筋は、このような同盟が第一次的にはソビエット連邦でなく、西洋諸国を目標とするものであるということに満足していた。

無條件枢軸同盟を締結する軍部の要求

譲歩に対する平沼の支持

一九三九年の五月中、すなわち平沼声明がなされた直後に、軍部筋は一般的な軍事同盟の締結を達成するための努力を再開した。東京駐在のドイツ大使オットは、平沼が声明を出したのは、満足な妥協に到達するために、できるだけのことをする用意が日本にあるかどうかについて、ローマとベルリンで疑惑が生じているかもしれないので、それを打ち消す試みとしてであつたと報告した。この声明に対する陸軍の態度をオットは確めてみようと約束した。

二日後の一九三九年五月六日に、陸軍大臣板垣の方針に直接に従つて行動していたところの、参謀本部部員の見解をオットは報告することができた。陸軍の考えでは、平沼の声明は、当時の状況のもとで浮み得る最善の妥協を現わしたものであつた。それにもかかわらず、陸軍の意向としては、西洋諸国に対抗するために、日本の軍事的援助を実施することについて、この声明は「情勢の変化」という不明瞭なことを條件としているが、この言葉でかいをはつきりさせ、また強くしたいということであつた。

陸軍次官はオットに対して、日本は比較的に孤立しているから、直接の協力を與えるについて、不利な立場に立つであろうが、この條約は、日本を確定的に枢軸諸国に結びつけるであろうと告げた。しかし、陸軍は平沼声明に現われた方針に対する反対を続け、政府全体を通じて、同盟の味方と敵との間に、深い溝ができていた。

フォン・リッベントロップは、日本側の遅延によつて、ドイツとイタリアとの間に、別の協定が必要になつたけれども、三国同盟の反対は、少しも悲観を受けるものではないといつた。かれはまた大島に対して、ドイツとイタリアとは、直接にフランスとイギリスに対抗しているから、行動をとらないわけには

行かなくなったとして、新しい同盟が直接に利用されるのは、西洋諸国に対してであることを明らかにした。

一九三九年五月六日に、すなわち、平沼戸明がドイツに伝えられた翌日に、大島は再び陸軍大臣有田の調令を無視した。その時に、二国同盟について協議するために、イタリアに赴く途中であったヴォン・リッベントロップは、ドイツとたたかいイタリアが第二次大戦を行つた場合に、たとい日本から軍事的援助の乗る見込みがなかったとしても、日本も参戦軍隊にもるものと見做してよいかどうかと質問した。平沼戸明の宇句に惑わずに、大島と共謀的な回答をしたことを有田に報告した。このような秘密が漏洩なしで行われたことについて、有田は非常に憤慨した。しかし有力な勢力をうるよりも、むしろ陸軍を支持する方に傾いていることを知っていただけに、かれはいつもの通りに黙した。

みの翌日の一九三九年五月七日に、大島の報告を審議するために、今ではほとんど絶えず開かれた会合していた五相会議が開かれた。手始めに、ヴォン・リッベントロップに対する大島の回答を支持した。

一方において、一九三九年五月六日に、ドイツ外務省の一官吏が新しい非公式な提案を提出した。それは日本が以前に拒否した要求を含んだもので、平沼戸明にはまったく触れていなかった。外務大臣有田は、調査の結果、この提案の要求は、日本陸軍がかねてドイツ外務省に提出しておいたものであることを発見した。この陸軍の非回答調査の結果に対して、有田は責任をとることを拒否したが、総理大臣平沼はもちろん軍部筋を支持した。

一九三九年五月九日に、すなわち、ドイツまたはイタリアがどのような動揺を言つても、それに日本が参加するという大島の保証を平沼が支持した会合の二日後に、非公式なドイツ外務省の提案を審議するために、五相会議が会合した。この提案は、日本の軍部筋の勧めによって出されたことがわかっていた。

この提案は公式になされたものではなく、また平沼戸明に対するなんらの回答も受けていないといつて、陸軍大臣米内は強しく抗議を唱えた。平沼はこの馬鹿をしりぞけ、ドイツとイタリアの加わるどのような戦争にも、積極的にではないであろうが、日本は参加するさあろうという大島の保証が報告されているので、ドイツの新提案は妥分にわかつていると主張した。

原本、軍閥の目的を支持

原本はこれらの目的を公然と唱道した最初の者であった。閣内の動揺が続いている間に、陸軍の政策に太平の支持を与える目的で、かれは一連の新聞論説を書いた。これらの論説のうちの六つは、一九三九年五月一日から一九三九年七月二十日までの間に発表されたものであるが、その中で、原本は軍部筋の政策が変ったことを明らかにした。ソビエト連邦と西洋諸国は、ともに中国に対する日本の政策の敵であるとかれは見做した。イギリスが日本の最大の敵であるということ、ここで、かれの一貫した論旨であった。

イギリスとソビエト連邦、すなわち、新企画共産党員を支援する諸国を打倒するまでは、中国における諸事は終らないと原本はいった。かれは、中国における日本の終目的に対して、イギリスをおもた反対者であると見做し、イギリスが打倒されたときは、ソビエト連邦を孤立に陥るであろうといつて、イギリスに対する攻撃を唱道した。

そこで、日本は西洋諸国に反抗して勝利すると同時に、ソビエト連邦に対して、みずから守らなければならないと原本は主張した。また、日本の運命は東方にあるも、中国における問題に、勢力において、日本の発展の障碍を妨げるものはイギリスであると主張した。当時の情勢では、日本がイギリスを征服するのは容易であるといつて、日本がイギリスを攻撃することを原本は提案した。

一九三九年五月六日に、すなわち、平沼戸明がドイツに伝えられた翌日に、大島は再び陸軍大臣有田の調令を無視した。その時に、二国同盟について協議するために、イタリアに赴く途中であったヴォン・リッベントロップは、ドイツとたたかいイタリアが第二次大戦を行つた場合に、たとい日本から軍事的援助の乗る見込みがなかったとしても、日本も参戦軍隊にもるものと見做してよいかどうかと質問した。平沼戸明の宇句に惑わずに、大島と共謀的な回答をしたことを有田に報告した。このような秘密が漏洩なしで行われたことについて、有田は非常に憤慨した。しかし有力な勢力をうるよりも、むしろ陸軍を支持する方に傾いていることを知っていただけに、かれはいつもの通りに黙した。

日本の武力による勢力拡大の計画は、ドイツ及びイタリアとの提携によって実現されるものであると原本は考えた。イギリスを滅亡するのがこれら両国の方針であるから、推論諸国の利益は一致しているとかれはいった。

従って、民主主義も共産主義も、ともに攻撃の目標に含まれるように、日本は直ちにドイツ及びイタリアとの関係を発展させ、強化させなければならないと要求した。もしわれわれがこの提携を強化したならば、イギリスとフランスを打ち破ることは容易であろうといった。ヨーロッパでは、ドイツとイタリアが民主主義も共産主義もともに撲滅し、東アジアでは、少くともインドまでの道程において、日本がこれらの敵国のもとに打ち立てられた国々を打ち倒すというのであった。

平沼は依然として軍部筋の要求を支持

一貫的な原本同盟に関するドイツの提案に日本が賛成したかったことは、ドイツとイタリアにおいて、はなはだしい不満を買った。

一九三九年五月十五日に、ヴォン・リッベントロップは東京の大使オットに電報を送り、陸軍省における大使の同志の友人に対して、そして、もしできるならば、陸軍大臣板垣自身に対して、速やかに決定に達することが必要なことを知らせるようにと調令した。オットは、ドイツとイタリアが望んでいる同盟締結が公然開かれるようにする最良の道であると訴えることになっていた。また、日本の東アジアにおける、とりわけ中国における政略は、第一に西洋諸国に対する枢軸国の態勢に依存することを、日本は了解しなければならないと指摘することになっていた。

ヴォン・リッベントロップは大島に対して、ドイツとイタリアとの同盟締結をしようとしているが、日本の参加の途は依然として開かれていると語った。かれは大島に対して、ドイツ・イタリア間の協定締結と同時に提案された三国同盟について、意見の一致した草案を迅速に作成すること示唆さしいことを力説した。

陸軍大臣板垣は、大島とドイツ側が計画しているような方法で、直ちに同盟を締結したければならないと決定していた。一九三九年五月二十日に、かれは大島を通してヴォン・リッベントロップに、ドイツ・日本の内閣から積極的な新しい決定を受取るようにと約束した。

一九三九年五月二十日に、五相会議が再び開かれた。それは陸軍大臣板垣と新陸軍大臣米内が新閣入閣手続に例国的に報告を行つた後のことであつた。外務大臣有田は、日本は枢軸国のどのような戦争にも参加するであろうという大島の肯定的な言明を、大島に撤消させることを提案した。しかし、平沼は言を右にこし、それを撤消させることを拒絶した。

翌朝大島は、大使大島の言葉を撤消することを拒絶し要求された旨、日本の立場に関して、大島がいったことはうまくよろしいという態

度をかれは堅持した。会議が終った後も、事態に依然として前の通りであった。意見の相違は解決されていなかった。積極的な新しい決定に到達するという板垣の約束は、果されなかった。二日の後、すなわち、一九三九年五月二十二日に、独伊同盟が締結された。

一九三九年五月二十日の会議の後に、外務大臣有田は大島に対して、コーロッパにおける紛争の場合に、日本政府は交戦状態に入る権利を留保することを要求するという明確な調令を送った。大島はこの通告を伝達することを拒み、有田に対して、ぶつぶつ言うな言葉の電報で、その旨を伝えた。ヤーマにいた大島は、天皇と同じ意を抱いた。争いは、今や平沼戸明の統の意味には何かという点にかかっていた。陸軍はそれが義務を含むといい、外務大臣有田と海軍とは含まないといった。天皇は有田を支持し、陸軍の方針に反対した。しかし、一九三九年五月二十二日に、板垣大臣平沼は、陸軍の指揮通りに事を運ばなければならないといつて、再び陸軍の解釈を支持した。

ドイツ及びイタリアとの同盟の締結を強行しようと考える板垣の試み

陸軍大臣板垣は、今では、内閣の瓦解という危機をおかしても、この問題のために戦い、速やかに結果をつけようと固く決意していた。ベルリン駐在の日本大使として、大島は外務省に対して責任を負つていたにかかわらず、陸軍は大島に対して、外務大臣有田にこれ以上報告を送らないように調令した。板垣は、閣内の連絡を放棄しておき、陸軍それ陸軍同盟の問題に関して、かれら自身の間で解決に達するようにしたいと思つていた。大島はフォン・リッベントロップに対して、これらの経過を内密に説明した。

一九三九年五月二十八日に、フォン・リッベントロップはこの情報を東京の大使オットに伝え、大島の情報を秘密のものとして取扱うように調令した。オットとは、速やかに決定させるために、さらに圧力が加えようと要求された。一九三九年五月二十一日までに既定的な回答を与えるという板垣の約束が守られなかつたことについて、ドイツとイタリアが落胆しているということを関係当局者に傳えるように、かれは調令された。一九三九年六月五日に、オットはフォン・リッベントロップに対して、外務省と陸軍省の当局者から受けた情報を報告した。すべての論点について、陸軍の主張が勝つた上で、陸軍と海軍は了解に到達したということであつた。平沼と有田は、この了解を不本意ながら承認し、外交機関を通じて、ベルリンとヤーマに通告されることになつているということが述べられた。オットに情報を提供した者によれば、日本はイギリスとフランスに対する戦争に参加することには同意しているが、有利な時機を見て、この戦争に参加するという権利を留保したいということであつた。

陸軍の支持者が成立したと称した意見の一致は、ほんとうのものではなかつたので、オットの予報した通告は来なかつた。海軍はどんな譲歩をしたにせよ、陸軍の計画の根本的な点に対して、依然として反対であつた。意見の一致と称されたものは、平沼の支持のもとに、一部分は陸軍大臣板垣の強要によつて、一部分はかれの二枚舌によつて得られたものであつた。

天皇は依然として外務大臣有田の方針を支持していた。板垣は、一九三八年七月にハサン湖において武力を行使するために、天皇の同意を得ようと試みたのと同じ方法で、この障害を乗り越えようと試みた。陸軍の希望した同盟に対して、外務大臣有田が賛成するようになったとかれはそのとき報つて報告したのである。しかし、天皇は敏捷にかかつたことを発見し、一九三九年七月七日に、板垣が故意に嘘をいつたことを責め、かれを強しく叱責した。

一九三九年の六月と七月を通じて、日本側の新しい通告は、まったくドイツに達しなかつた。軍部筋が着手した同盟は、天皇と海軍と外務大臣がそれに反対している限り、締結することはできなかった。板垣はこれを認めていた。それは、かれが、天皇の気持を変えることはできないかとかれが一九三九年七月二十三日に枢密院議長宮殿に呼ばれたことからわかる。近衛の答えは、それをなし遂げることは非常に困難であろうと考えるということであった。

しかし、板垣はかれの目的を捨てなかつた。一九三九年八月四日に、内閣大臣木戸に対して、三国軍事同盟の締結に内閣が同意しなければ辞職するつもりであると傳えた。

中国における陸軍の活動とノモンハンにおけるソビエット連邦に対する攻撃とによる内閣の困難の増大

その間に、中国と満州国境における陸軍の活動は、内閣の困難を増大していた。閣内の両派とも、中国における日本の地位を固め、その目的に反対するどの国に対しても反抗する決意を堅持していた。一九三九年七月に日に、陸軍大臣板垣と海軍大臣米内は、中国の抗戦を終らせようという固い決意を再び表明した。両軍部大臣は、蒋介石大元帥の軍隊を支援する第三国の協定を打ちくだかなければならないと述べ、また、東アジアにおける日本の『新秩序』建設のためには、一切の努力を惜まないようにと日本国民を激励した。

占領された中国の全地域のために、新しい傀儡政府を樹立する試みが行われていた。陸軍は、この政策を実行するにあたつて、西洋諸国の権益を攻撃することについて、すべての表面的な口実を捨ててしまつていた。

陸軍は、さらに、一九三八年の後半期に立てた計画に従つて、外蒙古を日本の支配圏内に入れようと努力していた。一九三九年一月に、平沼内閣が就任してから、日本軍の分遣隊は外蒙古の国境を越えて、すでに数回にわたつて、小規模の襲撃を行つていた。

これらの国境警備よりもいつそう重大なのは、一九三九年五月中に、ノモンハンで始められた戦闘であつた。軍部筋の首脳部がドイツ及びイタリアと一般的軍事同盟を締結しようと努力していたときに、関東軍の諸隊は、満州国領内に駐屯していたソビエット軍を再び攻撃した。この戦闘は、未判決の後の部分でもつと充分に長期することになるが、相当に大規模の作戦に発展し、交戦した日本軍の敗北となつて、一九三九年九月中に終つた。

ノモンハンにおける攻撃が、各詳本部の命令またはその統制によつて行われたものであるか、それ以前の諸場合のように、関東軍自身の発意でなされたものであるかを示す証拠は、未裁判所に提出されていない。提案されたドイツとの軍事同盟問題に専念し、すでに拾収の見込みがないほどに分裂していた内閣は、この作戦を陸軍部内の問題と見做し、それに対して、なんら干渉の試みをしなかつたように見受けられる。

しかし、ソビエット連邦とのこの紛争が、平沼内閣内のどちらの派の見解にも、少しも変化をもたらさなかつたことは確実である。戦闘が終いた全期間を通じて、陸軍大臣板垣と軍部筋は、イギリスとフランスを敵、一の目標とした同盟を締結しようと努力した。外務大臣有田、海軍大臣米内及びかれらを支持する者達は、西洋諸国に対する戦争に直ちに参加するように日本を拘束する同盟の締結を避けるために、同様な決意をもつて闘つた。

これらの軍事的活動は、内閣の審議にあたつて生じた緊張の空気を増大した。この事態の全貌は、一九三九年七月七日に、天皇が板垣を叱責した際に、内大臣が使つた言葉によつて要約されている。そのときに、内大臣は『如何にもどうも陸軍は乱暴でもう沙も歇目だ』といつた。かれは事態を悲しむべきものであると考え、陸軍は国を亡ぼそうとしているといつて嘆いた。それでも、閣僚は、その

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

とゝの事飾からして、ドイツ及びイタリアとある種の同盟を結ぶことは必要であるということに、意見が一致していた。

有田と東郷との政策の対立のために、

一九三九年六月と七月には、新しい紛糾がとられなかつた

しかし、一九三九年六月と七月を通じて、陸軍と外務大臣有田を支持する者との間に、引続き存在した意見の不一致のために、新しい措置は全然とられなかつた。そして、一九三九年六月から八月まで、ドイツとの交渉にも、平沼内閣内の全解決の新夢にも、新しい進展は全然起らなかつた。

一九三九年八月には、板垣はヨーロッパにおける戦争が迫つていることを知つていた。また、有田の政策がある程度の成功を收めれば、枢軸諸国の無能件三国同盟について、平沼内閣の同意を得ても可能性がなくなりはしないかと心配していた。

有田はこのような同盟の結果をおそれ、中国における日本の地位を確保するような協定をイギリスと結ぶことが非常に緊要であると考えていた。その目的を念頭に置いて、かれはイギリス大使クレーギーに申入れをなしつつあつた。有田が日本は三国同盟を締結するかもしれないということをほのめかし、それを誘因として、三国同盟に代る有田の政策にイギリスの協力を得ようとしていたことを板垣は知つていた。

ドイツとの同盟に関する政策を決定しようとする平沼内閣の試み、一九三九年八月八日

この努力に対抗するために、板垣はドイツの無條件軍事同盟の提案に内閣の同意を得ようとして、さらに努力を試みた。日本国内の輿論が、積極的に協力のあるイギリスとの和解を支持するような反側を示す危險のあることをかれは認めていた。一九三九年八月四日に、この事件について、板垣は内閣大臣木戸と話し合つた。木戸は、大島と白鳥がはぼかるところなく日本の利益をドイツとイタリアの利益に従属させたやり方はよくないと認めながらも、終始陸軍の見解に妥協してきたのであり、また海軍を説いて反対を無効させようと試みていたのである。

板垣は木戸に対して、ドイツ及びイタリアとの軍事同盟の締結に内閣が同意しないなら、自分は辞職するといつた。これは必然的に内閣を崩壊させる結果となるものであつた。木戸は当時の情勢で内閣がかわることを心配し、軍部内閣をつくろうとするあらゆる試みは阻止しなければならないことを板垣に納得させた。板垣は、陸軍と海軍との間の行きづまりの打開が再び試みられることに同意した。

従つて、五項会議でこの問題が再び討議されて後、一九三九年八月八日に、内閣はどのような措置をとるべきかを考慮するために会合した。総理大臣平沼は、陸軍の計画をそのまゝ受け容れるという立場から、いくらか退いていた。枢軸諸国の間に同盟を結ぶように、内閣は長い間努力してきたことをかれは指摘した。陸軍もまた軍に既定計画に実を結ばせるように努力してきただけであると陸軍大臣板垣は昨日主張したが、自分としては、そうであるとは思えないと平沼はいつた。それから、総理大臣は他の閣僚の発言を求めた。

閣内の総意は、情勢の変化は攻守同盟を必要とするというのであつた。最初に計画されていた通りに、日本はさきの防禦同盟を締結することを試みるが、もしそれができない場合は、攻守同盟をどのような制限をつけるかを定めようとする試みはなされなかつたが、外務大臣有田は、内閣の同意は板垣が要求した無條件同盟とは開きがあると考えた。陸軍大臣が辞職するか、内閣がさらに折合いをつけるかしなければならなかつた。

板垣の方では、この一般的な不安と幻滅のときにあたつて、自分が満足していた妥協について一つの告白をした。自分は陸軍大臣でもあり、閣僚でもあるとかれはいつた。閣僚としての投票では、内閣全体が承認した計画に賛成したが、陸軍大臣としては、陸軍の意思に従い、独立して行動してきたというのであつた。

一九三九年八月二十三日のドイツ・ソビエット中立條約に関する平沼内閣の瓦解

一九三九年八月八日の閣議は、陸軍大臣板垣と東郷蓋が希望した積極的な決定には達しなかつた。内閣は攻守同盟の必要を認識したがらも、板垣が一九三九年六月五日になした約束以上に、すなわち、ドイツと西洋諸国との間のどのような戦争にも、日本は好機を見て参加する権利を留保するという言質以上に出ることを拒否した。また東郷内閣はこの以前の提案を明確に撤回することもしなかつたのである。

そこで、板垣はもう一度強力手段を講じようと決意した。かれはオットに事態を説明し、情勢をまのたりにさせないから、最後の手段として、自分の職を賭け決意であるといつた。これはほとんど確定的に大島と白鳥の辞職をもたらすことになるのであつた。これらの辞職は、結局には、ドイツと日本陸軍とが策定していた同盟を成立させるであろうと希望されたが、その直接の結果としては、これらの計画に全然の頓挫を来すことになるであろうということが認められた。

一九三九年八月十日に、板垣はオットに対して、当時の軍大臣強迫した形勢をドイツとイタリアに通報して、両国が譲歩するようにとつて援助してくれるように懇請してもらいたいと頼んだ。其休憩には、日本が本能の時期を選ぶという條件の背後には、何の底意もないという保証づきで、ドイツとイタリアが一九三九年六月五日の提案を受諾することを提案した。そうすれば、板垣はその與えた保証の明白な確記を偽ることにするというのであつた。協定は外務省に通告しないで成立させるというのであつた。大島と白鳥は、板垣の調停に基いて行動することになつており、一九三九年八月八日に暫定的に成立した決定の範囲内にはいる限極が内閣に提示されることになつていた。

オットは以上の情報のすべてをドイツに伝達し、ドイツ政府が板垣の要請に應ずるように勧告した。陸軍はドイツが希望している同盟の第一の支持者であるから、陸軍の内政上の立場を支持することは、ドイツに指摘した。最も重要なことであるとオットに指摘した。さらに、オットは、このような譲歩はドイツとの同盟を求めるという決定に政府を休を引きもどし、内閣の瓦解を避けることになると思うといつた。一九三九年八月十八日に、オットは、板垣と有田の間の協学はまだ強しく続いていると報告した。板垣の立場は、無條件軍事同盟を要求している何年間続の圧力によつて強化されたが、五相会議は、一九三九年六月五日に非公式にドイツに傳達された申入れ以上に出ようとしなかつた。有田のイギリスに対する交渉の結果とは関係なしに、陸軍はその同盟政策を強行していた。

五日後の一九三九年八月二十三日に、ドイツ・ソビエット中立條約が調印された。一九三九年九月一日に、ドイツはポーランドに侵入し、この行動の結果として、一九三九年九月三日に、イギリスとフランスがドイツに対して宣戦した。ドイツは板垣の要求した譲歩を行わなかつたし、陸軍大臣の強行手段の全ては無会を渇した。しかし、事態は陸軍大臣の辞職以上のものを必要とした。内閣の政策も、完全に信用を失つていた内閣と同氏は、ソビエット連邦に対抗する同盟国として、ドイツを当てにしていた。内閣は成立の当初から、日本と枢軸諸国との間に、いっそう緊密な関係をもたらすことを決約していた。一九三九年八月二十八日に会議を開き、その政策

の失敗を認めた後に、平沼内閣は総辞職した。内閣の第ドイツ政策の崩壊によつて、西洋諸国との緊密協定を求めることが可能になつた——それは板垣がおそれていた政策である。

阿部内閣の就任、一九三九年八月三十日

新しい内閣を組織させるために、天皇は阿部大将を呼び寄せ、ある指示を與えた。如か相撲を新しい陸軍大臣にすること、治安の維持が最も重要であつたので、内務大臣と司法大臣の任命には慎重を期すること、新内閣の対外政策は、イギリス及び合衆国との協調の政策とすることというのであつた。

右の最後の指示に答えるために、第一次近衛内閣と平沼内閣がとつてきた対外政策を反駁することが必要であつて、このことは、天皇の與えたその他の指示がなせ必要であつたかも説明している。新しい陸軍大臣は、陸軍の内閣を受け、また陸軍を統制し得る者であることが必要であり、新しい政策が成功するかどうかは、主として、国家の対外政策の急変換に対する反動として、日本の大家の間に生ずる混乱を内務大臣と司法大臣において収縮することができるかどうかにかゝるのであつた。

阿部は、やや当惑して天皇の指示を当時の摂政宮殿長近衛に報告し、近衛は近衛に辞任する内務大臣木戸に知らせた。もし阿部が陸軍大臣の人選について天皇の選択に従うとすれば、軍部と衝突する危險があると木戸は近衛に警告し、近衛はこれに同意した。従つて、天皇はこの指示を陸軍自体が、辞任する陸軍大臣から指揮し、閣員によつて、陸軍大臣を任せなければならないというのであつた。その他の天皇の指示については、木戸は、阿部が軍部自身の政策に任せてもよいと考えた。これらの意見を阿部に伝えることを木戸は武能に頼んだ。

一九三九年八月三十日に成立した阿部内閣には、前の内閣の緊張は一人も残つていなかつた。畑が新しい陸軍大臣になつた。白鳥は、かれ自身の要求によつて、ローマから呼び返された。一九三九年九月五日に、関東軍は、ノモンハンにおけるソビエット連邦に対する国境紛争の終結と失敗を発表した。二日後に、陸軍大臣の職に天皇が選んだもう一人の新補者であつた板垣が、関東軍司令官になつた。初めは阿部自身が行つていた対外問題の処理は、新東大臣野村の任務となつた。

野村の指導のもとに、内閣の対外政策は、日本の西洋諸国との関係の改善を企てた。ドイツ及びイタリアとの提携をはかろうとする努力は、少しも行われなかつた。日本の東南アジア侵略のための措置は、少しも論じられなかつた。平沼が総理大臣であつたときの苦るごろに発生した仏印における重要事件は解決され、日本によつて賠償金が支拂われた。しかし、西洋諸国との関係の改善が希望されたことは、日本の中国支配の目標が放棄されたことを意味したのではなかつた。これは日本の国策の基本的な原則であつた。阿部内閣は、日本がつくり出した東亜新秩序を、西洋諸国が認めることを望んだ。

この政策の例証となるものは、一九三九年十一月三十日に、外務大臣野村とフランス大使との間に行われた会談である。野村は大使アンリーに、両国の間の友好関係を回復しようというフランスの希望に日本は同感であると述べた。フランスが先ごろ行つた譲歩に対して、かれは感謝の意を表明した。しかし、蒋介石大元帥の政府の壊滅のために、日本が全力を傾しているのに対して、フランスは中国の抗戦の援助を続けているということを野村は指摘した。さらに、太平洋のフランス領土、特に仏印は、日本に対して、経済的圧迫を與えていたのである。白鳥は、これがドイツの意図であることをさとつたが、大島は、このような接近は問題にならないと信じ、この警告は、日本にドイツとの同盟を結ばせるための拍車をかけることになるであろうと考えて

野村はアンリーに、多量の軍需品が今でも仏印を経由して、中国国民政府軍の手に入つており、このフランスの領民地は、敵中国、反日本の活動のために、また中国軍の補給のための基地になつているといつた。野村は、外務省官吏に軍事専門家を同席させて、これを北部仏印のハノイに派遣し、中国内の仏印国境に近いところで、フランスに疑惑を起させているところの日本の軍事行動が行われている理由を現地で説明させたいと思つていた。このようにして、フランスの疑惑を解き、協定ができるようになるのではないかと野村はいつた。

一九三九年十二月十二日に、大使アンリーは、仏印を経由して軍需品が輸送されることを否定するフランス側の同意を提出し、日本がこの事情を再び持ち出したことに遺憾の意を表明した。ハノイに日本総領事が駐在している以上、同市に使節団を派遣するだけの理由をフランスは認めることができないとアンリーはいつた。西洋諸国の態度をとつている意見の相違であつて、右のほかのすべてのものについては、フランスは喜んで協調したいと述べ、また、中国と仏印との国境における日本側の軍事行動について、説明を求めた。

野村はこれに答えて、軍需品が引続いて輸送されていることは、論議の余地のない明白な事実であるといつた。日本と中国との間の戦争は、公然と宣戦が行われていないから、フランスには、蒋介石大元帥の軍隊に対する物資の供給を停止する法律上の義務がないことをかれは認めたが、中国の抗戦軍隊を助ける結局のある輸送を停止する措置をフランスが講ずることを、かれの内閣は希望していると述べた。

阿部内閣の政策は、同内閣が改修についた直後に、ソビエット連邦に対して行われた申入れの中にもよく示されている。モスコー駐在の日本大使東郷は、ノモンハンの戦争の解決を提案するように調停を受けていた。そして、貴日のうちに、この解決が成立していた。東郷はまた、国境紛争解決のための一般委員会の設置と、ソビエット連邦との通商條約の締結とを提案するように、調停を受けた。もしソビエット連邦が両国の間の不侵略條約を提案したならば、ソビエット連邦が蒋介石大元帥への援助を打ち切る用意があるかどうかを、東郷にまず尋ねることになつていた。

軍閥は枢軸諸国との完全な結合のために活動を継続

西洋諸国との暫定協定を結ぼうとする内閣の新しい政策にもかかわらず、軍部派はドイツ及びイタリアとの完全な結合を求める政策を変えなかつた。独ソ條約は、平沼内閣と日本の世論とに対して、激しい衝撃を與えていた。大島ごさえも驚き、このような合意がついに成立したことに憤慨していた。しかし、大島と白鳥は、ドイツの意図については、支分に警告を受けていた。

大島は、ヒットラーとドイツ陸軍から、完全な信頼を受けていた。中立條約締結の前の年には、ツオン・リッベントロップから、かれはドイツの政策をいつも支分に知らされていた。ドイツ・リッベントロップは、長い間、ドイツ、日本とソビエット連邦とを一緒に引連したければならないと確信していた。今やかれは、たとい三国同盟が締結されたとしても、右の結果を実現するために、自分は努力したであろうといつた。フオン・リッベントロップは、一年以上も前に、この政策を大島にもらしていた。一九三九年六月十六日に、かれは大島と白鳥に対して、日本がドイツの提案に同意しなかつたので、ドイツは単独でソビエット連邦と條約を結ぶという、はつきりした警告を與えていたのである。白鳥は、これがドイツの意図であることをさとつたが、大島は、このような接近は問題にならないと信じ、この警告は、日本にドイツとの同盟を結ばせるための拍車をかけることになるであろうと考えて

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

いた。

一九三九年八月二十三日に、独ソ中立條約が締結された後、白鳥とかれの風下る親ドイツ派とは、この事件が日本に引き起した反動を打ち消すために努力した。その目的が達成されなかつたので、枢軸諸國の間の接近をはかるために、もつと有効に働くことのできる日本に召還されるように、かれは強く要請した。

独ソ中立條約の締結は、日本では、防共協定附属秘密議定の違反であると考えられたので、これに関して、平沼内閣はドイツ側に抗議した。しかし、大使大島は、この抗議を手交しようとした際、まるでドイツ外務省の馬鹿者によつて、その提出を思い止まらせられた。白鳥もまた、この抗議を手交すべきでないと勧告した。それにもかかわらず、大島は内閣の訓令に従つたと報告した。しかし、ドイツのポーランド侵入が完了した一九三九年九月十八日まで、かれは平沼内閣の抗議を手交しなかつた。この手交さえも、大島は内閣するような態度で行つたのであり、ドイツ外務省がこの文書を非公式に参考のために受取るということで、かれは満足した。

この間に、ローマの白鳥は、独ソ中立條約の締結について、日本國内で生じていないということを側らかにしていた。一九三九年九月四日に、かれはローマ駐在のドイツ大使に、防共協定附属秘密協定の効力について問つた。この協定の五國のうちのどちらも、ソビエット連邦と不侵略條約を結ばないようにすることであつた。防共協定をドイツ及び日本の主要な敵と思われたからである。そのとき以後に、事情は完全に変化したのであり、どんな國に対しても、協約のために自國の崩壊をも招くようなことを期待するのは不合理であろうと白鳥はいつた。今では、イギリスが英國の主要な敵となつたのであり、これを絶対に打ち破らなければならないのであつた。要するに、白鳥は、独ソ不可侵條約の前の性質――すなわち、東部と西部の國境において、同時に戦争をしなければならなくなるものを避けるための、ドイツ側の策略であること――を認識したのである。

一九三九年九月二日に、白鳥は日本への召還の公式通知を受取つた。かれはヴォン・リッベントロップに、自己の親ドイツ的意見を殺ぐ機会をもつことを絶に希望し、ベルリンに行かれないことがわかると、大島を通じて、自分の気持を伝える手はずを整えた。

東京では、辞任する陸軍大臣板垣が、枢軸の結合に対するかれの変らない信念を表明した。一九三九年九月六日に、ドイツ大使館附陸軍武官と陸軍武官のために催された招待会で、板垣と新しい陸軍大臣畑は、ドイツに対して、親しく歓迎の挨拶を行つた。板垣は大使オットに、日本とドイツの連携を強化するために、かれがきわめて真剣な努力をしたことを指摘した。この努力は、ヨーロッパの事態が発展したために、失敗に帰したとかれは感つた。しかし、かれの後継者畑は、かれと完全に所見を同じくしているということを板垣は強調した。畑は、ヨーロッパ戦争に介入しないという阿部内閣の宣言に言及したが、軍人としての自分はドイツのとつた行動を充分に理解しているとオットに保証した。

西洋諸國に対抗して日本とドイツを同盟させる軍部派の共同宣言

軍部派の仲の者は、日本とドイツとの間に、緊密な関係を続けさせようと努力した。そして、このような努力をすることを、ドイツ側は勧めもしたし、これに賛成もした。廣田内閣の陸軍大臣であり、一九三六年八月の閣議の基準の決定に責任のある者の一人であつた寺内大将は、平沼内閣が瓦解してから間もなく、親衛使節として、ドイツに到着した。陸軍大臣板垣が賢ひ出して、かれはナチス党大会に出席するために派遣されたのであつた。日本はオランダ領東インドの鉛、ゴムと錫、イギリス領インドの綿花、オーストラリアの羊毛を必要とした。これらの必要品の全部を得たならば、日本はきわめて強力になるというのであつた。

かれは、当時に、日本はオランダ領東インドと不侵略條約を結び、それと同時に一つの協定を結び、その成立と協定に依つて、日本が東インドの原料を開発することができるようにしなければならないと考えていた。この方法によつて、オランダはイギリスから離間されるというのであつた。

同部内閣崩壊の理由と米内内閣による親ドイツ外交政策の回復

阿部が総理大臣として在任していた間に、陸軍大臣畑にしても、軍部派の他の者にしても、自分たちの見解を採用させようと、会然と試みたということは示されていない。自鳥がすでに指摘していたように、阿部内閣の成立によつて、ある好都合な結果を生ずる見込みがあつた。日本の政策の目標は、和と同様に、中國における新秩序の建設であつた。独ソ條約の締結によつて、かもし出された民衆の反感は、内閣要路の結果として、相当に緩和されていた。日本では、ソビエット連邦との和解を求める気分が次第に強くなつていた。もしそれがだん〳〵になし遂げられたならば、不可侵條約の締結をもたらすかもしれなかつた。新しい内閣が政権をとつたので、白鳥はドイツと日本の関係をもと通りにすることを試ける機会が確実にあるものと考えた。白鳥も大島も、この機会をできるだけ利用するために、東京に帰つた。

阿部内閣の方針とその組閣をめぐる事情とは、それみずから、この内閣の崩壊の理由を含んでいる。中國において日本の新秩序を建設する、という目的を放棄する内閣は、すべて政権を採ることを望み得なかつた。しかも、その目的をもち続けることは、西洋諸國との友好関係を回復することと両立しなかつた。新軍はこの使節團に反対したが、板垣は天皇に対して、防共協定によつてつくり出された連帯を強化するために、寺内を派遣しなければならないと進言した。

一九三九年九月二日に、白鳥はローマ駐在のドイツ大使に、邪魔のはいつた枢軸との接近を首尾よく続けるということを語つていた。日本では、ソビエット連邦と接近をつけることを現む世論が強くなりつつあり、不可侵條約の締結に発展するかもしれないとかれは述べた。ソビエットの脅威を受けなくなれば、日本はヨーロッパ戦争に介入しない可能性を最小限にすることができるであろうというのであつた。

一九三九年九月四日に、白鳥はドイツ大使に対して、かれの意見としては、日ソ條約を締結する方法は、ドイツの仲介を通ずるほかはないと勧つた。そこで、白鳥は大島に、東京からのどのような訓令も持つていないので、ソビエット連邦に対するドイツの『偏旋』を要請するように促した。かれは枢軸諸國がイギリスに対して同盟すべきであると信じ、ポーランド戦が完了した後に、フランス及びイギリスと受諾のできる休戦に到達することによつて、世界戦争に結びられるであろうと希望した。

二日後に、フォン・リッベントロップが大島に力説した見解は、白鳥が述べたものと非常によく符合していた。フォン・リッベントロップは大島に、日本の援助はドイツのそれと常に結びついていると勧つた。もしドイツが敗北したならば、西洋諸國の連合は、日本がこれ以上に海外進出することを妨げるであろうし、中國における日本の地位を奪い去るであろうというのであつた。しかし、もし日本がドイツとの関係を維持し、改善するならば、日本の地位は、ドイツの勝利によつて、動かないものになるというのであつた。

三枢軸國の間の密接な協力という考えは、少しも失われていないとかれはつけ加えた。ソビエット連邦との了解があるから、世界の情勢に應じて、三国はその活動を直接にイギリスに向けるというのであつた。これはすべての関係当事國の共の利益にかなうものであつた。フォン・リッベントロップは、何をおいても、ソビエット連邦と日本との了解のために、みずから努力するというのであり、東京でも、この同じ方針が採用されるものと信じていた。ドイツのイギリスに対する争いは、新案に対して、また寺内に対して、これらの見解を機会あるごとに力説した。大使オットは、同じ趣旨で、日本の参謀総長閣院ときわめて率直に述べたように、陸軍の完全な信頼を受けているから、大島が大使としてベルリンに帰ることは必要であるとほのめかすことになつていた。

しかし、大島は、ベルリンでより長く東京で、いつそう有効に活動ができると到底した。一九三九年十月二十七日に、フォン・リッベントロップはオットに対して、大島が計画通り東京へ帰つた上に、ドイツと日本との友好のために努力することになつていると知らせた。大島に対して、ドイツ大使館を通じて、ベルリンへの秘密な通信紙幣を提供するように、オットは勧告された。

たがいにさより期待九時半まで休廷しました。

（午後四時三分休廷）

○被告二十三年十一月八日（月曜日）

東京裁判法廷第四號法廷における公判

（午前九時三十一分開廷）

○法廷執行官　ただいまより極東国際軍事裁判を再開します。

○裁判長　白鳥及び梅津を除きを被告出廷、欠席被告は弁護人によつて代表されています。欠席被告は病気のため本日出廷できないとのことであります。この旨記録に留め、証明書は提出に入れます。この旨記録に留め、証明書は提出に入れます。判決文の朗読を続けます。

（朗読）

大島はドイツに勧められて太平洋の西洋諸国の属地に対する日本の攻撃を計画した

マルチン・リッベントロップは、枢軸の結合を促すように試みた。かれは大島にも寺内にも、日本の外交に関する利益がきの方面にあることを力説した。ドイツの仲介によつて、日本とソビエット連邦との間に了解が成立すれば、日本は東アジアにおける勢力が自由に南方に向けて伸ばし、計画されている以上の進出をすることができるであろうというのであつた。寺内はこれに同意し、中國における戦争を我慢できる受諾によつて終らせ、もつと大きな経済的成功の得られる南方において、日本の経済事業の力を利用するのが最も日本の利益になるといつた。

大島は同意したばかりでなく、大いに興奮であつた。日本は東南アジアに進出する用意が完全にできているであろうし、これには者態の遂略も含まれることになろうといつた。かれはすでに準備をこのことを推察していたのである。大島の意見では、日本は東南アジアに強く進出しなければならないというのであつた。日本はオランダ領東インドと英、イギリス領インドの綿花、オーストラリアの羊毛を必要とした。これらの必要品の全部を得たならば、日本はきわめて強力になるというのであつた。

かれは、当時に、日本はオランダ領東インドと不侵略條約を結び、それと同時に一つの協定を結び、その成立と協定に依つて、日本が東インドの原料を開発することができるようにしなければならないと考えていた。この方法によつて、オランダはイギリスから離間されるというのであつた。

同部内閣崩壊の理由と米内内閣による親ドイツ外交政策の回復

阿部が総理大臣として在任していた間に、陸軍大臣畑にしても、軍部派の他の者にしても、自分たちの見解を採用させようと、会然と試みたということは示されていない。自鳥がすでに指摘していたように、阿部内閣の成立によつて、ある好都合な結果を生ずる見込みがあつた。日本の政策の目標は、和と同様に、中國における新秩序の建設であつた。独ソ條約の締結によつて、かもし出された民衆の反感は、内閣要路の結果として、相当に緩和されていた。日本では、ソビエット連邦との和解を求める気分が次第に強くなつていた。もしそれがだん〳〵になし遂げられたならば、不可侵條約の締結をもたらすかもしれなかつた。新しい内閣が政権をとつたので、白鳥はドイツと日本の関係をもと通りにすることを試ける機会が確実にあるものと考えた。白鳥も大島も、この機会をできるだけ利用するために、東京に帰つた。

阿部内閣の方針とその組閣をめぐる事情とは、それみずから、この内閣の崩壊の理由を含んでいる。中國において日本の新秩序を建設する、という目的を放棄する内閣は、すべて政権を採ることを望み得なかつた。しかも、その目的をもち続けることは、西洋諸國との友好関係を回復することと両立しなかつた。この外交政策を貫徹するために、阿部内閣はつくられたのである。その政策の実行は、しかし、できるものでなければならないということが間もなく認められた。

軍部派に属する者は、勢力のある地位を回復した。一九三九年九月二十八日に、土肥原は軍事参議官になつた。一九三九年十二月一日に、荒木は再び内閣参議になつた。

陣中に関する外務大臣野村の交渉は、フランスとの友好関係をもたらすにも至らなかつたし、野村が得ようと努力をした譲歩を日本は獲得もしなかつた。一九三九年十二月五日に、合衆国は、中國における自國の財産に日本軍が加えた損害について、答えた抗議を申入れた。そして、十日後に、日本向けの輸出が禁止されていた品目の表を拡張した。日本が輸入しなければならない原料の供給は、差控えられることになつた。

一九四〇年一月十二日に、日本はオランダに対して、同盟と日本との間の仲裁裁判條約を廃棄する意思を通告した。これによつて、この條約は一九四〇年八月に効力を失うことになつた。三日後に、阿部内閣は辞職し、その計画とともに、西洋諸國といつそう友好的な関係を助長しようとする政策が放棄された。

その翌日に、米内が新しい総理大臣になつた。かれは、平沼内閣の海軍大臣のときに、ドイツと西洋諸國との戦争に日本が加わるということを確定的に約束するのを避けようとして、有田が努力したのに対して、支持を與えた人である。畑は陸軍大臣として、留任した。平沼内閣の新蔵大臣として、有田の政策を一般的に支持した小磯は、再び閣の職に就いた。興策の基準が決定されたときに、廣田内閣の外務大臣であり、第一次近衛内閣と平沼内閣でも、やはりその職にあつた有田は、こんどもまた外務大臣になつた。ヨーロッパ戦争が起つたために、事情は変つたのであるが、有田の政策は変つていなかつた。かれは

みづから本協議所で証言して、米内内閣の外交方針は、ドイツとの友好関係を維持することにあつたが、しかし、その目的のために、日本の重要な利益に重大な害が及ぼされないという、我国において、ことであつたといつた。

米内内閣、國策の基準に関する決定の崩壊を関係

有田は、米内内閣の在任の間、日本が國策の基準の決定の原則を守り続けるようにしたが有力者であつた。日本が中國の支配を確保するという第一の目的に対しては、歴代の各内閣は、あくまで忠実であつた。それは日本の政策の基礎であつた。

平沼が総理大臣であつた一九三九年中に、満州國を除く中國の全占領地域において、反逆者汪精衛の指導の指導の下に傀儡政府を樹立する準備が行われていた。この人は一九三九年六月に東京を訪問した。そして、その翌月に、すなわち一九三九年七月七日に、軍除大臣板垣と東京大臣米内は、襲会に対して、中國に関する共同声明を行い、同國に対する日本の野心の排撃に対する干渉は、西洋諸國からのものであろうと、すべてこれに抵抗するという日本の決意を表明した。中國における日本の確立された地位について、西洋諸國の黙認が得ることができ、これに基いて、イギリス、フランス及び合衆國との友好関係を回復することができればよいということを阿部内閣の指導者は希望したが、それは空しい希望であつた。

平沼内閣が辞職する前に、汪精衛は中國にいた日本陸軍の指導者の援助を受けて、中央政治委員会の組織を始めていた。これから発展して、中國の新しい新日中央政府ができることになつていた。板垣が陸軍大臣をつとめていた平沼内閣が倒れてから、十二日後の一九三九年九月十二日に、板垣は中國にある支那派遣軍の総参謀長になつた。阿部が政権を得た後も、中國における日本の軍事行動は強

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

けられた。一九三九年十一月三十日に、中国における日本の目的に従って、外務大臣野村は、中国臨民政府向け物資の輸送を中止するように、フランス側に対して再び圧力を加えた。

一九四〇年一月十六日、米内が総理大臣となり、有田が外務省に戻つたときに、汪精衛政府創立の計画は、大いに捗つていた。この月に、中国の占領地域の新存の地域政権を合体することを目的として、青島で会合が開かれた。

総領事宛の第二の主要目的は、戦争に備えて、日本国民の動員を達成することであった。有田は、第一次近衛内閣の外務大臣となつて間もなく、一九三八年十一月に、右の目的とアジア大陸で植民地位を確保するという目的とは、相互に依存しているということを強調した。野村が総理大臣で、有田がその外務大臣であつた一九三九年一月に、内閣は綿密産業拡充のための企画院の新しい計画を承認した。陸軍の長期経済建設計画の目的は、一九三七年の開戦において、蘆溝橋で中国における戦争が再発する前に定められたものであるが、このときに初めて、明確に内閣の承認を得た。すでに得られた経験に照らして、日本の軍備の充実が一九四一年までに完成されるように、生産水準を高めることが要求された。この年が初めの計画の年であつたが、一九三七年以後の中国における戦争によつて、日本の軍事費増の結果を生じ、そのために、しばらくは、軍需要求の目が延れるおそれがあつた。

一九三六年八月十一日の閣議の決定は、中国における日本の勢力を強固にすることと、戦争のために日本臣民を動員することとを、日本の政策の二つの主要目的であると宣明した点、それと同時に、これらの目的の変更をはかるにあたつて、日本は西洋諸国と友好関係を維持するように努力するということを宣明した。有田と米内は、平沼内閣の開

僚として、日本をヨーロッパ戦争に巻こもうとする軍部の企図に、断固として抗弁した。一九三九年九月における この戦争の勃発長、日本に何も新しい義務を負わせなかつたし、他方で、中国における日本の行動に西洋諸国が干渉する見込みを少くした。

従つて、米内内閣は、ヨーロッパ戦争に介入しないという阿部内閣の政策を維持することについて一致していた。ドイツとの友好関係を維持するという外務大臣有田の希望を制限する原因となつたものは、この原則であつた。

それにもかかわらず、二国協外交相但で、日本が南方におけるその権益の開発に努力するということも、やはり綱領の基準の決定の目標であつた。米内内閣が就任した後において、日本の対外政策における最初の大きな転換は、この点についても、有田が綱領の決定に定められた原則を固執していたことを示している。

中国で戦争が続けられたことと、軍需充実のための財政経済作画によつて、日本経済に対する負担が大きくなつたことのために、重要原料について、日本が国外の供給源に依存する度合いが増大した。一九三九年十二月に、外務大臣野村は、協定によつて海印からの供給を増大させようと試みたが、一般的な了解がさとられなかつたために、なんの成果もなかつた。阿部内閣が崩壊する三日前の一九四〇年一月十二日に、日本はオランダに対して、同国と日本との間の仲裁裁判条約を提案する意思を通告した。

オランダ領東インドを経済的な経路上の地位を得ようとする日本の試み

一九四〇年二月二日に、ハーグの日本公使を通じて、オランダの外務大臣に対して、新しい提案が行われた。形式上では、それは日本とオランダ領東インドとの間の仲裁裁判条約を提案するものであつた。日本としては、オランダ国政の性質負の人国に対して、制限的措置をとらないことを約束し、オランダとしては、オランダ領東インドにおける外国人労務の使用について、現行の制限を撤廃または変更することを約束することになつていた。日本には、オランダ領東インドにおいて、新しい企業のために便宜を與え、既存の企業に対して、いっそうの便宜を與えることになつていた。右の譲歩の代償として、日本における新しいオランダの投資に機会を與えることになつており、満州国と中国の政府も同様な便宜を與えるように、日本が要求することになつていた。

さらに、オランダの方では、オランダ領東インドへの日本の物資の輸入に影響する現行の制限的措置を撤廃または変更することを約束し、両国の間の物資の交流をいっそう容易にするために、必要な措置を講ずることになつていた。日本の方としては、東インドからの輸入を増加するために、適当な措置を講じ、日本自身の経済的困難のある場合を除いて、事情の許す限り、オランダ領東インドが必要とする重要物資を同国に向けて輸出するのを制限または禁止しないようにすることになつていた。

最後に、最重大な取締り措置によつて、両国のそれぞれの貿易機関が、相手国に対して、非友好的な論評を行うのを差控えさせることになつていた。

日本は一年以上も前に、これらのオランダの重要領土における資源の開発を立てていた。一九三八年の後半に、第一次近衛内閣が在任中であつたとき、日本政府の役人は、日本の「南進」の準備として、オランダ領東インドにおける資源工作の実施にあたつていた。

右の新しい提案は、日本がオランダとの関係を規定した既存の條約を尊重したときに、すぐ引続いて行われた。それは互恵主義に基いてなされたと称せられたけれども、日本がオランダ領東インドに提供した利益がつまらないものであつたことは明らかである。これに対して、日本の方では、東インドで生産される重要軍需原料を無制限に手に入れることができるようになるのであつた。一九四〇年五月十日、オランダがドイツの攻撃を受けたときには、同国はこの日本の提案に対する適当な回答をさだめる考慮中であつた。

米内内閣のヨーロッパ戦争不介入政策

は日本で強硬な反対を引き起した。

一九四〇年の前半中に、米内内閣は、ヨーロッパ戦争不介入の政策を固く守つていた。これは中国における日本の地位を確保し、戦争のための日本の指導を完了するという任務に、軍家の全力を向けることができるようにするためであつた。この政策は、日本自身のうちで相当な反対に会いながらも維持された。

一九四〇年二月二十三日に、特別な使命をもつてドイツから到着したばかりのスターマーは、フォン・リッベントロプに対して、日本では、国内問題が最も重要なものであると報告した。ドイツとの無条件同盟を支持した大島、白鳥、寺内及びその他軍部の人々の態度は変つていないこと、かれらはあらゆる機会をとらえて、日本が戦争に引き入れられることを防ぎ、またイギリスと合衆国との友好関係を維持しようと試みているが、世論は明瞭に親ドイツ、反イギリス的であるということ。阿部が政権を握つていた間、次いに高められていた陸軍の勢力は、若干弱くなりつつあつた。阿部のもとでは、外務省や陸軍省の親ドイツ的職員は、計画的に国外の職に移任させられたが、今では反対の政策がとられつつあつた。陸軍の勢力がさらに増大することを期待して差支えないというのであつた。

中国における戦争が続いたので、日本の経済的困難と必需物資の不足が増大し、また長い期間にわたつていた。日本の中国における目的に西洋諸国が反対していることを憤慨

して、議会の一部の議員は、九国條約を廃棄し、日本がヨーロッパ戦争に参加することを公然と主張するようになつた。一九四〇年の三月中に、有田の不介入政策が攻撃されるように追られた。有田はこれに答えて、日本と他の枢軸諸国との間に友好関係の存在することを強調したが、中断における戦争を解決しなければならないから、日本はヨーロッパ戦争に介入することはできないと主張した。

一九四〇年二月七日に、米内と有田の出席した議会の予算委員会で、委員の一人が九国條約の廃棄を唱え、この條約は、日本の大陸政策を一番制するために、イギリスと合衆国が考え出した策略であると称した。この條約は、「新秩序」の達成に対する重大な障害であり、また汪政権が樹立された後に、中日戦争を解決するにあたつて、異常な困難をもたらすものであるとかれはいつた。

一九四〇年三月二十八日に開かれたところの、この委員会の他の会議で、委員の一人は、イギリスとフランスに対する結束を図るために、ヒットラーとムッソリーニが会見したという報道について述べ、このような同盟に対する参加の招請を日本は拒絶すべきではないという意味のことを述べた。外務大臣有田は、これに答えて、ヨーロッパ戦争に対する内閣の達国たる不介入方針は、当時の情勢では、最も賢明な策であるといつた。かれの信念を再び明らかにした。日本が日本自身を中心において、その独自の公正な方針によつて行動していく以上は、日本が孤立しなければならないかもしれないという恐念は必要ないといつて、閣策決定に定められた原則をかれが守っていることを強調した。陸軍大臣畑は、有田を支持した。

外務大臣の答弁を聞会に、いま一人の委員は、日本がその外交方針を完全に変えることが独西であるかどうかという主要問題を持も出した。かれは、ヨーロッパ戦争が予期したよりも早く終つた場合に、起るかもしれない情勢について、予想を述べた。イギリスとフランスは、いつまでも、中国の抗戦軍隊を援助することをやめないであろうとかれはいつた。もし日本が現在の政策を維持したならば、今では先頭に立つて中国における日本の立場を支持しているドイツとイタリアでさえも、日本に反対するのではないかとかれは心配した。同部内閣が成立したときには、ヨーロッパにおける戦争の結果の見通しがつかなかつたのであると指摘した。しかし、今では、事態が変つていると思うというのであつた。イギリスと合衆国に好意を示そうとする内閣の傾向は、日本国民に強い不快の念を起させていると同時に、ドイツの不満をも買つていることをかれは強調した。そこで、内閣がヨーロッパ戦争不介入の政策を完全に放棄し、他の枢軸諸国との同盟を結ぶように力説した。任政権の樹立は、このような政策の変更にとつて、適当な機会を與えるものではないかとかれはいつた。

陸軍は中国の征服と戦争のための国家総動員とを完了するために不介入方針を支持

一九四〇年三月二十八日の予算委員会における陸軍大臣畑の言明は、日本自体の地位が強固になるまで、陸軍はヨーロッパにおける不介入方針を支持する決意であつたことを示している。日本は中国における戦争の処理に力を集中していること、従つて、国際情勢の変化に対応するために、政略と戦略を巧みに協調させることが必要であるとかれはいつた。中国における戦争を処理するために、日本の方針には、どのような変更もないというのでもつた。その方針というのは、日本の東亜新秩序の建設に対して、どこまでも妨害するどの第三国でも、これを撃滅するのに全力を注ぐということであつた。

さらに、畑は、陸軍が不介入方針を純粋な便宜上の問題と考えているということも明らかにした。米内と有田がしばしば述べてきた方針は、陸軍としては、日本の安全な行動の自由を留保するものであると考えているとかれは述べた。

一日目後の一九四〇年三月三十日に、汪精衛の指導のもとに組立されたところの、中国全体のための新しい傀儡政府が正式に成立した。一九四〇年三月二十八日の予算委員会で、陸軍大臣畑は、この国家事は若介右大元帥の地位を完全に備えるものであるといつた。また、陸軍は新政権に対してできる限りの援助を與え、中国臨民政府軍に対する戦いを続けるといつた。中日戦争の目的は、中国の抗戦軍隊を徹底的に撃滅することにあると強調していつた。従つて、汪政権の樹立は、中日戦争の処理における一段階にすぎないとつけ加えた。

このときの畑の言明は、また、中国の資源の開発によつて、日本の経済的困難に対する圧力を軽減し、原料の新しい資源を提供することを陸軍は希望しているということも明らかにした。かれは予算委員会に対して、陸軍は中国の占領地域で得た物資を最大限度に利用しており、将来はこれがいつそう高度に行われることが期待されていると説明した。軍需物資の自給自足は、陸軍の宣撫工作の実施と相まつて確保されることになるというのであつた。

日本は国外の原料資源に依存していたので、公然とは九国條約を否認できなかつた

戦争の遂行に必要な原料の自給自足という目標に達しようと努力するにあたつて、日本はヂレッマに陥つた。中国の資源の開発は、今では以前よりもはるかに大きな規模で行われることになつたが、それは九国條約の違約に対しての日本の義務に違反して行われていた。日本が重要な原料の新しい資源を求めるようになつた理由そのものから、日本は直ちに西洋諸国との衝突を引き起すことを控控えたければならなかつた。これらの諸国の領土から、日本はこれらの物資の重要な供給を受けていたからである。一九四〇年三月三日に作成された公式の文書の中に、日本は、その戦争遂行に合衆国に依存しているということが認められた。この理由から、合衆国に対して、日本は決然とした態度をとることができないと述べてもつた。

中国で戦争が起つてから、合衆国とその他の西洋諸国は、中国に対する日本の侵略を常に非難し、また九国條約の遵守を要求していた。この條約の違反がしつこく続行されたので、一九三八年六月十一日に、合衆国はある種の軍需物資の日本向けの輸出に選択的な禁止を課することになつた。一九三八年の終りの数ヵ月の間、有田が外務大臣であつたときに、條約上の義務が自国の重要な利益に相反するときには、それを遵守しない考えであるということを日本はついに認めた。

一九三九年中に、中国における日本軍の非行と日本の條約上の義務の違反に関して、合衆国はさらに抗議をした後、日本に対する物資の供給を制限する新しい措置をとつた。一九三九年七月二十六日には、同国は日本に対して、一九一一年以来両国の間の通商関係を規定していた通商航海條約を廃棄する意思を通告した。そのころには、この條約に、中国にあるアメリカの機関を日本に接収させるに、不充分であることが明らかになつていた。しかも、アメリカがその規定を厳密に守るときは、日本にその侵略政策をやめさせることができるような経済的な措置を六国とともとるわけにいかなかつた。一九三九年十二月十五日には、屑鉄の輸出禁止の品目表にモリブデンとアルミニウムが加えられた。

一九四〇年一月二十六日に、すでに述べられていた通告に基いて、通商航海條約はその効力を失つた。一九四〇年の三月には、日本

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

に対する軍需物資の供給が禁止する決議が合意されていた。

これらの用意等によって、一九四〇年の二月と三月の調査の予算委員会の討議で、九国條約再論が強大な議題となった。一九四〇年二月七日の会議で、ある委員は、合衆国の課している制限的措置について注意を喚起し、有田に対して、汪政権が樹立された後は、九国條約は中国における日本の今後の目的の達成に大きな障害となるであろうということを指摘して、この條約を廃棄するように力説した。この條約の基本原則は、極東の新しい事態には、適用することができないということについて、有田は同意した。それを廃棄することは、一方で、日本の〝新秩序〟を建設し、日本国内の原料を改善するのに有利であるとされていった。しかし、他方で、それを廃棄することは、国際的に面白くない反響を呼び起す可能性があった。そこで、この問題は、慎重に考慮する必要があった。汪政権が樹立された後に、この問題について、話合いをするというのであった。

一九四〇年三月二十八日の予算委員会の会合で、有田は、後者として、九国條約の廃棄は、よい結果をもたらすかもしれないし、悪い結果をもたらすかもしれないといった。このような情況が新しいということを肯定したなかったが、廃棄する時期を用いる手段とについて、慎重な研究を要することをかれは強調した。

陸軍大臣畑は、汪政府の樹立に、中国における日本の目的の達成に向つて、一つの貢献にすぎないことを指摘したが、九国條約の取扱いに関しては、陸軍は内閣の方針に従うといった。畑は自分の意見として、この問題はまったく使官上の問題であるといった。中国における現状は、九国條約のために、日本の作戦行動の遂行が害されてはならないとかれは考えていた。かれはつけ加えて、日下のところ、陸軍と揚子江を再開することにきめているといった。しかし、これはまったく自主的に決定すべき問題であるといった。

合衆国依存をやめるために、日本の立てた新しい産業上の自給自足計画

一九四〇年三月三日に、一つの政策が立てられた。その政策は、日本が合衆国に依存していることを減ずるために、日本が国内に、特にその文書のいわゆる〝資源〟を進行するために、依存することをやめることができるようにする措置を定めたものであった。この外務省の秘密文書は、次くことのできない軍需物資の自給自足を達成するために、また、日本が合衆国の好意を捨てなくてもすむようにする経済制度を確立するために、経済産業拡充計画の全体を修正しようという意図をあらわしている。この新しい計画は、工作機械の調査の大拡張と、〝特殊鋼〟生産のための代用資材の研究と、屑鉄、鉛、その他の軍需物資のこれまでの後給源に代わるものを必要とした。精製鋼や電気鋼の製造と、原油の精製と、人造石油の生産のための強度増加は、急速に検討されることになった。

この意図は非経済的な力強さ、産業上の必要に基きするために、軍需費の一時的犠牲によって、賄われること、満洲国と中国の他の地域の経済を日本のそれに統合することに、さらに大きな重点が置かれることになっていた。この新しい計画は、神経的に必要なものと考えられたから、中国における戦争と、ソビエット政府との戦争に備える軍事的準備とのために割当てられることになっていた。この理由で、ソビエット連邦との関係の一時的な調整に到達するために、日本は努力することになった。

すでに説明した措置の結果として、日本は合衆国に対して強硬な態度をとることができるようになるという考えであった。そして、合衆国は戦争の脅威に直面し、同国民の世論の圧迫をうけて、日本に行動を黙認し、原料の供給に対する絶縁禁止を解くであろうと期待していた。

米内内閣の南方進出の計画と準備

米内内閣は、いろいろな考慮から、九国條約を公然と否認することを差控えただが、その同じ考慮から、日本は南方に対する侵略的意図を徐々とすることになった。しかし、南方進出の計画は、一九四〇年の前半に用意され、つくり上げられた。

一九四〇年三月十七日に、その会計年度に対する拡張的な巨大な歳出案を審議するために、決算委員会が開かれた。委員の一人は、この支出の目的を探り出そうとして、日本は満洲国と中国の他の地域の開発に重点するよりも、南方へ進出する方がさらに大きな利益を得ることができるという見解を力説した。日本は南方で原料の宝庫を発見することができることを約束し、その例として、フィリピン群島のミンダナオ島とオランダ領東インドのセレベス島とを挙げた。かれはこれらの地域の占領を唱道した。もっとも当時では実行することができないと指摘であることも認めた。それにもかかわらず日本は北方と南方の両方を目標としなければならないこと、特に南方に対してもっとも大きな努力を傾けなければならないといって、四重の根本的変更を強く主張した。

当時の情況では、日本は一面では防衛、他面では攻撃という両面の計画を立てなければならないとかれは考えた。拓務大臣小磯が最近数次にわたる閣議で、同様な意見を発表したことを委員会は高くいうと述べた。

小磯は、それに答えて、日本は南方も北方もともにその目標と見做さなければならないという意見に完全に同意し、それが拓務省の方針であることを委員会に説明した。満洲国と中国の他の地域を特殊開発することが計画するにあたっては、人口の移動がおもな仕事であって、経済的な開発は附随的な目標であった。しかし、日本の南方発展は、経済開発がおもな目的であって、植民はその目的への一つの手段であった。

綱領の基準に関する決定の原則に従い、また、西洋諸国との公然の敵対を避けようという内閣の希望によって加えられる制限の範囲内で、外務大臣有田は、日本の南進政策の進展を支持した。

一九四〇年四月十五日に行われた新聞会見で、オランダ領東インドに対する日本の政策について、有田は声明した。その間、貿易協定のために、一九四〇年二月十日に手交されていた日本の提案に対して、オランダ側からはたんの回答もなかった。

右の機会に、有田は、東アジアの他の諸国と同様に、日本は南方地域、特にオランダ領東インドと密接な関係をもっているといった。これらの諸国の間の経済的連結は、相互依存の相互関係にかかっているというのであった。

有田は質問に答えて、もしヨーロッパにおける戦争がオランダ領東インドに影響を與えるとすれば、単にこれらの経済的関係が害されるばかりでなく、東アジアの平和と安定を脅かす事態が起るであろうといった。これらの理由のために、ヨーロッパの戦争に作うどのような制度であっても、オランダ領東インドの現状に影響するようなものには、日本は深い関心をもっていると有田はつけ加えた。その翌日の一九四〇年四月十六日に、この声明はリッントロプの日本大使館によって受諾された。

ヨーロッパにおけるドイツの成功と西洋諸国からの強く反対とによる親ドイツ派の勢力増加

一九四〇年の最初の五カ月の間、米内内閣のとった措置は、中日紛争の解決を少しでも

大きるさなかった。日本の両内自体では、困難と不満に陥ちり、すでに一九四〇年二月に完全につきりしていたところの、日本人一般の親ドイツ的感情が強められた。

一九四〇年四月三日に、日本大使の出席の上で、日独文化委員会がベルリンに設けられた。ドイツ外務省の次官ヴィッツゼッカーは、かれの戦前のうちで、独逸来書はしく発展してきた日本とナチス党の親睦体との関係に言及した。この新しい委員会は、ドイツと日本との体験的に緊密な精神的連帯を強化する有効な機関であるといい、両国を結びつけている政治的及経済関係はさらに増加されることを確信するといった。

ヨーロッパにおけるドイツの勝利が強のように高まるにつれて、九国條約の廃棄を唱えるる者は、いっそう露骨にそれを唱えるようになった。この見解は、駐に親会の予算委員会だけでなく、議会そのものにおいて、公然と主張された。

一九四〇年三月二十三日に、大使オットはフォン・リッベントロップに報告して、日本における政治的事件は、日本と西洋諸国との関係がいっそう悪化したことを示しているといった。合衆国とイギリスは、中国における汪政権の樹立に対する反対を続けた。イギリス大使は、新しい傀儡政権が組織されたことについて、抗議を提出した。合衆国大使は、中国における〝門戸開放〟主義の強反について、さらに二つの抗議を提出した。

独逸の政党の諸員が同時に外務大臣に対して、日本とドイツ及びイタリアとの関係を、すなわち日本の政策に対して友好的であるこの両国との関係を強化するように力説した。一九四〇年三月二十八日の予算委員会で、委員の一人は、ドイツの勝利を歓迎と見做し、日本がヨーロッパに態度に参加することを主張した。

オランダ領東インドに関する一九四〇年四月十五日の有田の質問に対しては、直ちに合衆国からの抗議があった。一九四〇年四月十七日に、駐蘭公使は、新聞発表を行い、オランダ領東インドの現状に対する干渉は、どのようなものでも、全太平洋地域の平和と安定を損うものであると宣明した。

一九四〇年五月九日に、ドイツはオランダに侵入した。その翌日に、合衆国から最近に発表に帰った〝ドイツ外務省の幹使スターマー〟は、フォン・リッベントロップに対して、日本の情勢を報告した。最近のドイツの成功は、日本で深い印象を與え、極東におけるイギリスの重要性を減じたとかれはいった。独軍部内と日本国民の間には、反英感情が目に見えて強くなった。合衆国がとっている態度から見て、合衆国とイギリスとの了解に達しようとする米内内閣の試みは、不成功に終るであろうとスターマーは確信していた。

スターマーは、米内内閣の経済政策が過酷でなく、同内閣の困難は何び増大したといった。かれは、これらの政策がかもし出した動機と本質の結果として、結局はドイツに有利な新しい内閣が成立することになるであろうと考え、そのときが来れば、近衛が新しい総理大臣になるであろうと思った。

かれはつけ加えて、いずれにしても、一方で日本と、他方で合衆国及びイギリスとの間の緊張した状態は、当然増大するか、少くともそのまま継続することなく続くよりほかはないといった。しかし、リッベントロップに対して警告し、中日紛争が解決されるまで、また国内の救助に緊急措置がとられるまで、日本はその政策を変えることはできないであろうといった。

米光、有田に西洋諸国との協調を進言

ドイツとの関係をいっそう緊密にすることと、日本がヨーロッパ戦争に参加することを要求する声がやかましくなってきもつつあったにもかかわらず、外務大臣有田は、ヨーロッパ戦争に介入しないことと、日本と合衆国との関係にはっきりした誇りができるのを通ける

ようというかれの政策を維持していた。スターマーは、一九四〇年五月十日の電報で、米内内閣は依然としてイギリス及び合衆国とさらに親しんだ意見のもとにとどまっていると報告した。この政策を有田に絶えず勧めていた外務省官吏の一人は、ヨンドン駐在の日本大使米光であった。

一九三九年の七月と八月の間、平沼内閣の瓦解の前に、外務大臣有田は、中国における日本の地位をイギリスに認識させることができるかどうかを探っていた。一九三九年の終りに近く、阿部内閣が在任していた間は、これが日本の外交政策の目的であった。米内が総理大臣に、有田が外務大臣となった後に、大使米光はこの目的を維持せようと努力した。かれの主張は、日本の国策の目標は、西洋諸国の反列を受けないで政府を中国に樹立することによって、その達成をはからなければならないというのであった。

汪精衛政権が中国に樹立される前、三週間にもならない一九四〇年三月十三日に、米光は、中国における紛争を解決するための日本の条件に対するイギリスの反列を除こうとして、そのころかれが行った努力について、有田に報告した。かれはイギリスの外務次官R・A・バトラー氏に対して、汪精衛政権を中国の新中央政府として設立するという日本の意思について、すでに話していた。〝近衛原則〟と日本の政策に関するその他の声明とを説明の基礎として、中国に対する日本の意思を最も有利に理解されるように説明していた。中国で治安を確立し、また新しい中国政府と諸外国との協力を確立することが日本の政策であるといっていた。かれはつけ加えて、新しい政権のもとでは、国内紛争を画策した者だけが排除されることになっていると いっていた。この基礎の上に立って、中国国民政府との妥協の機会が見出されることをかれは望んだ。

米光は有田に対して、この政策をとれば、イギリスとの間に、双方の誠によって有用な協定を結ぶ機会があるということを感じさせようと努力した。イギリスは、中国国民政府だけを承認するという政策を進ちに変更することはできないが、事態についての米光の予測がその通りになることを望むとバトラーが述べたと米光はいった。東亜をイギリスにそれを与えるならば、イギリスはそれを行う意思があることを示すものとして、イギリス政府に、天津のイギリス租界に関する日本との協議を解決する措置をとっていた。

米光は有田に対して、ソビエット強邦の行動に関するイギリスの懸念は、日本といっそう根本的な意見の一致に至る基礎を與えるものであると表げた。中国に関しても、南国の間の了解をいっそうよくしなければならない理由があるということについて、バトラーは同意していた。

米光にバトラーに、ヨーロッパ戦争に関して、日本は絶正中立の立場を維持すると決意していることを保証し、西国の間の智慧協調を東縛きたいと希望を表明していた。バトラーはこれに答えて、イギリスは、その論理に基するために、あらゆる努力を尽す用意があるといっていた。

一九四〇年五月十三日、すなわち、ドイツがオランダとベルギーに侵入してから四日後に、米光は再び有田に報告した。かれは、ヒトラーがこの作戦にすべてを賭けるとしろ決意をしていることは明白であるといったが、ドイツはフランスとイギリスを決して打ち破ってしまったのではないということを強調した。日本はおらゆる出来事に備える用意をしておかなければならないこと、また、東アジアで安定した事態をつくり上げることを国策の指導原理としなければならないことをかれは強調した。

米光は有田に対して、一九三六年の国策の基準に関する決定の修正版の観測に、しか

もそれ以上の侵略的な措置をとることにならないような一つの方式を獲得しようと試みた。

国際情勢にかんがみて、東アジアにおける日本の相互的地位を確立することは、非常に緊急なことであるとされはいうの。ローロクパ戦争の結果にかかわりなく、まず中国における紛争が解決されなかったならば、日本は平和に立場に置かれるであろうというのであるつた。翌つて、どんな動揺を被ろうとも、直接または直政策を通じて、日本は蔣介石大元帥との和解をもたらすようにつとめなければならないと指摘して、受動的な措置の必要を強調した。

重光は南田に対して、南方地域全体に対する日本の政策は、オランダ領東インドに対して十分にとられた政策を基礎としなければならないと主張した。日本は南方地域の現状を変更する意思はないこと、天皇親書も中立国もこの地域に干渉しないこと、そして南方の安定民の福祉を増一に増成することが日本に宣言すべきであるといつた。

日本はオランダ領東インドに対する特別の関心を強調した。一九四〇年五月オランダ領東インドに対する外務大臣有田の政策は、その一部は、南洋諸国との公然の秘密を知けたいと思んでいたことによつて、また一部は、かれが西洋諸国との発展の野心を達成するために、ヨーロクパにおけるドイツの勝利を利用したいという希望によつて支配されていた。オランダ領東インドにおける現状の維持に関して、日本が特別の関心を表明した一九四〇年四月十五日の有田の声明に対して、オランダ国際にはれての保証を拒否した。一九四〇年四月十六日、すなわち、この声明がなされた翌日に、オランダの外務大臣は、ニーダ駐在の日本公使に対して、オランダ日オランダ領東インドについて、どの国の侵略を手出しも求めたことがなく、また将来も求めることはないであろうと通告した。二日の後、すなわち、一九四〇年四月十八日に、この言明は東京におけるオランダ公使によつて確認された。

それにもかかわらず一九四〇年五月十一日、すなわち、ドイツがオランダを攻撃した二日の後に、有田にオランダ領東インドにおける現状維持に関する日本の特別の関心について、ラビエット海軍、合衆国、イタリア及びすべての交戦国の注意を再び喚起した。同じ日に、合衆国が為名に、オランダ領東インドの現状を維持するという意図を幾多の政府がすでに明らかにしていたことを発表した。国務省の意見では、このような声明は、どれほどしば〳〵繰返しても、過度し過ぎることはないというのであつた。イギリスは日本に対して、オランダ領東インドに干渉する意思はないことを通告し、フランスも同様の保証を与えた。一九四〇年五月十五日に、東京駐在のオランダ公使は有田に対して、オランダ政府はイギリスもフランスも合衆国も干渉することはないと信じていると通告した。

これらの保証にもかかわらず、日本においては、論説が引続き盛んに行われていた。一九四〇年五月十六日に、合衆国国務長官コーデル・ハルは、日本の大使に対して、日本では、あたかも他の諸国からは現状維持の誓約が与えられなかつたかのように、毎日または一日おきに、事態の新しい局面が論議されているといつて、憂慮の念を表明した。オランダ領東インドに、日本の何か特別な利益と聴傳されるものが存在すると日本が主張することは、有のような誓約にかんがみて、了解しがたいことであるとハルはいつた。日本は単国の膨大な地域を支配し、同国との通商上の平等を排除する意思を明かにしているから、オランダ領東インドに対しても、同様な企図をもつているかもしれないというようなことをいつた。大使はこれを否定し、イギリスとフランスがそこに軍隊を干渉させることを企てない限り、日本は事態に満足していると述べた。

同じ日に、すなわち、一九四〇年四月十六日に、オランダ領東インドの総督は有田に対して、現存する日本との経済関係を維持する意向であること、日本にとつて絶対的になくてはならない鉄油、ゴム、その他の原料の輸出に制限を加えないことを通告した。しかし、有田はまだ満足しなかつた。かれはオランダ公使に対して、一九四〇年五月二十日に、ほかの物資で、日本にとつて相当に必要な物がたくさんあると通告した。かれは、特定物資の約定された量を日本に毎年輸出するというはつきりした保証を求め、これらの要求項に関することを文書で確認することを要求した。

日本は南方諸出兵準備し、ドイツはオランダ領東インドに対する無関心を宣明した。

一九三九年、平沼内閣が政権を握つていた間に、外務大臣有田は引続いてソビエット連邦を日本の最大の敵と見做していた。一九三九年八月二十三日の独ソ不可侵条約の締結が原因となつて、この内閣が崩壊した後に、大島と白鳥は、かれらが日本とソビエット連邦との和解をもたらすために努力することについて、アボット・リクベントロップと意見が一致した。かれらの計画は、ひとたびソビエット連邦との了解に到達したならば、枢軸三国はその活動がもつぱら西ヨーロクパ諸国に対して思うままに向けることができるというのであつた。こうして、日本の南方進出に対する結果を取除かれるというのであつた。大島と白鳥は、かれらの目的を達成するために、東京に帰つた。

一九三九年の最後の四カ月の間、阿部内閣の穏健な政策は、ソビエット連邦との接近を容易にする途を開いた。ノモンハンにおける紛争は急速に終り、日本の二箇兵団のソビエット連邦に対する敵意は、ある程度まで緩和された。モスコー駐在の日本大使東郷は、国境紛争の平穏的解決と新しい通商協約とについて、ソビエット政府と交渉するように調令された。日本とソビエット連邦との不可侵条約の交渉は、蔣介石大元帥に対する援助を放棄するに意思がソビエット連邦にあるかないかにかかつているということも、かれは知らされた。

新しい米内内閣に、有田が再び外務大臣として就任した一九四〇年一月五日以後も、中国における日本の野心に対してソビエットが妨害しないかという懸念は無かつた。一九四〇年五月十日には、米内内閣は、イギリス及びフランスと、より以上の意見の一致に達しようとして努力していた。日本とソビエット連邦は、互いに相手を利用していなかつた。大島、白鳥及びその他の軍部派の者の助力を得て、ドイツ大使館は、依然として、両国の間の和解の促進につとめていた。

しかし、東郷氏と抵抗の圧力のもとに、米内内閣の政策は次第に変化を示した。日本の侵略的行動に対して、引続き行われていた西洋諸国の反対のために、原料の新しい供給源の必要が増大した。一九四〇年三月に、ソビエット連邦に対する軍事的準備のために、相当でられた資金と資材の一部は、合衆国に日本が依存しないでもすむようにすることを目的とする工業生産に流用された。小磯のもとにあつた拓務省は、日本の東南アジアへの進出の計画を手ずに立てていた。

コーロクパにおけるドイツの勝利は、これらの計画を実行する機会を与えるもののように見えた。一九四〇年六月九日に、ドイツがオランダを攻撃したとき、外務大臣有田は、オランダ領東インドに対するドイツの態度が明されれば、日本にとつて好都合であると思のめかして、ドイツ側の支持を求めた。外務大臣の新聞会見で、また日本の新聞紙上で、西洋諸国がオランダ領東インドに関する意見を表明しているのに対して、ドイツからはなんの言葉も聞こえないというこの沈黙は、

このようにして、ドイツは、日本の侵略的目標を西洋諸国に向けさせる機会を與えられ、大使オットは有田に対して、ドイツのオランダ侵入は、ヨーロクパ戦争の続行だけに関連するものであるということを告げるように、ノオン・リッベントロップから訓令を受けた。ドイツ自身としては、オランダ領東インドに対して、関心をもつていなかつたが、この地域における事態の発展に対する日本の不満は、これを充分に理解していた。ノオン・リッベントロップは、西洋諸国の行動がこのような疑念を起させる機会となつたが、ドイツは常に日本に対して友好政策をとつてきたといつた。オットは有田に対して、ドイツがオランダ領東インドに対して無関心であることを確定的に宣明したことを明らかにして、この通告を口頭で伝えることになつていた。

一九四〇年五月二十二日に、オットは有田に堅実のドイツの軍事的成功について話し、また、ノオン・リッベントロップの通告を伝えた。これに対して、有田は感謝の意を表した。日本の外務省からは、ドイツはオランダ領東インドに対して無関心であると言明したというニュースを出された。日本の新聞はこの発表を大きく取扱い、それはこの地域に対する日本の政策を完全に満足するものであり、また第三のドイツの支持を約束するものであると報道した。ドイツの態度は、西洋諸国のとつた態度と対照された。

日本は蔣光の進言を無視して南方進出の準備を開始

一九四〇年五月二十五日に、すなわち、ドイツがオランダ領東インドに対する無関心を宣明した直後に、大使重光は有田に一度警告を与つた。ヨーロクパ戦争の動乱はまだ緩和されていないから、日本はあらゆる出来事に備えておかなければならないとも一度強調したのである。ドイツがオランダとベルギー両国の戦線で無理を博したにもかかわらず、イギリスとフランスはまだ戦争を続けることを因く決意していることはいつた。日本は厳正な中立の政策を保つべきであり、受動的な措置をとることによつて、中日戦争を終了させなければならないと再び力説した。

ヨーロクパにおける成行きの結果として、日本はいや増しに東アジアの安全勢力となつたと重光は指摘した。ヨーロクパ戦争の結果がどうなろうとも、受動的な措置をとることによつて、中日戦争を終了させなければならないと再び力説した。

ヨーロクパにおける成行きの結果として、日本はいや増しに東アジアの安全勢力となつたと重光は指摘した。ヨーロクパ戦争の結果がどうなろうとも、受動的な措置をとることによつて、中日戦争を終了させなければならないと再び力説した。

重光の進言は、ヨーロクパにおけるドイツの勝利の陰に隠れて、武力によつて南方に進出しようとする計画の放棄を意味するものであつた。かれは有田に対して、中国における受動政策を公式に言明し、同時に、ヨーロクパの交戦国の軍隊を中国から撤退させることを要求するように勧めた。日本と満洲国と中国の他の地域との沿岸から三百マイルの海域に及ぶ中立地帯の宣言について、日本はまた考慮すべきであると重光はいつた。このような方法で、ヨーロクパ戦争が太平洋に波及するのを防ぐことができると考え、世論や軍部派の圧力を無視して行動するように、かれは有田に説いた。しかし、日本の政策には、全然変化がなかつた。

一九四〇年五月の終りと六月の初めに、イギリスとフランスの軍隊は、ドイツの攻撃の前に圧倒されて撤退された。一九四〇年六月九日に、ソビエット連邦と日本は、協定によつて蒙古と満洲国を分ける国境線を定めた。一九四〇年六月十日に、イタリアはイギリスとフランスに対して宣戦した。一九四〇年六月十七日に、フランスは休戦を求めなければならなくなつた。

一九四〇年六月十日に、有田は、合衆国駐箚の大使がハワイに帰つてあることについて、若干を述べた。大使グルーはかれに対して、日本に対する通商の基地の一つにいることは、日本に対する警戒にはたらかれを提出したけれども、有田の方では、それが引除いてそこに留まることは、オランダ領東インドとその他の南方地域に対する日本の意図に対して疑惑をもつていることを意味するものであると主張した。かれはもう一度グルーに対して、日本は新しい領土を獲得する意図をまつたくもつていないと保証した。

この間、東京のドイツ大使館は、合衆国に対する脅威情をかき立てるために、報道機関を主要な政治家に働きかけた。大使オットは自身、近衛とその他の日本の政界の著名な人物に対して、日本と合衆国との衝突は、結局において避けられないものであるとほのめかした。大島、白鳥及びその他軍部派の者は、この煽動について、ドイツ側と協力した。

日本は仏印に軍ぬ二要求を提出、一九四〇年六月

フランスの崩壊が切迫するにつれて、オランダ領東インドに代つて、仏印が日本の侵略の次の犠牲として意図された。蔣介石大元帥の軍隊に対する物資供給を中止せよという日本の要求は、一九四〇年三月に、フランスの抵抗にあつてそのままになつていた。一九四〇年六月四日に、東京駐在のフランス大使に対して、再び強硬な申入れがなされ、再び拒絶された。

仏印に対する日本の政策は、東京「新秩序の建設に対するすべての障害は、いかなる犠牲を払つても、これを一掃する」という日本の決意によつて支配されていた。どの経路であつても、それによつて中国の抗戦軍隊が援助を受け得るものは、すべて撤廃するというのであつた。このために、仏印は日本の支配の下に置くものとすると決定されていた。

一九四〇年六月十二日に、仏印の東部国境を越えて、ハノイに対して、日本は、その権益を強化した。翌日に、仏印の北部国境附近に駐屯していた日本の南支派遣軍は、中国が海外輸入した武器と軍需品の大部分が依然として仏領印度支那経由で重慶に輸送されていると発表した。この発表は、仏印当局が蔣介石大元帥を援助するためにとつているところの、このような行為は看過できないと述べた。翌日後の一九四〇年六月十六日に、仏印の植民地当局の消性行為と日本の主張しているものをフランスが中止させるようにと日本は要求した。一九四〇年六月十七日に、すなわち、フランスがドイツに休戦を求めた日に、仏印総督はこれらの要求に屈服した。一切の中国向けの兵器、弾薬、その他の軍需品の供給を中止することに同意し、また、北部仏印へ日本軍事使節団の駐留を承認したのである。

翌日の一九四〇年六月十八日に、総理大臣米内、外務大臣有田、陸軍大臣畑及び海軍大臣吉田は会議を開いて、さらに要求を十ることを決定した。日本は仏印当局に対して、一切の国際的活動の抑圧を要求し、もしこの要求が拒絶されたならば、武力を行使するというのであつた。武力を直ちに行使してはいけないかという議論があつたが、陸軍は武力を用いるという威嚇で充分であろうと考え、この方針に反対の勧告をした。

今やドイツの支配に服しているフランス政府に対して、日本はさらに約束を要求し、そしてこれを得た。中国向けのある軍需品の供給に対して課せられた禁止は、日本の陸軍によつて強大され、廃棄した孫総に及ぶ他の物資を各々に至つた。フランス当局は、雲南入行盤を与えることによつて、この盤盤を実施することを約束した。

一九四〇年六月二十二日に、日本の使節団の撤退に対して、フランスは正式に同意した。一九四〇年六月二十九日に、日本の陸軍

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

有、御軍者、外務者の代表者四十名から成る、この懇談会は、仏印のハノイに上陸し、現地で行われた約束通りに、武装が実施されていることを論じた。

米内内閣は仏印における行動の自由を獲し、ドイツに西洋諸国に対抗する協力を申入れた。

上の上に、ドイツとイタリアに対して、政治的と経済的との両見地から、日本は仏印の資源に重大な関心をもっているということが通告された。ドイツがあまりにひどいかけひきをしない限り、西洋諸国に対して、米内内閣がドイツと協調して行動しようとしていることが今や明らかになった。一九四〇年六月十九日に、すなわち、日本の対仏印政策が四国会議で決定された翌日に、大使東郷は、ドイツ外務省のある役人との会談で、この問題を一般的に持ち出した。

東郷は話のはじめに、ドイツとの関係をもっと密接でしかるものにしたいという日本の熱望を強調した。最初には、この政策に反対していた人々でさえも、今では、日本の新東亜秩序構想にではなく、ドイツへの接近にかかっているということを知っているとされはいった。日本がドイツとの親交の改善を望んでいることを示すものとして、東郷は、日本の元外務大臣佐藤尚武が近く訪問することを申げた。

東郷は話を続けて、日本の立場を論じ、また、西欧の間の協力がどのような形をとるべきかについて、日本側の見解を論じた。ドイツの圧力にかんがみて、西洋諸国は日本向けの輸出に対して有効なボイコットを敢行することができないから、かれは日本の原料不足が非常に重大なものとは、もう考えなかった。軍工業の拡張が今では日本の最も重要な仕事であるとかれはいった。この感覚についてドイツが協力してくれるならば、日本はもう合衆国に依存しなくなるから、行動の自由を獲得することになるというのであった。合衆国の新しくできた親友好的な態度にかんがみて、日本の協業家は、喜んでアメリカの供給源をドイツの供給源に切りかえるであろうというのであった。

日本のソビエット連邦に対する敬意と、日本がドイツに対して実質的な経済的援助を与えることができなかったこととが、枢軸諸国間の緊密な協力に対する障害であろうということを東郷は示した。モスコーの大使館員の自分自身も日本とソビエット連邦との親交の改善のために、無心に働いているとかれはいった。日本の要求が南方に存すること、北方の危険を味方にしなければならないことは、日本においても、ますます明白に認識され始めていると言明した。軍部の覚悟の中には、この方向に対するものもあることは認めたが、大局がこれらのものにその必要を納得させるであろうとかれはいった。

東郷は、日本自身の立場とその他の海外諸地域から、ドイツへ向けて、原料輸送を促進する用意がもう日本にはできているにすぎないことをもほのめかした。西洋諸国の現状に照らして、もはや中立法を文字通りに固く守る必要はないことをかれは指摘した。ヨーロッパ戦争が終了した後は、ドイツ及びイタリア、ソビエット連邦、合衆国、日本及び中国によってそれぞれ支配される四つの勢力範囲が残るという予想をかれは述べた。そうだれば、ドイツ・ブロックと日本ブロックとの緊密な関係は、両国にとって相互に有利であると考え、ドイツがその戦後の経済企画において日本に未分な地位を割当てることをかれは提案した。

重光は快然として米内内閣の政策に反対

米内内閣の政策の最近の展開を知った大使重光は、一九四〇年六月十九日に、有田に対して、問題の地で武力に訴えることが決定されたならば、日本はもう合衆国の態度を慎重に考慮すべきであるといった。経済上の諸問題だけでなく、合衆国とイギリスの軍力に対しても、充分に注意を払わなければならないというのであった。フランスの植民地に対して、オーストラリアが干渉するおそれがあると重光は思った。この場合には、日本は積極的な行動に出る好機をつかむことができるかもしれないと考えた。しかし、ドイツの勝利が確実であるというのでないということを明らかにした。かれは有田に対して、フランスの崩壊が完全であるとしても、イギリスは戦いを続け、容易には屈しないであろうと注意した。

西洋諸国の被った挫折にもかかわらず、重光は有田に対して、以前に送った電報の中で唱えた政策の基本原則を繰返して力説した。日本は東アジアにおける自己の立場を強化するために、ヨーロッパの情勢を利用すべきであるとかれは考えていた。日本は、南方の島々を含めて、東アジアの安定に重大な関心をもつことを声明すべきであるといった。ヨーロッパ戦争の拡大と動く決意と、東アジアにはヨーロッパの搾取の場所であってはならないという決心とから、日本は冒険すべきであるというのであった。ヨーロッパで枢軸側が勝利を得るかもしれないということを考えて、日本はドイツの東亜アジア侵入をあらかじめ防ぐことを用意しておき、このような侵略から、日本がドイツと戦争する危険に迫されないようにしなければならないというのであった。

この電報とそれとの前の電報から、重光の方針はつきりと現われてくる。西洋諸国は、ヨーロッパの戦争に勝つかはあろうが、東アジアにおける勝利は大いに減ぜられるであろうということ、従って、日本の地位は強められるであろうということをかれは考えた。妥協によって、中国との和解に達したならば、日本は南方の島々に対して、日本に、特に、有田、東郷及び近衛に指定した会議で、一九四〇年六月一八日に決定されていた。妥協できるような條件で、ドイツは協力を与える用意があるいち問題全体が慎重に検討されつつあった。日本の態度に対する好意の関心は、一九四〇年六月十九日に、ドイツとイタリアに知らされていた。合衆国とイギリスに対する日本の政策は、この知らせに対する回答によってできるものと決定された。

これらの回答が待たれている間に、合衆国は日本との了解に到達し、また日本の誠意をたしかめるために、別の試みをした。大使グルーは有田に対して、日本と合衆国は、ヨーロッパ交戦国の太平洋諸地に関して、平和的手段によって変更されるのでないかぎり、その現状を維持するという共通の希望を宣言した覚書を交換すべきであると提案するように訓令された。さらに、もし何か問題が起り、西洋諸国のうち一方がこれについて協議をすることができるならば、特に、西洋諸国に介入する機会がなくなるであろうと付加した。中立政策をとることによって、日本は満足的な解決に立つ資格を得るであろうというのであった。

さらに、アジアと東インド諸島における西洋の勢力に反抗することによって、日本は東洋の諸民族の好意と支持を得るであろうし、中国との和解の達成をいっそう容易にするであろうというのであった。このように、平和的な指導によって、日本は現に戦争の準備をしている目的そのものを達成できるというのであった。

枢軸国がヨーロッパで勝利を得ることになったとしても、冷静に考えがあてはまるというのであった。現力を抱いることなく、アジアの諸民族の間に感情を発したならば、東洋を支配しようとするドイツのどのような企図に対しても、日本は阻止する用意があることに反対するようというのであった。

有田、合衆国との協力の提案を拒否

しかし、日本の政策は、米内、有田、東郷及び近衛に指導した会議で、一九四〇年六月一八日に決定されていた。妥協できるような條件で、ドイツは協力を与える用意があるいち問題全体が慎重に検討されつつあった。日本の態度に対する好意の関心は、一九四〇年六月十九日に、ドイツとイタリアに知らされていた。合衆国とイギリスに対する日本の政策は、この知らせに対する回答によってできるものと決定された。

これらの回答が待たれている間に、合衆国は日本との了解に到達し、また日本の誠意をたしかめるために、別の試みをした。大使グルーは有田に対して、日本と合衆国は、ヨーロッパ交戦国の太平洋諸地に関して、平和的手段によって変更されるのでないかぎり、その現状を維持するという共通の希望を宣言した覚書を交換すべきであると提案するように訓令された。さらに、もし何か問題が起り、西洋諸国のうち一方がこれについて協議をすることが

望ましいという意見である場合には、両国の間で協議するという提案をグルーは提案することになっていた。

一九四〇年六月二十四日に、グルーは有田に対して、どこ内閣にこの提案を行った。しかし、そのさいに、合衆国はこの提案についてとった立場を譲歩したのではないということを明らかにした。この新しい合衆国の提案は、両国間の関係を改善するなにかの方法を発見する手段として、企てられたものである。

有田は日本に対するドイツの態度に確信がなかったので、この合衆国の提案を非常に慎重に扱ったが、この提案は、日本の政策に重大な影響を及ぼすものであると述べた。この提案は九国条約体制の復活であるとかれは見ようとした。この条約にまだ日本を拘束していたが、それに含まれた義務を免れ、否認することができるため、日本はあらゆる努力をしてきたのであった。日本の行動の自由に対して、特にチャンドラ・ボース・インドに関するそれに対して、新しい制限が加えられることを有田は嫌まなかった。

そこで、有田はグルーに対して、日本と合衆国との間に、多くの妥協的な意見の相違が残っていることにかんがみ、これらの意見の相違がもう解決されなければ、新しい提案を受諾することは困難かもしれないと述べた。かれは日本の政策の親ドイツ的傾向に言及した上、かれ個人としては、合衆国との接近を望んでいるが、この意見のために、自分に強しい非難を浴せられているといった。それにもかかわらず、かれはその提案に慎重な考慮を払うと約束した。

一九四〇年六月二十八日に、外務大臣有田は、合衆国の提案に対する日本の回答を與えた。かれは大使グルーに対して、現存の国際情勢にかんがみ、合衆国が提示した基礎の上で、東洋の公式交渉を開始することができるかどうか疑わしいといった。ヨーロッパ戦争がヨーロッパの資源国の太平洋領域の地位に與える影響について、日本に、強い関心をもっていると有田はいった。そこで、現在の流動的時期において、どのような性質の協定も締結することを日本は望ましいとは考えないというのであった。有田は、ヨーロッパ戦争が極東に波及するのを防止するために、かれ自身努力しているといい、日本と合衆国だけに関係のある問題を討議するのが時宜を得たことではないかといった。

有田、日本の政策の基礎が西洋諸国を一目標とするドイツとの協力にあること

を示す

一九四〇年六月二十九日に、すなわち、合衆国の提案を外務大臣有田が拒絶した翌日に、かれは外交方針演説を行った。それはドイツと協調して行動するという米内内閣の意図を非常に強調したものであった。

かれは演説が英国の思想をもっていることを明らかにし、日本の勝国以来の理想は、万邦をして各々その所を得られるようにすることにあるといった。日本の外交方針は、この理想に基いているが、そのためには、機運を明白に認識しなかったといった。従って、世界の同じ地域の国々は、密接な人種的、経済的及び文化的なき手なにより結ばれているから、まずそのみずからの『共存共栄』の分野を建設するということは、自然の順序だというのであった。

ヨーロッパの勢力によって、戦争というものは、現存する秩序の不正を是正しえなかったことに普遍に基くということが示されたと有田はいった。日本が東亜『新秩序』建設の事業に着手したのは、この理由によるものであった。日本の目的が誤解され、中国の抗戦軍隊を支持する諸々によって、この目的が損害されてきたことは、はなはだ遺憾なことであるとかれはいった。このような反対を、日本はまずべて根絶する決意をしているというのであった。

有田の演説の残りの部分は、東アジア及び東南アジアと南洋諸島の全地域に対して、日本の宗主権を宣明したものにはかならなかった。東アジアの諸国は相互に協力し、相互の必要に應じ合うという運命をもったところの、単一の分野を構成しているとかれはいった。続いて、ヨーロッパ戦争は仕まったときに、日本はヨーロッパに対する不介入の方針を宣言し、ヨーロッパの勢力を東アジアに波及させてはならないという希望を声明したといった。

有田はこの演説の結びとして、西洋諸国に日本の強計画を妨害しないようにと勧告した。西洋諸国が戦争を太平洋にまで拡大するようなことは、たにも行わないものと日本は信ずるとかれはいった。日本は東亜『新秩序』建設の事業を遂行するためにわら、ヨーロッパにおける恐怖の復活に対して、またヨーロッパ戦争が東アジアと南洋の諸地域に及ぼす反響に対して、慎重な注意を払っていると述べた。これらの地域の運命は、『東亜の安定勢力たる帝国の使命と責任とに鑑みて』、日本にとって重大な関心事であると言明した。

枢軸国の勝利を準備

一九四〇年五月と六月における外交方針の説明と通告の中で、日本はドイツの協力を希望するが、ヨーロッパ戦争に参加する意思はないということが明らかにされていた。しかし、一九四〇年一月に米内内閣が就任して以来、西洋諸国に対する戦争に参加せずとよいという一般の声は絶えず間なく高まって行き、大島、白鳥、その他の日本における親ドイツ派の指導者と協力して動いていたドイツ大使館の館員によって、たゆみなく煽われていた。

一九三九年八月、阿部内閣が平沼内閣にかわって就任したときに、日本とドイツとの間の密接な協力に対して、重大な障害が起ついて、ドイツに対する大衆の憤慨が引き起されていたのである。陸軍内のある党派と一般の日本臣民の間では、ヨーロッパ戦争に介入する機会がなくなるであろうと期待した。西洋諸国が疲れ、ヨーロッパ戦争が終了した後は、ドイツ及びイタリア、ソビエット連邦、合衆国、日本及び中国によってそれぞれ支配される四つの勢力範囲が残るという予想をかれは述べた。そうだれば、ドイツ・ブロックと日本ブロックとの緊密な関係は、両国にとって相互に有利であると考え、ドイツがその戦後の経済企画において日本に未分な地位を割当てることをかれは提案した。

重光は快然として米内内閣の政策に反対

米内内閣の政策の最近の展開を知った大使重光は、一九四〇年六月十九日に、有田に対して、問題の地で武力に訴えることが決定されたならば、日本はもう合衆国の態度を慎重に考慮すべきであるといった。経済上の諸問題だけでなく、合衆国とイギリスの軍力に対しても、充分に注意を払わなければならないというのであった。フランスの植民地に対して、オーストラリアが干渉するおそれがあると重光は思った。この場合には、日本は積極的な行動に出る好機をつかむことができるかもしれないと考えた。しかし、ドイツの勝利が確実であるというのでないということを明らかにした。かれは有田に対して、フランスの崩壊が完全であるとしても、イギリスは戦いを続け、容易には屈しないであろうと注意した。

西洋諸国の被った挫折にもかかわらず、重光は有田に対して、以前に送った電報の中で唱えた政策の基本原則を繰返して力説した。日本は東アジアにおける自己の立場を強化するために、ヨーロッパの情勢を利用すべきであるとかれは考えていた。日本は、南方の島々を含めて、東アジアの安定に重大な関心をもつことを声明すべきであるといった。ヨーロッパ戦争の拡大と動く決意と、東アジアにはヨーロッパの搾取の場所であってはならないという決心とから、日本は冒険すべきであるというのであった。ヨーロッパで枢軸側が勝利を得るかもしれないということを考えて、日本はドイツの東亜アジア侵入をあらかじめ防ぐことを用意しておき、このような侵略から、日本がドイツと戦争する危険に迫されないようにしなければならないというのであった。

この電報とそれとの前の電報から、重光の方針はつきりと現われてくる。西洋諸国は、ヨーロッパの戦争に勝つかはあろうが、東アジアにおける勝利は大いに減ぜられるであろうということ、従って、日本の地位は強められるであろうということをかれは考えた。妥協によって、中国との和解に達したなら

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

一九四〇年六月中旬に、フランスが崩壊すると、親ドイツ派のある者は、米内内閣の更迭が行われなければならないとさえ論議に近づいていると感じた。一九四〇年六月十八日に、日本の政治体制の再調整及び強化と強力な外交政策の樹立を目的とした政治潮休の会員に対して、白鳥は演説を行つた。この会合で、かれは貴族として内閣の擁護を主張することはできないが、ドイツの成功にかんがみて、一つの提案がすでに失われたと感じていると述べた。三国枢軸同盟に反対する者が内閣に地位を占めている限り、ドイツとの協調の見込みはないと考えるというのであつた。

ドイツは日本に対して、オランダ領東インドにおける完全な行動の自由を手ごに収えていたので、日本の仲印に対する計画に基づて、米内内閣が行つた新しい申入れには驚きたあつた。この新しい調停を要求したことは、ドイツにかせびさをする機会を與えた。ドイツ外務省の一官吏は、中国に対する日本の強圧を放棄して、ドイツが挑つた経済上の強圧について詳しく述べ、また、ヨーロッパ戦争が始つてから、日本は中立的な資源から除外されたが、ドイツと貿易協定を結び、ドイツに向けられた物資が日本経由で輸送されたりすることについてさえも、便宜を計りなかつたことを指摘した。

（午前十時四十五分休憩）

（午前十一時二分開会）

○法務大臣（たがいまより枢密院議長出席を願います。

○議長（平沼騏一郎）

（朝）

（朝）

（朝

一九四〇年七月十三日に、有田はドイツの意図について探りを入れた。かれは伏線に両つて、日本をヨーロッパ戦争に介入させることがドイツの目的であるのか、また、極東における、フランスとオランダの植民地を支配することをドイツはみずから希望しているのではないかということを尋ねた。

米内内閣を代表して、佐藤が答弁を繰出したときに、フォン・リッベントロップはそれを無礼な冗談で受取ったのであるが、これらの答弁のものは、一九四〇年六月二十四日に、小磯と武藤が十分にオットから確かめていたように、ドイツ側にとって怪訝な感じるものであった。というのは、ドイツ側としては、イギリスとイギリス連邦の問題に対抗して、日本が今すぐに介入する必要をもう感じていなかったからである。従って、三国軍事同盟の締結に対する最大の障害は取除かれていた。ドイツが最も望んでいたのは、西洋諸国に対して、日本とドイツとイタリアの側に立たせる強力な日本政府であった。極東における、このような条件は、合衆国が引続き中立を守ることを保証するものであるとドイツは信じていた。

外務次官は有田がドイツの意図について質問をしている間に、外務省の役人は、一九四〇年七月十二日に、陸軍と海軍の代表者に対し、米内の辞職の準備を指示したが、この案の原則は、その時から、日本が西洋諸国に対して政策を支配したものであった。すべての要点において、これは西田顧問が佐藤がフォン・リッベントロップに示した線であった。

これらの二つのどちらの場合にも認められたことは、一九三一年九月に奉天事件が起つて以来、日本の領土的な拡張と領土拡張という問題は目標に掲げられていたということである。政策の行政機関には、たゞ変化なる変更があったにもかかわらず、日本の目的は、一貫して、東アジアと南方の諸国から資源と領土に対して、自己の支配権を確立することにあった。その目的を貫徹するために、ヨーロッパ戦争によって生じた情勢を利用することが今や企てられたのであった。

一方で日本、他方でドイツとイタリアはそれぞれの勢力範囲内に、協調して、また緊密に協力して行動するというのであった。ドイツとイタリアがヨーロッパにおいて不法に獲得したのと同様な行動の自由を、日本は東南アジアと南太平洋地域において享有すべきであるということを、枢軸諸国が協定するというのであった。日本は極東におけるイギリスの勢力と利益をくつがえすことになっており、また、合衆国がドイツに対する戦争に参加するのを阻止する役割を果すことになっていた。両国の間の諸条件によって、両国の長期的な計画に対するフランクの協定に対して、それゆえいつそうの安全性が得られるものであった。ドイツの軍事的援助に、日本の合衆国に対する侵略を減少させることができ、日本は、ドイツから鉄も石油に必要と考える資材を東アジアから手に入れることができるように保証するというのであった。しかし、現在のところでは、ヨーロッパ戦争に日本が参入することをしつこく要求するドイツのどんな動きに対しても抵抗として抵抗するというのであった。

陸軍が米内内閣に反対した理由

米内内閣には、この計画を実現するために必要な指導力も、目的に参与する熱意もなかった。陸軍に強力外交政策、すなわち、新しい内閣で実行されるものと近衛と木戸が考えていた政策を要求した。米内内閣の在任中は、親英輸攻撃が採用せよという要求に対して、終始一貫して抵抗を続けられた。平沼内閣在任中の一九三九年に、米内と有田とは、三国軍事同盟を結ぼうとする軍部派の画策を妨害させることに成功した。陸軍がドイツ及びイタリアとの軍事同盟を急速に結ばせようという要求を再び持ち出したとき、今度は有田は踏躇し、米内は反対した。このような人が政権をとっている間は、日本とドイツとの間に、協調の見込みはないと白鳥はいっていた。三国軍事同盟締結の問題は、内閣と内閣の辞職を要求する者との間で、根本的な争点となっていた。

第二の根本的な争点は、"大政翼賛会"と称する新しい全国的な政治機構の設立に関するものであった。陸軍の計画が唱かされ、あるいは反対された政治的危機に際しては、軍部派は常に政党の廃止を要求してきた。一九四〇年三月に、衆議院少壮武藤はこの要求を再び持ち出して、日本に必要なのは全体主義的体制であり、それによって、国家の総力を発揮されるようにすることであるといった。近衛と木戸は、一九四〇年五月二十六日に会見したときに、すべての既存政党にかわる新しい政党の組織に乗り出すことを計画した。かれらは、新しい内閣の外交政策と国内政策を決定することについては、陸軍と海軍に協議を授与を與えることも計画した。従って、近衛の内閣は、軍部派を代表することになり、その軍部派の政策に対しては、なんの反対もなかったわけであった。

大政翼賛会が達成するものと計画されていたのは、これらの目的であった。翼賛会は、憲法発布の目的に関する陸軍の説明の中で、一九三八年五月に、廃棄して捨てられたところの"国策の基準の原則"を完全に実施することによって、翼賛会に国家の権力を増し、陸軍の政策を支持するように、日本臣民を組織統制することになっていた。

このことは、結局において、軍部派の要求に応ずる被支配の組立を意味することを認識大臣米内は怖つた。すべての政党政治機構は廃止され、議会に議員の自由を許方もなく失うようになることをかれは知った。そこで、かれの内閣は、大政翼賛会の設立に反対した。

陸軍大臣阿南と海軍大臣長官は、共同に立つて、米内内閣の辞職を要求した。かれらは内閣書記官長石渡に対して、もし内閣が辞職を拒絶するならば、陸軍大臣の辞職を強行することが必要となるであろうと知らせた。この威嚇について、米内から呼ばれた際に、陸軍大臣は、結局は内閣が辞職した方がよいと思うというあいまいな答えをした。

陸軍による米内内閣の倒壊

参謀本部の幕僚は、軍事上と政治上の二つの立場から、米内内閣は当時の世界情勢に対処する能力がないとまめていた。この見解が表明されたときに、参謀総長閑院はこれを強に賛成し、畑に陸軍の要求について米内に知らせることになっていた。そうする前に、畑に近衛とこの事柄について話し合うことになっていた。

一九四〇年七月八日に、木戸は陸軍大臣阿南と情報武官長から、これらの事柄の背景について知られた。阿南に木戸に対して、ドイツ及びイタリアとの交渉を行うに当り、米内内閣はまつたく不適当であること、その政策処理方針は、致命的な手遅れを来すことになるかもしれないということを話した。要つて、内閣の更迭はやむを得ないことであり、四、五日の中には、そうなるものと思われるといった。陸軍の言葉が聞きつけられたら、米内内閣がどのような行動に出るかを見極めようと、陸軍は待ち構えていると木戸は聞かされた。

阿南の木戸との会見は、陸軍がとった最低的な態度を示すものである。陸軍大臣は、陸軍は一致して近衛公爵と木戸が米内を支持するとの信じた。木戸に新しい外務大臣の人選が困難であることを指摘すると、陸軍はその問題をりたく近衛に一任する用意があると閑南に保証した。

木戸が知らされていたように、陸軍の意見の変更がつくられ、米内に提出された。一九四〇年七月十六日に、総理大臣に対する要求書

せ、陸軍の見解は、内閣のそれと異つている旨を告げた。かれは陸軍大臣に、もし内閣の政策に不同意ならば、辞職してもらいたいといつた。そこで、畑は辞表を提出し、米内に後継者の指名を求められると、その日のうちにこれに対する回答をすると約束した。陸軍の他の二閣僚は、辞表を提出した後に、畑は米内に列して、陸軍はだれも推薦することができないと知らせた。

このようにして、陸軍は米内内閣が崩壊するほかはないようにし向けた。一九四〇年七月十六日、陸軍大臣が辞職したその日に、総理大臣は、思かにもつゞく方法がないので、内閣の辞表を天皇に提出した。

その翌日の一九四〇年七月十七日に、大使オットは、ベルリンに報告して、陸軍がむりやりに引起した内閣の更迭からみて、いつそう積極的な反イギリス政策へ急速に移換されるものと予期されるといつた。この政策が決定された場合に、香港を直ちに攻撃するために、陸軍は十分に攻撃兵員を動員していた。

米内内閣の倒壊をもたらした事情に、陸軍大臣畑が積極的に参加したということは、示されていない。かれは米内内閣の政策を支持していた。この政策は、それ自体が武力によつて勢力を拡大するという侵略目的を推進するために計画された侵略政策であった。かれが存在していたのは、親ドイツ派の人々が、かれらの計画を成功させるには、その前にまず日本の国内的な不一致を解決しなければならないことを知つていたからである。かれは、侵略的な目的を達そうと考える内閣の用心深い企てを、単に便宜上の問題であると見ていたことを明らかにしていた。都合のよい時機が来たときに、米内内閣の瓦解と、軍部の要求に応ずる新しい内閣の登場とをもたらすために、かれは利用されるまきに任せておいたのである。

米内内閣の倒壊と近衛の総理大臣選任に関する木戸の役割

一九四〇年六月一日に、内大臣として任命されてから、木戸は近衛と緊密な連絡を保ち、米内内閣の更迭を唱えていた者たちの目的を絶えず聞けていた。一九四〇年六月二十七日に、かれは内閣更迭の際にとるべき手続について、大政翼賛会と意見を交換した。一九四〇年七月五日に、総理大臣とその他の著名な人々を暗殺する陰謀が発覚したときに、木戸は、これを天皇に報告するにあたつて、陰謀者の動機を支持した。それから後は、米内内閣の瓦解と近衛の政権掌握とをもたらす陸軍の策謀に、かれはひそかに加わつていた。天皇が米内の辞職を聞けられないものと信ずるようになつていながら、なお米内に信頼を寄せており、内閣の更迭の必要になつたことを遺憾としていることを、木戸は知つていた。一九四〇年七月十六日の朝、米内が直ちに辞職することを強いられそうなことが明らかとなつたときに、木戸は天皇に畑の辞職の経緯を報告し、新しい総理大臣を選ぶ方法を説明した。

長老の政治家のもとものが"元老"と呼ばれていて、新しい総理大臣の任命に関して、天皇に意見を言うことが慣例となつていたが、そのうちの一人だけが存命していた。それは西園寺公望であつた。それまでは、西園寺の勢力は大きいものであつた。主としてかれの推言と政治情勢に関するかれの知識とによつて、宮中関係者は、軍部派の行動に対して、ときにはいくらかの犠牲を加えるように促されたものであつた。

西園寺の秘書であり、腹心であつた原田男爵は、米内とともに、木戸がその動機を支持した答辞者によつて、暗殺の対象にされていた。

一九三九年十一月に、木戸は近衛の要求によつて、総理大臣を選ぶ新しい方法を考え出す仕事を行つていた。かれの提案は、枢密院議長、内大臣及びすべての前総理大臣からなる一団をもつて、"元老"にかえてはどうかというのであつた。この"重臣"の一団に属する者の意見が天皇に伝達されるというのであつた。

一九三九年十一月十日に、木戸はこの計画を近衛と話し合つた。近衛は、できるだけ早く、それが実行に移されることを希望した。木戸が近衛に対して、西園寺が生きている限り、この計画を実行に移すのは困難であろうという懸念を表明したところからすれば、近衛も木戸も、この新しい制度を政治問題において西園寺の勢力を除く手段と見ていたことは明らかである。

一九四〇年一月に、米内が同部にかわつて総理大臣となつたときには、この計画は実行されなかつた。が、一九四〇年七月に、米内内閣が辞職したときには、西園寺は病気でもり、政治問題から遠ざかつていた。従つて、内大臣としての木戸の勢力は、大いに強められた。

天皇はこの新しい制度に関する木戸の説明を受け容れた。そして、米内内閣の辞表が受理された後、木戸に重臣会議を召集させた。この会議で、総理大臣の候補として名を挙げられたのは、近衛だけであつた。不満は、十日前に、近衛が候補となることに賛成するといつていた。木戸自身は、陸軍が賛成することはわかつており、最近の陸軍の行動には、近衛が就任するという仮定に基いているものがあると思うといつて、近衛の任命を強く主張した。そこで、問題は解決された。この決定を伝えるために、西園寺に送られた使者は、公爵は病体であり、政治情勢にうといので、天皇に進言する責任は負いたくないといつたと報告した。

そこで、木戸は重臣の進言を天皇に報告した。天皇は、最終的な決定が下される前に、もう一度西園寺に相談することを希望した。しかし、西園寺の病気を口実として、木戸は天皇にそれを思い止まらせた。そこで、近衛が呼ばれ、新しい内閣を組織する命令を受けた。

第二次近衛内閣の成立と政策

近衛は、木戸とかれが一九四〇年五月二十六日に計画していた方法で、内閣を組織に取りかかつた。天皇から新しい内閣を組織すべき責任を受諾した後に、近衛は木戸に対して、職務を行う意向のある後継者を選ぶように忠誠する協力を行う意向のある後継者を選ぶように忠誠するつもりでもると告げた。陸軍、海軍及び外務大臣が選ばれたら、近衛はかれらと親交、外交、陸海軍の協力、及び法務部と内閣との関係の諸問題を充分に相談することになつていた。これらの問題について、四相会議の意見が一致するまでは、かれは独の大臣の選考を開始しないということになつていた。この計画を近衛は実行した。

海軍大臣吉田は、新しい内閣に留任した。陸軍中将東條が陸軍大臣に選ばれた。米内内閣の倒れた後に、海軍大臣は、留任する陸軍大臣畑は、東條をかれの後任とするようにと、天皇にひそかに推薦するという前例のない措置をとつた。東條は一九三八年五月三十日から一九三八年十二月十日まで陸軍次官として在任し、それ以後は陸軍航空総監をつとめていた。一九四〇年二月二十四日以来、かれは軍事参議官を兼任していた。

外務大臣の選考は困難なものと木戸は認めていた。日本とドイツとの完全な協力を主張した極端論者の白鳥がこの地位に適当であると思われていたが、近衛は松岡を選んだ。かれの任命が全員もしないうちに、新外務大臣はこのことを内々ドイツ大使に知らせ、ドイツとの友好的な協力を希望するといつた。

この期間を通じて、日本の政治の動向について、ドイツはいつも詳細に知らされていた。一九四〇年七月二十日に、大使オットは本国政府に対して、松岡の任命は偶かに日本の外交政策の修整をもたらすであろうと報告

た。

一九四〇年七月十九日に、近衛、松岡、東條及び吉田は長時間の会議を行つた。そこで、新内閣の政策の基原則が定められ、意見がさまざまだつた松岡に対して、新しい内閣に主要な地位を占める四大臣が、この異例な手続によつて、ドイツとイタリアに対する接近を含む公式の外交政策原則を定めたことを知らせた。

これらの政策原則が決定したので、近衛はかれの内閣の他の閣僚の選考を進めた。新しい内閣の成立は、一九四〇年七月二十二日に発表された。

陸軍少将武藤は陸軍省軍務局長として留任し、畑は寛容な陸軍大臣になつた。親ドイツ派の有力者の一人と見なされていた大臣が外務次官に任命された。白鳥は、自分がこの任命を拒絶したことを内々でオットに知らせた。かれが外務大臣級の常任の職員になるであろうということが、今や予想されているというのであつた。この地位で、日本の外交政策について、偶然な影響力を揮うことができると白鳥は考えた。一九四二年八月二十八日に、かれは外務省の外交顧問になつた。新しい内閣は、一九四〇年七月二十六日に、すなわち、内閣が成立してから四日後に、その政策を明らかにした。この新しい宣明に示された基本的原則は、一九三六年八月十一日の閣議決定の簡潔版であつた。後者は今や歴史的勝利の図柄に立つており、新しい政治的、経済的、文化的秩序の創造の過程にあると述べてあつた。日本もまたその歴史上類例のない試験に直面しているというのであつた。

もし日本が八紘一宇の理想に従つて行動することができるとすれば、政治組織が根本的に改められねばならない、と宣明された。「大東亜新秩序の建設を達成することが日本の目的なのである」。その目的のために、日本は軍備を増強し、国民の総力を動員するというのであつた。日本は、何よりもまず、中国における戦争の解決に成功するために、力を集中するというのであつた。

弾力性のある政策を採用することによつて、日本は世界情勢の変化を利用する計画を立てるようにするというのであつた。

第二次近衛内閣、軍部による日本支配の完成を決意

一九四〇年五月二十六日に、近衛と木戸は新しい内閣を組織することを計画したが、その内閣は軍部の要望に従つて行動することによつて、またその政策に反対するかもしれないようなすべての政治的な要素を抑圧することによつて、全体主義的国家の政府になるものであつたことは、すでに明らかにされた。このようにして、軍部の指導者は、事実において、日本の不動な支配者となるかであつた。

早くも一九三〇年九月に、陸軍はこのような軍部内閣の成立を唱えたが、その後、それが軍部総動員の計画の現実的目標となつていた。一九三六年八月十一日の閣議決定は、世論を指導統一するために、また予めに採用されていた侵略的政策の観点に関する国民の覚悟を強固にするために、手段を講ずることを定めていた。一九三八年一月に、国家総動員法が制定されたので、これらの目標は、達成することができるものになつた。陸軍は同法の目的を説明するにあたつて、陸軍大臣は、「国家生活のあらゆる面は、最高度の戦争能率の達成に結びけられることになると指摘した。

経済資源の分野では、これらの成果は、すでに大部分収められていた。世論も厳重に統制され、陸軍とその支持者の望むままに動いていた。第二次近衛内閣が成立すると、軍部による日本の支配を完成する最終的な措置がとられた。

新しい内閣の成立は、陸軍の支持のおかげであつた。内閣の政策が陸軍とした基礎をもつように、近衛はあらかじめ新しい陸海軍大臣の同意を得ていた。続いていることは、軍の方針と内閣の方針の統一を強存し、将来の戦争に備えて、日本国民の組織化を完成するために必要な措置を実施することであつた。一九四〇年七月二十六日に、東條及び星野が閣僚であつたこの新しい内閣が、すでに定められていた政策を承認するために会合したときに、これらの目的が非常に強調された。

そこで、基本国策に関する決定の根本原則に従つて、政府のあらゆる部門を改組することが決定された。教育制度が引続いてこの目的のために利用されることになり、国家に対する率仕が最高の義務を持つべきことであるという考えを日本国民に吹きこむことになつていた。

内閣は、新しい国家政治体制を打ち立てることに努力することによつて、政治の調整機構をはかるために努力することになつていた。この計画に適合するように、議会制度が変更されることになつていた。国家に対する率仕と、国民と専制政府との協力とを基礎として、国家が改造されることになつていた。

これらの目的は、陸軍と内閣との協力によつて達成された。採用された新しい方法のうちで、最も重要なものは、「連絡会議」と大政翼賛会であつた。

連絡会議および軍部流の支配が完成された方法

連絡会議の目的は、軍と内閣との政策の統一を確保することであつた。その会議は、近衛と木戸によつて、かれらが一九四〇年五月十六日に会合したときに予定されたのであつて、そのときに、最高戦争会議を設け、陸軍大臣及び陸海軍大臣とともに、参謀総長と軍令部総長がその将来の政策の原則について意見をまとめた翌日に、連絡会議は会合した。この会合では、国の内外政策のすべての重要な面にわたつて、右と同じような決定が行われた。

この新しい会議は、陸海軍首脳者を内閣の政策の規定に極めて直接に参与できるようにしたものであるが、それなしでは、非常に重要な政策決定の難関となつた。その上に、この会議は、閣員会議の厳密の無視を自己の手に取ぬることにおいて、宮中関係者の努力を制めるようになつた。閣議会議は、政治的な問題を決定する場合に、たゞ召集されたものであるが、このとき以来は、連絡会議によつてすでに到達された決定に対して、正式の承認を与えることは以上には、ほとんどなにもしなかつた。

この新しい会議の決定は、陸海軍と五人の最も重要な閣僚の綜合したものが現れていた。従つて、これらの決定を変更することは困難であつた。一九四一年には、連絡会議がしばしば開かれ、まもなく閣議の無駄を無いとるようになつた。

連絡会議はまた総理大臣の立場を強化することにも役立つた。それまでの内閣は、陸軍

の不満によつて創されてきたのであつた。四辻または五相会議の決定がばら〳〵無効にされたが、その理由は、陸軍大臣が独の陸軍の軍人や陸軍省の職員と相談した後に、その同意を撤回したからであつた。今や軍部の首脳者がみずから重要な決定に参加するようになつたので、一度定められた政策は、後に容易に動かすことができなくなつた。

陸軍としては、単にその政策の道具として近衛を利用する計画であつたが、近衛の方では、彼もつて定められた政策を中心にして、その内閣を組織したという慎重な考え方によつて、また連絡会議を設けたことによつて、事務的な政権の指導者としての支配的地位を獲得した。内閣と陸軍は、日本国民の政治的活動を取締ることによつて、また政治的反対党を除くことによつて、軍部の日本支配を完成するように協力した。

一九四〇年十月十日に正式に設立された大政翼賛会については、本刊決のあとの章で、いつそう詳細に論じてある。この会は、日本政府からの新の補助金を受ける全体的な組織となつた。これが設立されてから後は、他のすべての政治組織は消滅した。このような方法で、翼賛会制度の重要がなし遂げられ、国家への奉仕という考えが日本国民の心の中に吹きこまれた。

陸軍は、この新しい組織を通じて、すべての既存政党を消滅し、陸軍省幕僚部の思うままになるような、一つの新しい「政党」を結成する地ならしを成就した。しかし、近衛は、本当に計画した通りに既成政党の党員を新しい組織に引入れた。軍、官、民は一致協力して、強大な国防力をもつた国家を建設するようにしなければならないとかれは宣言していた。

軍務局長であり、陸軍の最も有力な指導者の一人であつた武藤は、一九四〇年八月に、軍隊が変つたことを宣言した。「未政党員会が国民みずから起した運動ではなく、かれらに押しつけられたものであることをかれは暴露した。この新しい機構に強い政治力が到達されたはずはならないとかれは考えた。陸軍と内閣とが協力して、この運動を指導し、統制し、それによつて、陸軍と内閣とが今や共通に抱いている侵略的な国家目的を助長しなければならないことをかれは承認した。

政党解計画の論理

一九四〇年七月十六日に、近衛が天皇から内閣を組織するようにと命令を受けたときには、日本の新しい外交政策の試案がすでに作成されていた。外務省は、ドイツ及びイタリアと緊密に協力する政策をようやく決定していた。この政策は、その前年に、親ドイツ派の者が、特に松岡が、日本自身の目的が明らかにされるまでは、ドイツの意図を示さないとアドルフ・ヒットラーがいつたことに刺激されて、外務省は、日本がヨーロッパ戦争に介入することは約束せずに、ドイツの協力を担うことを目的とした提案を起草していた。

この提案は、陸軍、海軍及び外務省の代表者によつて、一九四〇年七月十二日と、さらにもう一度一九四〇年七月十六日に討議された。この討議から、いろ〳〵な出来事が日本を素通りしているという心配のあることがわかつた。ドイツはイギリスを征服するであろうと予想された。ヨーロッパ戦争は近い将来に終るかもしれないと考えられた。もし日本に速やかに行動する用意がなければ、南方における征服の機会は消え去るかもしれないということがわかつた。

ヨーロッパの戦争が一たび終れば、日本がその支配を東アジアと南洋の十分の地域に及ぼそうとするのをドイツは阻止するであろうということ、ドイツとイタリアは、独の跳梁と進撃して、日本の部隊を挫折させるかもしれないということを日本はおそれた。しかし、一方では、外務大臣松岡が我に成つて強

いたように、今や「帝国は実に世界の天秤を左にでも右にでも上下させる力を持つている」と信じられていた。

ヨーロッパにおけるドイツの成功に力づけられて、日本の指導者が目にしたのは、もはや「東亜新秩序の建設だけではなくなつた。普通に使われる言葉は、今や「大東亜共栄圏」であつた。イギリス、フランス及びオランダの勢力が短いきたこのときに決定されたことは、東アジア、東南アジア、太平洋の領域にあるイギリス、フランス、オランダ及びポルトガルの属領のすべてに対して、日本が支配権を獲得するということであつた。

一九四〇年七月十六日に、陸軍と海軍と外務省の代表者は、日本の発展の究極の目標に、一方では、東部インドシナ、他方では、オーストラリアとニュージーランドの間にある地域全部を含まなければならないということに意見が一致した。もつと手近な対象としては、日本は香港、仏印、タイ、マレー、オランダ領東インド、フィリピン及びニューギニアを含む地域の支配を目的とするというのであつた。

これらの目的を達成するには、日本がドイツ及びイタリアと協力する基礎として、周密な提案をすることが絶対に必要であると考えられた。日本はヨーロッパ戦争に介入することを約束することなく、むしろ、好機が到来したと考えられるときに、別個にイギリスに対する戦争に乗り出す意思を宣明しようというのであつた。しかし、宣戦までにはならないあらゆる手段で、日本はドイツのイギリス征服を援助することを約束することにした。極東におけるイギリスの勢力をくつがえし、インドネシアとビルマにおける独立運動を助長するために、日本は手段を講ずることにした。合衆国とソビエット連邦の両方に関して、日本はドイツに支持と協力を與えるというのであつた。日本の行動は、太平洋と極東におけるアメリカの利益に対して、常に警戒を與えるものであるから、合衆国がヨーロッパ戦争に介入する可能性を、日本は最少限度に止めるわけであつた。その代りに、日本の計画を合衆国さえにソビエットが妨害する可能性に対して、日本は保障を得るというのであつた。

日本はヨーロッパとアフリカにおけるドイツとイタリアの指導的な権利を認め、その代りに、東アジアと海洋における政治上の優越性と経済上の自由を得る自己の権利の承認を要求することにした。また、中国に対する戦争について、ドイツの協力をドイツの経済的及び技術的援助を求めることにした。その代償として、中国からも南方からも、ドイツの必要とする原料を供給することを約束することにした。日本とドイツは、ヨーロッパ戦争が終れば、両国が支配することになるものと期待している二つの巨大な勢力の領域の間の貿易について、互恵主義を厳極めるというのであつた。

この案は第二次近衛内閣の外交政策の基礎となつた。

第二次近衛内閣による試案の採用

日本は東南アジアと東インドを征服することにきめていたが、とるべき実際の態度の性質と時期については、はたはだ不明確であつた。この未決定の要素は、ある程度まで、陸軍と海軍と外務省との間の見解の相違から生じたものであるが、しかし、そのおもな理由は、ドイツの意の目的について、はつきりしていなかつたからである。

仏印、オランダ領東インド及び南洋の独の地域に対して、ドイツ自身がたくらみをもつているのではないかという大きな疑念があつた。この問題に対して、日本は強硬な態度をとり、ドイツがヨーロッパで手いつぱいである間に、速やかに行動をなければならないと考えられていた。他方では、ドイツが独の要求を提出することに決定された。日本は政治上の指導権と経済上の機会を求めているということだけを述べて、その征服の目的を隠そう

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

といふのであつた。

ドイツとソビエット連邦及び合衆國との關係については、憂慮されていた。ヨーロッパ戰爭が勃れば、これらの兩國は、ドイツと日本とともに、戰つた四つの世界的國家となつて現われるだろうと予想されていた。そうなつたら、日本は引続いてドイツ及びイタリアと協力するのが明らかであつたが、ドイツの政策が変つて、日本はたんの支持を得られなくなるのではないかという心配があつた。ドイツ及びイタリアの目的と同時的に、日本はもつぱら日本自身の目的の達成を促進するために、合衆國と妥協することに意見が一致した。ソビエット連邦との関係の改善を期待する政策をとらなければならないが、それはこの政策がドイツと日本の計画にとつて都合のよい前に現るものと考えるということが承認された。

最後に、日本として関える問題のある程度の協力は、ドイツにとつて、要望できないものではないかという不安があつた。日本は、イギリスに対して、いつそう積極的な手段を取ちにとるべきかどうか、また、中國における戰爭が終つたら、シンガポールを攻撃するべきかどうかということが議論された。

これらのことが不明確な事柄であつて、これを解決するのが、新しい内閣の任務となつた。日本の外交政策の基本原則については、このような疑念はまつたくなかつた。あらゆる出來事にかかわりなく、東アジア、東南アジア、南太平洋地域の全体に対して、日本は支配権を確立しなければならないということに、外交と軍事の代表者に意見が一致していた。この目的のために、必要とされば、日本の目的に反対するどの國に対しても、日本は戰うというのであつた。しかし、軍事上の必要から、日本はまずドイツ及びイタリアと意見の一致に達しようというのであつた。

一九四〇年七月十九日、近衛、松岡、東條及び吉田が新しい内閣の政策を立てるために会合したときに、かれらはすでに作成されていた計画を採用した。『新秩序』が速やかに建設されるように、かれらは日本とドイツ及びイタリアとの関係を強化することにきめた。この案に従つて、かれらはソビエット連邦と不可侵條約を締結し、満州國と蒙古とをその新しい協定の当事者にすることにきめた。イギリス、フランス、オランダ及びポルトガルの領土を、日本の『新秩序』のわくの中にきめることにきめた。もし合衆國がこれらの計画を妨害しないならば、日本は同國を攻撃しようとはしないが、もし合衆國が妨害しようとするようなことがあれば、戰爭に訴えることを躊躇しないというのであつた。

一九三六年八月十一日の國策決定に基く第二次近衛内閣の政策

第二次近衛内閣が就任すると、有田の外交の運営は、近衛と東郷の『強力』な外交に変つたが、有田の政策の中心的な特色は維持された。日本の長年の國家的野望は、ここでも再びくり返し一字の理想として説明された。それはドイツとイタリアの野望に匹敵させるべきではないと新しい内閣は決意していた。

日本のドイツ及びイタリアとの提携の條件は、まだ定められていなかつたが、新しい内閣は、一九三六年八月十一日の國策の基準に関する決定で定められていたところの、陸軍の企画の一貫した目的をあらためて強調した。一九三六年と同じように、一九四〇年七月二十六日にも、日本の政策の第一の目標は、中國の征服と、戰爭のために國家総動員のあらゆる部門を促進することであると述べられた。これらの既定の目的が成就されつつある間に、日本は弾力性のある政策をとり、國際情勢の変化を利用して、自己の利益を増進できるようにするというのであつた。

しかし、一九四〇年七月二十六日の閣議決定の中では、日本は『大東亜新秩序』を強設しようとすること、日本、満州國及び中國の他の地域はその組織をなすにすぎないということが明確に述べてあつた。一九四〇年八月一日に、この決定は、政府の声明として、外務大臣松岡は談話を発表し、その中で、日本の使命は『皇道』をなす世界に宣布することであると述べた。日本の外交方針の当面の目的は、この新秩序に則つて、日本、満州國及び中國の他の地域をそれ〴〵一連とする東亜共栄の一大連鎖をつくり上げることにあるとかれはいつた。この目的のために、日本はその過程に精力にわる有形無形の一切の障害を排除する覚悟であるというのであつた。日本と協力する用意のある友邦と同調して、日本はその理想と天から與えられた使命との達成のために、勇気と決意をもつて努力するというのであつた。

他方で、一九四〇年七月二十七日の連絡会議では、陸軍と海軍が内閣の方針を受諾することを表明し、同時に、『枢三國と開戦に至らざる限度において南方問題を解決する』と定めていた。日本はドイツ及びイタリアとの協力の條件を検討め、リビエット連邦との調整を遂げようと試みると同時に、合衆國に対しては、確固とした、しかし穏健な態度を維持するというのであつた。連絡会議は、『本國に対しては、常國の急変とする施策遂行に伴う己れを得ざる自然的悪化は敢て之を辞せざるも、常に其の動向に留意し……』と決定した。この決定は続けて、『我より求めて戦端を多からしむるは之を避くる如く施策す』と述べていた。

内閣は、この点においても、日本は他國をいたずらに刺激することを避けるようにつとめるとともに、『外交調整相成つて南方資源に『勢力を伸ばさなければならないと述べたところの、國策の基準に関する決定の原則を守つたのである。

し、東アジアにおけるイギリスの属地に対して、日本が行動を起す時期を早めたいと望んでいるというのであつた。

『大東亜』政策に関する米英の見解

第二次近衛内閣の政策が決定された一九四〇年八月五日に、大使重光は松岡に電報を送り、新外務大臣の就任に対して、また大東亜政策の確立と実行に対して、敬意を述べた。

米國内閣が在任していた間に、重光は外務大臣有田に対して、寛容策の要求を阻止するように力説していた。ヨーロッパ戰爭の結果として、東アジアにおける西洋諸國の勢力は著しく減少しつつあるとかれは主張した。日本の無望する極東における優越的地位を得るには、最終的な中立の政策を維持するのが最もよい途であるとかれは考えた。しかし、軍部要求政策をとつてしまつたので、厳格な中立の政策をとる見込みはもはやなくなつた。

重光は次のようにいつて、今では新内閣の目的を支持した。『大東亜における我地位を建設するには、直接には小國の犠牲に於て行い、他國との衝突を避け、一時に相手を多くせず、各個撃破の方策を以て、最小限度の損害を以て最大の利益を救うことを要求する必要があるが、これら方策の目標として、ヨーロッパ及び合衆國の間として、ヨーロッパとポルトガルを攻撃、こうして方策を進めれば、イギリスと合衆國に無わせる結果は間接的なものとなるであろうと述べた。

しかし、重光は、結局には、西洋諸國がドイツ、イタリアに勝ちそうであることを、依然として信じているということを明らかにした。ドイツが確実にイギリスを征服するという仮定に基いた近衛内閣の政策の基本原則に対しては、かれは反対であることを示した。

新しい内閣は、若介石大元帥の軍隊の抵抗が動揺するために、日本の作戦を強化することを決定していた。しかし、重光は、反面ドイツとソビエット連邦との間に、中國における戰爭の解決のためには、度量の大きい態度をとることを唱道していた。

内閣はまた、極東におけるイギリスの属地に対する政策をもつろんだところの、南方進出の政策を採用した。陸軍と海軍大臣東條は、敵対行為開始の時期を早めたいと熱望していた。たとい日本と合衆國との間に戰爭を起すことを内閣は決意していた。重光は、イギリス及び合衆國との関係については、日本は『同到なる考慮と用意』を加て進むことが必要であることを強調した。極東におけるイギリスの勢力が減少しつつあることを重ねて指摘し、合衆國でさえも、東アジアにおけるその地位から退却しつつあると主張した。日本がその東亜政策を遂行するにあたつて、個別に行動するならば、この政策に対するイギリスと合衆國からの障害は、やがて自然に除かれることを期待してよいという見解をかれは固執した。

第二次近衛内閣は、日本とドイツ及びイタリアとの協力を助長することを決定していた。陸軍に部隊撤回の三國同盟を締結せよという要求を強ねて持ち出していた。重光は、非常の政策をとるように、ドイツと日本とを和衷するような結盟をとつた場合に、その二国間の関係について、ドイツが日本に何を求めるかを知りたいと望んだ。

この会議が行われた同じ日に、大使来栖はドイツ外務省の一役人に、同じような申入れをした。ドイツ側では、もし来栖と松岡が東アジアと南洋における日本の目的を問題にいなく述べているとすれば、日本側が提案した條件で協力することは、ドイツの利益になるという結論を得た。そこで、一九四〇年九月二十三日に、日本へのドイツの特使として、スターマーが外務大臣ヴォン・リッベントロップによつて派遣された。

『南方』内において南方問題を解決する』政策

連絡会議は、この原則に従つて、日本の南方進出の政策を遂行するために、直ちにとるべき措置を詳細に決定した。すでに北部佛印は日本の支配下にあつた。日本軍は、起るかもしれない香港攻撃に備えて、すでに動員されていた。日本はオランダ領東インドに対して、原料の供給の保証を求める要求を行つていた。『新しい内閣が就任した日に、この問題について解決に到達するために、日本はオランダ領東インドに経済使節團を送るということが発表されていた。

連絡会議は、これらの政策を続けることに決定した。当分の間は、外交手段によつて、日本はオランダ領東インドの重要資源の確保をはかることにした。フランスの太平洋領地の承認を求めるために、また委任統治によつて現在日本が占めている元のドイツ領諸島を引渡き保有するために、日本は交渉をすることにした。また、南方における他の諸國の支持を助長するために、日本は努力するというのであつた。

しかし、仏印、香港、マレー及び中國における西洋諸國の相異については、若介石大元帥の軍隊に対する援助を阻止した。日本に対する脅威を排除するために、日本はいつそう強力を指摘を指導することにした。仏印に対しては、飛行場の使用と、日本軍隊の通過の許可とを要求することにした。日本は仏印に対して、日本の軍隊に食糧を供給することを要求め、さらに同盟から原料を手に入れる措置をとることであつた。

陸軍大臣東條は、これらの措置で満足しなかつた。一九四〇年七月三十一日に、大使オットはドイツに報告して、東條は日本とイギリスとの関係を極度に悪化させつつあるといつた。そうすることによつて、東條は日本における親イギリス派の勢力をさらに切り崩し、

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

その間に、松岡は、両伊諸国との協力に資成するすべての外交官と外務省職員を強制的に召集した。首島は二独逸公使に頼つて国務を調整するために設けられた委員会で、対外政治事項の代表者にたつた。この新しい委員会は、枢軸諸国との協力の政策を練ることを要求した。

ただいまより午後一時二十分まで休憩します。

（午後零時一分休憩）

（午後一時三十分開会）

○議長（牧野伯爵）　ただいまより御東亜問題軍事参議官を紹介します。

○勅選議員　列挙文の朗読を続けます。

（朗読）

三国軍事同盟に関する詳細な計画、一九四〇年九月四日の四相会議

一九四〇年九月四日に、総理大臣近衛、外務大臣松岡、陸軍大臣東條及び海軍大臣は、日本とドイツとの交渉の策略を立てるために会合した。今がドイツとの会談が開始する所謂である、と考えられた。ドイツの特使スターマーに東京に来て会談中であつたし、日本とドイツ及びイタリアとの協力を強めたいという希望は、非常に明瞭に現われてきていた。

この四相会議では、すでに決定された政策から離れた点はなかつたが、ドイツ及びイタリアとの交渉のあらゆる面に対して、日本側の態度が固定され、また著しく細目にわたつて強められた。日本、ドイツ及びイタリアは、それぞれ大アジアとヨーロッパにおける支配の目的を達成するにあたつて、戦争に訴えることも含めて、あらゆる手段によつて協力するために、基本協定に到達するということが決定された。三国は、これらの目的を成就するにあたつて、相互に援助する力強さ、イギリス、合衆国及びソビエト連邦に対して、共同にとる政策について、協定するということにした。

交渉に関する細目をできるだけ短くすることにして、できうつた協定は共同声明の形で発表することにした。これはいつそう詳細な軍事協定の基礎となるものであつて、この協定の発現は、必ずしも公表しないことにした。この軍事協定は、軍事上、経済上、その他の種類の相互援助を與えるべき各締約国の義務を定めようというのであつた。

四相会議は、日本としてこの提案がとるべきものと考える形態を詳細に計画し、三国軍事同盟の協議にあたつて、日本の採うべき原則を定めた。

第一に、日本の勢力範囲は、日本の太平洋委任統治諸島、仏印とその他のフランスの太平洋属地、タイ、マレー、イギリス領ボルネオ、オランダ領東インド、ビルマ、オーストラリア、ニュージーランド、インド、その他の諸国を含むべきであるということに意見が一致した。しかし、ドイツと交渉するにあたつては、オランダ領東インドを含めて、ビルマ以東、ニュー・カレドニア以北の地域だけについて、日本は言及することにした。もしドイツが割譲をしたならば所得をも含めて、東アジアの全地域における優越という日本の目的をドイツに認めさせるような方法で、日本の意図を表明することにした。日本の至極の目標は、仏印とオランダ領東インドを独立させることであるが、さすがこれらの諸国に対ようこと主張しようというのであつた。

第二に、ソビエト連邦と合衆国に関して、三国は共通の政策を採用するというのであつた。ソビエト連邦と友好関係を維持することが三国の目的ではあるが、もし締約国の一つがソビエト連邦との戦争にはきこまれそうになつた場合には、三国が一致して行動するということについても、同意するというのであつた。日本はソビエト連邦を東方、西方で牽制し、こうして同国を三国同盟国側の側に加わらせるように努力することにした。もし中国における戦争が解決に近づいたならば、日本はできるだけ都合のよい時機を選んで、この目的のために武力を行使するというのであつた。中国における戦争が続いている間は、情勢がもはや猶予を許さないほどにならない限り、日本は西洋諸国に対する戦争に訴えないというのであつた。

提案された同盟の要点は、さきに松岡がドイツ側に示唆したものであつた。ドイツがイギリスに対する戦争に勝利を得た暁には、英国はそれらしくドイツ、イタリア、日本、ソビエト連邦、合衆国によつて支配される四つの勢力範囲にわけられるというのであつた。この事態が生じる前に、日本は行動し、ドイツ及びイタリアは、日本の「リーダー」が征服と勢力拡大の目的を完全に実現できるようにするというのであつた。

三国同盟の交渉、一九四〇年九月九日～十一月

五日後の一九四〇年九月九日に、外務大臣松岡は、スターマーに会つて、ドイツとの交渉を開始した。スターマーはドイツ外務大臣の意思の調合に基いて話つたのであるが、提案された三国同盟の締結に対する熱意において、ドイツは日本に劣るものではないことを知らせた。すべての重要な点で、ドイツの見解は、一九四〇年八月一日に、松岡が大使オットに表明した見解にとり符合していた。

ドイツはヨーロッパ戦争を早く終らせることを望んでおり、現在のところでは、日本の軍事的援助を必要としないとスターマーはいつた。ドイツは、日本が合衆国の義務を負担し、防止することを特に望んでいた。提案された同盟の締結と効力は外交政策の採用は、合衆国と日本またはドイツとの間の戦争を防止するのに、最も確かな途であると考えられていた。ドイツとイタリアは、合衆国を牽制するために、あらゆる可能なことを行うし、両国が無理をせずに頼ることのできるような反感を日本に供給するであろうとスターマー

はいつた。

ドイツの提案は、何かの点でも、よく日本の目的に副うものであつた。ドイツは東アジアにおける日本の政治的指導権を承認し、仲裁するとスターマーは言明した。ドイツがこの地域で求めているものは、経済的性質のものだけであつた。ドイツは日本と協力し、また日本がドイツの経済上の要求に応ずることを期待するというのであつた。ドイツはまたソビエト連邦と日本との間の歩み寄りをもたらすことに尽力するであろうし、それは充服しがたい困難をもたらすものではないと考えるというのであつた。

ドイツは、現在のところ、日本の中立を指摘しているが、来るべき世界征服のための準備において、日本を同盟国と見なしているということを、スターマーは明らかにした。現在の戦争は遠からず終るかもしれないが、大きな戦争がたとかの形で数十年も続くであろうとかれはいつた。その間、ドイツは、日本と合衆国との間の戦争を防止するために、できるならば、両者の関係を緊密するためにも、あらゆる可能なことをするというのであつた。しかし、三国は最悪の事態に対して備えていなければならないとスターマーはいつた。日本と合衆国との間の戦争に、結局は日本が巻き込まれないものとドイツは考えていた。

スターマーは松岡に対して、ローロッパにおける戦争は、最後にはブログロサクソン世界全体を相手とする戦争に発展していく運命にあると行がた。ドイツは、提案された同盟をこの戦争における協力のための長期の最極めであると考えており、従つて、イギリスとの戦争が始る時に、速やかに日本が枢軸に加入することが必要であるというのであつた。

スターマーと松岡に、一九四〇年九月九日、十日及び十一日に会合した。三種目の会合で、かれらは提案された三国同盟の草案を二人の間でまとめた。ドイツの明白な希望によつて、イタリアはこの交渉に参加するようにはは招請されなかつた。イタリアの外務大臣チアノは、一九四〇年九月十九日に、フォンリッベントロップから、提案された同盟について、初めて内示を受けた。そのときに、ドイツ外務大臣は、この同盟は「西面――すなわち、ソビエト連邦に対しても合衆国に対しても――威力をもつものと考えると語つた。

三国同盟の締結をめぐる事情

松岡とスターマーが、提案された三国同盟の草案を決定してから、その締結を延期するのに、一刻も失われなかつた。一九四〇年九月十六日に、この提案は、天皇の出席した枢密院会議という形式をとつた御前会議に提出された。外務大臣松岡は、ドイツとの交渉の経過を述べ、提案された草案の各條項を説明した。しかし、海軍はこの提案に同意しなかつた。

三日後の、九四〇年九月十九日に、この問題は連絡会議で審議され、一九四〇年九月二十四日に、ついに意見が一致した。一九四〇年九月二十六日に、天皇の出席のもとに再び会同した枢密院に、それは報告された。近衛、松岡、東條、及川が出席していた。及川は吉田のあとを継いで、このときに海軍大臣になつていたのである。同盟の代弁者の中には、金子院総裁星野、陸軍省軍務局長武藤、大蔵省と海軍省との代表者が含まれていた。

今や非常に緊急を要すると考えられたので、枢密院は、草案を審議し、文書で報告を提出することを第五委員会に委任するという例の慣行に従わなかつた。その代りに、枢密院会議に出席した者がみずから委員の委員会を構成し、枢密院顧問官をその委員長とした。近衛と松岡が最後にこの提案を説明した。そのあとで行われた協議は終日続き、夕方にさそ及んだ。全員の審査委員会は、ついで全会一致で、提案された同盟の締結を勧告した。一つの修正がつけ加えられ、政府はソビエト連邦と日本との関係を改善し、イギリスと合衆国を刺激するような一切の行動を避けなければならないと決議されたが、政府はこれらの措置を講ずるとともに、最悪の事態に備えなければならないと要求された。

それから、天皇の出席のもとに催される枢密院本会議として、会議がもう一度開かれた。審査委員長は決定された勧告を口頭で報告し、さらにいくらかの協議をしてから、同盟を締結することが全員一致で承認された。

その翌日の一九四〇年九月二十七日に、三国同盟は締結された。この新しい同盟は、方邦をして『各自其ノ所ヲ得』させる平和の一手段であるということを宣言した詔勅が発布された。外務大臣松岡は演説を行つて、東亜『新秩序』の指導者として、日本の責任は増大したと宣明した。日本は平和的な手段によつてこれらの責任を果すつもりであるが、劇烈的な決定を必要とするような場合と情勢が起るかもしれないといつた。日本の将来は、普通の努力では、とうてい乗り越えることのできないような、被知れない困難につきまとわれているとかれはつけ加えた。

大島と白島は、もつと明らさまであつた。白島は一九四〇年十二月に書いたものの中で、三国同盟を評して、『世界新秩序』建成の手段であり、まず満州の征服となつて現われた動きの最高潮に達したものであるといつた。

大島の見解では、『大東亜圏』は武力によつて開発するのでなければ達成されないということを、今では近衛内閣が確信しているというのであつた。唯一の問題は、『いつ事を始めるべきか』であるとかれはいつた。

木戸もまた三国同盟のもつ意義のすべてを明らかに了解した。一九四〇年九月二十一日に、かれは天皇に自分の考えを報告して、もし同盟が締結されたならば、日本はついにはイギリスと合衆国に対抗しなければならなくなるであろうといつた。それであるから、かれは中国における戦争が速やかに解決されなければならないと考えた。

天皇は、提案された同盟には、決して同意を與えないとおもいていつた。天皇は元老西園寺公の意見を非常に頼りにしていたが、西園寺は強くこの同盟に反対にあることが知られていた。海軍の同意を得た後に、近衛内閣はこの困難を克服しなければならなかつた。それは木戸の活躍によつて乗り越えられた。

内大臣としての木戸の強制には、妥協の財源について、元老に報告することであつた。まさに行おうとする決定の重大性を充分に承知しながらも、木戸は西園寺に対して、何が起つているかをまつたく知らせずにおいた。これについて、苦悩を忍んだことを覚められると、元老の病状を考慮してのことであると答えるだけであつた。西園寺は大いに動揺し、天皇の周囲に人がいなくなつたと感じた。

三国同盟の性質及び一九四〇年九月二十七日に日本とドイツの間に交換された覚書

三国同盟の前文は、ヨーロッパとアジアにそれぞれ『新秩序』を建設するという締約国の決意と、そうするにあたつて、相互に援助するという決心を述べている。この文書は、ドイツとイタリアはアジアにおける日本の指導権を尊重し、日本はヨーロッパにおけるドイツとイタリアの指導権を尊重することを規定した。三国は相互の協力を要約したが、その目的のために任命される混合専門委員会によつて行われることになつていた。ヨーロッパ戦争または中国における戦争に現在加わつていない国によつて、締約国のいずれかが攻撃された場合には、同盟の他の参加国は、政治的、経済的及び軍事的の援助を與えることになつていた。ドイツとイタリアは、ソビエト連邦と締約国のいずれかとの間の現在の関係に対して、ということを確認することになつていた。この同盟は、十年間効力を有することになつており、その更新についての規定があつた。

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

一九四〇年九月二十七日に、すなわち、三国同盟が結ばれた日に、習俗の変換によって、さらに他の条約が日本とドイツとの間に行われた。同盟条約の変化によって、当時日本が統治していた旧ドイツ領の太平洋諸島は、日本が保持することに決定したということが確定された。その当時、他の諸国の支配の下にあった東洋における旧ドイツ植民地は、イギリスに対する戦争が勝利に終ったときは、自動的にドイツの所有にもどることになっていた。しかし、ドイツは、これらの植民地を日本に譲り渡す交渉を行う意思のあることを表明した。

松岡は、ドイツ大使との会談の中で、日本の参戦が遅れたら、ヨーロッパ戦争の結果が動揺され、速やかに終結されることを希望する点で、日本はドイツ及びイタリアと同じであるとかれはいった。このような結果を得るために、日本は努力を惜まないというのであった。しかし、「現在大東亜地域及び他新に存在する緊張状態」にかんがみ、イギリスと日本との間には、戦争の危険があるとかれはつけ加えた。このような場合には、ドイツはその下できる限りの方法で、日本を援助するであろうということを、日本政府は確信していると松岡は宣明した。

オクタはこの説明を受取ったことを認め、援助が與えられることになるような事態は、三国間の協議によって決定されることになるであろうといった。ドイツは、みずからの援助を、ソビエット連邦に対する攻撃とを要約した。また、できる限りの陸軍士官技術上の援助を日本に與えることを約束した。

オクタは、三国が世界歴史の一つの新しい段階にまさに入ろうとしており、その段階においては、それ〴〵ヨーロッパと「大東亜」とにおいて、指導者の役割を引受けるの点三国の任務であるとドイツは確信しているといった。

三国同盟強結に際してのドイツの日本の新聞者の意図

三国同盟は、東南アジアと南洋へ軍事的に進出するために、日本の準備における必要な一歩として結ばれた。一九四〇年九月に行われた多数の協議と会議では、それに参加したすべての人々によって、次のことが認識されていた。この同盟の締結は、フランス、オランダ及びイギリス連邦の諸国に対して、日本が戦争を行わなければならないようにするであろうということ、この同盟の機構は、もし合衆国が日本の侵略的目的の達成を妨げようとするならば、合衆国に対して戦争するという覚悟が日本にあることを意味するということである。日本が戦争当時についてまだ自信でさないことは認められたが、この新しい同盟で締結されたら、難方において資材の新しい供給源を獲得することは、西洋諸国との戦争という危険を冒してでも強かに有利であると考えられた。

しかし、同時に、この同盟がもっと大きな目的をもっていることも、はっきりと理解されていた。外務大臣松岡が一九四〇年九月二十六日の枢密院会議でいったように、『本条約は今後帝国外交の基調を為すもの』であった。ドイツがイギリスを征服してしまえば、世界の大国としては、同盟条約国、ソビエット連邦及び合衆国が残るものと期待された。諸約国は、方便として、しばらく共合衆国及びソビエット連邦との両国との戦争を避けるようにすることに同意した。世界に発表されることになっていた同盟の條項は、表面上では防禦的であった。相互に援助するという諸約国のうちの一国またはそれ以上に対して、攻撃が行われたときにだけ生ずるものと言い現わされていた。それにもかかわらず、枢密院とその他における討議の際の全体からすれば、三国の政策の促進のために、侵略的な行動が必要と考えられるときは、いつでもその行動において三国は相互に援助する決意であったということが明白である。南方に進出しようとする日本の計画にとって、合衆国は直接の障害として認められていたから、松岡は同盟は主としてこの国を目標としているといった。

三国のソビエット連邦との関係を改善するために、三国はあらゆる努力をすべきであるということも、それが諸約国の目的に副ったものであるという理由で、同盟に賛成が一致した。しかも、三国同盟は、ソビエット連邦をも目標としていることが認められていた。ソビエット連邦と日本との関係の改善が永久的な性質のものであるということを、松岡は考えていなかった。そのような改善は、二、三年以上を続くということはほとんどあり得ないし、それ以後は、三国は情勢を再検討することが必要になるであろうとかれはいった。松岡は、一九四〇年九月二十六日の枢密院の会議で、かれに向けられた質問に答えて、同盟の明確な條文にもかかわらず、またドイツとソビエット連邦との間に不可侵条約があるにもかかわらず、三国はそのうちの一国がソビエット連邦と交戦することになれば、相互に助け合うものであることはつきりいった。

要するに、三国条約は、侵略国の間で、その侵略的目的を促進するためにつくられた協約であった。その点の性格は、ある程度過剰官が、条約の前文に含まれているお方を知ってその所を得しなかという、絶も強いものだけが生存すべきであるというヒットラーの主張よりも、どのようにして知知させられるかと質問したときに、要分に暴露された。総理大臣近衛、外務大臣松岡及び陸軍大臣東條は、ともども、強い国だけが生存するに足るものであると答えた。もし日本がその『皇道宣布の大使命』に失敗するならば、日本自体が滅亡しても、まったくやむを得ないとすらかれらはいった。

米内内閣の瓦解の後に日本の指導者が行った謀議室は、特別に重要なものである。彼らは、それらの決定については、すでに詳細に調べておいた。それらの決定を見れば、共同謀議者は、厖大な地域と人口の上に、日本の支配を拡大し、かれらの目的を達成するために、必要とあれば、武力を行使すると決意していたことがわかる。それらの決定がみずから明白に認めるところによって、三国同盟を結ぶについての共同謀議者の目的は、これらの不法な目的を達成するための援助を確保することであったことがわかる。それらの決定を見れば、公表を目的とした表面上防禦的な三国條約の條項にもかかわらず、諸約国の相互援助の義務は、防禦的にせよ、侵略的にせよ、諸約国の一国が交戦するようになれば、効力を発生すると期待されていたことがわかる。それらの決定によって、三国條約の目的は、平和の大義を助長することであったという方法説の主張は、完全に論破されてしまう。

共同謀議者は、今や日本を支配した、かれらは自分たちの方針を定め、その実行を決定し、しかも自分たちの方針を定め、その実行を決定し、しかも自分たちの方針を定め、その実行を決定し、しかも

関東軍は、これも満州に駐屯するために、錦令石大元帥の臣民登録が進まず天津に向って進軍していたときに、田中首相は、日本は満州の治安を維持し、満州における日本の権益を守るとする旨の宣言を発表した。また、日本は満州における日本の権益を侵害する事件を防止する用意があるという趣旨の覚書を発表した。そして、日本は満州に対する一切の侵入に反対するものであるという趣旨の覚書を送った。その中には、日本軍は撤退するとしたにその撤兵の背景があった。満州へ内乱が拡大する危険に於てさえも、日本軍は天津及び山東省に送られた。満州水家として知られている騒乱が終って発生し、これは満州にある日本の権益を脅威する事件であるという世論を巻き起した。世論会社、中国の行動に対する厳正な抗議を満洲事変分にまで帰し立てようとして日本全国にわたって大衆的会合を開した。

張作霖元帥の殺害

張作霖元帥はその勢力を万里の長城の南に拡大しようとして、田中首相の勧告を無視したばかりでなく、各種の約束に反逆に基いて動員した結果によって、日本が中国を侵略するのを許すことにつこい、次郎に暮ぼなくなつてきたことを示した。元帥のこの態度によって、関東軍の一部の野心は、満州における日本の権益を擁護するために、武力を行使せねばならないと主張し、また元帥を説得して立ちないという意見をもつようになつた。しかし、田中首相としては、その目的を達成するためには、武力を実際に行使するよりも、むしろこれを行使するという威嚇によって、元帥との協力を得ようとした。元帥に対する関東軍の一部野心の右の計画は、元帥の殺害を計画するに至つた。この殺害の目的は、日本によって支配される新国家を満州に樹立することについて、その障害となつていた元帥を除き、その子である張学良を名目上の首長とすることにあつた。

一九二六年四月の末年に、元帥は蔣介石大元帥の国民党軍によって破られた。田中首相は、元帥に対して、手出れとならないうちに、日本軍の援の撤退の満州に引上げるように、日本軍の援の撤退の満州に引上げるように勧告した。この勧告に対して、元帥は拒絶したが、これに従うことを拒止するという国中の声明に従つて、関東軍は北平から京天に到つて退却する中国軍のあとを追撃を行つた。元帥は撤退をしてから、京天付の列車に乗つた。朝鮮から京天に到着していた日本の第二十工兵連隊は、敵軍にダイナマイトの地雷を埋設し、日本軍の一大隊は、その地雷の周囲に兵を配置した。一九二八年六月四日、京奉鉄道は満州鉄道の下を通る点に埋設された地雷に元帥の列車が近づいたとき、爆発が起つた。元帥の列車は破壊され、日本軍兵士は元帥の護衛に向って発砲した。元帥は計画通り殺害された。全国東軍に対する緊急電令命令を発令させ、この事件を利用して、その最初の目的を達成しようと企てられた。しかし、この努力は、この命令の発令を空しき者たちの意の目的が分解していなかったと思われる一部関東軍によって妨げられ、失敗に終つた。

田中内閣は不意打ちをくい、その計画が元帥の殺害によって危険に陥り入れられたのを見て、非常に困難した。田中首相は天皇に謁見を申し、責任者を軍法会議に付する勅諭を得た。それは宮中から退出した後、陸軍大臣とその他の閣僚を招致し、陸軍の軍紀を粛正する決意であると述べた。その席にあつた者はこれに同意したが、陸軍大臣は参謀本部の強力な反対に力を得ようとにどうかと言つた。その後、陸軍大臣は首相に報告して、参謀本部の反対は、責任者を軍法会議にかければ、陸軍はその軍隊幕僚の一部を失失しなければならなくなるだろうとの見解に基くものであると述べた。元帥軍大臣岡田の報

言によれば、陸軍が政府の政策の問題に乗り出してきたのはこれが初めであつた。

土肥原が後に重要な役割を演ずるようにと約束づけられていたところの舞台に登場したのは、このときであつた。香椎の中国人指導者の前則を為めていた奴西中将の顧問として、張作霖の殺害事件の前にすでに約十八年間を、かれは中国で過していた。一九二八年三月十七日に張作霖元帥の顧問であつた松井七夫の顧問として任命されるように、土肥原賢二大佐に張学良の顧問として任命されるように、土肥原は張学良に忠誠し、その許可を得た。土肥原はこの任命に基いて赴任し、張作霖元帥が殺害されたときは満州にいた。

通称ヤング・マーシャル、張学良元帥

ヤング・マーシャルといわれた張学良が父の後を継ったが、かれは関東軍によって失望の種であることがわかつた。かれは一九二八年十二月に国民党と合体した。排日運動は組織的な運動で復活されるようになり、非常に激しくなつた。中国の国権回復運動が高んになつた。中国の国権回復運動が高んになつた。満州における日本の勢力を制限し、また、漸進的に満州における日本の勢力を制限せよという要求があつた。

張作霖元帥が殺害されてから間もない一九二八年七月に、ヤング・マーシャル張学良と変称するために、田中首相は側人的代表を派遣した。この代表は、張学良に対して、日本は満州をその国内と見なすこと、また日本政府は「国」でかれと協力するつもりであり、中国国民党軍による満州侵入を防止するために、田中内閣の「積極政策」に基づいて、どんな犠牲でも惜まない用意があることを通告するように命令されていた。これに対する張学良の回答は、前に述べた通り、国民党に合体することであつた。

日華関係の悪化

満州における日華関係は極度に悪化した。日本側は中国との「通商協約」の違反がいくつかあつたと主張した。南満州鉄道に対する中国の兼行機関設の家、夜警は日本人に対して不誠実があるとの主張、領事人に対する圧迫があるとの主張、及び満州における日本臣民の居住地域の否認などは、日本の侵略の言葉によれば、すべて「満州問題」であつた。

邪魔は日本の満州占領を唱道した。軍部は外交交渉無益であり、中国人を満州から追返し、日本の支配のもとに新政権を樹立するために、武力を行使しなければならないと主張した。一九二九年五月に関東軍参謀に任命されていた板垣は、武力行使の提唱者の一人であつた。さきに張学良元帥を訪問し、南満州鉄道を代表して元帥と交渉することを企てたことがあつた太川博士は、日本に帰つて、一九二九年四月に五十以上の石炭工場を巡歴し、講演と映画の使行を行つた。南を巡歴文長とする参謀本部は、太川博士と協力し始め、国民を煽動して中国に対する行動を起させようとするかれの宣伝計画について、太川に接触を図る始めた。参謀本部はまた満州における軍事行動のための計画の研究に着手し、満州は日本の「生命線」であると唱え始めた。

田中内閣の辞職

張作霖元帥の殺害の責任者を糾弾しようと考える田中内閣の勢力は、軍部を満足させてしまつた。文民の間に国内閣に対する反対をつくり出すために、軍部は太川博士と起訴した。かれらは内閣を崩壊に陥れる証拠として、ケロッグ・ブリアン條約（戦争放棄条約）の一五一の調印を挙げ、それが日本憲法の違反であると主張し、また、内閣が承認した満洲事件の解決条件を挙げ、これを内閣であると主張した。この圧力がきわめて強くなったために、一九二九年七月一日に田中内閣は辞職した。

田中内閣の崩壊は、軍部とその民間代弁者である太川博士との協調を勝利であつた。この時から後、政府の政策に対するこの分子の影響力はだん〳〵強くなつた。そして、日本は武力によって満州を占領し、ここに傀儡政

権を樹立せねばならないというかれらの主張は、実を結ぶことになつた。太川博士は政治的指導者として認められるようになり、南満鉄道会社の役員に、かれらにとつての大川の顧問として職し、一九二九年七月に東亜研究所を同会社から分離して一つの法人をつくり、それによって、陸軍の満州占領計画を支持するために、大川が行う調査と世論形成の準備を援助することにした。

「大亜細亜主義」の復活

田中内閣のあとを継いだ浜口内閣は、一九二九年七月二日に組閣され、中国に対する「友好政策」をたえず唱道していた幣原男爵が、浜口首相によって外務大臣に選ばれた。「友好政策」は、武力を使用するという威嚇に基く田中内閣の「積極政策」と異なり、説得と友誼を基礎とするものであつた。「友好政策」の結果、中国側の日貨排斥は次第に下火になつたのであつて、軍部側の強硬な抗議がなかつたならば、正常な平和的関係が全面的に行われたかもしれない。

幣原と満会

幣原は、その著書『世界再建の道』の中で、夫使館附武官としてイスタンブールに三年間駐屯していたことを述べているところで、他の国の政治的情勢について論じ、次のようにいつている。「日本だけは世界諸国の間に立ちながら、依然として自由主義の国内にありながら、孤立として自由主義の国内に立ち停まつていることが実に歴々として感ぜられる。もし日本が今日の状態で続けていくならば、国際社会の列から落伍してしまいはせぬかと考えた。このとき、幸いに疑問命令に接した。航行三十余日の間に、私は日本をいかに改革すべきかということを、熟思熟考した。その結果、少の成果が得るに至つたのである。そして帰国の若干後に帰国、直ちに右の意見を実行するために、閣僚の方針を説いた。帰国は一九三〇年一月三十日に幣原内閣となつた。

一九三〇年九月一日ないし十日の間に、当時陸軍大学校を卒業したばかりの十数名の幹部は、東京の研究会を組織した。大川博士は政治的指導者として認められるようになり、南満鉄道会社の役員に、一九二九年七月に東亜研究所を同会社から分離して一つの法人をつくり、それによって、陸軍の満州占領計画を支持するために、大川が行う調査と世論形成の準備を援助することにした。

「大亜細亜主義」の復活

田中内閣のあとを継いだ浜口内閣は、一九二九年七月二日に組閣され、中国に対する「友好政策」をたえず唱道していた幣原男爵が、浜口首相によって外務大臣に選ばれた。「友好政策」は、武力を使用するという威嚇に基く田中内閣の「積極政策」と異なり、説得と友誼を基礎とするものであつた。「友好政策」の結果、中国側の日貨排斥は次第に下火になつたのであつて、軍部側の強硬な抗議がなかつたならば、正常な平和的関係が全面的に行われたかもしれない。

幣原と満会

幣原は、その著書『世界再建の道』の中で、夫使館附武官としてイスタンブールに三年間駐屯していたことを述べているところで、他の国の政治的情勢について論じ、次のようにいつている。「日本だけは世界諸国の間に立ちながら、依然として自由主義の国内にありながら、孤立として自由主義の国内に立ち停まつていることが実に歴々として感ぜられる。もし日本が今日の状態で続けていくならば、国際社会の列から落伍してしまいはせぬかと考えた。このとき、幸いに疑問命令に接した。航行三十余日の間に、私は日本をいかに改革すべきかということを、熟思熟考した。その結果、少の成果が得るに至つたのである。そして帰国の若干後に帰国、直ちに右の意見を実行するために、閣僚の方針を説いた。帰国は一九三〇年一月三十日に幣原内閣となつた。

幣原は、政治が一点に集中発揮せられるものたるを要する。幾に幣原、自由主義乃至社会主義によって指導せられ、経済、文化方面を、幾度一体主義によって再編成することである。この体制は、最も強力にして難難なるものである。世界列多しと雖も、天皇を中心に輝一体となれる国民の血脈的団結に比すべきものは無じてあり間ないのであるとかれは述べている。

日本と満州の不可分的な関係のもとに、独立の満州が『王道』に基いて建設された暁には、日本はアジア民族の盟主になることができるというのが大川の思想であつた。

一九三〇年四月一日、参謀本部内に一般調査班が設けられた。関東軍調査班は満州の資源、民情及びその他の類似した調査問題を調べるのに、不充分であると考えられたからである。

幣原の関東軍司令部あたりでは、馬場参謀長の間の紛争の中心は「満州問題」であつた。その参謀長の一人であつた板垣は、この問題を解決するについて、ある程度のはつきりした考えを持つており、一九三〇年五月にそれをある友人に話した。中国と日本との間には、多数の未解決の問題が存在しているが、これらの問題は非常に重大であるから、外交的手段によっては解決が不可能であり、武力を用いるほかないとかれはいつた。新国家を満州の傀儡に基いて建設するために、張学良元帥が満州から脱逃しなければならないという意見をかれは表明した。

総理大臣浜口の暗殺

一九三〇年十一月四日に、総理大臣浜口が東京駅のプラットホーム上にいたとき、外務大臣幣原の言葉を用いれば、かれは『男盛なき一青年』に射たれた。総理大臣は即死はしなかつたが、その負傷は、一九三一年四月十三日に浜口内閣が辞職するまで、外務大臣幣原が臨時大臣代理を勤めなければならないほど重かつた。その傷がもとで、総理大臣は一九三一年八月二十六日に死亡した。幣原大臣代理は調査を命じたが、それによって、総理大臣浜口の暗殺はかれの海軍軍縮政策に対する不満から起つたものであるということが確定された。

ロンドン海軍軍縮制限條約は、一九三〇年四月二十二日に調印された。この條約は、英国大臣浜口の暗殺はかれの海軍軍縮政策に対する不満から起つたものであるということが確定された。

ロンドン海軍軍縮制限條約は、一九三〇年四月二十二日に調印された。この條約は、英国大臣浜口の暗殺はかれの海軍軍縮政策に対する不満から起つたものであるということが確定された。

日本の『生命線』としての満州

根本が参謀本部に帰任したとき、太川博士は東亜研究所と参謀本部の密接たちとの提携によって『民族活動』に大変化となつていた。満州は日本の『生命線』であるとされ『国策』これに関してきちに強調した政策をとらなければならないという思想を確立するために、新聞とその他の機関を通じて、宣伝が盛く行われていた。軍部の指導者は、すべての論説記者、極端な国家主義的講演者、その他に対して、満州でいつそう彩極的な行動に出ることを支持する世論をつくるために、開結しなければならないという指示を與えた。満州は日本の『生命線』であり、日本は満州に進出し、これを経済と通商方面から開発し、ロシアに対する防衛として、おしたてるべき日本と日本国民の福祉を保障しなければならないと軍部は主張した。日露戦争において、満州で日本人の血が流され、この犠牲からしても、日本は満州を支配する権利があるといつて、感情に訴えた。満州に対する領土問題は、依然として盛んに論じられていた。太川博士は、『王道』という言葉の意味をよく説明している。『政治、経済、文化、国防凡てが天皇に

帰一し、能力が一点に集中発揮せられるものたるを要する。幾に幣原、自由主義乃至社会主義によって指導せられ、経済、文化方面を、幾度一体主義によって再編成することである。この体制は、最も強力にして難難なるものである。世界列多しと雖も、天皇を中心に輝一体となれる国民の血脈的団結に比すべきものは無じてあり間ないのであるとかれは述べている。

日本と満州の不可分的な関係のもとに、独立の満州が『王道』に基いて建設された暁には、日本はアジア民族の盟主になることができるというのが大川の思想であつた。

一九三〇年四月一日、参謀本部内に一般調査班が設けられた。関東軍調査班は満州の資源、民情及びその他の類似した調査問題を調べるのに、不充分であると考えられたからである。

幣原の関東軍司令部あたりでは、馬場参謀長の間の紛争の中心は「満州問題」であつた。その参謀長の一人であつた板垣は、この問題を解決するについて、ある程度のはつきりした考えを持つており、一九三〇年五月にそれをある友人に話した。中国と日本との間には、多数の未解決の問題が存在しているが、これらの問題は非常に重大であるから、外交的手段によっては解決が不可能であり、武力を用いるほかないとかれはいつた。新国家を満州の傀儡に基いて建設するために、張学良元帥が満州から脱逃しなければならないという意見をかれは表明した。

総理大臣浜口の暗殺

一九三〇年十一月四日に、総理大臣浜口が東京駅のプラットホーム上にいたとき、外務大臣幣原の言葉を用いれば、かれは『男盛なき一青年』に射たれた。総理大臣は即死はしなかつたが、その負傷は、一九三一年四月十三日に浜口内閣が辞職するまで、外務大臣幣原が臨時大臣代理を勤めなければならないほど重かつた。その傷がもとで、総理大臣は一九三一年八月二十六日に死亡した。幣原大臣代理は調査を命じたが、それによって、総理大臣浜口の暗殺はかれの海軍軍縮政策に対する不満から起つたものであるということが確定された。

三月事件

一九三一年三月一二十日を期して、軍事的クーデターを起す計画が立てられた。この事件は、後に『三月事件』として知られるようになつたものである。参謀本部による組織されない煽動と資材の流布とは、その効果をあげ始めた。参謀本部は、その指導者であつた大川博士が証言したように、満州の占領を問題とすることは、第一の問題であるというのが、一般の人の考えでもあつた。陸軍が満州に進出すると、このような行動に対して好意を有する政府に政権を握らせることが必要であると考えられた。そして、総理大臣の暗殺事件のために、『友好政策』の主唱者、すなわち外務大臣幣原が総理大臣代理をしていた。陸軍の計画は、参謀次長をあつた二宮と参謀本部第一部長であつた建川を含めて、参謀本部の上官からの分離し、日本の支配下に置かなければならないと主張した。

根本は、『幣原の必然性』という演説の中で、『王道』という言葉の意味をよく説明している。『政治、経済、文化、国防凡てが天皇に

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

紀の中、それが拡大して、陸軍が政戦両略を布き、議会を閉鎖して、政局を乗っとることを正当化するような出来事にまで進ませることができるかどうかを調査しようと計画していた。小磯、二宮、鈴川及びその他の者は、陸軍大臣宇垣を官邸に訪問し、この計画について宇垣と討議し、かれらの策謀のためには、宇垣はいつでも利用できる道具であるという印象をもって辞去した。大川博士は、大亜細亜協会の政治用語学を、協力して作成しておいた。この頃の議会用語学を、協力して作成しておいた。これらの作業は非常な刺戟を起し、協会のような外見を装うために使用することになっていた。ところが、大川博士は熱心さのあまりに、陸軍大臣宇垣に向って資金を渡り、その中で、宇垣大臣が使命を告げることになる時期が目前に迫ったと述べた。陸相にいまや絶望の全般を見てとった。かれは直ちに小磯と軍本を呼び、政局に対するこの革命を実行するために、陸軍を使用する為替すべての計画をかの中止するように命令した。計画されていたクーデターは未然に阻止された。当時の内大臣牧野伯爵であった木戸は、このことを宮中に知らせておくべきだと考えた友人によって、この陰謀のことを前もって充分に知らされていた。

若槻内閣は「友好政策」を継続した

『二宮事件』は第日内閣の創設を早め、この内閣に於て一九三三年四月十四日に若槻内閣が組織されたが、警察当局は強硬していた『友好政策』を取り除くことに成功しなかった。かれが総理大臣若槻のもとに外務大臣として留任したからである。幣原男爵は、そのあと、外務大臣として、満洲事変に対する国際連盟の調査委員会を見て、東京を離れたが、林銑十郎大将が陸軍

ことになっていると聞いた。事件に解決されるもののように見受けられた。しかし、錦事件の会議は、午後八時ごろに打切られた。問題が軍人に関係しているので、中堅幹部に対してさらに何か申入れをするには、その前に関東軍の適当な代表者と協議することが必要であると思われたからである。

憲兵隊の登島氏は、その夜遅くさらに関かれることになっていた会議に、適当な陸軍の代表者が出席するように取計らうことを言いつけられていた。これは土肥原大佐や芳沢少佐と連絡をとろうと試みた。かれらのホテルに電話所、憲兵及びその他かれらの頻繁に出入りする地所を探したけれども、かれはこの両名のどちらも見つけることができず、特務機関の他のいかなる特務も見つけることができなかった。かれはこの官命を諦観館に報告し、自己の官舎に帰った。

陸の軍使は本部を早さなかった

北京本部の荒川少将は、一九三一年九月十八日の午後一時に、宮殿特務出張所、奉天に到着した。かれは張学良の邸宅に招待されたのであった。陸軍武官補佐官に出づる曾戸崎大尉と荒川の動の陸軍とによって、反証が挙げられている。関東軍司令官本庄は、ちょうど部隊や施設の編成を終って、満洲の第二師団に関係を断っていたときに、熱心にいたかれの参謀長三宅から電報を受取った。この電報は、荒川が満洲に来たことを通知し、かつ、板垣参謀が石原参謀に、荒川を出迎えさせ、その前線偵察に随行させてもらいたいといってきたものである。

参謀長本庄はこの伝聞を受け、電話から奉天に向った。そして、奉天に到着すると、すぐ憲兵隊に入った。土肥原の補佐官であった参謀板垣大佐は、十時半の頃、奉天に到着した。板垣は荒川少将を出迎え、板垣大佐と荒川少将は夕食をともにした。板垣によると、荒川少将は旅行中休息することができなかったと言い、その場で仕事の話をする気にはならなかったが、青年幕僚の熱情反動について上官が憂慮していると述べたということである。これに対して、板垣はそれについては心配は無用であると答え、いずれ明日ゆっくり話を聞いてもらうようにいった。夕食の後に、板垣は荒川少将と別れて特務機関に向い、午後九時ごろそこに着いた。荒川少将は、その後、友人に対して、計画された『事件』に干渉する意志は毛頭なく、また諸策に連れこまれたのも承知の上であり、流い砲戸を問きたいために帰宅してなされ、その後自分の部屋に帰って、朝起されるまで熟睡していたと語った。

奉天事件

一九三一年九月十八日の夜九時、郊北新塩の兵営で、劉という一等兵は、普通の客車からなる列車で長春の南の柳条湾鉄道の線路に停車していると報告した。午後十時に爆発の大音響があり、すぐ続いて、銃声が起った。日本側の計画によれば、関東軍の河本中尉が兵卒六名を率いて爆破任務についており、侵攻の起った。中尉は爆発の前後に爆破作業を行っていた。爆破は方向を誤り、約一百ヤード離れた線路の片側の一部分が破壊されているのを発見した。その直後、遠方から銃撃された。河本中尉は増援を求めるために、ちょうどその時に、午後十時三十分奉天駅の駅行定刻列車が接近しつつあるのが聞えた。この列車は破損した線路の上を無事に通過した。この列車は奉天に到着した。土肥原の補佐官であった参謀板垣大佐は、十時五十分に現場へ到着した。独立守備隊第二大隊の大隊長島本中佐は、さらに二個中隊に対して現地に向うことを命じた。これは直後中ごろに到着した。十時半頃、この中隊は、現場にある旅順にあった他の二個中隊も、現場に向うように命ぜられた。この中隊こそ、自分と自分の中隊は、十八日の夜に旅順を出発しなければならないと、すぐ前に言明した川上の中隊である。中国側七旅団の兵営に電話が掛けられていたが、日本軍は小銃や機関銃とともに大砲をも用いて、午後十一時三十分に、砲撃することなく、この兵営を攻撃した。中国兵の大部分は兵営から逃げ出し、東北方の二台子に退却した。日本側は中国兵三百二十名を捕虜にし、負傷者二十名を捕えたと称している。日本側の損害は、死者が兵二名、負傷者が二十二名であった。第二十九連隊の連隊長平田大佐は、午後十時四十分に、島本中佐から、鉄道線の破壊と敵の兵営の攻撃に関する計画を知らせる電話を受けた。かれは直ちに奉天城の攻撃が決定した。その攻撃に午後十一時三十分に始つた。夜人の抵抗もなく、交戦のあったのは警察との間だけで、夜半の間に七十五名の死者を生じた。第二師団と第十六連隊の一部とは、十九日の午前三時三十分に駅場を出発し、午前六時に奉天に到着した。兵工廠と飛行場は、午前七時三十分に占領された。続いなくて、板垣大佐は、十日に日本の居住部隊の長官内に命令を出したのであった。

満洲事変の朗読

板垣は安井を指揮した

この間に、一九三一年九月十八日の夜十時三十分、日本領事館の森島氏は、奉天の陸軍特務機関から電話を受け、南満州鉄道の線路が爆破されたことと、奉天の特務機関本部に出頭するようにということを知らされた。かれは十時四十五分に本部に着き、そこで板垣、花谷少佐及びその他の数人の者に会った。板垣は、中国軍が鉄道を破壊したこと、日本は絶為な武力的処置をとらなければならないこと、この趣旨の命令がすでに発せられたことを聞った。森島氏は、事件の調査のために、平和的交渉によりなるだけ防ぎたいということを板垣に説得しようと試みた。すると、板垣はかれを叱責し、新聞事務に事務部長に手渡するつもりかと知りたいといった。森島氏は、この事件は正常の交渉によって解決することができることを確信していると主張した。すると花谷少佐は立腹した態度で、森島の方を向き、そして森島が自殺を同情するならば、ひょい目に遭わされる危険をせよ、といった。森島は、また、会計担当者に言った。それによって、この会議に打切られた。

日本側の部隊は、その夜の間、奉天及び鉄道沿線から、満鉄の事務所、日本軍の駐屯地に対して攻撃を加めさせるように、朗読する要請をいくたびも繰り返された。このような中入れは、すべて第一師団に通達された。なんの申渡もなく、後刻は休戦として続いた。九月十八日の夜から十九日の朝にかけて、満鉄事は機械を軍司令を板垣にかけ、満鉄を中止するように提唱しようとしたが、板垣大佐は出席者無人の態度をかえて、その都度、満鉄事に対して、軍司令部に対して停戦することを止めろと言った。林銑中佐は一九三一年九月十九日の朝、外務大臣幣原

○法廷執行官　たがいきょうより海軍国際軍事裁判を開廷します。

○裁判長　判決文の朗読を続けます。

［朗読］

に電話を打ち、「中国軍から、荒川少将が中国の攻撃をうけ、本官より板垣参謀に電話をして日支両国は未だ正式に安戦状態に入りたる訳にあらざるのみならず、支那側は全然無抵抗主義に出づる旨戸崎大尉を以て、此際不必要に事件を拡大せざる様努力する事肝要にして、外交無因を進言する事を越権する様せられたしと電話したが、関東軍は国家及び軍の威信に関するかに、『悪意的にせるべしとの軍の方針なり』と答へたとのである。

奉天事件は計画的なものであった

『奉天事件』が陸軍本部の指揮、関東軍の指揮、機会の会員及びその他のものによって、あらかじめ周密に計画されたものであったことについて、証拠が豊富にあり、その証拠は疑問を挿入するにたるものである。板垣大佐の参謀長の石原莞爾は、『満洲』の『事件』を計画しているという風説が日本で流布されていた。無線の用は十時半頃、一九三一年九月十八日に奉天で出来事が起るかもしれないということを知らしている。林銑中佐は、外務大臣にあって、無線の一中隊長が一週間以内に大きな事件に出発と言ったという報告を打電している。奉天の出来事は、一九三一年九月十八日の夜の十一時三十分に開始を出発して、奉天占領を想定した計画を実施することを知っていた。外務大臣は、自分の人事に関係を充分信用していたので、陸軍大臣に向って、このようなことは困るといって抗議して、これを訴訴して、『協議阻止』のために絶川少将を説得して、説得させた。この少将というのは、計画された事件に干渉するつもりはなかったので、その使命を果さなかった。しかも、日本軍が主張するように、一中尉と兵六名からなる憲兵隊が、一九三一年九月十八日の聴夜に射撃を受けると、満洲にある日本軍の全部隊に、長春から旅順まで、約四百マイルに及ぶ南満鉄道の沿線の全地域にわたって、その夜はとんど同時に行動を起した。安東、営口、遼陽、その他の小さい町の中国部隊は圧服され、無抵抗で武装を解除された。日本の鉄道警備隊と警長は、これらの地点に駐屯し、第二師団の各部隊は、さらに重要な作戦に参加するために、直ちに奉天に集結した。新聞は奉天の戦闘開始にあって、林銑第事が中国側は無抵抗主義に出ると声明したことを知らせたにもかかわらず、かれを説得

本軍は、中国軍の集結と対峙し、全滅される脅威を受けていたということ、日本軍に対する中国軍の態度は挑発的であり、侮辱的であったということ、あらゆる機会から見て、中国軍は挑発されないのに日本軍を攻撃する傾きを示し、その際に、日本軍としては、直ちに決定的な反撃を加えない限り、圧倒されてしまうことになるということである。然って、もし中国側が攻撃した場合には、関東軍は全力を奉天附近に集結し、奉天附近の中国軍の中枢に対し打撃を與え、こうして敵の死命を制することによって、問題を短期間に解決しようという計画を立てていたと言うのである。奉天地方の中国軍は、奉天内に重砲二門を秘密に隠すべきであったということに、この計画の一部であった。以上が板垣の証言である。板垣のいうところによれば、右のような大綱であるから、九月十八日の夜、鉄道の爆破と中国側の兵営の外の戦闘のことをかれが聞いたときに、これは日本軍に対する中国正規軍の計画的挑戦であることが明瞭であった。そこで、朝対に必要でもあるし、万一に備える際のために作成されていた軍の作戦計画にも一致していたから、かれは中国の兵営と奉天城を攻撃する決定を承認したと言っている。

このように、若色しで事件を説明すると、中国軍が圧倒的な多数の兵力で奉天附近の約一千五百名の日本軍に計画的な攻撃を加えたこと、予想されていなかったことから起った出来事であったこと、延期な部隊の中枢に対して日本軍が迅速に反撃を加え、それに上って中国軍が敗走したということになる。しかし、この説明は、たゞ一点を除いて、すなわち、奉天が占領され、中国軍が敗走されたという一点を除いて、虚偽である。

中国軍は日本軍を攻撃する計画を全然もっていなかった。かれらは不意討ちをされた。数千名の中国兵がいた兵舎を攻撃するにあたって、日本軍は明らかに燈火の明るい兵舎に向って射撃し、主として武器を破壊された若干の中国兵から、わずかばかりの抵抗を受けただけであった。奉天市を占領するにあたっても日本軍は若干の警官の、ほとんど問題にならないほどの抵抗を受けたにすぎなかった。

その夜の出来事によって、日本側が驚いたなどということはあり得ない。一九三一年九月十八日の相当以前から、陸軍が奉天で『事件』を計画しているという風説が日本で流布されていた。無線の用は十時半頃は、一九三一年九月十八日に奉天で出来事が起るかもしれないということを知らしている。林銑中佐は、外務大臣にあって、無線の一中隊長が一週間以内に大きな事件に出発と言ったという報告を打電している。奉天の出来事は、一九三一年九月十八日の夜の十一時三十分に開始を出発して、奉天占領を想定した計画を実施することを知っていた。外務大臣は、自分の人事に関係を充分信用していたので、陸軍大臣に向って、このようなことは困るといって抗議して、これを訴訴して、『協議阻止』のために絶川少将を説得して、説得させた。この少将というのは、計画された事件に干渉するつもりはなかったので、その使命を果さなかった。しかも、日本軍が主張するように、一中尉と兵六名からなる憲兵隊が、一九三一年九月十八日の聴夜に射撃を受けると、満洲にある日本軍の全部隊に、長春から旅順まで、約四百マイルに及ぶ南満鉄道の沿線の全地域にわたって、その夜はとんど同時に行動を起した。安東、営口、遼陽、その他の小さい町の中国部隊は圧服され、無抵抗で武装を解除された。日本の鉄道警備隊と警長は、これらの地点に駐屯し、第二師団の各部隊は、さらに重要な作戦に参加するために、直ちに奉天に集結した。新聞は奉天の戦闘開始にあって、林銑第事が中国側は無抵抗主義に出ると声明したことを知らせたにもかかわらず、かれを説得

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

月十八日の夜半に奉天会議がひらかれ、奉天の特警隊からの第一報が関東軍司令部に到着し、隷下部隊にさらに拡大したことと、中国軍が増援部隊を送っているとの情報が接受されたとしても、中国軍が挑発的に攻撃をしかけてくるとの情報は、日本軍の政策によって、絶対阻止していたのである。本庄は、『日本の全武力を動員して、できるだけ速やかに敵の死命を制した方がよいと考えた。満鮮の全日本軍を出動させる必要が直ちに発せられ、朝鮮の日本軍は既定計画に基づいて次第に出動を開始するように強制された。これらの命令によって、満鮮の全日本軍と朝鮮にあった日本軍の一部とは、一九三一年九月十八日の夜に、長春から撫順に至る南満鉄道の沿線全地域にわたって、ほとんど同時に行動を起した。

奉天に到着すると同時に、本庄中将は停戦に同意するよう要求し、中外に撫順の戦を行う旨を宣明した。

関東軍の行動を、陸軍は認めた

陸軍大臣宛は関東軍の行動を承認し、金谷参謀の現地的な干渉を阻止するために、関東軍と奉天との間の電報の往来をつとめた。一九三一年九月十九日午前三時ころ、奉天の特警隊からの電報によって、かれは同地の情況に関する報告を受取った。陸軍大臣官邸は、一九三一年九月十九日の朝、六時から七時の間に、南からの電話によって、初めてこの戦闘のことを聞いた。陸軍大臣は関東軍司令官中将に中将を参謀本部と参謀総長として出馬させた。閣議で、満鉄中国軍が奉天で日本軍に発砲した。日本軍はこれに応戦したと報告した。南は日本軍の行動を『正当な自衛措置の範囲』であると称した。内閣はこの事件を即刻処理させたいという希望を表明した。南は調査の上で閣議に報告すると誓った。そこで、内閣は事件の不拡大方針を決定した。翌日の午後一時三十分に、朝鮮大臣は天皇のもとに赴き、陸況と内閣の決定を報告した。天皇は、陸軍に、軍隊の行動を打切るということに同意した。『事件の拡大を防止するという政府の決定を関東軍司令官に伝達するためであると言って、南は関本中佐と参謀本部附の警察一名を奉天に派遣した。

陸軍を制御することはできなかった。陸軍大臣は、『事件の不拡大方針実施を遂行するについて、我国をあやまるために必死になって奔走したが、成功しなかった。陸軍を制御する方法を見出そうとして、一九三一年九月十九日の夜八時三十分に、陸軍大臣は宮内大臣の官邸で会合を開いた。それには、元老西園寺公の秘書原田男、内大臣秘書官長木戸、侍従武官長その他が出席した。この際の唯一の提案は木戸が出したものであり、かれは特別に説明を聞いてはどうかといった。この提案は、甚だ効果なかった。というのは、閣議のために、陸軍大臣は、『軍部と上奏裁可』の理由から、さらに一定の行動をとる必要があったこと、このような行動は単に『停止的』な手段であって、どのような意味でも拡大されることはなかろうと報告したからである。しかし、もようどこのときに、中国側は実子文外交部長を通じて、紛事がさらに拡大するのを防ぐために、日本人と中国人の双方からなる調査委員会を組織することを提案した。軍部はこの提案を外務大臣宛に報告するにあたって、他の理由はとにかく、『事件』に関する日本の立場を強めるだけのためにも、この提案を受け入れた方がよいと進言した。その当時の規則では、朝鮮軍が朝鮮以外の地域で作戦を始めるには、天皇の裁可が必要であったが、それにもかかわらず、天皇の裁可なしに、朝鮮国境の新義州に集結していた兵力四千と砲兵からなる第二十師団の第三十九旅団が、鴨緑江を渡って満州に入り、その日の夜半ごろ奉天に到着した。それにもかかわらず、一九三一年九月二十二日に、内閣はこの行動のために要した経費を支出することを決定した。後になって、この出動について、南は内閣に報告していなかった。一九三一年九月二十二日の閣議で、南はさらに詳細の報告をしたことについて、南はさらに詳細を述べた。総理大臣は答弁の中で、自分は陸軍大臣南と幾度か会合し、南は、軍が今後越えないはずの境界線に沿って、軍隊を送ったのであります。そして、南は、軍が今後越えないはずの境界線にこの境界線に無視され、さらに拡大されたことが報ぜられました。しかしながらこれが殺戮の行動であるとの報告がついてきたのであった。

天皇は内閣の不拡大方針を承認したけれども、天皇がその閣議案にもつようにもつたことに対して、陸軍に情況しているという話が原田男爵の会合で出た。天皇はその日記に記している。この会合に出席した人々は、内閣の方針に関して、天皇はこれ以上何を言われたいのかよくわからないということ、また、元老西園寺公に、かれに対する軍部の反感がさらに強くなるのを避けるために、東京にいない方がよかろうということにきめた。このようにして、南の陸軍官小磯による南と参謀本部との有効な協力によって、政府は『奉天事件』がさらに拡大することを阻止しようとする決定を貫徹することができなかった。この点は、関東軍のとった行動を表面していたということを、日本の降伏後に、南が『みずから認めたことによって強調されている。

奉天に駐留した土肥原大佐

満州に『事件』が起ったときには、土肥原大佐はすでに、参謀本部に対する報告を終え、熱河中の十ヶ所の国境線問題を、できるだけ早く、武力によって解決しなければならないと主張した。満州に王道を基礎とした新国家を組織するのに主要な役割を演ずるために、奉天の特務機関に帰任する途中であった。中国とその住民についての土肥原の豊富な知識は、戦争に現われた中国の軍指導者の軍事顧問として、約十八年間にわたって、現地の政治に実際に参加して得られたものであり、これによって、かれは他のいずれの日本陸軍将校にもまさっていた。『奉天事件』の計画し、実行し、利用するについて、今教的な勧奨者と調整者としての役を果すのに適任者となったのである。これが土肥原によって強調された役割であったことは、疑うことができない。かれが中国の奉天にもはやく滞在したこと、『事件』が発生する直前に奉天に帰還したことは、その後のかれの行動を併せて考えてみるならば、われ〳〵はどうしても右の結論に達するほかはない。

奉天市長としての土肥原大佐

関東軍の強硬な行動を阻止することは、奉天が急報者の中心であっても、また朝鮮中有力な中国人が出たほとんど全部満州に逃れ、そこで者の行政を続けていたために、困難なことであった。同者の者長であり、奉天に留っていた中国の治市長王殿忠は、新しい臨時政府の組立について、日本と協力することを拒絶した。このために、かれは捕縛され、投獄された。このように、土肥原大佐が協力しないことによって、その裏切を妨げられた日本軍は、『九三一年九月二十一日に、土肥原大佐を奉天市長に任ずる布告を発した。かれは、主として日本人からなるところの、いわゆる『非常時委員会』を使って、同市の施政を始めた。一九三一年九月二十三日までには、土肥原は同市の完全な支配者となっており、奉天に東

北朝鮮紀律によって、かれは日本軍司令部において、陸軍の政治的代表者かつ代弁者として、の役をつとめていることを発見された。このときから、東三省の臨時政府を組織することは着々と進行した。一九三一年九月二十三日に、臨時中将は南林省の臨時政府を組織することを要請され、その翌日、京公鎮氏を『治安維持委員会』の主席とする臨時省の臨時政府が組織された。これが、特務機関長として、中国人に関する一切の必要な経済情報を指導部に提供した。指導部の部長は中国人であったけれども、指導部に使用されていた職員の約九割は満州に住んでいた日本人であった。

臨時政府は日本側の指導を受諾し、政府機関と日本人顧問の会合を相基し、九月三十日に日本陸軍の保護のもとに吉林省の臨時政府を組立てる宣言を発した。

特別区行政長官張景惠も、一九三一年九月二十七日に、『熱河区参議委員会』の組織を討議するために、ハルビンのかれの事務所で会議を開いた。

本庄中将は、吉林省の間島という町で起った武装出来事を口実にして、日本はもはや満州の政府を認めず、彼の勢力が安全に確保されるまで、軍事行動を停止しないという発表をした。

抗議と警告

中国は国際連盟に満州における日本の行動に対する抗議を申し入れた。この抗議は一九三一年九月二十三日に提出された。連盟理事会は、日本政府から、日本は鉄道附属地帯にその軍隊の撤収を開始し、かつこれを執行するものであるとの通知を受けた。南は、『満州問題』の解決を促進したであろうと断言した。

自治指導部

自治指導部は、奉天の日本陸軍によって、一九三一年九月の後半に組織された。指導部の目的は、独立運動を起し、満州全土にこれを拡めることであった。板垣大佐は指導部の中の、指導部を監督する責を担当していた。石原大佐は

と。もし中国の軍民蜂起して祖国を救撫するならば、日本軍もまたこれを鎮圧するでもあろうこと、これに対して、満洲は日本の皇室がかれの復辟に賛成していると聞かされると、土肥原の勧告に容易に従うと思われた。

満洲軍は土肥原を思いとどまらせるように努力を続けたが、効果はなかった。「土肥原は、ある場合に、我慢ならぬ行動の後始末をしようとする意図に出るならば、それは本庄司令官の責任である。つまり、もしそういうことになるならば、関東軍は政府から嘲れて、どんな行動に出るかわからないと嘲かしたこともあった。

満洲の満洲復辟の新作品は、極秘のうちに、一九三一年十月の初めに、張学良元帥がその司令部を北平から錦州に移した。その結果として、同市は日本の占領に対する抵抗の中心地となった。日本の偵察機は、同市の上空にしきりに飛来し、一九三一年十月八日には、偵察機六機と爆撃機五機が同市の上空に飛来して、爆弾約八十箇を投下した。

土肥原大佐がつくり上げた騒動や暴動は、関東軍参謀に対して、天津の日本駐屯軍を脅迫し、同地の日本租界を保護するために、天津に軍隊を送るについての口実を与えた。これらの騒動の最初のものは、十七日に起こったように、一九三一年十一月八日に起こったのであるが、一九三一年十一月二十六日には、新しい一波の騒擾が始まった。土肥原大佐は中国人の無頼漢と流氓の日本人を使って、天津の中国人居住区域に騒動を起こさせるために、日本租界内でこれらの者を行動隊に組織した。二十六日の夜、猛烈な爆発の音が聞え、すぐそれに続いて、大砲、機関銃、小銃の射撃があった。日本租界の電燈は消され、租界から電話を消した者が現われ、附近の警察署に向って発砲した。

騒擾部隊を指揮かつ操縦するにあたって、最も便利な経路は、電話によるものであった。しかし、陸路は満洲城を通っていたから、この方に明らかな戦略的利点があった。そして、満洲を経由する出動は、同市に武器を加え、そこに駐屯していた張学良元帥の軍隊を一掃するための口実を與えることになるものであった。

中立的な観察者は、錦州への進出を予期していた。一九三一年十一月二十三日に、この問題に関する会談で、外務大臣の幣原は、東京のアメリカ大使に対して、自分と陸軍大臣、陸軍大臣と参謀総長との間に、錦州に対して軍隊行動を行わないことに意見が一致したと宣明した。しかし、二十六日の夜の土肥原による暴動は、一九三一年十一月二十七日の朝に、このような出撃を促進した。表面上は、天津で危険されているといわれる日本駐屯軍を救援するという目的で。しかし、実際には、錦州から張学良元帥を追放するという意図をもって、軍政機関の一部本部を満洲に進出するための、あらゆる口実を設けるために、張学良元帥がすでにその軍隊を長城の南に撤退し始めていたので、日本軍にはそんな挑発を受けたかのごとく、それにもかかわらず、挑発は続けられ、日本の無責任機関は絶えず錦州を攻撃した。アメリカの駐箚武官は、絶縁アメリカ大使に対して、我軍自衛のほかの錦州に対して、我軍自衛を行わないという誓約の遵守に対して、抗議を申込んだ。一九三一年十一月二十九日になって、参謀総長から、本庄に対して、その軍隊を新民の附近の地点に呼び戻せという命令を出し、これによって、有の誓約が与えられたのである。

満鉄の調査部員会任命

国際連盟における日本の立場がさらに悪化するのを恐れ、また討議中の理事会における日本全権の有利な立場に置くために、関東軍に対して、別に満鉄の御役を引き受けるように、九三一年十一月十五日に、かれは日本庄中将に電報を送って、次のように述べた。「特ニ満鉄ノ際光ヲ御ノ来レル時期ニ於テ殊ニ社稷建設ナル行動ニ出ルハ誤ヲ得ルモノコアラス仍テ我等ノ満鉄ヲ主動ヲルト受動タルトヲ問ハス政治問題ニ全然関係セシメサル如ク二段ノ指導セラレ政ノ元来新政権樹立ニ関シテハ帝国ノ態度宣言ヲ失スルニ於テハ九ケ国会議ノ理解ヲ見ルコトトナルヲ予期セサルヘカラス而モ幾重見下ノ状況ニ於テハ新政権ノ樹立ハ帝国軍ノ厳支持ヲシテハ成立セサルモノタルハ中外ノ等シク認識スル所ナルト以テ、実然満鉄ニ新政権樹立ノ協力ヲ以テスルモ、他界ノ疑惑ヲ惹起スルノ虞アリ、如何ナル場合ニ於テモ帝国カ少クトモ外交無関ヲ期ス」

一九三一年十一月二十日に、関東軍は満鉄を旅順に移し、大和ホテルに宿泊させた。その設明によると、満鉄子でかれがあまりに多くの好ましくない訪問者に面会していたからであるとした。土肥原と板垣は、満鉄が旅順で奉天帝と接触するように内密に計らった。

錦州進撃

岡江農に向って軍隊を派遣したことは、一九三一年十一月の初旬に、黒龍江省督軍馬占山が軍を率い、かれを北方の蒙倫方面に追い遣ることに成功した。その結果として、チチハルを占領し、かつ、錦州城周辺の遼西省の小都会を除いて、張学良元帥の勢力を全満州から一掃することになった。錦州を占領しさえすれば、満州の征服が完成されることになる。

奉天から逃れた中国軍の省政府は、本天事件の後間もなく、錦州に置かれ、また、一九三一年十月の初めに、張学良元帥がその司令部を北平から錦州に移した。その結果として、同市は日本の占領に対する抵抗の中心地となった。日本の偵察機は、同市の上空にしきりに飛来し、一九三一年十月八日には、偵察機六機と爆撃機五機が同市の上空に飛来して、爆弾約八十箇を投下した。

土肥原大佐がつくり上げた騒動や暴動は、関東軍参謀に対して、天津の日本駐屯軍を脅迫し、同地の日本租界を保護するために、天津に軍隊を送るについての口実を与えた。これらの騒動の最初のものは、十七日に起こったように、一九三一年十一月八日に起こったのであるが、一九三一年十一月二十六日には、新しい一波の騒擾が始まった。土肥原大佐は中国人の無頼漢と流氓の日本人を使って、天津の中国人居住区域に騒動を起こさせるために、日本租界内でこれらの者を行動隊に組織した。二十六日の夜、猛烈な爆発の音が聞え、すぐそれに続いて、大砲、機関銃、小銃の射撃があった。日本租界の電燈は消され、租界から電話を消した者が現われ、附近の警察署に向って発砲した。

騒擾部隊を指揮かつ操縦するにあたって、最も便利な経路は、電話によるものであった。しかし、陸路は満洲城を通っていたから、この方に明らかな戦略的利点があった。そして、満洲を経由する出動は、同市に武器を加え、そこに駐屯していた張学良元帥の軍隊を一掃するための口実を與えることになるものであった。

ることに成るに必要なる一切の措置を執るべきこと及び此の上動揺若しくは入命の喪失を惹起すべきことあるべき一切の主動的行動を慎むべきことを約束することを了承す」

日本はこの決議を受諾するにあたって、決議第二項に関しと留保をつけ「本項ト満鉄各地ニ於テ現時ノ如キ騒擾及不逞分子ノ活動ニ対シ日本臣民ノ生命及財産ノ保護ニ直接関係アルモノニ必要ニスル各官ノ自衛ノ目的ヲ以テ行動ヲ妨ケサルモノトス」と。

この事件について、一九三一年十一月十日の夏、満鉄の最中に、勝国政府の動揺を持った国際聯盟の自動車で、経路のうちに、土肥原は満鉄の仕掛けの場所に移し、そこで某名の私服警官と四、五名の日本兵とともに、日本の小部隊用ウシチに乗り込み、満鉄に向って河を渡った。満鉄で一行は警官に向う途中丸に乗った。満鉄は一九三一年十一月十三日に警官に捕まれ、その日満鉄子に連れて行かれ、そこで日本の旅館によって拘禁国という宿屋に保護監禁された。警官は、東京の満鉄の総裁の命令を受けて、満鉄の運動の結果、満鉄は生命の危険を起こすために、満鉄の運動に出したように見せかけるために試みがなされた。疑いもなく、これらのことが、土肥原の出した条件に満鉄に承認するように強要するようになった。

国際連盟における日本の立場がさらに悪化するのを恐れ、また討議中の理事会における日本全権の有利な立場に置くために、関東軍に対して、別に満鉄の御役を引き受けるように、九三一年十一月十五日に、かれは日本庄中将に電報を送って、次のように述べた。「特ニ満鉄ノ際光ヲ御ノ来レル時期ニ於テ殊ニ社稷建設ナル行動ニ出ルハ誤ヲ得ルモノコアラス仍テ我等ノ満鉄ヲ主動タルト受動タルトヲ問ハス政治問題ニ全然関係セシメサル如ク二段ノ指導セラレ政ノ元来新政権樹立ニ関シテハ帝国ノ態度宣言ヲ失スルニ於テハ九ケ国会議ノ理解ヲ見ルコトトナルヲ予期セサルヘカラス而モ幾重見下ノ状況ニ於テハ新政権ノ樹立ハ帝国軍ノ厳支持ヲシテハ成立セサルモノタルハ中外ノ等シク認識スル所ナルト以テ、実然満鉄ニ新政権樹立ノ協力ヲ以テスルモ、他界ノ疑惑ヲ惹起スルノ虞アリ、如何ナル場合ニ於テモ帝国カ少クトモ外交無関ヲ期ス」

一九三一年十一月二十日に、関東軍は満鉄を旅順に移し、大和ホテルに宿泊させた。その設明によると、満鉄子でかれがあまりに多くの好ましくない訪問者に面会していたからであるとした。土肥原と板垣は、満鉄が旅順で奉帝と接触するように内密に計らった。

錦州進撃

岡江農に向って軍隊を派遣したことは、一九三一年十一月の初旬に、黒龍江省督軍馬占山が軍を率い、かれを北方の蒙倫方面に追い遣ることに成功した。その結果として、チチハルを占領し、かつ、錦州城周辺の遼西省の小都会を除いて、張学良元帥の勢力を全満州から一掃することになった。錦州を占領しさえすれば、満州の征服が完成されることになる。

奉天から逃れた中国軍の省政府は、本天事件の後間もなく、錦州に置かれ、また、一九三一年十月の初めに、張学良元帥がその司令部を北平から錦州に移した。その結果として、同市は日本の占領に対する抵抗の中心地となった。日本の偵察機は、同市の上空にしきりに飛来し、一九三一年十月八日には、偵察機六機と爆撃機五機が同市の上空に飛来して、爆弾約八十箇を投下した。

土肥原大佐がつくり上げた騒動や暴動は、関東軍参謀に対して、天津の日本駐屯軍を脅迫し、同地の日本租界を保護するために、天津に軍隊を送るについての口実を与えた。これらの騒動の最初のものは、十七日に起こったように、一九三一年十一月八日に起こったのであるが、一九三一年十一月二十六日には、新しい一波の騒擾が始まった。土肥原大佐は中国人の無頼漢と流氓の日本人を使って、天津の中国人居住区域に騒動を起こさせるために、日本租界内でこれらの者を行動隊に組織した。二十六日の夜、猛烈な爆発の音が聞え、すぐそれに続いて、大砲、機関銃、小銃の射撃があった。日本租界の電燈は消され、租界から電話を消した者が現われ、附近の警察署に向って発砲した。

騒擾部隊を指揮かつ操縦するにあたって、最も便利な経路は、電話によるものであった。しかし、陸路は満洲城を通っていたから、この方に明らかな戦略的利点があった。そして、満洲を経由する出動は、同市に武器を加え、そこに駐屯していた張学良元帥の軍隊を一掃するための口実を與えることになるものであった。

満鉄の調査部員会任命

国際連盟理事会で、すでに約束同盟にわたって会合を開き、日華紛争を審議していたが、一九三一年十二月十日に、日本代表の提案を受け入れ、調査部員会を設置することを決議した。理事会の決議は、理事会が九名の中立国員からなり、この委員会を助けるために、中国と日本に各一名の臨時員を任命する権利を與えるを決定した。

決議の第二項は、次の通りであった。「（十月二十四日の理事会以来、事態更に悪化したるに鑑み、満洲事件に対する日本政府の責任を考慮し、満洲事件に対する日本政府の責任を考慮し、満洲事件に対する日本政府の責任を考慮し

傷したことを記している。その日の記事には、次のような部分がある。『今朝十時半、宮城内閣官房の間に於ける閣議において余は幾下の間近迫と共に、板垣大佐から満州及び華北における情勢について聞いた。板垣大佐はまず満蒙及北満古における兵団討伐の進捗情況と満州における新興家建設の情勢情況について説明した。板垣大佐は、満蒙は新しい越新者の下に置かれるだろうということ及び日本軍に新興国側の援助を損害するであろうという事について明示を加えた。板垣大佐は更に日本人は新興家の運営に政府の高官として参加するということを表明した。』板垣は中佐長の人であるを『長閥』と呼ぶのをいつもの慣例にしていたが、ここでもそれに従っていたことがわかるであろう。ジュネーブでなされた演説を援用する日実が利用せられた。

帝天へ帰る途中で、板垣大佐は、かれと本戸との食堂の中に差げられた新しい政治書を訪れた。旅順の満鉄を訪問している間に、清国に対して、旅順は次のようにいった。『中国軍閥を追い神い、東三省の人民の社会的な新秩序を建設するために、われ／＼は暮らす満州に新しい政権を樹立する用意がある。旅順は清国がこの新政権の首都となることを提案したが、満州政権は独立されると同時に、日本人を顧問として雇傭することを要求した。』

独立運動が起こった

満州が南進した後、絶に土肥原が、ハルビン特務機関長として勤務していた北満州で、独立運動が勃興した。一九三一年十一月十九日に、日本軍がチチハルを占領し、馬賊軍の兵力を北満方面に走らせた後、馬賊軍内部に洞の型の自治会が設立され、一九三二年一月一日に、張景恵将軍が首長に就任した。張景恵将軍は、満鉄の支援が発生に敗北し、錦州から放逐されたのを知って、帝天の自治指導部の顧問を入れ、馬賊江省の独立を宣言した。この宣言は一九三二年一月七日に発表された。

その翌日に、自治指導部は布告を発した。これは一月一日よりすでに施行されていたものであるが、発表の節目を時期がくるまで、保留されていたものである。この布告は、人民に対して、張学良元帥を倒し自治会に参加するように誘えた。布告は『華北の盗賊組織よ、職結せよ』という言葉で終っている。この布告は五万枚発布された。自治指導部部長王冲霄氏と張学良元帥式曲氏は、二月に国立されることになっている新興家のための計画を立てていた。中国から独立するというこの考えは、一九三一年九月十八日の『帝天事件』以前は、満州では大衆の支持を受けていなかった。この考えは、板垣と土肥原の両大佐を指導者とする日本の支官と軍人の一団によって推進され、推進されたことは明らかである。日本軍がその権力を行使するために駐屯していたこと、南満州鉄道が満鉄道を支配していたこと、すべての業務を中心的部分に日本人が管理していた自治指導部が統合の効果をあげたことは、この一団の人々に対して、有効にいわゆる独立が引き起こし、後には新しい傀儡国家を支援するための、不可抗的な圧力を行使する手段を与えた。独立運動と中国人の協力者とは、ただ日本の武力だけを後盾としていた。

日本による強力的条約

一九三二年一月十日、張景恵将軍が馬賊江省の独立を布告した日に、アメリカの国務長官は、東京のアメリカ大使に対して、日本政府に満蒙を平安すること命令した。この通牒の中で、国務長官は、中国に対する合衆国または その市民の権利上の権利を害したり、中国における『門戸開放』の伝統政策に違反したり、パリー協約『不戦条約B－一五』の義務を侵害したりするような、いかなる都市的革命の合法性も認めないし、締結されたいかなる協約や協定も承認しないことが合衆国の意思であるとし、このことを日本と中国に通告することが合衆国政府の義務であると考えると述べた。

この通牒に対する回答は、一九三二年一月十六日までなされなかった。日本の通牒は、ワシントン協約及びケロッグ・ブリアン協約『附属書B－一五』の全面的な努力を支持するために、合衆国が全力を傾してくれることを日本はよく承知していると述べた。この日本側の通牒は、さらにつづけて、中国における『門戸開放』主義は、日本がこれを擁護することのできる限り、常に維持されるであろうと述べた。『われ／＼が右に述べた満州における日本の軍事行動に鑑みれば、この日本の通牒は、誠実の傑作であった。

日本はこの条約に反対した

その翌日に、協約を守り、中国における『門戸開放』を維持するというこの通牒に対して、明らかに異議を唱えた論説を、日本は発表した。その論説の要旨は『東京朝日新聞』の『社説』というのであった。この論説の中で、日本は次のように述べた。『西洋人民は……政党内閣……に於ける新秩序を確立するに至るべき政治的政治思想を思うとき、明朝なる新興日本建設の為めに、秘密結社或党を先ず撲滅せんとの事業を遂げて、その撲滅を図ること如何よりも急務なりと信ずる。』

土肥原が馬賊江省を占領した

馬賊軍が日本軍によって チチハルから放逐され、馬賊江省を独治するために、指揮にその資源を設立した後、土肥原大佐はハルビンにおけるかれの特務機関部部長を日本と馬賊軍との交渉を始めた。馬賊軍の態度は、いくぶん曖昧であった。かれは土肥原との交渉を続けたけれども、依然として丁超将軍を支持していた。丁超将軍は、熙治将軍を名目上の首領とし、馬賊軍によって吉林省に創立された傀儡政府を絶対に認めず、熙治将軍に対抗する軍隊を編成した。馬賊軍は丁超将軍を支持したばかりでなく、これらの両将軍、かれらに援助を与えてくれた張学良元帥及び蔣介石大元帥と、ある連絡を保っていた。

土肥原大佐は、馬賊軍を強いて協調させるために、熙治将軍に対して、ハルビンに進出し、新協方面に攻撃することを要求した。一九三二年一月の初旬に、ハルビンを占領する目的で、熙治将軍は北方への進撃の準備をした。丁超将軍は熙治将軍のいた場所とハルビンの中間にいた。熙治将軍は一月二十五日に撤退へ引退した。しかし、張学良元帥は馬と丁超の両将軍にされ以上と交渉を続けないように命令した。そして、職いは二十六日の朝開始された。土肥原は馬と丁超の両将軍を説得する余で に失敗し、その上困ったことには、かれの国支熙治将軍が丁超将軍の攻撃を受けて重大な敗北を蒙りつつあった。そこで、熙治将軍を援けるために、土肥原は関東軍に依頼することを余儀なくされた。このことを在当化するために、土肥原大佐はハルビンでかれの『宣伝』をもう一つつくり上げた。これは偽新工作による暴動であって、その間に日本人一名と日本の臣民である朝鮮人三名が殺害されたと計われている。日本軍の大部分は、満州への帝国に使用されるために、北満から撤退されていた。しかし、第二旅団は熙治将軍を援護せようとの命を受け、一月二十八日に列車に乗った。翌日の夜明で、丁超将軍はチチハル市政府を襲撃、黒龍江省の傀儡官長を勤めていた張景惠将軍を逮捕する時間を得た。

熙の反撃

熙治将軍を援助するために、増援隊が列車に乗せられていたとき、東京では、軍部と協議の席が天皇の前で開催した。かれの議題目は、『満蒙の近況』であった。本戸は陸軍大臣として、それを説明した。熙が結論として天皇

に提案したものは、次の通りである。（一）日本は満州に組織される新国家の成功を祝賀し、吉会鉄道の完成し、日本海を湖水化して北満州への進出を容易にし、これによって、日本の国防計画を一新すること。（二）日本とこの新国家とによる同地域の経済の共同経営は、日本が世界において永久に自給自足できるようにすること。（三）この新国家に忠田兵源を設けるならば、右の諸策によって、人口問題が解決されること。次官はさらに記録して、新国家が成立したとき は、満州に三つないし四つもある日本の植民地は、一つに統一されなければならないと考えるとしている。この考えは、後に実行されることになった。

第一次の上海侵入

一九三二年一月二十八日の午後、南の浦海が終った後に、中国の新しい場所で戦闘が起った。午後十一時に、第一次の上海侵入の戦闘が始まった。この『事変』の発端は典型的な日本のものであった。『万宝山事件』に続いて、満鉄の『中村大尉事件』の後に激化した。このボイコットは『帝天事件』の後に激化して、その『事件』が満州事変に発展するについて、その強しさを加えていった。騒動感は暴り、日本人居留民は、かれらの財産のために、日本軍の義勇を要請した。日本居留民は、中国の上海出身に対して、五つの要求を提出した。上海の日本海軍司令官は、右の出身の目答が満足せなければ、行動に訴えると口明した。一九三二年一月二十四日に、日本海軍の砲撃隊が到着した。中国側は上海の中国人区域である閘北の守備隊を増強した。一月二十八日に、共同租界の工部局は会合を開き、その日の午後四時をもって戒厳状態を布告した。この時間に、日本総領事は、領事団に対して、中国人市長から満足な回答を受けたので行動をとらないと発行した。同日の午後十一時に、日本海軍司令官は、日本海軍が多数の日本国民の在住する閘北の治安について憂慮し、同方面に進駐して派遣隊砲撃場を占領することに決定したこと、中国軍が速やかに同鉄道以西に撤退することを希望することを声明した。閘北区域に派遣されたこれらの日本軍は、中国軍と接触するに至った。右の中国軍は、撤退しようと欲したとしても、その時間がある間なかったのである。これが上海戦の始まりである。

中国は再び連盟に提訴した

翌朝の一九三二年一月二十九日に発表された事態は、中国をして、連盟規約第十、十一及び十五條に基いて、連盟にさらに提訴させることになった。上海で働いが始まったとき に、連盟理事会は開催中であった。その翌日に、中国からの提訴を受けた。

馬賊軍は土肥原と交渉した

満州において、新国家建設のために、土肥原大佐は馬賊軍を『説得』しようと勧める。交渉を続けていた。板垣大佐は馬賊軍を『長力を有っている傾向ある人物』と認めて、チチハルの職いの後、かれと休戦の協定を結ぼうと試みた。一九三二年二月五日に、熙治将軍と日本軍との連合部隊によって丁超将軍が打ち破られたときまで、馬賊軍は丁超軍との協力を続けた。丁超将軍が敗北した後、馬賊軍は再び土肥原大佐と交渉を始めた。その間に、馬賊軍の軍隊は、ロシア領を通過して、中国に残れた。自己の軍隊が無事に中国の本土に入った後、馬賊軍は土肥原より離られた金百万ドルを受取ったといわれている。いずれにしても、一九三二年二月十四日に、かれは馬賊江省の省長となること、日本側と協力することに同意するに至った。ただいまより明朝九時半まで休廷します。

（午前九時三十分開廷）

○法廷執行官　ただいまより極東国際軍事裁判を再開します。

○裁判官　内島及び梅津を除き全被告出廷、欠席被告は弁護人によって代表されています。梅鶴柳賀所に被告からの陳明書によれば、右両被告は病気のため本日出廷できないとのことであります。

この旨記録に留め証明書は編込み に入れます。

判決文の朗読を続けます。

（朗読）

最高行政委員会

東京によれば、各省の省長に『最高行政委員会』を組織させて、満州における新しい国家の組織のために、通告させようということを本庄中将は思いついた。本庄はかれの案を東京に送り、ヘンリー・溥儀を主班として、満州を統治させるために、新しい国家をつくることを許してもらいたいと要請した。ほかにいい提案もなく、本庄の案は『満州問題』を解決するであろうと考えたので、かれの案に賛成したということを東京は実行することになった。この間中に、新しい国家のために、自治指導部を援助させるために、東京はさらにいく人かの専門家を満州に派遣した。

馬賊軍と土肥原との間に意見が一致したので、自治指導部は、新国家建設の『基礎を築く』ためであると発表して、一九三二年二月十六日に、奉天で東三省の各省長と特別区長官との会議を組織した。この会議には、黒龍江省長馬占山、特別区長官張景惠、吉林省長張作霖及び遼寧省長臧式毅が出席したが、熱河省長湯玉麟は出席しなかった。この会議の議長は、土肥原に代って奉天市長となった趙欣伯博士であった。

この五名は、新国家を樹立すること、一時東三省と特別区に対する最高権力を行使する東北行政委員会を組織すること、この最高委員会は遅滞なく新国家建設のために必要な一切の準備をすることを決議した。

会議の第二日目には、最高行政委員会が迅速に組織され、七名の委員によって、すなわち黒龍江、吉林、遼寧、熱河の各省長、特別区長官、並びに会議の第二日の朝これに参加した二名の満洲古王族によって構成されることになった。この新しい最高委員会は、直ちに会議に移り、次の提案を採用すること、（一）新国家を構成する各省の自治政府を樹立すること、（二）行政長官に『執政』の称号を与えること、（三）独立宣言を発行すること。その後、『新国家の建設』を『説明』のために、本庄中将は公式晩餐会を催した。これらの首脳者に対して、本庄はその成功を祝うとともに、必要の際には、援助を与えると約束した。

独立宣言

本庄中将の晩餐会の翌朝に、すなわち『九三二年二月十八日に、最高行政委員会によって、独立の宣言が公布された。大川博士は、『一九三九年に発行されたかれの著書『日本二千六百年史』のうちで、この宣言を論評するに当たって、『新国家の建設は日本軍の神速業績なる行動によって一挙満州から掃蕩された』と述べている。本政判所は、『既約に基いて、満州では独立国家を創立しようとする民衆運動は存在したかったものと認める。この運動は、関東軍と、関東軍によってつくられたところの、日本人を組織とする自治指導部とによって、発起され、推進されたものである。

新国家の組織

独立宣言が発布されたので、馬賊長と張作霖は、それ／＼その名の首都に帰還した。しかし、新国家建設計画の細目を定めるために、かれらは代表を任命し、臧式毅省長、張景惠長官及び趙欣伯市長と会合させた。一九三二年二月十九日に、この一団の人々は、新政府の形態は極力分立主義に基いて組織され

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

た強硬を有する共和国とすることに決定した。次いで、この一種の人々は、新国家の首都を長春とすることに同意した。国旗の図案を確定し、また満儀に新国家の「執政」の任についてもらうように個人ごとに同意した。

自治指導部は直ちに各省の民衆大会や学生運動を行うことを始めた。その間に、満州人に日本の力を誇示するために、関東軍は分列行進を行って威力を示し、政府を脅かした。これらの示威運動によって、満州人は、これらの官吏を殺害されてから、自治指導部は全満大会の開催を主唱した。この大会は二月二十九日に奉天で開かれた。この大会では、いろいろな演説が行われ、張学良将軍の旧政権を非難する決議が採択され、満儀を「執政」として決議も可決された。

翌日行政委員会に直ちに緊急会議を開いて、大名の代表者を選挙、これを議長に選出して、新政府の首班になるようにという提案を内閣に伝えた。満儀は最高行政機関からの最初の提案に感じたかった。そこで、一九三二年三月四日に、満儀を要請させるために、第二回の代表団が任命された。板垣大佐の指令によって、満儀は第二回の招請を受諾した。三月五日に代表団と会見してから、満儀は六日に瀋陽を出発して錦州に向い、二日後に、十九人の九日に、「満州国建設」としての私を宣言した。そのあと、建国の詔書に署名した。新国家の政治は満儀と共に、新国家の政治は満儀と共に、新国家の政治は満儀と共に、

中堅者に、官吏試験と銓敍官吏の任用官も含めて、日本人をあてた。軍政でさえも、関東軍によりてそのために行会された官吏の任用に対して、政府と公共事業に関しては、たとい名誉上の長官は中国人であったといえ、実も政治的と行政的の権力に関関、警察、監察官、参謀官、次官の官吏としての日本人官吏によって担われていた。

日本の内閣は、一九三二年四月十一日の閣議で、満州国を指導するための方法を審議し、同月十五日に総理大臣として加藤の一人であった。その決定は次のようであった。「軍隊をして治安維持に当らしめ、財政経済問題及一般政治問題に関し、之が最高指導者たらしむること。新国家の参議府、中央銀行其他の満関の指導的地位に本邦人を任命せしむることとなっている協和国政府の官職を兼ねしたが、それらは総務庁長、警察庁長、参謀部参謀長及び経済局長まびに教授、警察、銀行、運輸、司法、関税及その他の部門に於ける官職を含んでいた。この措置は、新国家を指導するに必要な人材を満洲国政府に送り込むことを目的とするものであった。」

昭和会と満主派

昭和会は一九三二年四月に非公式で組織されたその他の所から成る委員会によって組織された。関東軍司令官は、職務上当然に同会の最高顧問にされた。昭和会の特別の役割は、国家の最高機関にされた。昭和会の特別の役割は、国家の精神と実質を、すなわち主権を保ち、アングロ・サクソン世界とコミンテルンとに対する日本の伝統において、日本の敵に立つことができるように、満州国を強化することであった。満州国政府の方針は、一九三二年二月十八日と一九三二年三月一日に発表された「各告の中に述べられた。その方針というのは、王道の根本原則に基づいて統治することであった。このようにして、日本の満州占領が是認され、満州では、昭和会以外の政党は一切許されなかった。「関東軍の参謀長は満州国総務長官であった。昭和会の名誉上の会長は満州国総務長官であった。実際上の指導者は、関東軍司令官の一員であった。

リットン委員会の満州訪問

リットン委員会は、一九三二年四月に満州に到着し、関東軍と満州国の日本人官吏が住民を脅迫したり、同委員会の努力を妨げたりして、恐怖の下に投げかけた秘密の企いを暴露し、実際の惨状を見出すべく委員会の任務を開始した。この委員会の委員と顧人とにおそれそうな人物とに圧迫を与えるという目的のもとに、陸軍と警長官はかれらの活動を動揺を監視し、われ〳〵は竹本陸軍参謀の監視下にありました。そしてリットン卿は、どこへ行っても、日本憲兵の監視のもとにありました。私がリットン卿と会見したときには、多くの関東軍の将校が私の側で監視していました。もし私が彼に話す名告げたならば、委員会が満州を去った後私は殺されたであろうと言っている。振舞によって管理された声明書が満洲はリットン卿に手交した。現在になって、それは真の事実を反映したものではないと満洲が言っている。委員会の満州滞在の間、ロシア語で表現を話す人々は注意深く監視された。その中には、建築されたものもあった。

一九三二年六月四日に、建設者に関して設つた霊廟の中で、関東軍参謀長は、リットン委員会の訪問中に侮辱を接吻することによって、委員会を日本が軽視していることを示したとはどうかと申上げた。

「満洲国調査委員会の滞在中、これを政治し満州の独立性を発揮し、かつ「満州事変」に対する日本及び満州国の責任たる政策を示すを有利なりとかれは考えた。

大養首相の暗殺

独立国家としての満州国の独立に反対したために、総理大臣犬養はその命を奪ることとなった。総理大臣は、日本が満州国を承認することは中国の主権の侵害になると主張し、熱心に一貫してこのような承認に反対していた。

総理大臣の職に就いて後、数日を出ないうちに、和平條件を取極めるために、宋慶龍の野心という密使を訪介石大元帥の許に派遣し、満州国を指導するための方法を審議し、犬養は同国に重有していた。そのときに、総理大臣犬養あての書簡の一つが、陸軍者によって捕獲された。内閣書記官長は、犬養の子息に、「宋の提文は偽大元帥と犬養をしている。これについて陸軍者は非常に憤慨していると知らせた。犬養は驚愕されたが、総理大臣と陸軍大臣荒木との間に、亀裂が起いた。

総理大臣犬養と当時荒木を指揮官とした一急迫に義との争いは、一九三二年五月八日に、犬養が陸軍に反抗的な、民主主義政府の御説を言った日に、総理大臣が病気で一時的に独りで官邸にいたときに、数人の陸軍士官が闖入して、かれを暗殺した。大臣陸軍は、この暗殺のために準備を提供した。閣本は、その暗殺事件の前夜の晩の中で、かれがこの暗殺事件に関係があったことを認めた。

その当時に陸軍省軍部顧問であった鈴木中佐は、もし新内閣が政党組織者のもとに組織されるようなことがあったら、第二、第三の暗殺が起るだろうと警告した。鈴木は、この暗殺の二日後に、原因明確で、木戸、小倉及びかれが同席して食事をとっていたときに、その警告をしたのである。対外世間故業に対する反対は、主として日本の穏健党の代表者から出ていた。

日本の満州国承認

荒木と小磯は、それぞれ陸軍大臣と陸軍次官として、新内閣に残存した。かれらの指導のもとに、満州国は独立国家として日本政府の承認を受けた。関東軍参謀長からの電報に対する一九三二年六月四日附の回答の中で、承認問題について、陸軍大臣は次のように述べた。「内外情勢の方面に鑑み、極めて慎重の関係にあるを以て、目下何時にても承認を実行するの決意の下に機を窺いつつあり。」かれはまた関東軍を通じて、満州国を支援するに対策を明らかにした。かれは次のように述べたのである。「在満機関の統一に就ては、迅速なる満州国軍隊の編成の強化を目標として、軍を中心とする統一機関の確立を企図しあり。万一にも新新民意が内外共に外国に誤解することあるべきか、満州国の指導主権を不利なるものあるべきに上り内部的研究と練り為に慎重なるべんことを切望す。」一九三二年六月の中旬ごろ、参謀部の満州国に関する国際連盟の審議の結果、満州国の満州国に関する国際連盟の審議の結果、満州国の満洲国の国防と日本の行つた諸問題とは、もはや日本を離れるものの為に考えられないと荒木は述べた。

一九三二年六月に、いわゆる「協和会」を考えに組織することによって、関東軍は満州を強化して満州国を承認させることについて荒木を説得した。この提議の日前は、新関東の陸軍時代の提議することであった。この陸軍は、黒龍会と協力して活動し、協和会は、この「提議」を実行するために、日比谷の東洋新聞を買収した。

一九三二年七月四日に東京に帰り、満州の事態に関する内閣の知らうとして、新政府の高官者と会議を開いた。荒木はこれらの会議に出席した。

調査委員会が北京に帰ってから、すなわち一九三二年六月八日かそのころに、荒木が関東軍参謀長あての電報を基礎とした政策を中心とする統一機関は「満洲国」は独立された。この新国家の元首に「満洲国」は「満洲国」と称した。

一体制に変つた。この所説によって、関東軍司令官は、関東州租借地の長官となり、同時に満州国駐在大使を兼任することになった。この新制度は、一九三二年八月二十日に実施された。この制度を実施するために、人事異動が行われた。武藤信義が本庄にかわって関東軍司令官になった。板垣は関東軍参謀部に留まり、陸軍少将に昇進した。陸軍大臣の小磯は、関東軍参謀長兼関東軍特務機関の長、すなわち陸軍機関の長として、満洲に派遣された。

満洲国の承認

満洲国の承認は次のように述べた。「三月三日参謀部外務、組織、陸軍省大臣の居土、満洲国を独立国家として承認することを約束したとき、私は、満洲国が独立国家である以上、大使の交換をしてはどうかと言った。この問題は、一九三二年八月の閣議にかけられた。討議に満洲国が承認を受ける時期に関して、すなわち即時かまたは後日にかについてであった。関東軍は、われ〳〵が即時承認するように申入れて来た。私は一九三二年九月十五日に、満洲国と正式承認の日を定めた。この閣議でわれ〳〵は、満洲国との間に議定される協約の内容を到達した。可決された内容を私に承認した。

「日満議定書調印用紙を協議するために、枢密院諮問委員として、平沼は一九三二年九月十三日に枢密院会議を召集した。枢密院議在の枢密院諮問委員会の委員にも任命されていた平沼は、枢密院の本会議で、同委員会の報告を朗読した。この報告には、他のことと共に、次のように述べてあった。「帝国政府においては、誠意なく到底を永続することが望ましいに信じたが、関東州の事態の発展と、国際連盟及び各国の動静を注視したのであって、同国に対する帝国の承認が、負担に対し一時期の猶予を到達するであろうということは、理解するに難くないが、しかるこれとうて国際的危機を招来するであろうとも思われない状況にある。我が国は共存共栄の目的をもって、本満洲及び建設文書による現座を締結し、それによって満洲国を承認する措置を執らうと十るものである。」

平沼は次の四つの往復文書に言及していたのであった。(一)第一の文書は、一つの書簡とそれに対する回答からなっていた。この書簡は、一九三二年三月十日の、すなわち満洲の就任の翌日の日附で、溥儀から本庄にあてたものであった。この書簡の中で、満洲国は日本の神つた努力と犠牲を感謝するが、満洲国の発展は日本の提助指導にまつ任かはないと溥儀は述べた。さらに、他のいろいろなことと共に、次のことに日本が同意するように要請した。(イ)関東軍の必要とする一切の軍事施設を満洲国が供與するという了解で、経費は満洲国負担として、日本は新国家の国防と治内秩序の維持に任ずること。(ロ)日本は一切の既設の鉄道及び他の運輸施設の管理、並びに望ましいと考えられる新施設の設置に任ずること。(ハ)日本人が満洲国政府の全部門に官吏として勤務すること、但し、これは関東軍司令官が任意に任用、解職、更迭するものとすること。この書簡に対する本庄の回答は、原に日本は溥儀の申出に反対しないといらにすぎなかった。(二)第二の文書は、一九三二年八月七日附の満洲国総務長官と本庄の間の協定で、運輸施設の管理に関するものであり、日本による管理をさらに強力的のものとするものであった。(三)第三の文書は、一九三二年八月七日附の満洲国国務総理と本庄の間の協定であった。これは日本航空株式会社の設立に関するものであった。この会社は、一九三二年八月十二日の閣議の決定によって、東亜通信という名目で関東軍の手ですでに満洲に設置されていた航空路を譲り受けることを許された。(四)第四の文書は、一九三二年九月九日附の満洲国における鉱業権に関する武藤司令官と満洲国務総理の間の協定であった。

平沼の閣議した報告によれば、これらの文書は、その通告の日附に遡って効力を発生することになっており、また国家間の協定と認められるが、戦争に附せられることとなっていた。

調査団は公表されることになっていたもので、次のことが規定されていた。日本は満洲国を承認したこと、満洲国はその独立の当時に、満州で日本の国と臣民が有していた一切の権益を確認すること、並びに、一方の国に対する脅威を両国に対する脅威であると認め、満洲国内に軍隊を駐屯する権利を日本に與えることによって、両国はその国家的安全の維持のために協力することを約束することである。調査委員会は右の調定書と往復文書の承認を勧告した。

調査委員会の報告を朗読した後の討議によって、提案された調定書と往復文書が、九国條約(附属書B—一〇)とその他の條約上の義務に違反するものであることを、枢密顧問官は充分に承知していたことが示される。枢密顧問官の岡田がこの問題を提出した。これより前に、外務大臣は議会に対して、満洲国は独立国となっているから、日本は満洲国を承認して九国條約の違反にならないし、日本は中国国民の独立を妨止するという約束もしてはいないと説明していた。しかし、会議国とその他の国は、この説明では満足しないであろうという意見を岡田は述べた。かれの説明したところによれば、「米国人は言にも、満洲国の独立も満洲人の自主に由るものならば不可なからむも、日本が其の独立を援助し且つ之を維持せむとするは、中国の主権を無視せるものにして、條約違反に非ずや」というのである。これに対して、外務大臣は、「国より此の点については、米国を始めとして、各方面に種々の意見あるも、夫は先方の見解なり」と答えた。荒木は「満洲国の国防は同時に我が国の国防たり」と説明した。石井顧問官は「満洲問題」の国際連盟に対する関係に付ては、帝国の主張は甚だ心許なし」といい、さらに、「満洲国に於ける我行動が不戦條約(附属書B—一五)及び九国條約違反なりとは、米国等に於ける多数人の結論と完全なりきと」と述べた。しかし、石井顧問官は「今子日本が満洲国を防衛上同盟を結ばしたる以上、日本軍の満洲駐屯に対し何者と雖も異議を挟むの余地なく、除前の諸問題の決議は既文となるに到るべしと考ふ」と附言し、次いで「満洲民族が今日迄独立運動を起さざりしことは寧ろ不可思議なりき」と述べたのである。

採決が行われ、調定書と往復文書は全員一致の賛成を受け、天皇は退席した。武藤大使は、「之が議定書である」と述べ、署名を求めた。「次に議定書を満洲国国務総理に提示した。渡辺は、「議定書を満洲国国務総理に提示された日まで、それが存在することを知らなかったと証言したが、かれは一九三二年九月十五日にこれに署名したのである。

熱河古蹟の掠奪

熱河省の省長であった湯玉麟若等を説得して、中国からの熱河省の独立を宣言させ、これを満州国の管轄下に入れようとする努力は、何の効果もなかった。そこで、東三省の古蹟と統一が完了するとともに、日本陸軍は熱河の古蹟のための準備を開始した。降伏後に、荒木は次のように述べた。「熱河への侵入の決定を説明しようとした。かれは満州征服のための経費の支出が一九三一年十二月十七日の枢密院会議で決定されたといっているが、その会議について語りながら、「張学良の領土を包含する三省は平定を要するものであることが決議されました」ともかく張の。彼の管轄権は四省に拡張せられたと云う意味の説明は、行動の舞台を熱河に拡大しました。」と述べたのである。

一九三二年二月十七日に各省の復帰省長によって最高行政委員会が組織されたとき、熱

河も調査委員会に代表を送ることに定められた。しかし、関係国間の紛糾の為に、満洲国によって機民とされた件れども、満主脳首長に右の相談を無視し、同省の支配を設けた。

日本側にすでにジュネーブで留保をしていたので、熱河を満洲国に併合する計画を進めるためには、軍に一つの口実を発見しさえすれば足りよかった。最初の目実は、関東軍附の看本という管吏が一九三二年七月十九日に北京と錦州の間を旅行していたとき、行方不明になる」という事件を演じたときに、見つけられた。日本側は直ちにこれが中国義勇軍によって捕獲されたと主張し、石本を救い出すという口実で、関東軍の一部隊を熱河省内に派遣した。この部隊は南方の省境の一村落を占領した後に、撤退され、その目的を達しなかった。この戦闘中に、日本軍の飛行機は朝陽の町に爆弾を投下した。また、一九三二年八月中、日本軍の飛行機は、熱河省のその地方の上空で、宣伝飛行を続けた。一九三二年八月十九日に、奉天上は石本氏の釈放を要求するために、関東軍の一部隊が北京と熱河省境の間にある小長城峠線に派遣された。かれは北兵部隊を従えていた。帰りの途中で射撃され、自動車上重傷したとされは注意した。あたかもあらかじめ手筈を定めていたかのように、他の歩兵部隊が到着して、南岱に直ちに占領された。

朝鮮の侵略の後間もなく、熱河省は満洲国の領土であるという通告の声明が発せられた。このようにして、関東軍の行動によって、これを併合するための基礎が築かれた。次々に日実が設けられ、主として錦州・北京線に沿って、軍事行動が続けられた。この線は、鉄道によって満洲から熱河に至る唯一の道であるとともに東支鉄道の支線である。当時では、中国の本土と満洲に残留する中国軍との間の主要連絡線は、熱河省を通っていたのであるから、坂上のことは、実際に手厚されたとさらさあった。熱河への侵入が切迫していたことは、ちょうど見た人にも明白であったし、日本の新聞も、遠慮なくこの事実を認めた。一九三二年九月に、郎十四連成旅団が満州に到着した。その表向きの使命は、満州と朝鮮の間を流れる鴨緑江の北岸地域である東辺道内の匪賊を掃蕩するというのであった。しかし、この旅団の真の使命は、熱河への侵入の準備をすることであった。

リットン委員会の報告提出

ジュネーブでは、一九三二年十月一日に受取ったリットン委員会の報告を審議するために、一九三二年十一月二十一日に、連盟理事会が開かれた。この討議の際に、日本代表の松岡は、「われ〳〵はこれ以上の領土を欲せず」と宣明した。しかし、どのような侵略解決のための基礎に対しても、松岡が同意することを拒んだために、一九三二年十一月二十八日に、理事会はリットン委員会の報告を総会に送り、その処置を求めるほかはなくなった。

リットン委員会は、その報告書の中で、次のように述べた。「問題の實質なくして、疑いもなく中国の領土たり且つ広大なる地域が日本軍隊に依り強力を以て掠奪且占領せられ、而して右行動の結果として、中国の他の部分より分離せられ、且つ独立と宣言せられたるは事実なり。日本はこれを成就せしめた措置を以て、此の種の行動の阻止を目的とする国際連盟規約（附属書B一六）、クロッグ協約（附属書B一二）及びワシントン九国条約（附属書B一一）の諸条に違反するものなりと主張す。此の場合に於いて、一切の軍事行動は合法なる自衛行動たりしものにして正当とせられたり」。しかし、この委員会は、一九三一年九月十八日の夜の満洲事件を論ずるにあたって、さらに次のように述べた。「同夜に於ける領土日本軍の軍事行動は、合法なる自衛の措置と認むることを得ず。」

連盟総会は一九三三年二月六日に会合し、一般的討議の後に、さきに一九三二年三月十一日に総会が任命した十九人委員会に対して、上海における戦争行為の終結をもたらし、リットン報告書を審査し、紛争解決のための提案を起草し、これらの提案をなるべく速やかに総会に提出することを要求する決議を採択した。

十九人委員会は、この委員会がその勢力を拡張することができるための基礎であると考えるところを、無差別に示した二つの決議案と一つの理由書を起草した。一九三二年十二月十五日に、これらの二つの決議案と理由書が当事国に提示された。中国と日本の代表に修正を申入れた。委員会は、両国の代表と連盟事務局長と委員会議長との間で、その修正案を討議することができるように、一九三二年十二月二十日に休会した。

山海関事件

右の討議があまり進行しないうちに、一九三三年一月一日、重大な山海関事件が起った。北平と軍天との中間で、万里の長城の終端にある同市は、大きな戦略的重要性をもつものと常に認められていた。同市は、満州から入って、現在の河北省に進入しようと欲する侵入者の通路の上にある。その上に、河北から熱河に入るには、最も容易な道路である。

満州が占領されてから、日本軍は山海関まで――長城の線まで――進出し、奉天・山海関の鉄道を手に入れていた。この鉄道は、山海関から、張学良元帥がその司令部を置いていた北平まで続いている。山海関の停車場は長城のもとより満州にあるが、奉天からの日本側の列車は、この停車場まで通っていた。従って、列車を護衛するという口実のもとに、日本側はこの停車場に軍隊を駐屯させていた。北平からの中国側の列車も、この停車場まで通っていたので、中国側はそこに軍隊を駐屯させていた。中国側ではこの事件が起るまでは異常がないという報告をしていた。

十九人委員会が提出した二つの決議案に対する修正案の討議中に、この事件が発生したということは、中国と日本の間の解決の基礎に到達するための、中国委員会の一切の努力を斥けようとする日本政府の行動を正当化するために、この事件が計画されたのであるということを強く示唆するものである。

一九三三年一月一日の午後に、若干の中国人が手榴弾を投げたと日本側に主張した。これが山海関を直ちに攻撃するための口実であった。附近の小さな町々は機関銃で砲撃され、アメリカの宣教師の財産は侵害を受け、義勇軍は発展して旧式の軍隊となり、そのために、北平と長城の間の華北平野は、数百マイルもの軍隊網を張り廻らされるに至った。数千の平和的市民が殺戮された。一九三三年一月十一日に、中国政府は一九一〇年の協定書（附属書B一一）の署名国に訴えた。

日本は十九人委員会の一切の努力を拒

を勧告した報告書を提出した。十六カ月以上にわたって、理事会または総会が中日紛争の解決策を見出そうと絶えず努力してきたが、事態は悪化の一途を辿り、『仮装せる戦争』が続いたと総会は報告した。総会は次のように宣言した。『満洲は、一切の戦争及び武装の期間を通じて、独立中国の完全な一部であったものであり、また日本文官及び武官の一団は、九月十八日の事件の後に存在したような満洲の本然の秩序を武力として満洲独立運動を誘惑し、組織し、遂行し、この目的のもとに、ある中国人の姿名及び行動を利用し、中国政府に対し不平を懐くある少数者及び土匪の残体を利用した。一九三一年九月十八日の秋に、軍人とその他の満洲各地で日本がとった軍事行動は、自衛の措置と見做することができないということ、右の紛争の解決に伴って、日本がとった各種の軍事的措置の全部に対しても、同じように右のことがあてはまるということを総会は決定した。さらに、『満洲国』の『政府』内の主要な政治的と行政的の権力は、日本人官吏と顧問の手中にあり、それらに事実上行政を指揮し、支配する地位にあったと述べた。住民の大多数は右の政府を支持せず、これをもって日本の子先と見ているということを総会は認めた。『中国領土の喪失なる部分が、宣戦者なくして日本軍隊により実力を以て奪取せられ、かつ占領せられたること、茶に右行動の結果として該部分が中国の他の部分より分離せられ、かつ独立を宣言せられたることに異論を挟む余地なし』と総会は声明した。『一九三一年九月十八日前に存在した満洲状態発生の際においては、当事国の双方何れにも若干の責任ありたるが如きも、一九三一年九月十八日以降の事件の発展に関して右事を中国側の責任問題に起きうるるものなり』ということを出然のこととして総会に認めた。これは日本に対して侵略の誘発を与えたものであり、かつ勝家において国際の行為に同調した弁明を受けることを

警告したものであった。従って、それから後には、日本で行だれ一人として、自分はこの種の行動が許されるものと心から信じていたと、正当に言える者はなかったのである。一九三三年二月十四日に連盟総会が採択した報告書を意見を異にすべき根拠を、未裁判所は全然認めないものである。

熱河侵略

総会自身は、かれが会に行った陳述明において、満州における日本の行動の正当性を主張するものの急先鋒の一人であったが、当時のペルギー駐劄の日本公使有田にあた私信の中で、実は本当のことをいっている。これは一九三五年十一月に書かれ、国際問題において協調を支持する日本の外交官について語ったものであるが、『かれらは満州を中国に返還し、国際連盟に復帰し、那を天下に誇示する乗気ありや』と言っているものである。

日本の国際連盟脱退

日本は連盟規約（附属書B一六）に基く自国の義務を履行しないで、かえって、一九三三年三月二十七日に、連盟から脱退する意思を通告した。この通告は、日本の脱退の理由を述べて、『連盟規約其の他の諸條約及び国際法の諸原則の適用時に其の無察に付帝国と此等諸国国との間に離々重大なる意見の相違ある』ためであるといった。

熱河侵入

連盟総会が日本を中国における侵略者として非難する決議を採択した翌日、日本は熱河省に侵入し、それによって、公然と連盟に反抗した。山海関や九門口のような長城に沿う重要地点は、『山海関事件』に続いた戦闘の結果として、すでに日本軍の手に落ち、熱河の戦略的事態は、一九三三年二月二十二日以前に、きわめて重大になっていた。この日に、他傷国軍満州国の名で、日本軍に中国に対して最後通牒を送り、熱河は中国の領土ではないといって、熱河省内の中国軍が二十四時間以内に撤退することを要求した。この最後通牒は容れられなかったそこで、一九三三年二月二十五日に、日本陸軍の進撃が始まった。日本軍は遼西と綏中の基地から三路隊に分れて師団し、長城の北部と東部の全地域を占領して、戦略上重要な長城の諸関門を占領するまで止らなかった。板垣と小磯は、関東軍の参謀として、一九三三年三月二日までに完成した全満州の占領に協力した。

塘沽停戦協定

長城まで進出した結果として、日本軍は中国の本土に侵入するに有利な位置にあった。しかし、次の準備の準備として、日本軍がすでに用意したところを強化し、組織するには、時間を必要とした。この時間を稼ぐために、塘沽停戦協定が一九三三年五月三十一日に調印された。武藤司令官は、塘沽で中国の代表と交渉するために全権を与えられ、また関東軍が作成した停戦協定の草案を携えた代表を送った。調印された停戦協定には、長城以南の非武装地帯についての規定があった。その條件は、中国軍がまず一定の線まで撤退するというのであった。その撤退が完全かどうかを監視執行機関が観察する権利を日本軍は与えられた。この撤退に満足した場合には、日本軍は長城の線まで撤退することになっていた。中国軍は再びこの非武装地帯内に入らないことになっていた。

立役者、要求

日本軍が全満州を占領したという成功は、日本のある方面で、陸軍大臣荒木を入気者にした。かれは絶えず寄稿や講演を続けた。一九三三年六月に、かれの演説の中の一つをとり入れて作った『非常時日本』という映画の中で、かれは軍の理想を述べ、全アジアと太平洋諸島を支配するために、侵略戦争をする策の計画を示した。かれがいう〳〵、遠べた中に、次の言葉がある。『果してアジアは、ここ半世紀安寧であったであろうか。シベリア、蒙古、チベット、新疆及び中国の有様はどうであろうか。果して太平洋の彼は罪かであろうか。明日も今日と同じように、太平洋の彼岸は果して穏かであろうか。その理想を力によって東洋の平和を確保することは、日本、大和民族の神聖なる使命である。国際連盟は日本のこの使命を尊重していない。国際連盟は、日本を心とする全世界の日本に対する包囲的攻撃である。「満洲事変」によって現われた。やがては世界をして、わが国の覇を歌和せしめ得る日が到来する。（満洲の中央に日本と満州が続き、次いで中国、インド、シベリア及び南洋が現われた）。「奉天事件」の形をとった天の啓示によって建設された満州国と日本は、相携えてアジア永遠の平和を確立しようとする気に、かれは神助を次のように記述した。『神家の功績を地理的に説くというがごときは奉仕的な見方は、私の採らざるところである。「満蒙」を、空間的には拡大発展性において、時間的には悠久永遠性において守ることが軍の使命である。わが軍は「大君の辺にこそ死なめ」という歌の千古不滅の精神で職つた。わが国は空間的の発展をする運命にある。われ〳〵、蒙古地方を拡めるにあたって、これに反対するものに対して軍が戦うことは予期せねばならない。満蒙、アジアの駅舎をみよう。この駅舎でいつまで捨てて置くのであるか。アジアに新郷をつくるということが、われ〳〵の最大の使命である。私は、満蒙が帝国一致的に進むことに努力せられんことを切にお願いする。』（満面に『支は東方より』という言葉が現われた）。

第二部　満州の統一と開発

満州国改造

塘沽停戦協定の調印の後に、満州国が改造された。これは、満州傀儡国家に対する日本の支配力を強化するために、また、中国に対する侵略戦争を続け、日本がアジアと太平洋諸島を支配することに反対するかもしれない諸国に対する侵略戦争を行う準備として、満州の経済開発を促進するために行われたものである。

一九三三年八月入日に、日本の内閣は、

『満州を大日本帝国と不可分的関係を有する独立国家として発達させることに決定した。』満州国の支配は、『関東軍司令官機関の下に、且軍官史を通じて行う』ことによる。満州経営の目標は、『帝国の対世界的経済力発展の根源を確立する為日満両国経済を融合すること』とされた。『日満共存共栄』は、『帝国国防上の』に制約せらるることもあった。この決定が行われた当時に顕著であった点は、長老をはじめ全閣の殆ど一致して、国防と経済の支配権を押さえる為の『満州国』の独立を主張したことである。この政策を実行するための具体的方策は、慎重に研究された後になって、初めて閣議の承認を受けることとなっていた。

この計画の骨子は、土肥原が一九三三年十月十六日に関東司令部機関を命ぜられ、廣田が一九三三年九月十四日に外務大臣に任命された後になって、初めて完了された。しかし、一九三三年十二月二十二日に、荒木を廣田の周囲のもとに、斎藤は『満州政府側に於ては、統一ある効果を期する為』の改組を考慮し、同じく斎藤は、君主制の実施の復辟にあらずして、立憲君主制としての国体を確立するものとなることを明にして、苟も満州国の独立を助し、就中近く廃棄することあるべき国際的負担を克服することを目標とする日満両国国防力の増強並実に富興せしむべきこと』を決定した。綱領は、特にその入事について、根本的な改正を加えること、並びに、『参謀の日満両国間の協約取極等は君主国によって締結せしむること』が決定された。

満州国をして、すなわち、日本が従来に対して独立国であると公言していた国を統治する方法を決定したのは、日本の西園寺であったということに注意しなければならない。この日実がわれ〳〵の出願で依然として主張され、数百頁に上る議論と議論によって支持されたのは驚くべきことである。

満州国のこの骨格的な地位が変らなかったことについての証拠としては、昔時満政事の一わずか三日前の一九四一年十二月四日附で、外務大臣東郷が関東軍司令官梅津に送った電報に優るものはない。この電報で、東郷は次のように調命している。『四日政府決定部逸話会議に於て種種情勢最悪化に際して満州国をして とらしなべき措置を決定せる趣、往電第八七三号の決定を相応し我力の方針左の通変更せら。』

『帝国国防の際は満州国は当分公戦せしめざるものとす。同国と帝国との緊密なる関係により、また実状上は同国政府を承認し居らざるにより、同国政府は右三国と苦笑上の敵国と別扱し、然るべく取扱うものとす。』

改造の次の段階は、溥儀を満州国皇帝として即位させることであった。一九三三年十二月二十一日の閣議決定の後に、関東軍司令官として武藤大将のあとを継いだ菱刈大将は、溥儀を帝国にすることを計画していると述べた。満州国の新しい一連の組織法第一九三四年三月一日に公布された。これらの法律は、満州国は皇帝がこれが統治するものと定め、皇帝の権能を規定したが、政府の機構が実質的に変更したものではなかった。日本人が依然として政府の重要な地位を占め、『実質的に政治機関の動脈として存続され、皇帝は引続きされる監督する任務をもっていた。新しい法律が公布された日に、溥儀は、長春のある寺院で天を祀ってから、満州国皇帝の位に就いた。しかし、それにはなんの権力もなかった。翌年一四名部長を引見するこうを許されていたが、それは日本人総務庁長によって注意深く監視された。

溥儀を満州国皇帝の位につけ、同国の新憲閣発を促進するためにその法律を改正した上で、翌年三月二十日閣議を開き、この問題を実行するにあたってとるべき方針を討議した。荒木は一九三四年三月二十三日に陸軍大臣を辞職し、軍事参議官となったが、外務大臣廣田はこの閣議に出席していた。荒木方針は、『満州国を日本と不可分的関係を有する独立国家として発達させ、日本の対世界的経済力発展の根源を確立する』ことに決定された。満州国における交通、通信、その他の事業は、日本帝国の『国防』に密接させるために、日本の直接または間接の監督のもとに、特殊会社をして開発させることにされた。

中国に対する日本の意図に関するあらゆる疑いを一掃するためであるかのように、廣田の下にある外務省は、一九三四年四月十七日に、一つの声明を発表した。これが後に『申国から手を引けという声明』とか、『天羽声明』とか言われるものになった。筆者は同声明の再答によって、後者はこの声明を新聞に発表した官吏の名前によって名づけられたのである。天羽は外務省の一官吏であったばかりでなく、その公式な代弁者でもあった。外務大臣廣田は、一九三四年四月二十五日に、駐日アメリカ大使と会見したとき、自分の方から進んで、『天羽声明』に言及した。新聞記者の質問に答えて、廣田の承認もなく、これに言及もしなかった。天羽は声明を発表したのであって、世界は日本の方針についてゆ然誤った印象を與えられたと廣田は述べた。さらにつけ加えて、日本の方針は、あらゆる点で、九国条約（附属書）の一つの規定を完全に遵守し、支持することであると述べた。廣田がアメリカ大使に言ったことは、私的な言明であって、公式な声明ではなかった。『天羽声明』は決して公開と考えられたことはなかった。この声明を発表したという理由で、天羽に対外部出張者から左遷収された。外務大臣廣田は、外務省の責任を受けすに、この声明を発表したことについて、全然天羽を懲戒しなかった。この声明は、日本の外交方針のその後の発展と無関係に右翼するものである。そこで、本政治所は、無論に基いて、この声明は当時の日本の中国に対する政策を外務省が公式に宣言したものであること、九国条約の義務約に対して、中国における日本の計画に対する干渉を日本政府は許容しないということを警告する目的で、発表されたものであることを認定する。

右の声明は、他のいろ〳〵なことと共に、次のことを含んでいた。『支那に関する日本の特殊なる地位に依り、支那問題に就ては、日本の見解及態度は「凡ゆる点に於て」他国のそれと必ずしも一致せざるものあるやも知れず、然れども日本は東亜に於て其の使命及特別の責を果すべく極力努力を求められつつあることは認められるを要す。故に支那にして他国の努力を利用し、日本を排斥する如き事に出づるは善人の反対する所なり。満州事変、上海事変後の此の同盟作は、仮令名目は技術的援助は財政的援助にあるにせよ、政治的意味を帯ぶるに至るは必然なり。されば日本に原則としてかかる動作の遂行に反対するものなり。』

『二者合一』制

一九三四年十二月十日に、関東軍は新司令官と新参謀長を選えた。前者は洞、後者は板垣である。これらの任命は、満州国の改編の完成と日本の国防支配機構の改組の完成を告げるものであった。日本政府は前令によって各省の満州国関係の事務を率る対満事務局を創設した。同局は、満州での新しい『二者合一』制に奉仕するように設立された。関東軍司令官はいままで通りに駐満大使となったが、関東軍都督の長官の職は廃止され、その任務は新設の関東局総長に移りこの局は大使に報告することになった。このようにして、奉天は関東軍司令官となり、同時に満州国駐剤大使として事実上の行政、大臣官房及び満州総督兼司令官の職務を支配した。対満事務局は内閣総理大臣の指揮監督下にあったが、陸軍大臣がその総裁の地位を占めていたので、満州国の戸籍は当時の日本の中国に対する政策を外務省が公式に宣言したものであること、九国条約の義務約に対して、中国における日本の計画に対する干渉を日本政府は許容しないということを警告する目的で、発表されたものであることを認定する。

右の声明は、他のいろ〳〵なことと共に、次のことを含んでいた。『支那に関する日本の特殊なる地位に依り、支那問題に就ては、日本の見解及態度は「凡ゆる点に於て」他国のそれと必ずしも一致せざるものあるやも知れず、然れども日本は東亜に於て其の使命及特別の責を果すべく極力努力を求められつつあることは認められるを要す。故に支那にして他国の努力を利用し、日本を排斥する如き事に出づるは善人の反対する所なり。満州事変、上海事変後の此の同盟作は、仮令名目は技術的援助は財政的援助にあるにせよ、政治的意味を帯ぶるに至るは必然なり。されば日本に原則としてかかる動作の遂行に反対するものなり。』

ある次第的な支配権は依然として関東軍と陸軍省の手にあった。前者は満州に答えて、大使としてのかれの第一の任務は、『満州国の独立を保存する』ことであったと述べた。当時、かれは『義勇、奏効、教育というような点に関して政府に相当を與えた。』『あなたの私言というのは、軍事上において命令にひとしいものであったのではありませんか』という質問に対して、かれは『そうおっしゃってもよろしい』と答えた。一九三六年三月六日に、広田弘毅内閣が組織されたとき、『あなたの私言というのは、軍事上において命令にひとしいものであったのではありませんか』という質問に対して、かれは『そうおっしゃってもよろしい』と答えた。一九三六年三月六日に、広田弘毅内閣が組織されたとき、荒木は再び陸相に指名された。『あなたの私言』というのは、軍事上において命令にひとしいものであったのではありませんか』という質問に対して、かれは『そうおっしゃってもよろしい』と答えた。一九三六年三月六日に、広田弘毅内閣が組織されたとき、荒木は再び陸相に指名された。『あなたの私言』というのは、軍事上において命令にひとしいものであったのではありませんか』という質問に対して、かれは『そうおっしゃってもよろしい』と答えた。一九三六年三月六日に、広田弘毅内閣が組織されたとき、荒木は再び陸相に指名された。

対満事務局

上に述べたように、対満事務局は各省の満州関係の事務を掌るために組織され、日本政府と満州の二者合一の行政官との間を繋ぐ鎖として設けられた。この局は関東局、満州国の対外事務、満州の経済を開発するために設立された議会社、日本人による満州植民、満州国の文化事業――これは多分向井取引を含むものであったろう――その他の満州平関東局に関する事項を担当した。次の各機関は、陸軍大臣の監督にあったことによって、この対満事務局の組織を動めた。すなわち板垣、関東軍参謀長である。陸と佐藤もまれぞれ同局の事務官を勤めた。次の者は同局の参與であったことがある。すなわち賀屋、岡、柳雄及び星野である。

満州における世論の統制

満州から出る新聞雑誌を統制し、また宣伝を指導するために、関東軍司令官は、すなわち『二者合一』の統制機関は、満州にある新聞人の代行機を全部統合した。それまで、日本政府、満州鉄道庁または東満州鉄道会社のもとにあったすべての新聞通信社は、弘報協会と呼ばれた二つの協会に統合された。この協会は、すべての内外通信社の発表を統重に監督し、宣伝の方針を決定するとともに、その協会に属するとともにかかわらず、右の方針を各新聞通信社に対して執行する任務を與えられた。

ただいまより十五分間休憩します。

（午前十時四十五分休憩）

（午前十一時開廷）

○決定執行官　ただいまより原新聞通信社に対して執行する任務を執行します。

○裁判長　判決文の朗読を続けます。

（朗読）

星野は満州国経済の指導者となった

満州国という新しい組織のもとで、星野は満州経済の自治とともに政治支配者となった。かれがこの仕事に対する訓練をはじめたのは、日本の経済の脳力によって、満州国財務部の一顧問官としての任命を受けるために、一九三二年七月十二日日本を出発するとともにであった。その当時に、かれは、満州興業銀行を支配するための関東軍の強力な機関であった総務部長官の地位を占める強力があると、認められているということを聞いた。かれは栄進して、約束された地位にまで進んだ。満州国の改造が完了する頃に、一九三四年七月一日、かれは満州国財政部の総務司長に任命された。それから、一九三六年六月九日に、かれは満州財政部次長に任ぜられた。一九三六年十二月十六日に、かれは総務庁の総務司長となり、この職を一九三七年七月一日に総務庁長官という高職に昇進するまで勤めた。一九四〇年七月二十一日に、東京の企画院総裁となるまで、かれは引きつづいてこの職にあった。満州の経済開発をとのように解説するにしても、それは実質的には星野の経歴を物語ることになる。一九三二年七月、かれが満州国財政部の一顧問官となるために東京を出発したときに、かれの職務上の補助者として、選抜された職員を連れて行った。そして、間もなく、関東庁の権限のもとに経済部長を担当する日本人官吏として、かれは満州を選ばれるようになった。

軍部経済の要求

軍部占領の最初に、早くも日本側は満州経済の支配権を押えた。最初に押えられた公共施設は、鉄道であった。万里の長城以北の中国鉄所有の鉄道のすべてと、満州の銀行にあった これらの鉄道の証券は没収された。鉄道はすべて統合され、運輸され、そして帝国満州鉄道株式会社として知られている日本政府の鉄道の経営のもとに置かれた。発電、配電の組織は急速に接収された。すべての財源は強制的に接収され、敵人は新政府を助けるために使われた。閉鎖は満州国が独立国家であるという日実を押えられた。一九三二年六月十四日に、参謀長官と満鉄銀行を統し、これに代るものとして、満州国中央銀行が設立された。荷者の資金が新しい組織の資本として用いられた。一九三二年七月一日から、中央銀行によって、新通貨が発行された。電話、電信及び放送機関は組織であったので、新たられて日本側の支配下に置かれた。一九三二年四月十四日に、郵政を担当するために特別の機関が任命された。一九三二年七月二十六日までには、かれらはこの業務を完全に手中に収めた。これらの公共業務のすべてにわたって、日本人の官吏と顧問が主要な政治的と行政的の地位を占め、これらの組織の実際的な支配を行った。日本の内閣は、一九三二年四月十一日の決定の中で、この慣行を確認した。星野が満州に派遣されたのは、この決定の後間もなくであった。かれは財政と金融問題の権威者として求められており、満州国の経済を組織するために、そこに派遣されたのであった。

関東庁の満州指導のための経済計画

星野が七月に到着して後、一九三二年十一月三日に、関東軍司令官は、満州国を『指導』するについての、かれの計画の概要を電報で陸軍省に送った。そのうちで、かれは次のようにいった。『政治は差し当り日本関東軍司令官の内閣的指導を背景とし日系官吏を原則とし、略案日満経済協議会の完成に伴ふ組織は日満協同の歩調に則りなし。日満経済を単一ブロックたらしむる為第五部指導の機構を目論とし、日満を通じて産業上「協力指導」主義を実現する。満州経済の支配と開発のために、その後日本の内閣が採用した干渉の計画は、これらの原則に基いていた。

満鉄株式会社設立

鴨河の右岸に至る前の日に、すなわち、一九三三年二月一日に、満州国政府は『満州国経済政策綱要』を公布した。日本の内閣は、同に賛成したように、一九三三年八月八日の決定で、この『綱要』の発表を承認した。この『綱要』の発表において、次のように述べられている。『無統制なる資本主義経済の弊害に鑑み、之に所要の国家的統制を加へ、資本の効率を活用し、以て国民経済全体の健全且強固たらんとす。』経済的開発は、次のような根本原則に基いて進められることになっていると発表された。（一）国内誠存の国有資源を有効に開発し、重要経済部門には国家的統制を加へ、『公理化』力策を講ず。（二）東亜経済の融合合理化を目論とし、先づ満鉄日本との協調の相互依存の経済関係に鑑み、同盟との協調に重心を置き、相互依助の関係を益々緊密ならしむべし。これらの根本原則に基いて、政府は『国防的考慮』公共公益的特殊を有する事業事業は公営又は特殊会社として経営せしむるを原則とすると宣言してあると発表した。

満州国の改造と満鉄の創立との後に、一九三四年三月二十日の日本の閣議で、この『綱要』さらに内閣の承認を受けた。そして、『国防』に必要なこれらの産業は、特殊会社によって運営されるべきこと、これらの会社に、会社を支配が期待される国家の利益のために、満州国の実業界で支配的な地位を占めるべきこと

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

お決定された。これらの特殊会社の組織とその運営に、日本人に有利な独占事業をつくり出し、満州における『門戸開放主義』を実現しないものにしたり、合衆国とその他の諸国は、中国における通商上の機会均等を保証することを目的とした現在の諸約調印の、この協定に対して抗議した。しかし、満州国が独立国であるという理論に基いて満州国による諸約の適用については、日本政府はまったくないと主張した。

日満経済共同委員会

日本と満州国の間の協定によって、一九三五年に共同経済委員会が設置された。この協定に基づいて、委員会は八名の委員で構成され、両国からそれぞれ四名の委員を出すものと規定した。日本側の委員は、関東軍参謀長、在満大使館公使官、関東局総長及び日本政府によって特に任命された一名ということになっていた。この組織のもとで、関東軍司令官が首脳的に二つの役割を支配していたことがわかる。満州国側の委員は外交、産業及び財政の各部長と日本人であり総務庁長ということになっていた。委員会に提出された問題は、すべて多数決によって決定されることになっていた。一九三五年七月三日の枢密院会議において、若の協定の批准の問題を討議中、菅間いて、若の協定の批准の問題を討議中、菅間に答えて、廣田外相は次のように答った。『私はかれ（武田顧問官）に、満州国側から出す四人の委員のうち三名に大臣で、他の一名は総務庁長官である、この協議庁長は日本人であり、若し必要においてもまた永久にそうであろうことを確信している、ということを答弁する。そして同時に満州国の指導の任に当っている中心勢力である。ゆえに、もし両国間に意見の相違がある場合でも、かれが日本に不利となるような決定をすることは絶対できない。』委員会は両国間の経済的連絡に関するすべての問題を論議し、日本と満州によって組織され、後に満州国の諸特殊会社を監督することになっていた。しかし、両政府の経済的連絡とその権限内にあるものは、委員会によって討議されないことは定められていた。これらの事項は、委員会で論議されないことになっていたのであるから、満州庁だけが所属する片務的契約となるものであった。星野は満州国総務庁長に任命されると同時に、委員会の委員になった。南は、一九三六年三月六日に関東軍司令官を免ぜられるまで、委員であった。梅津は、一九三九年九月七日から一九四四年七月十八日まで、関東軍司令官であった間、委員会に加わっていた。一九三六年三月二十三日に関東軍の参謀長となった板垣は、職務上当然に同日委員会の一員になった。このように、板垣は満州国侵略の主要人物の一人であった。関東軍の参謀長であった間に、委員会に参加した他の者には、一九三七年三月六日から陸軍次官に就任した一九三八年五月三十日までの間の東條、一九四〇年十一月七日から一九四一年四月二十一日までの間の本村とがあった。独軍大将に任命された後も、東條は常任委員としてよりも、むしろ政府の代表者としての資格においてであった。

円ブロックの組織

この経済共同委員会の設初の事業の一つは、両国の通貨を統一することであった。一九三五年十一月に、円ブロックが設定されて、満州国の通貨は銀本位を廃れ、円と等値に定められた。

治外法権の撤廃

この経済共同委員会によって行われた次の重要な経済上の取極めは、一九三六年六月十日に、満州国と日本との間に調印された條約であった。この新約の目的は、満州国の市民権に伴う一切の利益を、それに相当する義務を履行することなくして、日本人に新えることにあつたものであった。この條約には、日本が満州国で享有していた治外法権を、漸進的に撤廃することを目的とすると述べてあった。しかし、この條約には、『日本国臣民ハ満州国ノ領域内ニ於テ自由ニ居住往来シ、農業、商工業、ソノ他公私各種ノ業務及職務ニ従事スルコトヲ得ベク』、一切の権利ヲ享有スベク』と述べてある。附属協定にもつと詳細にわたったもので、満州国における日本人の権利を長々と述べている。協定の一つは、『満州国政府ハ従来日本国臣民ノ有スル所有権ヲ土地所有権其ノ他ノ土地ノ国ヲ有スル権利ニ変更スル為適当ニ必要ノ措置ヲ執ルベシ』というのであった。このようにして、一九一五年の日支條約の附属交換公文から生じたところの、所有権に関する非常に論議の的となった問題は解決された。このことは、日本が早い速度で満州を植民地化していたことに鑑み、きわめて重要なことであった。一九三六年から一九四〇年の間に、日本人約二十二万一千名が満州に移住した。一九四五年までには、この数は百万を超えた。満州に移住した日本人の大部分は兵隊に応じた者で、関東軍の警備潮福朝に使用された。これら日本人が居住するための土地は、名ばかりの値段で徴発され、それによって土地を剥奪された中国農民は立退かされ、未開拓の土地を到底てられた。

満州国興業銀行

一九三六年十二月に、資本金六千万円で創立された満州国興業銀行は、日本の内閣の方針のもとに開発される産業に融資する手段を手段として設立された。この銀行は満州国における産業上の目的の達成一切を取扱った。満州商人に、満州国中央銀行及びその支店に預金することを許されたが、興業銀行から貸付を受けることはできなかった。日本人だけがこの銀行から貸付を受けることを許された。日本人のために貯蓄し、中央銀行に預金するように国民を強制する法令が制

行政機関は、綏靖院、すなわちナヤイ・ナ・アフェアイ・ザ・ユーヤーゆえであって、省立にその本部を置き、張北、蘇中、張南の各所にわたって支部を置いていた。これらの機関が別片の需要を大いに増加させたから、内閣はときどき閣議の議長に対して、けしの栽培面積を拡張することを許可しなければならなかった。この取引は非常に複雑のきいものになったから、三菱商事や三井物産のような日本の貿易会社は、外務省の指導によって、それぞれの関片販売機械と熱帯品を供給する契約を結ぶに至った。

麻薬取引に従事するにあたって、日本の最の目的は、単に中国人民を麻痺させること以上に莫大なものであった。日本は阿片専売契約に調印し、これを推進したのち、麻薬取引に従事したい資本を自分ていたのに、満洲国のいわゆる独立によって、全世界にわたる麻薬取引を行い、しかもその利益をこの傀儡国家に帰するという都合のよい機会を見出したのである。朝鮮で産出された阿片の大部分は、満州に輸出された。満州で栽培され、また朝鮮とその他の地方から輸入された阿片は、満州で精製され、後期中に送られた。世界の麻薬取引の九割は、日本人の手から出たものであり、天津の日本租界、大連、奉天にその他の満州、熱河及び中国の都市で、常に日本人によって、または日本人の監督のもとに、製造されたものであるということが、一九三七年に、国際連盟において指摘された。

第三節

中国にさらに進出する計画

日本の満州と熱河古領は、一九三三年春の塘沽停戦協定調印とともに完了した。西には内蒙古の他の一省であるチャハル省に隣し、南は華北の河北省に接する無河が、新しくつくられた傀儡満州国の国境になった。もし日本がすでに占領した地域からさらに中国に進出しようとすれば、その進出は、万里の長城の東端にある山海関附近の遼寧省の細い廻廊によって、満州国を本国の部分と結びつける道をとるほかには、熱河から西方チャハルに向うか、または南方河北に向うかであった。

一九三四年四月十七日に、日本外務省は『天羽声明』を発表し、中国における日本の諸計画に対する干渉は、一切日本政府の容認しないところであると九国条約（附属書B－一〇）加入国に警告した。その後に、質問に答えて、廣田はアメリカ大使グルーに対し、『天羽声明』はかれの承認を得ず、またかれに知らせもせずに発表されたものであると説明したが、『天羽声明』が日本の中国に対する政策を真に表明したものであることはやはり事実であった。ここで、すでに、日本の中国に関する野望は満州と熱河の占領だけでは、満たされていなかったかもしれないと思われた。その後間もなく、一九三五年の五月と六月に、二つの事件が起った。その原因の起ったことを提出として、日本側が出した要求に比べれば、その事件はさして重要なものではなかった。しかし、その結果として、河北方面でも、チャハル方面でも、中国歴代政府の地位が大いに傷められることになった。

河北事件

一九三五年五月の中頃に、天津の日本駐屯隊で、二人の中国人新聞記者が兵名不詳の者に襲われて殴殺された。これらの新聞記者は、親日的感情を持っていたといわれていた。梅津は南京に支那駐屯軍司令官であった。かれの参謀長は、かれの参謀のもとに、北京における中国の軍事機関の長であった何応欽に対して、ある要求を提出した。一九三五年六月十日に、この事件は解決され、中国側当局は次の点に同意をした。河北省から第五十一軍を撤退すること、国民党党部を閉鎖すること、また河北省内の一切の排日行動を禁止することである。

この解決がいわゆる『梅津・何応欽協定』である。

廣大な河北省に対する中国の主権に、このような大きな権限を加えることを同意するよう説き伏せるために、中国当局に対して、圧力が加えられたことは、どんな形においても全然なかったと弁護側は中立でいる。日本側は、警察の両国関係を改善することができるような、ある『提案』を出したにすぎなかったと弁護側は言うのである。この点については、弁護側証人桑島の証言に注意しなければならない。かれは当時日本外務省のアジア局長であって、中日関係はかれが直接担当していたことであった。日本側が中国側に対していたとき、事実はその報道を否定しないで、むしろ、日本陸軍内で、そのような行動に対して責任のある人々はたれかということについて推測をした。

北チャハル事件

一九三五年六月に『梅津・何応欽協定』によって、河北事件が解決されていたところ、四名の日本軍人がチャハル省の張北郡に入っていった。同郡はチャハルの西南部、万里の長城のやや北方にある。かれらはチャハル省政府発行の必要な通行証を持っていなかったので、中国軍師長の司令部に逮捕された。その師長は、これを中国第二十九軍の司令官に通告した。同司令官はこれらの四名を釈放し、また張家口と北平への予定の旅行を許可することを命令した。但し、今後は所要の許可を入手しなければならないという警告を付き添った。この間前は、最初は張家口の日本領事が取扱ほ、中国第二十九軍第五軍の軍に対して、中国警備隊兵が日本軍人の身体捜査を強要したり、小銃を振りまわしたり、師団司令部に四、五時間抑留したりして、日本陸軍に侮辱を与えたと抗議をした。その後間もなく、問題がきわめて重大であって、かれの権限では解決できないと述べた。問題は陸軍に提出された。一九三四年十二月に、南京関東軍司令官になり、板垣がその参謀副長になっていた。当時関東軍に配属されていた土肥原が、奉天軍と交渉するように任命された。最後には、関係連隊長及び関係師団の軍法会議長を兼務する、しかし、これらの結論によって、事態は満足に解決されたものと、だれしも考えたに相違ない。しかし、この協定の条項のうちで、何よりもはるかに重要なものは前述の条項に続く諸条項であって、それらは、全部では、ないにしてもも、大部分は主権の喪失とは関係のないものである。中国第二十九軍の全部隊は、張北郡より北の地帯から撤退することになっていた。この地域の治安の維持は、保安隊に、すなわち、警察隊の性質をもつ組織に委ねられることになっていた。特殊においては、中国人はだれもチャハル省北部に進出移民を許されないことになっていた。これから後は、チャハル省内で、国民党の活動は一切許されないことになった。チャハル省内の一切の排日機関と排日行動は禁止されることになった。これがいわゆる『土肥原・秦徳純協定』である。

弁護側は、これについても、重大なチャハル省に対する中国主権に、このような大きな制限を加えることを同意するように説き伏せるために、中国当局に対して圧力が加えられたことは、どんな形においてもなかったと主張した。

つたと申立てている。蘇靖院は、その職員の中で、この協定を『一時的の解決』と呼び、中国政府がこれを受諾したのは、『平和を維持せんがためであって、喜んでしたのではない』と言っている。

このようにして、二カ月も経たないうちに、一九三五年六月までには、国際関係としてさきに重要でない二つの事件の解決に名をかりて、熱河における日本軍の右翼用は、チャハルからの攻撃の直接の脅威をとった。見れることとなった。日本軍に対して敵意を抱いていると考えられた中国軍の二個軍は、チャハルと河北から引去させられ、また中国側は第二の党活動と一切の排日行動とは、両者の間に禁止されたのである。

内蒙古自治政府

一九三六年の初めに、内蒙古における蒙古族の指導者德王は、この地に自治的な蒙古政府を創立するために努力を続けていた。この運動のさら後の歴史は、日中関係の歴史からとったものである。この華人は、後援側も非常に強い、ときどく必要に応じて出廷させ、かつ、政策面も発達側も、そはいも必要に応じて、反対運動によって、失敗させようとした強人である。しかし、この内蒙古自治政府創立に関する問題については、かれの歴史が活用できないという理由になって、詳細の評価については、かれを指導することのできる地位にあったことは確実である。

この問題に関する日中の交渉は、次の通りである。南と板垣は、内蒙古自治政府の樹立を熱心に支持した。かれらはこの政府を日本の勢力範囲にしようと意図していた。一九三五年四月に、德王と会見するために、南は田中はかの一名の特使を派遣したが、このときには、德王は参謀しなかった。それに続いて一九三五年六月に、いわゆる『梅津・何応欽協定』と土肥原・秦徳純協定が結ばれたが、後者は内蒙古の北部に、すなわちチャハル省に重大な影響を與えたことに注意しなければならない。田中によれば、一九三五年八月に、南は德王と会見した。その席上で、德王は日本との提携を約束し、南は德王に財政的援助を與えることを約束した。一九三五年十二月に、德王がチャハル省の北部を占領するのを援助するために、南は動員二個大隊を派遣した。一九三六年二月十一日に、德王は自治政府の新在地を厳遠省の百霊廟から四スニットに移した。そして、日本人を官がかれの顧問として、同地に派遣された。

北平の日本大使館事務総長から、廣田外務大臣にあてて、一九三五年十月二日附で、他のいろ〳〵なことと共に、次のような内容の重要な電報が送られている。『関東軍の対蒙古工作に対するとして進行し居ること本官及張家口領事館次の報告の通りにして、過日土肥原少将が張家口、承德間を往来し、チャハル省主席及德王と会見せるが如きも、内蒙自治促進の使命を帯びたること疑を容れず。』

一九三六年一月十三日に、中国にある日本軍に傳達された日本陸軍北支駐屯軍の指揮の中にも、この内蒙古自治政府が関東軍の指揮と支援を受けていたことを明らかにするいろ〳〵な資料がある。この文書は、少し後に、さらに詳しく考察することにする。

北支自治政府を創立する企図

田中少将の証言によれば、一九三五年九月に、南は華北に自治政府を樹立するようにとの命令を與えて、土肥原を北平に派遣した。田中は当時関東軍附の参謀であって、土肥原への指示の起源に参與したと述べた。土肥原、板垣及び作戦本は、北支自治政府創立の目的の教唆として、『反共』という言葉を追加しなければならないと考えたと、田中は さらに述べた。本員対所にこの証言を正しいものと認めるものであって、それはその後の事態と合致するものであって、また華北のいわゆる自治運動のほんとうの源本人に関する陳述は、これから論ずる各種の日本側から出た文書によって強調されているからである。

次の二カ月間の事件については、ほとんど資料が提出されていない。しかし、これは驚くに足りないことである。なぜなら、この二カ月は、静謐の、しかも危険な静謐の月であったと思われるからである。このような事柄についての交渉が記録されたり、公表されたりすることは難である。

最初は、土肥原は吳佩孚に北支自治政府の首班になるように説得しようとしたが、失敗に終った。その後に、土肥原は当時の北平、天津方面駐屯軍司令官宋哲元將軍を説いて、この政府を指導させようと努めたが、これも失敗に終った。そこで、土肥原と日本大使館附武官補佐官は、説得をやめて、『北支自治政府を組立せよ』という要求を出すようになった。また、土肥原と特務機関長板井は、さらに、華北において日本側に特別の経済的権益を與えよと要求した。

脅迫という手段によって、自治政府をつくることが失敗に終ったとき、一九三五年十一月に、土肥原による威嚇に訴え、このような政府の組立を強行するために、最後通牒を発することをさえしたこと、関東軍は、万里の長城の東端にある山海関に戦車、戦闘部隊、航空機から成る攻撃部隊を集結し、平津地方へ進入する用意を整えさせることによって、土肥原の威嚇を支援したことが証明されている。

一九三五年の末ごろに、華北に二つの新しい形態の政府が現われた。一つは土肥原の勢力の直接の結果として樹立されたもので、『冀東防共自治政府』と呼ばれた。一九三五年十一月末ごろに、それは殷汝耕を首班として樹立された。かれはそれまで冀東地区の長官であった。南方の非武装地帯の行政機関職員であった。この政府は、中国国民政府からの独立を宣言した。その首都は、北平の東北の、非武装地帯にある通州であった。日本軍は同地に守備隊を置いていた。この政府の支配は、非武装地帯の外部の部に及んでいた。新人ダラは、この政府が設立された後に、別度も同地方を旅行し、日本守備隊を見、日本側によって強要され、測量され、日本人を指揮とする新政府の中国人保安隊を見た。この新政府は、非武装地帯にあったので、中国国民政府軍の力は及ばなかった。国民政府は、このいわゆる自治政府の存在に対して、日本側に抗議したが、何の効果もなかった。

もっともこのころに、華北に現われたもう一つの政治機関は、資察政務委員会であった。これは、土肥原の加えた圧力の結果として、また表面上はかれの指揮に従うために、中国国民政府の手によってつくられたものである。日本年鑑によれば、支那側語を使用する為に、日本人及び満州国と交渉する機関をもつ新しい政治機関であった。

これらの政治機関についての土肥原の希望は、一九三五年の末ごろ、田中も同席していた所で、土肥原が南に行った報告から聞い知ることができる。資察政務委員会は、日本側の指導を受けていたことを明らかにするいろ〳〵な資料がある。この文書は、少し後に、さらに詳しく考察することにする。

同じような希望は、このときに、内地にあった日本陸軍も抱いていた。一九三六年一月十三日に、内地の陸軍当局は、中国にある日本軍に、北支処理要綱を伝達した。その要綱の目的は、華北の五省の自治を実現することにあると述べられていた。ここで思い出されるのは、これこそ、一九三五年九月に南が土肥原を北平に派遣した目的であったということである。この要綱は、次のことを指示した。資察政務委員会に対しては、日本の助言と指導を與えること、資察政務委員会がまだ充分でない間は、冀東の独立を支持しなければならないが、冀東委員会が自覚できるほど強立したときは、両政権の合流をはかること、地位内の外蒙の領に進んでいた。

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

日本が満洲国と国際の秩序と国際を育成するために協力されるような態度に出ること、従つて日本人顧問の員を限定しなければならないこと、内閣に対する機構は参事の強力顧問すること、但し軍政顧問委員会の自治力に対する阻害となつている施策に、満分これを撤廃しなければならないこと、華北の赤軍は支那駐屯軍司令官の指揮下に属すること、同司令官に、直接に軍隊と軍事両当局と接触すること、なお、これを非公式に実施することを本国としなければならないことである。

日本陸軍の華北進出計画

土肥原が関東軍司令官宛に対して、警察政務委員会は関東軍司令官の言うことは大体聞くであろうし、また独立の北支政権が親日政権を中心として組立されるであろうと期待している。しかし、文書を以て秘密に検討してみると、日本陸軍が華北に進出し、鉄道の附近から出動し、動員の中国民兵府の軍隊を撤退し、華北諸省のうちの南部三省である山東、河北、山西を掌握しようとしていたことが明らかにされた。また、この軍事行動が、勢力の北支自治政権を支援するために開始されることになつていたことも明白である。従つて、中国人政治従業員に、『北支自治運動の精神を理解』させることになつていた。そして、正常な政情判断の視した場合における鉄道の利用について、多相中第二五案として極秘の案を立てている。それは次のようにいつているのである。『作戦終了し北支の情勢平常化するに伴い……鉄道は北支政権に移譲す……。日本人顧問または職員の一部を解約させて、各鉄道を北支政権安全部に掌握させる……附記。『日本二鉄道線区司令部の撤去に際しては、北支政務に左記の事項を要求する。

一、各鉄道に顧問及高級職員の雇用

二、各鉄道の警備機関並治安主要線の駐兵権

三、那各鉄道及徐州以東の臨西鉄道の譲渡

四、警察権の撤廃

その上に、この文書は、この行動を満洲国にすることの上に、華北でいくつかの満洲国がすでにとられていたことを示している。すなわち、

一、『華北政府の満洲国有効の実施は蒙政府に対する強硬反感が増成し、ここに紛糾なる自治政府の独立運動が展開されつつある。』

二、『北支自治政権は満洲国と相提携して赤化防禦に当らんとするは、東洋永遠の平和確立のため日満共通作の標光として帝国の誇りも希望するところなり。故に自治政権出現及び共発達に対しては参画、一致協力水統の態度をもつてこれを支持する。』

三、『国民政府の北支政務指導その他華北諸協定の論調、排日撤貨の禁止、満洲国授弘等は、北支にあるわが権益及び居留民の生活、美びに満洲国の存立に対する脅威となるもつて、依然満洲国の撤動を長行するにおいては、帝国としても最力に訴えうるの手段を講ずる場合あるべきを中外に警知せり。』

四、『五、蒙民に対しては、わが武力行使は支那軍閥を制圧するが目的とし、決して支那一般民衆を対象とせざる点を明かにす。』

『六、国民政府その他支那軍閥の武力行使に人民を強駆の苦境に陥らしめ、国家を疲弊に陥れ、所以を宣伝し、一般民衆の非戦熱を昂揚す。』

『七、支那軍に対しては特に排撃相互の反目を助長するとともに、日本軍使大規模を増大し、その職責を発揮せしむ。』

『八、満洲国に対しては、北支自治政権の出現に満洲国政府の崩壊に対する期待の具体的現れにほかならず、満洲国の前途に光明を明かにす。』

このように、この文書を全文引用したのは、一九三五年十二月九日に提唱されたこの提案を、奔流国の全体によつて、特に前、梅津、板垣、土肥原によつて、提出された主張と対照させるためである。この主張によれば、いわゆる北支独立運動は、日本が起したものでも、また促進したものでもなく、華北民衆の側の自発的運動であつたというのである。

華北のいわゆる自治運動に対する日本側の態度と意図の問題について、同じように関連性のあるのは、一九三五年十二月二日に、当時の北支駐屯軍司令官多田中将が東京の陸軍省に提出した『北支における各鉄道の軍事的処理要領案』である。

この文書は、華北において軍事行動に従事する日本軍のために、華北のいくつかの鉄道を利用するについての、詳細な計画を含んでいる。この計画された軍事行動の性質については、この文書は特に述べてはいない。その軍事行動は、『作戦行動』、『軍は武力解決の口実を与えるに至れば』というような漠然とした言葉で説明されている。しかし、文書を休を綿密に検討してみると、日本陸軍が華北に進出し、鉄道の附近から出動し、動員の中国国民兵府の軍隊を撤退し、華北諸省のうちの南部三省である山東、河北、山西を掌握しようとしていたことが明らかにされた。また、この軍事行動が、勢力の北支自治政権を支援するために開始されることになつていたことも明白である。従つて、中国人政治従業員に、『北支自治運動の精神を理解』させることになつていた。そして、正常な政情判断視した場合における鉄道の利用について、多相中第二五案として極秘の案を立てている。それは次のようにいつているのである。『作戦終了し北支の情勢平常化するに伴い……鉄道は北支政権に移譲す……。日本人顧問または職員の一部を解約させて、各鉄道を北支政権安全部に掌握させる……附記。『日本二鉄道線区司令部の撤去に際して、北支政務に左記の事項を要求する。

一、各鉄道に顧問及高級職員の雇用

二、各鉄道の警備機関並治安主要線の駐兵権

三、那各鉄道及徐州以東の臨西鉄道の譲渡

四、警察権の撤廃

その上に、この文書は、この行動を満洲国にすることの上に、華北でいくつかの満洲国がすでにとられていたことを示している。すなわち、

一、『華北政府の満洲国有効の実施は蒙政府に対する強硬反感が増成し、ここに紛糾なる自治政府の独立運動が展開されつつある。』

二、『北支自治政権は満洲国と相提携して赤化防禦に当らんとするは、東洋永遠の平和確立のため日満共通作の標光として帝国の誇りも希望するところなり。故に自治政権出現及び共発達に対しては参画、一致協力水統の態度をもつてこれを支持する。』

三、『国民政府の北支政務指導その他華北諸協定の論調、排日撤貨の禁止、満洲国授弘等は、北支にあるわが権益及び居留民の生活、美びに満洲国の存立に対する脅威となるもつて、依然満洲国の撤動を長行するにおいては、帝国としても最力に訴えうるの手段を講ずる場合あるべきを中外に警知せり。』

四、『五、蒙民に対しては、わが武力行使は支那軍閥を制圧するが目的とし、決して支那一般民衆を対象とせざる点を明かにす。』

『六、国民政府その他支那軍閥の武力行使に人民を強駆の苦境に陥らしめ、国家を疲弊に陥れ、所以を宣伝し、一般民衆の非戦熱を昂揚す。』

『七、支那軍に対しては特に排撃相互の反目を助長するとともに、日本軍使大規模を増大し、その職責を発揮せしむ。』

『八、満洲国に対しては、北支自治政権の出現に満洲国政府の崩壊に対する期待の具体的現れにほかならず、満洲国の前途に光明を明かにす。』

このように、この文書を全文引用したのは、一九三五年十二月九日に提唱されたこの提案を、奔流国の全体によつて、特に前、梅津、板垣、土肥原によつて、提出された主張と対照させるためである。この主張によれば、いわゆる北支独立運動は、日本が起したものでも、また促進したものでもなく、華北民衆の側の自発的運動であつたというのである。

廣田の三原則

中国にある日本の各軍が、華北における軍事行動を予想して計画を立てていたときに、他方で、日本政府は外交手段によつて中国を満足させる計画を練つていた。一九三五年八月五日に、外務大臣廣田は、かれの調査に基いて外務省東亜局が作成した計画を、中国にある

る外交官と領事官に送付した。この計画は、陸軍当局と協力して、東亜局が日本の中国に対する政策を再検討した結果であつた。三原則にもつて、この計画には、次のように述べられていた。（一）華北諸国において積極的に日満共同の利益及び提携共助の協調をはかること、（二）この関係の発展は、中国側で満洲国に対して正式の承認を与えることとも、日満華三国の新関係を規律する規格あるべき、日満華三国の親密共助によつて、東亜の安定を確保し、その共同繁栄を計るのは、日本の対外政策の根基であるとして、廣田は有名の三原則を繰り返し強調した。その三原則は、実質において、次のように述べられた。（一）華北諸国に排日運動の徹底的取締を行わせ、彼等政府政策から脱却し、具体的問題について日本と提携させること、（二）中国側をして満洲国に対して実権には正式の承認をしてしまうとさせるが、さしあたつては、満洲国の独立を黙認させ、少くとも満洲に接した地域、ある蒙北方面では、満洲国との間に経済的と文化的の緊密提携を行わせること、（三）外蒙に接した地域で、赤化勢力の脅威を排除するために、中国側に日本と協力させること。

右の宣言には、以上の原則が着々と実行されるならば、中国側の誠意が完全示されるならば、日本と満洲と中国の間の親和体を望める一般的協定を行うものとするという追加的調令が附加されている。一九三五年八月五日の三原則の文面と比較すれば、この文面に見られる一つの重大な変更は、この後の文面では、日本と中国とが相互独立尊重の原則によつて協力することという字句が省かれていることである。

一九三五年九月二十九日の第二次の文面に述べられた計画は、陸軍軍事当局、陸海軍省及び大蔵省大臣にまつて提出されたものである。在外の日本外交官は、問題を満洲に付するように、重ねて通告と調令を受けた。一九三六年一月二十一日に、右の三原則は、廣田の諮会議説を通じて公表された。しかし、これらの原則は、中国による満洲国の『実質上の承認』を含むことになるために、中国側からは、これを認めようという熱意は少しも示されなかつた。このようにして、日本の外交官は、日本のために、満洲国独の成果を確保することになつていた。

一方、廣田が陸軍大臣になつたときには、陸軍の勢力は強くなりつつあつた。すでにこの内閣の組閣中に、陸軍が新内閣の干渉をし、問題を引き起そうとしている徴候があつた。

一九三六年二月二十六日に、二十二名の将校と約千四百名の兵士が、政府に対して反乱し、東京を三日半にわたつてテロ化し、首相官邸、議会、内務省、陸軍省、警視庁及び参謀本部を占領し、大蔵大臣高橋、内大臣斎藤、渡辺大将を暗殺し、侍従長鈴木と剛田自身を殺害しようとした。この事件の結果として、一九三六年三月八日に、廣田内閣は辞職し、代つて廣田が総理大臣となつた。

この事件の目的は、廣田内閣をしりぞけ、その代りに、大陸においてさらに進出しようとする陸軍の政策と合致する、もつと強力な政策をもつ内閣をつくることであつた。この事件は、陸軍の野心に対して政府が同情をもたなかつたことについて、陸軍の青年将校の一団が不満を抱いていたが、その不満が自然に爆発したものと考えられる。廣田に組閣を命じたのは、ただいまより午後一時半まで休憩します。

〔午後零時休憩〕

〔午後一時三十分開会〕

○法廷戦行官　ただいまより極東国際軍事裁判を続行します。

○裁判長　判決文の朗読を続けます。

〔朗読〕

廣田内閣の成立

一九三六年三月九日に、二・二六事件の結果として、廣田は岡田の後をついで日本の総理大臣に就任した。廣田は陸軍の紀律を確立して、当時その恐しい結果があらわれたばかりの、政治問題への陸軍の干渉を除去するということをしないで、組閣にあたつて、十名に、ある大臣の人選には陸軍の要求に屈従した。その上、かれが総理大臣に就任して間もなく、一九三六年五月には、陸海軍両省の官制が改正され、陸海軍大臣は中将以上の現役軍人でなければならないことになつた。

以上の計画は、広田内閣と陸軍、海軍、外務、大蔵各大臣からなる五相会議で、『国策大綱』として、一九三六年八月十一日に閣議決定された。この計画は

日に提出された。これらは事実的手段によつて徐々に成されるものであつて、断固たる性質のものであつたと廣田は主張しているが、この太綱の内容は、説明がなくても、おのずから明らかである。日本はみずから華北の自治運動の育成を助長し、それによつて、大陸における勢力を強化することに進展し、ついに西洋諸国の勢力を駆逐することによつて、この全地域を日本の支配下に置こうと企図するものである。すでに言つたように、この文書に盛る構想という言葉は、廣田は注意しなければならない。この言葉は、日支の関係に関われている。この言葉は、殊に侵略的行為に対する日本の動機だけに限られているのではない。長期間であろうとたかろうと、日本が常に自国の政策を貫徹することを意味しているのである。

板垣の蒙古政策

陸軍の名のもとに、廣田内閣は対外進出の外交政策をとつていたときに、関東軍は北方の蒙古に注意を向けていた。これより先、すなわち板垣が関東軍参謀長に栄転した五日後の一九三六年三月二十八日に、板垣は有田大臣と会見し、外蒙古と内蒙古との職略的重要性について、かれの意見を述べた。板垣はいつた、「外蒙の関係位置が今日の日満勢力に対し極度ソ領と既ソの満蒙領土のシベリア鉄道の側面地帯の地帯としては極めて重要性を有す。従つて若し外蒙古にして我日満側に合体せんか、極東ソ領の安全性は殆ど脅威より覆さるべく、又万一の際に於ては殆ど脅威すべく、極東ソ領の安全性は殆ど脅威より撤退せしなることを尊るに至るやも知るべからず、従つて軍は有らゆる手段により日満勢力の外蒙古に対する独立を企図しあり。」

さらに、内蒙古に関して、かれは次のようにいつた。「内蒙古の資源及び北支四省の地帯は、満洲の大豆産地の延長線上重要なる資源を有す。即ち第十六地帯を我日満側の勢力下に包含せんか、積極的には進んで同一民族たる外蒙古壊滅の根絶たらしむべく、更に西方ソ連勢力の離手を封ずると共に、支那本部をして我上よりするソ連との連絡を遮断し……如上の見地に立もて軍は西部内蒙古に対し政略工作を進めつつあり、軍は将来更に万策を講じて工作の歩を進むべく関々決意を有す。」

この板垣の言葉は、日本の二大陸政策の線に沿つて、関東軍がこれらの地域ですでに行つたこと、また将来続けて行おうとしていたことを示すものである。土肥原と他の関東軍幕僚との努力によつて、一九三五年に、満王の下に内蒙古自治政府が設立され、すでに内蒙古の一部は日本の勢力下に置かれていたことを想い起さなければならない。残された仕事は、日本の勢力をさらに西方に、そして外蒙古にまで伸張することだけであつた。板垣によつて、満王の率いる内蒙古自治政府の首都が一九三六年二月に百靈廟から西スニットに移され、さらにその年の六月に綏遠へ移された理由が明らかになる。

蒙古における征服会議

日本が積極的な蒙古政策を採用した結果として、内蒙古の自治運動は助長に移つた。一九三六年四月に、満王と李守信は、日本特務機関長土肥原と西ウジュムシンで会見した。蒙政会、シリンゴール盟、チャハル盟、ウランチャブ盟、イコチャ盟、青海及び外蒙古の各代表がこの会合に出席した。この会合は建国会議と称せられ、一九三六年四月二十一日から二十六日まで続いた。この会議で決定されたおもな事項は、次の通りである。（一）西外蒙、蒙古を一丸として蒙古聯合を建設する案、（二）第主席を立てる案、但し当分の間は委員制とすること、（三）蒙古聯合会を設ける案、（四）軍政府を組織する案及び（五）満洲国との相互援助協定を結結する案等である。

一九三六年六月に、この会議の開催地は綏遠に移された。綏遠は蒙古自治運動の中心となつた。綏遠は日本の勢力下に置かれていたが、この地域は、日本の勢力を強化するために、蒙古人の自治運動を利用しようとしていた。

蒙古自治運動

蒙古人の自治運動は、満洲国の成立と共に、日本の勢力の下に、蒙古人の自治運動を利用しようとしていた。一九三六年七月に、この政府と満洲国との間に政治的な経済的の相互援助を規定した協定が結ばれた。この協定の締結された後に、満王は日本の軍隊の援助を得た。その目的は、それまで三盟聯合であつた特殊自治運動を九盟聯合に強化することであつた。満王は、綏遠に政治的な支持を与えた。関東軍の政策は、極東のうちに進行された。内蒙古の独立を宣言する案は、日本陸軍によつて奪われた。

華北に対する日本の政策――一九三六～一九三七年

一九三六年八月十一日に陸軍省関係者によつて、「第二次北支処理要綱」が決定された。この政策の主眼は、華北民衆が分割政治を実施することを拒絶し、防共協定の地帯を設定し、日本の国防に必要な資源を獲得し、ソビエト連邦の可能な侵略に備えて要塞を建設し、日本の産業に必要な資源を獲得し、ソビエト連邦の可能な侵略に備えて要塞を建設し、このようにして、華北を日本と満洲国との国防のための基礎にしようとすることにあつたと述べてあつた。華北五省には、絶極においては自治を與えるものとされた。蒙古政策は、河北とチャハルとの全体に対して指導されるようにし、その内政を改革するように指導すべきものとされた。華北経済開発の目的は、自由経済によつて仲介される相互的経済協力を増進し、日本と華北の共存関係の保持に資せしめると述べてある。華北資源の鉄、石炭及び塩は、日本の需要と交換輸送及び電力の開発とに利用されることになつていた。この計画は、設定機関の統一運営と華北の天然資源の開発との方法について、詳細に規定していた。この計画には、資源委員会が日本に対し協力するであろうという、一九三五年の約束のもとの日本の資源が実現しなかつたことに鑑して、内的誤解がある。この計画は、満洲の実人を指導するにあたつては、公正な態度で臨まれれば、その人員を淨化し、厳粛する ことに、中国軍閥の財政、経済、軍事、行政を清算するように努力しなければならないと述べている。

ここで日本が提案した華北の自治の内容は、新政権が財政、経済、交通を支配し、中華民国政府の統治的干渉を受けないようにすることであつた。それと同時に、この計画は、日本が中国の領土権を侵害したとか、あるいは華北を満洲国の延長としようとしているとかいうように解される行動は、これを避けなければならないと定めている。一九三六年一月十三日に、外務省から中国の日本大使に伝達されたところの、華北に関する第一次案にも、すなわち経済案にも、同様な規定があつたことが、ここで思い出されるであろう。日本の国策を実行するに当つては、なるべく見せることができると信じていたのである。満洲に関する日本の二枚舌についての誤解感情の発源も、一因かれらの成めにはならなかつた。

その後、一九三七年二月二十日に、林内閣の閣僚各省によつて、「第三次北支処理要綱」が決定された。その内容には、何ら決定的な変更はなかつた。一九三七年四月十六日には、同内閣の外務、陸軍、海軍各大臣によつて、「北支指導方針」が決定された。この計画の要点は、華北の特殊地位を中国政府に認めさせ、経済工作を進行することであつた。林内閣によつて決定された第三次北支処理要綱と北支指導方針は、いずれも、後にさらに詳しく説明することにする。

華北事件

一九三六年五月に、日本軍と華北の中国官憲との交渉の結果として、日本軍一個大隊が豊平の西方の町、豊台に駐屯することが認められた。一九三六年九月十八日には、豊台で日本兵一個中隊が演習を行つた際に、一つの事件が起つた。日本兵が中国軍の駐屯地域を通

過したときに、中国の哨兵がかれらを停止させようとして、そこに衝突が起つた。それは直ちに解決されたにもかかわらず、日本側はこの事件を満洲の日実に用い、豊台を占領した。豊台の占領によつて、日本軍は京漢線の連絡を安配し、また華北を華中から切り離すことができる地位を占めた。これが一九三七年七月七日に起つた盧溝橋事件の、すなわち、時として「マルコポーロ橋事件」と呼ばれる事件の、舞台装置であつた。この橋は豊台から北平に至る鉄道線上にあつて、もしも日本がこの橋を制圧することができたならば、双方から北平を脅圧することが容易になる。そして、豊台駐屯の日本軍に、蒙古族から、また、北平に至る鉄道線上のもう一つの戦略的地点である長辛店とから、中国駐屯部隊が抱束することを目的とし、一九三六年の春に、日本軍はこの緊要な戦略的地域における駐屯部隊の増強を企て、同地に兵舎を建設した。このために、豊台の農民との間の紛争が、かれらは膨大な土地を買収したいと思つていた。しかし、これらの事実は中国側によつて拒絶された。

華北と川越の会談

一九三六年の秋に、中国外交部長張群と日本大使川越との間に、中国と日本との外交関係を調整する目的で、一連の会談が行われた。一九三六年十一月の終りに、川越はまた蔣介石大元帥と会見したが、その際に、前回の外交関係の調整を実現する進捗が相互に述べられた。中華外交部長と会見した。日本側は、この会談の基礎を内容とする提案を示した。（一）中日防共協力、（二）中日経済協力、（三）中日軍事協力。

華北と日本との関係にかんがみ、これも特別地域を作ることである。関東軍は、中日軍事協力にはもちろん賛成であるが、これは互恵平等の原則を基礎とすることを強調していると答えた。中日防共協定に対しては、かれは、これは大いに賛成である。しかし、この場合には、またこの協定が中国の主権を侵害しないようにしたいと強調した。華北と日本との関係にかんがみて、これを解決地域とすることは、直ちに解決されたにもかかわらず、日本側はこの事件を満洲の日実に用い、豊台を占領した。

蒙古の占領と華北の支配

豊台の占領によつて、日本軍は京漢線の連絡を安配し、また華北を華中から切り離すことができる地位を占めた。これが一九三七年七月七日に起つた盧溝橋事件の、すなわち、時として「マルコポーロ橋事件」と呼ばれる事件の、舞台装置であつた。この橋は豊台から北平に至る鉄道線上にあつて、もしも日本がこの橋を制圧することができたならば、双方から北平を脅圧することが容易になる。そして、豊台駐屯の日本軍に、蒙古族から、また、北平に至る鉄道線上のもう一つの戦略的地点である長辛店とから、中国駐屯部隊が抱束することを目的とし、一九三六年の春に、日本軍はこの緊要な戦略的地域における駐屯部隊の増強を企て、同地に兵舎を建設した。このために、豊台の農民との間の紛争が、かれらは膨大な土地を買収したいと思つていた。しかし、これらの事実は中国側によつて拒絶された。

華北と川越の会談

一九三六年の秋に、中国外交部長張群と日本大使川越との間に、中国と日本との外交関係を調整する目的で、一連の会談が行われた。一九三六年十一月の終りに、川越はまた蔣介石大元帥と会見したが、その際に、前回の外交関係の調整を実現する進捗が相互に述べられた。中華外交部長と会見した。日本側は、この会談の基礎を内容とする提案を示した。（一）中日防共協定、（二）中日経済協力、（三）中日軍事協力。

華北と日本との関係にかんがみ、これも特別地域を作ることである。関東軍は、中日軍事協力にはもちろん賛成であるが、これは互恵平等の原則を基礎とすることを強調していると答えた。中日防共協定に対しては、かれは、これは大いに賛成である。しかし、この場合には、またこの協定が中国の主権を侵害しないようにしたいと強調した。

華北の分割

廣田内閣の樹立

一九三七年一月二十日に、日本の二政党のうちの政友会は、廣田内閣を攻撃する声明文を発表した。攻撃の理由として、他のいろいろなことと共に、次のようなことを挙げた。閣僚はあまりにも官僚と軍部の独断専横見にとらわれており、あらゆる面に干渉しようとする陸軍の意思は、日本における立憲政治に対する脅威であるというのであつた。一九三七年一月二十二日に、陸軍大臣寺内は辞表を提出した。その理由は、かれの選べたところによると、いく人かの閣員を閣僚に出している政党の略奪に対する強硬な、陸軍のそれと根本的に相違しているからという。このような政策と、政党政治をなんとか調和させることのできる新しい陸軍大臣を得ることは、まつたく望みがなかつたので、廣田内閣は辞職しなければならなかつた。

宇垣は組閣に失敗した

廣田内閣の辞職に伴つて、一九三七年一月二十四日に、宇垣は組閣を命ぜられた。宇垣は陸軍から好感をもつて見られていたから、宇垣の就任を妨げるために、陸軍は際るべき有効な手段を講じた。これは重要な、注意すべき有効な手段を講じた。この辞任の他の部分で、さらに詳しく検討されている。後でここでは、単にいろ〳〵な出来事に関する数項の一部として、これに言及するに留めておく。

林内閣とその華北政策

林内閣は一九三七年二月二日に成立した。林内閣は、その人員を淨化し、厳粛するとともに、中国軍閥の財政、経済、軍事、行政を清算するように努力しなければならないと述べている。

ここで日本が提案した華北の自治の内容は、新政権が財政、経済、交通を支配し、中華民国政府の統治的干渉を受けないようにすることであつた。それと同時に、この計画は、日本が中国の領土権を侵害したとか、あるいは華北を満洲国の延長としようとしているというように解される行動は、これを避けなければならないと定めている。一九三六年一月十三日に、外務省から中国の日本大使に伝達されたところの、華北に関する第一次案にも、すなわち経済案にも、同様な規定があつたことが、ここで思い出されるであろう。日本の国策を実行するに当つては、なるべく見せることができると信じていたのである。満洲に関する日本の二枚舌についての誤解感情の発源も、一因かれらの成めにはならなかつた。

その後、一九三七年二月二十日に、林内閣の閣僚各省によつて、「第三次北支処理要綱」が決定された。その内容には、何ら決定的な変更はなかつた。一九三七年四月十六日には、同内閣の外務、陸軍、海軍各大臣によつて、「北支指導方針」が決定された。この計画の要点は、華北の特殊地位を中国政府に認めさせ、経済工作を進行することであつた。林内閣によつて決定された第三次北支処理要綱と北支指導方針は、いずれも、後にさらに詳しく説明することにする。

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

までには、実施されるように準備されていた。義勇も武力による威嚇し、割譲統治員・令をして理事官の独立を宣言させるように仕向けることはできなかった。わ五／〇の五見では、日本陸軍は、その軍部の冒険を支持するように日本政府を支配するために、政府に対するその勢力を絶大強化することを目本国内の出来事によって余儀なくされたのであるが、もしこのようなことがなかったならば、日本軍によるこれら香港の占領は、実現よりもはるか遠に行われたであろう。一九三六年二月の陸軍の反乱の結果として、陸軍は陸軍の野心的な政策を支持しかつ岡田内閣を築くことはできなかったが、この反乱に、陸軍の青年將校の間に、軍紀と責任感がないという著大なことを暴露した。このために、再び軍紀を確立する間、陸軍はひと休みしなければならなかった。次の廣田大臣内閣の陸、海軍、大蔵の各大臣に、陸軍の主張する広田政策に全面的に賛成していた。そして、一九三六年の後半には、一九三六年六月の国防大綱、一九三六年八月の「国策の基準」及びの第二次北支処理要綱が、かれらのうちの全部あるいは一部の者によって採択された。この間に、陸軍は豊台に足場を確保し、これによって西園寺内閣から切離し、北平を制圧することができるようになっていた。しかし、廣田内閣としては、陸軍の政策に対して全面的には賛成していなかった。閣員の中には、政府に対する軍の支配の増大を不満に感じていた分子もいた。これらの者を除く必要があったので、一九三七年一月に、陸軍は廣田内閣を倒壊させ、宇垣の組閣を妨害させた。最後に、一九三七年六月の初め短命であった林内閣を組織し、陸軍の冒険に対して、ついに政府の支持が確保された。日本が中国を征服しようという計画の次の一歩をとるについて、今中勢力が除去されるに至った。

第四部

組閣問題事件（一九三七年六月七日）から

一九三八年一月十六日の近衛声明まで

一九〇二年九月七日の北清事変に関する最終議定書（附属書B—二）によって、北平に公使館を有する諸国に対して、公使館区域内の、また首都と海岸との間の自由交通を確保、また北京と海岸との間の鉄道線に沿う十二か所に、警備兵を置く権利を中国に認めた。

一九〇二年七月十五日の追加協定によって、それらの地点に駐屯する外国軍隊は、火薬射撃の場合のほかは、中国官憲に通知することなく、野外演習及び射撃訓練をする権利を与えられた。一九三七年七月の初めには、他の諸国の駐屯軍は華北にただ小分遣隊だけを置いていただけかわりに、日本は七千乃至一万五千の間でいろいろ／＼見積られた兵力を維持していた。イギリスは公使館警備兵二百五十二名を含めて全部一千七百名ないし一千九百名の間を上下し、その大部分は天津に駐屯していた。日本軍隊の数は、協定書に基く権利を超過するに必要な数をはるかに超えていた。一九三七年六月から、盧溝橋（マルコポーロ橋）附近において、日本軍は激しい夜間演習を行った。これらの夜間演習は毎週行われた。これに反して、他の駐屯外国部隊の行う夜間演習の回数は、日本のそれよりも、はるかに少かった。中国側はその地域の住民に不安を与えないように、夜間演習の事前通告を要求した。これに対して、日本は回答していた。一九三七年七月七日の夜は、通告なく演習が行われた。続いて、その夜に、蘆溝橋事件が起ったのは緊張と不安の雰囲気の中においてであった。

その夜の十時ごろに、中国官憲は北京の日本特務機関長松井太久郎から電話を受けた。この電話は、純平の中国駐屯部隊が演習していた日本の部隊を射撃した後に、日本兵一名が行方不明となったと称し、その捜索を行うために、日本軍隊を純平に入れることを許可するように要求した。純平は蘆溝橋の附近にあり、北京の西方の主要な交通線上にあるので、戦略的に有益な意味があった。豊台の日本軍隊は、一九三七年七月現在にも、同地駐屯の中国軍隊の撤收を繰返し要求していたのであった。

一九三六年に、日本は兵舎と飛行場を建設するに目的で、北京西方の豊台と蘆溝橋との間に廣大な土地を手に入れようと努力し、それが失敗した経緯とについては、すでに述べておいた。蘆溝橋から中国軍隊を撤收することと、豊台・蘆溝橋間に日本軍が駐屯地を設けることが華北に及ぼす戦略的影響は明白である。北平は、南方と西方から完全に遮断されることになったのであろう。

宋哲元将軍が休暇で帰郷して不在であったので、当時二十九軍の軍司令官代理していた秦德純将軍は、中国連絡関係官に対して、日本の純平入城の要求に対しては、その義の状況のもとに行われた演習は違法であり、従って、日本側の主張する行方不明の兵については、中国官憲は何も責任はないと回答するように指令した。しかし、純平駐屯の中国部隊に対して、自分の方で捜索を行うように命令するとかれは言った。日本側はこの回答に満足せず、日本側の手によって捜索を行うことを要求した。

純平城の行政区域責任者王冷斎は、秦將軍からも、日本軍の演習と日本兵が行方不明になっているかどうかについて調査と報告をするよう命令された。この間に、砲兵門を有する日本軍一隊大隊が豊台から蘆溝橋に到着しつつあるという報告が中国官憲に入った。ここにおいて、中国部隊は指揮命令を受け、王冷斎が松井との交渉のために派遣された。王冷斎は調査を行ったが、いわゆる行方不明の兵隊を探し出すことができず、その後行われた松井との会談も、何の結果をもたらさなかったが、現地で共同調査を行うことに決められた。王冷斎と日本代表寺平公使館一等書記官間の会談は、中国部隊の撤退を要求した。日本軍は、この要求を拒絶しようという計画の次の一歩をとるについて、今中勢力が除去されるに至った。

がこの地域に入っていること、これに続いて、後に述べる大規模な軍事行動が発生した七月二十七日まで、この地域で、毎年の間に散発的に衝突が起った。

日本政府の態度

熱河事件が起つたという公電は、一九三七年七月八日に、東京に到着した。その翌日に、近衛内閣は、臨時閣議で、政府の態度として、紛擾の規模を拡大しない方針を堅持し、早急に現地で問題の解決をはかるべきことを決定した。この内閣の決定にもかかわらず、一九三七年七月十日に陸軍本部は、関東軍から二個旅団、朝鮮から一個師団、日本内地から三個師団を公つて、駐屯部隊を増援することを決定した。廣田と貴族院議長であったこの内閣は、七月十一日に陸軍大臣に同意した。関東軍の部隊は北平と天津地域に送られた。しかし、一九三七年七月十一日の夜、中国側が妥協したという北支軍の報告を受けると、統帥部は日本内地における師団の動員を中止することを決定した。一九三七年七月十三日に、統帥部は北支事変処理方針を採用した。それには、日本軍は現地解決方針を堅持し、内地部隊の動員に、その後の状況の推移によって決定するが、中国側においてその同意した条件を無視した場合、あるいは華北に向って軍隊を移動させるような不誠意を示した場合には、所因たる怨恨をとるとの定めであった。

一九三七年七月十七日から後、現地では、北支駐屯軍と第二十九軍との間に、南京では、日本の外交官と中国政府との間に、それぞれ交渉が行われている最中に、日本の統帥部は、一九三七年七月十一日に中断されていた日本内地における動員の準備を進めていた。第二十九軍司令官宋哲元が、一九三七年七月十八日に侵略したという報告があったが、中国政府は、日本の侵略を示さなかったという理由に基いて、その動員準備を推進しないこと、（二）河北省とチャハル省の行政機関を変革しないこと、（三）事件政府によって任命された主要官吏を自己の意に反して更迭しないこと、（四）第二十九軍の駐屯地区に制限を加えないこと。一九三七年七月二十九日に、中国外交部は南京の日本大使館に覚書を送り、満洲は同時にそれぞれ／＼の軍隊の撤退を停止し、両国は同時にそれぞれ／＼の地域の住民に不安を与えないように、夜間演習の事前通告を要求した。これに対して、日本は回答しなかった。中国側はその地域の住民に不安を与えないように、夜間演習の事前通告を要求した。これに対して、日本は回答しなかった。一九三七年七月七日の夜は、通告なく演習が行われた。続いて、その夜に、蘆溝橋事件が起ったのは緊張と不安の雰囲気の中においてであった。

その夜の十時ごろに、中国官憲は北京の日本特務機関長松井太久郎から電話を受けた。この電話は、純平の中国駐屯部隊が演習していた日本の部隊を射撃した後に、日本兵一名が行方不明となったと称し、その捜索を行うために、日本軍隊を純平に入れることを許可するように要求した。純平は蘆溝橋の附近にあり、北京の西方の主要な交通線上にあるので、戦略的に有益な意味があった。豊台の日本軍隊は、一九三七年七月現在にも、同地駐屯の中国軍隊の撤收を繰返し要求していたのであった。

一九三六年に、日本は兵舎と飛行場を建設するに目的で、北京西方の豊台と蘆溝橋との間に廣大な土地を手に入れようと努力し、それが失敗した経緯とについては、すでに述べておいた。蘆溝橋から中国軍隊を撤收することと、豊台・蘆溝橋間に日本軍が駐屯地を設けることが華北に及ぼす戦略的影響は明白である。北平は、南方と西方から完全に遮断されることになったのであろう。

宋哲元将軍が休暇で帰郷して不在であったので、当時二十九軍の軍司令官代理していた秦德純将軍は、中国連絡関係官に対して、日本の純平入城の要求に対しては、その義の状況のもとに行われた演習は違法であり、従って、日本側の主張する行方不明の兵については、中国官憲は何も責任はないと回答するように指令した。しかし、純平駐屯の中国部隊に対して、自分の方で捜索を行うように命令するとかれは言った。日本側はこの回答に満足せず、日本側の手によって捜索を行うことを要求した。

純平城の行政区域責任者王冷斎は、秦將軍からも、日本軍の演習と日本兵が行方不明になっているかどうかについて調査と報告をするよう命令された。この間に、砲兵門を有する日本軍一隊大隊が豊台から蘆溝橋に到着しつつあるという報告が中国官憲に入った。ここにおいて、中国部隊は指揮命令を受け、王冷斎が松井との交渉のために派遣された。王冷斎は調査を行ったが、いわゆる行方不明の兵隊を探し出すことができず、その後行われた松井との会談も、何の結果をもたらさなかったが、現地で共同調査を行うことに決められた。王冷斎と日本代表寺平公使館一等書記官間の会談は、中国部隊の撤退を要求した。日本軍は、この要求を拒絶しようという計画の次の一歩をとるについて、今中勢力が除去されるに至った。

日本軍は四個師団三万から包囲して、射撃を始めた。中国部隊は撤退に換って純平を守った。一九三七年七月八日夜から、また翌朝の近くにある駐屯軍の司令官が行われているとき、蘆溝橋の近くにある駐屯軍の、大隊長一木の指揮する日本軍一隊大隊が中国軍を攻撃した。六時ごろに、日本軍は砲撃を始め、その後の白兵と保戦支援

一九三七年七月八日の朝に、長辛店に至る鉄橋が日本軍に占領された。その日の午後、日本側は純平城の司令官に対して、その夜の七時までに降伏するか、さうでなければ、砲撃を開始する旨の最後通牒を送達した。しかし、中国側は降伏として応ぜず、七時になると同時に、日本軍の砲撃が開始された。翌日、すなわち、一九三七年七月九日に、日本側は、松井とその他の者を通じて、秦將軍に対して、行方不明の兵が発見されたことを通告した。（二）双方直ちに軍事行動を停止すること、（三）双方の軍隊は各々最初の線まで撤退すること、（四）日本に対して一層強い敵意を有していた第三十七師の代りに、第二十九軍に属する他の部隊を純平の防衛にあてることというのであった。また、双方とも将来これと同様な性質の事件が起ることを防止する旨の了解が結ばれることになっていた。その日にこの休戦は成立した。

宋哲元中将の指揮する中国部隊はもとの位置に撤退した。他方で、日本軍隊は豊台に向って撤退することになっていた。もし日本側が休戦協定を守ったならば、事件は突然にこの協約で解決されたものと見られたであろう。しかし、後になって、鉄道トンネル附近の約百名の日本兵が、協定通りに撤退しなかったことが発見された。一九三七年七月九日の夜半、そこにいた日本軍部隊は再び城内に向つて発砲したのである。それから後、日本軍部隊は防衛地へ絶え間なく送られた。七月十二日には、すでに日本軍隊二万名と飛行機12機

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

は、一九三七年八月二十三日に、相手七月十六日の八ヵ月間の中に相ぜられた協同を再確認し、妥協によつて動員を解除することも約束するという新聞発表を行つた。

廣田外相

然る所、廣田外相があたたかなかわらず、一九三七年七月十四日に、議会で言明を行つた頃平は日本側の挑発によつて偶発的に発生された。七月十八日（一九三七年）に、実者は日本の駐屯軍司令官香月大将は、日本軍に要求され、北京に撤兵を通知した。しかし、撤兵を拒絶されたかつた。外くの事件が発生した。七月の二十五日には、北京と天津の間の鉄道で、日本軍の一隊中隊と中国軍が衝突した。その翌日も、日本の重長（関大佐）が、日本人居留民を保護する目的で、北平市に入ろうと努めていたときに、同市の城門で、中国軍と衝突した。これらの事件の起つた真の原因は明らかでないが、重要なことは、二十六日に日本側が中国側に最後通牒を送り、他のいろいろのことと共に、中国軍二十三師が北平地区から二十四時間以内に撤退すること、そうでなければ、日本は武力をもつて攻撃するということを要求したことである。

日本の最後通牒には拒否された

一九三七年七月二十七日に、すなわち、日本側が最後通牒を発した翌日に、総理大臣近衛は、戦争の平和を維持することは外交には何の目的も持つていないと声明した。日本の最後通牒は受諾されなかつた。一九三七年七月二十七日に、豊台と龍陽橋の間で戦闘が起つた。日本の駐屯軍司令官香月は、優秀な砲撃と戦闘三千機以上をもつた増援部隊を天津に命令した。日本の陸軍は、中国の軍隊と戦闘を交えた。日本の陸軍は、中国の軍隊と戦闘を交えた。日本の陸軍は、中国の軍隊と戦闘を交えた

本の輿官は、ある外國新聞記者に對して、日本軍の軍事目標は「南北を両翼とするといつたかも、中國側民衆を殲滅し、破壊し、殺戮する」にあると語つた。この中國軍を殲滅するという方針は、これより先、一九三七年九月五日に、廣田声明に發表されたが、それ以來の中國に於ける日本の行動は、これらの目的に向つて、ひたすらに進んでいる。われわれがかかる國家としてその實際を反省をしあんがため、これに登定的打撃を與えたことを意味せるに、正義に基くのみならず、自衛的によるものと確信するものである。日本帝國がより偉る唯一の道は、中國軍が戦意を完全に喪失するように、これに若干のことを二撃を加えることである。」

われはまた同じ趣旨で、華北に駐屯する日本の方針を解説して述べ、日本がその時なさなければならない無限の形勢は、「断乎として支那の猛省を促すことを急務とするのである」と結論した。日本の望むところは、華北を両翼にし、中国全土から今回のような戦禍の再発を除き、両国の提携を実現しようとするにほかならないともいつた。

新聞の紙面はさらに続き、一九三七年十月十四日には、郷誠之の首都陥落を占領した。その翌日の一九三七年十月十五日に、動員令が公布され、内閣書記官長の風見章は、「支那事変の第一段階の行動は、これで終了した」と発表した。内閣書記官長の言葉は、「支那事変に参戦することのあつた。

一九三七年十一月九日に、日本軍は山西省の首都太原を占領した。日本側は直ちに山西省北部を統治する目的で太原を大原に改称することに着手した。この傀儡政権は、すでに触れておいたように、後になつて、新しい「蒙疆自治連盟」の一部として、張家口と綏北に創立された」ものと宣傳された。山東地区においては、「九三七年十二月二十五日に、北支派遣軍が山東省の首都済南を占領した。この段階において、日本軍は華北の要衝全部を実際主その軍事占領下に置いたのである。

中国、国際連盟に提訴

一九三七年九月十二日に、中国は国際連盟規約第一、十一、十七條（附属書B一）を援用して、国際連盟に訴えた。一九三七年九月二十一日に、国際連盟は、日本政府をこの中国の訴訟問委員会に参加するように招請した。しかし、国際連盟のどのような約束的活動にも参與しないという態度を維持し、その招請を拒絶した。その当時、廣田内閣は第一次近衛内閣の外務大臣であつた。

一九三七年十月六日に、国際連盟は、日本が中国に対して行つている軍事行動は、紛争の原因をなした事件とは全く比較にならない大規模なものであること、このような行動は、日本の侵略者が政策の目的として宣明している「東亜諸国の友好的協力を方一にも増進し、勤長することのできるものでないこと、現存の状態は条約の規定に基いても、自衛権に属いても、正当化することのできないものであること、また一九二二年二月六日の九国条約（附属書B一一〇）と一九二八年八月二十七日の不戦条約（附属書B一一五）に基づく日本の義務に違反するものであることを指摘した。その日に、アメリカ合衆国政府は、これらの結論に同意すると声明した。

日本側の和平條件

軍事作戦が成功するうちに進んでいる間に、日本政府は一九三七年十月一日に、「支那事変処理綱」を採用した。これは軍事行動の成果と外交措置の機宜とを、両々相まつて、速かに事変を終結させなければならないと規定していた。華北においては、ある一定地域を非武装地帯とし、同地帯の治安維持は武装した中国警察をその責に任ずることになつていた。日本は駐兵権を保持するが、駐屯軍の兵数は「事変」の発生の当時の数に減らすことがあるかもしれない。塘沽停戦協定（附録）伺服数協定、その他の、通車、通郵、通交などに関する協定は、これが解消しなければならない。冀察政務委員会と冀東自治委員会は解消し、これらの地区の行政は、中国政府が任意に行うことになつていた。しかし、これらの地域の行政官吏が日本と中国の融和を具現することが希望された。上海地区に関しては、ここにもまた一定地域を非武装地帯とし、この地帯の治安維持は国際警察または武装を制限した中国警察にその責に任じさせ、租界王部局警察にこれを援助させることになつていた。日本の陸上兵力は撤収するかもしれないが、これには日本軍艦の在泊権を含まれないことになつていた。中日両交の全般的な調整のために、同時に、またはその後に、政治的、軍事的、経済的方面の交渉を行うことになつていた。中国は満州国を正式に承認し、日本と共同協定を締結し、華北の非武装地帯内は反騰を既に十分に上げ、華東における中国側の警備取締の自由を回復することになつていた。

総定品の中国関税率を引下げ、華東における中国側の警備取締の自由を回復することになつていた。この地域は、総理大臣近衛、外務大臣廣田、陸軍大臣及び海軍大臣によつて承認された。

イギリスの覚書申出

一九三七年十月二十七日より前に、外務大臣廣田とイギリス大使クレーギーとの間に、中国における商対行動の停止に関する会談が行われた。当時外務次官であつた堀内の言葉によると、廣田はかれの個人的意見として、つぎのような処理條件を表明した。

（一）華北における非武装地帯の設定、（二）現実に即した華北と満州国の関係の調整、（三）中国側の排日運動の防遏、（四）華北地区における経済的機会均等。これらの見解は、クレーギー大使によつて、中国政府に伝達され、中国政府の見解も、イギリス大使を通じて、二度か三度廣田に伝達された。

一九三七年十月二十七日に、廣田はイギリス、合衆国、ドイツ及びイタリアの大使との会談で、日本としてはブラッセル会議の招請に應ずることはできないが、四ヵ国のいずれにしても、日本と中国との間の直接和平交渉が行われるように努力することを希望すると述べた。イギリス大使は間もなく廣田を訪問して、イギリス政府は喜んで両国間の交渉を斡旋するとの申出を受諾したと言っているが、後になつて、軍部内に、イギリス仲介に対する強硬な反対があつたことがわかつて、この計画は中止となつた。しかし、堀内は、反対論に対して、于渉や仲裁政策はいつでも排除するのが日本の方針であつたこと、第三国の斡旋はいつでも歓迎するが、日本と中国の間の斡旋の処理は直接交渉によつて解決したいというのが日本政府の希望であり、方針であつたことを認めた。

ブラッセル会議

国際連盟が交渉によつて紛争を解決するために、会議の席に日本を出席させようとして、それに失敗した後、同じ目的を達するために、別の方法が講じられていた。ベルギー政府は、一九三七年の十月二十日と十一月七日の二回にわたつて、九国条約第七條（附属書B一一〇）に基いて、極東の事情を検討し、紛争を友好的に解決する方法を考究しようとする見地から、日本がブラッセルにおける会議に参加するよう招請した。日本は、これに対して、この会議の招集は、日本に敵意のある見解を表明した国際連盟と密接な関係があるから、日本政府としては、正当な紛争処理をもたらすような隔意のない全面的対談を、期待することができないと信ずると表明して、また参加を拒絶した。一九三七年十一月十五日に、ブラッセル会議で採用された決議によつて、日本は第一回会議における長略書であると宣告された。

大本営

内外の国難に直面した廣田大臣近衛は、一九三七年十一月中旬に辞職を発令したが、本戸の勧告によつて、辞意を撤した。

「九三七年十一月二十日に、職務だけに設置される職務である大本営を内閣は設立した。これは有職川長を統帥する機関であつた。このようにして、参謀総長は軍政上陸軍両大臣に対する支配権を手中に收めた。大本営の会議は毎週一回か二回開かれた。大本営職員は初には、大本営の発言は、参謀本部と軍令部の発言であるばかりでなく、その長であつた天皇の発言でもあつたから、日本政府に対して、これを左右する大きな力を持つていた。

南京攻略

松井が上海派遣軍の司令官に任命され、職地に向つて東京を出発したときに、予定の上海を攻略した後には、南京に向つて兵を進める考えをかれはすでに抱いていた。東京を去る前に、上海派遣軍のために、かれは五箇師団を要請した。中国の首都に対する進攻のために、現実の準備がなされた。というのは、かれはこれより前に上海と南京との間の地形の調査を行つていたからである。一九三七年十月八日に、松井は声明を発して、「降伏の初頭は今今朝を踏れてその難敵を発揮せんとしている。また軍の使命は日本の居留民及び権益を保護する任務を完全に果し、南京政府及び蒋介石の膺懲を目的とする」と述べた。上海の周辺の戦闘地域は甚大なものと思われたので、松井は中支派遣軍司令官に任命された。

一九三七年十一月下旬に、武藤章は松井の参謀副長に任命された。上海が攻略されてから約一ヵ月を経て、日本軍は南京郊外に到着した。松井は、南京は支那の首都であるから、その占領は国際的事件であり、日本の武威を発揮して中国を畏服させるように、周到な研究をしなければならないという意味の命令を発した。日本側の降伏要求は、中国政府によつて無視された。爆撃が始まり、同市は一九三七年十二月十三日に陥落した。南京に入城した日本軍は、新編制の部隊ではあつたが、整備のある部隊からなる立つていた。一九三七年十二月十七日に、松井は蒋介石と人城した。十二月十三日から後に、「南京攻略作戦」として知られるようになつた事件が起つた。これは迫つて取り上げることにする。

一九三八年一月一日に、臨時の自治機関が設立され、中国の正式の国旗である青天白日旗の代りに、掲揚されていた青の中国の五色旗を掲げた。

ドイツの仲裁

合衆国とイギリスとの斡旋の中入れを無視して、日本陸軍はドイツに仲裁の労をとつてもらうように依頼することを望んだ。日本の要望したある和平條件が、一九三七年十一月五日に、南京のドイツ大使トラウトマンを通じて、中国政府に傳達された。次いで十一月二十八日、二十九日、十二月二日に、ドイツ大使は再び日本政府の意図を通達し、十一月に日本政府によつて提案された條件がなお有効であるとの中国当局に通知した。日本によつて提案された点を中国は協議の基礎として受入れる用意があつた。提案された條件は、八月末と称せられるものの中に定められていた。この八月案は、日本の外務、陸軍、海軍省の当局者によつて、一九三七年七月に起草されたものであるが、右の省省によつて承認されたのは、一九三七年八月五日であつた。その計画は三つのおもな点からなり立つていた。（一）白河に沿つて非武装地帯を設け、中日両軍は右の地帯の外に撤退すること、（二）無停合、（三）無賠償。このような條件の線に沿う交渉は、日本大使用越と中国側との間に行われた。しかし、一九三七年八月十三日に、上海で戦闘が起つたことによつて中断された。

堀内の証言によれば、一九三七年十二月のある日に、ドイツ大使ディルクセッは外務大臣廣田に対して、南京のトラウトマン大使から、中国政府は日本の條件を基礎として和平交渉を再開する意思があるという報告を受けたことを話し、また八月案の和平條件に何かの変更があつたかどうかを尋ねた。そこで、問題は政府と陸海軍の連絡会議に提出され、一九三七年十二月二十日の会議の議題となつた。一九三七年十二月十三日の南京陥落は、日本の中国に対する態度を相当に硬化させた。陸海会議は次のような和平の四基本條件を決定した。（一）日本と満州国との防共政策に協力すること。（二）指定地域に非武装地帯を設け、また綏察行政機構を設置すること。（三）日本・満州国・中国の間に緊密な経済関係をつくること。（四）中国による必要な賠償。これらの和平條件は、すでに中国政府に通告されていた一九三七年八月のそれとの間の差異は、根本的に非常に大きかつたので、この四條件を中国側が受諾すれば、他のことと共に、一九三一年以来中国が承認を拒んでいた條件、すなわち満州国の独立ということを認めることになるわけであつた。このような事情のもとで、この提案が紛争を平穏に解決するに至らなかつたことは驚くに足りない。

一九三七年十二月二十一日に、廣田はこの條件をデイルクセッ大使に通告して、情況が大いに変化したので、以前の條件を提案することはもはや不可能であると述べた。もし中国側が新條件に対して大体において同意するならば、日本は交渉に入る用意があるが、そうでなければ、日本は新しい立場からこの事変を取扱わなければならないとかれは述べた。これらの新しい條件は、トラウトマン大使を通じて、一九三七年十二月二十七日に中国政府に通告された。

一九三八年一月十三日に、中国外交部長はトラウトマンに対して、日本によつて提案された新しい和平條件は、その字句が甚しく一般的であるので、中国政府は慎重に検討し、日つきりとした決定に承認するために、その性質と内容を詳しく通告してもらいたいと回答した。中国側の回答は、一九三八年一月十四日に廣田に通告された。

ただいまより十五分間休憩いたします。

（午後三時閉廷）

○法廷執行官　ただいまより極東国際軍事裁判を続行します。

○裁判長　判決文の朗読を続けます。

（朗読）

一九三八年一月十一日の御前会議

中国に対して和平條件が提案されていた間に、日本では、陸軍と政府との間に、意見の相違が生じた。参謀本部は、その和平條件が軍に満足としているばかりでなく、また強硬過ぎると考えた。かれらはもつと具体的な條件を提示することを望んでいた。参謀本部は、中国における戦争の長期化を憂慮していた。それは日本の資源を消費させるばかりでなく、ロシア、アメリカ及びイギリスに対する戦争の軍事的と経済的の準備に支障を来すものだつたからである。近衛を首班とする政府は、和平條件を決然とした言葉で表明しようがよいと思つた。外務大臣廣田と企画大臣末次がその四條件を起草し、外務大臣廣田はこれを中国政府に通告させた。中国政府の回答を待つていた間の、一九三八年一月一一日に、御前会議が開かれた。この会議には、枢密院議長であつた平沼が出席した。廣田は日本・満州国・中国の間における緊密な協力と結合とを規定した「支那事変処理根本方針」を説明した。この方針に基いて、択一的な一つの措置が採用された。一方では、もし中国が和解を求めてきたならば、日本は「日支満和交渉條件細目」の別紙中にある和平條件に基いて交渉することを御前会議は決定した。その中には、他のいろ〳〵なことと共に、中国は満州国を正式に承認すること、内蒙古に防共自治政府を設立すること、華中の占領地域に非武装地帯を設定し、華北、内蒙古及び四日に廣田に通告された。

○裁判長　判決文の朗読を続けます。

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

この日の夕方、王は十二月十四日に、王は十二月に、王は十二月十四日に、王は十二月十四日に、王は十二月十四日

体に対して、國家または政府によつて期待されたその他の團体しくは人と協力するように勧説することが許した。

板垣陸軍大臣となる

一九三八年六月三日に、板垣は陸軍の要職に從つて、近衛内閣が五月に改造された後に、その陸軍大臣に任命された。この官廳に、板垣は関東軍参謀長、次いで関東軍司令官、それから参謀本部第一部長、それから参謀本部部長を歴任した。武藤は一九三八年七月に北支派遣軍参謀長に任命された。徐州会戦は、中國軍の主力を全滅し、これを撃破することによつて、中日戦争の運命を決定するものになることを日本は望んでいた。徐州の政略の後も、中國政府が屈しなかつたので、日本の政策は、さらにもう一度中國側に打撃を加え、それによつて、中國に対する戦争を終らせるという計画を立てた。板垣は戦争が長びくおそれのあることを認めて、日本國民の決意を強化することに努めた。一九三八年六月二十六日に、陸軍大臣に就任してから最初の新聞会見で、板垣は陸軍省報社に対して、陸軍は戦闘をおそらく十年間にわたつて続ける覚悟をしなければならないと話つた。さらに、第三国の援助にはかかわりなく、長期戦したり遂行するこうと述べた。「日本は独自の政策を進行するであろう」と述べた。「月十六日の日本政府の公式声明にかんがみて、正式の宣戦布告の必要はない」と説明した。

陸軍大臣板垣は五相会議に参加した。この会議の決定の中のあるものについては、やがて論ずることにする。

中國に対する政策と五相会議（一九三八年

内閣とは別に、総理、外務、陸軍、海軍、大蔵各大臣の間で会議をするという慣行は、板垣が入閣したときには、すでに新しいものではなかつた。廣田内閣と林内閣のもとでも、この方法で協議が行われ、計画が立てられた。しかし、その間に、板垣が陸軍大臣になつてから、戦争が続いてなにもつれて生じた狀況のために、この会議はいつそう重要となる。いつそう頻繁に開かれるようになつた。一九三八年の六月と十月の間に、五相会議は、板垣の参加のもとに、中國に対する政策に関して、最も重要な決定を相次いで行つた。これらの決定は、戦争の遂行を目的としていたばかりでなく、すでに設立されていた地方的な『傀儡』政府とは別に、中國全体のために、日本の支配下にある政府を、つまり『傀儡』政府を樹立することを目的としていた。たとえば、七月八日には、蒋介石政府が降伏した場合は、次のようにすると決定された。

『支那現中央政府にして降伏し来りたる場合に於いて日、帝國はこれを一政権として、「新興支那中央政府」の下に合流せしむ』との御前会議決定方針に基き処理す。

支那現中央政府にして降伏し、且つ接収第二の條件（本文書の第三項、「降伏條件」を受諾したる時は、之を左右一政権として認め、既成新興支那中央政権の指下に合流せしめるか、又は別存の親日諸政権と協力して新に中央政権を樹立せしむ）

中國の現中央政府降伏の認定條件は次のことを含んでいる。

『蒋介石の下野』

同じ日に、蒋介石大元帥が職を辞する場合のために、第二番目の決定が行われた。

『中央政府を倒して、日本が支配する新政府を育成し、強大ということであつたことを注意しなければならない。日本がこのような政府をつくのたことれ、すでに論じておいた。

一九三八年七月十五日に、五相会議は、再び中華民國の『新中央政府』に関して、次のように決定した。『支那新中央政府の樹立は主として支那側をして行わしむるも、帝國之を内面的に援助し、その政治態度は分治合作主義を採用す。

の目的のために、『支那現政權』という名で、上海に一つの機関を設けた。土肥原は中國に関する広い知識と、中國人との親密な交際を活用することが出来た。右の方針に従つて、まず中國北京の『臨時政府』に反蒋政権を樹立する目的のために、引退した政治家唐紹儀及び梁鳳翔等を引き出そうとし始めた。梁鳳翔は当時北平で隠退生活を送つていた。土肥原は梁鳳翔を隠退から復帰させ、日本と協調的に協調させることをもくろんでいた。この計画は、『梁工作』と言われるようになつた。この工作の費用は、中國の古銅地区の密輸収益金から出ることとなつた。

新組織は昭和会と名づけられ、梁鳳翔との交渉は失敗に終つたので、土肥原は他にその努力を転じた。中國における土肥原機関は、汪精衛を難中に追れて来る計画をつくり出すことを助けた。汪精衛が上海に来る手配などに関して、汪精衛の同志を行つた会合について、この機関は東京に報告した。土肥原は当時東京にいたと主張しているが、かれがこれらの計画を監督していたことは明らかである。

臨協政府の連絡委員会

知名の中國人を通じて、中國に新しい中央政府を樹立する方針を実行するために、土肥原とその他の者が努力を続けていた間に、日本内地の日本軍当局は、右の政策を誤行する決意を表明した。当時陸軍省新聞班長であつた佐藤は、『支那事変に関して、二回にわたつて声明を行い、政府の根本的態度は、一九三八年一月十六日の政府声明に示されており、新政権を樹立する計画は新興に変更できないと述べた。一九三八年八月の二十七日と二十八日に、日本政府の代表者と大陸の日本陸軍当局者は綿密で会合し、臨時政府と維新政府の組織の調査を行なうための基本計画を決定した。一九三八年九月九日に、五相会議によつて、中國における『連合委員会』をつくる計画が選択されて、日本でなされたこれらの決定の結果として、『新中央政府』を発展させる準備は、大陸にいる日本人によつて行われた。一九三八年九月の九日と十日に、臨時政府と維新政府の代表者は、日本の代表者と大連で会合し、北平に『合同委員会』を設けることを取極めた。この会議の目的は、種々の傀儡政権、特に臨時政府と維新政府との間の調整と統一をはかり、特に『新中央政府の樹立の準備をすることであつた。一九三八年九月二十二日に、北平で成立式が行われ、その翌日に、この委員会は初会議を開いた。

厦東と浅田の占領

中國の特定の戦略的地点の占領を定めた一九三八年七月八日の五相会議の決定に基いて、日本軍は一九三八年十月二十日に厦東を、一九三八年十月二十五日に浅田を攻略した。この二つの重要都市とそれに隣接する日本の占領地域との行政に関する措置は、いつも周知のやり方で行われた。一九三八年十月二十八日に、厦東地域と浅田地域の行政に関する取極めは、陸軍、海軍、外務の三大臣の間に協定された。この取極めは、日本側による政務の安定と『治安維持会』の発達とを規定した。封土のような政権は、表面上は中國側の発意によつて組立されることになつていたが、政治的指導は日本側が握えることになつていた。この委員会は、前に述べたように、土肥原の指導のもとに設かれていた特別な機関である。厦東に関しては、次のような特別の機関が、陸軍、海軍、外務の三大臣から発せられた。

『地方政権の組立は支那側の発生に委す。但地方政権組立の促進は我政務指導機関（陸海外厦東連絡委員会）協力の下に主として諜略機関（対支特別委員会）之に当り、成立後の地方政権の指導は政務指導機関之に当るものとす。』

中國の戦略的地点を占領する方針は、厦東と浅田の攻略だけに止まらず、それよりはるかに広い範囲に実行された。なぜならば、一九三八年十一月二十五日に、五相会議が中國の最南端にある海南島を攻撃することを決定したからである。この島は、一九三九年二月十日に、日本側に占領された。

日本は国際連盟を脱退した

日本は一九三三年三月に国際連盟脱退の通告をしたが、連盟のある機の活動には引続き参加していた。連盟と関係が断絶してから、日本の第三国に対する感度は強くなつた。一九三八年十一月二日に、平沼が主宰し、板垣大臣と、荒木、末弘、板垣を含む閣僚大臣と、南及び松井の両拓務閣僚官が出席した拓務院会議が開かれ、その会議で、連盟との協力を続ける問題が考慮された。外交と協約に関する事項は、枢密院の領域内に属するからである。国際連盟脱退事件が一九三八年九月三十日に日本を非難する決議を採択したという理由で、親家の名誉にかんがみ、日本は連盟の諮詢機関とこれ以上協力することはできないと考えられた。そこで、南洋委任統治に関する規定を除いては、日本と連盟の諮詢機関との協力関係を終止する計画がつくられ、右の会議において全員一致で可決された。この主旨の通告は、直ちに国際連盟に送付された。

東亞新秩序

国際連盟から完全に脱退する決定をした後、日本は『東亞新秩序』と称する方向に進んだ。一九三八年十一月三日に、日本政府は内外に対して声明を発し、中國の主要都市である厦東、武昌、浅田及び張陽の陥落によつて、国民政府は一地方政権となり、日本の要求の目的は、満州国と中國との提携によつて、東亞永遠の平和を確保する新秩序を確立することであると述べた。

一九三八年十一月二十九日に、外務大臣有田は枢密院に対して報告をした。そのうちで、比較的に重要な箇所は、次のようである。

『日支新関係調整の方針を論じましては、日満支三國の政治、経済、文化の各般に亘る互助連環による東亞に於ける新秩序の建設を目的と致しまして、大体次の諸点を要領に準拠して行きたい所存でございます。即ち二、所謂共同防衛、経済提携及善隣関係の三原則を基礎として、東亞に於ける我国の地位を確保し、東亞の安定に寄与致したい所存でございます。……帝國としては我国、満洲国及支那の三国が、相互に提携し、東亞の安定に寄与致したい所存でございます。……日満支一般提携……北支及蒙疆に於ける国防上並経済上日支強度結合地帯の設定……殊子江下流地域に於ける経済上日支強度結合地帯の設定……南支方面に於て日支特別利益地帯の設定を図る外連要港舟を起点に日支強力提携の基地を確保するに努むること……共同防衛の原則……に関しましては、日満支三国は共同して防共に当ると共に、共通の治安安寧の維持に関し協力することを主眼と致したいと存じます。……保障及共通の治安維持の為にする特定地帯、地点、島嶼等の駐兵を除く外日本軍隊の早期撤収……最近に於きましても茶来等より所謂西閩放、機会刺等主謀に基き種々申入れの次第もあつたのでございますが、帝國政府と致しましては所謂西閩放、機会刺等の原因は帝國の生存上の必要、国防上の必要に基く日満支経済「ブロック」確立の見地よりこれを勘案し、右と相容れる限度に於ては之を容認すべき限りに非ずとの方針を以て対処して参りたい所存でありまして……帝國の主なる目的は（イ）主として北支及び蒙疆に於ける国防資源の開発に帝國が之を実質的に支配すること、（ロ）新支那の繁栄、国民政府「ブロック」の見地より之を調整することの二点を大眼目と致まして右に抵触せざる限りは無理に列国の在支権益を排除致せず。』

総理大臣近衛は、一九三八年十二月二十二日に、さらに演説をして、中華民國政府を倒滅し、東亞新秩序を確立する日本の決意を繰返して述べた。

この日本の『東亞新秩序』は、合衆國に重大

『経済及交通の開発は日満支三國の防衛の確立に資すると共に三國経済の発展並に民衆の厚生に直接なからしむ。特に所要の交通は帝國之が実質的に担任し北支に於いては三國防上の要求を第一義とし中、南支に於いては一般民衆の利害を特に考慮するものとす。

『経済は日満支有無相通の原則に従て開発し三國経済圏の完成に邁進す。但し第三国の既得権益を尊重し或は経済開発に参加せしむることを勧げざるものとす。

『鉄道水運航空通信は実質的に帝國の勢力下に把握し軍事行動遂行に遺憾無からしむると共に民衆の厚生に寄与せしむ。』

五相会議の政策決定からの、これらの引用は、日本によつて完全に支配されながらも、中國人の自治という名目に隠れて設置された、ところの、中國における政府樹立の一般的方式を示したものである。

土肥原機関

以上述べた様に沿つて、中國に新中央政府を樹立する計画を促進するために、五相会議は一九三八年七月一二十六日に対支特別委員会を設けることに決定した。その決定の詳細は、次の通りであつた。

『対支経済委員会は五相会議に於し、其決定に基き東亞に重要なる対支政略多新支那中央政府樹立に関する実行の責任を負う。

『同項事業に関係ある現地官憲間は緊密に関しては対支特別委員会の仲裁を受くるものとす。

対支特別委員会と大本営との連絡は陸軍大臣之に存す。

七月二十九日に、右の委員会は土肥原、津田及び飯岡を中心に設置され、その任務は次のように定められた。『第一項の重要なる対支諜略とは政治及経済に関する諜略にして直接作戦に関係あるものを含まざる様と解す。』土肥原は委員のうちで最も年少者であつたが、唯一の現役軍人であつた。委員会の任務の執行にあたつたのはかれであつたので、こ

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

な問題を引き起した。一九三八年十二月三十日に、グルー大使は、本国政府の訓令に基いて、日本政府に対して通牒を出した。その中で、かれは次のように述べた。『更に陸海軍省、企画院並貿易庁廃止及び支那の残る地域に於ける統治事業の計画等の如き事柄に関し、日本当局の計画を実施に移すに当り、或は日本の武装せる軍隊に依り支那に創設、支持せられる政権が支那で主権の権限に由来するが如き権能を持つて行動し、又更にその様に行動することに依つて合衆国を含めたる諸外国の經済機会を無視し、或は其の不存在迄は慶祝を宣言したりする資格を有するが如きこれ等当局側の越権を看過せり。』グルー大使は、一九三八年十二月三十一日に、日本政府に対して、列挙の通牒を手交し、アメリカ政府の見解では、いわゆる『新秩序』は、日本の一方的宣言によつて、建設され得るものではないと通告した。

一九三九年三月十七日の『ジャパン・アドヴァタイザー』紙によつて、いわゆる新秩序を建設するためには、第三国との協定は着けることが出ないと、板垣大臣が議会で明言した。日本の最初の目標はロシアであり、その次の目標はイギリスとフランスであつた。

一九三九年七月七日に、盧溝橋（マルコ・ポーロ橋）事件第二周年の記念日にあたつて、板垣は新聞記者と会見した席、そのうちで、日本の東亜新秩序建設の使命を遂行するにあたつては、第三国の不当な干渉を排除することが必要となるであろうとかれは述べたと報道された。

興亜院

日本軍が中国の奥地深く進入してから、日本側は新中央政府の結成の準備として、それまで日本陸軍の特務機関によつて行われていた占領地行政を再検討する手段を講じた。字垣外相は外務省の中に支那事変を取扱う新しい機関を設けることを企画したが、この提案は陸軍に反対された。その後、陸軍の要求によつて、興亜院なるものが設定された。設立されることになつていた新しい機関は、一九三八年七月二十五日の五相会議によつて設けられた対支特別委員会とは別のものであつた。この後者は中国国民政府を後援させ、新中央政府を樹立する手段に関する機関であつて、設立されることになつていた興亜院は、主として占領地行政に関する事項を管掌することになつていた。

一九三八年十二月十六日に、この新しい機関は、『興亜院』という名称で設けられた。その新設は首相であり、副総裁は外務、大蔵、陸軍、海軍、拓務の各大臣であつた。その官制によれば、興亜院は次の事項を担当した。すなわち、政治、経済、文化及びそれらに関係する政策を立案すること、特別の法律のもとに中国で金融を起し、あるいは商業を営む企業を監督すること、日本政府の諸機関によつて行われていた中国の行政を調整することであつた。

その本部は東京にあり、上海、北平、張家口、厦門に四つの出張部、また満洲、青島に二つの出張所があつた。姜木直一は興亜院の総裁者の一人であり、その政務部長であつた。東京の本部でなされた決定は、支部または出張部に伝達されたが、これらの支部や出張部は、東京の決定を実施する方法を講ずるにあたつて、現地の中国人官憲と交渉した。

興亜院が設置されたにもかかわらず、中国における日本陸軍は、行政に関する事項を自分の手から放さなかつた。特務機関は引続き存在し、陸軍の手許は作戦上必要であるとして身遁された。

興亜院の管掌もた様々の事項の中に阿片があつた。興亜院は中国の各地方における阿片の需要の状態を研究し、蒙古から華北、華中及び華南への阿片の配給を取計らつた。中国における日本の麻薬政策は、他の箇所で論じてある。

汪精衛が重慶を去つた

汪精衛が重慶を離脱する運動は、一九三八年中央政府を樹立する運動に、汪精衛が中国の戦時の首都重慶を去るに至つて、さらに力づけられた。かれは国民党の副総裁であり、国防会議の副議長であつた。早くも一九三八年の春に、元中国外交部の官吏であつた高宗武と意思疎通を計り、支那駐屯軍の参謀本部と連絡をつけもれ、参謀機によつて日本に通れていかれた。日本で、影佐は中国と日本との間の平和の回復についてかれらと話し合つた。両国の間の平和を促進するためには、蔣介石大元帥以外のだれかを求めなければならないこと、それには汪精衛が適任者であろうということが提案された。この会談の内容は参謀本部に報告され、参謀本部はこれを賛成した。一九三八年の終に、参謀本部の一将校が、上海から高宗武と梅思平の起草した『日支和平解決試案』を携えて、東京に帰つてきた。板垣はこの『試案』を五相会議に提出した。日本政府によつてすでに起案されていた『日支関係調整方針』に基いて、この試案に修正が加えられた。一九三八年十一月十八日に、板垣の命令に基づて、高宗武及び梅思平と会談するために、影佐は上海に赴いた。提案された修正の数個の修正が加えられた後に、汪精衛はかねての計画に基いて重慶を去ること、それに伴つて、日本政府は提案された和平解決を公表することが取極められた。これらの取極めは、一九三八年十一月二十五日に五相会議によつて、また二九三八年十一月三十日に御前会議によつて、それぞれ承認された。以上に述べたように、一九三八年十二月十八日に、汪精衛は重慶を去つた。かれは一九三八年十二月二十日に、仲印ハノイに到着した。汪精衛が重慶を去る予定の期日は、木戸が十二月十二日その日記に記載しているように、少くとも六日以前に日本政府に知られていたということに、ここで注意しなければならない。その日記には、『汪兆銘（汪精衛）は十八日に重慶を脱出するとの情報もある今日なれば今日我国の我情に不安もある如き強勢を表はすは不可なり』と記されているのである。

近衛の三原則

一九三八年十二月二十二日に、汪精衛が重慶を『脱出』した後に、総理大臣近衛は、かねて計画されていた通りに、声明を発表した。この声明の主要な点は、次の通りである。(1)日本、満州及び中国は、東亜新秩序の建設を共同の目的として結合し、これを実現するために、中国は日本に対する反抗と、満州国に対する敵意とを捨てること。(2)日本、ドイツ、イタリアの防共協定の精神に則つて、両国の間に防共協定を締結することが、日本と中国との国交を調整するために、緊急の要件であると日本は考えていること。中国に存在する実情にかんがみて、特定地点に日本軍を駐屯させなければならないこと。内蒙は特殊防共地域としなければならないこと。(3)中国における利益を制限することを希望するものではないが、日本と中国との平等の原則における提携と資源の自由を認めること、両国の経済的利益を保護すること、特に華北と内蒙では、その資源の開発について、日本に便宜を與えることを日本は中国に要求することであつた。

計画通りに汪精衛は、一九三八年十二月二十九日にハノイで演説した。その中で、日本政府は中国の主権、政治的独立及び領土保全を尊重すること、中国における経済的独占を目的としてするのでも、中国における第三国の利益の制限を要求するものでもないことを数言に声明をしたのであるから、近衛声明に述べられている三点は、平和の精神と一致するものであると汪は宣言した。中国政府は、両国の間に速やかに平和を回復するために、なるべく早く、意見の交換を行わなければならないとかれは主張した。

このようにして、日本によつて汪のもとに担ぎ出されることになつていた『新一政府』が日本の和平条件を承認するための地ならしができた。この方法によつて、中国との、国際的な信用を築き上げることができ、日本はその戦略的計画を他の方面で自由に遂行することが出来るというのであつた。

平沼の組閣

一九三八年の末に、総理大臣近衛は辞職しようと考えた。平沼は、これに反対した。かれが木戸に述べたところに、汪精衛が重慶を去り、計画が前々と進んでいるからというのである。しかし、近衛は依然として辞職を固執した。そして、一九三九年一月五日に、平沼がその後継者となつた。荒木は文部大臣として留任し、木戸は内務大臣の地位を辞退し、板垣は陸軍大臣として留つた。

留任に同意する前に、板垣は陸軍のために七つの條件を明示した。すなわち、(1)『支那事変』に関しては、『聖戦』の目的に既定の政策に従つて徹底することも、特に中国との関係に於ける基礎を含んでいる。一九三八年十二月二十二日の声明は、全面的に援用すること、(2)東亜の新秩序に到達するために国防計画を樹立し、軍備の拡張を目的とすること、(3)日本・ドイツ・イタリアの関係を強化すること、(4)国民動員計画を強化し、企画院を強大強化すること、(5)生産の増強のために、合理的な動力を効率的に活用すること、(6)国民の士気を昂揚すること、(7)智慧を増進すること。

これらの要求の最初の結果として現われたものは、企画院の起案した生産力拡充案であつた。一九三九年一月に閣議が提出したことである。これは、『戦争遂行の目的に対する国家的動員に関する勅令』の準備として、一九四一年までに国防と経済建設を達成する目的で、日本、満州国及び中国を通じて、生産力の総合的拡充計画が樹立されることを規定していた。一九三九年一月二十一日に、総理大臣平沼は議会で演説し、中日和平に関しては、かれの内閣は前の内閣と同じく不動の政策を堅持すること、誠意を欠いて、我日本をあざけり続ける者に対しては、断固としてこれを徹底するほかに途がないことを述べた。その間に、日本は中国に於ける軍事行動を続けていた。すでに述べたように、蒙古人は、三月十日に、江西省の首都南昌は一九三九年三月二十六日に、それぞれ占領された。

ただいまより閣議九時半まで休憩します。

〔午後四時休憩〕

○昭和二十三年十一月十日（水曜日）

東京裁判国際軍事裁判所法廷において

○法廷裁行官　ただいまより極東国際軍事裁判を再開します。

○裁判長　質問。白鳥氏の極東の三被告を除き全弁護人出廷。欠席被告は弁護人によつて代表されています。裏面和賀所長裁官からの証明書によれば、右被告らは病気のため本日出廷できないとのことであります。

この答弁書は書面で提出されます。

判決文の朗読を続けます。

〔朗読〕

汪精衛上海へ

一九三八年十二月二十二日の近衛声明と、続いて二十九日の汪精衛声明とは、中国に新しい中央政府を樹立する奥妙れにすぎなかつた。一九三九年三月に、日本の五相会議は、上海を拠点とする傀儡と認め、汪をここに移すことを決定した。影佐は汪にあてた外務大臣有田、陸軍大臣板垣、興亜院総長鈴木貞一の連名で陸軍大臣米内の私信を渡した。一九三九年四月十七日に、ハノイに到着した。汪は影佐に上海を本拠として和平運動を続けると述べた。日本側によつて、汪は無線のうちにハノイから上海に移され、一九三九年五月八日に同地に到着した。

汪精衛の日本訪問

汪は、反対のあることが予想されるので、謀工作のために便利な所に速かに移えてもらいたいと希望した。そのことを、汪とともに上海に行く途中で、台湾にいるときに、影佐は東京の陸軍省に報告した。その後、影佐は実際に汪のために上海に本部を設置した。日本の警兵隊と汪の手下との活動を調整するために、影佐顧問というものもつくられた。

汪は日本政府の見解を確かめることに関心をもつていた。影佐とその他の日本人に同伴されて、かれは上海を一九三九年五月三十一日に出発して東京へ向つた。東京にいる間に、かれは平沼、板垣、近衛、有田及び米内と懇談した。東京に到着して間もなく行つた平沼との会談で、平沼は自分の内閣が近衛声明の精神を継承し、厳にこれに従つていると述べた。一九三九年六月十五日に、総理汪は陸軍大臣板垣と汪は平沼の代理として陸軍大臣板垣との、二つの政府を解消することはできないこと、その理由は、これに関係していた人々が日本と中国との和平提携の方針に忠実であつたからであることを板垣は述べた。現地における日本と中国との関係を維持する基礎として、臨時政府には政治委員会、維新政府には経済委員会をそれぞれ設置することをかれは提案した。汪はこれに反対しなかつた。板垣は、さらに、宣天白日旗は抗日の象徴と見られているから、中国の国旗をかえることを提案した。汪は、また汪の意見を承認すること、と、中国の要綱がなければ、日本人顧問をつけないことなどの、既況な原則を含む要求を提出したといい、中国側のこれらの提案は『敬れ聞かあられましたと言つた。

一九三九年六月の五相会議の決定

一九三九年六月十日の汪精衛との会談で、平沼は中国の統一について意見を述べた。平沼は、自分の意見として、『中国に於て最も適当と思う方策に拠られる』ほかに方法はないと述べたと言つている。それにもかかわらず、その四日前に、すなわち一九三九年六月六日に、汪精衛がまだ日本に滞在していたとき、五相会議は『新中央政府樹立方針』を決定した。その方針は、大体において、『新中央政府と構成員たる独立政府の一切を通じて、一つの新日政治機構を確立すること』を目的としていた。『但し其の内容に関しては、目支新関係調整方針に準拠すること』となつていた。重慶政府に関しては、『適当改善すれば』組織分子になることもあるとの方針は規定した。いつそう詳しく言えば、『重慶政府が我日省其政策を放棄し、且つ所要の人的改善を行ふならば、之を其代と認め、新中央政府構成の一分子たらしむ』と規定したのである。また、『之が樹立時期及び其の内容等は、日本側と協議の上之を定むるものとす』と規定した。『本工作に関しては日本側として必要の結果的内面支援を與ふるものとす』という決定もなされた。このように方針が定められたのは、当時汪との間に討議が行われていたからであつて、かれに対して要求しなければならない一独の提案と同時に、『汪工作指導要綱』を規定していた。この方針の決定を考察すれば、中国の全土にわたつて日本の支配下も政府を発展させるために、汪を利用したという明白な目的が示される。これこそ事実である。もつとも、影佐は、その証言において、汪精衛一派に、中国の主権を尊重すること、内政に干渉しないこと、中国の要綱がなければ、日本人顧問をつけないことなどの、既況な原則を含む要求を提出したといい、中国側のこれらの提案は『敬れ聞かあられましたと言つた。

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

一九三九年八月の末から一九四〇年一月中ごろまでの四ヵ月半の間に、日本では内閣の更迭が二回あった。一九三九年八月二十二日の独ソ不可侵協約締結の結果として、ドイツ、及びイギリスとの三国同盟を結ぼうとして動力していた平沼内閣は倒れ、阿部内閣が新しく出現した。

一九三九年八月二十日に、阿部大将が欧州の使を終いで陸軍大臣となり、武藤が軍務局長となった。一九三九年九月十二日に、板垣は当時南京にあった支那派遣軍総司令部の副参謀長に任じられた。これは同地で汪精衛の『首都和平運動』を指導して陰謀を続けた。中国における日本軍の軍事行動は、中国の抵抗にまで続いた。一九三九年七月二十日に、中支所在軍は『情勢推移』を行い、これを陸軍次官とその他の幹部に通知した。他のいろいろなことと共に、これは中国にある日本軍の将来の計画を述べたものである。これには汪精衛を主班として新しい中央政府を樹立すること、またその発達に積極的援助を与えることに同意が決定した旨が述べてあった。

一九三九年十二月一十二日に、日本軍は中国の南も南の地域にある海南島に上陸し、翌日には厦門等の首都市等を攻略した。九三九年末には、日本は広東に根拠を命じ、仏印の背後から中国奥地への軍用資材の搬送を妨害する目的で、広東省沿岸を封鎖させた。一九四〇年一月に、日本に再び政変があった。総辞大臣阿部は一九四〇年一月十日辞職し、米内によって引継がれた。しかし、日本の中国に対する一般政策はさほどなかった。

傀儡中央政府の成立

汪精衛は日本から帰った後、蒋介石の傀儡中央政府の樹立に関して、北支派遣軍司令官多田中将と会見し、また臨時政府及び維新政府の首脳部と会見した。そのころに、すなわち一九三九年七月までに汪精衛は上海に逃げ出した。

汪精衛は日本から帰った後、蒋介石の傀儡中央政府の樹立に関して、北支派遣軍司令官多田中将と会見し、また臨時政府及び維新政府の首脳部と会見した。そのころに、すなわち一九三九年七月までに汪精衛は上海に逃げ出した。

一九三九年十二月一十二日に、日本軍は中国の南も南の地域にある海南島に上陸し、翌日には厦門等の首都市等を攻略した。九三九年末には、日本は広東に根拠を命じ、仏印の背後から中国奥地への軍用資材の搬送を妨害する目的で、広東省沿岸を封鎖させた。一九四〇年一月に、日本に再び政変があった。総辞大臣阿部は一九四〇年一月十日辞職し、米内によって引継がれた。しかし、日本の中国に対する一般政策はさほどなかった。

傀儡中央政府の成立

汪精衛は日本から帰った後、蒋介石の傀儡中央政府の樹立に関して、北支派遣軍司令官多田中将と会見し、また臨時政府及び維新政府の首脳部と会見した。そのころに、すなわち一九三九年七月までに汪精衛は上海に逃げ出した。

日本外交の変遷と中国における東亜行動の推移

一九三九年八月の末から一九四〇年一月中ごろまでの四ヵ月半の間に、日本では内閣の更迭が二回あった。一九三九年八月二十二日の独ソ不可侵協約締結の結果として、ドイツ、及びイギリスとの三国同盟を結ぼうとして動力していた平沼内閣は倒れ、阿部内閣が新しく出現した。

一九三九年八月二十日に、阿部大将が欧州の使を終いで陸軍大臣となり、武藤が軍務局長となった。一九三九年九月十二日に、板垣は当時南京にあった支那派遣軍総司令部の副参謀長に任じられた。これは同地で汪精衛の『首都和平運動』を指導して陰謀を続けた。中国における日本軍の軍事行動は、中国の抵抗にまで続いた。一九三九年七月二十日に、中支所在軍は『情勢推移』を行い、これを陸軍次官とその他の幹部に通知した。他のいろいろなことと共に、これは中国にある日本軍の将来の計画を述べたものである。これには汪精衛を主班として新しい中央政府を樹立すること、またその発達に積極的援助を与えることに同意が決定した旨が述べてあった。

一九三九年十二月一十二日に、日本軍は中国の南も南の地域にある海南島に上陸し、翌日には厦門等の首都市等を攻略した。九三九年末には、日本は広東に根拠を命じ、仏印の背後から中国奥地への軍用資材の搬送を妨害する目的で、広東省沿岸を封鎖させた。一九四〇年一月に、日本に再び政変があった。総辞大臣阿部は一九四〇年一月十日辞職し、米内によって引継がれた。しかし、日本の中国に対する一般政策はさほどなかった。

傀儡中央政府の成立

汪精衛は日本から帰った後、蒋介石の傀儡中央政府の樹立に関して、北支派遣軍司令官多田中将と会見し、また臨時政府及び維新政府の首脳部と会見した。そのころに、すなわち一九三九年七月までに汪精衛は上海に逃げ出した。

日本外交の変遷と中国における東亜行動の推移

一九三九年八月の末から一九四〇年一月中ごろまでの四ヵ月半の間に、日本では内閣の更迭が二回あった。一九三九年八月二十二日の独ソ不可侵協約締結の結果として、ドイツ、及びイギリスとの三国同盟を結ぼうとして動力していた平沼内閣は倒れ、阿部内閣が新しく出現した。

一九三九年八月二十日に、阿部大将が欧州の使を終いで陸軍大臣となり、武藤が軍務局長となった。一九三九年九月十二日に、板垣は当時南京にあった支那派遣軍総司令部の副参謀長に任じられた。これは同地で汪精衛の『首都和平運動』を指導して陰謀を続けた。中国における日本軍の軍事行動は、中国の抵抗にまで続いた。一九三九年七月二十日に、中支所在軍は『情勢推移』を行い、これを陸軍次官とその他の幹部に通知した。他のいろいろなことと共に、これは中国にある日本軍の将来の計画を述べたものである。これには汪精衛を主班として新しい中央政府を樹立すること、またその発達に積極的援助を与えることに同意が決定した旨が述べてあった。

一九三九年十二月一十二日に、日本軍は中国の南も南の地域にある海南島に上陸し、翌日には厦門等の首都市等を攻略した。九三九年末には、日本は広東に根拠を命じ、仏印の背後から中国奥地への軍用資材の搬送を妨害する目的で、広東省沿岸を封鎖させた。一九四〇年一月に、日本に再び政変があった。総辞大臣阿部は一九四〇年一月十日辞職し、米内によって引継がれた。しかし、日本の中国に対する一般政策はさほどなかった。

傀儡中央政府の成立

汪精衛は日本から帰った後、蒋介石の傀儡中央政府の樹立に関して、北支派遣軍司令官多田中将と会見し、また臨時政府及び維新政府の首脳部と会見した。そのころに、すなわち一九三九年七月までに汪精衛は上海に逃げ出した。

普政府の設立にあたって、日本特命全権大使に任ぜられたのは専門の外交官だけなく、軍人である陸軍大将阿部信行であった。この方式は、そのころ、満洲国において、関東軍司令官であった軍人が、満洲国政府に対する日本大使に任ぜられていた型に従ったものであった。阿部大将は一九四〇年四月二十三日に南京に到着した。そして、中国と日本の間柄を同復する一切の準備は完成した。汪と阿部との間に長い交渉があって、一九四〇年八月二十八日に、基本条約について調印された。これから三日後に南京で正式に調印された。

日華基本条約

一九四〇年十一月三十日に調印された条約は、同盟条約であった。これは、相互に尊重するという共同の理想のもとに、善隣として相提携することを目的とし、またこれを核心として、世界全般の平和に貢献しようとするものであった。この条約によれば、両国政府は両国の間の緊密に有害な紛争を除去し、共産主義に対する共同防衛に当ることを約し、その目的のために、日本は蒙疆と華北の特定地域に必要な軍隊を駐屯させることになっていた。汪政府は中国の特定地域に日本軍が駐屯し駐留させる日本の権利を認めた。さらに、華北と蒙疆の資源、なかんずく国防上に必要な資源に関して有無相通ずるように、両政府は緊密に協力し、相互の必要を満たすように、経済上の提携を促進した。経済提携の基礎に特に緊密に協力することに、両国政府が加えられた後に、最後的形式の条約が確定した。一九四〇年十一月十三日の御前会議を経て、この条約は枢密院に廻され、一九四一年十一月二十七日の本会議で可決された。この条約は、一九四〇年十一月三十日に、南京で正式に調印された。

日華基本条約

一九四〇年十一月三十日に調印された条約は、同盟条約であった。これは、相互に尊重するという共同の理想のもとに、善隣として相提携することを目的とし、またこれを核心として、世界全般の平和に貢献しようとするものであった。この条約によれば、両国政府は両国の間の緊密に有害な紛争を除去し、共産主義に対する共同防衛に当ることを約し、その目的のために、日本は蒙疆と華北の特定地域に必要な軍隊を駐屯させることになっていた。汪政府は中国の特定地域に日本軍が駐屯し駐留させる日本の権利を認めた。さらに、華北と蒙疆の資源、なかんずく国防上に必要な資源に関して有無相通ずるように、両政府は緊密に協力し、相互の必要を満たすように、経済上の提携を促進した。経済提携の基礎に特に緊密に協力することに、両国政府が加えられた後に、最後的形式の条約が確定した。一九四〇年十一月十三日の御前会議を経て、この条約は枢密院に廻され、一九四一年十一月二十七日の本会議で可決された。この条約は、一九四〇年十一月三十日に、南京で正式に調印された。

日華基本条約

一九四〇年十一月三十日に調印された条約は、同盟条約であった。これは、相互に尊重するという共同の理想のもとに、善隣として相提携することを目的とし、またこれを核心として、世界全般の平和に貢献しようとするものであった。この条約によれば、両国政府は両国の間の緊密に有害な紛争を除去し、共産主義に対する共同防衛に当ることを約し、その目的のために、日本は蒙疆と華北の特定地域に必要な軍隊を駐屯させることになっていた。汪政府は中国の特定地域に日本軍が駐屯し駐留させる日本の権利を認めた。さらに、華北と蒙疆の資源、なかんずく国防上に必要な資源に関して有無相通ずるように、両政府は緊密に協力し、相互の必要を満たすように、経済上の提携を促進した。経済提携の基礎に特に緊密に協力することに、両国政府が加えられた後に、最後的形式の条約が確定した。一九四〇年十一月十三日の御前会議を経て、この条約は枢密院に廻され、一九四一年十一月二十七日の本会議で可決された。この条約は、一九四〇年十一月三十日に、南京で正式に調印された。

日華基本条約

一九四〇年十一月三十日に調印された条約は、同盟条約であった。これは、相互に尊重するという共同の理想のもとに、善隣として相提携することを目的とし、またこれを核心として、世界全般の平和に貢献しようとするものであった。この条約によれば、両国政府は両国の間の緊密に有害な紛争を除去し、共産主義に対する共同防衛に当ることを約し、その目的のために、日本は蒙疆と華北の特定地域に必要な軍隊を駐屯させることになっていた。汪政府は中国の特定地域に日本軍が駐屯し駐留させる日本の権利を認めた。さらに、華北と蒙疆の資源、なかんずく国防上に必要な資源に関して有無相通ずるように、両政府は緊密に協力し、相互の必要を満たすように、経済上の提携を促進した。経済提携の基礎に特に緊密に協力することに、両国政府が加えられた後に、最後的形式の条約が確定した。一九四〇年十一月十三日の御前会議を経て、この条約は枢密院に廻され、一九四一年十一月二十七日の本会議で可決された。この条約は、一九四〇年十一月三十日に、南京で正式に調印された。

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

て、開戦関係において当然に基礎としなければならない要素、すなわち、あらゆる機の第一先全と主権の尊重と、独立の国内問題に干渉しないという主義とを強調して述べた。

この回答を受取って、近衛は一九四一年九月五日に閣議を開き、その席で、一九四一年九月六日に閣僚会議を開くことにした。東條、鈴木、武藤及び岡が会部出席したこの閣議会議では、十月末尾に妥協を打切るという決定を行つたほかに、最密中の近衛・ハリマンメルト会見において、『日支事変』に関して、次の要求事項を提出することを定めた。(一)アメリカとイギリスは『日華基本條約』と日満華共同宣言に従つて行われる『日支事変』の処理を結果しないこと、(二)ビルマ公路を閉鎖し、アメリカとイギリスは蒋介石政権を援助しないこと、(三)仏印から撤兵すること。これらの条件は、日本のよい目的をもち、汪政権をゆるがず、実際には中国の完全な政治的、経済的、軍事的支配を日本に與えることになるものであつたということがわかるであろう。

一九四一年十月九日、近衛大臣は近衛と情勢を論じたときに、木戸は、アメリカとは直ちに戦争を行うことは得策であるまいが、十年か十五年の間絶くかもしれない『日支事変』を完遂するための準備行動の準備を日本は行い、昆明と重慶に対する行動を実現するために、中国にある日本の全兵力を使用する準備をしなければならないといつた。一九四一年十月十二日に、内閣は、陸軍大臣東條の主張によつて、日本は中国における駐兵の方針また日中間に関係のある他の政策について熟考してはならないこと、また日華事変の成果を害するようなことは、一切行わないということに意見の一致を見た。言い換えれば、どんな場合でも、日本は中国ですでに得利しているか、あるいは得利の見込のある多くの物質的利益を、一つでも放棄してはならないということであつた。一九四一年十月十四日に、閣議に先だつて近衛は東條と会談し、日華関係と日華事変の終結とについて再考するようにと要望した。東條は依然として中国からの撤兵について、アメリカに少しでも譲歩することは反対し、近衛の態度はあまりに楽観的だと言つた。その日に行われた閣議で、東條はその見解を固執し、完全な行詰りを引き起した。一九四一年十月十六日に、近衛は辞職した。

東條内閣の成立

近衛の辞職した後に、木戸の推薦によつて、東條が総理大臣となつた。この推薦には、廣田も明確な承認を與えた。この新しい内閣では、東條はまた陸軍大臣でもあり、内務大臣でもあつた。東郷が外務大臣兼拓務大臣となり、賀屋が大蔵大臣となつた。鳩山が逓信大臣となり、星野が内閣書記官長に任命された。岡敬純が海軍大臣となり、嶋田繁太郎が海軍大臣となつた。東條は、陸軍、海軍、外務、大蔵の各大臣を閣議員としていた。

日米会談の経過

日本政府は、新しい東條内閣が成立した後も、合衆国政府との外交交渉を続けた。しかし、一方では、決定を急ぐようにも見えながら、他方では、中国に関して、その態度を少しでも甚に改めようとする意思を示さなかつた。十一月四日に、東郷は野村に対して、かれの会談を後回させるために、墨西哥に派遣されることを通知した。その日に、東郷は野村に、もう一つの通信を送り、合衆国政府に提出すべき條件が示した。その中には、日本軍の中国駐屯に関する條件が含まれていた。日本の依然として固執した点は、日本と中国との間に平和が成立した後でも、中国、蒙疆及び海南島に軍隊を駐屯させること、その軍隊は不特定の期間撤退しないことを主張するが、妥協ならば、これを二十五年間と解釈してもよいということであつた。これらの條件は、後に東郷、東條、嶋田、賀屋、鈴木、星野、武藤及び岡の出席した一九四一年十一月五日の御前会議によつて承認された。野村はその承認について、閣議通告を受けた。

中国における軍事行動の根拠

太平洋戦争の発生は、日本の中国における軍事行動を緩和させなかつたし、また重慶の軍閥国民政府を打倒するという決定にも何の変更をもたらさなかつた。太平洋戦争が起る前でさえも、中国の蒙つた死傷や損害は莫大な数量となつていた。一九四一年六月までに、日本側の統計によれば、中国軍は三百八十万の死傷者と捕虜を出し、日本軍は中国軍から莫大な戦利品を獲得し、中国の飛行機二千九百七十七機を撃破した。そして、日本軍自身の損害は戦死十万九千二百五十、飛行機二百三機であつた。

一九四一年五月に、日本軍は重慶の後方にある寧波者の港湾と鷲嶺とを占拠した。一九四三年十二月に、かれらは湖南者の常徳を攻略したが、これは間もなく中国軍に奪還された。一九四四年の中ごろには、軍事行動は華中の戦場においていつそう強くなつた。郷州は一九四四年四月二十日に、洛陽は一九四四年五月二十五日に、長沙は一九四四年六月十八日に、衡陽は一九四四年八月八日に陥落した。次いで、その年の冬には、日本軍は職略上重要な中国西南部にさらに侵入した。日本軍は一九四四年十一月十日に桂林を、一九四四年十一月十一日に柳州を攻略した。作戦のときの中国側の公式記録によれば、一九三七年七月七日から一九四五年八月までの戦闘に、中国側の受けた損害は、軍隊だけでも、死傷者、行方不明者が三百二十万九百四十八名であつた。戦争中に殺害され、または不具にされた非戦闘員の数は発表されていないが、すこぶる厖大な数の一般人の死傷者があつたに相違ない。

第七節

満州と中国の他の地域とに対する日本の経済的支配

被告に対する断罪は、なかんずく、満州とその他の中国の地域における経済的支配の獲得を目的とする侵略戦争を行つたことである。従つて、この問題に関して、視察された証拠を簡潔に論ずることが必要となる。すでに述べたように、満州における日本の政策は、同地域を日本に直接する政府のもとに統一し、その政府との協定やその他の手段によつて、日本で採用された計画に非常に必要な基礎原料を入手すること、交通と産業及び商業の主要な部分との支配権を獲得することであつた。これらはいずれもその後の軍事行動に大きな影響のあるものであつた。

華北においても、同じ目的のために同じ計画が用いられた。わけても、当時外蒙古で、中国全体に対する作戦のためにきわめて必要であるもの、また全面的計画の基礎に必要であつたものについて、その需要を満たすために、そうであつた。戦争が華中と華南に波及するに至つて、同じ政策が採用された。政治的支配の問題はすでに論じておいた。採用された侵略の手段を次に述べるが、それは経済的支配の政策ならびに実行されたかを示すものである。

一般的経済問題

中国に対する日本の政策に関しては、政治政策に関連して、木戸は法廷の初めの方ですでに証拠つた。その際に言及された『計画』が政策案のほとんど全部であつた。

使つている。従つて、ここでは、経済的支配の問題に特にあてはまる少数の決定だけに言及する。

この政策の基礎的なものは、一九三六年八月十一日に、閣議の決定によつて採用された『第二次北支経済開発要綱』である。その主眼は、『北支民衆を主眼とする分治政治の完成を援助し、従地域に確固たる防共親日満の地帯を建設せしめ、併せて国防資源の開発、並に交通機関の拡充に資し以て一は少国の侵略に備えるに在り』というのである。さらに、華北の政治を強化するために、日本が現地政権を指導すべきことが宣言されていた。最後に『該地方における、石炭及び塩は我が国防の為め、進んで我が交通機関及び官力の為めに利用するものとす』と定められていた。

一九三七年二月二十日に、林内閣は『第三次北支経済開発要綱』を採択した。その主眼は、陸海両省の整備、交通機関の拡充、ソビエット勢力に対する防衛及び日満華三国相互共助の実現である。一九三七年六月十日に、第一次近衛内閣時代の陸軍省は、『華北産業五カ年計画要綱実施に関する政策大綱』を作成した。これは、『すでにわれ〳〵が述べたように、『資源開発の特徴に於ける戦争的発展に伴ふる結果、本計画は、日満支を通ずる統合的計画の樹立に基礎を置いたものと言われていた。さらに、この計画は、『産業設備に自、我勢力圏内に於ける自給自足の確立に努め、以て帝国国防基礎に依存することなからしむることを目標とするものとす』と述べている。

一九三七年十二月十四日に、内閣は『支那事変対応要綱』を決定した。その中に、『経済問題方針』と題する一項目があつた。その項には、地北経済開発の目標は、日満経済の綜合的関係を補強し、それによつて、日満華の損害を最少にするにあるとあつた。そのためには、中国の資源特産物と日本の資本を駆使に結合させ、それによつて、日本と満州国との国防に必要な物資の開発と増産に貢献させることが必要であると考えられた。

右に述べた最終の計画を実現し、それに関する日本の努力を統合するために、一九三八年四月に、二つの国策会社の設立に関する政策が設けられた。華北に対しては北支那開発会社、華中に対しては中支那振興会社であつた。北支那開発会社の目的は、鉄道的発展を促進し、華北における各種の企業を統一することであつた。その資本は、鉱業、電力の開発、発送電、塩の生産及び販売の各企業、並びにそれに関連する企業に投資し、これを支配することであつた。

この会社は、日本政府の監督のもとに運営され、政府の命令に従わなければならなかつた。実際において、日常の業務を除いて、すべての決定事項が政府の承認を必要とした。たとえば、社債の発行、定款の変更、合併と解散と利益の分配との実施には、日本政府の承認が必要であつた。資金計算度における投資と金融についての計画も、政府の承認を必要とした。

満鉄はこの会社の創立委員に任命され、同はその補助者となつた。資本は特殊の明細この会社の設立を勧め、一九四一年十月十八日に、東條内閣の大蔵大臣になつたとき、その職を離れた。

中支那振興会社も、北支那開発会社と非常に類似した目的をもち、また実質的に同様な政治的支配のもとにあつた。後に言及するこの公共事業、交通機関の運営及び天然資源の開発に関する企業は、これらの会社のもとに置かれた。

各種の企業の設立を取扱う前に、一九三九年一月に企画院によつて提案された『支那の経済開発要綱』のことを述べておかなくてはならない。この要綱には、中国の天然資源の開発は、東亜新秩序の確立の基本的手段として、日満華三国の経済的協力という観念を実現するに、寄与するところ大なるものがあると述べてある。さらに、これらの工作は『軍事行動が進捗するにつれて、作戦行動及政治工作の進展と平行して行はるべき当然な問題である』と述べている。

一九四〇年十一月五日に、内閣調査局から出た『日満支経済建設要綱』も、言及しておかなければならない。その主な目標は、重要な資源を開発すること、帝工業、化学工業及び鉱業を開発することなどであつた。満州国は重要基礎産業を発展させ、中国はその天然資源を、特に鉱業と塩業を開発することであつた。

この要綱には、その実施に関して、満州国や中国に相談することに、何も定められていないばかりでなく、この文書を全般的に通覧すると、これらの各部門の実施に関する決定は、日本によつて、しかも日本だけによつてなされることになつていたことが明らかになる。

華北における日本の計画の目的を示しているものとして、重要なのは地図の説明である。すなわち、華北における独動計画には三つのおもな点があつて、その第一は日本に原料品を供給すること、第二は平和経済の必要を満たすことであつた。

各項の説明

以上は日本政府によつて採用された一般的な計画と政策との概要を示したものである。これらの一般的計画がどういうふうに各種の産業や経済のそれ〴〵の特殊部門に適用されたかについて、簡単な概要を述べることは、この場合有益のあることであろう。

運輸と通信

一九三五年に、土肥原が華北の自治を確立することに関して活動していたとき、かれは天津と石家荘との間の鉄道線路を要求した。北支駐屯軍によつて、一九三五年十一月に立案された鉄道計画については、すでに言及した。この計画は、山東鉄道と陸海の一部とを使用することを含んでいた。

一九三八年七月に、北支那軍用電話会社が組織された。北支那開発会社はその資本総の七〇%以上を所有した。右の会社の目的は、華北における海底電線を含めて、日本、満州国及びその他の世界各地と通話する電信電話機設を建設し、運営することであつた。この目的のために、北支通信社と華北新聞公社であつた。華北交通会社は、華北の三千七百五十マイルの鉄道線、六百二十五マイルにわたる内河水運を運営していた。

天然資源

一九三七年十一月の『支那事変対応要綱』によつて、日本のために収入を得る目的で、華北の塩業を、また鉱産業のほとんどの部を接収するために、興亜会社を設立することが規定された。

中支那振興株式会社の子会社である華中鉱業公司は、約一億トンと推定されていた華中の石炭を開発するために、一九三八年四月に設立された。

約二億トンと推定され、中国全体の大半を占めると言われていた華北の鉄鉱埋蔵量は、北支那開発株式会社の子会社であつた華興鉱業公司によつて、一九三九年七月に接収された。この公司の管理のもとにあつた鉱山のうちで、最も大きな埋蔵量をもつと見積られていたのは、チャハル省の龍烟鉱山であつた。この鉱山から発掘された鉄鉱の一部とされかある生産された金属鉄鉄とは、日本に輸出された。この会社の発掘した鉱発掘量は四百三十万トンのうちで、七十万トンは鉄鉱生産に使用

され、残りのうちの百四十万トンは満州に、百万トン以上は日本に送られた。

華中における鉄鉱の鉄鉱埋蔵量は一億トンと推定されていた。この満鉄資源の発掘を続ける目的で、一九三八年四月に華中鉱業公司が設立された。この公司は中支那振興株式会社とその他の日本の会社の資産のうちで、中埋知の極限に対する支配は、鉄鋼と銅品の形で行うことになっていた。

華北の石炭埋蔵量は莫大なもので、中国全体の埋蔵量の五割以上を占めると推定されていた。これらの石炭を開発するにあたって、日本側は特にコークス用炭の必要を痛感し、日本に対する供給を増加するために、中国側に対する供給を秘密する方針をとった。年産百万の最も多かった大同炭鉱は、北支那開発会社の子会社であった大同炭鉱公司によって採掘され、輸送された。

一九三八年まで日本において消費された塩の大部分は、中国を含めて、東洋と中東の諸国から輸入されたものである。中国からの供給を増加する目的で、華北で塩を生産するために、北支那開発会社の子会社として、東北塩業株式会社が設立された。同じ目的のために、華中では一九三九年八月に、中支那振興株式会社によって、華中塩業株式会社が組織され、持株会社の資金の投資によって、新しい塩田を開発する計画がたてられた。

公共事業

一九三七年十二月に上海を占領した直後に、日本側はいろ〳〵な公共事業会社を接収した。そのうちに、次のようなものがある。(イ)満鉄傍系会社、これは接収の上、華中水電公司の子会社にされた。この華中水電公司もまた日本側に支配されていた。(ロ)上海の市電電力会社は一九三八年六月に接収され、本の持株会社の子会社となった。これらの場合に、各会社の所有者は、その会社の株の価格よりも相当低い評価で補償を受けられた。

隅北水電公司が接収され、太平洋戦争が起つた後には、アメリカ人所有の主要電力会社も接収された。一九四五年における降伏の後、個々の接収が元の所有者の手に返されるまで、警察と機械が普通の損耗よりも早くるかにかなり悪くなっていたという証拠が数箇所に提出された。

金融

華北や占領した初めから、若干の軍票とともに、華北での朝鮮銀行券を、華中では日本の復興券を、日本軍に強要させていた。しかし、占領地域で日本の通貨を使用することは、日本の通貨制度に混乱をもたらすおそれがあった。この状態を改善するために、日本政府は一九三八年一月に中国連合準備銀行を設立した。その主な目的は、通貨を安定し、外国貿易の金融市場を秩序ならしめることであった。この銀行は、日本の円貨にリンクされ、それによって、華北における日本の投資の基礎となる紙幣を発行することを認可された。日本政府に支配されていたこの銀行は、さらに華北なるものとなり、その運営の金融面を日本の政策を実行した。

日本が中国の経済資源の統合を非常に重視し、また新天業の重要な部分を支配したことの結果として、多数の日本の実業家や企業家が中国に渡り、その支配力を拡張しようとしたことは、中国の新経済生活にはいって行った。

金融機関の抗議

以上に述べた措置を採用したことは、必然的に他の国の通商貿易に影響を及ぼす結果となった。そのために一九三八年十月六日に、合衆国大使グルーは国際大会議にあった書簡で、満州で起ったことが列国に強要されていること、華北における貿易管理は差別的であること、日本が交通と通信を統制しようとしていることを決意していた。満州(中国の東三省)の占領は、その天然資源のために、東洋に対する関心を引いたけれども、ソビエット連邦に対する企図された戦争の発源地としても重しかった。満州は日本の「生命線」と呼ばれるようになったが、それは防衛の線というよりも、むしろ前進の線を意味していたことは明かである。

ソビエット連邦の極東の領土に侵入して、野心を絶滅するという目的は、日本の軍部が思われる。日本の対外侵出の強い主張者であった大川は、すでに一九二四年に、シベリアの攻略を唱えていた。大川と意見がよく一致していた軍部も、これと同じ態度をとっていた。陸軍省は、満州は日本の「生命線」であり、ソビエット連邦に対する一つの防禦として発展させなければならないという考えを提唱した。一九三〇年、関東軍の一参謀将校でもあったときに、板垣は満州に新しい国家を建設するために武力を用いることを主張した。大川に倣つて、かれはこれが主張の発展であり、アジア諸民族の解放をもたらすものであると主張した。一九三二年、モスコーの大使であったときに、広田は満鉄本部に対する指揮として、いつでも必要なときに、ソビエット連邦と戦争する覚悟をもって対ソ強硬政策をとる必要がある。しかし、目的は共産主義に対する防禦というよりも、むしろ極東シベリアの占領にあると提唱した。

一九三二年五月、犬塚内閣の成立とともに、満州の冒険に関して、内閣の軍人閣僚と文官閣僚との間に起っていた見解について、ある程度の妥協が成立していた。その結果として、内閣は満州における陸軍の政策を受け容れ、日本の支配下にある地域を開発することに決定した。今や国内の反対を受けなくなった陸軍は、北方におけるソビエット連邦との戦争を唱道し、それとともに、この戦争の準備にとりかかった。一九三二年七月には、モスコー駐在の日本陸軍武官河邊は、ソビエット連邦との戦争に対する準備の重要性を説き、この戦争に対する防禦は満州を犠牲にしても、日本は満州を調和化することを提唱した。かれは日本側の古領を意味したのである。一九三三年四月に、憲兵隊軍省軍務局にいた鈴木は、ソビエット連邦のことを日本の敵対の敵であるといった。かれの言葉によると、ソビエット連邦は日本の国体を破壊することを目的としているからというのであった。

『国防』

ここで、鈴木の『国防』という言葉に関する論議を述べることは、興味のあることである。鈴木の指摘するところによれば、この言葉は、日本の国体の指導者たちにとっては、単に抽象的な防禦だけに限られず、皇室、すなわち天皇の安全の防禦をも含んでいる。これは、武力によって満蒙地帯を占領することは、『国防』として正当化することができるということを、別な言葉でいったものにすぎない。

西園寺

すでに述べた通り、一九三五年の十月末、華北地域協定の後に、北チャハルから中国軍が撤収してから、日本の努力はチャハル省と綏遠省に及んだ。それから後は、農民に対して、阿片をさらに栽培することが奨励された。その結果として、阿片の生産は相当に増加した。

華北

華北では、特に河北省と山東省では、一九三三年の塘沽協定と非武装地帯の協定があってから、中国人は阿片専賣を取締ることができなかった。そこでは、その結果として、阿片中毒者の数が恐ろしく増加した。阿片の供給は、日本側に暗殺されていた若々の会社が組合によって取扱われていたのである。

一九三七年に天津が占領されてから、鉱物の使用に対し増加が見られた。天津の日本租界は、ヘロイン製造の中心地として知られるようになった。少くとも一百のヘロイン工場が日本租界に設けられた。一九三七年五月に、綿密調査の阿片専賣に関する諮問委員会では、世界中にある熱製巻白丸(ヘロイン)を使した丸薬の中とんど九割が天津、大連、その他の満州と華北の都市で製造された日本品であることは、周知の事実であると述べられた。

華中

ここでも、実質的には右と同様なことが行われた。南京の阿片吸飲は、一九三七年までに殆とんど一掃されていた。日本軍による占領の後は、麻薬の密賣に公然と行われるようになり、新聞に広告までされた。本政の初めの部分で述べられたように、麻薬密賣の独占から得た利益は莫大なものであった。一九三九年の秋までには、南京における阿片販賣の月収入は、三百万ドルと推定された。従つて、満州、華北、華中、華南における阿片密賣の組織から察してみれば、日本政府にとって、収入の点だけからしても、この事業がどのように重要であったかが明らかである。われは、幕府密賣に関して、さらに詳細を述べる必要を認めない。一九三七年以後に、上海、華南の組織密賣、その他の地域で、日本によって管理された密賣が、すでに述べた中国の他の地域における阿片密賣は、すでに述べた通りである。

日部 第六章 ソビエット連邦に対する日本の侵略

乙 日本の侵略

ソビエット連邦に対する日本の政策

日本の「生命線」満州

戦争前に提出された証拠に関係のある問題を通じて、ソビエット連邦に対して戦争をしようという意思が、日本の軍事的政策の根本的目標の一つであったことが示されている。アジア大陸の他の地域と同様に、軍閥はソビエット連邦の極東の領土を日本に占領させることを決意していた。満州(中国の東三省)の占領は、その天然資源のために、東洋に対する関心を引いたけれども、ソビエット連邦に対する企図された戦争の発源地としても重しかった。満州は日本の「生命線」と呼ばれるようになったが、それは防禦の線というよりも、むしろ前進の線を意味していたことは明かである。

ソビエット連邦の極東の領土に侵入して、これを領有するという目的は、日本の野心を絶滅するという観念となっていたように思われる。日本の対外侵出の強い主張者であった大川は、すでに一九二四年に、シベリアの攻略を唱えていた。大川と意見がよく一致していた軍部も、これと同じ態度をとっていた。陸軍省は、満州は日本の「生命線」であり、ソビエット連邦に対する一つの防禦として発展させなければならないという考えを提唱した。一九三〇年、関東軍の一参謀将校でもあったときに、板垣は満州に新しい国家を建設するために武力を用いることを主張した。大川に倣つて、かれはこれが主張の発展であり、アジア諸民族の解放をもたらすものであると主張した。一九三二年、モスコーの大使であったときに、広田は満鉄本部に対する指揮として、いつでも必要なときに、ソビエット連邦と戦争する覚悟をもって対ソ強硬政策をとる必要がある。しかし、目的は共産主義に対する防禦というよりも、むしろ極東シベリアの占領にあると提唱した。

一九三二年五月、犬塚内閣の成立とともに、満州の冒険に関して、内閣の軍人閣僚と文官閣僚との間に起っていた見解について、ある程度の妥協が成立していた。その結果として、内閣は満州における陸軍の政策を受け容れ、日本の支配下にある地域を開発することに決定した。今や国内の反対を受けなくなった陸軍は、北方におけるソビエット連邦との戦争を唱道し、それとともに、この戦争の準備にとりかかった。一九三二年七月には、モスコー駐在の日本陸軍武官河邊は、ソビエット連邦との戦争に対する準備の重要性を説き、この戦争に対する防禦は満州を犠牲にしても、日本は満州を調和化することを提唱した。かれは日本側の古領を意味したのである。一九三三年四月に、憲兵隊軍省軍務局にいた鈴木は、ソビエット連邦のことを日本の敵対の敵であるといった。かれの言葉によると、ソビエット連邦は日本の国体を破壊することを目的としているからというのであった。

『国防』

ここで、鈴木の『国防』という言葉に関する論議を述べることは、興味のあることである。鈴木の指摘するところによれば、この言葉は、日本の国体の指導者たちにとっては、単に抽象的な防禦だけに限られず、皇室、すなわち天皇の安全の防禦をも含んでいる。これは、武力によって満蒙地帯を占領することは、『国防』として正当化することができるということを、別な言葉でいったものにすぎない。

このころに、すたわち一九三三年に、荒崎陸軍大臣であった鈴木は、『国防』について解説を言い廻しを於てて、地方長官会議で、少くともソビエット連邦と不戦条約を結ぶことは、日本はソビエット連邦との紛争を避けることはできない。だつて日本にとって活命線、ギバイカル、シベリアの領土が軍事的手段によって獲得する必要があるとかれは述べたのである。鈴木の『国防』の定義は、警察内閣によって、満州に対する政策の基本として採用された。すでに示されたように、日本の指導者は、かれらの侵略的な軍事的目的を、それが防禦のためであるといい主張によって正当化しようと常に努めてきた。満州が日本の「生命線」として開発されたのは、この意味においてであった。

外交上の無解

ソビエット連邦に対する日本の政策が攻勢的であったということは、一九三一年から一九三二年に至る期間の、外交上の態度によって示されている。この期間に、ソビエット政府は日本政府に対して、不侵略中立協約を結ぼうとしたが、三回にわたって正式に提案した。一九三一年に、日本の外務大臣芳澤と幣原男爵に対してなされたソビエット側の交渉の中で、不侵略協約の締結は、『政府の平和を愛好する政策と意図との表現であり、また日ソ関係の諸案が西ヨーロッパとアメリカとにおいて好時機であろう。協約の案者は此の思想に協力を得ようとなっている』と指摘された。日本政府は、この提案に対して、一年の間回答を與えなかった。一九三二年九月十三日になって初めて、駐日ソビエット大使は、日本の外務大臣内田から、『……この場合、内閣政府の間において未だに閉し変動を正式に開始することは時機にあらず』という理由で、この提案を拒絶した回答を受け取った。一九三三年一月四日に、ソビエット政府は、一回目

極めにようて、この二社は、一九三八年三月に、阿片の輸入先と価格の分担割合について協定を結んだ。日本と満州国に対する阿片の供給は、三箇によって取扱われ、華中と華南に対しては、三井物産を取扱うことになっていた。華北に対する供給は平等に分担し、毎年決定し、二社に通告することになっていた。興亜院の要請に基いて、この協定に修正され、イラン産阿片買付組合を設立することが規定され、この組合の阿片営業は、右の二社の間に平等に分担されることになった。

阿片の販賣は、支那派遣軍のもとに、都市や町に設けられた特務機関に委ねられていた。興亜院の経済部は華北、華中及び華南における阿片の需要を指定し、その輸入を取計らつた。阿片販賣の利益は興亜院に所属されたその後、政務総局が設けられ、阿片販賣からの利益である程度まで補われていた無断政府によって、阿片の賣買が管理された。しかしその当時においてでさえも、興亜院の華中の日本軍の司令部とは、依然として、阿片賣買に関する方針決定に対して責任をもっていた。

阿片賣買を奨励するに抵抗した日満少でもある搭載が動時採用された。一九三八年に設立された戒烟総局がその一つの例である。それほど同じところが、都新政府は、阿片の悪弊を宣伝するために、月三千ドルの予算をとっていた。これらの措置とその他の措置が採用されたにもかかわらず、阿片賣買は引続き増加した。その理由は、一九三七―三九年に、上海駐在の日本陸軍武官原田熊吉の『日誌』の中の一節に、『私が特務部長の時、陸軍部より阿片禁止令を設ける事によって支那人へ阿片を供給する様指示を受けました』とかれはいっている。

一九三七年六月に、国際連盟の阿片諮問委員会の会議で、中国における不法な賣買に、日本の責任を相ずつて増加したということが公然と言われた。

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

の想像は、『一時的現象によつて行われたものではない。その平和政策に出発するものであるから、将来にわたつても効力がある』ということを強調して、約束の締結に関する理論を明らかにした。一九三三年五月に、日本政府は再びソビエット連邦の提案を拒絶した。その頃に、日本政府は、それが極東におけるソビエット連邦の平和政策の誠意のある表現であるという保証を受けていたにもかかわらず、日本がこの提案を拒絶したということを世界にしておかなければならない。一九三三年四月に、外務省欧亜局長であつた斎藤博が東京において『ソビエット連邦が日本との不侵略協約を図ることを拒絶したのである』と言つた。『ソビエット連邦は、日本が満洲に進出して以来、その極東の領土に対して攻撃的に敵対し、この領土の安全を保障しないという態度にある』とかれは述べた。一九三三年十二月になると、関東軍は、日本が満洲をソビエット連邦に対する攻撃の基地として用いるべきために、計画と準備を行つていた。

ソビエット連邦に対する計画の推移

廣田は日本の侵略的な計画のあつたということを否定したのであるが、一九三四年に廣田とその内閣は、一九三五年に、満洲における陸軍の経済計画に対抗した。一九三五年十一月に、当時スカヂイナヴィア諸国の公使であつた白鳥は、ベルリンの大使有田に電報の内容の実力は、単に防守よりもむしろ攻撃的なるが如くなるも、革命前日日後く、国内不平分子は所在に実践し、資材物資入的要素に於て未だ欠如する所多く、一度大国と長次相見えんか、恐らく内部崩壊を来すべきは、略々明瞭なり。実情を熟知するものの看見一致する所にして、今日の為国に取り最も利きしきは、対外関係の緊張平穏ならん事に在り、随つて、軍部と協力を絶する様態にして平時所要を要すべき案件を急する者は、今日の時季を逸すべきに非ず』と。かれの提言したことは、ソビエットに対して、『新聞と上て』、また指示させた『最小限』のことを上で、『ウラジオストクの要塞を撤廃する』こと、その後、『ハイカ湖地方に一兵も駐めざること』ということを要求し去ければならないということである。ソビエット連邦との間の日本の問題の根本的な解決策として、『ウラジオストクの要塞を永久に除去するために日、貴をして無力な資本主義共和国ならしめ、その大陸寡海を著しく縮小するを要す。今日なほ未だその見込十分なり』と白鳥は報告した。

二・二六事件

一九三六年二月二十六日に、東京で陸軍の叛乱によつて引き起された廣田内閣の瓦壊について、われ〳〵はすでに論じた。陸軍の青年は、この内閣の崩壊が充分に強硬でないということにあつた。二月二十七日に、すなわちこの事件の翌日に、復興の日本の臨時議会は、この叛乱の目的は、当時の内閣を軍部内閣に置き換えることであり、軍部の青年將校は、日本がアジアの唯一の強国となるために中国の全土を占領し、ソビエット連邦に対して優位に戦争するための準備をさせる意図であると説明した。

一九三六年の国策の決定

一九三六年八月に、今や総理大臣となつた廣田は、外務、陸軍、海軍、大蔵の各大臣とともに、日本の国策に関する決定を行つた。これは重要な、意義の深い文書であつて、他のことよりも、『外交国防相俟つて東亜大陸に於ける帝国（日本）の地歩を確保する』ことを目的としたものであつた。『国防』という言葉が持ち出されたことは、意味の深いことである。実際上の前提の一つとして、日本は『満洲国の安全の発展と日満国防の増強』を図し、北方ソ連の脅威を除去することに努ゆるものとされていた。この決定は、軍事力の程度は、『ソ連の極東に使用し得る兵力に対抗する』ために必要な程度のものとすることを定めた。日本が『ソ連の兵力に対し開戦初頭一撃を加えうる』ことができるように、朝鮮と満州における軍事力の充実に特別の注意が払われることになつていた。この政策の決定から必要となる臨汎な戦争準備を行うにあたつて、軍需の拡充は、ソビエット連邦がその東部国境に沿つて展開することのできる最も強い兵力に対して、環境的な打撃を與えるに充分な強さの戦闘力をつくり上げるまで行かなければならないと決定された。当時の状況に照して、日本の国策のこの決定を絶対すれば、ソビエット連邦の領土の一部に対して、占領の目的で攻撃する意思があつたことがわかる。そればかりでなく、この目的は、効果的であるという口実に隠れて、その準備を行い、実行されることになつていた。

一九三六年八月の国策決定の結果として、陸軍によつてつくられた一九三七年の計画は、明らかにソビエット連邦との戦争を予期することによつて必要になつたものである。一九三七年五月に出された軍需産業に対する計画は、『軍事指導の実力を確立すべき満洲的発展』をかち得るためであつた。同じ目的で、一九三七年六月に出された計画は、『万難を排して準備される』ことになつていた日本の新命の『戦闘的発展』に備えるために、一九四一年までに自給自足の体制が達成されなければならないということを定めた。戦争資材に関する計画は、同じ目的に向けられたものであり日本の経済は『軍政により事務的組織を強化』することによつて、『全体的に発展させる』と定めた。『平時休制から戦時体制に、急速に移行するための準備に注意が払われることになつていた。

陸軍によるこの計画は、半島における戦争が蒙古軍に波及されるべき前になされたものであるけれども、この戦争がそれを目標としたものであるのは当然なかつた。廣田は、米国判所に対して、これらの計画はソビエット連邦に対する『防衛』のためにすぎないと言つたけれども、ソビエット連邦は日本に対して、『ソビエット連邦が侵略的意図を持つていたという証拠はまつたくない。実つて、ソビエット連邦によつて挑発なしに攻撃を受けるという万一の場合に備えて、この協定を締結したことは、まつたく正当な理由がなかつたと認められるであろう。この協定が紅に侵略的でなかつたことは、秘密協定による当事国の約束が厳く解釈されたことによつて示される。このような解釈は、すでに最初から、ドイツと日本によつて、これらの約束に與えられていた。このようにして、一九三六年十月に、リッベントロップの了解と同意のもとに、ドイツ駐在の日本大使武者小路が強つた電報の中で、外務大臣有田に対して、『主義の秘密協定の精神のみがソビエット連邦に対するドイツの将来の政策に決定的なものとなるという確信』をもつていたということを武者小路は報告した。外務大臣有田は、平沼を議長として防共協定を可決した一九三六年十一月二十五日の枢密院会議で、同様の趣旨を述べた。この協定のおもな趣旨は、『今後に於いては、ソ国は日独双方を敵とせざるべからざることを』考えなければならない点にあることを有田は強調した。ソビエット連邦に対するドイツと日本との結盟の性質が防禦的でなかつたということは、一九三九年八月二十三日にドイツがロシアと不侵略協約を締結したことを、日本の指導者が防共協定に基く約束を明らかにドイツが破つたものと見做したという事実によつても示されている。ドイツ外務大臣に傍聴されるように、ベルリンの日本大使にあつた一九三九年八月二十六日附の電報の中で、『日本政府は、ドイツ政府とソビエット社会主義共和国政府との間に最近締結された不可侵条約に関する協定の附加的秘密協定に矛盾するものと見做している』ということが指摘された。

一九三八年に、関東軍司令官板垣大将も、華北の事態を論じて、『緊迫せる対ソ戦』に言及した。前後に、一般的に陸軍が、特に参謀本部が、急いで中国における戦争を終らせようとしたのは、疑いもなく、陸軍がソビエット連邦に対して意図していた戦争が切迫していたので、ぜひともそれが必要だつたからである。

防共協定

一九三〇年代の中頃から、ヨーロッパのおもな侵略的な勢力として現われてきたドイツとの関係は、ソビエット連邦に対する戦争を企てるという日本の目的にかんがみて、日本にとつて特に重要なものであつた。

被告大島は、早くも、九三四年三月、陸軍武官としてドイツに派遣されていたときに、参謀本部から独ソ関係を注視し、ソビエット連邦との戦争の場合には、ドイツがどんな行動に出るであろうかを見きわめるように命令されていた。

一九三五年の春に、大島とリッベントロップとは、日独同盟のための討論を始めた。一九三五年十二月初旬から、日本の参謀本部からその目的のために特に派遣された若松中佐が、この討議に加わつた。

計画されていた協定は、一般的な政治的目的を有し、その調印は陸軍の管轄外のことであつたから、その問題は政府にその考慮を求めるために提出された。そして、一九三六年から、日本大使武者小路が交渉の任にあたつた。

一九三六年十一月二十五日に、いわゆる『防共協定』が日本とドイツによつて調印された。この協定は、簡約の本文と一つの秘密協定とから成り立つていた。簡約の本文だけが世間に発表された。それには、機約国は共産インターナショナルの活動について相互に通報すること、必要な防衛措置について協議すること、第三国に対して、この協定に基づいて防衛措置をとること、第三国に対して、この協定に基づいて防衛に対して援助を與えないということだけに関つた。事実において、このときに、ドイツまたは日本に対して、ソビエット連邦が侵略的意図を持つていたという証拠はきつたくない。実つて、ソビエット連邦によつて挑発なしに攻撃を受けるという万一の場合に備えて、この協定を締結したことは、まつたく正当な理由がなかつたと認められるであろう。この協定が紅に侵略的でなかつたことは、秘密協定による当事国の約束が厳く解釈されたことによつて示される。このような解釈は、すでに最初から、ドイツと日本によつて、これらの約束に與えられていた。このようにして、一九三六年十月に、リッベントロップの了解と同意のもとに、ドイツ駐在の日本大使武者小路が強つた電報の中で、外務大臣有田に対して、『主義の秘密協定の精神のみがソビエット連邦に対するドイツの将来の政策に決定的なものとなるという確信』をもつていたということを武者小路は報告した。外務大臣有田は、平沼を議長として防共協定を可決した一九三六年十一月二十五日の枢密院会議で、同様の趣旨を述べた。この協定のおもな趣旨は、『今後に於いては、ソ国は日独双方を敵とせざるべからざることを』考えなければならない点にあることを有田は強調した。ソビエット連邦に対するドイツと日本との結盟の性質が防禦的でなかつたということは、一九三九年八月二十三日にドイツがロシアと不侵略協約を締結したことを、日本の指導者が防共協定に基く約束を明らかにドイツが破つたものと見做したという事実によつても示されている。ドイツ外務大臣に傍聴されるように、ベルリンの日本大使にあつた一九三九年八月二十六日附の電報の中で、『日本政府は、ドイツ政府とソビエット社会主義共和国政府との間に最近締結された不可侵条約に関する協定の附加的秘密協定に矛盾するものと見做している』ということが指摘された。

防共協定のおもな目的は、ソビエット連邦の包囲であつたことは、この協定の起草者の一人であつたリッベントロップが次のように述べたときに、かれが部分的に容認したところである。『勿論ロシアに対する政治的意義もあるにはあつた。それは多少協定の骨髄を成していた』。

防共協定は最初に五カ年間効力があると規定されていたが、その防共協定が、一九四一年十一月二十五日に満了し、かつ延長されたときに、『秘密協定は更新されなかつた。今その必要はなかつたのである。秘密協定の約束は、この延長に先だつて締結された三国同盟の中に包含されていた。

その後の数年間、防共協定は、ソビエット連邦に対する日本の政策の基本として用いられた。ドイツとのこの軍事同盟は、ソビエット連邦に対する日本の政策と準備との上に、重要な役割を演じた。一九三九年五月四日附でセットラーに送つた声明書の中で、総理大臣平沼は、『……我々両国間に確立している防共協定が、両国に課せられた使命の遂行に当り如何に有利であるかを認識する事は私にとり喜びであります』と明言した。

三国同盟

大陸において軍国的な計画を実現しようとする日本の希望は、ドイツと一層密接な連盟を得ようという政策を促進した。

一九四〇年九月二十七日の三国同盟の成立をめぐる経緯は、すでに本判決の初めの部分で、夫分に論じておいた。われ〳〵は、ここでは簡単にそれに言及することに止めようと思う。この同盟の活用は、ソビエット連邦だけに限られるものではなかつたけれども、日本が特に交渉の初期において関心を持つていたのは、ソビエット連邦であつた。これらの交渉は、一九三八年の中ごろには、すでに始められていた。ドイツはヨーロッパで広汎な侵略計画に没頭し、すべての仮想敵国に対する軍事同盟を求めていたので、その交渉は一年半に対する日本の国力を維持する目的をもつていたと陸海軍と、機密資材の生産に比較的に直接の関係のある産業とに対する計画が推進されれば、一見して、それらの計画が、二国防力を確保するためであつたことがわかる。さきに述べたように、『国防』とは、日本の軍国主義者にとつて、武力によるアジア大陸への進出を意味した。ここでいま論じている陸軍の意図を尊示した。

これらの計画が攻撃的な計画であつて、防衛的なものではなく、ソビエット連邦を目標としていたことは明らかである。一九三二年のモスコー駐在陸軍武官の所見と、一九三三年に同様な趣旨を述べた教本の所見とに、われわれはすでに言及した。華北に対する政治的な工作は、『反共』という、明確に基いていた。一九三六年八月の国策の決定は、日本の軍事力の拡充の尺度として、ソビエット連邦の軍事力を明確に指摘していた。そして、一九三七年の陸軍の計画が出されたちようどそのときに、中国の本部とソビエット連邦に対する軍隊の集結とを考慮されれば、ソビエット連邦に対して行動を起す前に、中国を攻撃することが緊急さしいという意味の意見が中にあつた。ある新聞記事の中で、日本の軍部の主張としてばかりでなく、ソビエット連邦に対して使用するために、空軍を減少すべきことを絶対に主張したのも、このときであつた。すなわち、一九三七年七月である。

ソビエット連邦との戦争の予期と相近

すでにわれ〳〵が述べたように、一九三八年において、日本の軍部閥閥が指導によつて有効に組織されていたときに、当時の方針大臣宮本は、大阪の経済倶楽部の会合で、『中国見ひ連と最後の戦争』という日本の決心に十年以上もそれを継続するのに十分である』と述べたと新聞に報道された。

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

故ドイツを動かなかつた独力で、日本の方では、三国同盟に、ソビエット連邦だけでなくいとしても、主としてこれを対象とした防共協定の発展したものであるように思はれた。この同盟の初めの頃の手紙の中で宣伝公開は次のように述つている。『此時の同盟の対象はソ連であつて、当時已に存在せる三国防共協定を軍事同盟に変ずるものとして計画されたものである』

この交渉に参加した者のうちで、最も積極的な一人であつた松岡大臣は、一九三八年六月に、かれが日本の外務大臣の任命から受取つた訓令には、ソビエット連邦を対象とするドイツと日本の協力を提案することが定めてあつたと証言した。

一九三九年四月に、リタビノフロフは、東京のドイツ大使との電報の中で、『三国同盟の拡大』が論ぜられた後に、イギリス、フランス及びアメリカの各大使に対して、種類の如くのような言葉を宣言することができるように、われ〳〵のにつきましては電報を求めた。すなわち、本協約は防共協定かも変更したこと、同盟国はロシアを敵と見ていること、イギリス、フランス及びアメリカは、かれらが本来協約の対象であると思う必要はないことである。』

その三国同盟自体には、ソビエット連邦を目標としたということは、特に挙げられてはいないけれども、この事は、一九四〇年九月にこの同盟が調印されたときに、疑いもなく、日本陸軍の金鵄にあつた。第五條の『本同盟ノ前記諸項ガ三補約締ノ各ヤト『ソビエット連邦トノ間ニ現存スル政治的状態ニ何等ノ影響ヲ及ボサザルモノ』という宣言は、若干を示したものではないか。ベルリンの日本大使宛電は、一九四〇年九月二十六日の東京あての電報の中で、『ドイツ政府は、ドイツ側時を指摘して、本協約はロシアとの戦争を予期しているという誤解を強調させる意図であるが、此方ドイツは、ソ連を牽制するために東京地域に軍隊を集結している』と述べた。

外務大臣松岡もまた、一九四〇年九月二十六日の枢密院審査委員会で、この協定の第五條に言及して、『不可侵条約ありとも、独ソ戦争勃発の時には、日本はドイツを援助し、現存とは、ソの現状は変更出来ぬと云うと、然るに、此の条約では変ないとの意なり……』と述べた。この同盟について、右と同じ解釈がその発生者でもあるリタビノフロフによって與えられた。『……これは一石二鳥の手である。ロシアに対してとアメリカに対して』とかれはいつたのである。

一九四一年六月二十二日に、すなわち三国同盟が締結されてから一年足らずのうちに、ドイツはソビエット連邦に侵入した。追つて論ずることにする。ソビエット連邦との中立条約にもかかわらず、日本はドイツに援助を與えた。もつとも、ソビエット連邦に対する公然たる敵意は出現しなかつた。

ただいまより十五分間休憩いたします。

〔午前十時四十五分休憩〕

〔午前十一時開廷〕

ただいまより極東国際軍事裁判を続行します。

○裁判長　判決文の朗読を続けます。

〔朗読〕

満洲国境における日本の攻撃

一九三八年および一九三九年に日本が満洲の国境を越えて、東は〇ソン湖、西はノモンハンで戦争作戦を開始したことは、追つて一層詳しく論ずることにする。

日ソ中立条約

一九四一年四月十三日に、ソビエット連邦と日本は中立条約を締結した。この問題は、後に論じた方がもつと便利であろうが、しかし、これから言及しようとする事項について、日本がこの条約を無視したから、右の修辞にこの条約が締結されたということをここに述べておくのである。

一九四一年六月のソビエット連邦に対するドイツの攻撃

一九四一年六月に、ドイツがソビエット連邦を攻撃した後、極東におけるソビエット領土を占拠せんという主張が提案され続けられた。ドイツによるこの攻撃は、ソビエット連邦に対する日本の侵略的な政策を、確かに刺激した。日本の為政者は、ソビエット連邦に対するドイツの勝利を当然であり、かつ目前にさし迫つていると見做し、日本がソビエット連邦に対する侵略的な計画を実行に移すために、これを好機であると考えた。

ソ連に対するドイツの攻撃が最初は成功したので、日本の軍閥主義者の間に、初めのうちは、ソビエット連邦に対する攻撃を早めようとする傾向があつた。ドイツ大使オットは、一九四一年六月二十二日、すなわちドイツがソビエット連邦を攻撃した日の電報で、松岡との会談について報告し、その中で、『かれ（松岡）は、貴家と同じく、日本は結局この問題に中立を保ち得ないという意見である。……会談の終りごろ、松岡は大島からいま一つの電報を受取つた。それによれば、ドイツ外務大臣は、ロシアが極東から撤兵したとの後に対して注意を喚起していた。松岡は、直ちに適当な対策を提案しようとかすから貴方に宮期した』と新聞した。

日本には、攻撃の軍事的準備が遅れるのではないかという心配さえあつた。このような考えは、外務大臣松岡からリッントプの日本大使に與えられた一九四一年七月三十一日附の電報（第四三三号）に現われていた。いわく、『もちろん独ソ戦争は、わが方に北方問題解決の絶好の機会を與へ、またわが方としては、この機に乗ずる準備を進めていることは事実である。……もし独ソ戦争の進み方があまりに速いと、帝国としては必然的に、利考の有効な一般の行動をとる余裕がなくなるであろうこと。

一九四一年七月一日の軍部と政治指導者との秘密御前会議に、『独ソ戦に対しては、一国干渉の精神を基調とするも、暫くこれに介入することなく、密かに対ソ武力的準備を整え、自主的に対処す。密なる用意かもつて外交交渉を行う。独ソ戦争の推移帝国のため有利に進展せば、武力を行使して北方問題を解決し、北辺の安定を確保す』と決定した。

この決定は、ソビエット連邦との中立条約にもかかわらず、日本がソ連に対する共同謀議に参加しなければならないと考えたか、または自己に有利な好機を狙っていたかのいずれかを示唆するものである。いずれにしても、日本はそのソビエット連邦に対する攻撃の時機を、ソビエットとドイツとの戦争における勝ち負けの如何とするつもりであつた。

この会議の決定の後に、然那が開催されたことは、ドイツ大使オットが東京からベルリンにあてたところの、一九四一年七月三日の電報によつて示されている。『独ソ戦争の発生とともに、駐日ソビエット連邦大使スメターニンは松岡と会見し、この戦争に対する日本の態度に関する根本的な問題について、一九四一年四月十三日のソビエット連邦と日本との間の中立条約に基づいて、ソビエット連邦と同様に、日本が中立を維持するか否かを尋ねた。松岡はこの質問に対する明確な回答を避け、この問題に対するかれの態度は、コーロッパから帰朝した際にかれがなしし声明の中で、『同年四月二十二日に』すでに説明されていると述べた。それと同時に、三国同盟が日本の対外政策の基礎であり、もしこんどの戦争と中立条約とが、この基礎及び三国同盟と矛盾するようなことがあるならば、中立条約は一応考え直さねばならぬ』とかれは答弁した。オットはこの会談のことを知つて、これについて七月二日の電報で、次のように報告した。『松岡は、ソビエット大使に対する日本の言明の用意は、軍隊かさだ不安全さがあるので、ロシア側を欺くか、または少くとも、ロシア側に確実なことを言わからせないでおくことが必要であつたからである、と言つた。現在、スメターニンは、われ〳〵に伝達された政府の決定の暗示するように、ソビエットに対する無関心が沢山になされていることに感づいていなかつた。

このときに、日本ができるだけ早くソビエット連邦を攻撃するように、ドイツは力説していた。東京のドイツ大使にあてた一九四一年七月十日の電報で、リタベントロップは、『万一、貴官は、松岡あての手紙の傳言に基き、貴官の手中にある一切の手段を用いて、日本ができる限り速やかにロシアに対して参戦するように努められたい。何となれば、この参戦の実現は早いほどよいからである。将来と同じく、ドイツと日本とが、冬になる前にシベリア鉄道上で相会することにすることが為だの目標でなければならない。ロシアの崩壊と同時に、世界における三国同盟国の地位は絶大なものとなるであろうから、イギリスの崩壊の問題、すなわちブリタン諸島の完全な滅亡は、ただ時の問題にすぎなくなるであろう』と述べた。

少くとも日本の外務省は、日本のソビエット連邦に対する戦争の計画の実行を間髪に迫つていると考えたので、開戦を挑発する絶好の手段を見つけることを話し合うほどであつた。一九四一年八月一日のかれの電報で、オット日次のように報告した。外務次官彩務取扱であつた国松官山本との会談の中で『ソビエット政府に要求を提出することによつて、日本は情勢的な出出を開始するつもりであるかと、これを予期しているように尋ねたときに、外務大臣は、その方法は、中立協定にもかかわらず、ロシアの日本攻撃に対する協議の目失を見出す最上の方法であるといつた。かれ個人としては、ソビエット政府がこうした考諸できない限り緩慢な要求を考えているが、これによつて、かれは諸士の対策を今回に置いているように思われた。

ドイツのソビエット連邦に対する出初の作戦が失敗したことは、日本に自身の侵略的計画を延期させた。ソビエットとドイツとの戦いの結果は、作戦を要した。八月の初めに、ドイツ陸軍の進撃の速度が遅くなつたときに、大島はリタベントロップにその理由を尋れた。リタベントロップはカイテルに尋ねるようにといつた。カイテルは、ドイツ陸軍の前進が遅れたのは、兵站線があまりにも長くなつたので、後方部隊が次第に遅れているためであること、その結果として、前進が計画より約三週間遅れていることを説明した。

ソビエットとドイツとの戦争の成り行きは、日本の当面の政策には、引き続いて影響を與えたが、その長期政策には、影響を與えなかつた。オットは、一九四一年九月四日に、ベルリンあての電報で、『ロシア軍がドイツ軍のような東隊に対してなしている抵抗にかんがみ、日本陸軍本部は、多分来るべきにロシアに対して決定的な成功を収め得る自信がない。さらに、おそらくは政本部は、まだ生々しいノモンハンの記憶、特に関東軍の記憶に支配されているのであろう。』これにかんがみて、『……大本営は、最近ソビエット連邦に対する行動を延期する決定に到達した。』

オットは、一九四一年十月四日の電報で、リタベントロップに対して、『依然として戦闘態勢にあると考えられている極東軍に対して、日本が戦争を行うことは、来春までは実現できない……。ソビエット連邦がドイツに対して示した頑強さは、日本による攻撃が八月か九月に行われたとしても、本年度シベリア経由の路を開くことはできそうもないことを示している』と報告した。

日本はソビエット連邦に対する御時攻撃を延期したが、この攻撃を依然としてその政策のおもな目的の一つと見做し、攻撃のための検意もゆるめなければ、準備もゆるめなかつた。日本の外務大臣は、一九四一年八月十五日に、イギリス及びドイツの大使と秘密の会談を行い、日ソ中立協約と、日本は戦争に参加しないでいろいろとソビエットの推定とに言及して、『今日帝国が進めつつある軍事的な対外非用になんぞや、現在の状況においては、ソビエットに関して、ドイツ政府とともに企てられる将来の計画を遂行するための第一歩として、前進のソビエットとの取極めが最良の措置であると私は考える』といい、また『これは単に一時的の取極めで、苦しかれとは、準備が完成するまでソビエットを緊縛する性質を帯びるものである』といつた。

多分日本の外務大臣から日本大使にあてられたところの、一九四一年十一月三十日の東京からベルリンあての暗号電報において、日本大使にヒットラーとリッベントロップに会見するように調査された。この電報は、『現在のわが方の立場への行動は、ソビエットに対するわれ〳〵の圧迫を緩和することを意味せず……しかしながら現在、われわれは南方を圧迫することが有利であり、当分は北方に直接行動を起すことをむしろ避けたいと傳えられた』と調査したのであつた。

しかし、日本の指導者は、その欲望と企画とを捨てなかつた。一九四一年八月に、荒木は大政翼賛会の事務総長に対して、『次にシベリア出兵だが……今日、日本の大陸支配の担負はシベリア出兵の際に朝していたと言い得るのである』と述べたと新聞に報ぜられた。これと同じ思想は、東條が総理大臣になつた後、一九四二年に、かれにより繰り返された。かれがドイツ大使オットと会談した際に、日本はロシアの手負獣の敵であること、ウラジオストクは日本にとつて絶えず脅威の源となつていること、この戦争（すなわちドイツとソビエット連邦との間の戦争）の間に、この危険を除くための機会があることを強調した。最も興味ある事項を有する立場の関東軍があるから、これを行うことは困難でないとかれは自慢した。

日本、ソビエット連邦に対する攻撃を延期

リタベントロップは、一九四二年五月十五日に、東京あての電報で、『日本が『できるだけ早くウラジオストクを攻撃する決定に達するかのように』という希望を表明した。かれは続けて、『これはすべて日本がこの国の作戦ができる日どに強大であり、イギリスとアメリカに対する立場、たとえばビルマにおける立場を弱めることになるように、他の兵力を割く必要がなかろうという前提の上に立つての話である。もし日本がかような作戦を企てて成功するに必要な兵力を欠いているならば、そのときは、当然日本はソビエット・ロシアと中立関係を維持する方がよい。どんな場合にも、日本とロシアの現実を予測して、ロシアは東部シベリアに兵力を維持しなければならないから、これもまたわれ〳〵の負担を軽くすることになる』と述べた。

一九四二年の末頃に、ソビエット連邦とドイツとの戦況にかんがみ、日本がソビエット連邦に対して戦争に入るようにとのドイツの希望は一層強くなつた。一九四三年三月六日のリッベントロップとの会談において、大島は次のように述べた。『ロシアを攻撃するというドイツ政府の提議は、日本の政府と大臣等との連絡会議で問題になつた。この会議で、この問題は詳細に協議され、極めて確実的に検討された。その結果は次の通りであつた。

『日本政府はロシアから迫つて来る危険を充分に認識しており、また日本もロシアに対して警戒するようにという盟邦ドイツの希望を完全に了解している。しかし、日本の現在の戦局にかんがみ、日本政府は警戒することはできない。おしらロシアに対して今開戦しない方が双方の利益であると確信する。他方日本政府は、ロシア問題を決して等閑に付することはないであろう』と。

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

ことはないであろう。」

この後宮を殺害するにあたって、天皇は次のようにいった。自分は「長い間、日本がロシアに絶対に敗北しないことを願っていた。しかし、明らかに、日ソ日本はそれを防ぐことはできない。」

この後宮の暗殺と同時に、北方への侵略をするということが、日本にとっては不可能になったのである。

大東亜共栄圏はシベリアの一部を含む地域ということの論拠として、大東亜共栄圏という考えがつくり出されたときに、シベリアを極東ソビエト領がこれに含まれることになったのに、遡ってはじめからの目的であったのである。これは前からの目的であったのである。

一九四一年の終りから一九四二年の初めにかけて、すなわちアメリカ合衆国とイギリスに対する戦争が勃発して、日本の諸軍者と指導者によって作成された「大東亜共栄圏における生産基盤」において、極東ソビエット領の第二の点目は既定のことであると考えられ、問題にただの部分を占領するということだけであった。この案の中の「ソビエット領の将来」という見出しの項に、「本件は目下情勢によりこれが解決をなすべきものとなって、今決定しがたしといえど、いずれにしても、『沿海州は帝国領土に加え、満州帝国の領域地方にその勢力圏内に收め、シベリア鉄道は日満両国の完全なる管理となし、その分岐点をオムスクとなす』と指示してあった。

彼の基本は、「大東亜共栄圏」と類する一九四二年一月五日の論説で、大東亜共栄圏に含まれるべき各国を挙げた際に、中国、朝鮮、ビルマ、マレー、オランダ領インド、インドなどとともに、極東ソビエット領を挙げている。かれは続けて、「これらの地域を一挙に急速に編入するまでは、うめどころ決定し得ざるも、小くとも観念的に、これら諸邦をわが勢力圏内に包含せしむるの思想に絶対に必要なりともいった。

著名な日本の政治家と軍部指導者（東郷、賀屋、武藤及び佐藤を含めて）が会員であり、政府の政策の立案にではないにしても、少くとも大きな役割を演じたと推定される「国策研究会」は、一九四三年五月に公表した「大東亜共栄圏経済対策案」において、「……大東亜共栄圏の合理的編成には、他の諸成増区とともに、『シイカ』湖を含む東方ソ連邦……及び外蒙の全部を含む」と予想した。同様な日本の熱望は、一九四〇年十月して直接責任を負っていた総力戦研究所の研究の中に見受けられる。このようにして、一九四二年一月に同研究所によって立案された大東亜共栄圏設立案では、日本によって連結される資源の中枢圏には、満州と樺太のほかに、ソビエット連邦の沿海州をも含むこと、印とのほかに、東部シベリアをも含むことになっていた。

本設想案は、ソビエット連邦に対する侵略戦争は、本設計所が準備していると推測されていたこと、計画されていたこと、侵略戦争は、日本の国策の主要な要素の一つであったこと、その目的は極東におけるソビエット連邦領土を占領することであったという見解をもつものである。

ソビエット連邦に対する戦争の計画と準備

ソビエット連邦に対する基地としての満州

日本のソビエット連邦に対する好戦的政策は、日本の戦争計画に示されていた。ここで考察しているこの問題の初めから、日本の参謀本部の戦争計画は、その第一歩として満州の占領を含んでいた。日本の戦争計画では、満州の占領は中国の征服の一段階としてだけでなく、ソビエット連邦に対する攻勢的軍事行動の基地を確保する手段としても考えられていた。

当時参謀本部の幕僚であった河辺虎四郎の証言によれば、一九三〇年に、参謀総長は参謀本部の第一部長であったとき、ソビエット連邦に対する戦争計画が立案されたが、それはソ満国境でソビエット連邦に対する軍事行動を起すことを企図していた。これは日本が満州を占領する前のことであった。

被告南と松井も、本員判断で、ソビエット連邦との戦争の場合には、満州は日本にとって軍事基地として必要であると考えられていたということを確認した。

一九三一年三月十六日に、ソビエット連邦に対する「乙作戦」、中国に対する「西」作戦に基く作戦の目的で、樺は樺太という一大目に対して、北満と北部の方面の視察旅行を命じた。旅行の結果について、この幕僚が報出した戦略報告の中に、ソビエット沿海州の占領を目標としていた「乙」作戦に関する詳しい報告が載せてあった。

一九三一年の満州の占領に、極東ソビエット領の全部が占領する目的で、強大な戦線にわたって、ソビエット連邦に攻撃を加えるための基地を與えた。ソビエット連邦駐在の日本陸軍武官笠原幸雄は、一九三一年の春に、参謀本部に機密報告を提出して、ソビエット連邦との戦争を主張し、その目標を定めているが、その中で次のように述べた。「少くとも『バイカル湖』までは進出を要すべく……『バイカル湖』の線に於て止まる場合は、帝国は、古領せる極東州は帝国の領土と見做す覚悟と準備とを要すべし」。笠原証人は、その反対訊問に際して、この文書の信憑性を認め、かれは参謀本部に対して、ソビエット連邦に対する戦争の速やかな開始と、いつでも戦争準備ができていることを要求したと証言した。一九三二年の春に、笠原は参謀本部に移転を命じられ、そこで第一部ロシア班長の職に就いた。笠原は、一九三二年七月十五日に、すなわち右の任命の間もなく、神田中佐を通じて、当時モスコー駐在の陸軍武官であった河辺虎四郎に、次のような参謀本部の重要な決定について通報した。「……（陸軍省の準備完成せり。満州を固めるために、日本は対露戦争を必要とする。笠原証人は、反対訊問で、参謀本部では「一九三四年までに戦争の準備をなすことについて、課長の間の申し合せがあった」と証明した。

右の決定が行われたときに、被告梅津は参謀本部の庶務部長であり、東郷と天皇はそれぞれ参謀本部の課長であり、また武藤は第二部の部員であった。

陸軍省と参謀本部との間の申し合せ

一九三二年の夏に、陸軍省の課長は参謀本部の課長と、これらの準備について申し合せをした。これは明らかに陸軍省の主官の指揮と承認がなくてはできないはずであった。被告荒木は当時陸軍大臣、被告小磯は陸軍次官、被告鈴木は陸軍省軍務局員であった。すでに指摘したように、荒木と鈴木は、一九三二年に、満州、ザバイカル、シベリアの戦略方針を試力をもって占領する意図を公然と表明した。

モスコー駐在の陸軍武官、攻撃を主張

一九三二年七月十四日に、河辺はモスコー駐在陸軍武官として参謀本部に報告を送る。その中で、「戦略における日ソ戦争は不可避なり」、この理由からして、「戦略を実の要点は、ソ連邦に指向するを要す」と述べた。さらに、「ソ連邦より提議しある不侵略協約の締結に対しては、不即不離の関係に置き、もって帝国の行動に自由を保留するを要す」ということもかれは力説した。これは、長いもなく、すでに述べた中立條約に関するロシア部の戦争計画は、その第一歩として満州の占領を含んでいた。日本の戦争計画では、満州の占領は中国の征服の一段階としてだけでなく、ソビエット連邦に対する攻勢的軍事行動の基地を確保する手段としても考えられていた。

当時参謀本部の幕僚であった河辺虎四郎の証言によれば、一九三〇年に、参謀総長は参謀本部の第一部長であったとき、ソビエット連邦に対する戦争計画が立案されたが、それはソ満国境でソビエット連邦に対する軍事行動を起すことを企図していた。これは日本が満州を占領する前のことであった。

被告南と松井も、本員判断で、ソビエット連邦との戦争の場合には、満州は日本にとって軍事基地として必要であると考えられていたということを確認した。

一九三一年三月十六日に、ソビエット連邦に対する「乙作戦」、中国に対する「西」作戦に基く作戦の目的で、樺は樺太という一大目に対して、北満と北部の方面の視察旅行を命じた。旅行の結果について、この幕僚が報出した戦略報告の中に、ソビエット沿海州の占領を目標としていた「乙」作戦に関する詳しい報告が載せてあった。

一九三一年の満州の占領に、極東ソビエット領の全部が占領する目的で、強大な戦線にわたって、ソビエット連邦に攻撃を加えるための基地を與えた。ソビエット連邦駐在の日本陸軍武官笠原幸雄は、一九三一年の春に、参謀本部に機密報告を提出して、ソビエット連邦との戦争を主張し、その目標を定めているが、その中で次のように述べた。「少くとも『バイカル』湖までは進出を要すべく……『バイカル』湖の線に於て止まる場合は、帝国は、古領せる極東州は帝国の領土と見做す覚悟と準備とを要すべし」。笠原証人は、その反対訊問に際して、この文書の信憑性を認め、かれは参謀本部に対して、ソビエット連邦に対する戦争の速やかな開始と、いつでも戦争準備ができていることを要求したと証言した。一九三二年の春に、笠原は参謀本部に移転を命じられ、そこで第一部ロシア班長の職に就いた。笠原は、一九三二年七月十五日に、すなわち右の任命の間もなく、神田中佐を通じて、当時モスコー駐在の陸軍武官であった河辺虎四郎に、次のような参謀本部の重要な決定について通報した。「……（陸軍省の準備完成せり。満州を固めるために、日本は対露戦争を必要とする。笠原証人は、反対訊問で、参謀本部では「一九三四年までに戦争の準備をなすことについて、課長の間の申し合せがあった」と証明した。

右の決定が行われたときに、被告梅津は参謀本部の庶務部長であり、東郷と天皇はそれぞれ参謀本部の課長であり、また武藤は第二部の部員であった。

陸軍省と参謀本部との間の申し合せ

一九三二年の夏に、陸軍省の課長は参謀本部の課長と、これらの準備について申し合せをした。これは明らかに陸軍省の主官の指揮と承認がなくてはできないはずであった。被告荒木は当時陸軍大臣、被告小磯は陸軍次官、被告鈴木は陸軍省軍務局員であった。すでに指摘したように、荒木と鈴木は、一九三二年に、満州、ザバイカル、シベリアの戦略方針を武力をもって占領する意図を公然と表明した。

ものであった。

ソビエット連邦に対する戦争計画

「一九三一年における満州の占領と同時に、一九三七年における中国の他の地域に対する侵略に伴いても、いつかはソビエット連邦と戦争することになるということが、常に念頭に置かれていた。戦略はソビエット連邦に対する攻撃の準備に向けられていた。このことは、一九三七年六月に、当時関東軍参謀長であった被告東條によって指摘された。すなわち、中国に対する攻撃が開始する直前に、陸軍省内部で参謀本部との間に発生した紛争の中で、次官梅津と参謀本部との間に対して、次のように述べたのである。「現下支那の情勢に対ソ作戦準備の見地より観察すれば、我が武力を発揮は、決して南京政権に対し一撃を加え、我が背後の脅威を除去すべきものと信ずる。」同様に、一九三一年の満州占領の際にも、また一九三七年の中国の他の地域に対する侵略の際にも、中国とソビエット連邦とに対する日本の戦争計画は、直接本部、日本陸軍省及び関東軍司令部によって統合されていた。

被告荒木は、本員判断で、かれが参謀本部の第二課長であったときに、一九三八年度の計画の研究をしたことを認めた。日本の参謀本部の一九三九年度と一九四一年度の戦争計画は、ソビエット領土の占領を目標としていた。一九三九年度の戦争計画は、攻勢に出るために、日本の主力を東部満州に集結することを基礎としていた。関東軍はウオロシロフ、ウラジオストク、イマン、それからハバロフスク、ブラゴエシチエンスク、タイブイシエフカのソビエットの都市を占領することになっていた。一九四一年度の計画は、同様な目的をもっていた。戦争の第一段階においては、ウオロシロフ、ウラジオストク、ブラゴエシチエンスク、イマン、タイブイシエフカを、その次の段階において、ハバロフスク、ポクロフスカ、ポクロトルバブロフスク、ポクロフスク、コムソモルスク、ソガガアンを占領する意図であった。

これらの計画と手段の攻撃的性質は、連合軍総司令官山本大将の一九四一年十一月一日付の機密作戦命令に示されている。その中で、「……帝国よりソ連を攻撃せざる場合は、ソ連は北へ開発せざるものと信ずる」と指摘されている。一九四一年十二月八日の枢密院審査委員会の会合で、同じ意見を述べた。「……ソ国は対独戦争遂行中なる関係上、帝国の南方進出に乗ずることなかるべしと」。

これらの計画は、「防御的」であるとか、「戦略的防御」のためのものであるとか、その外いろいろといわれたが、攻撃的なものであって、防御的なものでなかったことは明らかである。ある場合には、防御戦略が攻撃的作戦を正当化し、またおそらくそれを必要とするということがあるかもしれない。これらの計画の性質とソビエット連邦に対する日本の軍事的政策とを考察すれば、これらの計画は侵略的であって、「戦略的防御」のためではなかったという結論に到達するほかはない。それは、日本側が「王道」を唱道したような、すなわちアジア大陸の隣国を犠牲にして日本が対外的に進出することを弁護したような、すでに論じたところの、あの事あられた意味においてのみ、「防御的」であったのである。

ソビエット連邦に対する積極的戦争準備

満州占領の直後に、日本はその軍隊の主力をそこに駐屯し始めた。軍隊の訓練の目的は、おもにソビエット連邦と中国に対する軍事行動の準備に置かれていた。さきに陸軍省兵務課長、後に兵務局長であった田中は、満州で訓練された日本の兵隊は二百五十万と推定した。

一九三八年に、東條は、関東軍参謀長として、チャハル駐屯軍司令官に対する天気予報業務を一層適確ならしめ、特に対ソ作戦準備の為、新次気象網を増設すべしとの意見を述べた。

元関東軍司令官柳井恭平は、反対訊問中に、満州における鉄道の建設は、ソビエット国境に向けられていたことを認め、さらに、「これらは主として北満開発のためでありました」と主張したが、戦略的な性質もあり得るということを認めた。

一九三八年一月に、関東軍司令部は、東條のもとで、「新開支那治安強化方策大綱」を立案した。陸軍大臣に送られたこの文書は、「撃滅せる対ソ戦準備に資せしむる仕事に関して、満州民を納得させる仕事に関して、満州は参謀地方を『対外武装侵略基地』として使用することを企図していた。

当時の関東軍参謀長東條は、一九三八年五月に陸軍省に送った極秘電報の中で、帝満州鉄道会社を「……軍は満州国の政策遂行乃至は対ソ作戦準備等に協力せしむる如く指導しあり」と指摘した。

陸軍参謀は、一九四一年四月に調印された中立條約があるからといって、ソビエット連邦との戦争に対する準備をゆるめることはしなかった。このようにして、関東軍参謀長は、一九四一年四月に、兵庫長の会合を行った演説の中で、日ソ中立條約は三国同盟強化の見地よりする外交上の一措置とし、帝国の現況に即し暫く日ソ親交の平静を企図せられたるものにして、之が実効を奏するは一に今後に於ける両国の態度如何に存し、今日の状態を以て直に友好関係に入るものと思惟する能はず、従て今後に於ける之が條約の実効を期する為には、軍として作戦準備の強化は絶対に看過されず、益々之を強化拡充することにより之を促進し得べく、軍務省の方針に何等変更を加へらるるべきことなし。

「日満両国を通じ、我国は、自国は、中立條約の締結を以て我が対ソ戦備の弛緩を云々するものなきにしもあらざる所、我対ソ戦備は毫厘の如くも弛緩の方針に何等の変化なきのみならず、特に此の機会に於ける思想、防諜其の他各種謀略対策等に関しては周密細部なる態度を以て望むの必要特に大なるを以て、陛下一般に対し之が趣旨を速かに徹底し準備なからしむるを要す。」この本文は押収された「南極部」の文書から得たものである。この報告は、当時の関東軍司令官梅津が出席していたことは示していない。かれは出席していたかもしれない。しかし、このような重要な演説は、しかも記録がつくられ、保管された演説は、少くともかれの承認を得ていたに違いない。

一九四一年十二月五日の同様な会合において、関東軍参謀長は兵庫長に対して、ソビエットに対する作戦準備を命じた。神を通じ、ソビエット領に対する作戦準備を利用するために、極東ソビエット領の軍事的における軍情の変化を絶ソ戦争の推移に関連して注意するように訓示した。この演説は、梅津がまた関東軍司令官のときに行われたのである。

ソビエット占領地域の管理計画

日本の指導者は、ソビエット領土の占領は実際に行うことができると考えたので、参謀本部と関東軍司令部とで、これらの領土の経営のために、特定の計画が立案された。一九四一年七月から九月まで、参謀本部の幕僚の特別の一班は、日本軍が占領することになっていたソビエット領土の占領地統治制度の研究を行った。

一九四一年九月には、梅津の部下の池田少将を議長として、関東軍司令部に原子爆弾が組織された。かれらはソビエット領土の占領地統治制度に関する問題の研究に従事して、この仕事に使われた。

少くとも公式には、国策研究会は私的な団体であると主張された。しかし、その起案者研究のために、この機関は陸軍省、拓務省、その他の政府機関から極秘書類を受取った。その一例は、一九四一年十二月に、陸軍省と

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

新聞紙によって作製された極秘の『大綱申案』・『帝國に於ける主物資分類』である。この書によれば、ソビエト連邦の資源開発、バイカル湖までの他のソビエト領土とともに、日本が満洲国のどちらかに併合されることになっていた。右の研究会は、その一九四二年二月十八月附の『大東亜共栄圏の範囲及其の統治に関する試案』で、『欧亜を通ずるスラブ民族のシベリア集中』を阻止する対策をあらかじめ計画した。

戦争準備の強化に伴って、これに使用されるその数はますます増大した。特殊な編成が設けられた。その中には、内閣のもとに置かれた総力戦研究所の出張所であった科学研究所は、総理大臣東條から、日本軍が直面することになっていた大東亜地域における占領地の行政組織の計画を立てるように、研究所に指示された。研究所が行なったすべての研究において、ソビエト連邦への侵入という問題は重要なものであると見做されていた。一九四二年度の研究所の総合研究起草の中に組ぜられているシベリア『食外策』統治方策』には、日本軍占領地域のための規則が含まれていた。その中に、次のようなものがあった。

『日米の決戦の全面的勝利を宣言して、速やかに強力なる拡張下原住民に原則として政治に関与せしめず、撃ちれば戦後の自治を附與す。

『原住民統治、撃ちれば戦後の自治を附與す。

『必要に応じて、原住民の強制移住を執行するものとする。

『抵抗力を没収したるも管理し、敵戦たる実力を以て臨み、原則直接主義に堪えざるものとする。』

『満洲研究会』の事業は、総力戦研究所と同工異に消つて閣められた。

一九四二年の春までに、閣僚軍司令部は、日本が占領することになっていたソビエト地域の軍政に関する計画を作成していた。この計画は、樺太の豊富な資源を除いて、鉱業権等に含られた。この計画には、『行政、治安の維持、産業の開発、金融、通信及び機関』の各部が含まれていた。

一九四二年に、東條と側近は、池田少将その他の将校を派遣して、南方地域のために立てられた占領地統治問題を研究させた。それは、ソビエト連邦の領土に対する占領地統治制度の立案をさらに進めるために、右の研究を利用するためであった。

ドイツのソビエト連邦攻撃後における日独軍事協力

ドイツがソビエト連邦を攻撃した後に、日本はソビエト連邦に対する戦争の全面的準備を増強した。その当時に、日本はすでに中朝ソ長期戦を行っていたが、ソビエト連邦に対する企図を達成するために、ヨーロッパの戦争を利用することを希望した。これは関東軍の威嚇の動員と兵力の増強とを必要とした。一九四一年の夏に、計画に従って威嚇の動員が行われ、三十万の兵力、すなわち新しい二個師団と幾々の特科部隊とが関東軍に加えられた。一九四二年一月までに、関東軍の兵力は百万に増加されていた。関東軍は多数の新しい装備を受取った。戦車の数は一九三七年の二倍になり、飛行機の数は三倍になった。部隊の大部隊が満州でソビエト連邦の国境に沿って展開された。関東軍の目的に、領土軍、内閣の日本軍、日本内地の部隊が、全国されていたソビエト連邦に対する攻撃に使用されることになっていた。部員と物資に加えて、大量の原料が関東軍のために徴収された。

諜略と妨害行動

直接の軍事的準備と同様に、平時と戦時の両方に基するためのソビエト連邦に対する諜略的活動の拡張の計画も、あるいは実行中であった。このことは、参謀本部と関東軍司令部に対して、早くも一九二八年に、神田正種が提出した報告によって示されている。この神田は日本の情報将校であり、後に参謀本部第二部ロシア課長の職にあった人である。この報告の中には、ソビエト連邦に対する諜略的活動の大綱と施策が記載されていた。特に諜略的な綜合的行動は、北満における交通線、主として東支鉄道において計画され、実施されていた。この報告は、『対露諜略の根本方策』は多岐にして、其行動は全世界に亘るべき』ものと述べている。この報告の起草者である元陸軍中将神田は、本部第二部長であった神田大佐は、この文書を確認した。

一九二九年四月に、ベルリンにおいて、当時の参謀本部第二部長であった神田大佐は、ソビエト連邦に対する戦争は、遅延に関して、ヒトラーと協議した。

一九四二年に、日本の参謀本部と関東軍司令部は一九四三年までそのまま存続であった。ソビエト連邦に対する新たな攻撃的な戦争計画を立てた。これらの計画によれば、ソビエト連邦に対する戦争は、遅延に約三十箇師団が集中された後に、不意に開始されることになっていた。それ以前の計画と同じように、これらの、後の計画も、実行に移されなかった。このころに、ドイツ、イタリア、日本の枢軸国の軍事上の見通しが変化し始めた。その後、これらの国にますます不利な計画に置かれ、日本の企図したソビエト連邦に対する攻撃のような目的は、ますます可能性が少くなり、ついに一九四五年の枢軸側の決定的な敗北となった。いずれにしても、本裁判所は、一九四三年まで、日本はソビエト連邦に対して侵略戦争の準備を計画しただけではなく、このような戦争のために綿密な準備を展開していたものと判定する。

中立條約

ソビエト連邦に対するドイツの攻撃前に述べたように、一九三一年と一九三三年に、日本はソビエト連邦から中立條約を獲得しようとの試みが、それを拒絶した。一九四一年までには、ドイツとイタリアを除いて、日本はほとんどすべての国との友好関係を失っていた。国際情勢が非常に変化していたので、日本は十年前に拒絶したことをもう度コ問えんで自ら乗になった。しかし、この場合とは、何らソビエト連邦に対する日本の態度の変化を示すものではなく、この国に対する日本の敵意は無関係の余同が続けたことを示すものでもない。

一九四一年四月十三日に、十分なおドイツのソビエト連邦に対する攻撃の少し前、日本はソビエト連邦との中立條約に調印した。

たる。この條約は、次のことを規定した。

【第一條】

『両締約国ハ両国間ニ平和及友好ノ関係ヲ維持シ、且相互ニ他方締約国ノ領土ノ保全及不可侵ヲ尊重スベキコトヲ約ス。』

【第二條】

『締約国ノ一方カ一又ハ二以上ノ第三国ヨリノ軍事行動ノ対象トナル場合ニハ、他方締約国ハ該紛争ノ全期間中中立ヲ守ルベシ。』

日本政府は、その当時に、独逸陸軍と三国同盟とによって、ドイツに対する約束をあったので、その立場が曖昧なものであった。日本政府が中立條約に調印した行動は、さらに一層曖昧なものであった。この政府が調印したとき、それはソビエト連邦に対するドイツの攻撃を切迫していたことを予期するあらゆる理由をもっていたからである。

すでに一九四一年二月一十三日に、リッベントロップは大島に対して、ヒトラーは多の間にいくつかの新しい部隊を編制したこと、その結果として、第一流の攻撃部隊百八十六個を含めて、ドイツは二百四十個師団をもつことになろうと告げた。リッベントロップは、さらに『独ソ戦』の見通しについて詳しく述べ、これは『戦局ドイツの偉大なる成功に終り、ソビエト政権の転覆を意味する』であろう』といった。

ソビエト連邦に対するドイツの来るべき攻撃は、一九四一年三月に、ドイツの指導者――ヒトラーとリッベントロップ――と日本の外務大臣松岡との会談において、さらに一層具体的に論ぜられた。

一九四一年三月二十七日の松岡との会談で、リッベントロップは松岡に対して、『東部のドイツ軍はいつでも使用することができる。万一ロシアがいつかドイツに対して脅威と解釈される態度をとるならば、独逸はロシアを粉砕するであろう。ロシアとのこのような緊張は、ドイツ軍の実力を無視し、ロシアの国家との絶対的破滅で終るであろう、とドイツでは思っている。独逸は、ソビエト連邦に対して遵守している。独逸は、ソビエト連邦に対して遵守している。』と述べた。

同じ日に、ヒトラーは松岡に同じ趣旨のことを話した。すなわち、大島、オット、リッベントロップの列席している所で、ドイツはソビエト連邦とある條約を締結したが、それよりも、軍事的なことは、ソビエト連邦に対して、自己の防禦のために、ドイツは百六十個師団、百八十個の師団を使用し得るという事実であるとヒトラーに述べた。リッベントロップは、一九四一年三月二十九日の松岡との会談で、ドイツ軍の大部分はドイツ側の東部国境に集結されていると述べ、ひとたびソビエト連邦との戦争が発生すれば、この国は三、四カ月以内に崩壊されてしまうという確信を再び表明した。その会談において、リッベントロップは、また次のように述べた。『ロシアとの紛争は、どうしても起り得る』ものである。いずれにしても、松岡は帰国の上、日本の天皇に対して、ロシアとドイツとの間の紛争は起り得ないと報告することはできないであろう。それどころか、事態は、このような紛争が起りそうだとまではいかないにしても、起ることがあり得ると考えたければならないものであるべき。これに答えて、松岡はかれに『日本は常に忠実な同盟国であって、共同の努力に対して、報によい加減のやり方ではなく、すべてを捧げるであろう』と保証した。

モスコーで中立條約に調印した後、松岡しで間もなく、松岡は東京駅在ドイツ大使オットに対して、『日本のドイツとの紛争の場合には、日本の総理大臣が外務大臣は、だれであっても、日本は中立にしておくことはとうていできないであろう。この場合に、日本は必然的にドイツ側に立って、ロシアを攻撃しないわけには行かなくなるであろう。中立條約があったとこころで、これはさまられたい』と述べた。

大島は、一九四一年五月二十日の松岡あての電報で、ソイッゼッカーがかれに対して、『松岡外相が、もし独ソ開戦ならば、日本はソ連邦を攻撃すべきことを約束することは、ドイツ政府はこれを歓迎しるる』といったと報告した。

中立條約を調印する際に、日本政府がとった誠実な政策は、この條約の調印のための交渉と同時に、ドイツとの間に、一九四一年十一月二十六日に調印することになっていた防共協定を延長するための交渉が行われていたという事実によって確認される。防共協定は、ドイツとソビエト連邦との間の戦争が起ってから、一九四二年十一月二十六日に、さらに五カ年間延長された。

ソビエト連邦と中立條約とに対する日本の政策は、一九四一年六月二十五日、ドイツがロシアを攻撃してから三日後に、スメタニンが松岡と行った会談によって示されている。日本駐剤のソビエト大使スメタニンによって日本と一九四一年四月十三日のソビエト連邦と日本との間の中立條約に従って中立を維持するかどうかと問かれたときに、松岡は率直な回答を避けた。しかし、三国同盟は日本の対外政策の基礎であり、もし今次の戦争と中立條約がこの基礎及び三国同盟と矛盾するならば、中立條約は『効力を失うであろう』ということを力説した。スメタニンとの会談について、松岡が熱賞を行ったことに関するドイツ大使の報告については、すでに前に述べた。一九四一年六月、ソビエト連邦に対するドイツの攻撃の少し前に、極東にはウーラルの公館との会談において、『日ソ中立條約を日下のところ破棄』している。しかし、三国同盟は日本の外交政策の不変の基本をなしているから、中立條約に対する日本の態度も、将来の独ソの関係が変更を受けるようになるまで、直ちに変更しなければならない』と付加した。

日本はソビエト連邦と中立條約を締結することに関心をもっていなかったが、ドイツとの接触がいつかさら有利であると考えたから、ソビエト連邦に対する攻撃の計画を容易にするために、中立條約に調印したように見受けられる。ソビエト連邦に対する日本の敵意の変化を示すものは、一九四一年七月十六日に、東京のドイツ大使がベルリンへの電報の中で報告した見解と合致する。ドイツとソビエト連邦の戦争における日本の『中立』は、ソビエト連邦に対して日本自身が攻撃を行うまでの間、ドイツに則えて戦う程度に対する態度として、実際に役に立つたのであり、また、その後に立つために、全国の証拠は、日本がソビエト連邦との條約に従って中立であったことから、その反対に、ドイツに対して実質的な援助を與えたということを示している。

ドイツに対する日本の一般的軍事援助

日本は義務で大地帯で軍事的援助を行い、また同様に大軍を集結し、それによって、ソビエト陸軍の相当な兵力を牽制した。この事がなかったならば、この兵力は西方でドイツに対して用いることができたであろう。これらの軍事的援助は、ドイツと日本の政府によって、右のような意味のものと見做されていた。駐日ドイツ大使は、一九四一年七月三日に、ベルリンあての電報で、『ことんずく、右の目的の実現を目途とするとともに、ドイツとの協いにおいて、ソビエト・ロシアを極東において牽制する目的をもって軍備を増強することは、日本政府が最初今猶に図っているところである』と報告した。九四二年五月十五日に、東京あての電報で、ソビエト連邦に対する攻撃の成功は、三国同盟諸国に有利に戦争を進ませるのに非常に重要

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

であろうということも断言したが、同時に、前に述べておいたように、『ロシアは、どんな結合をも、日本とロシアとの衝突を予期して、東部シベリアに兵力を維持しなければならないから、ソビエットに対する戦争における、ドイツへの積極的援助として、日本の『中立』の軍事性を強調した。

日本、ソビエット露西亞に関する軍事的情報をドイツに提供

日本がソビエット露西亞に関する軍事的情報をドイツに提供したる証拠は、リッベントロップから東京のドイツ大使にあてた一九四一年七月十日の電報に含まれている。この中、リッベントロップは、モスコーの日本大使の警報を回覧したことに対して、この機会に、日本の外務大臣に礼を述べられたい。われわれがこの方法で定期的にロシアからの報告を受けることができれば、仕合わせである』と言いた。

日本の軍事機関と外交機関から得たソビエット露西亞に関する経済上、政治上、軍事上の情報を、日本がドイツに提供していたことを証明する証拠が提出された。一九四一年十月から一九四三年八月まで、参謀本部のロシア課長をしていた伊村少将に、参謀本部の命令に従って、東京のドイツ陸軍武官クレッチマー大佐のために、極東におけるソビエット軍、ソビエット露西亞の戦力、ソビエット部隊の東方から西方への移動、ソビエット部隊の国内における移動に関する情報を、組織的に提供したと証言した。

前に東京のドイツ大使館附陸軍武官補佐官であったフォン・ペテルスドルフは、日本の参謀本部から、ソビエット陸軍、特に極東軍に関する秘密情報――軍隊の配置、その兵力、于満軍について、ヨーロッパ戦線に対するソビエット軍隊の移動について、ソビエット露西亞の軍需産業などについての詳細な情報――を組織的に入手したと証言した。フォン・ペテルスドルフは、かれが日本の参謀本部から受取った情報は、その細目と性質において、陸軍武官が普通の経路を通じて通常受取る情報とは異っていたと述べた。

ソビエットの貯蓄に対する日本の妨害

日本に中立の義務があるにもかかわらず、極東におけるソビエットの戦争努力に対する日本の妨害によって、ソビエットの戦争努力は大きな損害を受けたということを検察側は主張し、その証拠を提出した。わけても、一九四一年に、香港で、ソビエット貯蓄として朝内な機関をうけたところの、綿布中の鉄塊の貯蓄が抑留され、一部が焼失されたこと、同じ月に、ソビエット貯蓄が日本の潜行艇から砲撃によって撃沈されたこと、多数のソビエット貯蓄が日本海軍艦船によって不法に拿捕させられ、日本の艦船に護送され、ときには、長期間そこに勾留されたことの証拠があった。最後に、日本は樺太油田を閉鎖し、ソビエットの貯蓄がソビエット極東沿岸に行くのに、もっと不便な、もっと危険な他の航路をとらなければならないようにした。非難されたこれらの行為は、すべて中立条約に基く義務を無視して、また日本がソビエット露西亞に対して行おうと企てていた義務の履行的な準備として、ソビエット露西亞をドイツとの戦争で妨害するために行われたのであると主張された。

中立条約が誠意なく結ばれたものであり、また、ソビエット露西亞に対する日本の侵略的な企図を進める手段として結ばれたものであることは、今や確実に立証されたのである。

一九三八年―三九年におけるソビエット露西亞に対する日本の攻撃計画

さきにソビエット露西亞に対する日本の敵意を論じた際には、起訴状の第四第二十五、二十六、三十五及び三十六に挙げられた二つの事項については、われ／＼は詳細におかつ二重考察することを差控えた。前の論議のときに、これらの事項が重複しなかったというのではないが、記録はそれらの事項を頂戴に取上げているから、これに対する詳細な考察をここまで保留しておく方が都合がよいと考えたのである。

一九三六年十一月の防共協定に基く日本とドイツの同盟さ、一九三七年の張鼓峰事件の後の華北及び華中における日本の軍事的成功とに続いて、日本陸軍は、一九三八年と一九三九年に、ソビエット露西亞に対して、まず満州東部で、次いでその西部で、敵対行為に訴えた。一九三八年七月に、敵対行為が行われた地所は、満州、朝鮮及びソビエット露西亞沿海州の国境の接合点に接近したハサン湖地区内であった。それから、一九三九年五月には、満州国と外蒙古との、すなわち蒙古人民共和国と満州との、領土の境界線上のノモンハン地区内で、敵対行為が起った。日本側では、これらの作戦行動はどちらも単なる国境事件で、境界線が不明確であったために起り、その結果として、相対峙する両国の国境警備隊の衝突となったものであると主張した。

ハサン湖地区における敵対行為

一九三八年七月の初めに、野戦部隊をハサン湖のすぐ西の図們江の東岸に集結することによって、ハサン湖西方地区の日本の国境警備隊の兵力は増強された。右の河と湖の間には、その河と湖の双方を見下す丘陵が続いており、ソビエット露西亞の主張によれば、それらの丘の稜線に沿って、境界線が走っていた。これに反して、日本側では、その境界線はもっと東に寄ったハサン湖の西岸に沿っていたと主張した。

この高地は、図們江、南北に走る鉄道、及びソビエット沿海州及びウラジオストック市に通ずる道路を西に見下しているために、戦略上相当な重要性をもっている。日本側から見て、この高地の重要性は、北と東に向う交通線をなしている鉄道と道路に対する偵察と攻撃を防ぐことができるということに帰結がもつた。日本側はその軍事上の重要性を認識し、早くも一九三三年において、関東軍はこの地区の地形に関する研究を充分に行っていた。この研究は、一九三三年十二月に関東軍参謀部から陸軍次官に提出した報告に述べてあるように、『対ソ作戦の場合を想定して行われたものである。

ソビエット陣地撤収前哨の当時の報告とその動の証拠は、一九三八年七月中に、日本の部隊撤退は、ますます大規模に行われていた。この頃、朝鮮軍の約一個師団が長さ三キロメートルを超えない小さい地区に集結された。田中隆吉少佐は、弁護側のために演じた証言の中で、かれが七月三十一日に同地区に到着したとき、日本側は相当の兵力をもって攻撃をしていたと言っている。『ちょうどかれより前に行われた撤収に関するかれの証言は、興味深いものがある。かれは七月十五日にすでに同地区を訪れていた。そして、そのときに、ソビエットの軍隊は、西側斜面に、すなわち張鼓峰――ソビエットの解釈によれば、その稜線に沿って境界線が走っているとされた――の満州側に、塹壕を掘っており、また鉄條網を張っていたとかれに述べた。それらの防禦的構造は、ソビエット露西亞軍の意図を示している点に意義がある。しかし、彼らはソビエット人の侵入を推測しているが、もしわれ／＼が田中証言全部を検討するならば、これは、ソビエット軍が満州領に侵入したということを明示するかもしれない。しかし、これらの防禦構造に関して、日本側はなんの抗議をしなかった。あとからわかるように、日本側の苦情は、ハサン湖の西側にはどこにもソビエットの部隊を配置すべきではないということにあった。湖岸の続く高地には、ソビエット国境警備隊は兵力が少数であり、今問題としている地区では、百人を超えていなかった。

日本の部隊がハサン湖地区に集結していた七月の初めごろに、日本政府はソビエット政

府と外交交渉を開始した。その目的は、ハサン湖東岸まで、ソビエット領域撤退線を後退させようというのであった。七月十五日に、モスコーの日本代理大使西は、日本政府の訓令に従いて、ソビエット外務人民委員に対して、ハサン湖西部地方は全部満州に属すること、ソビエット軍が撤退することを要求した。驚くべきことに、西ヨーロッパで注意に値していた事柄は、日本の要求貫徹を確実にするための準備を整えて、モスコーに提出された。それから会議が行われ、ソビエット代表は、境界線はハサン湖の西の高地に沿って走っているのであって、ハサン湖の岸に沿っているのではないと抗議して述べた。この事実は一九八六年の原書調査によって裏づけられており、それによって境界線は確定されていると述べた。事実は無因たる騒擾をとり、軍事調査官に関して、『我々の証拠は、何かの地図の誤りとしては、この急激の際に、何かの地図のことなどを調査の結果は不合理だと思います。それはただ事情を指摘するばかりです』と言った。七月二十日に、事実はソビエット軍の撤退を正式に要求し、さらに、日本は満州国に対して、不法にも占領された領土からのソビエット軍を撤退させるために、実力を行使する機会を持っています。』とつけ加えた。

右の境界線の位置の問題に関して、多くの地図が本裁判所に提出され、一枚の地図と他の多数の図面参照計画が出された。すでに言及した陸軍参謀部図は、一八八六年に満鮮とロシアの代表者によって調印され、それに境界線を示す地図がついていた。この裁定書の事実は正文にも、ロシア語の正文にも、その地図に言及している。そしてどちらにも、次のような意義ある説明がある。『……地図上の赤線は境界線の印である。それは分水嶺に沿っており、西に向って続いて図們江に注ぐ水住流域に属し、東に向って海五丁海に注ぐ水住ソビアに属する。』

境界線を詳細に説明した部分には、双方の正文にわずかな食い違いがある。境界線の正確な位置について、当時いくらか疑問があったかもしれないということは、これを無視することができない。しかし、現存の国際法の状態では、そのままで満足してもよいというようなものではなかった。

一九三八年七月二十一日には、陸軍大臣板垣は、参謀総長たるとともに天皇の引見を受けた。日本の参謀を押し通すために、ハサン湖における武力の行使を天皇が許可するように要請した。陸軍大臣と参謀長がいかに熱心に軍事作戦行動に訴えることを望んでいたかは、板垣が天皇に対して、ソビエット露西亞に対する武力の行使は、陸軍大臣と外務大臣との協議のうえであり、両大臣とも完全に陸軍に同意しているという虚偽の言葉を述べたことによって明らかである。しかし、その翌日に、板垣が列席した五相会議で、ハサン湖での敵対行為の問題が討議され、そこで採択された決議の中には、『我方は二万一に減らる監視隊を行いたり。伴個したる兵力の行使は因係当事者間協議の結果命に依り発動するものとす』と述べられていた。このようにして、ハサン湖における武力行使の許可が得られた。残る唯一の事項は、敵対行為を開始する日取りであった。この問題は一部隊の後に、すなわち、その高地の五合一つである、ベジェフナヤ高地の陥落で、日本軍が頂上の攻撃を開始した一九三八年七月二十九日に解決された。この攻撃は、おそらく二四中隊を超えないと思われる小部隊によって行われた。この部隊は、この丘に配置されていたソビエットの小規模警備隊を圧倒することに成功した。その日の報知、ソビエット国境警備当局隊が撤退され、日本軍をその古典的出発点から駆逐した。

七月二十日から二十一日にかけての夜間に、一個の増援を主力として、こんどはすでにベジェフナヤ高地として知られていた高地の中の五つの一つに対して、日本側はまた攻撃に出た。証人田中隆吉が弁護側のために証言したように、かれが七月三十一日その地区へ帰ったときに、日本軍が大きな兵力で攻撃中であったという事実をかれは確認した。日本軍は満州側にいたとされがつけ加えたことは事実であるが、この証言は、満州側が日本の主張に基礎を置いているのであった。どちらにしても、裁判所は、日本側の攻撃を正当化するの唯一の理由となるところの、ソビエット軍が日本を切ったということの証拠を少しも見出すことができない。

この地区の戦闘は、一九三八年の七月三十一日から八月十一日まで続いた。そのときまでには、敵対行為の開始後に派遣されたソビエット側の増援部隊の助けによって、この作戦に使用された日本軍は打ち破られ、ほとんど全滅した。そこで、日本政府は敵対行為を、すぐ、境界線はソビエット側の主張の通りに、山脈の稜線に沿う線に戻されなければならないということに同意した。

すべての証拠から見て、本裁判所は、ハサン湖における日本軍の攻撃は、参謀本部と陸軍大臣とによって故意に計画され、また少くとも一九三八年七月二十一日の会議に参加した五大臣の賛成は受けていたという結論に到達した。その目的は、問題区のソビエット側の勢力を打撃してみるか、ウラジオストックと沿海州への交通線を見下ろす高台の戦略上重要な地点を奪うかの、どちらかであったのであろう。この攻撃は相当の兵力をもってなされたであろう。この攻撃は計画され、実行されたものであるから、これを偶発事件間の単なる偶発事件と見做すことはできない。日本側が先に敵対行為を開始したということもまた、本裁判所が満足するところまで証拠されている。使用された兵力はまた大きくなかったが、主に述べた目的と、方一攻撃が成功した場合の結果と、本裁判所の見解では、この敵対行為を戦争と呼ぶことを充分正当化するものである。その二に、満州における日本の侵略政策と、手段的な攻撃行為で日本軍側代表者の態度とを考慮すれば、日本軍の作戦行動は、侵略戦争を意図すれば、日本軍の作戦行動は、本裁判所の見解では、明白に侵略的なものであった。

ただいまより午後一時半まで休廷します。

〈午後三時休廷〉

〈午後一時三十分開廷〉

○法廷執行官　ただいまより御着席願います。

○裁判長　判決文の朗読を続けます。

〈朗読〉

ノモンハン（ハルヒン・ゴール）の作戦行動

一九三九年の五月から九月まで続いたノモンハン地方の敵対行為は、ハサン湖における敵対行為よりも、はるかに大規模なものであった。これは外蒙古に接する満州国境で起った。その中で満州は、一九三九年に出て日本の支配下にあったチャハル省である。

ソビエット露西亞に対する日本の軍部計画に関係して、外蒙古の重要性は大きかった。外蒙古は、満州からバイカル湖の西の一地点に至るソビエット領土と境を接しているために、非友好国によって軍事的に支配されるときは、一般にソビエット領土に対して、わけても、ソビエット領土の西部を脅威しつつ、外蒙の外部国境とほぼ並行し、それからあまり離れずに長い鉄線を走っているシベリア鉄道に対して、脅威を與えることになるのである。外蒙古の戦略上の重要性は、ソビエット露西亞と日本とも、ともに認めていた。すでに一九三三年に、『昭和日本の使命』と題する論文で、荒木は外蒙古の占領を唱え、『日本は満域の存在と、ソビエットの脅威を感じない。蒙古は独立国家として、ソビエットの脅威を感じない。』と断言し、早くも一九三三年において、関東軍はこの地区の地形に関する研究を充分に行っていた。この研究は、一九三三年十二月に関東軍参謀部から陸軍次官に提出した報告に述べてあるように、『対ソ作戦の場合を想定して行われたものである。

ソビエット陣地撤収前哨の当時の報告とその動の証拠は、一九三八年七月中に、日本の部隊撤退は、ますます大規模に行われていた、ことを示している。七月の末頃に、朝鮮軍の約一個師団が長さ三キロメートルを超えない小さい地区に集結された。田中隆吉少佐は、弁護側のために演じた証言の中で、かれが七月三十一日に同地区に到着したとき、日本側は相当の兵力をもって攻撃をしていたと言っている。『ちょうどかれより前に行われた撤収に関するかれの証言は、興味深いものがある。かれは七月十五日にすでに同地区を訪れていた。そして、そのときに、ソビエットの軍隊は、西側斜面に、すなわち張鼓峰――ソビエットの解釈によれば、その稜線に沿って境界線が走っているとされた――の満州側に、塹壕を掘っており、また鉄條網を張っていたとかれに述べた。それらの防禦的構造は、ソビエット露西亞軍の意図を示している点に意義がある。しかし、彼らはソビエット人の侵入を推測しているが、もしわれ／＼が田中証言全部を検討するならば、これは、ソビエット軍が満州領に侵入したということを明示するかもしれない。しかし、これらの防禦構造に関して、日本側はなんの抗議をしなかった。あとからわかるように、日本側の苦情は、ハサン湖の西側にはどこにもソビエットの部隊を配置すべきではないということにあった。湖岸の続く高地には、ソビエット国境警備隊は兵力が少数であり、今問題としている地区では、百人を超えていなかった。

日本の部隊がハサン湖地区に集結していた七月の初めごろに、日本政府はソビエット政

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

した。独ソ戦の一九三六年に、当時関東軍参謀長であった板垣、石原大佐との会談で、大のように指摘した。「外蒙は今日の日満勢力に対し極東ソ連と極ソとの連絡線たるシベリア鉄道の側面地帯としては、極めて重要性を有す。従つても外蒙古にして、我日満圏に全体せんか、極東ソ連の安全性は絶対根底より覆るべく、また戦はずしてソ連勢力を極東より撤退せしむることも得るに至る外も知らべからず。我ソ連が外蒙古に対する拡張を企図したり……」

ソビエト連邦は、日本がまた日独の間が行動を起すことがあり得ることを予測して、一九三六年三月二日外蒙古人民共和国と相互援助議定書を結び、これに基いて、ソビエト軍は外蒙古のいくつかの町に駐屯していた。こうして、ノモンハンで紛争行為が発生する少し前に、いくらかのソビエト軍が外蒙古の南部に進出されていた。

紛争行為は、一九三九年五月十一日に、数百名に及ぶ日本軍傀儡部隊が外蒙古領内深く侵入し攻撃したことで開始された。この日から、その月の二十七日までの間、少数の日本軍がさらに攻撃を加えたが、すべて撃退された。この間に、満州と外蒙古との間の国境線は、五月二十八日に、満洲国、蒙古人民共和国の代表者間で、ソビエト連邦の支援のもとに、満洲国が再び支援されたる。それから後、戦闘は引き続き大規模に展開され、日本側が敗北を喫した九月になつて、ようやく終つた。

使用された兵力の大きさを正確に知ることはむずかしいが、それが大きなものであつたことは、紛争発生後に関するいろ〳〵な推定数と作戦行動の行われた地域とからして判断することができる。戦死、負傷、捕虜による日本側の損害は五万人を超え、外蒙古とソビエト側の損害は、九千人以上であつた。作戦行動は、正面五十ないし六十キロメートル、深さ二十ないし二十五キロメートルにわたつていた。

この事件についての弁護は、ハサン湖事件の場合と大体同じである。すなわち、この事件は、外蒙と満州との国境の正確な位置に関する紛争について、国境を起つた衝突にすぎないというのである。日本側の主張は、戦闘が起つた地域では、国境にハルハ河であり、この河はこの地点で西北の方向に流れているというのであつた。これに対して、外蒙古側の主張は、国境はハルハ河の東方約二十キロメートルの所にあるというのであつた。国境の位置について、各数の地図が提出され、多くの論争が参げられたその上に、その衝突の原因を巡りて、外蒙古側は挑発行為に責任があると主張する傾に於いて、国境線に関係問題にたつさわられていたという証言が述べられた。ここで、国境の位置を決定することは必要でない。それについて、その後に確定がなされた。ソビエト側は、ソビエト連邦の正当性についてである。

この作戦行動の性格と規模に関する最も有力な証拠は、一九三九年九月九日附の、第六軍司令官荻洲宛である。これは押収された日本軍文書の中にある。それには、次のように書いてある。

「昭六軍の出動成るに際し、予は、前に発せられたにもかかわらず、その指令が遂行されなかつたために、西北地域の騎兵の大きな使命が失敗に帰したのを残念ながら想に堪えなければならない。我軍は、ノモンハン及蒙古国境の戦闘に投ぜられた。既に行動は、昨日以来日本軍の勝利に終つた。敵は、ソビエト連邦の援助の下に、ハルハ河の東方に集中している。今や戦闘が終結に近づきつつある。我軍は、敵の主力を撃破し、敵の大部分を殲滅した。敵は、それら軍隊が撤退するに際し、ハルハ河の東方約二十キロメートルの地点に集中している

れたことは間違ないからであると述べられた。日本の勝利機運に対する侵略的意図をこれほど明らかに告白したものはない。一九四〇年七月八日に、米国と仏領インドシナとの間に結ばれた新しい申合せをつくることであつたとリタベントロプに語つた。こうして、九ヵ年の間日本が繰返して行つた公式声明の虚偽を暴露した。一九四〇年七月十次日に、日本はオランダに対して、オランダ領東インドの日本に対する物資供給の問題を協議するために、バタビヤに経済使節を派遣する通告した。その翌日に、米内内閣が辞職したが、これは陸軍とその支持者の圧力によるものであつたが、かれは、ヨーロッパにおけるフランス及びオランダの崩壊とイギリスの不安とによつて、本国をうばわれている日本の南方侵略の好機を利用するには、米内内閣はあまりにも穏和であつたと考えたのである。一九四〇年七月二十二日に行われた第二次近衛内閣の組織は、日本のこの南方侵略政策を促進するために、この内閣がとつた様々の措置に対して、関係が除かれた。

一九四〇年の日本の政策

一九四〇年七月二十二日に就任した第一次近衛内閣の在任中に、一九四一年十二月八日における太平洋戦争の開始に直接到達した重要な諸点が公表された。

一九四〇年九月二十七日に、三国軍事同盟が調印されるに至るまでのアイクとの交渉に関しては、この到達において、すでに述べておいた。しかし、第二次及び第三次の近衛内閣時代と、その後を通いだ東條内閣の時代とにおいては、一九四〇年七月から十月までの間に採用された政策と計画を簡潔に再検討することが絶対である。これらは、一九三六年八月十一日に廣田内閣が宣明した政策を具体化したものであり、そして、一九四〇年の後半に存在した情勢に対して、この政策を実際に適用したものである。

その重要な事項は次の通りである。一九四〇年七月二十六日の閣議決定、一九四〇年九月四日の四相会議と一九四〇年九月十九日の連絡会議の決定、一九四〇年九月二十八日――三国軍事同盟の調印の翌日――に外務省で作成された日本の外交方針要綱、一九四〇年十月二日の閣議の決定、並びに一九四〇年十月四日に外務省で作成された対南方施策要綱である。

これらの結果として、一九四〇年十月の初旬までには、日本政府の方針は、ラビエット南部及びアメリカ合衆国との紛争を回避することにつとめると同時に、シツガポール、イギリス領マレー及びオランダ領東インドを占領する目的で、南方に進出することに定められていた。合衆国との紛争は起り得ることと考えられており、その場合には、フイリピン、グアム、その他のアメリカの領土も、古領すべき地域の中に含まれることになつていた。

もう少し細かくいえば、この方針は次のことを目標としていた。(一)三国協約に依存すること、(二)ソビエトと日ソ不可侵協約を締結すること、(三)中国における戦争を完遂すること、(四)仏印、オランダ領東インド、蘭峡植民地、イギリス領マレー、タイ、フイリピン、イギリス領ボルネオ及びビルマを大東亜共栄圏（以後は省略して『共栄圏』と呼ぶ）に編入すること、(五)ヨーロッパ諸国を結合するために仲介を申し出で、その代償に共栄圏に対するイギリスの承認を得ること、(六)合衆国と不侵略協約を結び、それによつて、日本がフイリピンの独立を尊重すること等である。

一九四〇年十月四日に、近衛は新聞に発表した声明の中で、もし合衆国が日本、ドイツ及びイタリアの提案を理解することを拒み、その挑戦的態度と行動を続けるならば、合衆国もイギリスも日本と戦争しなければならなくなるであろうといつた。これは日本が両国と戦争することを余儀なくさせるという意味であつた。ジビエット連邦、イギリス及び合衆国に対して、中国援助を中止させようとして、日本は外交的に工作しているとかれは説明した。

このときまでには、日本の長期的遠因が非常に明らかになつたので、アメリカ合衆国には、これらの侵略的目的を達成するために使用される軍需品の輸送原料を、絶けて日本に供給する意思はなくなつていた。日本が協約を無視したことに対する抗議として、一九三八年と一九三九年に課した綿用禁止を、西半球とイギリス向けのものを除いて、一切の屑鉄と屑鋼とに及ぼした大統領布告が発せられた。一九四〇年一月三十六日に、アメリカ合衆国が日本との通商協約を停止したことに注意を払わねばならない。一九四〇年十二月十日に、綿用禁止が強要され、皆可制のもとに置かれた。一九四一年二月三日に、銅、真鍮、亜鉛、青銅、ニッケル及び装甲ヨーロッパ綿用禁止若干表に加えられた。一九四一年三月五日に、屑ゴム、が加えられた。一九四一年六月三十日までには、情勢が非常に悪化していたので、イギリスと南アメリカ向けのものを除いて、合衆国からの一切の石油の輸出が禁止された。

日本の国家経済を強化し、日本、満州国及び中国をひつの経済ブロックとして組織するようとする試みがとられた。内閣は、ブロック内の三国が経済無受、二重課税及び金銭の移動を避けるために、これらの三国のそれぞれに対して、労働、財政、貨幣、銀行、通信、交通等について、別々に定められた活動範囲を調査することが必要であると決定した。

政策実施の前提

一九四〇年十月二十五日の総理大臣会議において、近衛内閣は、任期満了にあつた中国の傀儡中央政府を承認すること、その政府と日本政府との関係を調整するために、それと基本協約を交換することを決定した。この協約は十一月三十日に調印された。そして、傀儡政府に対する新しい方策は、長期戦の一手段として内閣は傀儡中央政府を認めたのであるから、この点を公開に置いて、協約案と最大限度まで協力しなければならないと説明された。

企画に参与及び元満州国の総務長官として、長官は、日満経済相互関係の調印の際に、日本、満州国及び中国によつて発表すべき同宣言の要旨を傀儡政府に指令していた。木村は一九四〇年十一月七日に、日満共同宣言に、十一月八日に協約が発表された。日満共同宣言は、一九四〇年十一月三十日に、日華協約の調印が発表されたときに公けにされた。この共同宣言は、三国の軍事的と経済的な基礎に基いて協力し、アジアの新秩序建設のために必要なあらゆる措置をとると述べていた。

風説に、日本政府を新経済ブロックの極に結ぶように圧迫するための再編成について説明した。十一月に、内閣は各閣僚の会議を設置の理論会議に協力を計画を決定したが、これは内閣から任命され、商工大臣の監督下に置かれた会社を通じて協調するためであると見野はいつた。計画を実施するために、会社をつくるとなかつたきれ、その後に計画の実施には殆んどなかつたが、これは同年の計画の結果として、一九四〇年二、少くとも二百十二もそれない大会社の合併が行われ、これに伴つた資本金は二十三億円に上つた。一九四一年の上半期には、三十億円を作る百七十二の大会社の合併が行われた。

三国軍事協約に関する宣誓の際に、原嘉道枢密院議長は、この協約の調印の後に起るものとかれらが予想していた戦争に対して、日本の準備を整えるためにとるべきいくつかの措置を指摘した。作戦会議の直後に、星野は

日本の財政機構を強化する措置をとり始めた。一九四〇年十月十九日に、二部行政資金総会で、この問題に関する動きが公表された。その目的は、統制の拡大に従つて、すべての金融機関がその投資政策を調整することを要求し、政府の指令の結果として、金融機関が蒙つた損害を補償することを定めることにつて、財政に対する政府の統制を強化することにあつた。同じ日に、食糧管理統制の勅令が公布された。これによつて、国家総動員法の目的を達成するために、金融機関は資金を保有することを要求された。

大政翼賛会

一九四〇年九月二十六日の会議で、三国協約が宣誓されたときに、東京駐剤官を歴任させたことの一つは、いろいろな困難に対して、日本国民が不平のものと予期される反響を生つた。かれらは度にそれらの困苦を除つて勅令、また合衆国に新資源を提供するものと予期されるので、既約調印の結果として、それらの困苦は増大することになるのであつたことは明瞭に対する宣誓の有効は、一九四〇年十月十日の大政翼賛会の結成をあつた。若干と説明した。一九四〇年六月、米内内閣が瓦解する前に、大きな統合的な政党を組織することを企図した。その実施を延期していた。この会の準備委員会に対して、推本口政治組織体の組織に関する方針として、提案した。内閣は同委員会の委員として、星野は同委員会の指導は、この会が日本全国の貴族、各郡、各市長、各市長、各家庭にまで浸けられねばならないという明らかな意図のもとに、細かにつくられた。この会は、ヨーロッパの各体主義国家に倣つて日本を一国一党国家にかえるために作られたものであつた。地の政党は廃止することになつていた。聯盟会員がこの会の長となり、その一党の勝利になることにたつていた。この会の目的は、人類一字の目的を実現し、日本を光輝ある世界の指導者とすることについて、天皇を助けるために、強心一如の国家体制を確立する措置をとり始めた。日本の勝利機運に対する侵略的意図をこれほど明らかに告白したものはない。一九四〇年七月八日に、米国と仏領インドシナとの間に結ばれた新しい申合せをつくることであつたとリタベントロプに語つた。こうして、九ヵ年の間日本が繰返して行つた公式声明の虚偽を暴露した。一九四〇年七月十次日に、日本はオランダに対して、オランダ領東インドの日本に対する物資供給の問題を協議するために、バタビヤに経済使節を派遣する通告した。その翌日に、米内内閣が辞職したが、これは陸軍とその支持者の圧力によるものであつたが、かれは、ヨーロッパにおけるフランス及びオランダの崩壊とイギリスの不安とによつて、本国をうばわれている日本の南方侵略の好機を利用するには、米内内閣はあまりにも穏和であつたと考えたのである。一九四〇年七月二十二日に行われた第二次近衛内閣の組織は、日本のこの南方侵略政策を促進するために、この内閣がとつた様々の措置に対して、関係が除かれた。

一九四〇年の日本の政策

一九四〇年七月二十二日に就任した第一次近衛内閣の在任中に、一九四一年十二月八日における太平洋戦争の開始に直接到達した重要な諸点が公表された。

一九四〇年九月二十七日に、三国協約を調印するに至るまでのアイクとの交渉に関しては、この到達において、すでに述べておいた。しかし、第二次及び第三次の近衛内閣時代と、その後を通いだ東條内閣の時代とにおいては、一九四〇年七月から十月までの間に採用された政策と計画を簡潔に再検討することが絶対である。これは、一九三六年八月十一日に廣田内閣が宣明した政策を具体化したものであり、そして、一九四〇年の後半に存在した情勢に対して、この政策を実際に適用したものである。

その重要な事項は次の通りである。一九四〇年七月二十六日の閣議決定、一九四〇年九月四日の四相会議と一九四〇年九月十九日の連絡会議の決定、一九四〇年九月二十八日――三国軍事協約調印の翌日――に外務省で作成された日本の外交方針要綱、一九四〇年十月二日の閣議の決定、並びに一九四〇年十月四日に外務省で作成された対南方施策要綱である。

これらの結果として、一九四〇年十月の初旬までには、日本政府の方針は、ラビエット南部及びアメリカ合衆国との紛争を回避することにつとめると同時に、シツガポール、イギリス領マレー及びオランダ領東インドを占領する目的で、南方に進出することに定められていた。合衆国との紛争は起り得ることと考えられており、その場合には、フイリピン、グアム、その他のアメリカの領土も、古領すべき地域の中に含まれることになつていた。

もう少し細かくいえば、この方針は次のことを目標としていた。(一)三国協約に依存すること、(二)ソビエトと日ソ不可侵協約を締結すること、(三)中国における戦争を完遂すること、(四)仏印、オランダ領東インド、蘭峡植民地、イギリス領マレー、タイ、フイリピン、イギリス領ボルネオ及びビルマを大東亜共栄圏（以後は省略して『共栄圏』と呼ぶ）に編入すること、(五)ヨーロッパ諸国を結合するために仲介を申し出で、その代償に共栄圏に対するイギリスの承認を得ること、(六)合衆国と不侵略協約を結び、それによつて、日本がフイリピンの独立を尊重すること等である。

一九四〇年十月四日に、近衛は新聞に発表した声明の中で、もし合衆国が日本、ドイツ及びイタリアの提案を理解することを拒み、その挑戦的態度と行動を続けるならば、合衆国もイギリスも日本と戦争しなければならなくなるであろうといつた。これは日本が両国と戦争することを余儀なくさせるという意味であつた。ジビエット連邦、イギリス及び合衆国に対して、中国援助を中止させようとして、日本は外交的に工作しているとかれは説明した。

このときまでには、日本の長期的遠因が非常に明らかになつたので、アメリカ合衆国には、これらの侵略的目的を達成するために使用される軍需品の輸送原料を、絶けて日本に供給する意思はなくなつていた。日本が協約を無視したことに対する抗議として、一九三八年と一九三九年に課した綿用禁止を、西半球とイギリス向けのものを除いて、一切の屑鉄と屑鋼とに及ぼした大統領布告が発せられた。一九四〇年一月三十六日に、アメリカ合衆国が日本との通商協約を停止したことに注意を払わねばならない。一九四〇年十二月十日に、綿用禁止が強要され、皆可制のもとに置かれた。一九四一年二月三日に、銅、真鍮、亜鉛、青銅、ニッケル及び装甲ヨーロッパ綿用禁止若干表に加えられた。一九四一年三月五日に、屑ゴム、が加えられた。一九四一年六月三十日までには、情勢が非常に悪化していたので、イギリスと南アメリカ向けのものを除いて、合衆国からの一切の石油の輸出が禁止された。

日本の国家経済を強化し、日本、満州国及び中国をひつの経済ブロックとして組織するようとする試みがとられた。内閣は、ブロック内の三国が経済無受、二重課税及び金銭の移動を避けるために、これらの三国のそれぞれに対して、労働、財政、貨幣、銀行、通信、交通等について、別々に定められた活動範囲を調査することが必要であると決定した。

政策実施の前提

一九四〇年十月二十五日の総理大臣会議において、近衛内閣は、任期満了にあつた中国の傀儡中央政府を承認すること、その政府と日本政府との関係を調整するために、それと基本協約を交換することを決定した。この協約は十一月三十日に調印された。そして、傀儡政府に対する新しい方策は、長期戦の一手段として内閣は傀儡中央政府を認めたのであるから、この点を公開に置いて、協約案と最大限度まで協力しなければならないと説明された。

企画に参与及び元満州国の総務長官として、長官は、日満経済相互関係の調印の際に、日本、満州国及び中国によつて発表すべき同宣言の要旨を傀儡政府に指令していた。木村は一九四〇年十一月七日に、日満共同宣言に、十一月八日に協約が発表された。日満共同宣言は、一九四〇年十一月三十日に、日華協約の調印が発表されたときに公けにされた。この共同宣言は、三国の軍事的と経済的な基礎に基いて協力し、アジアの新秩序建設のために必要なあらゆる措置をとると述べていた。

風説に、日本政府を新経済ブロックの極に結ぶように圧迫するための再編成について説明した。十一月に、内閣は各閣僚の会議を設置の理論会議に協力を計画を決定したが、これは内閣から任命され、商工大臣の監督下に置かれた会社を通じて協調するためであると見野はいつた。計画を実施するために、会社をつくるとなかつたきれ、その後に計画の実施には殆んどなかつたが、これは同年の計画の結果として、一九四〇年二、少くとも二百十二もそれない大会社の合併が行われ、これに伴つた資本金は二十三億円に上つた。一九四一年の上半期には、三十億円を作る百七十二の大会社の合併が行われた。

三国軍事協約に関する宣誓の際に、原嘉道枢密院議長は、この協約の調印の後に起るものとかれらが予想していた戦争に対して、日本の準備を整えるためにとるべきいくつかの措置を指摘した。作戦会議の直後に、星野は

ならないというのが、この宣誓の趣旨であつた。日本のアジア大陸における発展と南方諸国を対抗するこの協定がこれらの国を結合するイギリスと合衆国を対抗することができるようにと、日本は戦争地帯を完成すべきであるとかれはいつた。

『世界再建の道』の中では、全体主義的政府に対する支持と独逸者の手段に対する賛辞とを誇示した。日本における五・五事件及び二・二六事件とその他の陰謀に参加したとともに、満州事変、日本の連盟脱退、ロンドン海軍軍縮条約の廃棄に多加したことを認めた。

一九四〇年八月二十八日に、外務省外交顧問になるまで、白鳥はイタリア駐在大使の地位を保ち、全体主義的な線に沿つて、政府を改造することを思われていた者を外務省から追放することに協力した。この期間を通じて、優秀されていた三国協約を支持するために、かれは強い動機にわたつて講演と著述を行つた。一九四〇年十一月に、かれは、三国協約を支持するために、弱者の目的で、講演と著述論文のいくつかを集めて一冊の本に纏めて出版した。『一九三九年十一月に出版された『欧州大戦と日本の発達』の中で、ヨーロッパ戦争は、極東に於ける日本の目的を確立することを助けるように、脱開させることができるとかれは説べた。一九三九年十二月の『日独伊同盟の必然性』の中で、ドイツとイタリアの目的は、世界を比較的少数の国家集団に分け、各集団をそれに属する一国に支配させるにあること、アジアの新秩序を建設するために、すなわち、東アジアを支配するために、日本はドイツとイタリアが持つている勢力に参加しなければならないと説べた。一九四〇年六月の『大戦の帰趨』の中では、ヨーロッパ戦争の目的は、ますます日本者変によつて動もれたのであるから、日本はその戦争に実際に巻き込まれているのであるといつた。ヨーロッパの新秩序の建設に反対しているドイツとイタリアの敵は、また日本の敵でもあるのではないかという意味深長な質問をかれは呈した。一九四〇年六月の『不介入方針を捨てよ』の中では、日本は満州事変が起つてから、無政府状態に主要な役割を果してきたのであるから、民主主義的資本主義を基礎とする自由秩序を論駁し、全体主義的な原則に基いて新秩序を確立しようとしている枢軸諸国に対して、同情を寄せるべきであるといつた。この提案は、アメリカの艦隊を太平洋において無効にするという目的をもつべきであると述べ、日本のとる得る代償として、ロシアとイギリスとの極東及び太平洋におけるイギリスの植民地とがあるといつた。

三国軍事協約の調印の後においても、白鳥は演説を続けた。一九四〇年九月二十九日の『日独伊同盟成る』の中で、後藤の歴史家達、ヒ神伊同盟成る』の中で、後藤の歴史家達、ヒそうしてこの協約を『世界新秩序宣言』と呼んで、アッシャー・サタックは新聞ジャーナル民新、黄色人種対白色人種という人種的の闘争を果敢するはかりてたく、現状を打破し、新世界を規定した結極的な計画を含んでいるかどうというのであつた。一九四〇年十二月に出版された『三国協約と明日の世界』の中では、全体主義運動は世界に波及の火のように蔓延するであろうと、別日の世界に、世界と人間に共通する他のどのような概念も存在する余地がないとかれは説べた。日本は、日本国民の不変の信念として君主と臣民を有機的な一体とする原理を具現した純粋無垢の全体主義的政府を、その存在の全期間を通じて保持してきたとかれは言つた。また、満州事変は、民主主義諸国が長い間貯わせてきた侵略に今まで報復されていたと、国民の健康な本能の発露であつたとかれはいつた。さらに、八紘一宇の新の精神を世界に到達することと、その精神に立ち帰ることをかれは求めた。中日戦争は根本的に日本と民主主義諸国との闘争であると指摘し、東洋における戦争と西洋における戦争は、事実において一つの戦争であると述べ

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

た。

総力戦研究所

ある根本問題に対する答弁のときに、総力戦に関する答弁のときに、陸軍の場合における系統に対応するための準備について質問した。陸軍研究会員、赤大佐政治部長の解説にあたつて、政府当局者と調査と綜合の結果として、一九三六年以来存在していたが、その主要な目的は、財閥を中心に結びつける統合をつとめたことであつた。総力戦研究所は、一九四〇年九月二十日の勅令によつて組織された。勅令は、この研究所内閣綜理大臣のもとにあつて、総力戦の調査のために、官吏とその他の者を任命し、調査するとともに、国策総力戦に関して、基本的な研究を調査をつかさどるものであると規定していた。星野は十月一日に研究所の所長兼顧問に任ぜられ、かれのあとを受けて、協和事業の西園寺公所長になり、一九四五年の四月まで、研究所の仕事は続けられた。鈴木は研究所の常勤の一人であつた。政府の各省がこの研究所に代表者を送つていた。秋月の考えでは、陸軍と海軍、外務省、内閣綜合企画局、内閣綜合企画局及び産業組合中央金庫等の代表者が参加していた。研究生は国内の諸活動の各分野から選ばれた。研究所は、総力戦を計画するために、資料を収集し、研究所の調査報告を作成した。

日本は全東アジアの統制的組織に対するように、今までより多くの人力を準備するために、日本人の出生率の増加を奨励する運動が、一九四一年一月二十二日に、内閣によつて採択された。星野がこの計画を提案し、内閣によつて採用され、内務大臣平沼と厚生大臣近衛伯爵は、この提案を熱心に支持した。この計画にされば、早期の結婚を奨励し、結婚年齢を引下げ、産児制限を禁止し、子供の多い家族には

物資に関する優先権を與え、出産率を高めるために、特別な機関を設けることになつていた。その目的は、東アジアに対する日本の指導的立場を確保し、東アジアに日本の計画を発展させるについて、労働と兵役に関する人力を供給するために、人口を増加することであつた。定められた目標は、一九五〇年までに、日本の人口を一億にすることであつた。この計画は適当な法令によつて実施された。

三国協約に基く協力

この協約に基くドイツ及びイタリアとの活発な協力は、この協約が調印されてから間もなく始まつた。大島は、一九四〇年十月二十七日に湯浅に代つて、新聞記事の中で、三国協約が結ばれ、世界新秩序建設という日本の目標が明示されたということは、まことに感激にたえないが、臣民は時を捨てこの目標の達成されなければならないと説いた。大東亜及び南方地域における新秩序建設の機会を失わないように、ドイツ及びイタリアとの経済的及び軍事的相互協力が速やかに完成されなければならないとかれは説いた。

この協約の三条約調印は、一九四〇年十二月二十日に、協約によつて規定されていた委員会を結成することを協定した。この協定は、「軍事委員会と三国の専門委員会、すなわち軍事省及び経済委員会を設置し、これを三国の各政府にそれぞれ独立して勧説すべきこととしていた。陸軍省軍務局長としての武藤と、海軍省軍務局長としての岡敬純は、東京における軍事専門委員会として任命された。

この協定が成立した日に、大島はドイツ駐在大使に任命され、ベルリンにおける一般政策の調整のために、大島が三国同盟の後ろだて者として選ばれており、その任命はドイツ及びイタリアとの協力を促進すると思われたので、大島も大使に任命することを主張した。一月十五日の大島の

渡欧出行会社におけるあいさつの中で、松岡は、大島はドイツの有力者間に、絶大な個人的信用を進めているので、かれらとは腹を交えて話すことができるから、かれが大使としてドイツに帰ることは、裏心から喜ぶべきであること、三国協約の実際的活用は、大島の手腕にまつところが多いことを述べた。

大島がドイツに到着した後にドイツを訪問することを、松岡は計画した。かれの目的は、協約に基く協力を促進すること、中国戦争の解決に対するドイツの援助を確保すること、及び南洋の行われている間、ソビエト連邦との不可侵協約を交渉することであつた。引つて取上げるが仲介とタイの間の国境紛争の仲介が松岡のドイツへの出発を遅らせた。一九四一年三月に、かれはベルリンに到着し、ヨッペントロップ及びヒットラー会談を行つた後、モスコーに向い、そこで、一九四一年四月十三日に、日ソ不可侵協約を締結した。東京で交換された。われ〳〵が宗したように、この協約は、日本がソビエットを孤立にして自国の拡大をはかるという目的を放棄したことを意味するものではなかつた。この協約は、「絶対に尊重されるものであつた。それは時勢の選択の問題であつた。中国における戦争が進行中でも、イギリス、オランダ、場合によつてはアメリカとの戦争を未然防止することを要求していたので、ソビエット連邦と直ちに戦争することを避けるために、あらゆる努力をすることが必要であつたのである。

南方進出の準備

一九四〇年の九月と十月に、内閣が採択した方針の主な点は、東亜共栄圏の建設を促進するために、日本、満州国及び中国から成る経済ブロックの確立であつた。共栄圏の発展の第一段階は、仏印、オランダ領東インド、イギリス領ビルマ及び英領馬来民地を含め、さらに南方ウイリピン、ニューギニアを除いて、ハワイ以西の全地域へ進出することであると決定された。完全な組織的計画が立てられた。中国に対する代償として、中国が仏印のトンキン地方と北部ビルマを仲介することを許し、それによつて、仲介者は元帥の称号を使用することが試みられることになつていた。軍事的と経済的の同盟の名目のもとに、仏印及びタイと協商協約を締結して、シッポ半島に関つて協定することが計画された。その代償として、タイは仏印の一部を約束されることになつていた。しかし、日本の侵略に抵抗する準備をタイが行うのを遅らせるために、日本とタイとの関係については、日本の率直行動を延期し用意ができ上るまでは、平和なものと装うことが計画された。オランダ領東インドの諸島に対する油田とその他の資源の確保を防ぐために、オランダ領東インドに対する仲裁行動が開始する前に、シンガポールを占領し、シッポ半島を攻撃中に、住民に絶望を宣言させ、油田を占拠させ、これを日本軍に無傷で引渡させるように呼びかけることが決定された。これら地域における非常を防ぐために、仏印、ビルマ及びマレーにおいて、独立運動が利用されることになつていた。軍事行動は、寄介石大元帥との間の解決、ドイツのイギリス侵入が、どちらが先になつたとしても、それと同時に始められることになつており、どちらも起らなかつた場合には、ドイツがなんらかの実質的な軍事的成功を収めたときに、開始することになつていた。

一九四〇年十一月中に、近衛内閣は、中国戦争の解決のために、蔣介石大元帥に対して提案した。松岡は寄介石大元帥に対する

展の第一段階は、仏印、オランダ領東インド、イギリス領ビルマ及び英領馬来民地を含め、さらに南方ウイリピン、ニューギニアを除いて、ハワイ以西の全地域へ進出することであると決定された。完全な組織的計画が立てられた。中国に対する代償として、中国が仏印のトンキン地方と北部ビルマを仲介することを許し、それによつて、仲介者は元帥の称号を使用することが試みられることになつていた。軍事的と経済的の同盟の名目のもとに、仏印及びタイと協商協約を締結して、シッポ半島に関つて協定することが計画された。その代償として、タイは仏印の一部を約束されることになつていた。しかし、日本の侵略に抵抗する準備をタイが行うのを遅らせるために、日本とタイとの関係については、日本の率直行動を延期し用意ができ上るまでは、平和なものと装うことが計画された。オランダ領東インドの諸島に対する油田とその他の資源の確保を防ぐために、オランダ領東インドに対する仲裁行動が開始する前に、シンガポールを攻撃中に、住民に絶望を宣言させ、油田を占拠させ、これを日本軍に無傷で引渡させるように呼びかけることが決定された。これら地域における非常を防ぐために、仏印、ビルマ及びマレーにおいて、独立運動が利用されることになつていた。軍事行動は、寄介石大元帥との間の解決、ドイツのイギリス侵入が、どちらが先になつたとしても、それと同時に始められることになつており、どちらも起らなかつた場合には、ドイツがなんらかの実質的な軍事的成功を収めたときに、開始することになつていた。

一九四〇年十一月中に、近衛内閣は、中国戦争の解決のために、蔣介石大元帥に対して提案した。松岡は寄介石大元帥に対する

かれの申出を拒絶し、かれがそれゾ〇台うことになつていた会議の結果として、それが有利に発展することを維持していた。しかし、日本が中国の後援者を政府を承認したことは、共産党の協定に至るまでの可能性を消滅させてしまつた。

タイの要求

ヨーロッパで戦争が起るとすぐに、タイは一九〇四年に仏印に奪われた領土の返還の要求を、仏印に提出した。一九四〇年六月十二日に、仏印とタイとの間に不侵略協約が調印された。その協定の一つは、国境紛争問題の解決のために、委員会を任命することを規定していた。一九四〇年六月十七日、フランスがドイツに降伏を求めたときに、タイは一九四〇年六月十二日の不侵略協約を破棄する要件として、自己の要求に訴えて国境を修正することを主張した。

一九四〇年八月二十日に、いわゆる松岡・アンリー協定が日本とフランスとの間に締結され、これによつて、フランスは日本軍の北部仏印への進駐に同意した。一九四〇年九月二十八日に、タイから仏印当局に覚書が送付された。この覚書の中で、タイはその要求を撤回し、メコン河をタイと仏印との国境にすることを提案した。この覚書には、フランスが仏印に対する主権を放棄しない以上は、また攻撃するときまでは、タイはフランスとカンボジアに対する領土の要求を強いるようなことをしないと述べられていた。十月十一日に、フランスはこれらの要求を拒絶した。そこで、タイは武力によつて軍隊の撤退を開始し、フランスも同じように軍隊を撤退してこれに対抗した。敵対行為を開始しないうちに、日本が仲介の右翼のように見えたが、日本が仲介の右翼をその北部に駐屯したので、日本の支持がなくなつたタイは、その動く上げた手を打ち下ろすことを禁じた。

一九四〇年の十月の下旬に、タイと仏印との間の相互紛争に関する武装内閣の意向を知るために、タイは使節団を日本に派遣した。一九四〇年の九月と十月に交換された日本の計画には、日本とタイの不侵略協約に基いて武官委員会を設立し、これに日本とタイの軍事同盟の準備をさせ、日本がシッポールに対する軍事行動を起すときに、この同盟協約に調印することにするという提案が含まれていた。そこで、一九四〇年十一月五日と二十一日の四相会議で、もしタイが日本の要求を容れるならば、タイの仏印に対する支持を提出し、仏印がシエルアンクラパンとバタセをタイに返還させて、タイの要求を受け容れさせるということが決定された。タイの撤退は、日本の要求を受諾した。日本は、二つのうちの一つを選ぶことになつていた。大臣のジンゴは、日本の要求を受諾するかどうかを決定するために、数時間の猶予を与えた。日本はこのようにして、紛争の仲介者の役割を演じたのである。

一九四〇年十一月二十一日の四相会議の後に、松岡はドイツ大使に対して、もしタイがその領土要求を限定するならば、近衛内閣はこれを承認するであろうということを伝えた。もしも必要があるならば、ボイシーのフランス政府との交渉に、日本はドイツ政府の支持を要請するであろうとかれは同大使に語つた。また、仏印をして日本の要求に同意させるように、仏印に対する反政行動として、海洋艦隊を派遣することになつていると述べた。この海洋艦隊は、十二月の中ごろに、タイゴンに到着する予定になつていた。

紛争のいわゆる仲介についての日本の態度に対して、タイの総理大臣が同意したので、タイは仏印に対する軍事行動を再開し、一九四〇年十一月二十八日に、タイとフランスとの軍隊の間に交戦が行われた。この交戦に対して、一九四〇年にフランスに到着した地域を回復しようというタイの要求に関して、仲裁者となろうと提案した。大使はその要求に興味を示し、ボイシーのフランス政府は仲裁の申し出をあり

がたく思うが、仏印の領土要求が検討されることを問待するといつた。

仏印とタイをシンガポール攻撃に利用する予定

一九四一年一月二十三日に、ベルリンの日本大使来栖は、シンガポールへの進撃は、仏印とタイの領土を通過しなくては考えられないとツイゼッカーに説明した。その為めには、日本のタイとの取扱ひに、イギリスが干渉することを阻止しなければならなかつた。外交協同員会によつて指導されていた一部は、かれらが太平洋地域における覇権を考えていたシンガポールを直ちに攻撃することを要求していた。その結果として、日本軍当局と東京駐在のドイツ陸軍武官とは、一九四一年一月に、そのような攻撃の可能性について研究した。その到達した結論は、サイゴンを占領し、その後にマレー半島に上陸するという順序で、この攻撃は遂行されなければならないというのであつた。

一九四一年一月三十日の連絡会議は、仏印とタイの間の紛争の調停を利用して、南国内における日本の地位を確立し、蔣軍シンガポール攻撃に使用するために、カムラン湾に海軍基地を、サイゴン附近に航空基地を獲得することを決定した。この決定を実施するためにとられた処置については、後に取扱うことにする。調停の新の目的は、秘しておき、交渉は紛争当事国の間の平和を維持するための試みであると称することに決定された。連絡会議の後に、近衛、参謀総長及び海軍軍令部総長は、会議の決定について、天皇に報告し、その承認を得た。この決定を知つていた木戸は、その日記に、御前会議を開いての、このような方法は、松岡による、とするとしるした。

ボイシーのフランス政府が仏印に増援部隊を送ることをドイツは阻止した。そして、仏印は一九四一年一月三十一日にタイとの停戦協定に調印するほかはなかつた。停戦協定の条項によると、両国の軍隊は、一月二十八日に占領していた地域から退き、また二個の軍事行動を停止することになつていた。日本は休戦協定が守られるように監視することになつていた。この協定は、恒久的な平和条約に結ばれるまで、効力を続けることになつていた。一九四〇年の紛争の仲介者は、日本の調停委員会に任命された。その委員の中には、松岡、武藤及び岡がいた。一月十日に、松岡はドイツ大使に対して、もしタイが日本の調停委員会を受諾するならば、ドイツ政府は、ドイツ大使に対して、フランスとタイの両国に、仲介を利用して、フランスとタイの両国に、どの国に対しても敵対的または軍事的な協定を結ばないことに同意させる意向であると報告した。それをドイツ政府に通知するように依頼した。

タイと仏印との間の紛争において、日本が、このように調停した結果に、一九四一年五月九日に、ボイシー・フランスとタイとの間に平和条約がついに調印されたときに現われた。この条約には、すべてタイの主張の通りとなる旨つた。フランスはタイに地域を渡さ、国境はメコン河の中央線に沿つて設定されるものと規定された。一九四〇年十一月の五日と二十日の日本の西相会議で、この結果が決定されていたことをわれ〳〵は十分に知つておいた。

連絡会議

一九四一年二月三十日に、総理大臣と各閣僚長及び軍令部総長がとつた処置は、太平洋戦争の終りまで、個別として熟慮された先例をつくつた。重要な決定には、連絡会議でなされ、天皇の承認を得るために、直接にかれに

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

傳せられた。その後は、御前会議は宮殿の布告のような絶も重要な開始に用いられた。翌日、第一回の御前会議は日本帝国の第一の政策決定機関になった。会議の構成員に総理大臣、陸軍大臣、海軍大臣、外相、蔵相、参謀総長及び軍令部長、内閣書記官長、並びに内閣書記官長でもあった。第二次近衛内閣において、東條、平沼、東郷、鈴木、及び岸信介の閣僚に任命されてからの閣僚はいうまでもなくこれらの会議に出席し、政府の政策の作成と実行に参加した。

外交上の問題

一九四一年二月に、イギリスの外務大臣アントニー・イーデンは、蒋介石について勝利するために、太平洋戦争を根絶した。かれは極東における事態が極度に緊張しているという報告に言及し、日本だけが極東の紛争を調停する機会があるという松岡の声明を強調した。かれは当時フランスとオランダとの間に行われていた調停の準備的な性質をたずねた。イギリス自身極東における平和の維持をたずねた。イギリスは極東における平和を維持するという意思があるかどうかを知らないと答えた。しかし、諜報によれば、かれは光明に満ちた事態について知っていたはずがなく、近衛内閣が採用した政策と、それらを実行に移すために、その当時までにとられていた措置とについて、熟知していたことがあるから、かれは、イーデン氏の言葉をもって、日本とイギリスの関係が危機に瀕しているという結果に基いてイギリスの立場を明白に説明したものと解釈すると述べた。そして、イギリスとアメリカの協力について不満を述べた後に、本題武村に完全な機会をして、調停を求めるものであると述べた。

このイーデン氏と重光との会談のように、一九四〇年の九月と十月に提出された計画の既定の修項を実行するための機会を松岡は見出した。その結果というのは、適当な時期に、日本はイギリスがドイツと講和するように仲介を試み、その仲介を利用して、東亜アジアと太平洋の広漠地域を日本が支配することについて、イギリスの承認を得るということであった。その計画によれば、この承認の代償として、日本はニュートラルアとコーカサンドとを含む仏印イギリス帝国の保全を約束し、またイギリスとの一般的な経済的協力を約束することになっていた。松岡はフランスとオランダとの間の調停を行っていた。そして、一九四一年二月十日、ちかれはシンガポールに対する攻撃を準備中であるとドイツ大使に語った。しかし、二月十三日には、重光に対して、極東において危険が切迫しているというイギリス大使の報告は、笑うべき妄想であるとイーデン氏に伝えるように指示した。

松岡は重光に対して、イギリス大使の報告に、日本云々の部分とオランダに軍事基地を提供して、それから、ドイツがイギリスに対する行動を開始するであろうという報告がなされているように見受けられると告げた。松岡はこの報告の根拠を再々調べてみたが、それを見出すことができなかったので、なんの根拠に基いて、東京における大使がこの人を驚かすような報告をしたかと問に答えなかった。松岡の答弁にもかかわらず、イギリスに次使の報告の妥当性にもかかわらず、イギリスに次使の報告である。

松岡は重光に対して、イギリス大使の報告に、日本云々の部分とオランダに軍事基地を提供して、それから、ドイツがイギリスに対する行動を開始するであろうという報告がなされているように見受けられると告げた。松岡はこの報告の根拠を再々調べてみたが、それを見出すことができなかったので、なんの根拠に基いて、東京における大使がこの人を驚かすような報告をしたかと問に答えなかった。松岡の答弁にもかかわらず、イギリスに次使の報告である。

一九四一年二月十五日に、松岡は東京でイギリス大使と会見し、極東において危機が切迫しているということに関する大使の情報の出所を知ろうと試みた後に、イギリスと合衆国が相互的行動をとることを懸念している限り、日本はどのような事情においても、これらの国に脅威を感じさせるような行動を慎さないつもりであると保証した。大使は松岡が重慶なる国を説得するつもりであるかどうかを尋ね、また、アラビアとタイとの紛争の調停者として、日本は法外な代償を期待するものかどうかを尋ねた。松岡は最善の努力を尽して南洋の紛争の調停者にあたって、大使に対して、紛争の調停にあたって、日本の目的とするところは、ひとえに仲介者タイとの平和を回復するにあることを保証した。

一九四一年一月二十日、オレーにおけるイギリス駐屯軍の撤去に関して、松岡はイギリス大使に苦情を申入れた。また、アメリカ大使に対して、イギリスはオレーにおける駐屯軍を増強することによって、攻撃的な行動をとりつつあるといって松岡は苦情を述べた。アメリカ大使は、明らかに守勢的な性質を帯びる行動であるとの答弁をした。松岡は最善の努力を尽して南洋の紛争の調停者にあたって、大使に対して、紛争の調停にあたって、日本の目的とするところは、ひとえに仲介者タイとの平和を回復するにあることを保証した。

一九四一年一月二十日、オレーにおけるイギリス駐屯軍の撤去に関して、松岡はイギリス大使に苦情を申入れた。また、アメリカ大使に対して、イギリスはオレーにおける駐屯軍を増強することによって、攻撃的な行動をとりつつあるといって松岡は苦情を述べた。アメリカ大使は、明らかに守勢的な性質を帯びる行動であるとの答弁をした。松岡は最善の努力を尽して南洋の紛争の調停者にあたって、大使に対して、紛争の調停にあたって、日本の目的とするところは、ひとえに仲介者タイとの平和を回復するにあることを保証した。

一九四一年二

は直ちにシンガポールを攻撃すべきであり、もしソビエト政邦が干渉するならば、ドイツは直ちにソビエト政邦を攻撃すると述べて、松岡にソビエト政邦との條約締結を迫いたらせようとした。その次の日にも、リッベントロップはこの提案を繰返した。松岡はベルリンからの帰途にモスコーに訪問する意図を変えなかった。そして、一九四一年四月十三日に、ソビエト政邦と條約を締結した。

仏印

ヴラッス政府とオイとの協定を正式に締結するために、松岡は日本に帰った。この協定は、かれがベルリンに向って出発する前に取極め、ベルリン訪問中に、それに対する支持を得ておいたものであった。

フランスが降伏して間もなく、一九四〇年六月に、中国向け物資の輸送路が破壊に守られるようにするために、仏印に軍事使節が派遣されるようにするために、仏印に軍事使節が駐屯しているのを許すようにという日本の要求に、フランスは無理に同意させられた。この軍事使節は、一九四〇年六月二十九日に、ハノイに着いた。

日本の内閣は、その外交政策を決定していたので外務大臣松岡は、一九四〇年八月一日に、この政策を実施する問題をとった。かれはフランス大使を招き、仏印に関して、フランスにとってはほとんど最後通牒に等しいものを手交した。また、同盟を日本の仏印侵入に対してドイツの承認を得ることについて、かれはドイツ大使と話し合のた。

松岡はフランス大使に自分の意見を告げた際に、日本は軍事使節団の仏印入国許可を熟慮しているが、近衛内閣としては、フランスが日本側の北部仏印駐屯を許し、中国国民政府に対する行動のために、同地に航空基地を建設する権利を与えることを望んでいると答げた。フランス大使は、この要求は、日本が中国に対して宣戦布告をしていないのに、フランスにそれを行うように要求するに等しいものであると指摘した。松岡は、この要求は必要から生じたものであって、それが寄れられない限り、フランスの中立が侵されることになるかもしれないと答えた。松岡はフランス大使に対して、もしこの要求が容れられるならば、日本はフランスの領土保全を尊重し、できる限り早く、仏印から撤兵すると保証した。

松岡はフランスに対する自分の要求をドイツ大使に知らせ、もしドイツ政府がこの要求に反対せず、その勢力を用いて、フランス政府が要求を容れるようにしてくれるならば、感謝すると述べた。フランス大使は、一九四〇年八月九日に、日本の要求を伝つさせること、仏印における フランスの領土権を保証することを求めた。松岡は、一九四〇年八月十五日に、ヴイシーのフランス政府を動かすことによって、日本の要求を受諾するように、重ねて要請した。その日に、日本の要求を容れる決定がこれ以上延れるならば、軍事行動をとるといって、ふれけフランスを威嚇した。八月二十日と二十五日に、松岡とアンリーの間で、さらに交渉があつた後、八月二十五日に、アンリーは日本外務省に対して、フランスは日本の要求に答うことに決定したと通知した。交換文書から成るいわゆる松岡・アンリー協定は、一九四〇年八月三十日に調印された。

松岡・アンリー協定によれば、仏印の駐屯は、もっぱら中国に対する行動のためであると述べられているので、臨時的のものであるとされていた。また トンキン湾に限られることになっていた。さらに、日本は仏印における フランスの権益を尊重すること、特に仏印の領土保全と仏印政府の全地域に対するフランスの主権を尊重することになっていた。

航空基地の建設と日本軍のトンキン湾駐屯とに関する協定は、ハノイにおける日本軍事使節団長と仏印総督との間の交渉に任された。仏印総督は、日本軍事使節団長西原の要求になかなか応じなかった。一九四〇九月四日に、西原はその使節団をハノイから引揚げ、南支派遣日本軍を仏印国境を越えて派遣させる命令を出すといって威嚇した。一九四〇年九月四日に、協定が調印されたが、一部の細目は後に別途すべきものとして残された。一九四〇年九月六日に中国にあった日本陸軍の一部隊が国境を越えて仏印に はいった。この行動は間違って生じたものであるといわれ、交渉が続けられた。

一九四〇年九月十九日に、アメリカ大使は松岡を訪問した。そして、外務大臣に対して、日本のフランスに対する要求は仏印の現状の重大なる侵害であり、日本の自制の声明に反するものであると合衆国政府は認めると通告した。しかし、すでにドイツ政府と了解が成立しており、三国盟約は数日中に調印されも予定であったために、大使の抗議は無視された。

外務次官は、九月十九日に、フランス大使に対して、九月二十三日までに、西原と仏印総督との間に協定が成立しない限り、日本陸軍はその日に国境を越えて仏印にはいると通告した。日本陸軍使節団は、九月二十二日に、予定の侵入の準備として、仏印を引揚げて南進した。日本陸軍は、その日の午後二時三十分に、仏印駐屯を開始した。現実の侵入に直面して、総督は、日本の要求を受諾するほかはなくなり、一九四〇年九月二十四日に、トンキン湾の軍事占領、仏印内における軍事基地の建設及び軍隊輸送の供与に関する協定に調印した。トンキン湾の占領は急速に進み、航空基地が建設された。

ただいまより十五分間休憩します。

（午後二時四十五分休憩）

（午後三時開廷）

ただいまより極東国際軍事裁判を続行します。

裁判長　判決文の朗読を続けます。

（朗読）

オランダ領東インドとの関係

日本の政策と行動は、アメリカの制裁と経済的制限を引き起したので、戦争資品を特に石油を、日本はオランダ領東インドから手に入れなければならないと決定した。

一九四〇年一月十二日に、日本はオランダに対して、一九三五年八月の司法的解決、仲裁裁判及び調停に関する條約は、一九四〇年八月で満了すると通告した。この條約によれば、紛争国はその間の紛争をすべて平和的方法によって解決する義務があり、紛争解決のために、すでに常設委員会が設置されていた。

外務省は一九四〇年三月に、戦争のための日本の経済的準備の研究をした。同省が到達した結論は、中日戦争の当初から、合衆国は九国條約の遵守を主張しているから、もし日本の侵略が続けば、その結果は日本側の軍需品に拡大するかも知れないということであった。戦争物資の供給について、日本を合衆国に依存しないようにするための方法手段が考慮された。提唱された対策は、他の国に供給源を求めること、日本と満州国と中国の間の緊密な関係を強化すること、東亜アジアの繁栄を日本の経済的支配の下に置くことであった。

オランダ駐在の日本公使は、オランダ外務大臣に対して、ある種の要求を行う覚書を二月二日に手交していた。そのとき行われた日本の要求は、オランダと オランダ領東インドから日本への輸出に対する制限と、日本からオランダ領東インドへの輸入に対する制限と、全面禁止すること、オランダ領東インドへの入植に関する法律を改正すること、オランダ領東インドにおける日本の漁業のための便宜を拡張すること、オランダ領東インドにおけるすべての対日的出版物の検閲を行うことであった。これらの要求に対する回答がまだ考慮中である間に、ドイツはオランダに侵入した。

一九四〇年四月十六日に、外務大臣有田は議会に対して声明を行った。この中でかれは日本は南洋諸地方資源中オランダ領東インドと経済的に有無相通の緊密な関係にあり、もしも、政治機構が破壊しオランダ領東インドの現状が乱されるようなことになるならば、日本は深い関心をもつものであり、東アジアの平和が乱されるであろうと警戒した。その翌日に、ハーグ駐在の日本公使は、オランダの外務大臣に対して、オランダ領東インドの現状維持に関する声明を有田は再確認した。この声明には、オランダ領東インドの現状維持に関して、日本が引続き関心をもっていることについて、合衆国、イギリス、フランス、ドイツ及びイタリアの各政府に通告がしてあると述べてあった。

その翌日に、合衆国国務長官ハル氏は声明を出し、その中で、最近の独逸諸の動に、合衆国、イギリス及び日本を含めて、多くの国の政府が、公式の宣言において、オランダ領東インドの現状を引続いて維持するという強度な明らかにしたこと、これは一九二二年に支那に関して正式に行われた九国条約と一致するものであること、及び、これらの政府はその公約を引続いて守るものと自分は考えていることを述べた。

三日に有田を訪問し、イギリス政府はオランダ領東インドにモ渉する意向をもたず、同地にあるオランダ軍は現状を維持するに充分なものと信ずるという趣旨のイギリスの声明を手交した。オランダ公使は五月十五日に有田を訪問し、オランダ政府は、イギリス、合衆国及びフランスがオランダ領東インドに干渉する意思をもたないものと信ずると有田に通告した。フランス大使は五月十六日に有田を訪問し、フランス政府はオランダ領東インドの現状を維持することに賛成であると述べた。

フランス大使が有田を訪問しフランスの誓約を手交して、これによつてオランダ領東インドの現状を維持することについてのすべての関係諸合国と中立国からの誓約が完全に揃つたその翌日に、ワシントンにおいて、日本大使はハル氏を訪問した。同大使が西半球におけるオランダ領土の地位について質問した後に、ハル氏は言葉をはさんで、オランダ領東インドに関する懸問題とに、日本が同地にもつていると考えている特殊な権利とについて、米内内閣がしきりに利潤を求めているということを報道する資料が、東京からの新聞通信を通して来ていることを指摘した。合衆国、イギリス及びフランスは、オランダ領東インドの現状を尊重するという誓約を最近に重ねて行つたが、日本との了解を維持しようと努力したにかかわらず、まだ誓約が行われていないという意味の調書が新聞で東京から来ていると述べた。大使はハル氏に対して、米内内閣は列国の声明後の事態に満足しており、日本政府はオランダ領東インドに対して行動を起す意思はないと保証した。

一九四〇年五月十六日に、オランダ公使は、有田に対して、オランダ領東インドは日本に必要な石油、錫、ゴム、その他の原料の輸出に どんな制限も設ける意思はなく、また日本との一般的経済関係を維持することを望んでいると保証した。五月二十日に、東京駐在のオランダ公使に手交した通牒の中で、有田はこの保証に言及し、同公使に対して、日本がオランダ領東インド総督に望ところは、附属表に列挙された品目の量を、特要などのような状況が起つても、それに関係なく、毎年日本に輸出するという明確な保証を與えられるということであると告げた。オランダはこの要求を六月六日に拒絶し、両国間の経済関係は、一九三七年四月のいわゆるハート・石渡協定に従うものであるという事実、また、さらに、日本が最近にオランダ領東インドの現状維持の誓約を重ねて行つた事実に注意を促した。

ベルリンでは、日本大使は有田の調令によつて、ベルリンのドイツ外務省を訪れ、オランダ領東インドの地位に関して、ドイツの立場を言明することを求めた。リッベントロップは東京駐在のドイツ大使に対して、ドイツはオランダ領東インドに関心をもつていないこと、オランダ領東インドに関する日本の憂慮を完全に理解していることを有田に保証するように調令した。さらに、同大使に対して、ドイツは他の諸国の政策と異つて、常に日本との友好政策を続けてきたこと、この政策は東アジアにおける日本の利益に有利なものであると信じていることを、有田との会見で述べるように調令した。ドイツ大使は、五月二十二日に、調令通りに、有田に対して、関心をもつていないということ、この言明を伝えた。それに対して、有田は感謝の意を表明した。その翌日、日本の新聞はこの言明を大々的に報道し、ドイツの勢力を他の諸国の敵意と対照し、ドイツの言明は、オランダ領東インドに関して、深むことに行動する自由を日本に残そうとするものであると主張した。この主張をしてもまったく恐れがなかったことは、その後の出来事によって証明された。六月二十四日に、小磯はドイツ大使に対して、日本は仏印とオランダ領東インドに植民地を得たいと熱望していると告げた。

日本は、一九四〇年五月二十二日に、オランダ領東インドに対して無関心であるというドイツの声明を受取ったので、一九四〇年七月十六日に、東京駐在オランダ公使に対して、経済交渉のために、バタヴィアへ代表団を派遣するという日本側の意向を通告した。代表団が日本から出発する前に、米内内閣は総辞職した。第二次近衛内閣は七月二十二日に成立した。近衛、陸軍大臣東條、外務大臣松岡及び海軍大臣が就任する前の七月十九日に、これらの人々によつて決定された外交政策の根本原則は、七月二十七日の連絡会議で、正式に採択された。このようにして採択された政策は、他のことと共に、重要資源を獲得するために、オランダ領東インドに対する外交政策を強化することを要求していた。そこで、近衛内閣はバタヴィアへ経済使節団を派遣する手配を進めた。

オランダに対してなすべき二者択一的な要求の草案が作成されつつあった間に、経済使節団の団長の人選が論議されていた。当時オランダ領東インドに対して、武撃を行う準備がなかつた。一九四〇年八月十日に、軍令部総長代見宮が大臣に対してなした言明によつて、このことは確認されている。その言明というのは、海軍は当時オランダとシンガポールに対して武力を行使することを避けたい希望であること、戦争の決定が行われたら準備を完了するために、少くとも八ヵ月を要するから、戦争になるのは遅れるほどよいということである。オランダ領東インドに対して、どのような攻撃をするにしても、陸上戦闘によって強征しなければならないか

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

ち、今では、海軍の操縦がぜひとも必要であつた。オランダ側に提出されるべき二者択一的な要求の草案は、東インドにおける人員、企業及び投資の問題について、内閣は率直にその見解を表明するに決したと述べ、東亜新秩序建設に重心している日本帝国の要求に対して、オランダ政府が同意するように要請し、日本、満州国、中国をゆ心とし、南太平洋にまで及ぶところの、共栄圏の経済的自給力を増進に対応するのが必要であると日本は主張した。然し、この提案は、他のことと共に、オランダ領東インドは、共栄圏の一員として、日本が東インドのある種の天然資源を利用開発するのを許すことを求めた。第二の提案は、オランダ領東インドがソーロックバとの連繋を断ち、共栄圏の一員としての立場をとり、インドネシア人のある指度の自治を許し、共栄圏を守るために、日本と共同防衛協定を結ぶことを求めた。物資の輸出に対する制限、特に日本向けのものに対する制限は、すべて除去されなければならなかつた。これらの要求は、どのような政策変更でも、要求されたものではない。

我方案が一九四〇年九月にバタヒアに到着したときに、ゆくえ待うられた。樹長の小林は、一九四〇年九月十三日に、松岡に対して、東インドの情勢に非常の重大さと日本の緊張的態度とを終くと報告した。かれは交渉が無駄であると考えたので、それを打切ることを進言した。しかし、一九四〇年九月三日に、松岡は小林の補佐官である陸軍少佐に対して、交渉は政治的問題に局限されるべきでなく、同時に石油問題を解決することに向けられなければならないと調令した。この電報は、内閣が代表団をバタヒアへ派遣した主要な目的の一つであるからというのであつた。九月十八日に、小林は松岡に対して、交渉を石油問題に集中して続けることを提案したが、そのときで東京で行われていたこの問題に関する交渉をバタヒアへ移すことを提言した。

三国協約は調印され、トラキッ州の占領は、仏印における軍事基地の獲得とともに、一九四〇年九月十日に作成された計画によると、仏印とタイに基地を獲得することによつて、シンガポールに対する攻撃を実施すること、バタヒアにおける経済交渉の継続によつて、オランダ側に安全感を抱かせると同時に、原住民の間の独立運動をひそかに援助し、オランダ領東インドに侵入するための軍事的資料を手に入れることが決定された。さらに、シンガポールに対して金銭を与うること、その攻撃の準行中に、オランダ領東インドの原住民に呼びかけて、オランダからの独立を宣言し、オランダ領東インドの油井と天然資源を確保し、日本軍がシンガポールからオランダ領東インド占領のために進撃するに当つて、それを無傷で引渡すようにすることが決定された。東インドの原住民に無礼を起させる呼びかけは、オランダ領東インドの活動または脅迫の資源が一つでも破壊されたならば、主要なオランダ人官吏は侵入した日本軍によつて殺されるという警告を含むことになつていた。この計画は、オランダ領東インドにおいて、新しい政府が組織するというような理由を含んでいた。その目的とするところは、軍事同盟の仮装の下に、この政府と産業資源を結び、新しい政府内で、日本人の軍事及び経済顧問を有力な地位に任命することを規定しようということであつた。新しい政府は、日本人が多数を占める日本人と原住民の委員会によつて組織されることになつており、オランダ領東インドは、新しい政府が樹立されまで、この委員会によつて統治されることになつていた。

三国協約の調印と仏印への侵入は、ヨーロッパのオランダ側代表に重大な事態を起させ、かれらは交渉を続けることを躊躇した。日本の代表団は、この協約はオランダ政府を月標とするものではないこと、オランダ領東インドと日本との間の友好的な政治的と経済的の関係を助長するために、日本は交渉を続けたい希望であることをかれらに保証した。オランダ側代表団は、日本がオランダ領東インドに対してなんら敵意をもたず、指導権を主張しないという了解の上で、交渉を続けることに同意し、日本代表団に対して、譲歩の表を提出するように要請した。この提案が與えられた当日に、小林は松岡に対して、時を経さず、オランダ領東インドを共栄圏内に救めるべきこと、このことに留意して、この行動の準備として、宣伝と人員養成のための経費を予算に計上すべきことを要請した。この新しい方針は、政策と計画に充分精通した人物が小林と交代すること少数要とした。右の保証を與えた三日後に、小林はかれの東京への召還を発表した。

ベルリン駐在の日本大使は、ドイツ政府に対して、南方と南洋への日本の進出に対するドイツの援助の代償として、極東とオランダ領東インドからの重要戦争資材をドイツ政府に供給するために、日本は購入代理者となる用意があると通告した。ドイツ政府はこの申出を受諾し、一九四〇年十月四日に、オランダ領東インドにおいて無害すべきゴム、ヒマシ油及び香料の輸入として、蘭領手形を大使に送つた。購入を行うために、完全な実行協定がつくられた。この協定は、オランダ領東インドに対する政策をさらに修正することを必要とした。一九四〇年十月二十五日に、ドイツとの協定に到達するために、内閣はその政策を修正した。日本政府のドイツに対する義務は、枢軸諸国との協力のために、東インドと緊密な経済関係を樹立し、その豊富な天然資源を開発利用することによつて、東インドを直ちに大東亜経済圏の中に入れることを要求すると決定された。政策を実施する計画の一切の細目が協定された。これらの細目は、他のことと共に、オランダ領東インドとオランダとの経済的関係を断絶すること、オランダ領東インドの各職業資材の生産と輸出は、日本側の支配の下に置かれること、オランダ領東インドの全経済問題の管理と思想は、日蘭委員会のもとに置かれることであつた。これらの目的が達成されたならば、日本は東インドの経済を支配することになつたであろう。

この当時に、なんら外交官としての職に就いていなかつた天皇は、一九四〇年十月二十七日に、『満蒙新聞』に論文を書き、その中で、枢軸と協力すべき日本の義務に注意を喚起し、三国協約は新しい義務を負わせたものであると指摘した。日本人はこの事実を理解すべきであり、ドイツ及びイタリアとの協力のために、日本、仏印、中国、インド、オランダ領東インド、南洋諸島等の間に、相互の親和と繁栄のために、緊密な関係を樹立すべきであるとかれは勧告した。日本がさらに接近するのが望ましいとして、その為降強化されつつあつたアメリカの軍需産業品輸出禁止に言及し、アメリカは世界の神戦者ではないといい、もしアメリカがその尨大な天然資源を新秩序の建設を助けるために用いるならば、世界平和に対して、誰かに偉大な貢献をすることになると述べた。

オランダ代表団は、一九四〇年十月七日に、周到な詳細な石油事情に関するむ書を日本側に渡していた。その中で、全般的事態と他の諸国からの要求とを考慮して、日本に供給する用意のある各種石油製品の分量を列挙し、さらに、石油の調査と開発のために、日本に提供することができるオランダ領東インドの増産を詳細に述べた。日本代表団は、一九四〇年十月二十一日に、オランダ側が供給すると提案した石油の分量で満足できないことを明言し、また提案に対する全般的不満を表明した。同代表団は、量に対するのみならず、政府用の保

留地域をも調査し、開発する権利を得ることも日本は希望していると述べた。

総理大臣東條は、一九四〇年十月二十五日に、松岡に提案を説明するにあたつて、企業家の立場からすれば、提案は至極もつともであるが、軍事的立場からは、これについて、さらに考慮を練わなければならないと述べた。石油を試掘する計画はオランダに対する軍事行動の基地としての地域を調査するために利用しなければならず、そのためには、労働者に保護した兵士とともに、相当数の飛行機をこれらの地域に送りこまなければならないとされは指摘した。また、軍部によつて最略上重要であると考えられている地域について、指示を要請した。

一九四〇年十月二十九日に、日本代表団はオランダの提案をお受諾すると称した。しかし、この提案とその受諾は、ボルネオ、セレベス、オランダ領ニューギニア、アラウ群島及びスホウテン群島における豊富な地域を、日本が油田の調査と開発を行い得る権利として、日本に與えるものとみなすと述べた。かれらはスマトラの産油地域も希望していること、及び日本の企業がオランダの石油会社の投資に参加したいと希望していることをつけ加えた。オランダ側に、この要請は、オランダの提案をはるかに超えたものだ、交渉を無期ならしめるものであるとの立場をとつた。しかし、近衛内閣は、一九四〇年九月と十月の政策決定を実施する計画を完了していた。オランダに対して、武力を用いる準備はまだ完了していなかつた。交渉に新しい生命を注ぎこむために、かれらは特別使節が任命されようとしていると発表した。この使節は、一九四〇年十一月二十八日に任命された。それは、芳澤であつた。かれは枢密顧問官であり、前に大蔵内閣の外相大臣であつた。

芳澤はバタヒアに行き、一九四一年一月六日に、一九四〇年十月の政策決定の細目に沿つた新しい提案を出した。この提案の前文に、日本とオランダ領東インドとの間には、ある相互依存関係が存在し、オランダ領東インドは天然資源に富み、人口が稀薄で、未開発であり、日本はその天然資源の開発に参加しオランダ領東インドとの貿易と経済関係を促進することを熱心に希望していると述べてあつた。提案の詳細は、入国法の修正、日本人に対する低利権と農業権の附與、日本とオランダ領東インドとの間の航空路の開設、日本の輸船に対する各種の制限の撤廃、輸入と輸出の制限の解除、オランダ領東インドにおける日本機民に対して、特殊工業権と金属権の附與を要求したものであつた。これらの提案は、もし受諾されたならば、オランダ領東インドを日本の経済的支配下に置くものであつた。もし受諾されたならば、戦争を必ずに、日本は東南アジアにおける侵略的目的の少くとも相当な部分を達成したであろう。

芳澤は松岡に対して、ドイツがオランダに侵入した後、オランダ政府がロンドンに移つてから、オランダ領東インドはイギリスと合衆国にます〳〵依存するようになつたために、これの提案に対する好意的な回答は期待していないと報告した。地中海戦域におけるイタリア陸軍の敗北、全欧国の日本に対する強硬な態度、及びオランダ領東インド防衛の強化は、オランダに新しい自信を與えたこと、及びオランダ領東インドを共栄圏に包含するには、無限たる手段が必要であることをかれは述べた。

オランダ側代表は、一九四一年二月三日に、芳澤の提案に答えて、友好的精神をもつてすべての中立国との経済関係を改善し、貿易を促進することによつて、オランダ領東インドの地位保護と繁栄をはかることがオランダの第一に考慮していることであり、オランダ領東インドの利益は、外国との経済関係を戦略上無差別主義の基礎の上に維持することを要求するものであると述べた。また、戦争中は、オランダの動機が直接または間接の利益を受けないことを確実にするために、貿易をも日本は承認していると述べた。

松岡は芳澤に対して、交渉の失敗は日本の威信を傷つけること、ヨーロッパの情勢が急激に変化していること、オランダ側の態度にかんがらみ、日本側はバタヒアに留まつて事態の発展を待つべきであることを勧告した。この調令は守られ、交渉が続けられた。

日本代表団は、一九四一年五月十四日に、その提案をオランダ側に提出したのに答えて、修正した提案を行つたが、一月十六日の提案の前文で表明された見解は、日本政府の呼吸を計るところであることを明らかにしておきたいと述べた。オランダ側代表団は、仏印とタイとの紛争のその後における発展を述べるとともに、日ソ不可侵條約の調印も知つていたので、一九四一年六月六日の修正された提案は、オランダの経済政策の基本的な原則と相容れないものであるとして、これを拒絶した。かれらは、東インドから日本に輸出されたる原料がドイツに再輸出されないことも要求した。

その翌日、芳澤は、オランダがかれら代表団の引揚げを要求するおそれがあるので、交渉から手を引く権限を緊急のこととして要求した。オランダ側の同答の條件を『十当』と称して、松岡は交渉の打切りを許した。一九四一年六月十七日に、芳澤はオランダ領東インド総督との会見を求めた。オランダの態度の緩和を図ようとして、交渉の無益な試みを行つた後に、交渉の打切りを許明するために発表する共同コンミュニケの草案をかれは提出した。国外と国内における日本『四月』を立てるためにつくられたこのコンミュニケは、双方の代表団によつて小さな変更が施された後に、承認された。それには、次のような言明が含まれていた。『本交渉の打切りが、オランダ領東インド・日本間の正常関係に何等の変化を與えるものでないことは、附言を要したい。』

三国協約後の情勢

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

枢密院の審査委員会における三国條約に関する討議の間に、重光は、角屋がこの條約の締結の結果として起る合衆国との戦争の可能性を示唆したことを述べ、その場合に対処するために慎重な計画が立てられていることを明らかにした。一九四〇年九月の御前会議と枢密院審査委員会における討議によって、海軍は日本とアメリカとの戦争を予期すべきものと考え、石油の戦略予備資源の確保に関して、充分な策が講じられていないことの目的は、完全にその準備をしているということが明らかにされた。星野は、企画院では、石油を含む戦略物資を蓄積することについて、積極に計画を立てていること、貯蔵量に関する限り、蘭印との経済協定に期待をかけるということを述べた。さらに、もし戦争が長引けば、その供給はオランダ領東インドとその他の海域から補充することができるとされは考えた。秘密御用官は、三国條約を締結すれば、おそらく合衆国との戦争になるかもしれないということを知っていた。そして、條約に関する報告の際に、それに必要なあらゆる準備が行われるべきことを要望した。

これに続いて、合衆国、イギリス及びその他の諸国との戦争の広範な性格が示された。中国の援蒋ルート遮断が承認され、日仏軍事協力の軍需品輸出禁止に対者して、日本の経済的潜在力を改善するためであった。この輸出禁止は、陸軍大臣東条とその他の者が、かれらのいわゆる時代後れな九国條約によって、日本の自衛行動が阻止されることはないと公言した後に行われたものであった。星野の指摘するが如く、重要資材を蓄積するために、西方の力を抑えるとともに、合衆国政府は、一九四一年一月二十八日に、ランスのヴィシーにおけるそのオブザーバーから、ドイツ政府がヴィシー政府に対して外交問題の調査を禁止したという報告を受けて、この計画を知った。その結果として、一九四一年二月三日に、アメリカは多くの非武器及び武器カリを輸出禁止品目表に加えた。イーデン氏が重光に会い、極東において、一、二週間のうちに、危機が到来することが予期されているという趣旨の東京のイギリス大使からの報告について説明を求めたのは、この時であった。

合衆国が満洲撤兵の問題を拡大したことは、議会において、松岡をいささか当惑させた。かれはさらに調査を野村に送ったが、野村が、ワシントンに到着したときは、直ちに、日本は合衆国を説得しようと思ったことは全然ないこと、しかし、合衆国政府が日本に対する戦争の準備を行っていることは、日本政府として理解できないこと、日本は中国との戦争で、一部の者の考えているよりも悪われる程度に疲弊していないから、もし合衆国がこの準備を続けるならば、その結果は太平洋の平和を危うくすること、合衆国が戦争準備を続けることは、すなわち、合衆国が日本に対する経済的封鎖を強化しようとする厳しい、野心的な計画によって、日本が最初から動かされていたことは明白であること、世界の全人口のほとんど二分の一を含む地域の支配者になろうとして、日本の指導者は武力によってこの地位を獲得し、維持する決意を公然と宣言したことを述べた。少くとも、ハワイの西方から南洋とインドにまで及ぶところの、太平洋の全地域の占領に向って、日本の軍部の指導者が乗り出そうとしていたことは、合衆国政府に明らかであった。

ハワイの攻撃論を基礎とする合衆国の太平洋艦隊に、南方に向って軍事行動を起そうとする近衛内閣の政策の実行に対して、最も大きな障害の一つをなしていた。日本の指導者の多くは、シンガポールの増強のために、この艦隊が用いられることをおそれ、これを防ぐために、シンガポールに対して、直ちに攻撃することを主張した。しかし、日本の海軍は、石油その他の重要物資を喪失すること、シンガポールの攻撃を行う前に、それらの物資を補給する準備が必分にすることを要求していた。一九四〇年八月に、この準備のためには、少くとも八ヵ月を要すると海軍は見積った。三国條約の調印の前に行われた御前会議と枢密院での討議の際に、海軍はその要求を主張した。

資源内閣が提出した、新計画は、海軍の要求を考慮に入れて、合衆国政府と不侵略條約の締結を交渉することによって、合衆国太平洋艦隊の脅威を除こうと試みることを望めていた。このような條約の一部として、日本はインドネシアとタイの安全を保証し、アメリカも合衆国は非常時を承認するということが提案されていた。もし交渉が成功したときは、資源の獲得のために、合衆国政府に対する攻撃の準備が進められることになっていた。

合衆国と日本が平和的関係にあるときに行う御前会議によって、重光の起草した計画がつくられ、翌日枢密院によって組織された。陸士と天然資源とを獲得するために、侵略戦争の遂行を普及させる目的を、満洲と蒙古による資源が豊富で行われた。無論、白色及び火島は、この宣伝工作に大いに貢献した。総力戦研究所という形で、軍事上の企画院が組織され、星野を初代の所長とし、鈴木を参謀の一人として運営された。枢軸諸国が乗り出した冒険を行うについて、これらの諸機関の協力を促進するために、ドイツとの関係に設られた。

合衆国及びイギリスとの関係

一九四〇年十月に、近衛は新聞に対して声明を発し、その中で、日米の指導者が考えていた共栄圏を、すなわち、石油に表現された日本の東アジア征服を、合衆国とイギリスとソビエト連邦に認めさせるために、政府は外交的に工作していると述べた。もし合衆国が日本の侵略を理解しようとしないならば、イギリスとともに、合衆国は戦争をしなければならないようになるであろうとかれはほのめかした。この声明のために、合衆国政府は、日本の輸出禁止を厳重化した。アジアにおける日本大使館は、輸出禁止の強硬の拡大が直に合衆国の防衛に対する関心だけから行われたということは、日本政府として認めがたいと苦情を述べた。合衆国政府は、九国條約とその他の日本側の義務にもかかわらず、アメリカの通商は、ほとんど満洲と華北から駆逐され、今では日本がアメリカの企業を上海からも追い出そうと企てているようだと答えた。

合衆国政府は、日本の南方進出と三国條約の結締、それに引続いて行われた武備の警告についていえば、憂慮していた。合衆国大使館は、譲歩における新説で、合衆国の安全がこれほど重大な脅威を受けたことは今までにないと報告した。一九四一年一月十五日に、陸軍長官は、下院の外交委員会に対して、西太平洋の全地域で自己の支配的な地位を確立しようとする厳しい、野心的な計画によって、日本が最初から動かされていたことは明白であること、世界の全人口のほとんど二分の一を含む地域の支配者になろうとして、日本の指導者は武力によってこの地位を獲得し、維持する決意を公然と宣言したことを述べた。少くとも、ハワイの西方から南洋とインドにまで及ぶところの、太平洋の全地域の占領に向って、日本の軍部の指導者が乗り出そうとしていたことは、合衆国政府に明らかであった。

ハワイの攻撃論を基礎とする合衆国の太平洋艦隊に、南方に向って軍事行動を起そうとする近衛内閣の政策の実行に対して、最も大きな障害の一つをなしていた。日本の指導者の多くは、シンガポールの増強のために、この艦隊が用いられることをおそれ、これを防ぐために、シンガポールに対して、直ちに攻撃することを主張した。しかし、日本の海軍は、石油その他の重要物資を喪失すること、シンガポールの攻撃を行う前に、それらの物資を補給する準備が充分にすることを要求していた。一九四〇年八月に、この準備のためには、少くとも八ヵ月を要すると海軍は見積った。三国條約の調印の前に行われた御前会議と枢密院での討議の際に、海軍はその要求を主張した。

資源内閣が提出した、新計画は、海軍の要求を考慮に入れて、合衆国政府と不侵略條約の締結を交渉することによって、合衆国太平洋艦隊の脅威を除こうと試みることを望めていた。このような條約の一部として、日本はインドネシアとタイの安全を保証し、アメリカも合衆国は非常時を承認するということが提案されていた。もし交渉が成功したときは、資源の獲得のために、合衆国政府に対する攻撃の準備が進められることになっていた。

合衆国と日本が平和的関係にあるときに行う御前会議によって、重光の起草した計画がつくられ、翌日枢密院によって組織された。かれはこの計画を承認し、早くも一九四一年一月に、それを大本営に送った。この計画は直接の目的として、中国攻撃を加えるために、陸軍部隊の編制を必要とした。この機動部隊は、発見されることを避けて奇襲を完全にするために、潜艦にはほとんど用いられない北方の航路をとることになっていた。空中攻撃と並行して、空襲から逃れようとする艦船を撃滅するために、潜水艦の使用が計画された。真珠湾雷と小型潜航艇を発出し、製造することとともに、潜艦には長いが、いっそう安全な北方航路による北洋が用いられるように海上給油方法を完成することなど、多くのこまかい事項を解決しなければならなかった。もし特殊奇襲が成功し、合衆国艦隊を壊滅させる結果になったならば、合衆国が反撃の準備をし、それを阻止する間に、太平洋とインド洋のあら少る重要地点を占拠することができると日本の指導者は考えた。そのときには、既成化した侵略の後に、軍部に合衆国がもさて、それまでに占領した領土における日本の侵略物を脅かすような和平を交渉するようになるだろうと希望された。

外務大臣松岡は、一九四一年一月に、交渉を行うために野村を合衆国駐在大使に任命することによって、内閣の計画を実施する第一歩を踏み出した。野村が日本を出発する前の一月二十二日に、松岡は野村に訓令を與えた。その訓令というのは、日本は共栄圏の建設に対するアメリカとイギリスの妨害によって、そのうち得す三国條約に訴えたこと、この條約は単に防衛的なものではあるが、合衆国が諸国のうちの一国を攻撃した場合には、他の二国が直ちに無条件的援助を與えることが規定してあること、日本はこの同盟を悪用に守るであろうということを、野村が合衆国大統領とその部下に説明させなければならないというのであった。

さらに、合衆国に対するアジアにおける日本の目的を説明することをやめ、共栄圏の建設について日本と協力し、その供給として、この共栄圏の使設から生じる利益にあずかる機会を與えられることの方がよいであろうということを合衆国政府に勧めるように、松岡は野村に訓令した。

事態の重大なこと、了解に到達するために、迅速な交渉を必要とすることを合衆国政府に認めさせることを目的として、官僚工作が直ちに始められた。推力に対する攻撃のために、カムラン湾とサイゴンの周辺に基地を獲得することを仏領に決定し、ドイツ政府に対して、仲介における フランス軍隊の撤収を提出することを求めた。この計画は、一九四一年一月三十日の閣議で承認された。合衆国政府は、一九四一年一月二十八日に、フランスのヴィシーにおけるそのオブザーバーから、ドイツ政府がヴィシー政府に対して外交問題の調査を禁止したという報告を受けて、この計画を知った。その結果として、一九四一年二月三日に、アメリカは多くの非武器及び武器輸出禁止品目表に加えた。イーデン氏が重光に会い、極東において、一、二週間のうちに、危機が到来することが予期されているという趣旨の東京のイギリス大使からの報告について説明を求めたのは、この時であった。

合衆国が満洲撤兵の問題を拡大したことは、議会において、松岡をいささか当惑させた。かれはさらに調査を野村に送ったが、野村が、ワシントンに到着したときは、直ちに、日本は合衆国を説得しようと思ったことは全然ないこと、しかし、合衆国政府が日本に対する戦争の準備を行っていることは、日本政府として理解できないこと、日本は中国との戦争で、一部の者の考えているよりも悪われる程度に疲弊していないから、もし合衆国がこの準備を続けるならば、その結果は太平洋の平和を危うくすること、合衆国が戦争準備を続けることは、すなわち、合衆国が日本に対する経済的封鎖を強化しようとする厳しい、野心的な計画によって、日本が最初から動かされていたことは明白であること、世界の全人口のほとんど二分の一を含む地域の支配者になろうとして、日本の指導者は武力によってこの地位を獲得し、維持する決意を公然と宣言したことを述べた。少くとも、ハワイの西方から南洋とインドにまで及ぶところの、太平洋の全地域の占領に向って、日本の軍部の指導者が乗り出そうとしていたことは、合衆国政府に明らかであった。

ハワイの攻撃論を基礎とする合衆国の太平洋艦隊に、南方に向って軍事行動を起そうとする近衛内閣の政策の実行に対して、最も大きな障害の一つをなしていた。日本の指導者の多くは、シンガポールの増強のために、この艦隊が用いられることをおそれ、これを防ぐために、シンガポールに対して、直ちに攻撃することを主張した。しかし、日本の海軍は、石油その他の重要物資を喪失すること、シンガポールの攻撃を行う前に、それらの物資を補給する準備が充分にすることを要求していた。一九四〇年八月に、この準備のためには、少くとも八ヵ月を要すると海軍は見積った。三国條約の調印の前に行われた御前会議と枢密院での討議の際に、海軍はその要求を主張した。

資源内閣が提出した、新計画は、海軍の要求を考慮に入れて、合衆国政府と不侵略條約の締結を交渉することによって、合衆国太平洋艦隊の脅威を除こうと試みることを望めていた。このような條約の一部として、日本はインドネシアとタイの安全を保証し、アメリカも合衆国は非常時を承認するということが提案されていた。もし交渉が成功したときは、資源の獲得のために、合衆国政府に対する攻撃の準備が進められることになっていた。

合衆国と日本が平和的関係にあるときに行う御前会議によって、重光の起草した計画がつくられ、翌日枢密院によって組織された。陸士と天然資源とを獲得するために、侵略戦争の遂行を普及させる目的を、満洲と蒙古による資源が豊富で行われた。無論、白色及び火島は、この宣伝工作に大いに貢献した。総力戦研究所という形で、軍事上の企画院が組織され、星野を初代の所長とし、鈴木を参謀の一人として運営された。枢軸諸国が乗り出した冒険を行うについて、これらの諸機関の協力を促進するために、ドイツとの関係に設られた。

合衆国及びイギリスとの関係

一九四〇年十月に、近衛は新聞に対して声明を発し、その中で、日米の指導者が考えていた共栄圏を、すなわち、石油に表現された日本の東アジア征服を、合衆国とイギリスとソビエト連邦に認めさせるために、政府は外交的に工作していると述べた。もし合衆国が日本の侵略を理解しようとしないならば、イギリスとともに、合衆国は戦争をしなければならないようになるであろうとかれはほのめかした。この声明のために、合衆国政府は、日本の輸出禁止を厳重化した。アジアにおける日本大使館は、輸出禁止の強硬の拡大が直に合衆国の防衛に対する関心だけから行われたということは、日本政府として認めがたいと苦情を述べた。合衆国政府は、九国條約とその他の日本側の義務にもかかわらず、アメリカの通商は、ほとんど満洲と華北から駆逐され、今では日本がアメリカの企業を上海からも追い出そうと企てているようだと答えた。

合衆国政府は、日本の南方進出と三国條約の結締、それに引続いて行われた武備の警告について、憂慮していた。合衆国大使館は、譲歩における新説で、合衆国の安全がこれほど重大な脅威を受けたことは今までにないと報告した。一九四一年一月十五日に、陸軍長官は、下院の外交委員会に対して、西太平洋の全地域で自己の支配的な地位を確立

態を強調し、日本に対し如何なる侵略的行動をも警戒しなければならないと主張した。合衆国とともに、日本はフィリピン諸島の領土保全と政治的独立の保証を与える用意があるといった。日本は合衆国と戦争を行わないと断言した。しかし、ハル氏に対して、政府の政策の言明を寄望したのは、日本が当然にダンケルクに対して攻撃を加えるまで、イギリス人とアメリカ人を救うためであったと英国は説明した。

会談に対する合衆国の態度

野村の報告の貴野大佐は、合衆国と日本との一部の民間人と協力して、日本と合衆国の妥協の基礎として役立つと思われる提案の草案を作成した。この草案は、一九四一年四月十六日に、ハル氏に提出された。一九四一年四月十六日に、ハル氏は野村と会見し、この草案は受取ったが、合衆国政府は同大使の正式に提示する提案しか考慮することができないと通告した。野村は、交渉の基礎として、正式に草案を提示する準備があるといった。ハル氏は野村に対して、合衆国政府が交渉を開始する前に、日本政府が、その武力行使を放棄することによって、誠意のあることをアメリカ政府に納得させること、合衆国政府が宣言し、実行しており、国際間のすべての関係が当然に立脚すべき基礎を現わすものと考えているところの諸原則を日本政府が採用することが必要であることを説明した。それから、この原則は次のものであるとハル氏は述べた。（一）各国是びすべての国の領土保全と主権の尊重、（二）他国の国内問題に対する不干渉、（三）通商上の機会均等、（四）平和的手段によるほか、太平洋の現状を乱さないこと。ハル氏は、この会談に交渉の開始と考えてはならないこと、自分の述べた原則を受諾しなければ、交渉に始められないことを強調した。野村は、これ以上所方に提出しようとする意図を日本政府にもっていないと確信するが、ハル氏が言明した原則は、政府に伝えて熟考を求めると答えた。

野村の談話は、一九四一年四月十八日に、日本外務省がこれを受取り、これに対して興味ある回答について、近衛は米戸と天皇に相談した。近衛上の機会均等の原則は、財閥に好感を与えた。その財閥は、提案草案に基いて交渉を開始するように、内閣に強く要求し始めてもよいが、内閣はドイツ及びイタリアとの盟義を守るように注意すべきであり、日本の不動の国是である共栄圏建設の計画を放棄すべきではないということに、意見が一致した。

独国に東京への帰りに再びモスコーに立ち寄り、そこで交渉した結果、一九四一年四月十三日に、日ソ不可侵條約を調印するに至った。同盟していた日本駐在のドイツ大使に、この條約は日本の南方進出を大いに促進するであろうと説明した。

野村の談話に対して興味ある回答について、近衛は米戸や天皇と話し合った後に、独国に対して、この問題を考慮するために、直ちに東京に帰るように打電した。一九四一年四月二十二日に、独国に東京に到着し、合衆国政府に提出すべき提案の草案を野村に送った。

合衆国の種々な反対する行動は、野村に與える回答の審議中にも続いていた。中国に対するアメリカ国民とアメリカ商品の活動に対する日本の動揺は、さきの中国の首都のアメリカ領事館は、三度目の襲撃を受け、大きな被害を受けた。日本海軍はユニウェルタ環礁を占領し、そこに海軍基地を建設し始めた。一九四一年五月五日に、合衆国政府はこれらの行為に抗議して、輸出禁止品目表に、屑ゴムを含めて、銑鉄品目を加えた。

リッベントロップは、日本と合衆国の交渉を開始するについて、合衆国が定めた條件を、交渉を開始するという日本内閣の決定とを知った。かれは直ちに大使大島に対して、日本がそのような條件を甘受することは理解できないと述べた。大島はリッベントロップの無条件的な協力を求めた原則を拒絶する意図はもっていないと保証した。リッベントロップは、シンガポール攻撃計画を放棄したこと、ドイツ政府との信義を破ったことについて、日本の内閣を非難した。日本政府がハル原則に同意することを拒否するか、アメリカ政府が中立を脅かすという条約を附加するとの條件附きでのみ同意するか、いずれかをかれは要求した。大島はリッベントロップに同意し、自分の意見を松岡に報告し、リッベントロップの提案と考慮は、大分根拠があると思うと述べた。内閣がリッベントロップの提案を採用するようにとかれは進言した。

一九四一年五月八日に、野村は松岡に報告して、合衆国は東亜新秩序も侵略によって獲得した領土の保持も認めようとせず、ハル氏の言明した四原則の遵守をどこまでも主張していることを伝達した。

一九四一年五月十二日に、野村はハル氏に対して日本側の修正の公式の提案を手交した。この草案は、あいまいな表現を含んでつづられていた。その言葉は、実際には、西園政府の態度に、だいたい次のような秘密の了解をすることを定めたものであった。すなわち、合衆国政府は次のことに同意する。（一）一九四〇年十一月三十日の日満華共同宣言に具現されている近衛三原則に基づき、日本が中国に新秩序を建設することを認めること、及び新分石火元帥に対して直ちに日本と和平交渉をするように勧告すること、（二）蒋介石政府が和平交渉を行わない場合には、中国国民政府に対する援助をやめるというの秘密協定を結ぶこと、（三）中国と南方地域を含む共栄圏地域への日本の進出は、平和的な性質のものであるというの了解に基いて、日本がこの共栄圏を建設する権利をもつことを認め、日本が必要とする天然資源をこの圏域で生産し、獲得することについて、協力すること、（四）平等と無差別の基礎において、日本国民の入国を許すように、移民法を改正すること、（五）満洲国の正常な貿易関係を回復すること、（六）日本政府の意見で、ドイツとイタリアに対する攻撃に等しいと考えるときは、三国軍事同盟の義務を履行すること、（七）独ソ不可侵條約の了承すること、（八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（五十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（五十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（五十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（五十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（五十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（五十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（五十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（五十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（五十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（五十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（六十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（六十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（六十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（六十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（六十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（六十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（六十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（六十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（六十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（六十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（七十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（七十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（七十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（七十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（七十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（七十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（七十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（七十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（七十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（七十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（八十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（八十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（八十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（八十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（八十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（八十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（八十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（八十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（八十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（八十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（九十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（九十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（九十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（九十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（九十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（九十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（九十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（九十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（九十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（九十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百二十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百二十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百二十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百二十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百二十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百二十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百二十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百二十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百二十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百二十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百三十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百三十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百三十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百三十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百三十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百三十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百三十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百三十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百三十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百三十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百四十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百四十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百四十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百四十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百四十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百四十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百四十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百四十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百四十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百四十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百五十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百五十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百五十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百五十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百五十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百五十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百五十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百五十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百五十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百五十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百六十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百六十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百六十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百六十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百六十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百六十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百六十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百六十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百六十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百六十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百七十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百七十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百七十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百七十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百七十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百七十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百七十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百七十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百七十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百七十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百八十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百八十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百八十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百八十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百八十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百八十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百八十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百八十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百八十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百八十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百九十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百九十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百九十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百九十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百九十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百九十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百九十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百九十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百九十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（百九十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百二十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百二十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百二十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百二十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百二十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百二十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百二十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百二十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百二十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百二十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百三十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百三十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百三十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百三十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百三十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百三十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百三十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百三十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百三十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百三十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百四十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百四十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百四十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百四十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百四十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百四十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百四十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百四十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百四十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百四十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百五十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百五十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百五十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百五十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百五十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百五十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百五十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百五十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百五十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百五十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百六十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百六十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百六十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百六十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百六十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百六十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百六十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百六十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百六十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百六十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百七十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百七十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百七十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百七十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百七十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百七十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百七十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百七十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百七十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百七十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百八十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百八十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百八十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百八十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百八十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百八十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百八十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百八十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百八十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百八十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百九十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百九十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百九十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百九十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百九十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百九十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百九十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百九十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百九十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（二百九十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百二十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百二十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百二十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百二十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百二十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百二十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百二十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百二十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百二十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百二十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百三十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百三十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百三十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百三十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百三十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百三十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百三十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百三十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百三十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百三十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百四十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百四十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百四十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百四十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百四十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百四十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百四十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百四十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百四十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百四十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百五十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百五十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百五十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百五十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百五十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百五十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百五十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百五十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百五十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百五十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百六十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百六十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百六十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百六十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百六十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百六十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百六十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百六十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百六十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百六十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百七十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百七十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百七十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百七十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百七十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百七十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百七十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百七十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百七十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百七十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百八十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百八十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百八十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百八十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百八十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百八十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百八十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百八十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百八十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百八十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百九十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百九十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百九十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百九十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百九十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百九十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百九十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百九十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百九十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（三百九十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百二十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百二十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百二十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百二十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百二十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百二十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百二十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百二十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百二十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百二十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百三十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百三十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百三十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百三十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百三十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百三十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百三十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百三十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百三十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百三十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百四十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百四十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百四十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百四十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百四十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百四十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百四十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百四十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百四十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百四十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百五十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百五十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百五十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百五十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百五十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百五十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百五十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百五十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百五十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百五十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百六十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百六十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百六十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百六十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百六十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百六十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百六十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百六十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百六十八）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百六十九）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百七十）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百七十一）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百七十二）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百七十三）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百七十四）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百七十五）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百七十六）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百七十七）英国に対して、日本政府が中立を守ることを約束すること、（四百七十八）英国に対して

安全な北方航路を辿ることができるようにするために、新しく陸軍に特別訓練部隊がおかれた。

南部仏印の進駐と一九四一年

六月及び七月の決定

大島は、本国政府の指示に従って、一九四一年六月十日に、ヨアヒム・フォンリッベントロップと会談を始めた。この会談の結果として、シンガポールとオランダ領東インドに対する攻撃に使用するために、さらに南部仏印で駐屯することになった。末戸は近衛から、シンガポールを攻撃するという大本営の決定と、その決定に基く起草について知らされた。一九四一年六月二十一日に、松岡はドイツ大使に対して、この決定を知らせ、その際に原則は同意ないものになったこと、オランダ政府との交渉は否認されないことになったこと、シンガポールとオランダ領東インドを攻撃するためには、南部仏印にさらに基地が必要であることを告げた。松岡は大島に対して、ドイツ政府によって、ヴィシー・フランスの同意が得られるかどうか照合わせるように調べ、もしこれが得られなければ、かれは直接にヴィシーのフランス政府とこの問題を取上げるであろうと述べた。

早くも一九四一年六月六日に、大島は近衛に対して、ドイツ政府がソビエット連邦を攻撃することを決定したと知らせた。この情報は、日本の指導者たちを用心に従事させた。陸方は、ソビエットの領土を占領し、それによって極東におけるソビエットの勢力を制御するために、ヨーロッパ戦争でイタリアが例した役割に似い、独ソ戦の適当な機会に、ソビエット連邦の敵方を攻撃する方がよいと考える者があった。その中には、松岡も含まれていた。他方では、南方進出を進行するという九月、十月の最初の計画を放棄してはならないと主張するものがあった。その中には、武藤や末戸がきき入れていた。ドイツは六月二十二日にソビエット連邦を攻撃した。末戸の指導に基いて、天皇は松岡に対して、近衛の意思に従うように指示し、末戸と平沼もこの命令を繰返した。

平沼、東條、武藤、鈴木の者が出席した一九四一年六月二十五日の連絡会議は、日本は仏印とタイに対する指導を促進することを決定した。パタヴィアにおける交渉の失敗に鑑みて、このことは必要であった。南部仏印に海軍と航空の基地を急速に設置し、もしフランス側が日本の要求に応じない場合には、武力を用いることになっていた。フランスとの交渉を始める前に、所要の軍隊を派遣する準備が整えられることになっていた。これらの基地は、シンガポールとオランダ領東インドに対する攻撃のために必要であった。近衛と海軍大臣、軍令部総長は、これらの決定を天皇に報告した。

連絡会議の決定は、既定の政策が変更されてはならないことについて、平沼、東條、武藤及び岡が注意したことを示している。一九四一年六月二十八日に、東條は天皇に報告した。その日、後になって、東條は木戸に対して、陸軍の計画は、さしあたって、関東軍に対する準備を取らせ、独ソ戦に対して中立を保つこと、大本営の会合を毎日宮中で開く手はずを整えて、これを強化することであると話した。六月二十三日に、鈴木は大本営を強化する手段を提案していた。末戸はかれに同意したが、元帥府と相談すべきであると結論した。土肥原は元帥府の一人であり、六月三十日の元帥府の会合には、東條がかれの陸軍大臣とともに出席して、会議に参加しつつある情勢に関して、かれの意見を表明した。このようにして、松岡の計画によって、陸軍の戦略がくつがえされるのを防止するために、陸軍は全力を集中した。松岡の計画というのは、南進を延期して、直ちにソビエット連邦を攻撃しようというものであって、この計画の敵愾は、一九四一年六月二十二日に、松岡が天皇に説明して知らせたものであった。松岡の態度によって引き起された動揺と、かれの辞職の必要とが論議されつつあった。

一九四一年六月十日の連絡会議に続いて、七月二日に開かれた御前会議は、最終的にこの問題を解決した。東條、鈴木、平沼及び岡が、他の者とともに、この会議に出席した。この会議は、情勢の変化にかかわらず、東アジアと東南アジアを征服する計画を日本は堅持し、南方進出の歩を進め、同時に独ソ戦の有利な事態を利用して、ソビエット連邦を攻撃する準備を整えておくことを決定した。シンガポールと蘭印諸島に対する最後的準備が完了されつつあり、また、南部仏印とタイで日本軍が攻撃のための配置につきつつある間、必要な外交交渉が続けられることになっていた。日本は独ソ戦に中立を保ちながら、北方でもソビエット連邦に対する攻撃を延期に準備することになっていた。この攻撃は、有効な抵抗をすることができないと思われるほど、ソビエット連邦が緊張で弱くなったことがわかった場合に、開始されることになっていた。東條は、この計画の頑硬な唱道者であり、『ソビエット連邦は絶縁のように地上に落ちるばかりになった時期に、これを攻撃すれば、日本の威信は大いに飛ぶであろう』と述べた。

参謀本部は、南方地域で遂行されることになっていた軍事行動の最後的な作戦計画を進めるように命令された。後にフィリピンとマレー半島の上陸作戦と言った東條は、中国の沿岸、海南島及び仏印の沿岸で、上陸作戦の演習を始め、他の部隊は台湾で訓練を受けた。香港を攻撃することになっていた部隊は、中国の厳寒期元の駐屯地で、寒期訓練とトーチカ建設の猛烈な訓練を受けた。攻撃することになっていた地域の地勢と気候に似通った場所が海南地域に選ばれた。訓練は夜中を通して、実際に攻撃が行われるまで続いた。鳴田大将は、この訓練が行われていた間、支那方面艦隊の司令長官であった。

陸軍は、南部仏印の占領に対して、ヴィシーのフランス政府に対する日本の最後通牒の第一歩として、南部仏印に軍事基地を確保するために、最後通牒が送られたのであると説明した。この『南方への進撃』というのは、シンガポールとオランダ領東インドに対する攻撃を意味していた。かれはドイツ政府に対して、ヴィシー政府が最後通牒を受諾し、日本政府の要求に應ずるように勧告してもらいたいと要請した。鳴田は七月二十日に、東京駐在のドイツ大使に、内閣の更迭は七月二日の御前会議の政策決定に影響を與えるものではないと知らせた。ヴィシー・フランスは暴力に訴えるよりほかに道がなくなったといって、最後通牒を受諾した後、日本の最後通牒を受諾し、日本の要求に同意した。協定に従って、南部仏印を占領し、サイゴン湾及びカムラン湾と仏印の航空基地を征服するために、四万の兵が七月二十四日に出動した。正式の協定は、七月二十八日に承認され、その翌日に調印された。東條、武藤、鈴木及び岡は、七月二十八日の枢密院会議に列席し、内閣を代表して、この協定を説明した。この協定は、六月二十

して、通商禁止をすることによって、アメリカとの交渉の継続を確保する方策を立てた。松岡がこの武藤・岡案の採用に協力することを條件として、外務大臣として松岡はこの案には異存がないけれども、同時に一九四一年六月二十一日に野村にたされたハル氏の声明を論理であるとし、これをしりぞけることを決意した。この声明というのは、交渉を始める前に、合衆国としては、日本政府が平和方針を進めることを望んでいるということを、今までよりもっと明らかに示すものを持たなければならないとハル氏が述べた声明のことである。ハル氏の声明を前提にしりぞけた上で、初めて武藤・岡案を提出すべきであるが、松岡は要求した。この指導によって、合衆国がこれ以上妥協することを拒絶するに至るのを妨害はおそれて、交渉打切りの危険を少くするために、武藤と岡によって起草された対案を、ハル氏の声明を拒否する調子とともに、松岡から野村に送るようにと主張した。松岡は武藤の助力を無視し、かれ自身の意見に従って、野村に調合を発し、それによって、内閣の危機を早めた。末戸はこの危機を知ると、一九四一年七月二日の御前会議の決定を実行に移すために、近衛内閣を倒れさせることを決意し、もし内閣が総辞職したならば、近衛に再び組閣の命令を下すという計画について、東條及び天皇と協議した。松岡の辞職を要求することを末戸は警告した。近衛はこの警告をしりぞけた。というのは、松岡の強制的辞職によって外交交渉の目的を達成することによって、松岡一派がそれを政治的に利用するのをおそれたからである。そこで、一九四一年七月十六日に、近衛内閣は総辞職し、天皇は末戸に対して、元帥府大臣であったものからなる組閣を枢密院議長とともに召集して、近衛の後継者を推薦するように命じた。

一九四一年七月十七日に、末戸は東條とともに、近衛の後継者の声明について協議した。

五日の連絡会議の決定に基いて、七月二日の御前会議でさらに情勢の一つをあらためること、南部仏印進駐及び第二次近衛内閣の成立に基いて、松岡外相が辞職したことに伴って、会合開催の日を一日延期するために、連絡会議を日とんど毎日宮中で開いていることを東條は述べた。

アメリカ合衆国とのその後の会談

火曜野村は、一九四一年七月三日と七月十九日に、外務大臣あての電報で、南方への進出が始まったときに、合衆国政府が日本と合衆国との外交関係を断絶するかもしれない危険があると警告した。七月二十三日に、アメリカの国務長官代理ウェルズ氏は、ライシャワー氏に対して、フランスに対する要求の意味について、野村に尋ねた。日本は効果されて原料の供給を受けておくこと、軍事的包囲に対する保障を設けておくことを必要とすると野村が説明したのに対して、かれはそれに答えて、日本政府とアメリカ政府の間で討議されてきた協定は、仏印の占領よりもはるかに大きな経済的保障を日本に與えるものであると述べた。かれはつけ加えて、合衆国政府はこの占領を、『南方地域に対する拡大及び征服政策に乗り出す前の最後の越貨を講じている』との通告であると見做していること、日本大使との会談をこれ以上続ける根拠を国務長官は見出すことができないと述べるように調令を受けていると述べた。その翌日に、合衆国の国務省は、新聞に対して声明を発表した。その声明というのは、日本政府が仏印において今までとってきたところの、また現在とっているところの手段によって、日本政府は武力または武力の威嚇によって外外進出の目的を遂行するという決意を明らかに示していること、仏印に隣接する地域の征服に用いるために、軍事基地を獲得しようとする要望以外に、仏印を占領することを正当とするような理由はないように見えるということを述べたものであった。

合衆国大統領は、一九四一年七月二十四日に、仏印を中立地帯と見做し、日本には日本が求めている武器とその他の原料を輸出手に入れる充分な機会を與えるということを日本政府に提案した。しかし、この提案は拒絶された。七月二十九日に、大統領は、合衆国における日本資産の凍結の一切の資産の凍結を命令を出した。仏印に対する日本の行動は、戦争の大きな危険をつくり出しているものと考えられた。そのために、脅威を受けている諸国は、自国の安全がまったくくつがえされるのを防ぐ措置をとらなければならなかった。一九四一年七月二十六日に、日本の外務大臣野田は、仏印に対する日本の行動は、中日事変を完遂するために必要なものであると説明した。また、仏印を包囲しようという企てについて、日本は報告を受けていると称した。その包囲は、中日事変を完遂するためにぜひとも必要なこの地域に対する脅威であるというのであった。このような仏印包囲の企てについて、または、それに関する報告について、どのような証拠もわれ／＼に提出されていない。日本の南部仏印への進駐の理由は、オランダ領東インド攻撃の基地を手に入れたいということにあったという証拠は決定的ではない。これらの基地は、フィリピンに対しても脅威を與えた。シンガポールが実際に攻撃されたときには、サイゴンからの軍隊と南部仏印の基地からの飛行機とが攻撃に参加した。イギリスとオランダも、それ／＼七月二十六日と二十八日に、同様の凍結令を発した。凍結令が合衆国政府によって発せられた後、八月に、野村はアメリカの国務省に対して、国交調整に到達する方法を討議するために、両政府の責任ある首脳者が会見するということが可能であるかどうかを尋ねた。国務長官は、かれと野村との非公式会談を中絶させるに至った経過を簡単に繰返して述べた後に、見解の調節を簡単にするような方向に向って、日本の政策を直ちに方法を見出すことが

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

できるかどうかは、日本政府の決定にまたなければならない問題であると述べた。

地位問題

一九四一年七月の末に、ドイツのロシアに対する攻撃が緩慢になってきたということを大島は知った。この情報は、日本の大本営が指揮に影響させた。なぜならば、蒙ったられた日本の手持ちの戦争資材は、ソビエット領土、会商周及びイギリスに対して、同時に戦争を行うのには、不充分であることがわかっていたからである。もし日本がアメリカ合衆国を攻撃したならば、ソビエット連邦は、その領土内で合衆国に軍事基地を提供することによって、合衆国に援助を與えるのではないかとおそれられた。この可能性については、一九四一年八月の初旬に、日本の陸軍大臣とソビエット大使との間で論議された。

一九四一年七月の末に、合衆国に対する日本の政策について相談するために、天皇は新軍事参謀長を呼んだ。軍令部総長の永野は天皇に対して、自分は三国同盟に反対していると言ったこと、それが存続している間に、日本とアメリカ合衆国との国交を調整することは不可能であると信ずるということを申げた。もし国交を調整することができず、日本が石油の供給を断たれたならば、アメリカ合衆国との戦争の場合に、日本の石油貯蔵量はわずか一年しか間に合わないというのであった。作戦行動で光栄を打つほかに、途はないということであった。天皇は永野に太勝利を得ることができるかどうかと尋ねた。永野は日本が勝てるかどうかさえ疑問かないと答えた。

消極的な戦争を行わなければならないということについて、天皇は憂慮していることを太戸に話した。しかし、太戸は、軍令部総長の意見にあまり賛成できるあるといって、天皇を安心させた。アメリカ合衆国と日本との友好関係を回復する方法が、日本にないわけではないとかれはいった。しかし、軍令部総長の提出した提案に関係なく、日本にないわけではないとかれはいった。

日本政府の決定にまたなければならない問題

一九四一年七月の末に、ドイツのロシアに対する攻撃が緩慢になってきたということを大島は知った。この情報は、日本の大本営が指揮に影響させた。なぜならば、蒙ったられた日本の手持ちの戦争資材は、ソビエット領土、会商周及びイギリスに対して、同時に戦争を行うのには、不充分であることがわかっていたからである。もし日本がアメリカ合衆国を攻撃したならば、ソビエット連邦は、その領土内で合衆国に軍事基地を提供することによって、合衆国に援助を與えるのではないかとおそれられた。この可能性については、一九四一年八月の初旬に、日本の陸軍大臣とソビエット大使との間で論議された。

一九四一年七月の末に、合衆国に対する日本の政策について相談するために、天皇は新軍事参謀長を呼んだ。軍令部総長の永野は天皇に対して、自分は三国同盟に反対していると言ったこと、それが存続している間に、日本とアメリカ合衆国との国交を調整することは不可能であると信ずるということを申げた。もし国交を調整することができず、日本が石油の供給を断たれたならば、アメリカ合衆国との戦争の場合に、日本の石油貯蔵量はわずか一年しか間に合わないというのであった。作戦行動で光栄を打つほかに、途はないということであった。天皇は永野に太勝利を得ることができるかどうかと尋ねた。永野は日本が勝てるかどうかさえ疑問かないと答えた。

消極的な戦争を行わなければならないということについて、天皇は憂慮していることを太戸に話した。しかし、太戸は、軍令部総長の意見にあまり賛成できるあるといって、天皇を安心させた。アメリカ合衆国と日本との友好関係を回復する方法が、日本にないわけではないとかれはいった。しかし、軍令部総長の提出した提案に関係なく、日本にないわけではないとかれはいった。

アメリカ合衆国とのその後の会談

一九四一年七月二十五日のアメリカの連絡官に聞いて、七月二十六日に、大使野村は、国交の調整に努力するために、両政府の首脳者が会見してはどうかという提案をしたが、八月七日に、政府の命令に従って、この提案を再び申入れた。これは合衆国政府によって歓迎された。そこで、八月十七日に、一方で、日本の陸軍の首脳者が、合衆国との戦争の場合に、日本の海軍に補給すべき石油の問題を考究していたときに、大統領は野村の提案に同意を與えた。ハル氏の述べた原則によって示された線に沿って、日本政府が平和的な方針に進むような意思にあるならば、合衆国政府は喜んで非公式会談を再開し、両政府の首脳者が意見の交換を行うべき適当な時期と場所を取極めるために努力すると大統領はいった。大統領は会談が中断された事情に言及し、会見の準備を進める前に、日本が現在の態度と計画に関する明確な声明を出すならば、好都合であろうといった。さらに、大統領は野村に対して、完全に率直な態度で臨まない限り、目的に達立たないであろうと述べた。武力または強迫による覇権的政策に基づいて、日本がこれ以上何かの措置をとるならば、アメリカ合衆国は、合衆国とその国民との権利、利益、安全及び保障を擁護するために、直ちに措置をとるほかはなくなるというのであった。

総力戦研究所は、合衆国との交渉の問題を研究していたが、一九四一年八月上旬に、次のような解決策を提案した。『アメリカの申入に対しては、日本の立場に有効明瞭なる言葉を與えず、外交交渉により遷延策を採り、此の間戦備の充実を期す。』

一九四一年八月二十七日に、近衛は大統領あてに電報を送り、その中で、両国間の関係が悪化した原因は、主として両国間に意思の疎通を欠いたことによると信じていること、第直に双方の見解を調整するために、直接大統領と会見したいと思っていることを述べた。協定を正式に交渉する前、まず会見して、一切の事項問題を大所高所から討議することなかれば提案した。それと同時に、日本政府の言明も大統領に提出された。それと同時に、日本政府の言明を交換しようという招請を歓迎し、日本に平和に対し用意があり、太平洋の平和を確保するために犠牲を払うことを誓うとするといった。日本の仲印における行動は、中日事変の解決を早め、太平洋の平和に対する一切の脅威を除き、日本が必需物資の公平な供給を受けられるようにするためであると述べて来た。また、日本は他国に脅威を與える意図はもっておらず、中日事変が解決されるか、事ナシアに公正な平和が確立されるならば、直ちに軍隊を仲印から撤收する用意があること、仲印における日本の行動は、その直接申域に対する軍事的進出の準備ではないことが述べてあった。続いて、合衆国政府が従来長い間遅延してきた基本的原則に適合する提案だけに、日本政府は喜んで討議を限定すると述べた。なぜならば、日本政府が長く抱いていた願望も、その点では、完全に一致しているからであるというのであった。

仲印に関して、日本が言明したことは虚偽であった。一九四一年七月に、南部仲印に軍隊を駐屯させ、基地を占拠した日本の動機は、日本が金でていたマレーとオランダ領東インドに対する攻撃のために、基地と発進地を獲得したいという欲望であったことを、われ／＼はもう知っている。これはいわゆる『変形事変』となんの関係もなかった。われ／＼が今では知っているように、日本の提案していたのは、日本の申出に対する拒絶が誘発されるまで、マレーとオランダ領東インドを攻撃するために、この基地を日本が保有するということであった。しかも、この基地はフィリピンと南方交通路に対する脅威にもなるものであった。右の平和の確立というのは、それをきめる基準がほかに全然提案されなかったためであるから、日本が解釈できめることになるのであった。弁護側は、この言明を採用することについて、ハル氏の述べた四原則を失敗することにひとしいものであるといった。この言明から、かりに日本が何か若の過言の明瞭な申し出をしたことを認め取ることができるとしても、その当時に、日本の指導者は、このような申し出を守る意思をもっていなかったということが今では立証されている。

一九四一年九月三日に、大統領は近衛の書簡と日本政府の言明に対して所答した。近衛が太平洋における平和を希望すると述べたこと、日本政府が長く抱いていた願望に、合衆国政府が長く遵事してきた原則と一致するものであると日本政府が言明したことを了承して、大統領は満足に思うといった。しかし、

機密された線に沿って、近衛と大統領との協力が成功を収めるものに対して、障害となり得ると思われる観念を日本のある方面で支持している点既を認めないわけにはいかないと述べた。従って、提案された会談の成功を確実にするための用心として、両者が意見の一致を求めようとしている根本的な問題について、予備討議を前もって始めることが、非常に望ましいと提案した。これらの提案問題に関して、日本政府の態度を示すように、大統領は思話した。

その後、八月から後、日本の軍隊本部は安藤の四時中止と戦争行動の物資を主張していた。近衛はこれに反対し、陸海軍両大臣はそれの他の者と会うかどうかを求めて、この方針に対抗しようとつとめた。

一九四一年九月五日に、近衛は大統領の書簡を考慮すると、直ちに閣議を開いたが、閣は提案された近衛と大統領との会談に反対した。かれが反対した理由は、すべての本質的な問題に関して、一致を見た上でなければ、大統領が近衛との会見を欲しない旨を表明したからであると本裁判所であれは証言した。天皇は近衛に、合衆国とイギリスに対する戦争に際してとるべき態度について、多くの質問をした。これらの質問に答えさせるためにも、海軍総長と軍令部総長を呼び出すように、近衛は天皇に進言し、太戸はこの提言を支持した。

一九四一年九月六日の御前会議

一九四一年九月六日に、東條、義木、武藤、国その他が出席して、御前会議が開かれた。この会議は、日本は南方へ出撃すること、合衆国及びイギリスと交渉して、日本の要求が容れられるように努力すること、しかしもしこれらの要求が十月の初めまでに達成されない場合には、開戦の決意をすることを決定した。日本が決戦しようと欲した要求は、その会議で次のように決定された。『対米英交渉に於て帝国の達成すべき最少限度の要求事項並に之に関連し帝国の約諾し得る限度。第一、対米（英）交渉に於て帝国の達成すべき要求事項。

一、支那事変に関する事項

米英は帝国の支那事変処理に容喙し又はこれを妨害せざること

（イ）帝国の日支基本條約及日満支三国共同宣言に準拠し、事変を解決せんとする企図を妨害せざること

（ロ）ビルマ公路を閉鎖し、米英両国が蒋政権に対し軍事的並に経済的援助をなさざること…

二、帝国陸海軍の安全を確保すべき事項

米英は極東に於て帝国の国防を脅威するが如き行動に出でざること

（イ）日仏間の約定に基く日仏間特殊関係を容認すること

（ロ）泰、蘭印、支那及極東ソ領内に軍事的機構を設定せざること

（ハ）極東に於ける兵備を現状以上に増強せざること

三、帝国の所要物資獲得に関する事項

米英は帝国の所要物資獲得に協力すること

（イ）帝国との通商を恢復し、日蘭西太平洋に於ける両国領土より帝国の自存上緊要なる物資を帝国に供給すること

（ロ）帝国と泰及仏印との間の経済提携に付友好的に協力すること

第二、帝国の約諾し得る限度。

那一に示す帝国の要求が應諾せらるるに於ては、

一、帝国は仏印を基地として、支那を除く其の近接地域に武力発出をなさざること

二、帝国は公正なる極東平和確立後、仏領印度支那より撤兵する用意あること

三、帝国は比島の中立を保障する用意あること。』

この決定には、一つの基本的な欠点がある。日本が中南の仏領政府との協定によって

項並に之に関連し帝国の約諾し得る限度。第一、対米（英）交渉に於て帝国の達成すべき要求事項。

一、支那事変に関する事項

米英は帝国の支那事変処理に容喙し又はこれを妨害せざること

（イ）帝国の日支基本條約及日満支三国共同宣言に準拠し、事変を解決せんとする企図を妨害せざること

（ロ）ビルマ公路を閉鎖し、米英両国が蒋政権に対し軍事的並に経済的援助をなさざること…

二、帝国陸海軍の安全を確保すべき事項

米英は極東に於て帝国の国防を脅威するが如き行動に出でざること

（イ）日仏間の約定に基く日仏間特殊関係を容認すること

（ロ）泰、蘭印、支那及極東ソ領内に軍事的機構を設定せざること

（ハ）極東に於ける兵備を現状以上に増強せざること

三、帝国の所要物資獲得に関する事項

米英は帝国の所要物資獲得に協力すること

（イ）帝国との通商を恢復し、日蘭西太平洋に於ける両国領土より帝国の自存上緊要なる物資を帝国に供給すること

（ロ）帝国と泰及仏印との間の経済提携に付友好的に協力すること

第二、帝国の約諾し得る限度。

那一に示す帝国の要求が應諾せらるるに於ては、

一、帝国は仏印を基地として、支那を除く其の近接地域に武力発出をなさざること

二、帝国は公正なる極東平和確立後、仏領印度支那より撤兵する用意あること

三、帝国は比島の中立を保障する用意あること。』

この決定には、一つの基本的な欠点がある。日本が中南の仏領政府との協定によって

すでになしとげていたように、日本自身の目的のために、中国の経済を自由に支配し続けること、長い間日本の侵略の犠牲となっていた中国の正当な政府に対して、アメリカとイギリスは当然に軍事的経済的の支持を與えること、これをやめるように、これをやめるようにと要求したことである。もしこれが『対米英交渉に於て達成すべき最少限度の要求』であることを日本が明らかにしていたならば、これらの交渉はそこで行きづまりになったであろうといっても、いい過ぎではない。この『最少限度の要求』は、ハル氏が述べた四原則と根本的に相容れないものであった。しかも、その四原則の遵守を、交渉の全期間を通じて、ハル氏は強調していたのであった。

戦争準備の続行

この御前会議の直後に、参謀総長はその作戦部長に対して、戦争のためのかれの計画と準備をいっそう強化するように命令した。陸軍省と参謀本部との関係を定める慣行によって、陸軍大臣東條、陸軍次官木村、陸軍省軍務局長武藤及び陸軍省軍務局長岡本は、この準備が行われつつあったことを知っていて、それに協力したに違いない。

此陸海攻撃のための訓練とマレー、フィリピン、オランダ領東インド及びボルネオに対する上陸作戦のために中国の沿岸で行われていた訓練は、終りに近づきつつあった。支那方面艦隊司令長官の海軍大将嶋田は、九月一日に、東京の近くの横須賀鎮守府の司令長官に転任し、また海軍特別資料委員会の一員に任命された。作戦の詳細な計画を定めるために、一九四一年九月二日から十三日までの間に、東京の海軍大学校で、最後の図上演習また海軍参謀会議が行われ、多数の海軍の高級将校が参加した。解決すべき問題は二つあった。第一には、航空母艦で真珠湾を攻撃する詳細な計画を立てる問題、第二には、マレー、ビルマ、オランダ領東インド、フィリピン、ソロモン及び中部太平洋諸島を占領する作戦の予定を立てる問題であった。これらの問題を解決するものとして案出されたものが、後に発せられた機密連合艦隊命令作第一号の基礎となったのであった。

外務大臣豊田は、諜報活動に参与していたかれの部下のハワイ総領事から、ハワイ近海に於けるアメリカ艦隊に関して、秘密の報告も送らせるために、九月二十四日に暗号が作成した。

攻撃のための国内の準備は、食糧の蓄積に関する調査を行い、九月十一日に、この調査について太戸に報告した。内閣は、軍需品増産のために、企画院と厚生省が共同で作成した『労働動員案』を採用した。教育勅語は、上級学校職員と連合軍飛行機の識別とに関する調査用の典籍を出した。東條の秘密省は、シンガポールとハワイに対する作戦地図を作成した。内閣印刷局は、フィリピン、マレー及びオランダ領東インドで使用するために、ペソ、ドル及びギルダーの占領用の通貨の印刷を続けた。

アメリカ合衆国との会談の経緯

会言及した御前会議の日である九月六日に、近衛はアメリカ大使に対して、会談の決定がまったく反対の性質のものであったにかかわらず、自分は日本の合衆国大使館が言明した四原則に完全に賛成していると述べた。その翌日に、ワシントンで、大使野村は合衆国政府に対して、日本側の新しい提案の草案を提出した。これは、大統領が九月三日の近衛あての書簡の中で述べた予備交渉と始めるについて、その基礎として意図されたもののように見受けられる。この提案の草案の趣旨は、『何等正当の理由なくして』、日本は南方に対してこれ以上の軍事行動を行わず、三国條約における日本の義務は、他の相触国政府の侵略を考慮することなく、防衛と自衛の観念に依って解釈するというのであった。合衆国は中国に対して援助を與える

ないことが述べてあった。続いて、合衆国政府が従来長い間遅延してきた基本的原則に適合する提案だけに、日本政府は喜んで討議を限定すると述べた。なぜならば、日本政府が長く抱いていた願望も、その点では、完全に一致しているからであるというのであった。

仏印に関して、日本が言明したことは虚偽であった。一九四一年七月に、南部仏印に軍隊を駐屯させ、基地を占拠した日本の動機は、日本が金でていたマレーとオランダ領東インドに対する攻撃のために、基地と発進地を獲得したいという欲望であったことを、われ／＼はもう知っている。これはいわゆる『変形事変』となんの関係もなかった。われ／＼が今では知っているように、日本の提案していたのは、日本の申出に対する拒絶が誘発されるまで、マレーとオランダ領東インドを攻撃するために、この基地を日本が保有するということであった。しかも、この基地はフィリピンと南方交通路に対する脅威にもなるものであった。右の平和の確立というのは、それをきめる基準がほかに全然提案されなかったためであるから、日本が解釈できめることになるのであった。弁護側は、この言明を採用することについて、ハル氏の述べた四原則を失敗することにひとしいものであるといった。この言明から、かりに日本が何か若の過言の明瞭な申し出をしたことを認め取ることができるとしても、その当時に、日本の指導者は、このような申し出を守る意思をもっていなかったということが今では立証されている。

一九四一年九月三日に、大統領は近衛の書簡と日本政府の言明に対して所答した。近衛が太平洋における平和を希望すると述べたこと、日本政府が長く抱いていた願望に、合衆国政府が長く遵事してきた原則と一致するものであると日本政府が言明したことを了承して、大統領は満足に思うといった。しかし、

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

ことを中止し、日本が日本側の條件によって中国と和平を交渉することを提唱し、南方地域における天然資源の獲得と開発について日本に協力することに同意し、陸軍と西南太平洋地域における軍事的活動を停止することにたっていた。日本はかねて軍隊を撤退することを拒否していた。この提案の意味は、三国協約を遵守しようとする日本の意思を再確認したものである。なぜならば、同協約の適用によって、合衆国を攻撃するものではないという保証を与えることを日本に要求したからである。その後の交渉によって、中国に対する和平條件は、近衛原則に基礎を置いたものであり、また日本の満州占領を中国が承認することを確定したものであることがわかった。近衛原則というのは、中国に駐屯していた日本軍によって遂行されていた中国の経済的支配を日本に与えることになるものであった。

合衆国がこの提案を受諾することは、日本政府をして、一九四〇年十月三日に決定した目的を達成させることになるのであった。これが日本政府の意図であったことは、前回によって明らかにされている。一九四一年九月十三日に、かれは野村に調令して、日本政府はアメリカ側の西原案を用いれば、「観者」にとって同意ないと言ったのである。合衆国政府は、九月三日の提案の草案は不満足なものであり、大統領にあてた一九四一年八月二十八日の近衛の電報と日本政府の言動に矛盾するものであると考えた。

一九四一年九月二十五日に、日本政府は東京駐在のアメリカ大使に対して、全然新しい提案の草案を提出し、速やかに回答を与えられたいと要請した。この新しい草案は、原本的な問題に関して、日本側の譲歩に少しでも示すものではない。九月二十五日に、太陽丸日本に発表された論文の中で、機本は、合衆国及びイギリスと国交を調整する見込みはないこと、日本政府がとるべき絶切な措置は三国協約に明らかに示されていることを言明した。これによって、ドイツ及びイタリアと共同して、直接行動をとることを示されは意味していた。情報局総裁は、三国同盟協約調印の第一周年記念に際して演説したが、その中で、この協約の真の意味は、その締結の日に出された詔勅に明らかであるといった。この協約によって、大東亜新秩序建設における日本の指導的立場は朝鮮に承認され、国際情勢にどのような変化が起ろうとも、また日本がどんな同盟に直面しようとも、この協約が日本の外交の基調を構成することには、少しも変りがないとかれは言明した。

開戦の決定——一九四一年十月十二日

陸軍大臣東條、参謀総長及びその他の陸軍首脳者は、十月初旬に、ドイツ大使とこの問題を討議したときに、南方に進出して、軍需アジアに日本の地盤を確立するために、かれらは三国協約を調印したということ、イギリスを破ることによって、自分達の目的を達成するためには、アメリカを除外する必要があるということを明らかにした。内閣書記官長は、一九四一年十月七日に、木戸と対米交渉について協議した。東條の指揮のもとにある陸軍は、アメリカと交渉を続ける余地はないという意見であるが、海軍はその反対の見解をもっているとかれは報告した。近衛が東條と懇談して、海軍との了解を深めるように努力し、その上で、東條と海軍大臣を近衛及び外務大臣との会談に招き、陸海軍の協力を確保してはどうかとかれは提案した。

近衛は東條と話し合ったが、東條の方では、アメリカとの交渉には、外交的に成功する望みがないこと、内閣は戦争をするという決心をしなければならないことを主張した。近衛は陸軍大臣東條、海軍大臣及川、外務大臣豊田及び企画院総裁鈴木に対して、戦争か平和かの問題について、最後的な協議をするために、一九四一年十月十二日に、その私邸で会合することを求めた。会議の前に、海軍大臣は同じ近衛のところに使いをやり、海軍はアメリカと戦争する用意はないが、すでに九月六日の御前会議で戦争することに賛成したので、やれないということができなくなっていると海軍大臣は言った。和って、来るべき会議では、海軍大臣は問題を近衛に一任するつもりである。近衛が外交交渉を続けると提案することを望んでいたのである。

近衛は、いよいよ開戦か平和か決定しなければならなくなったといって、一九四一年十月十二日に会議を開き、外交交渉によって成功の可能性を再検討してもらいたいと述べた。東條はこれを反駁し、外交交渉を続けても、成功の望みはないといった。海軍大臣は、この問題の決定は総理大臣に一任すべきであると提案した。東條は、全閣僚が決定に対して責任があるから、総理大臣だけに一任するわけにはいかないと述べた。交渉を続けることによって必ず成功すると外務大臣が保証するならば、交渉を打切るとの言葉はいった。外務大臣は、日本とアメリカとの間の妥結に対する諸条件を指摘し、その主要なものは、中国に東條の指揮のもとにある陸軍は、アメリカと交渉を続ける余地はないという意見であるが、海軍はその反対の見解をもっているとかれは報告した。近衛が東條と懇談して、海軍との了解を深めるように努力し、その上で、東條と海軍大臣を近衛及び外務大臣との会談に招き、陸海軍の協力を確保してはどうかとかれは提案した。

近衛は東條と話し合ったが、東條の方では、アメリカとの交渉には、外交的に成功する望みがないこと、内閣は戦争をするという決心をしなければならないことを主張した。近衛は陸軍大臣東條、海軍大臣及川、外務大臣豊田及び企画院総裁鈴木に対して、戦争か平和かの問題について、最後的な協議をするために、一九四一年十月十二日に、その私邸で会合することを求めた。会議の前に、海軍大臣は同じ近衛のところに使いをやり、海軍はアメリカと戦争する用意はないが、すでに九月六日の御前会議で戦争することに賛成したので、やれないということができなくなっていると海軍大臣は言った。和って、来るべき会議では、海軍大臣は問題を近衛に一任するつもりである。近衛が外交交渉を続けると提案することを望んでいたのである。

近衛は、いよいよ開戦か平和か決定しなければならなくなったといって、一九四一年十月十二日に会議を開き、外交交渉によって成功の可能性を再検討してもらいたいと述べた。東條はこれを反駁し、外交交渉を続けても、成功の望みはないといった。海軍大臣は、この問題の決定は総理大臣に一任すべきであると提案した。東條は、全閣僚が決定に対して責任があるから、総理大臣だけに一任するわけにはいかないと述べた。交渉を続けることによって必ず成功すると外務大臣が保証するならば、交渉を打切るとの言葉はいった。外務大臣は、日本とアメリカとの間の妥結に対する諸条件を指摘し、その主要なものは、中国に

日本軍が駐屯していることであると述べた。東條は、この点については、日本は譲ることができないこと、中国駐屯軍は完全に撤退することはできないこと、中国駐屯軍の撤退は、日本の安全のために必要であること、中国駐屯軍の撤退は、日本の安全のために必要であること、中国駐屯軍の撤退は、日本の安全のために必要であること

等三月にシンガポールの都上方面軍司令官に任命されるまで、その職にあつた。朝、海軍及び陸軍は、中部と仏印の日本軍の司令官であつた。

東條のもとで行われた戦争準備

東條は一九四〇年九月と十月に決定された計画を実行に移した。陸代林の説明で、かれに対して、『貴方がされた六日（一九四一年）の御命令通以後の政策に一方に於て平和の道の交渉をなし、他方に於て戦争の準備をなすものであつたと説明しました。貴方はその政策を続けましたか』と尋ねられた。東條は、『そうです。私に絶対大臣としてその仕事を引受けさせました』と答えた。

東條内閣が組織された後、特にオランダ領東インド諸島において、これらの諸島の採掘施設の古典の破壊として、日本の対外貿易機関が改善され、拡張された。一九三九年から存在していた国策研究会は、日本政府が古来の方針を予期していた南方諸地域の統治計画を立案するために、『統治対策要綱』を作成した。その第一次報告は、一九四一年十月に、既理大臣としての東條に提出された。陸軍と拓務省は、この計画を採用した。長入月の準備がさらに作成された。陸軍と海軍は、協同作戦のための計画を提出と各部に、後にシンガポールに司令部が完了され、その司令官が選ばれた。その最初の司令部はサイゴンに設置された。香港を攻撃するために、南東新浦で訓練を受けていた軍隊は、ついに、増加増強を行つていた。軍団に属していた者の押収された日記によると、その軍団は十二月初旬に訓練を完了するものと予期されていた。

船田と岡は、相談攻撃の計画に関係していた。この計画に関して、海軍大学校で討論が行われた。海合艦隊司令長官山本は、合衆国の太平洋艦隊が進攻国に移動しているところを攻撃することを要求した。他の者は行動範囲を主張した。この議論は、アメリカ艦隊が太平洋の日本領の要塞化された島々の間に動揺しようと試みたならば、その場合には、初めて攻撃を行うべきであるというのであつた。山本は計画をするといつた感かし、かれの計画を採用させた。最後的な計画は、一九四一年十一月一日までに完成された。これらの計画は、首長国、シンガポール、その他の香港の領地のアメリカ、イギリス及びオランダの領地に対する攻撃について定めていた。

組織した後直ちに、東條は本戸の船舶に基いて行動しはじめた。これは天皇によつて承認された。これらの内外の情勢を更に厳く深く検討することという船舶であつた。こうして検討されることにきつていた題目の表が十月の半ば過ぎにできた。その表は、『国策遂行要綱に付再検討すべき題目』という表題がつけられていた。それに次のような題目を含んでいた。『欧州戦争局の見透し如何』、『対米英蘭戦争に於ける初期及び数年に亘る作戦的見通し如何』、『今秋頃万に対し開戦するものとして、北方に如何なる関連的現象生ずるや』、『海軍拡手を南のみ又は英蘭のみに限定し得るや』、『対米交渉を続行して、九月六日御前会議決定の我最少限度要求を全つて短期間に貫徹し得る見込ありや』。

上記の諸題目は、研究のために各省や各部局に割当てられ、一週の連絡会議において、政府に大本営とそれらに関して協議した。これらの連絡会議は、東郷がリクリットの野村に説明したように、『国策の根本方針を検討する為に、日よりと毎日開かれた。これらの会議には、東條、東郷、船田、賀屋、鈴木、星野、武藤及び岡が常例的に出席した。前に満州国傀儡政府の総務長官として東條と協力したことがあり、また日本の企画院の総裁であつた星野は、経済企画についての長い経験のために、東條によつて内閣書記官長に選ばれた。鈴木は、軍部に属する人に選ばれた。

十一月四日に、東郷は再び野村に調電した。『政策に協議を重ねた結果、ついに内閣と軍部の一致の意見に基いて、日米交渉を再開するための対案を提出することができるようになつたとかれにいつた。しかし、つけ加えて、これが交渉の最後の努力であること、この提案が決定されたこと、もし貴殿に賛成にならないときは、会談は決裂し、両国の関係は邪悪の淵に陥ちであろうといつた。日本は最後のできる限りの譲歩をしているのであるとかれに述べた。調合には野村が東郷が選択する余地はないから、交渉を行うにあたつては、それを文字通り守らなければならないと野村に通告した。それから、野村は重要な地位にあり、内閣は野村が『我が国策遂行のため何事か有効なることをなし』得るであろうと大きな希望をかけているといつて、かれは野村にその使命の重大なことを強調した。この点で、かれは野村に対して、誠と忠誠し、注意をもつてその任務を遂行する決意をするように促した。

東郷は、十一月四日に野村にあてた一通の電報によつて、決定されていた対案を伝えた。この提案は、翌朝に閣議される予定の御前会議で、なお承認されなければならないが、その承認がえられたならば、直ちに野村に通知するから、野村がその通知を受取つたら、すぐに対案を提出することを希望すると東郷はいつた。この提案は『甲案』と呼ばれ、九月二十五日の日本政府の提案の修正案という形をとり、東郷から野村にあてた電報の中で『暫定案』と呼ばれていた。この提案は、日本軍がたんたんに撤退することを定めていた。最初の撤退は陸軍からであり、中国国民政府との講和条約が調印されたならば、そのときに行われることになつていた。講和条約の調印とともに、条約に明示される指定地域を除いて、中国から撤兵し、これらの指定地域からの撤兵は、適当期間の後に行われることになつていた。これらの地域における軍隊の駐屯の期間に関して、東郷は、『適当期間』に付米国当局より質問があつた場合は、敢ね二十五年を目途とするものなる旨を以て漠然と答弁するものとす』と野村に告げた。三国条約に関しては、この条約に定められているように、日本は合衆国を攻撃しないという保証を与えないというのが日本政府の提案であつて、この決意をこの提案は強調して述べた。しかし、日本政府は、独逸と日本政府の義務に関しては、他の枢軸国から独立して、独自の解釈を下すというのであつた。通

商協定別紙については、全世界に適用されるという条件付で、日本はこの原則の範囲に同意するというのであつた。他の事項については、アメリカと予解に達することができるかもしれないが、中国に軍隊を駐屯させるということは、中国を日本に隷属させたままにしておくことを要求したのである。『甲案』に関して会議に達することができなかつたならば、その代りに提出すべきものとして、『乙案』も野村にあてて送られた。これについては、追つて取り上げることにする。

東郷は十一月四日の電報で、交渉の重大性にかんがみ、また野村からの圧を願いでもあり、いたいという懇願にかんがみて、交渉にあたつてかれを援助するために、大使来栖を特使として派遣するが、かれは新しい訓令を携えていないと述べた。二三日の後に、東郷はドイツ大使に対して、来栖には日本政府の新因たる態度について説明してあり、かれにはもちろん、また、そのほかの明確な原則が與えてあるともいした。来栖が到着した上は、直ちに合衆国大統領に会見することができるようにと、手配することを野村は調令された。

交渉の最後の段階で、日本の政治的と戦略的態度を説明するおそれのある新聞報道や言論に対して、陸軍はさらに新しい検閲規則を設けた。

東郷が野村に通告したように、一九四一年十一月五日に、御前会議が開かれた。東條、東郷、船田、賀屋、鈴木、武藤、岡及び星野が出席した。合衆国、イギリス及びオランダに対してとるべき方針が決定された。日米交渉を『甲案』と呼ばれた二つの新しい提案を合衆国に提出することが決定された。これらはその前日に野村にあてて送られた電報であつた。さらに、十一月二十五日または以前に、合衆国によつて、これらの提案のどちらも受諾されなかつたならば、日本政府は、合衆国とイギリスに対して、開戦する直前にすることをドイツとイタリアの政府に通報し、これらの政府に通報と同盟条約の決定は、アメリカ政府が日本の提案のうちのどちらかに同意したならば、イギリスとの協定を結ぶために、アメリカ政府が利用することを予期していた。

十一月五日の会議の直後に、東郷は野村に対して、これらの提案が会議で承認されたこと、野村は前日の調合の中で述べられた訓令を保して、折衝を開始すべきことを訓電した。どの協定にせよ、その調印のための期日を定めは十一月二十五日までに完了しなければならなかつたが、他方において、野村に対しては、日本側が協定に達するために期限をつけているとか、提案が最後通牒の性質のものであるとかという印象を與えることを避けるように、調合が與えられていた。

御前会議では、さらに、タイと交渉して、日本軍隊にタイの領土を通過させるようにすることが決定された。日本はタイの主権と領土保全との尊重を保約することになつていた。ビルマまたはマレーの一部を日本はタイに與えることを考慮するという好例を示すことになつていた。オランダ領東インドに関しては、日本の企図を防ぐために、日本によつてなされてはならない物資を獲得するという問題について、要部が問題されることになつていた。フイリピンは占領後独立させること、オランダ領東インドの一部も同様に独立させ、残部は日本が管理することになつていた。

会議の直後に東條は本戸を訪問し、右に述べた既決定と南方軍の編成と要求を授けるために来栖をサイゴンに派遣するという決定とを知らせた。一九四一年十一月五日に、東郷はさらに野村に対して、十一月二十五日をアメリカとの協定の調印の最後の日と確定するという電報を送つた。

陸軍の攻撃命令

日本の連合艦隊司令長官山本は、十一月三日に、東京において海軍軍令部長永野を訪問し、数ヶ月間にわたつて準備されていた連合艦隊作戦命令の最終案に対して、かれの承認を與えた。この命令は、十月四日に初めて計画された方法で、シンガポールを攻撃することと、オランダ領東インドに対する包囲態勢を完了することとを定めていた。また、数ヶ月前に、大島がリダベットのフイリクピン諸島に対する攻撃中でもると言つたフイリクピン諸島に対して、米国、英国及び蘭領東インドの攻撃は、合衆国太平洋艦隊を壊滅させるための武装攻撃によつて、推進されることになつていた。イギリスとアメリカは、香港と上海に対する攻撃によつて、中国から撤退されることになつており、また、その他の附随的な作戦も含まれていた。この命令には、『帝国は米国、英国及び蘭領に対し開戦を予期し、攻撃の作戦準備を完成するに決した』と題する『第一開戦準備』と『下令す』と題する『第一開戦準備』と『下令す』と題する『第一開戦準備』と『下令す

こと、日本に最終的に提案を行ったこと、もしこの案国がそれを拒否したならば、これ以上会談を続ける理由はなくなることを告げた。

御前会議は、政府に関する諸問題を決定するために、ほとんど毎日続けられた。十一月十一日の会議は、極東におけるアメリカ、イギリス及びオランダの基地を強化するアメリカ、日本の自動車足を禁止し、同時に通商政策の提供を早める方針を決定した。この計画は、まずイギリスを取り、次にアメリカの戦争を終わる意思を失わさるために、枢軸国と協力して、イギリスに力を集中するというのであった。日本の軍隊は、シンガポールの攻撃のために、サイゴンに重点しつつあった。其後南及撃のための四隊部隊を納庫する艦隊は、日本の港から単冠湾の指揮地点に進航しつつあった。

十一月七日に野村が原田に対し「最後案」すなわち「甲案」に対する回答として、ハル氏が十一月十五日に野村に覚書を渡したときに、合衆国政府は右の案をそれとなく拒否した。日本軍隊の撤退に関する提案は、この撤退の期限も、どの地域から撤退するかも明示していないから、不明確であり、あいまいであるとハル氏は指摘した。また、合衆国として、他の諸国も通商無差別主義の全般的適用を求めるということを約束することはできないといった。この覚書に対して、なんの回答もなかった。その前日に、野村は東郷に対して、前考にせよ北方にせよ、日本の軍事行動がこれ以上進むのを阻止するために、合衆国政府は、戦争とまでは行かない強硬な、できるだけの手段を取る決意であること、ミュンヘンのような間違いを再び犯すつもりは毛頭ないから、この点について誤解しないようにせよ、むしろ戦争を絶対しないようにせよ、ということを知らせた。

ハル氏から覚書を受取った後に、東郷は攻撃の最後的準備を始めた。かれはキノスルの日本銀行に行電して、邦銀は非常な必要にあるから、秘密裏にいつでもの資産を下ること、しかし、横浜市の預金に関する報告を少くとも毎日二回行うことを訓令した。野村は別日の延期を求めたが、それに対して、十二月に、「交渉妥結の期日を定めたのであって、変更は行われない」と東郷は回答した。「甲案」より乙案を提案として受諾を迫り、最後の通牒を出すように、かれは野村に訓令した。それから、東郷は、開戦の原因にかかわりなく、日本が合衆国との戦争に巻きこまれた場合に、単独講和を結ばないという協定をドイツ政府と交換することに、かれの注意を向けた。この協定は、十一月二十一日に結ばれた。

ただいまより十五分間休憩します。

（午後十時四十五分休憩）

（午前十一時開廷）

○国際軍事裁判

○裁判長　判決文の朗読を続けます。

〔朗読〕

一九四一年十一月二十日の「乙」案

一九四一年十一月十五日に、特使来栖はワシントンに到着したが、十一月二十日に、かれと野村が代案であった「乙」案をハル氏に提出するまで、新しい提案をかれは何も出さなかった。この案は、東郷が十一月四日に野村に送った代案であり、十一月五日の御前会議で承認されたものであった。東郷は野村に対して、「秘密によって了解に達することができないこと」が明らかになるまで、「乙」案を提出してはならないと訓令していた。この「乙」案は「甲」案とは、新しい提案であって、前の提案の修正というよりもむしろ、ほかからアメリカ合衆国の提案の撤回、または通商無差別の原則については、まったく触れていなかった。この提案が受諾された場合には、日本は南部仏印から軍隊を引揚げること、蒋介石政権の承認を放棄すること、これらのことは、北部仏印から軍隊を引揚げること全中国から撤兵すること、日本に石油の供給を求められたこと、日本に石油の供給をすることを求められたこと、この提案は、また、オランダ領東インドの天然資源の獲得と開発に協力し、相互に通商関係を復活し結合発令前に存在した状態に復帰することに協力する協定をしたことを定めていた。

アメリカ政府は、アメリカの機関関係者、殊に、解読した日本側の通信の中にあった情報にかんがみて、また、南部仏印から引揚げられる部隊は、一日か二日で再び送り返すことができる北部仏印と海南島に維持されることになっているという事実にかんがみて、乙案は誠意のないものという結論に達した。南部仏印に対して無傷した地位を、すなわち、南方の諸国を脅威する地位を、日本は維持しようと申出たのである。この提案を受諾することは、日本がすでに行った侵略を容認し、将来日本による制限のない征服を承認するとともに、アメリカ合衆国の原則を放棄し、中国を適切なものにひとしいとアメリカ政府は考えた。

十一月二十一日の朝に、ハル氏はイギリス、オーストラリア及びオランダの大公使の会談を招集し、日本の提案に関するかれらの意見を求めた。この会議で意見が一致したことは、もし日本が誠意をもって平和を希望し、平和的政策に従う固い意思を有するならば、かれらはこれを歓迎し、日本との正常な通商関係を再開することに協力するものであるが、ワシントンにおける日本の偽大使の提案は、明白に、東亜における日本の指導者と特殊機関の言動と相反するように思われるということであった。イギリスとオランダの代表は、本国政府と相談し、その意見をハル氏に伝えることに同意した。

一九四一年十一月二十二日の午後に、ハル氏は、野村と来栖に会見した。かれは両人に対して、その日の午前に開かれた会合について知らせ、また、次の月曜日の十一月二十六日の会議で決定が行われると期待していることを知らせた。野村と来栖は、イギリスとオランダの意向はともかく、アメリカの態度を示すように迫った。ハル氏はこれに対して、関係諸国はすべて太平洋における緊急な問題が解決されることを熱望していること、しかし、その点から見て、最良の提案では不充分であるということを答えた。十一月二十二日に、東郷は野村に対して、協定の最終の最終期日は十一月二十九日であるとし、それは「その後は、情勢が自動的に進展する」からであると打電した。

十一月二十六日に、野村と来栖は再びハル氏と会った。ハル氏は両大使に対して、「乙案」はかれが交渉の初期に説明し、アメリカ合衆国が署名している四つの基本的原則に違反するものであるとし、これらの提案の採用は、太平洋における最後の平和に貢献するものでないというのがアメリカ政府の意見であると知らせた。これらの四つの基本的原則を実際に適用するについて了解するために、いっそうの努力をしてはどうかとハル氏は提案した。この目的を会議に置いて、かれに新しい提案の草案を出した。その要点に、極東において四つの基本原則の実施を定めたこと、日本軍隊の中国撤退と中国の領土保全の維持とのために、アメリカ合衆国、イギリス、中国、日本、オランダ、タイ及びラビエット諸邦の間に多国的協定を結ぶ考えがあったことであった。

この提案された協定には、日本とアメリカ合衆国は太平洋における恒久的平和の確立を目的として、次のことを宣言することを定めていた。(一)両国は他国の領土に対するどのような侵略的意図もないこと、(二)両国は侵略的に武力を用いないこと、(三)両国は国際経済学を平和的な手段によって無扶すること。これらのこれは、ハル氏がすでに一九四一年四月十六日に述べた四つの一般的原則であり、また、原則として同意され、実際に適用されなければならないとされた合衆国政府が終始主張してきたものであった。これらの原則は、一九三〇年以前には、日本が無視して敵威を表明していたものであり、その年から後に、実際上しばしば違反したものであった。

所謂経済的の面では、次のことが提案された。(一)いろいろな国の国民の間に、どのような差別も設けないこと、(二)国際貿易品の販売に対する種類の制限を撤廃すること、(三)すべての諸家の国民に対して、無差別なく原料入手の途を開くこと、(四)国家間の通商協定は、消費の大部分の安定、これを自己の用途に預用していた。今では、暴力の威嚇攻撃に対する一連の新しい強制的攻撃のために、日本は必要な基地を確印において獲得し、一切の聖物を奪い、問題するばかりの態勢にあった。これらの攻撃によって、日本はその過去の侵略によって得たものを確保し、東アジア西太平洋及び西太平洋において支配的な地位を得るために必要とする、より以上の領土と物資を獲得しようと計画した。右に述べた諸原則を実際に適用することは、日本が過去の侵略で得た成果を放棄することと、用力に対して絶対を捨ててを放棄することを意味するものであった。

交渉のはじめから、アメリカ合衆国は、その示した原則の承認を終始主張し、これらの原則を実行に移す方法を考え出す必要について、ハルは提案して注意を喚起した。交渉の初期に、日本はこれらの原則に同意するという明確な宣言を行うことを約束した。一九四一年の六月ごろ、非常な困難の後に、近衛は、日本は四原則を受諾するということを、アメリカ合衆国に通告することについて、軍部の同意を得ることに成功した。おれ〳〵が知っているように、これは誠意のない見せかけにすぎなかった。これらの原則を絶用する意思はなかった。日本の指導者は、これらの原則を実際に適用し、それによって弱点に得たものを放棄し、将来に得られるものを断念する私には決してならなかった。これらの原則を実際に適用することは、とのような協定にも、絶対に欠くことができないということを、前からアメリカ合衆国はこうして警告されていたにもかかわらず、かれらは右のような考えで交渉を行った。かれらのうちのある者は、軍事的威嚇と外交的工作によって、少くとも日本が満州と中国で獲得した支配的地位を保持させる程度に、その原則の適用をアメリカ合衆国に提和させようと希望したようである。かれらは、アメリカ合衆国及び西洋諸国との戦争において、日本は勝利を得ることができるかどうか確信がなかったのであり、もしこれらの諸国に、日本が満州と中国のその他の部分で獲得した地位を黙認させることができたならば、計画された南方進出をかれらは一時断念するつもりであった。かれらのうちの他の者は、諸国をそのように欺くことができるとは信じていなかった。これらの人々は、比較的堅実であるものにも、この默認は不可能であることがわかるまで――これは国民の様一にも資することになるわけであるが――また日本の負担準備を完了するまで、交渉の題材を用に提案していたにすぎなかった。

ハルは、十一月二十六日の通牒で、もしこれらの原則が承認され、かつ実施されるとするならば、ある種の措置が必要であるとして、その詳細を述べた。(一)東アジアに平和をもたらすべきの国の間に、不侵略条約を結ぶこと、(二)すべての国の間に、不侵略条約を結ぶこと、(三)すべてこれらの諸国は、仏印との経済問題において、優先的待遇を受けないこと、(三)日本は軍隊を中国と仏印から撤退すること、(四)日本は中国の傀儡政権に対する一切の支持を撤回すること。

これらの原則を実際に適用するというこの提案に、日本の指導者は現実に直面させた。かれらはこれらの原則を実際に適用する気は決してなかったのであり、このときにも、適用するつもりはなかった。かれらの戦争準備は、今や完了していた。真珠湾を襲うことになっていた艦隊は、この日の早朝に出航していた。かれらが全員一致で決定したことは、戦争をすること、交渉の打切りによって、警告がアメリカ合衆国とイギリスに届く前に、選択された地点において、両国の軍隊を日本の軍隊が攻撃できるように、外交上の無解を捧ることであった。

野村と来栖は東郷に対して、かれらは完全に失敗し、完全に面目を失ったと打電した。十一月二十七日に、日本の外務省は来栖に対して、交渉を打切らないように訓令した。十一月二十八日に、東郷は野村と来栖に打電した。「再大使殿々の御努力にも拘らず来栖が今次の帰き理不尽なる対案（十一月二十六日のハル氏の提案）を提示せるは誠に意外且遺憾とする所にして我方としては到底右を交渉の基礎とする能はず使つて今次交渉は右米案に対する帝国政府見解（両三日中に訓電すべし）申入を以て最終的には打切とする他なき情勢なるが先方に対しては交渉決裂の印象を與ふることを避くることと致度に付貴方に於ては目下鋭意調中なりと誘でられ度し」とかれはいった。一九四一年十一月二十九日に、日本の外務省は東郷と野村に対して、合衆国務長官にある申入をすること、但し交渉の決裂と思われるようなことはいわないように注意することを訓令した。十一月三十日に、外務省は、ワシントンの両日本大使に対するこの電報を発信した。

十一月十九日に、木戸は本国について天皇と話し合った。かれは次のことを天皇に進言した。軍に交渉の期限が切れたからという理由で、戦争が始められたならば、天皇に対して不当な非難がなされるかもしれないこと、続いて、東郷は、戦争の開始を承認する前に、重臣を参加させた御前会議をもう一度召集するように能率大臣に命令すること。その後に行われた十一月二十六日の木戸と天皇の会談で、現状に鑑みて、戦争に関する御前会議をいま一度開催することに二人は決定した。その結果として、十一月二十九日の朝に、その日の後刻行われることになっていた天皇との会合の準備として、重臣会議が召集された。この午前中の会議には、東條、鈴木、嶋田、東郷及び木村が出席した。合衆国との戦争が避けがたいことを説明した。休憩の後に、重臣と東條とは天皇に会い、天皇は順々に各人の意見を聴いた。東條が述べたように、戦争は避けられないという説に基いて行われた。廣田と近衛とを除いて、平沼とその他の重臣は、この仮定に基いて進言することだけで満足していた。

一九四一年十一月三十日の議長会議

十一月三十日に開かれた議長会議に、重臣の意見を見た会議であった。東條、嶋田、東郷、賀屋、鈴木、武藤、岡敬純、岡、東郷、賀屋、鈴木、武藤、岡敬純、嶋田、東郷が出席した。軍事的攻撃計画が見捨なく論議された。合衆国政府への通牒の形式と内容について、意見の一致を見た。この通牒は、二十六日のハル氏の提案の草案をしりぞけ、またワシントンにおける交渉の決裂を意味するものであった。宣戦布告は不必要ということに一致した。

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

過程は、交渉の時刻が討論された。交渉決裂の直後に、行動すべき諸項については、いろいろの説が立てられていると東郷はいった。あるものは一時間半の時間の余裕をおくべきであるとのべ、その他一時間、三十分だとかいろいろの時間が提出されているといった。『開戦の時期によって、その政策における負担の重減がだめにされてはならないということについては、全員が一致した。最後に、通牒の手交と攻撃の開始との間の時間の余裕を決定することは、海軍軍令部に一任することに決し、御前会議は、その作戦行動の行われる時機を予測した上で、軍令部に通告してもよい時刻を通告全部に知らせることになっていたと伝聞していった。

一九四一年十二月一日の御前会議

十一月三十日の連絡会議で行われた諸決定を承認するための御前会議は、十二月一日に開かれた。東條、東郷、鳩山、賀屋、鈴木、嶋田、武藤及び岡敬純の出席した。東條が議長となり、豊田外相、海軍大臣及び参謀総長、軍令部総長がそれぞれ、その責任上の立場から問題を討議した。開戦は合衆国、イギリス及びオランダと戦争をするか平和を保つかということであった。決定は戦争ということになった。その決定の記録は、『十一月五日決定の帝国国策遂行要領に基く対米交渉は成功を期するに至らず。帝国は米英蘭に対し開戦す』となっている。東郷はその日記に、『二時御前会議開催せられ、遂に対米開戦の開決定ありたり、西時半首相参内宣戦詔書につき奏聞す』とのべている。その翌日、すなわち十二月二日に、大本営は十二月八日をX日と指定する命令を発したが、われ〳〵が知っているように、一九四一年十一月十日の連合艦隊命令作業第三号によって、この日はすでに確定されていたのである。

一九四一年十一月二十二日に、山本総司令長官は、機動部隊に対する第二次攻撃は、午前四時十分から午前四時四十五分（現地時間午前八時四十分から午前九時十五分）まで、水平爆撃機によって加えられ、第三次攻撃は、午前四時四十五分から午前五時十五分（現地時間午前九時十五分から午前九時四十五分）まで、急降下爆撃機によって加えられた。

コタ・バル

東京において、ダルー氏が東郷と別れてから四十五分の後に、すなわち、一九四一年十二月八日の午前一時二十五分（コタ・バル時間十一時四十五分）（ワシントン時間十二月七日午後十一時四十五分）に、イギリス領マレーの東岸にあるバダンとサバタ海岸の防備部隊は、神谷に艦船が停泊していると報告した。このバダン海岸とサバタ海岸との接続点であるタアラ・バーマットは、コタ・バル飛行場の北東約一マイル半のところに位置している。東郷は、これらの艦船は輸送船のサイゴンから出港したものであるといった。一九四一年十二月八日の午前一時四十分（コタ・バル時間十二月七日午前零時）（ワシントン時間十二月七日午前十一時四十分）に、これらの艦船は輸送の砲撃を開始した。これは東郷と野村が日本の通牒を渡すまでハル氏を訪問するように、最初から予定されていた時間よりも一時間二十分早く、また両者がハル長官の事務所に安着に到着したときよりも二時間二十五分早かった。一九四一年十二月八日の午前二時五分（コタ・バル時間十二月八日午前零時二十五分）ごろに、日本軍の第一攻撃部隊は、バダン海岸とサバタの海岸の接続地点に上陸した。海岸防備の第一線を破摂して、日本軍は、イギリス領マレー半島に対する上陸作戦の第二段階を開始した。この第二段階は、シンゴラとパタニにおける上陸作戦であって、これらの町は、イギリス領マレーとタイとの国境のすぐ北にあり、従ってタイの領土内にあった。この第二の上陸は、一九四一年十二月八日の午前三時五分（コタ・バル時間十二月八日午前一時二十五分）（ワシントン時間十二月七日午後一時五分）に始まった。日本の艦船は軍隊をシンゴラとパタニで下船させていること、シンゴラの飛行場は日本の上陸部隊によって占拠されていることが空中偵察によってわかった。コタ・バルに対して砲撃を行うために、日本軍はその後に、ペダン・ブサールとクローでマレーとタイの国境を越えた。

日本の飛行機は、一九四一年十二月八日の午前六時十分（シンガポール時間十二月八日午前四時三十分）（ワシントン時間十二月七日午後四時十分）にイギリス領マレーのシンガポール市に対して空襲を行った。これらの攻撃機は、東郷によれば、仏印の基地から、また神谷の航空母艦から来たものであった。爆撃がセレタールとテンガとの飛行場にも、シンガポール市にも投下された。

ワイリピン、ウェーク及びグアム

グアム島に対する最初の攻撃は、一九四一年十二月八日の午前八時五分（ワシントン時間十二月七日午後六時五分）に行われた。そのときに、日本の爆撃機八機が翼の中から現われて、海兵電信局とパン・アメリカン航空会社の倉庫との附近に爆弾を投下した。

一九四一年十二月八日（ウェーク及びワシントン時間十二月七日）の未明に、ウェーク島に対する攻撃が日本の飛行機の爆撃によって開始された。

フイリッピン

一九四一年十二月八日（ワシントン時間十二月七日）の朝に最初の攻撃を受けた。ミンダナオ島のダヴアオ市とルソン島のクラーク飛行場とに対して、日本軍の私服爆撃が行われた。

香港

香港は最初の攻撃を一九四一年十二月八日の午前九時（香港時間十二月八日午前八時）（ワシントン時間十二月七日午後七時）に受けた。イギリスに対してまだ宣戦は布告されていなかったが、一九四一年十二月八日の午前

三時四十五分ごろに、香港の当局者によって、東京放送局からの時刻の放送が聴き取られた。この放送は、イギリスと合衆国に対する戦争が続行されていることを日本国民に警告するものであった。この警告は、香港の防衛当局者に、予期される攻撃に対してある程度の準備をする余裕を與えた。

上海

上海に対する三度目の侵入は、十二月八日（ワシントン時間十二月七日）の未明に、日本の憲兵隊が蘇州河のガーデン・ブリッジを護り、軍用電話線を架設しながら進んで行くのが認められたときから始まった。かれらはなんの抵抗にも会わずに、バンドを背景に展開することができた。一九四一年十二月八日の午前四時（十二月八日午前三時）（ワシントン時間十二月七日午後二時）までに、かれらはそれを完全に占拠していた。

一九四一年十二月七日ワシントンで手交された日本の通牒

開戦に関する一九〇七年のヘーグ第三條約は、その第一條に、『締約国ハ理由ヲ附シタル開戦宣言ノ形式又ハ條件附開戦宣言ヲ含ム最後通牒ノ形式ヲ有スル明瞭且事前ノ通告ナクシテ其ノ相互間ニ戦爭ヲ開始スベカラザルコトヲ承認ス』と規定している。この條約は、この最近事件に関係のある全期間におたって、日本を拘束していた。未決到所然例によれば、国際法、條約、協定または慣行は見る戦爭の計画、準備、開始または遂行は見罪であると定められている。起訴状の起訴事実の多くは、全面的または部分的に、次の見解に基いている。すなわち、イギリスと合衆国に対する攻撃は、理由をつけた開戦宣言の形式または條件付開戦宣言を含む最後通牒の形式において、明瞭な事前の通告をすることなしに行われたという見解である。他の箇所で述べた理由によって、われ〳〵はこれらの起訴事実を取扱う必要はないと決定した。起訴状の訴因は、條約戦爭及び国際法、條約に違反する戦爭を遂行する共同謀議を訴追しているものに関しては、われわれは次の結論に到達した。すなわち、侵略戦爭を遂行する共同謀議という起訴事実は立証されたこと、これらの行為はすでに侵略行為において犯罪的であること、違反されたものとして起訴状が挙げているところの一連の條約、協定及び誓約――ヘーグ第三條約を含めて――に関しては、起訴事実が立証されたかどうかということは、考慮する必要がないことである。侵略戦爭または国際法、條約、協定及び誓約に違反する戦爭を遂行したと主張している訴因に関しても、われ〳〵は同様の結論に到達した。一九〇七年のヘーグ第三條約または他の條約に違反して戦爭を行ったということに関して、殺人を訴追している起訴状の訴因については、これらの殺害が起った戦爭はすべて侵略戦爭であるとわれわれは決定した。このような戦爭を行うことは、いい換えれば、侵略及び犯罪を作るものであるから、重大な犯罪であって、どの被告にせよ、この重大な犯罪について有罪とし、さらに名目上の『殺人罪』について有罪とすることは、なんの疑いもなくたいであろう。従って、一九〇七年のヘーグ第三條約を真わせている義務の正確な範囲について、われ〳〵が結論的意見を述べることは必要でない。この條約は、戦争行為を開始する前に、明瞭な事前の通告を與える義務を負わせていることは疑いもないが、この通告を與えてから、敵対行為を開始するまでの間に、どれだけの時間の余裕を置かなければならないかを明確に問題であって、これは條約が成立してから、国際法学者の間でつねに論争の対象になっていた。通告と敵対行為との間の時間の長さというこの問題は、もちろん重大である。もしその時間が短かくて、強く疑われた地にある家族に警告を與え、その軍隊に防禦戦争をとらせるだけの余裕のないものであったならば、この

日本の機動部隊は、その作戦命令を予定通りに遂行するために、行動を起していた。ダルー氏が東郷に別れてから一時間の後に、すなわち、一九四一年十二月八日午前三時（ワシントン時間十二月七日午前十一時三十分）（真珠湾時間十二月七日午前六時）（ワシントン時間十二月七日午後二時）に、真珠湾に第一次の攻撃を加えることになっていた飛行機は、真珠湾から北約二百三十マイルの地点で、航空母艦の甲板から飛び立った。ワシントンの大使野村は、機動部隊長官ハルに、一九四一年十二月八日午前三時（ワシントン時間十二月七日午後一時）に面会を申込んでいたが、後退電話をして、面会を一九四一年十二月八日午前三時四十五分（ワシントン時間十二月七日午後一時四十五分）に延ばすことを求めた。野村がハルを訪問する前、一九四一年十二月八日午前三時（真珠湾時間十二月七日午前七時五十分）（ワシントン時間十二月七日午後一時二十分）に、最後に対する最初の攻撃が行われた。野村と来栖の両大使は、一九四一年十二月八日午前四時五分（ワシントン時間十二月七日午後二時五分）に、国務長官ハルの事務所に到着した。これは最終通牒の第一次攻撃が実現に移されたのは、ハル氏に引見されたのは、攻撃が始まってからすでに一時間を経過した後のことであった。日本の大使は、一九四一年十二月八日午前三時（ワシントン時間十二月七日午後一時）に、この通牒を手交するように訓令を受けていたのであるが、機械と作業に困難があったために間に合わないと述べた。通牒長官は、なぜワシントン時間の午前一時といい特定の時間に通牒を手交するように命ぜられたのかと疑われた。大使は理由を知らないが、それを訓令されたのであると答えた。『一九四一年十二月八日（ワシントン時間十二月七日）に、東郷が野村に次のような訓令を打電したことは事実である。『貴地時間七日午後一時を期し合衆国政府に我使より為所等を最期通牒

協定または誓約に違反する戦爭を遂行する共同謀議を訴追しているものに関しては、われわれは次の結論に到達した。すなわち、侵略戦爭を遂行する共同謀議という起訴事実は立証されたこと、これらの行為はすでに犯罪的であること、違反されたものとして起訴状が挙げているところの一連の條約、協定及び誓約――ヘーグ第三條約を含めて――に関しては、起訴事実が立証されたかどうかということは、考慮する必要がないことである。侵略戦爭または国際法、條約、協定及び誓約に違反する戦爭を遂行したと主張している訴因に関しても、われ〳〵は同様の結論に到達した。一九〇七年のヘーグ第三條約または他の條約に違反して戦爭を行ったということに関して、殺人を訴追している起訴状の訴因については、これらの殺害が起った戦爭はすべて侵略戦爭であるとわれわれは決定した。このような戦爭を行うことは、いい換えれば、侵略及び犯罪を作るものであるから、重大な犯罪であって、どの被告にせよ、この重大な犯罪について有罪とし、さらに名目上の『殺人罪』について有罪とすることは、なんの疑いもなくたいであろう。従って、一九〇七年のヘーグ第三條約を真わせている義務の正確な範囲について、われ〳〵が結論的意見を述べることは必要でない。この條約は、戦争行為を開始する前に、明瞭な事前の通告を與える義務を負わせていることは疑いもないが、この通告を與えてから、敵対行為を開始するまでの間に、どれだけの時間の余裕を置かなければならないかを明確に問題であって、これは條約が成立してから、国際法学者の間でつねに論争の対象になっていた。通告と敵対行為との間の時間の長さというこの問題は、もちろん重大である。もしその時間が短かくて、強く疑われた地にある家族に警告を與え、その軍隊に防禦戦争をとらせるだけの余裕のないものであったならば、こ

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

れらの措置は自国を守る機会を與えられないで、うち倒されてしまうかもしれない。條約が勇ましくうたっている義務の正確な適用に關して、このような論議があったということから、東郷は一九四一年十一月三十日の連絡会議に対しては、いろいろな意見があり、ある者はその期間が一時間半、ある者は一時間、ある者は三十分でなければならないと考えていると知らせることができたのである。連絡会議は、ソシントンで通牒を手交する時刻に、奇襲攻撃の成功を妨げてはならないという條件をつけて、その時機の決定を東郷と陸軍の両首脳に任かせた。要するに、かれらは、攻撃地点のイギリスと交渉中の軍隊が、交渉が決裂したという警告を受けることができないことを實現にするために、最初に爆撃の開始の前に、わずかな時間をおいて、交渉を打切るという通告を手にすることに決定したのである。この仕事を與えられた東郷と陸軍省の出席者は、一九四一年十二月七日の午後一時にワシントンで手交されるように手はずをきめた。其日時に対する最後の攻撃は午後一時二十分に行われた。一切のことが順調にいったならば、最終調べ軍隊に無警告で攻撃するために、ワシントンに二十分の余裕を與えたのであろう。しかし、攻撃が奇襲になることも確実にしたいと望むあまり、かれらは思いがけない事故に備えて余裕をおくということをも考慮しなかった。こうして、日本大使館は二時間と解読し、浄書する時間が予定よりも長くかかったために、実際には、攻撃が行われてから四十五分たってから日本の両大使は通牒を持つてワシントンの国務長官ハルの事務所に到着したのである。コタ・バルにおけるイギリスに対しての攻撃については、ワシントンで通牒を手交するように定められていた時刻(午後一時)とは、全然関係がなかった。この事実は証拠中に充分に説明されていない。この攻撃にワシントン時間の午前十一時四十分に行われた。これは、東京から受けた調令通牒に、ワシントンの日本大使館が実行することができたとしても、通牒を手交しているはずの時間よりも、一時間二十分も前のことであった。

われわれは右のように事実の認定を下すのが正当であると考えた。これらの事項が悪意の証拠であるとも考えた。これらの事項が悪意の証拠であるが、主としては、この條約の現在の精神の欠如に対して、強い注意を喚起するためである。それは強く解釈することが可能であり、無條件の者に対して、他方でかれらの攻撃が奇襲として行われることを確実にしながら、右のように強く解釈された義務には、ふつうに正当する値を與えるものである。尚、異議という目的のために、時刻の余裕をこのように少くする目は、通告の傳達を覆らせる結果となる間違いや手違いや怠慢に対して、余裕をおいておくことができなくなる。そうして、この條約が義務的であるとしている事前の通告は、実際には與えられないことになるという可能性が大きい。日本の代加は、時刻の余裕を少くすればするほど、手違いの可能性が大きくなることを認めていたので、このことを会議に置いていたと東郷は述べた。

正式の宣戦布告

日本の枢密院の審査委員会は、十二月八日の午前七時三十分(東京時間)に、合衆国、イギリス及びオランダに対して、正式の宣戦布告を行う問題のために、宮中で会議を開いた。ときになって、初めて二の問題を再議し始めた。鶴田は討議済とコタ・バルに対して攻撃が行われたと発表した。そして、その前夜に星野の住居で起草された合衆国とイギリスに対する宣戦の詔勅案が提出された。同案の審議中に出た質問に答えて、東郷は、ワシントンにおける平和交渉に言及して、「自動上の関係よりこれを無視せしめたに過ぎざりし」ものといった。東郷は、さらに、同工案審議中に、オランダに対しては、猶予の作戦上の便宜を考えて、宣戦布告をしないこと、日本とタイとの間には、『同盟條約』を締結する交渉が進行中であるから、タイに対しては宣戦布告をしないことを言明した。その案は承認され、枢密院本会議に提出されることに決定された。枢密院は一九四一年十二月八日の午前十時五十分に会合し、この案を可決した。会合後とイギリスに対する宣戦の詔書は、一九四一年十二月八日の午前十一時四十分と十二時の間(ワシントン時間十二月七日午後十時四十分と午後十一時の間(ロンドン時間十二月八日午前二時四十分と午前三時の間)に発布された。攻撃を受けたのち、アメリカ合衆国とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国は、一九四二年十二月九日(ロンドン及びワシントン時間十二月八日)に、日本に対して宣戦を布告した。同七日に、オランダ、オランダ領東インド、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、自由フランス、カナダ及び中國も、日本に対して宣戦を布告した。その翌日、武藤は、参謀本部の作戦部長と話し合ったときに、大使来栖を合衆国に派遣したことは、戦争開始に遅くまでの一つのネモラージュの手段にすぎなかつたといった。

結論

日本のフランスに対する侵略行為、ネラーダに対する攻撃、イギリスとアメリカ合衆国に対する攻撃は、正当な自衛の措置であったという、被告のために申立てられた主張を論駁するために、日本の利益を制限する措置をとったために、戦争をする以外に、日本にその國民の利益を犠牲にする必要が存在しなかったと主張されている。

これらの措置が日本の貿易を制限する措置を講じたのは、日本が久しい以前に着手し、かつその解決を決意していた侵略の源から、日本を隔れさせようとして講じられたものであり、まったく正当な試みであった。このようにして、一九三九年七月二十六日に、アメリカ合衆国は日本との通商航海條約を廃棄することを通告した。それは日本がすでに満州と中國のその他の廣大な部分とを占領した後のことであり、また、この條約が存在していても、中國にある合衆国國民の權益を日本に尊重させることがすでに長い間できなくなっていたときのことであった。これらの權益を日本に尊重させるように、何か他の手段を試みてみるために、それは行われたのである。その後に、日本向け物資の輸出に対して、次々に輸出禁止が課せられたが、これは日本が諸國の領土と權益を攻撃する侵略をしていることがだんだん明白になったためである。つまり、日本が決意していた侵略的政策から日本を隔れさせようとする試みとして課せられたのであり、また、諸國が自國に対する戦争を遂行するための物資をこれ以上日本に供給しないようにするためであった。ある場合に、たとえば、アメリカ合衆国から日本へ前の輸出を禁止した場合に、これらの措置がとられたのは、経済者に抵抗しているこの國の必要とする資材を奪取するためでもあった。さきに掲げた被告のための主張は、実に、日本が侵略戦争の準備をしていた当時に発表した日本の宣伝を単に繰返しているにすぎない。満洲諸國の侵略において、北方、西方及び南方に進出しようとする日本の決定は、日本を目標にして、なんらかの経済的制裁がとられたときよりも、ずっと以前に行われていたのであり、日本にその決定からかつて離れたことがないということを証明する文書を今日では、詳細にわたつて手に入れることができる。その今日において、日本の宣伝にまた長たらしく繰返されるものと等しいということは、容易なことではない。対蘭印の主張とは反対に、フランスに対する侵略行為、イギリス、アメリカ合衆国及びオランダに対する攻撃の動機は、日本の侵略に対して戦争している中國に與えられる援助を十分に知っていた。蒋介石の手に入れようとする試みであったことは、諸

地が明らかに証拠するところである。

本裁判所の意見では、一九四〇年と一九四一年の当時における日本の指導者は、仏印でフランスに対する侵略戦争を行うことを計画し、フランスが仏印内に日本に駐兵権と航空基地及び海軍基地に対する権利とを認與するように要求することを、かれらは決定していた。また、要求が容れられない場合は、フランスに対して武力を行使する準備をしていた。もし必要になったならば、要求を貫徹するために、武力を行使するという威嚇のもとに、かれらは実際にフランスに対してこのような要求を行ったのである。フランスは、当時の自國の状態からして、武力の威嚇に屈しないわけにいかず、この要求を容れた。

本裁判所はまたフランス共和國に対して侵略戦争が行われたものと認定する。日本軍による仏印の番地の占領は、日本がフランスに強制して受諾させたものであったが、いつまでも平和の状態のままで日義かなかった。強迫、特にフィリッピンにおける戦況が日本に不利になってくるにつれて日本の最高戦争指導会議は、一九四五年二月に、次のような要求を仏印当局に提出することを決定した。

(二)すべてのフランス軍と武装警察を日本の指揮下におくこと、(三)軍事行動に必要なすべての通信施設機関を日本の管理の下におくこと。これらの要求は、一九四五年三月九日に、軍事行動の威嚇を伴った最後通牒の形で、仏印当局に提出された。抵抗するか受諾するかのために、かれは二時間余與えられた。かれは拒絶した。そこで、日本軍に軍事行動によって要求を強行する措置をとった。フランス軍と武装警察は、かれらを武装解除しようとする企図に反抗した。ハノイ、サイゴン、ダクシエツ、ナトラン及び北部國境方面で、戦闘が行われた。ここに、日本側の公式記録を引用する。「北部國境地域では、日本軍は少からざる損害を受けた。日本軍に進んで降伏の地のフランス軍分遣隊と山間に孤立せるフランス軍の小部隊を掃滅した。一九月にして解散の地を除き、治安は回復した。」日本の最高戦争指導会議は、日本の要求が拒絶されたこれを強行するために、軍事行動がとられた場合でも、「両國は戦争状態にあるとは看做されざるべし」と決定していた。本裁判所は、当時の日本の行動は、フランス共和國に対する侵略戦争の遂行を構成するものであったと認定する。

さらに、本裁判所の意見では、日本が一九四一年十二月七日に開始したイギリス、アメリカ合衆国及びオランダに対する攻撃は、侵略戦争であった。これらは挑発を受けない攻撃であり、その動機はこれらの諸國の領土を占領しようとする欲望であった。「侵略戦争」の完全な定義を述べることがいかにむずかしいものであるにせよ、右の動機で行われた攻撃は、侵略戦争と名付けないわけにはいかない。

オランダが先に日本に対して戦争を宣言したのであるかも、それに続いて起った戦争は、日本による侵略戦争と呼ぶことはできないと、被告のために主張された。実際は、変節によって、交渉が失敗したときは、武力によって、オランダ領東インドの経済における支配的地位を日本に自分のものにしようと長い間計画していたのである。一九四一年の半ばになると、オランダが日本の要求に屈しないことが明らかになった。そこで、日本の指導者は、オランダ領東インドに侵入し、これを占領する計画を立て、そのすべての準備を完了した。その侵入のために、日本陸軍に対して発せられた命令は、発見されていないが、一九四一年十一月五日に、日本海軍に対して発せられた命令が、撤廃と上で提出されている。これは十分に言及した連合艦隊命令作戦一号である。予想される敵國は、合衆國、イギリス及びオランダであると述べている。この命令は、戦争が起る日は大本営命令によって指示されること、その日の〇〇、〇〇時以後に変動状態に入り、日本軍は計画に従つて作戦を開始することを述べている。大本営命令は十一月十日に発せられ、十二月八日(東京時間)、すなわち十二月七日(ワシントン時間)をもって、変動状態に入り、計画に従つて作戦が開始される日と定めた。このようにして開始される作戦の第一段において、南方部隊はフィリッピン、イギリス領マレー、オランダ領東インド地域の重要地点を攻撃すると決定してある。以上の結論については、右に述べたという証拠または疑問の余地はない。これらの事情から見て、われわれは、事実において、戦争状態の存在を宣言し、オランダに対する日本の侵略戦争を遂行を命ずる命令は、一九四一年十二月七日の朝早くから有効であったと認定する。オランダは、攻撃が差迫っていることを充分に知っていて、自衛のために、十二月八日に、日本に対して宣戦を布告し、このようにして、すでに日本によって始められていた戦争状態が存在することを、公式に認めるに至ったのである。この事実によって、この戦争を日本の側からする侵略戦争でなくし、何かそれと違ったものにするということはできない。事実として、日本はオランダに対して、軍隊がオランダ領東インドに上陸した一九四二年一月十一日まで、戦争を宣言しなかった。一九四一年十二月一日の御前会議は、「帝國は米英蘭に対し開戦す」と決定した。オランダに対しては、宣戦布告を行なうことは、この決定にもかかわらず、また、オランダに対する敵対行為遂行の命令がすでに効力を発生していたにもかかわらず、十二月八日(東京時間)の枢密院会議で、アメリカ合衆国とイギリスに対する正式の宣戦の詔勅を可決したときに、東條は、オランダに対しては宣戦しないと宣明した。これに対する理由は、証拠の中では、充分に説明されなかった。本裁判所は、オランダ側に油井を確保する時間をできるだけ少くするために、一九四〇年十月に決定された方針に従ったものであるという見解をとりたい。しかし、日本がオランダに対して侵略戦争を行ったという事実には、それはなんの影響も與えるものでない。

タイの立場は特殊である。日本軍のタイへの進入に関する証拠は、非常に複雑である。一九四一年十二月八日の午前十時半と十一時(東京時間)の間に、日本軍はタイに対して侵略戦争を行ったという証拠はまったくない。日本の指導者が、タイとの協定によって、日本軍がタイを平和的に通過してマレーに出られるようにしようと計画したことが証明されている。この攻撃が迫っているという情報が漏れないように、マレーをまさに攻撃しようとする時機まで、そのような協定を結ぶために、かれらはタイと交渉することを望まなかった。日本軍は一九四一年十二月七日(ワシントン時間)に、抵抗を受けずに、タイの領土を通過した。この進軍の事情について、検察側が提出した唯一の証拠は、次の通りである。(一)一九四一年十二月八日の午前十時と十一時(東京時間)の間に、日本の枢密院に対して、軍隊通過に関する協定が交渉されているという言明がなされたこと、(二)十二月八日の午後(東京時間)(ワシントン時間十二月七日)に、日本軍がタイに平和的進駐を開始したということと、タイ海外務省時三十分に協定を無効とし日本の要求が発表したこと、(三)やはり枢密院が提出したものであるが、以上のことと矛盾する言明、すなわち、十二月八日の朝五時(東京時間)に、日本軍はタイのシンゴラとパタニに上陸したということ。一九四一年十二月二十一日に、タイは日本と同盟條約を締結した。タイのための証人で、日本の行動のでもあるという見解をとりたい。しかし、日本軍の進駐は、タイに対して侵略戦争を行ったという事実には、それはなんの影響も與えるものでない。

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

を捕虜行為として弁護した者はなかった。これらの事情から見て、日本側のオイへの復讐がオイ政府の強制に反したものであったということについて、われ〳〵は合理的な確実性をもっていない。被告がオイ王国に対して保護職掌を開始し、実行したという罪状事実は、証明されるに至っていない。

訴因第三十一は、イギリス連邦に対して、侵略職掌が遂行されたと訴追している。一九四一年十二月八日正午、東京時間ごろに発表された宣戦布告には、「英米蘭支那ノ諸国ニ対シテハ自存自衛ノ為ニ蹶然トシテ立チ上ル」と述べている。「イギリス連邦」という言葉は、日本政府または宣戦布告の作成者によって、意識的に命令されたか、故意に避けられたかということである。

戦争行為に対する責任の問題に関して、検察の憶測と行為を論ずる前に、訴追されている事柄を審判することが必要である。この陰謀がなにあたって、被告と論議されている相互間との間に関係があったならば、場合によって、われ〳〵は便宜上この関係に言及することにする。他の場合には、そして一般的には、差支えない限り、責任問題に関係性のある事情は、後に取扱うことにする。

一九四一年十二月の太平洋戦争開始当時、日本政府が、戦時捕虜と一般人抑留者を取扱う訓令を設けたことは事実である。表面的には、この制度は満足なものと見受けられるかもしれない。しかし、非人道的行為を阻止することを目的とした慣習上と法的上の戦時法規は、初めから終りまで、甚だしく無視された。

捕虜を殺害に射殺したり、斬首したり、溺死させたり、またその他の方法で殺したりしたこと、病人を過度の捕虜が、背嚢林の兵でさえ耐えられない状態のもとで、長距離の行軍を強いられ、落伍した者の多くが衰弱兵によって銃撃されたり、鉄線で刺されたりした死の行列、無警告射撃の中で目隠しの設備のない銃殺場、官吏や医務員がなかったために、多くの場合に手当の者が病死したこと、捕虜に自白を引出すために、または拷問のために、あらゆる種類の拷問を加えられている。さらに、「捕虜者収容所には、興亜が設けられることになっていた。ところで、機密処分命令作第一号には、『グレート・ブリテン』という言葉が用いられているが、オーストラリア連邦をその一部であるとするのは正確でない。また、覚書には、『ブリタイヤ・エンパイア』という言葉が用いられているが、オーストラリア連邦はイギリス連邦の一部であるとするのは正当である。従って、陸軍行為の相手方となることになっており、官職名の相手方であった実体は、あきらかに、『イギリス連邦』であった。すべて、訴因第三十一がイギリス連邦に対して侵略職掌が遂行されたと訴追しているのは、充分に根拠のあることである。

現訴状の訴因第三十二においては、フィリピン共和国に対して、侵略職掌が遂行されたと訴追されている。フィリピン諸島は、職掌の開始中は、完全な主権国ではなかった。相関関係に関する限り、それはアメリカ合衆国の一部であった。フィリピン諸島の人民に対して、侵略職掌が遂行されたことは、疑問の余地のないところである。理論的正確を期するために、われ〳〵は、フィリピン諸島の人民に対する侵略を、アメリカ合衆国に対する侵略職掌の一部であるとみなすことにする。

B部　第八章　通例の職掌犯罪（戦争行為）

すべての証拠を慎重に検討し、考慮した後、われ〳〵は、提出された証拠の口頭と書面による証拠を、このような判決の中で詳細に述べることは、実際的でないと認定する。民事行為の責任と性質の完全な記録については、裁判記録を参照しなければならない。

本裁判所に提出された戦争行為及びその他の通例の職掌犯罪に関する証拠は、中国における職掌開始から一九四五年八月の日本の降伏まで、捕虜、収人、強姦及びその他の暴行も非人道的な野蛮な性質の戦争行為が、日本の陸海軍によって犯されたことを立証している。数カ月の期間にわたって、本裁判所は証人から口頭や宣誓口供書による証言を聴いた。これらの証人は、すべての職掌犯罪に関して、詳細に証言した。それは非常に大きな規模で行われたが、すべての職掌地域でまったく共通の方法で行われたから、結論はただ一つしかあり得ない。すなわち、戦争行為は、日本政府または、その個々の官吏及び軍隊の指導者によって、秘密に命令されたか、故意に許された

は武力の発動因よりも大きかったと強調した。中国軍に実際に援助を與えたか、または敵と内通したと推論されると、その報復として、右の理由で、都市や村落の住民を虐殺する慣行、すなわち、日本側のいわゆる「懲罰」が相いられた。この慣行は、中日戦争を通して続けられた。その最も悪い例は、一九三七年十二月における南京の住民の虐殺である。

日本政府が中日戦争を公式には「事変」と名づけ、戦争の法規を回避するために、捕虜としての資格と給料を與えることを徐々に拒否したことは、国際的な慣行に違反するものであった。中国における戦争を徒匪との「事変」と呼ぶこと、それを斧山として、戦争法規をこの戦争に適用することを拒否して拒否することは、一九三八年に正式に決定されたと武藤はいっている。東條もわれわれに同じことを申し立てた。

捕えられた中国人の多数は、拷問され、過酷な強制労働に駆り立てられ、また日本軍のために働く労働隊に編入され、また日本によって中国の傀儡政権のために働く軍隊に強制されたり、これらの軍隊に勤めることを拒んだ捕虜のもの者は、日本の軍需産業の労働力不足を補うために、陸軍の指揮官によって配置された農民の数に、十七名にすぎなかったことを知らせた。軍需品への抗議が少しも効果のないことがわかったときに、これらの使節たちの方で日本内地に実情を知れわたらせるように試み、それによって、日本政府が世論によって圧力を御脚しないわけには行かなくなるようにしてはどうかといった。

マーク博士の証言によると、同市の陥落後、二週間半から三週間にわたって恐怖とさわめて厳しく、六週間から七週間にわたって注意深であった。

国際安全地帯委員会幹事スマイス氏は、最初の六週間は毎日二通の抗議を提出した。

松井は十二月十七日まで強力地区にいたが、この日に入城式を行い、十二月十九日に戦没者の慰霊祭を催し、その中で次のように述べた。「自分は軍事に関せられた幾百万の江南地方無辜の民衆の損害に対し、一層の同情の念に堪へぬ。今や想起南京城内に雲集し、悲運江南の地に殉き、東亜復興の礎石箱に来らんと千。この際特に戦死四万柱に対し反省を期待するものである」と。松井は約一週間市内に滞在した。

当時大佐であった武藤は、一九三七年十一月十日に、松井の幕僚に加わり、南京攻撃の間中松井とともにおり、この市の入城式と直後に参加した。南京の陥落後、強力地区の司令部にあったときに、南京で行われている残虐行為を聞いたということも武藤も松井も認めている。これらの残虐行為に対して、諸外国の政府が抗議を申込んでいたのを聞いたことを松井は認めている。この事件を強姦子

使館員に聞いた。南京を手始めに攻撃する決心をなし得られるが、大使館員は真の行動を観察せしめんとしつつあり」と南京安全地帯委員会に通告した。大使館員はまた委員に対して、同市を占領した当時、市内の秩序を維持するために、陸軍の指揮官によって配置された憲兵の数に、十七名にすぎなかったことを知らせた。軍需品への抗議が少しも効果のないことがわかったときに、これらの使館員は、外国の宣教師たちに対して、宣教師たちの方で日本内地に実情を知れわたらせるように試み、それによって、日本政府が世論によって圧力を御脚しないわけには行かなくなるようにしてはどうかといった。

マーク博士の証言によると、同市の陥落後、二週間半から三週間にわたって恐怖とさわめて厳しく、六週間から七週間にわたって注意深であった。

国際安全地帯委員会幹事スマイス氏は、最初の六週間は毎日二通の抗議を提出した。

松井は十二月十七日まで強力地区にいたが、この日に入城式を行い、十二月十九日に戦没者の慰霊祭を催し、その中で次のように述べた。「自分は軍事に関せられた幾百万の江南地方無辜の民衆の損害に対し、一層の同情の念に堪へぬ。今や想起南京城内に雲集し、悲運江南の地に殉き、東亜復興の礎石箱に来らんと千。この際特に戦死四万柱に対し反省を期待するものである」と。松井は約一週間市内に滞在した。

当時大佐であった武藤は、一九三七年十一月十日に、松井の幕僚に加わり、南京攻撃の間中松井とともにおり、この市の入城式と直後に参加した。南京の陥落後、強力地区の司令部にあったときに、南京で行われている残虐行為を聞いたということも武藤も松井も認めている。これらの残虐行為に対して、諸外国の政府が抗議を申込んでいたのを聞いたことを松井は認めている。この事件を強姦子

るような効果的な方策は、なんら講ぜられなかった。後井が南京にいたとき、十二月十九日に市の強姦区域は焼き上っていたという証拠が、一人の目撃者によって、本法廷に提出された。この証人は、その日に、市の強姦現場に行けて、十四件の火事を目撃した。松井と武藤が入城してからも、事態は悪化の一途をたどった。

南京における外交団の人々、新聞記者及び日本大使館員は、南京とその附近で行われていた残虐行為の詳細を報告した。中国へ派遣された日本の海軍武官の報告書は、一九三七年九月から一九三八年二月まで上海にいた。日本軍の行為について、かれは南京の日本大使館、外交団の人々及び新聞記者から報告を受け、日本の外務大臣廣田に、その報告の大要を送った。南京で犯されていた残虐行為に関して情報を提供するところの、これらの報告やその他の多くの報告は、中国にいた日本の外交官から送られ、廣田はそれらを陸軍省に送った。その陸軍省では、梅津が次官であった。これらは陸軍大臣、総理大臣、陸軍参謀総長、海軍大臣、外務大臣、海軍軍令部総長に出席するのが通例であった。

残虐行為についての新聞報道は各地にひろまった。当時朝日新聞社長として勤務していた前田は、このような報道を新聞紙上で読んだことを認めている。このような不利な報道を、全世界の舞台で発表された世論の圧迫の結果として、日本政府は松井と その部下の将校約八十名を召還したが、かれらを処罰する措置は何もとらなかった。一九三八年三月五日に日本に帰ってから、松井は内閣参議に任命され、一九四〇年四月二十九日に、日本政府から中日戦争における功労者によって勲章を授けられた。松井はその召還を後悔して、かれが烟と交代したのは、南京で自分の軍隊が残虐行為を犯したためでなく、自分の仕事が南京で終了したと考え、軍から退退したいと思ったから

ならであると述べている。かれは自に懲罰されなかった。

日本陸軍の野蛮な振舞いは、規律に守られた陣地が敵に陥落したので、一時手に負えなくなった軍隊の行為であるとして弁護することはできない。強姦、放火及び殺人は、南京が攻略されてから少くとも六週間、そして松井と武藤が入城してから少くとも四週間にわたって、引続き大規模に行われたのである。

一九三八年二月五日に、新任の守備隊司令官天谷少将は、南京の日本大使館官で外務の外交官に対して、南京における日本人の残虐について報告を聞き出すべく、外国人の談話を調べた外国人が中国人に反日感情を煽動していると非難する声明を行った。この天谷の声明は、中国の人民に対して何物にも匹敵しない警戒心を与えようという日本の方針に基づくものであったところの、中国在住の外国人に対する日本軍部の態度を反映したものである。

戦争、虐殺と略奪の拡大

一九三七年十一月十二日に上海が陥落し、松井が南京への進撃を始めたときに、蔣介石大元帥のもとにあった国民政府は、その首都を放棄して重慶に移り、中国国会議を開いて政府を組織した。中国国民政府を「反乱者」とさせようという計画は、上海と南京で採用され、南京で松井によって布告されたのであるが、それは既定方針を示すものであった。一九三七年十二月に、京漢線の駅石家莊に駐在した日本の一准尉の指揮する憲兵隊は、中国警察隊の警長者として、七名の一般人を逮捕し、三日の間これを拷問し、また食物を與えず、それから棍本に縛りつけ、銃殺を刑殺した。この軍隊からの兵たちは、これより前の一九三七年十月に河北省の東王家村

落に現われ、殺人、強姦及び放火を行い、住民二十四名を殺害し、同村の家屋の約三分の二を焼き捨てた。玉家庄という同省の もう一つの村落も、一九三八年一月に、日本軍の一部隊におそわれ、一般人である住民四十名以上が殺された。

上海周辺地区の住民の多くは、南京とその他の華北の地方の者と同様な運命に遭遇した。上海郊外の農家の婦人が、農民とその強姦たちの死体がうしろ手に縛られて、背に銃創のあるのを発見した日撃者がある。松井の部隊は、南京へ進軍中に、村落をあとかたもなく焼き捨て、住民の物を掠奪し、かれらを殺害した。蘇州には一九三七年十一月に占領され、銃撃中の軍隊から逃げなかった多数の住民が殺された。

知の部隊は、一九三八年十月二十五日に浦口に入り、この市を全滅した。翌朝捕虜の大井忠殺が行われた。日本兵は殺害場所に数百名の捕虜を集めた。それから、一度に三、四名づつを小さい組にして選び出し、河の岸いところに突き出している桟橋の末端まで行進させ、そこで河の中に突き落し、さらに銃殺した。浦口南岸の江北に宿泊していたアメリカの商船から目撃されていることを知ったときに、日本人はそれをやめ、逃った方法をとった。かれらはいままで通り少数を組にして選び出し、小舟に乗せて岸からずっと離れた方へ連れて行き、そこでかれらを水中に投げこみ、そして射殺した。

中国の窪西島の博文市で虐殺事件が起ったのは、第三次近衛内閣のときであった。一九四一年八月の初代住職中に、日本憲兵の一部隊が抵抗を受けずに博文を通過したときに、その憲兵の分遣隊が婦女に強姦したときに、憲兵の分遣隊が婦女に強姦したと思われる日本憲兵の一人を逮捕し、三日の間これを拷問し、また食物を與えず、それから棍本に縛りつけ、銃殺を刑殺した。この軍隊からの兵たちは、これより前の一九三七年十月に河北省の東王家村

なく、全陸軍の、すなわち日本軍そのものの暴虐と犯罪行為」について報告を受けた。この報告の後の方で、日本軍のことを「言語のような蛮国」と称賛している。

城外の人々は、城内の人々よりもずっとひどいであった。南京から二百中国里（約六十六マイル）以内のすべての部落は、大体同じような状態にあった。住民は日本兵から逃れようとして、現場に逃れていた。所々で、かれらは調査民部落を組織した。日本軍はこれらの部落の多くを占拠し、組織民に対して、南京の住民に加えたと同じような仕打をした。南京から避難していた一般人のうちで、五万七千人以上が追いつかれて殺害された。数百中に、かれらは機銃と拷問に遭って、殺には多数の者が死亡した。生残った者のうちの多くは、機関銃と銃剣で殺された。

中国兵の大きな集団が城外で武器を捨てて降伏した。かれらが降伏してから七十二時間のうちに、かれらは組織的に射殺された。

このようにして、右のような捕虜三万人以上が殺された。こうして虐殺された ところの、これらの捕虜について、「裁判の裁判をも行われなかった。

後日の見積りによれば、日本軍が占領してから最初の六週間に、南京とその周辺で殺害された一般人と捕虜の総数は、二十万以上であったことが示されている。これらの見積りが誇張でないことは、無抵抗とその他の死体が埋葬した死骸が、十五万五千に及んだ事実によって証明されている。これらの死体はまた死体の大多数がうしろ手に縛られていたことを相している。これらの数字は、日本軍によって、死体を焼き棄てられたり、揚子江に投げこまれたり、またはその他の方法で処分されたりしたあとの数字を計算に入れていないのである。

日本の大使館員は、陸軍の虐殺事件とともに、南京へ入城した。十二月十四日に、一大

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

た。かれらはフランス人宣教師と十民二十四人を殺し、その死体を焼き捨てた。この事件は実際である。なぜなら、この宣教の報告は既く知れわたったので、加害者とその下僚に、日本の平穏がいつも用いていた妥協の方法について知ったはずだからである。海南島における日本占領軍の参謀長に、陸軍次官木村があてて、九四一年十月十四日に、この事件の詳細な報告をした。木村は、参考のために、直ちにその報告を陸軍省の陸佛参謀局に回覧し、それからこれを外務省に送った。これは陸軍の内外で広く回覧された。

日本憲兵の捕虜殺行の残忍な方法が依然として続けられたという一例は、満州国にあった指揮の軍隊の一分遣隊の行動に現われている。それは見張番隊のもとにある鳥獣狩猟に対するあらゆる抵抗を鎮圧するための作戦中のことであった。一九四一年の八月のある夜に、この分遣隊は無辺者の西土地を襲った。かれらは同村を占領し、三百以上の家の家畜を殺し、金銭を奪き捨つた。

間諜と後日の古銭のずっと後でさえも、作戦をさらに遠地に進めて、日本側は同方面で大規模な戦争行為を犯した。一九四一年の末ごろに、日本軍は廣東省南端に入城した。かれらはほしいままに中国の一般人の市民にふけり、老幼男女の区別なく、徒刑で殺し殺した。銃剣で刺殺に傷を受けたから生きのびた一人の目撃者は、日本軍が六百余名の中国人を殺戮したことを証言した。

一九四四年七月に、日本軍は廣東省の台山地区に侵攻した。かれらは放火、強奪、殺戮、その他の数々の残虐行為を犯した。その結果として、三百五十九軒の店が焼かれ、七百名以上の中国の一般人が殺された。

進撃から南方へ長沙に向って、日本軍は戦闘を進めて行った。一九四一年九月に、第六師団の日本軍隊は、中国人捕虜二百余人を強制的に使って、かれらに大量の米、塩、その他の物資を強奪させた。日本軍は反抗するときに、これらの犯罪を蔽い隠すために、かれらを虐撃によって虐殺した。日本軍は長沙を占領した後に、同地方の到るところで、殺人強姦、放火及び子の強奪ゃの残虐行為をほしいままに行ったために、霞西省の桂林と柳州へ向けてさらに進撃した。桂林を占領している長期の残虐行為を犯した。工場を破壊するというひどい災害、かれらは女子を暴虐した。こうして強姦された婦女子に、日本軍隊のために強姦を強制した。一九四五年七月に、桂林から撤退する前に、日本軍隊は放火班を編制し、桂林の全商業区域の建築物に放火した。

婦選兵の語るかれらの行つた残虐行為

戦争の古参の後、中国からの帰つた日本の兵隊たちは、中国における陸軍の非行の話を語り、かれらが海つてきた掠奪品を自慢して見せた。日本に帰つた兵隊のとつたこの行為は、極度に一般的なものとなったとみえて、板垣のもとにあった陸軍省は、国内と外国における乱しくない批評を避けることに努め、婦選婦兵には、日本に到着したときに守るべき妥当な行動について講演を與えるように、現地の指揮官に特別な命令を発した。これらの特別命令は陸軍省兵務局兵務課でつくられ、「極秘」とされ、一九三九年二月に、板垣のもとにある陸軍次官によって発せられた。これらの命令は、陸軍次長によって、中国における日本の陸軍諜報部長官に通達された。これは厳密命令は、是正すべき婦選兵の好きしくない行動を非難して述べていた。兵隊たちが中国の兵士や一般人に対して行った残虐行為の話をするのを困ると述べてあった。一般に認されたこれらの話のあるものは、次のようなものだと引用されていた。「戦争中除長は非公式に次のような強姦に関する調査を與えた。「金を別勘が絶りぬように強姦をやるか、用を辱ました後に殺害の場合に殺して置く様にしろ」。「戦争に参加した軍人を一々調べたら清殺人、強姦、強盗の犯人許りだろう」。「戦闘一番熱しいものは強姦者で、上官も第一線では見ても知らぬ振をするから思う存分掠奪するものもあった。「〇〇で娘子四人を捕え、娘に女郎屋に売ったが、俺が余ち線を通せと言うので、撃ち殺し、残る娘は部隊出発まで相変らず売んで用発間際に殺した。」「約半箱に百箱機関銃中に変えたのは強姦と掠奪のものだ。」「戦場に於ける農軍の掠奪は想像以上である。」「支那軍の捕虜は一列に整列せしめ、機関銃の性能試験のため、全部刺殺しあり。」「婦選兵によって日本に持ち帰られた掠奪品については、兵隊に掠奪品を日本に輸送することを許すところの、部隊長の印のある許可証を、ある指揮官が部下の間に配布したということが認められた。これらの命令には、次のように述べてあった。「婦選婦兵の不愛想なる言葉は、強言機器の因となるのみならず、敵軍に対する国民の尾頭を傷け、或は義援団結に結成を妨げしむる。等。蹴ゃ其の指導友誼を的確確正ならしめ、一は以て結ゃたる武勲に有終の美を飾きしめ一は以て皇軍威武の発揮、聖戦目的の貫徹に邁進なきを期せら孔皇軍れて依命通牒す。」

捕虜飛行士の殺害

日本の指導者は、日本の諜報部に対して航空戦が行われる可能性を知された。一九二九年のジュネーブの捕虜の取扱に関する協約の批准に反対するにあたって、日本の軍部によって考げられた理由の一つは、次の通りであった。「この協約の批准によって、捕虜員はその使命を完了してから、日本臣主に首尾することができ、かの結局として取扱われることあろうということを知っていて安心できるので、日本を攻撃する敵の飛行機の飛行距離が、二倍にたるであろうということであった。

日本が空襲されるであろうという懸念は、一九四二年四月十八日に、ドゥーリットル大佐の指揮するアメリカの飛行機が、東京とその他の日本の都市を爆撃したときに現実となった。これが日本が空襲を受けた最初であり、東京の言葉によれば、日本人にとって一つの「福音」であった。日本の爆撃機は、日本を爆撃した全ての飛行士に対して、死刑を要求した。この空襲以前には、死刑を科することのできる日本政府の法律または規則が存在していなかったけれども、ドゥーリットル飛行士に死刑を科することができるように、空襲の当時まで遡って効力をもつ規則を発布するように、臨時大臣東條は命令した。若宮の空襲を阻止する手段として、東條はこの悲劇をとったことを後に悔めた。

一九四二年八月十三日附のこれらの規則は、日本、満州国または日本の作戦区域を空襲し、支那派遣軍の権内に入れたる敵航空機搭乗員に適用されたこのようにして、これらの規則に遡及的に、かつ無差別に、中国において、すでに日本側の手中にあった合衆国の航空機搭乗員を目標としたのであった。

（一）　非戦人民に対するもの。

（二）　軍事的性質を有しない私有財産に対するもの。

（三）　軍事的目標以外に対するもの。

（四）　「戦争犯罪法の違反」。

現定された刑罰は、死刑または十年もしくはそれ以上の禁錮であった。

右の犯罪の一、二及び三に定められた行為は、日本人自身が中国で普通に行っていたような行為であった。「九三九年七月に、宗光彦遣軍司令長官は、陸軍大臣板垣に対して、中国人を恐怖させるために、無差別爆撃の方針を採用していると報告したことが思い出されるであろう。「敵国の戦時国際法の違反は、このような通則を必要とする場合であった。その強盗は、どんな場合でも、犯罪であった。しかし、もちろん、それは通常

な刑罰を行った後のことであり、風紀法によって許された刑罰の範囲内でのことであった。

中国に下降落したドゥーリットル飛行隊のうちの二機の搭乗員は、爆撃する日本の占領軍によって、捕虜にされた。その搭乗員でもつた八人の飛行士は、曾地の犯罪者として取扱われ、手錠をはめられ、また縛られた。一機の搭乗員は、上海に到れて行かれ、他の一機の搭乗員は、南京に連れて行かれ、それぞれその場所で裁判にかけられたから訊問された。一九四二年四月二十五日に、これらの搭乗員は東京に運れて行かれ、東京の第長陸軍部の中にはいるまで目隠しされ、手錠をはめられたままであった。それからかれらは独房に入れられた。そして、そこから連れ出されて、十八日の間、再び拷問にかけられたから訊問された。この期間の終りには、飛行士たちはそれ以上の拷問を受けるために、自分でほその内容のわからない日本語で書かれた陳述書に署名した。

飛行士たちは一九四二年六月十七日に上海に帰されたが、そこで投獄され、食物を與えられず、またほかの方法で虐待された。一九四二年十月二十八日に、陸軍次官木村は、当時中国における全日本軍の最高指揮官であった畑に対して、東條の命令を伝達した。東條の命令は、飛行士たちを新しい規則に基いて裁したければならないという趣旨のものであった。若林最長の命令に従って、畑はこれらの飛行士を裁判に付することを命じた。この「裁判」では、飛行士の一部は無罪を宣告したために法廷に参加することができず、訴訟事項は簡単にされ、かれらには自分自身を弁護する機会を與えられなかった。裁判は単なる見せ掛けにすぎなかった。この裁判は一九四二年八月二十日に行われ、飛行士のすべては死刑の宣告を受けた。東京における再審において、また東郷の裁判官に従って、四りの三つの死刑宣告は承認された。一九四二年十月十日に畑は

雅の執行を命じ、かれの処罰を最高軍長に報告した。死刑の宣告は命令通り実行された。

このようにして、日本側の手に入った連合国飛行士を殺害する方針が始められた。これは日本自身ばかりでなく、太平洋戦争のそれ以後を通じて、捕虜機械でも行われた。曾地のやり方は、捕虜飛行士を殺す前に証拠を消えず、また拷問することもあった。ほぼかりの裁判でさえも、しばしば、かれらが殺される前に軍法会議が行われた場合でも、その軍法会議は、明なる形式であったようである。

一つの例証として、一九四五年七月十八日に、大阪において、この期間に反抗した者の中の一人の捕虜に対して訴訟された。この裁判は、東部軍管区司令官の命令によって、東部軍司令官であった畑とによって承認された。防衛の陸軍将官の承認を得て、調査官の勧告は最後の裁決を得るために陸軍省に送られた。そして、その裁決が得られた。裁判にあたっては、調査官の報告及び勧告と、畑大将及びその他の承認とは、陸軍によって軍法会議で読み上げられ、被告はこれらの文書に基いて死刑を宣刑した。被告には二、三の理由のみ質問がなされ、死刑が宣告された。かれらはその日に処刑された。

一九四五年五月以前に、東部軍管区では、十一人の連合国の飛行士が裁判を受けた。かれらの刑罰は保留されず、死刑の宣告を受けた。処刑された。しかし、この手続は、捕えられた連合国飛行士を殺すことを不必要に遅らせることになると銀長司令官は考えた。その結果として、一九四五年六月に、かれは日本の各軍管区の憲兵隊司令官に、捕虜を送って、捕えられた連合国飛行士の処分の遅延が、捕虜の問題なきを期せら孔直重れて依命通牒す。

日本の憲兵隊は、日本の諜報部に対して航空戦が行われる可能性を知された。一九二九年のジュネーブの捕虜の取扱に関する協約の批准に反対するにあたって、日本の軍部によって考げられた理由の一つは、次の通りであった。「この協約の批准によって、捕虜員はその使命を完了してから、日本臣主に首尾することができ、かの結局として取扱われることあろうということを知っていて安心できるので、日本を攻撃する敵の飛行機の飛行距離が、二倍にたるであろうということであった。

日本が空襲されるであろうという懸念は、一九四二年四月十八日に、ドゥーリットル大佐の指揮するアメリカの飛行機が、東京とその他の日本の都市を爆撃したときに現実となった。これが日本が空襲を受けた最初であり、東條の言葉によれば、日本人にとって一つの「福音」であった。日本の爆撃機は、日本を爆撃した全ての飛行士に対して、死刑を要求した。この空襲以前には、死刑を科することのできる日本政府の法律または規則が存在していなかったけれども、ドゥーリットル飛行士に死刑を科することができるように、空襲の当時まで遡って効力をもつ規則を発布するように、臨時大臣東條は命令した。若宮の空襲を阻止する手段として、東條はこの悲劇をとったことを後に悔めた。

一九四二年八月十三日附のこれらの規則は、日本、満州国または日本の作戦区域を空襲し、支那派遣軍の権内に入れたる敵航空機搭乗員に適用されたこのようにして、これらの規則に遡及的に、かつ無差別に、中国において、すでに日本側の手中にあった合衆国の航空機搭乗員を目標としたのであった。

（一）　非戦人民に対するもの。

（二）　軍事的性質を有しない私有財産に対するもの。

（三）　軍事的目標以外に対するもの。

（四）　「戦争犯罪法の違反」。

現定された刑罰は、死刑または十年もしくはそれ以上の禁錮であった。

右の犯罪の一、二及び三に定められた行為は、日本人自身が中国で普通に行っていたような行為であった。「九三九年七月に、宗光彦遣軍司令長官は、陸軍大臣板垣に対して、中国人を恐怖させるために、無差別爆撃の方針を採用していると報告したことが思い出されるであろう。「敵国の戦時国際法の違反は、このような通則を必要とする場合であった。その強盗は、どんな場合でも、犯罪であった。しかし、もちろん、それは通常

全部を占めるほどに密集して建てられていた。一棟の監房は、高さ七フィートの新鮮に よって隔離されていた。五人の連合国飛行士がこの監房に入れられた。五月九日に、さらに二十九人が加わった。五月十日には、他の二十人がここに拘禁された。一九四五年五月二十五日の夜に、東京は強しい爆撃を受けたその時には、六十二人の連合国飛行士がこの監房に収容されていた。刑務所内の他の建物には、四百六十四人の日本陸軍の囚徒が監禁されていた。刑務所の木造の建物とその周囲の非常に脆えやすい住宅に、焼夷弾が命中し、火事になった。刑務所は完全に焼失した。そして、火事の後に、六十二人の連合国飛行士がすべて死んでいたことが判明した。四百六十四人の日本人または監視のうちのだれ一人として、同様な運命に陥った者がないということは、意味深長なことである。連合国飛行士の運命が故意に計画されたものであるということは、証拠が示している。

占領地区では、捕えられた飛行士を殺害する方法の一つは、刀で斬首することであった。これは日本の将校の手で行われた。捕えられた飛行士は、このような方法で、次の場所で殺された。マレーのシンガポール（一九四五年六月一七月）、ボルネオのサマリンダ（一九四五年一月）、スマトラのパレンバン（一九四二年三月）、ジャワのバタヴィア（一九四二年四月）、セレベスのメナド（一九四五年六月）、セレベスのトモホン（一九四四年九月）、セレベスのトリトリ（一九四四年十月）、セレベスのケンダリ（一九四四年十一月）（一九四五年一月）（一九四五年二月）、タラウド諸島のペオ（一九四五年三月）、タラウド諸島のタイエス（一九四五年一月）、セレベスのシッカソ（一九四五年七月）、アンボン島のカララ（一九四四年八月）、ニューブリテンのトタビル（一九四四年十月）、ニューブリテンのトタビル（一九四四年十一月）、ボートン島（一九四三年十二月）、タ

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

ホゼイン島（一九四二年十月）及フィリピンのセブ島（一九四五年二月）。

連合國乘員行士を殺害する他の一つの方法は、一九四四年十二月に、中國の漢口で用いられた。その少し前に不時着して捕えられた三人のアメリカ飛行士は、町を行進させられ、民衆から嘲笑と侮辱を受けた。かれらが殺打と拷問によつて倒つたときに、ガソリンをふりかけられ、生きながら焼き殺された。この残虐行為に対する許可は、日本の第三十四軍司令官によつて與えられた。

日本人の残酷さは、ニューブリテン島のラバウルで捕えられた一人の連合軍飛行士の取扱い方によつて、さらに例証されている。勤務行軍約束の中に驚いて左のように、約束のついた紙でかれは縛られた。かれは登に堅露平良と称刺で殺んだ。

虐殺

捕虜、一般人抑留者、病人と負傷者、病院の患者と施設員、一般住民の虐殺は、太平洋戦争中絶らしてなかつた。捕虜と一般人抑留者は、ある場合には、縛えられてから殴もなく殺された。

ボルネオのバリックパパンにおける虐殺は、次のような状況のもとで起つた。一九四二年一月二十日に、日本側によつて、一人のオランダの捕虜警察がバリックパパンに行き、最後通牒をオランダの指揮官に手交することを命じられた。この最後通牒は、バリックパパンを戦状のままで明け渡すことを要求したものである。命令に従わなかつた場合には、すべてのヨーロッパ人は殺されることになつていた。最後通牒に、日本の一少將と他の五人の日本將校の面前で、これをバリックパパンの司令官に手交することになつていたオランダ將校に対して殴み上げられた。回答はバリックパパンの指揮官から日本側に送られた。バリックパパンの指揮官は、オランダ海軍から秘密に関して必要な命令を受けているので、破壊を実行しなければならないという物資のものであつた。

日本軍がバリックパパンに近ずくと、油田に火がつけられた。八十人から百人のバリックパパンの白人住民の虐殺の有機が、目撃者の宣誓口供書によつて本裁判所に対して述べられた。これらの住民は、一九四二年一月二十四日に、残酷な方法で死刑に処せられた。後に述べてあるように、ある者が刀で腕や足を縛りとられて殺されてから、かれらは海の中に投いこまれ、それから射殺されたのである。

これに関連して、本裁判において、一九四〇年十月四日附の「対南方進出案」を含む「極秘」と記された外務省の文書が提出された。この案の中には、オランダ領東インドに関して次のように述べられている。

「東亜資源を獲得した場合は、貿易関係者を官民共に指名して責任者として厳罰に処す。」

オランダ領東インドの油田を原狀のまま手に入れることは、日本にとつて、死活に関する重大事であつた。石油問題は、南方に進出するにあたつて決定的な要素であり、日本政府は、戦争の場合に、油田に火がつけられたしたいかと非常に憂慮していた。一九四一年三月二十九日に、英國はこの憂慮をツオン・リンベットロップに対して説明し、次のように述べた。

「若し何とかして抑え得ればオランダ領東インドには手を出したくない。何となれば日本軍が資源地を攻略する時は、油田地帯は焼火せられるであろうから。その場合、一か年乃至二か年後になつて、やつと再建を再開することが出来るであろう。」

このことにかんがみ、また日本政府がすべての有害な文書の破棄を公式に命令した事実を念頭に置けば、この外務省の草案は特別な意義をもつものである。極に外務省の高官であつた山本は、この案にある下級事務官によつてつくられたものにすぎないといつたが、それにもかかわらず、「試案」の中で計画されていたことの大部分が、たゞにゆえ実際に起つたかという理由をきかれたときに、かれは冷然として、「これらの事務官は非常によい頭脳家であつたと答えた。

これらの事実をすべて綜合してみると、その結果として、一九四〇年十月四日の草案の中で提案された計画は、政府の意見として受け入れられたという推論を正当とする。さらにブロックでも男子の虐殺が起つたが、それはジャワのチェッブーにおける油田の破壊に関連していたようであるから、たぶんそうである。この他の女子は殺されなかつたが、すべて指揮官の面前で何回となく強姦された。

このような虐殺の例は、次の場所で起つた。中國の香港（一九四一年十二月）、マレーのイポー（一九四一年十二月）、マレーのバリクトスロンダとマウルの間（一九四二年一月）、マレーのバリクトスロンダ（一九四二年一月）、マレーのカキンカ（一九四二年一月）、マレーのアレキサンダー病院（一九四二年一月—三月）、マレーのシンガポール（一九四二年二月）、マレーのマウル（一九四二年二月）、タイのジャンボッ・ジョブ（一九四一年十二月）、ボルネオのタラカン（一九四二年八月）、ボルネオのタラカン（一九四二年一月）、オランダ領東インドのバンカ島（一九四二年二月）、スマトラのコタ・ラジャ（一九四二年二月）、ジャワのレンバン（REMBANG）（一九四二年三月）、ジャワのレンバン（LEMBANG）（一九四二年三月）、ジャワのスバン（一九四二年三月）、ジャワのナキタール・バス（一九四二年三月）、ジャワのバンドン（一九四二年三月）、チムッカ諸島のアッボン島のラハ（一九四二年二月）、オランダ領ティモールのキカチ（一九四二年二月）、オランダ領ティモールのウサバ・バサル（一九四二年四月）、ポルトガル領ティモールのタク・メタ（一九四二年二月）、イギリス領ニューギニアのミルン湾（一九四二年八月）、イギリス領ニューギニアのブナ（一九四二年八月）、ニューブリテンのトル（一九四二年二月）、タラワ島（一九四二年十月）、フィリピンのオドネル兵営（一九四二年四月）、及びフィリピン、マニラのサンタ・タルス（一九四二年四月）。俘虜においても、自由フランスの諜報員に対する絶対行為の際に、同様な方法で、虐殺が行われた。捕虜と抑留された一般人は、次のような場所で虐殺された。ランソン（一九四五年三月）、ダン・ラン（一九四五年三月）、タケクク（一九四五年三月）、トソ（一九四五年三月）、タン・キ（一九四五年三月）、ランス（一九四五年三月）、ドン・ダン（一九四五年三月）、ハボキン（一九四五年三月）、トンキン（一九四五年三月）。

シビエット連邦の市民は、一九四五年八月九日に、満州のハイラルで虐殺された。これは関東軍司令官の要求によつて行われた。殺人を行つた者は少しも犯罪に問われなかつた。しかも、殺人の理由として挙げられたのは、日本軍に対して、かれらが緊張または妨害行為を行うかもしれないというのであつた。

日本軍が領土を占領し、戦闘が終つたときに、一般住民を恐怖させ、かれらを日本の支配に服させるために、一手段として、虐殺が任意しいままに行われた。この種の虐殺は、次に挙げる場所の一般住民に対して行われた。ビルマのシャニン（一九四五年）、ビルマのタラワぜ（一九四五年五月）、ビルマのエイン（一九四五年六月）、ビルマのカラゴン（一九四五年七月）、マッタナ島（一九四四年二月）、ルスラダ島（一九四三年十月）、ウダーム島（一九四四年の初頭）、ダイサウン島（一九四四年七月）、ボルネオのボンティアナック（一九四三年十月—一九四四年六月）、ボルネオのソン

カ・リン（一九四四年八月）、ジャワのブイテンツォルグ（一九四三年）、ジャワ（ムコー事件）（一九四三年七月—一九四四年三月）、ポルトガル領ティモールのラウラム（一九四三年一月）、セナ島（一九四四年九月）、セマヨ島（一九四四年九月）、ポルトガル領ティモールのアイレウ（一九四二年九月）、ナウィ島（一九四三年二月）、フィリピンのキープゲ・ヌイル（一九四三年十二月）、フィリピンのアラェノス（一九四四年三月）、フィリピンのサンホルリス（一九四三年二月）、フィリピンのバリオ・アンガド（一九四四年十一月）、フィリピンのバリ・ビーチ（一九四三年七月）、フィリピンのケイダアツ（一九四三年八月）、フィリピンのカパログ（一九四三年七月）、フィリピンのラナオ・ビラヤン（一九四四年六月）、フィリピンのボア（一九四四年十月）、フィリピンのバリオ・ウマロス（一九四四年十月）、フィリピンのリリ・ハイ島（一九四四年）、フィリピンのサンタ・カリナ（一九四四年八月）、フィリピンのビラールのシティナ・カイカイ（一九四四年十二月）。捕獲と、一般人抑留者または占領地に強奪された労働者の虐殺は、かれらが無機に陥るか、病気になるか、またはその他の原因で身体がきかなくなつて、もう役にたたなくなつたために、または、ほかの理由で日本古領軍の重荷になつたために行われた。このような虐殺は、次の場所で行われた。シャムのナヤイモガ作業所（一九四四年二月）、ビルマのシボー（一九四五年一月）、アンダマン諸島のポートブレアー（一九四五年六月）、スマトラのコタ・ナヤネ（一九四三年五月）、スマトラのジンボバン（一九四二年四月）、ジャワのビヨンバン（一九四二年四月）、アンボン島のアンボイナ（一九四三年七月）、イギリス領コスーボクアのウイリタ（一九四四年五月）、ニューギニアのアイタペ（一九四三年十月）、ボルネオのゾラト（一九四四年六月）、ニューブリテンのラバウル（一九四三年一月）、グードンヴィル（一九四四年八月）、ウェーキ島（一九四三年十月）、家族鉄道長崎工事の現場に沿つた各作業所（一九四三年—一九四四年）。ある場合には、捕虜に対する一般的な侵虐をやめさせるために行われた虐殺もあつた。たとえば、アメリカ人の捕虜が物資された新田丸船上の事件（一九四一年十二月）、二人のアメリカ人捕虜の殺害を含むニューギニアの事件（一九四四年十月）。この後の場合には、責任者の日本將校は、「私は一名のアメリカ人の捕虜をもつて、これを殺すことができるかどうか尋ねた」といつた。日本の第三十六師團長は、直ちにこの要請を許し、殺すために二名の捕虜を引渡した。かれらは目隠しされ、縛られ、裁判で宣告を刺され、それからシャベルで首を斬られた。

日本軍の報復または連合軍の攻撃を予期して行われた虐殺もあつた。このような状況のもとで、多数の捕虜が虐殺されたのは、連合軍によつて解放されないようにするためであつたらしい行われた。一般人抑留者と一般住民もこのような状況のもとで虐殺された。この種の虐殺は次の場所で起つた。中國のハイラル（一九四五年八月）、ニコバル諸島のマラッカ（一九四五年七月）、イギリス領ボルネオのサンダカン（一九四五年六月—七月）、イギリス領ボルネオのラナウ（一九四五年八月）、イギリス領ボルネオのクッシ・パラット（一九四五年六月）、イギリス領ボルネオのミリ（一九四五年六月）、イギリス領ボルネオのラブアン（一九四五年六月）、ボルネオのタラカン（一九四五年六月）。ボルトガル領ティモールのラエルタ（一九四五年九月）、ペラー島（一九四三年一月）、オセアン島（一九四三年九月）、フィリピンのプエルトプリンセサ（一九四四年十二月）、フィリピンのイリサン地区（一九四五年四月）、フィリピンのカラビヤ（一九四五年二月）、フィリピンのバンダフロ（一九四五年二月）、フィリピンのバリオ・ディンウィディ（一九四五年八月）。この種の虐殺は、フィリピンのパッンガス州で非常に盛ん多かつた。わけても、次の場所で行われた。バリオ・チン・インドレス（一九四五年一月）、ッムウアン（一九四五年二月）、マント・トマス（一九四五年二月）、リリバ（一九四五年二月と三月）、タール（一九四五年二月）、ロザリオ（一九四五年三月）。マニラが開放されてあろうということが明らかになると、この種の虐殺は、強姦と放火とともに、全市で行われた。

西土における捕獲の虐殺については、われわれはまだ触れていない。これについては、後に論ずることになつている。また、「死の行進」中に起つた虐殺にも、まだ触れていない。これらについても、やはり後に述べることにする。すでに述べた虐殺は別として、多くの個人的な殺人が行われた。それらの多くのものは、強姦、拷問及び放火のようなほかの犯罪と関連して行われ、さらに他のものは一見したところ、単に行為の残酷な本能を満たすよりほかに何の目的もなく行われた。

虐殺のあるものについては、さらに敵達することが必要でもある。ジュネーブ協約の標識を掲らかにつけ、この協約と一般戦争法規とのもとに保護される資格をもつた軍病院の患者と医務職員の虐殺については、特に必要である。香港における虐殺の際には、日本軍はモンキ・スティーヴッス・カルッチにあつた軍病院に入り、病人や負傷者を寝台の中で銃剣で刺し、勤務中の看護婦を強姦し、殺害した。マレーの西北ゴロホルの戦い（一九四二年一月）の際には、病人と負傷者を運んでいる患者輸送車隊が日本兵によつて捕えられた。その人員と負傷者は患者輸送車から降ろされ、射撃されたり、往復で刺されたり、油をかけられて生きながら焼かれたりして殺された。マレーのカトンガで（一九四二年一月）、患者輸送車隊が日本の機銃手に射たれた。隊員と負傷者は輸送隊から引出され、路傍に寝かされ、背部から射たれた。マレーのシンガポールにあるアレキサンドラ病院は、一九四二年二月十三日に日本軍に占領された。日本軍は病院の一階を通り過ぎ、その隣にいた患者を二人残らず銃剣で刺した。手術室で、一人の兵士がクロロホルムをかけられて、手術を受けている最中であつたが、日本軍はそこにはいつて、患者、外科医及び麻酔専門医を銃剣で刺した。それから、かれらは二階と建物の地下に行き、患者と医務職員を連れ出して、これを虐殺した。一九四二年三月に、日本軍がジャワのスバンにはいつたときに、かれらは一人の看護婦とその受持患者を軍病院から連れ出し、一般住民の婦人、子供と一緒に虐殺した。これらの虐殺は、軍病院、その職員及び患者に與えられるべき取扱いに関する戦争法規を無視したもので、戦争法規に対する日本の兵士と将校の態度を例証するものである。

これらの虐殺の大部分には、方法の類似しているところがある。犠牲者には手縛られ、ついで銃撃されるか、銃剣で刺されるか、刀で首を斬られた。大概の場合には、犠牲者は銃撃され、ついで日本兵によつて銃剣で刺された。これらの日本兵は、負傷者の間を廻つて、生き残つた者を殺して歩いたのである。水の方に者を向けて、背岸から海の端に集められ、そこで殺された例も若干あつた。

ある場所では、さらに恐ろしい方法が用い

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

られた。マニラ・ライオンズ・クラブ・ウォーキング・クラブでは、戦前者の一つの建物の中に集められた。その建物に火をつけられ、逃れようと試みた者が火炎の中から見われると銃撃されるか鉄棒で殴された。

一九四五年一月にマニラのドイツ・クラブで行われた残虐行為に関する証拠で、そのとき行われていた虐待と強姦から証拠したが、クラブの中に待機していたことが明らかにされた。日本兵は可燃物の破壊物とクラブを囲み、この破壊物の上にガソリンをかけて点火した。そこで、焼死を逃げようと試みるほかなかった。かれらの大部分は、待ちかまえていた日本の兵隊によって、銃剣で刺され、銃撃された。婦人のある者は強姦され、その乳房は強に抱かれたまま銃剣で刺された。婦人をも強姦した後に、日本軍はかれらの髪にガソリンをふり、これに火をつけた。婦人のうちのある者は、日本の兵隊によって、乳房を斬りとられた。

マニラのセント・ポール・カレッジでは、次のようなやり方で虐殺が行われた。約二百五十人の人々が建物の中に入れられ、扉を窓は閉ざ釘められ、門をかけられた。このようにして、閉じこめられている間に、火を下げられた三つのシャングリラは撃ち管制用の銃を装填され、銃または計数がこれらの建物の中から建物の外に引いてあるのが目についた。後にたって、日本人はピストルや鉛や酒の瓶を持ちこみ、それらを部屋の中央に置き、そこに捕えられている者に対して、かれらのいる場所にだれは安全でもるといい、持ちこまれた食糧や水を與えられなかった。その後は、すると、かれらは寝ているその建物の所へ行った。すると、たちまち三つの爆発が起った。爆われたシャングリラは、爆撃を浴びせられていた。歩くの者は床に投げ出され、そこに発砲が起った。建物の外側にいた日本人は、建物の中に機関銃を射ちこみ始め、手榴弾を投げ

た。爆発に寝と一部の壁が吹き飛ばされた。逃げられる者は、そこから逃げようと努めた。かれらのうちの多くは、逃げようとしているときに撃たれた。

ライリラビンのパラリン島のブェルト・プリンセサ酒の北方にある捕虜収容所において、アメリカ人捕虜の、特に残酷な、あらかじめ計画された虐殺が起った。この収容所には、およそ百五十名の捕虜がいた。かれらを捕えた者から、日本が戦争に勝つならば、アメリカに帰されるであろうが、もし日本が敗けたならば、殺されるであろうとかれらは聞かされていた。虐殺の前には、アメリカの航空機によって、その島にある建物に空襲がされていた。収容所の中には、強い、軽い機銃をもった防空壕がいくつか掘ってあった。一九四四年十二月十四日の午後二時ごろに、捕虜たちはこれらの壕にはいるように命令された。小銃と機関銃で武装した日本の兵士が収容所の周囲に配置された。捕虜が全部壕にはいると、ガソリンがかれらの上にバケツでふりかけられ、次いで火のついた松明（タイマツ）が投げこまれた。やがて爆発が起った。あまりにひどく火傷を負わなかった捕虜は、逃げようとしていた。これらの者は、その目的で配置された小銃や機関銃の射撃によって殺された。百五十人のうちで、わずか五名がこの恐ろしい経験から生き残った。生き残った者は、狂いの渦の中に出て、月夜のときに、そこから密林の中に逃げこみ、遂にフィリピンの游撃隊に加わった。

集団的に海外させる手段は、マンダナン島のダート・プレアー（一九四二年八月）で用いられた。そのときは、一般人部隊者は皆に喋せられ、海に連れ出された上で、水の中に突き落された。銃口で用いられたのと同様な、海軍と海兵とを合わせた方法がコタ・ラジャ（一九四二年三月）で用いられた。そのときには、オランダの捕虜が無船に分乗させられ、海上に曳航され、射撃され、そして海の中に投げこまれた。ボルネオのタラカン（一九四二年一月）では、オランダの捕虜が日本の軍艦洋艦に乗せられ、これらの捕虜によって日本のある銀塩鉱が射撃を受けた場所に沈れて行かれ、首を斬られ、そして海に投げこまれた。

命令によって行われた

虐殺

証拠によれば、これらの虐殺の大部分は、将校によって命令され、ある場合には高級将官によって命ぜられ、多くの場合には、将校が実際にその遂行の際に監視、指揮または実際の殺害を行ったことが示されている。フィリピン人を殺害するように指示を與えた日本側の命令書が押収された。一九四四年十二月と一九四五年二月との間に、マニラ海軍防衛隊によって発せられた命令の綴込みが押収された。それには、次の命令がはいっていた。

「敵侵入せば、徹底的殺戮の刑を課らざること。比島人を殺すには極力一箇所に纏め、聚集の効力を省くごとく処分せよ。」日本兵の日記が押収されたが、それらは、日記の所有者たちが虐殺せよという命令を受け、その命令に従って、その通りにしたことを示している。押収された陸軍部隊の戦闘報告との中には、行われた虐殺に関して、決定した弾薬の数や殺害された犠牲者の数も記入して、上官にあてた報告がはいっていた。日本国内と占領地域の各地の戦争所にいた捕虜は、日本人、台湾人、朝鮮人の守衛からして、もし連合軍がその土地に侵入したり、日本が戦いに敗れたりした場合には殺されると聞かされたと証言している。これらの脅迫が実行に移された例については、すでに言及した。少くとも一つの収容所では、捕虜を殺すようにとの上司からの命令の証拠を書が発見された。台湾の一収容所で押収された日誌には、捕虜に対する非常手段に関して、第五警備隊司令部の第十一軍兵部隊長の照会したのに対して、同部が送られたことを示す記事がはいっていた。この「異常手段」を実行するに際してとるべき方法は、次のように、詳細に述べてあった。「各個撃破式によるか、集団式によるか、何れにせよ兵器破壊、毒物、溺殺、絞首等当時の状況に依り適新す。何れの場合にあるても一兵も脱逃せしめず殲滅し、屍体を埋めると共に、証拠を湮滅し、他のことを厳重に行うように命ぜられていた。

今般的な命令は、一九四五年三月十一日に、陸軍次官柴山によって発せられた。その命令は、次のように述べてあった。「時局重大迫り、敵機撃墜等に激昂せる際に於る俘虜の取扱は別紙要領に従い適宜なきを得せられ度。」ここにのべられた別紙要領は、次の冒頭で始まっている。「方針、俘虜は極力敵手に委する勿防止するこの点。」次に、多くの所要の俘虜に付、収容位置の移動を行うこと。このころに始まったボルネオのサンダカンとラナウの間の、ラナウ死の行進については、詳もたく言及するが、これは右に引用した命令に指示された方針に従っている。

死の行進

日本軍は、一地点から他の地点へ捕虜を移動するにあたって、戦争法規を守らなかった。捕虜に必要な食糧を水も與えられることもなく、また休息もなしに長距離の行進を強制された。病人や負傷者も、無論かな者も例外に行進させられた。このような行進から落伍した者は、殴打され、刺殺され、そして投棄された。捕虜の行進については、証拠がわれ／＼に提出されている。

バターンの行進は顕著な一例である。一九四二年四月九日、バターンでキング少将がその部隊を率いて降伏したときに、かれはかれの地下の将兵が人道的な取扱いを受けるであろうと、米軍中将に対して保証を与えた。キング少将は、バターンから捕虜収容所へかれの部下を移動させるのに充分なトラックを

確保しないでおいた。バターンにおけるアメリカとフィリピンの兵隊は、食糧の欠乏が完全に下であったので、病人や負傷者の数が多かった。しかし、キング少将がトラックを使用することを出したときに、それは拒否された。捕虜は暑熱の中を百二十キロメートル、すなわち七十五マイルもあるパンパンガのサン・フェルナンドへ帰する行進をさせられた。病人や負傷者も強制的に行進させられた。路傍に倒れて歩行できなくなった者は射殺され、または銃剣で刺された。他の者は列から引き出されて殴打され、虐待された、そして殺された。行進には九日の間続き、日本の監視兵は、アメリカのトラックで運ばれていた。新鮮の監視兵と五キロメートルごとに交代した。最初の五日の間は、捕虜はほとんど食糧や水を與えられなかった。その後は、手にはいる水はたまにあった程度だけであった。捕虜が水を汲もうとして井戸の周りに集まると、日本兵はそれに発砲した。捕虜を射ったり、銃剣で刺したりすることは普通のことであった。死刑は降伏に散乱していた。本部中将の文書類は、陸軍大臣東條によって一九四一年二月にフィリピンへ渡航された若干は、この街道を自動車で走り、所道に非常に多くの死体を見たので、この有様について本間中将に尋ねてみる私になった。私はそれを見たのだったが質問したのではありません」と井田は述べている。オドンネル収容所へ強送されるために、捕虜はサン・フェルナンドで鉄道貨車に詰めこまれた。貨車の中は、ゆとりがなかったので立っていなければならなかった。強制労働のための捕虜が要いたためとも、多数の者は貨車の中で死んだ。バターンからオドンネル収容所への行進中に、負傷、肌膚、マラリア及び赤痢で苦しんでいた捕虜の数、つまり手に縛られて五日間歩かされ、家畜の群のように、日本人と朝鮮人の監視員によって駆り立てられ、打ちたたかれた。一九四三年と一九四四年に、イギリス領ニューギニアのウエワク、ブクト及びアイタペの間で、インド人の捕虜たちがこれと同じような行進をさせられた。これらの行進中に、病気になり、主力から落伍した捕虜は射殺された。他のこれと同様な出来事については証拠がある。以上述べたものは、ある場所から他の場所へ捕虜を移動するときに、苛酷な状態のもとで行い、落伍した者はこれを殴打し、殺害することによって強行するという、日本の陸軍とその捕虜管理機関が用いたところの、当然と認められた普通のやり方を示すものである。

ラナウ行進は、異った種類に属する。これらの行進は、一九四五年の初期に始められた。そのころに、連合軍がタチンへ上陸する準備をしているということを、日本軍はおそれていた。これらの行進の目的は、捕虜が解放されることを防ぐために、かれらを移動することであった。ラナウ村はボルネオのサンダカンの西方百マイル余の密林の中で、キナバル山の東斜面にある。サンダカンからラナウへの小道は深い密林の中を通っており、狭くて車輌を通すことができない。数段の三十マイルは沼沢地で、ひどいぬかるみである。次の四十マイルは高原で、小さな嶮しい丘の上を通っており、その次の二十マイルは一つの山の上を通っている。最後の二十次マイルは全部登る道の山道である。オーストラリア人の捕虜は、この密林の細道に沿って、次々と行列を続けて移動された。捕虜はサンダカンの収容所から出される前に、すでにマラリア、赤痢、脚氣及び栄養不良で苦しんでいた。捕虜が行進に耐えられるかどうかを決定する試験は、殴打し、拷問にかけて立ち上らせることであった。もし立ち上れば、かれは行進に耐えるものと見做された。捕虜に、自分の荷物、マラリア及び赤痢で苦しんでいた捕虜

日本の大本営は、ビルマとインドにおける作戦計画を促進するために、一九四二年の初め、交通網の開発を強行した。当時最も緊要なものであった、ビルマのモルメインからの鉄道に、シャムのバンコクから走っている鉄道を結びつけることが決定された。連絡を要する距離は、約二百五十マイル（四百キロ）であった。こうして、ビルマにある日本軍とも連絡を可能にすることになっていた。

この目的のために、東條の勧めに基いて、捕虜を使用することに決定し、当時マレーに駐屯していた南方軍に、一九四三年十一月を期限として、できる限り速やかに工事を進めるように命令が発せられた。これらの命令に従って、一九四二年八月以来、二隊の捕虜がシンガポール地域から送られた。「A」隊と呼ばれた、約七百名からなる二番目の一隊は鉄道によって、「F」隊と呼ばれた、約七百名からなる三番目の一隊は鉄道によって、バンコクに送られた。バンコクからは、予定された建設に沿う各収容所に行軍させられた。

「F」隊と「A」隊がシンガポールを出発する前に、捕虜の管理を担当していた日本陸軍の将官は、捕虜に対して、シンガポールの各収容所によって、非常に多くの捕虜が病気になり、至急不良に苦しんでいるから、食糧事情のもつとよい山の中の、仕事のための収容所に送られると告げた。それであるから、労働のための収容所へ送られる者の中に、病人も加えるように、右の将官は要求した。捕虜は鉄道貨車の中に詰めこまれ、揺れるだけの金属がなく、あっちからかいと思っていた。調理用具は代りが来ないと聞かされていた。しかし、代りの品は支給されなかった。その上に捕虜に、與えられた唯一の食物は、うすい野菜汁だけであり、鉄道敷設の最後の二十四時間は、全然食物を与えずにはいらなかった。

四日間の後に、捕虜は列車から降ろされ、かれらが何かにかして持ってきた荷物も、かれらがどうにかして持ってきた荷物もかれらが捕虜は、壁蝨と医療器具を捕獲十人に要求された。それから、かれらは徒歩で二週間半の間に二百マイルの行軍をしなければならなかった。この行軍は、捕虜に兵士にも無理であったであろう。いろいろ変れた道を通っていたからである。この道程は、雨季の前と雨期の中を、十五回の夜間行軍をした健康な捕虜と、その上に病気のために歩けない必要上、この行軍をほとんど入間として耐えることができないものにした。病気になったり弱つて歩けない者のうちのある者は、監視兵に殴打され、ひりひりに歩かせられた。

計画された鉄道線に沿って設けられた収容所は、人跡未踏の密林の中にあったが、屋根が全然なかった。衛生設備はほとんどなく、医療と薬品は與えられず、食物は支給されず、食糧の割当はまつたく不充分であった。地面の割当はまつたく不充分であった。

地方で、捕虜に対する組織的打撃とは、殴打であった兵隊と海軍の殴打は、殴打であった兵隊と海軍の捕虜部隊が送られ、同じくシンガポールから飯の捕虜部隊が送られ、同じく骨折を受けた。

この建設工事に使われた捕虜の考慮した状態について、東條は報告を受け、一九四三年五月に、伊藤情報局長官を調査のために派遣した。この調査の結果として、かれがとった起訴は、捕虜を不公平に取扱つたある中隊長を軍法会議にかけたことと、鉄道建設の司令官をその任から退かせたことだけであると伝えられている。しかし、他の証拠から、この指揮官は捕虜虐待のために退けられたのでないとされた。この計画を担当していた鉄道建設の最初の司令官は、後に軍の交渉で死んだ。この計画を担当した二度目の指揮官は、病弱のために任務を遂行することができず、また工事が大本営から見て満足な速さで捗つていなかつたから、罷免させられたので ある。二度目の司令官の更迭を進言した視察官は、重傷がいつたように、伊藤情報局長官ではなく、泰緬本部の交通部長を主管していた第三部長の者であった。かれは泰緬鉄道に対して、工事は充分な捗り方をしていないと報告し、マレーの鉄道部隊の司令官を任命し、工事の責任を与えること、鉄道建設の予定期日を二ヵ月延期することなどかれに許すべきことを進言した。

この計画において、捕虜を管理していた者が、職業的規則を一般的に無視したこと、かれらが捕虜を非人道的に取扱つていたことから見ると、一中隊長を軍法会議にかけたということは、極正手段としてあまりに無意義な、不充分なものであつて、かれらの行為をとがめないのに等しいものであった。一九四三年において、政府と日本の大本営の主要な関心事の一つは、ビルマで進捗していた連合軍の前衛を阻止するために使うのに間に合うように、この鉄道を完成したければならないということをもつた。日本人と朝鮮人の監督員の手によって引き起された連合軍捕虜の病気、衰弱及び死亡という結果に対して、捕虜が生活、労働したければならなかつた不衛生な状態に対して、最小限度の生活必要品と医療すら、日本政府が與えなかったことに対して、たんなる関心を抱われなかったようである。

鈍感な住居がなく、病人の手当も行届かず、鉄道建設に関係して仕事をしていた捕虜に対する非人道的な取扱いは、日本の捕虜取扱いの典型であつて、一九四三年十二月までこの建設工事に従事させられた捕虜人ワイルド大佐によって、よく述べられている。ワイルド大佐は、日本軍の知識があるという理由で、捕虜と日本軍将校との間の連絡官となんだ。この計画を担当した二度目の指揮官は、病弱のために任務を遂行することができず、また工事が大本営から見て満足な速さで捗つていなかつたから、罷免させられたので ある。二度目の司令官の更迭を進言した視察官は、重傷がいつたように、伊藤情報局長官ではなく、泰緬本部の交通部長を主管していた第三部長の者であった。かれは泰緬鉄道に対して、工事は充分な捗り方をしていないと報告し、マレーの鉄道部隊の司令官を任命し、工事の責任を与えること、鉄道建設の予定期日を二ヵ月延期することなどかれに許すべきことを進言した。

この計画において、捕虜を管理していた者が、職業的規則を一般的に無視したこと、かれらが捕虜を非人道的に取扱つていたことから見ると、一中隊長を軍法会議にかけたということは、極正手段としてあまりに無意義な、不充分なものであつて、かれらの行為をとがめないのに等しいものであった。一九四三年において、政府と日本の大本営の主要な関心事の一つは、ビルマで進捗していた連合軍の前衛を阻止するために使うのに間に合うように、この鉄道を完成したければならないということをもつた。日本人と朝鮮人の監督員の手によって引き起された連合軍捕虜の病気、衰弱及び死亡という結果に対して、捕虜が生活、労働したければならなかつた不衛生な状態に対して、最小限度の生活必要品と医療すら、日本政府が與えなかったことに対して、たんなる関心を抱われなかったようである。

鈍感な住居がなく、病人の手当も行届かず、鉄道建設に関係して仕事をしていた捕虜に対する非人道的な取扱いは、日本の捕虜取扱いの典型であつて、一九四三年十二月までこの建設工事に従事させられた捕虜人ワイルド大佐によって、よく述べられている。ワイルド大佐は、日本軍の知識があるという理由で、捕虜と日本軍将校との間の連絡官となんだ。

この建設工事に使われた捕虜の考慮した状態について、東條は報告を受け、一九四三年五月に、伊藤情報局長官を調査のために派遣した。この調査の結果として、かれがとった起訴は、捕虜を不公平に取扱つたある中隊長を軍法会議にかけたことと、鉄道建設の司令官をその任から退かせたことだけであると伝えられている。しかし、他の証拠から、この指揮官は捕虜虐待のために退けられたのでないとされた。この計画を担当していた鉄道建設の最初の司令官は、後に軍の交渉で死んだ。この計画を担当した二度目の指揮官は、病弱のために任務を遂行することができず、また工事が大本営から見て満足な速さで捗つていなかつたから、罷免させられたので ある。二度目の司令官の更迭を進言した視察官は、重傷がいつたように、伊藤情報局長官ではなく、泰緬本部の交通部長を主管していた第三部長の者であった。かれは泰緬鉄道に対して、工事は充分な捗り方をしていないと報告し、マレーの鉄道部隊の司令官を任命し、工事の責任を与えること、鉄道建設の予定期日を二ヵ月延期することなどかれに許すべきことを進言した。

この計画において、捕虜を管理していた者が、職業的規則を一般的に無視したこと、かれらが捕虜を非人道的に取扱つていたことから見ると、一中隊長を軍法会議にかけたということは、極正手段としてあまりに無意義な、不充分なものであつて、かれらの行為をとがめないのに等しいものであった。一九四三年において、政府と日本の大本営の主要な関心事の一つは、ビルマで進捗していた連合軍の前衛を阻止するために使うのに間に合うように、この鉄道を完成したければならないということをもつた。日本人と朝鮮人の監督員の手によって引き起された連合軍捕虜の病気、衰弱及び死亡という結果に対して、捕虜が生活、労働したければならなかつた不衛生な状態に対して、最小限度の生活必要品と医療すら、日本政府が與えなかったことに対して、たんなる関心を抱われなかったようである。

鈍感な住居がなく、病人の手当も行届かず、鉄道建設に関係して仕事をしていた捕虜に対する非人道的な取扱いは、日本の捕虜取扱いの典型であつて、一九四三年十二月までこの建設工事に従事させられた捕虜人ワイルド大佐によって、よく述べられている。ワイルド大佐は、日本軍の知識があるという理由で、捕虜と日本軍将校との間の連絡官となんだ。

「問　実質的におきまして、これらの指揮官の間のその生活状態及びに捕虜の待遇はどうでしたか。その比較はいかがでしたでしようか。大体実質的に似ておりましたでしようか。

「答　全然同じでありました。

「問　何としてその一つを説明してください。

「答　私は一九四三年六月三日、最初ワンタライ収容所に入所しましたときに、まずここにある一番大きな小屋にさいりました。そこに七百人収容されておりました。ラブタで あります。そのバラックは通常の形状につくられておりました。すなわち、真ん中に土間がありまして、その両側に、竹を割ってつくった床で十二フィートの寝る棚がありまして、屋根は非常に不完全なものでありまして、柳子の葉などできてお り、柳子の葉もあまりたくさんはなく、刺る思潮が通りました。雨は全然なく、真ん中の土間の所には、常に水がもよりちょうど流れて おりました。バラックの骨組は竹でできておりました。

「問　このバラックの中には、七百名の病人がおりましたか。小屋の両側の割竹の棚の上に、床に二人ずつ寝ておりました。小屋の端から端まで、身体にお互いに接し合っておりました。非常に狭くておら、ほとんど横ですあります。バラックの真ん中には、約百五十名の熱帯潰瘍患者がおりました。この潰瘍というのは、ほとんど取れてしまうのであります。腐った肉の塊らない臭いがいたしました。手に入れることのできた軟膏は、薬剤師で巻かれたバナナの葉だけでありました。そうして唯一の薬は無塩でありました。もう少し広の上の方に

は、もう一つ問じような、バラックがありました。そこには捕虜であると称されられた人が収容されておったのであります。そうして捕虜は完全であり、その一つあり、これは日本人の捕虜達ひとに無長が住んでおりました。

「問　収容所は何人おりましたか。

「答　全部ありませんでした。

「問　では、明細書として、かれらは何を使ったのであります。

「答　われ〳〵が最初この収容所に来ましたときには、バラックは、つとして屋根のあるものはありませんでした。この収容所は、三週間前にできました。すでに田舎にはいつておりました。ここに収容されておったものは、用を済ませるために、バナナの葉しかなかつたのであります。もしそれだけの休力があれば、捕虜たちは一人が二、三枚のバナナの葉を切つて、それで身体を覆つたのであります。

「問　屋根の資材は入手できましたですか。

「答　私自身がその捕虜の指揮官となつておりました収容所、すなわち下ニヤ収容所に来きましては、最も悪い病人が居ていた小屋の屋根を小分ほどかき集うに足りる柳子の葉をトラックに一台ほど手に入れることができました。ニヤ収容所では、柳子の葉を全然受取りませんでしたが、屋根のない病人が居ていた小屋の手にはいりました。残り四つの収容所におきましては、二、三週間たちまして、柳子の葉が手に入りまして、バラックに補修を非常に多くできましたが、これは必要量の半分しかなかったのであります。もちろんこれは日本守備隊がこの収容所にはあてはまらないことであります。かれらは常に充分なる屋根の資材を持っておったのであります。

「問　あなたがシンガポールを立たれてから十週間の後、すなわち一九四三年七月の中頃のころにおきましては、「F」部隊の状況はいかがでしたか。

「答　それまでに死者が千七百名、またもさもとおった七十名のうち、毎日熱さに出かけた人員は七百名でありました。しかし、われわれ第一収容所の者ふるところによりますと、この七百名のうち、三百五十名は病気に罹かせておかなければならないような状態にあったのであります。

この工事に使われた捕虜を補うために、ビルマ人、マレー人、ジャワ人、マレー人及び中国人の苦境帝国者だ、ある場合は強制によって、ある場合には強制によって、分働のために占領地域で徴発された。全部で約十五万人のこれらの労働者が鉄道に来られた。かれらに與えられた原料と、すでに説明したものより多く、かれらが生存していた状態とは、十五万人のうちで、少くとも六万人は捕虜期間中に死亡した。

捕虜の待遇に対して連合国の行つた抗議について、われ〳〵は後に相当詳しく取扱い、残虐行為について泰緬本部と政府が知っていたことにも言及することにする。しかし、ここで言及しておいた方が適切なことがある。鉄道建設の計画が立案される前に、工事が遅れていたこと、政府は強制をとる必要を知っていたこと、政府は強制をとる必要を認めなかつたことを立証する証拠のことである。

一九四二年に工事が始まる前に、南方総軍司令部は捕虜が骨折の熱帯病にかかる危険について知らされていたし、またときへ、死亡率が報告されていた。捕虜の健康に対する危険と、食糧、住居及び医療品の不足がわかっていたことは、南方軍総司令官長から俘虜情報局長官にあてた一九四四年十月六日附の報告の中で強調される。その一部には、「本作業には人跡なき密林地帯にして、留意、給食、及び衛生設備不充分にして、俘虜の平常状態と著しく異なれり」と述べてある。

一九四三年七月には、すでに数千人の捕虜が死亡しており、病気のために働けなくなつたりしていたのであるが、そのときに、外務大臣東郷は捕虜に回答して、捕虜は公平に取扱われており、病人はすべて医療手当を受けているといった。それにもかかわらず、東郷の何等の抗議もなかったから、一ヵ月たたないうちに、タイで死亡した捕虜だけで、日本側の数字によってさえも、合計二千九百九人であった。同じ資料によれば、死亡者は一九四二年一一月の五十四人から、一九四三年八月の八百人へと、月ごとに著しく増加した。

一九四三年の夏に、前に述べたこの増方の報告が東京に届くと、新聞の記事から泰緬鉄道建設に関して仕事をしていた捕虜に対する非人道的な取扱いは、日本の捕虜取扱いの典型であつて、一九四三年十二月までこの建設工事に従事させられた捕虜人ワイルド大佐によって、よく述べられている。ワイルド大佐は、日本軍の知識があるという理由で、捕虜と日本軍将校との間の連絡官となんだ。

死亡のもくは、連合軍が食糧と薬品の追加的な補給を助けたために起つたと主張されている。しかし、遺族に対するこの妨害というものは、一九四三年二月には、かえつて工事完了の期間を四ヵ月短縮するようにとの命令が與えられた。この命令以来、指揮官たちはかるがるになつた。捕虜は次のように聞かされた。人間は少しも大切でない、鉄道はどんな犠牲を払ってでも建設しなければならない、すなわち、「鉄道の建設は、作戦目的のために要求されて居るので、絶対無条件でなければならぬ」と。

最後に、俘虜情報局がタイ俘虜収容所長から受領した月報のうちの一つに、すなわち一九四三年九月三日附の月報に、われ〳〵は言及する。これには、合計四万三百十四人の捕虜のうちで、一万五千六十四人は病気であると書いてある。調査や赤痢の患者をそのまま働くように強制する慣行から見ると、これらの者も含められたならば、病人の数ははるかに大きなものであつたに違いない。

拷問とその他の非人道的取扱い

捕虜と一般人抑留者を拷問するやり方は、古図地域と日本内地とを通じて、日本軍の駐屯していたほとんどすべての現所で行われた。太平洋戦争の全期間を通じて、日本側はこのやり方をほしいままに行つた。拷問の方法は、各地域にわたつて同じように行われていたから、その調査と実施に、一つの方針があつたことを示している。これらの拷問のうちには、水責め、火責め、電気の刺激、鞭を鞭打ること、吊り下げ、縛り猿具に坐らせること及びむちで打つことがあつた。

日本の憲兵隊が最も進んだこれらの拷問を行つた。しかし、他の陸軍部隊も、憲兵隊と同じ方法を用いた。収容所の警備員もまた同様な方法を使つた。古図地域で、憲兵隊によつて組織された現場の検察も、同じ拷問の方法を用いた。

各収容所長が赴任前に東京でどのような訓令を受けたかをわれ〳〵は示すことにする。これらの収容所長に、陸軍省軍務局の俘虜管理部から行政上の支配と監督を受けており、この管理部に日報を提出していたことも示すことにする。憲兵隊は陸軍省の管轄のもとにあつた。憲兵隊は、収容所を日本で陸軍省によって維持され、運営されていた。憲兵隊と収容所警備員との行為が陸軍省の方針を反映していたということは、疑うた推論である。

拷問が厳く行われていたこと、用いられた方法が一様であつたことを示すために、われわれはそれぞれの方法の簡単な要約を述べておく。

いわゆる水責めには普通に用いられた。犠牲者は縛られるか、その他の方法で、仰向けに寝かされ、意識を失うまで、その口と鼻から、鉢と鍋の中に水を無理に流しこまれた。それから、水を押し出すために、圧力が加えられ、

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

られた。ときには、警官の腿の上に乗り、つて、圧力を加えることもあつた。一旦犠牲者を横臥させた後に、引張りて幾回もこの方法を繰返すのが慣例のやり方であつた。この拷問は次の各地で行われたという報告があつた。中國では上海、北平、廣東、佛印では、ハノイ、サイゴン、マレーでは、シンガポール、ビルマでは、ヤキタトー、タイでは、チエンボーン、ブンダマン諸島では、ポート・ブレア、ペルシオで、ではカラカルン、スマトラでは、ジャワでは、ハンドン、スラバヤ、バレンバン、バイテンゾルグ、セレベスでは、オマス、ダイリ、ファイリクピンでは、マニラ、ミコルス・ファイルド、バロ・ビーチ、ドマゲテ、台湾では、屏東教育所、そして日本では、東京である。

火責めの拷問は、熱く実行された。この拷問は、一般には、犠牲者の身体を火のついたタバコで焼くことによつて、行われた。しかし、ときには、火のついたローソクを、熱した鉄、熱した油、熱湯、上述の用いられた、多くの場合に、熱は体のもつの神経の設備された箇所に、たとえば、鼻孔、耳、陰部、性器に、また女子の場合には乳房に加えられた。われ〳〵は、次の場所で、この種の拷問が、用いられた明確な事例の報告をもつている。中國では、北平、上海、ノキンハン、佛印では、ハイフオン、ハノイ、ゲイン、サイゴン、マレーでは、シンガポール、ゲイクトリア・ポイント、イポー、ケアラ・ルンプール、ビルマでは、ヤキタトー、タイでは、チエンボーン、アンダマン諸島では、ポート・ブレア、ニコバル諸島では、ポカ、ポルネオでは、ジムラルトン、スマトラでは、パレンバン、パカン・パルー、ジャワでは、バタビア、バンドン、スマラン、モルケカ諸島では、アンボイナ、ボルネオでは、ハルマヘラ島、ボルトガル領ティモール、ファイリクピンでは、マニラ、ミコルス・ファイルド、バサイ教育所、日本では、東京である。

いわゆる鼻捻げは、しば〳〵用いられた拷問法であつた。犠牲者はうしろ手に縛られ、ときには、直径三インチもある丸棒を両脇の間に挿んで、強いられ、鼻に圧力が加えられたときに、鼻の間節が引き捻げられるのである。ときには、犠牲者の鼻の上に、飛び乗つてすることもあつた。この拷問の結果として、鼻の間節がはずれ、それによつて、猛烈な苦痛が起きるのであつた。実施によれば、次の場所で、この拷問が用いられた明確な事例を報告は示している。中國では上海、南京、ビルマでは、タガイイ、アンダマン諸島では、ポート・ブレア、ボルネオでは、サンダカン、スマトラでは、パカン・パルー、モルケカ諸島では、ハルマヘラ島、ポルトガル領ティモールでは、ダイリ、ファイリクピン諸島では、マニラ、ニコルス・ファイルド、バサイ教育所、日本では、東京である。

品下げもまた普通に用いられた拷問の方法であつた。犠牲者の体は手首、腕、足、または首から吊り下げられ、ときには、犠牲者ののどを絞めて窒息させるか、関節を脱臼させるような方法で行われた。この方法は、ときには、吊り下げている間にあちこち打つことと併わせて行われた。この拷問方法を使用せた明確な事例は、次の場所で起つた。中國では上海、北京、佛印では、ハノイ、マレーでは、シンガポール、ゲイクトリア・ポイント、イポー、ケアラ・ルンプール、ペイでは、ガヤコンボーン、ボルネオでは、サンダカン、スマトラでは、ブラスターキ、ジャワでは、ハンドン、スラバヤ、ゲアイテンゾルグ、セルクン諸島では、アンボイナ、ボルトガル領ティモールでは、ダイリ、ファイリクピン諸島では、マニラ、ミコルス・ファイルド、バロ、ビーチ、ドマゲテ、台湾では、屏東教育所、日本では、東京である。

殴打の拷問は、多くの場合に、正方形の木塊の角が鋭い道具として用いられた。犠牲者は体をこなごなにされ、動けなくなるまで、打たれた。次の場所で、この方法を用いた明確な事例が起つたことがわれ〳〵に示されている。佛印では、ハノイ、マレーでは、シンガポール、ジャワでは、ハンドンである。

なぶり打ちが日本人の残忍行為のうちの最も著明に行われたものであつた。これは、すべての捕虜収容所と一般人抑留者の収容所、刑務所、警察拘留所、さらに、捕虜収容所、また、すべての作業分所と作業現場で、さらに、捕虜収容所の一つでも、普通に用いられた。収容所長ネルの指揮の下で、捕虜の監視員は、また自由に思うままに行つた。収容所におけるなぶり打ちのために用いられる特別な道具さえ、拵えられた。このうちのあるものは、野球のバットほどの大きさの棒切れであつた。ときには、警衛員の監督のもとに、捕虜は仲間の捕虜を殴ることを強制された。これらの殴打によつて、捕虜は内部的負傷、骨折及び腎臓を失うまで叩かれた。多くの場合に、かれらは意識を失うまで叩かれた。そして、蘇生させられては、また叩かれた。蘇生させられるのは、さらに叩くためにほかならなかつた。ある場合には、捕虜が死ぬまで殴打されたことを証拠は示している。

縛神在拷問は普通一般に用いられた。この拷問方式の実例は、ドローリクトと舞台監員が受けた残酷いに見出すことができる。いろいろな種類の拷問にかけられてから、かれらは一人ずつつれ出され、目隠しをされて、相当の距離を歩かせられた。犠牲者は大声と行進する足音とを聞かされ、それから、あたかも銃殺隊として整列しているかのように、分隊が停止して銃を下ろす音を聞かされた。それから、日本兵者が犠牲者の前に来て、『われわれは無目的をもつた武士道の騎士である。われ〳〵は目後時に死刑を宣わない。目の前の犠牲につれ縛され、もし目の前までに自白しなければ、惨刑されると脅かされたのである。

一九四四年十二月五日に、東京のスイス公使館は、イギリス政府の抗議文を外務大臣重光に傳達した。この抗議文で、一九四三年八月六日に、ビルマにおける日本の林飛機によつて発行された『俘虜訓練要綱』と題する小冊子が押収されたことを重光は知らされた。この抗議文に、この小冊子からの直接引用を重光に示した。それは次のようである。

『非戦闘員が、捕虜を生ける場合に、捕獲の中立及び勇敢を尊ぶ精神をもつて、捕獲者の中立を保つべきも、拷問を以て自白を要求。殴打、及び海外的苦痛に関連するもの、なるべく、殴打の方法は最も簡単なるもの、なるべく、他の方法に、最適な場合に限り用うべきものとす。ここの場合は、捕獲

された捕子では、特に印しがつけてあつた。『暴行拷問を用うる時は、訓練の精神を、特に、しかし、交渉せる捕虜が、国際的に、訓練は、肝胆、又、鼻、例えば、拷問、殴打、殺害、殴傷、耳、独逸、間、捕獲、拷問、殴打、殺害、殴傷、耳、独逸、拷問

非人的な状態に、いつそう悲惨的になった。

多数の捕虜は、練習の名目に隠れにかかつていたが、かれらの指揮官は、未だ冒編の段階を脱せず、その主要の組織を拵えもせず、食物の調理に必要な道具を拵えるたゆに、料理していない食物や、出刃前に相当されたものが捕虜に到わられた。同じ理由によつて、煙突されて飲料水も不充分であつた。この恐ろしい状態に置かれていた上に、捕虜は甲板に出ることを許されなかつた。捕虜の海上輸送に関するこの方法は、文字通捕虜の全滅部を通じて、一般に用いられた。日本の輸送の不足のために、このような方法は、やむを得なかつたものとして考慮されている。これは有効な方法ではない。というのは、もし戦争法規によつて規定された軍隊が捕虜を移動することができなければ、日本政府は捕虜を移動する権利がなかつたからである。

この輸送方法は、一九四二年八月に、イギリス人捕虜の最初の一団を遠隔地点で労働させるために、シンガポールからモールメインに移動したときに用いられた。また、一九四二年一月に、一千二百三十五人のアメリカ人捕虜と一般人抑留者を横浜と上海へ移すために、「浦田丸」がウェーク島に寄港したときにも、同じこの方法が用いられた。他の場合と同様に、この場合にも、捕虜と抑留者は船倉の底に日本兵の列の間を通られ、縛られたり閉じられたりしなければならなかつた。この輸送は、ひどい苦難の上で、実施の手段に関して、当時捕虜収容所の所長は、「左に掲げる命令に従わざる俘虜は、即時死刑に処するものとす。a)命令及び指示に服せざる者、b)脱走ある者及び反抗の兆候ある者、……d)許可なくして喫煙し、大声を発する者、e)命令なくして列を乱す者、……i)命令なくして隊列を乱る者、……大日本帝国海軍は諸子の全部を死刑に処せんとするものに非ず。日本海軍の一切の規則を遵守し、日本の「大東亜新秩序」の建設に協力する者に無制限なる恩恵を与えんとする。」と。この命令は、捕虜の設備の欠如のまゝに、捕虜の労働の強制のまゝに、実施された。

この輸送は、一九四二年十月に、ボルネオ島の沖合で、「ルクソン」丸が沈没したときに、捕虜の死亡者が多かつた。この船は、一九四四年六月に、「ブラタカ」丸が沈没したときにも、同じことが起つた。一九四四年九月に、多数のアンボン人捕虜と徴用されたインドネシア人労働者を乗せた「相洋丸」が、スマトラ東海岸沖で沈没したときにも、このことが再び起つた。

これらの航海で、多数の捕虜が溺死、餓死及び衰弱のために死んだ。生き残つた者も、病弱の船客のために悪条に苦闘していたので、目的地に着いてから、労働することができなかつた。このようにして、捕虜の労働能力が割られたために、陸軍省は一九四二年十二月十日付の「陸密第一六〇四号」を出すようになつた。「陸密第一六〇四号」は、次のようなことが述べてあつた。「船舶は日本内地に俘虜を輸送するあたり、途中の海戦い遭遇ならざるものあり、敵に出撃死亡者を発し、直ちに宗教に使用し得ざるものの遺骨からざる状況なり。」それについて、要す捕虜を労働できる状態で目的地に着くようにするために、調査が與えられた。しかし、この通牒が出ても、海上輸送中の捕虜の状態は、実質的には改善されなかつたので、一九四四年三月三日に、東條のもとにおける陸軍次官第次は、「陸密第一六〇四号」に関しては次のように述べた。「俘虜管理に関しては、輸送労務利用を重視し、現在に戦力増強に直接寄与する所ありたるも、一般俘虜の輸送状態は良好と云い難く、病者の死亡率については注意を要す。輸送船宜敷し、殊に海上の無線を以て常に輸送船の状況を知り、適宜の指令を与ふるの必要あり。」

一九四三年と一九四四年に、日本政府によつて、非人道的で非合法的な第一船団が行われた。俘虜を受けた船の乗客と乗組員のうちの生存者は殺害された。

大東亜大臣は、戦争遂行に関して、ドイツの外務大臣と協議する権能を東條内閣から與えられていた。専門的問題は合同委員会の委員によつて直接協議されることになつていたが、方針の問題については、もつぱら大臣とドイツ外務大臣リッベントロップとの間で協議することが、最も重要であるという意見を大臣は初自に述べた。一九四二年月三日に、大臣はヒトラーと会談した。ヒトラーは、当時連合国の輸送に対して行いつゝあつたかれの潜水艦戦の方針を説明し、かつ、合衆艦にきわめて急速に艦船を建造するかもしれないが、独と英国に迫する要員の調達に長時日を要するから、合衆国のおよび間諜員の不足であると述べた。大き数の船員が魚雷攻撃によつて失われたという話が聞く抽出されて、乗組員を新規に補充するのに合衆国の苦しむようにするために、ドイツの潜水艦に対して、魚雷を発射した後、水面に浮びあつて救命艇を補助せよという命令を出した。ヒトラーは説明した。ヒトラーに答えて、日本もこの潜水艦戦遂行方法に賛成であろうと述べた。一九四三年三月二十日に、トゴウクの指揮官の指示の命令を出した。「捕虜船に対しては、名称不詳の船員を乗せている船舶の撃沈に当たり、救命艇の使用を禁ずる。」

この非人道的な第一船団を行えという命令は、日本海軍の潜水艦長によつて実行された。一九四三年十一月十三日から一九四四年十月二十九日までの間に、日本の潜水艦は、イギリス、アメリカ及びオランダの商船八隻

もインドネシア沖で、アメリカ船一隻が太平洋で撃沈したときには、乗組員は、捕虜に対して行こうと試み、または失敗に終れて行き、それから救命艇の船腹を生存者の乗員を行つた。

捕虜の国際法上の権利は、ジュネーブ条約の第三編に規定されている。これらの規定には、正規な戦争状態の目的及び位置、害敵された敵軍の武器及び兵隊員に加えられた残虐行為の詳細が述べられている。これらの規定に対しては、なんら満足した回答がなされなかつた。そして、捕虜の生存者は続けられ、かの生存者の取扱いは改められかなかつた。

一九四四年三月九日に、イギリス潜艦「ニーール号」が撃沈によつて撃沈されたときに、日本海軍がとつた行動は、これを例証するものである。百十五人の生存者は、「ニーール号」の乗組員と捕虜を収容された。その日、後になつて、「利根」はこの撃沈の捕虜を収容した。「利根」からは直ちに「利根」に対して、生存者を殺害せよという命令が信号された。二人の婦人と一人の中国人を含めて、十五人を、一般人収容所に入れ、残りの者人を殺害することが、後になつて決定された。「利根」の艦長の命令によつて、これら捕虜の生存者は司令部・艦上で殺害された。

アメリカ船「ワージントン」号の生存者の虐殺は、日本海軍の用いた方法のもう一つの例である。この船は、一九四四年七月に、オーストラリアからセーロン、南ドイツの第三中隊に弾丸からインドネシアの海に向けて、乗員に日本の潜水艦の攻撃を受けた。この船の乗組員は約百人であつたが、そのうちの約九十人が海水艦に収容された。この船は撃沈され、その救命艇も砲火によつて破壊されたが、全部は沈没しなかつた。生存者はいずれもうしろ手に縛られた。敵人かの高級官員に捕虜に対して、かれらがどうしたらよいか、本国海軍に生存者を殺したかどうかはわかつていない。その他の者に、潜水艦で生存者を殺したかどうか聞いている間、「利根」夜に乗らせられていた。

その間に、ある者は波にさらわれ、他の者は本か金属の棍棒で殴打され、時計や指輪のような私有物を強奪された。それから、かれらは日本兵の列の間を一人ずつ艦尾の方へ歩かせられ、日本兵は、捕虜が列の間を通るときに、これを殴打した。こうして、かれらは水中に投げこまれて溺死した。捕虜がこの列の間を通られるのが全部すまないうちに、潜水艦は潜水してしまい、甲板上に残つていたこれらの生存者は、死を待つよりほかなかつた。しかし、中には泳いで助かつた者もいた。これらの者とこれらの者の助けによつて浮び続けた例数とは、聖日曜日機によつて発見された。この飛行機は救助艇をかれらの漂流地点に落いた。こうして、二十二名の者がこの恐ろしい経験から生き残つた。そのうちのある者から、本裁判所は、日本海軍の非人道的な行為に関する証言を聞いた。

捕虜と抑留者の不法使役、飢餓及び冷

四

陸軍省軍務局の俘虜管理部長上村中将は、連合国との間に、捕虜と一般人抑留者に対して、ジュネーブ条約の規定を適用することが協定されてから、わずか数週間後、一九四二年四月二日に、台湾軍参謀長に通告した。「俘虜を生産事業に利用企図のもとに計画を進められつつあり」と述べ、台湾でこの目的のために利用できる人数を至急調査するように要請した。

一九四二年五月六日に、陸軍次官は捕虜の保護に関する方針を台湾軍参謀長に通告した。「俘虜はなる我生産拡充に軍事上の労務に到川十るも糧、白人俘虜は法文明、台湾及び満州に収容す。台湾に収容する俘虜は優秀技術者及び工業者使（未曾以上）を含さしむ。我生産拡充に於て使用に適せざるものは、現地に於て、速に開放さるべき俘虜収容所に収容さるべしとす。」一九四二年六月五日に、上村中将は台湾軍参謀長に次のように指令した。「俘虜たる解放及び准士官の労役に関しては、一九〇三年の規則に基ずられある所なるも、一人と雖も無駄遊民を許さざる我が聖皇陛下の実情に鑑み、労務に就かしむべき中央の方針なるに付、然るべく指導相成度」と。これらの調査はすべての他の陸軍の関係部隊にも送られたこの指令のもとは西暦にあつた。というのは、一九四一年五月三十日に、総理大臣東條は、捕虜収容所を管轄下にもつ軍司令官に調査を與え、その中で、「我国皇下の指導は、一人として無駄遊食するものあるを許さないのであります。俘虜も亦我の指令に従を大に之を活用せらるる様注意を望みます」といつたからである。一九四二年六月二十五日に、東條は新任の捕虜収容所長に調査を與えた。いわく、「我が国に俘虜に対する親命上、其の取扱に於ても欧米各国と自ら相異るものあり、殊官は俘虜の処理に力りては、国より諸般規定に準拠して鋭正を期せざるべからずと雖も……彼等をして、日と雖も無駄遊食せしむることなく、其の労力特技を我が生産拡充に活用する唯、総力を挙げて大東亜戦争遂行に貢せんことを努むべし。」と。傷病捕虜や栄養不良になつていた者に、病気や栄養不良や疲労で死ぬまで、軍事的な作業に無理に働かせるために、鞭えず駆使したり、殴打したり、笑いたりしたのは、少くともある程度まで、これらの調査の結果に由来している。一九四二年六月二十六日にも、東條はこれらの調査を新任の捕虜収容所長の一同に対して與え、さらに一九四二年七月七日にも、同様な他の一団に対して與えた。

戦争遂行に貢献させるために、捕虜を使役する東條の計画を内閣が支持したことは、内務省警保局外事課発行の『外事月報』一九四二年九月号によつて示されている。日本における労働不足のために、企画院総裁は、陸軍省軍務局長に対して、一九四二年八月十五日に企画を提出したが、この会議で、捕虜の使役に関する問題は、他の資源と労働者に次分に食物を與えることを考えていた。

一九四三年と一九四四年に、日本政府によつて、非人道的で非合法的な第一船団が行われた。俘虜を受けた船の乗客と乗組員のうちの生存者は殺害された。

大東亜大臣は、戦争遂行に関して、ドイツの外務大臣と協議する権能を東條内閣から與えられていた。専門的問題は合同委員会の委員によつて直接協議されることになつていたが、方針の問題については、もつぱら大臣とドイツ外務大臣リッベントロップとの間で協議することが、最も重要であるという意見を大臣は初自に述べた。一九四二年月三日に、大臣はヒトラーと会談した。ヒトラーは、当時連合国の輸送に対して行いつゝあつたかれの潜水艦戦の方針を説明し、かつ、合衆艦にきわめて急速に艦船を建造するかもしれないが、独と英国に迫する要員の調達に長時日を要するから、合衆国のおよび間諜員の不足であると述べた。大き数の船員が魚雷攻撃によつて失われたという話が聞く抽出されて、乗組員を新規に補充するのに合衆国の苦しむようにするために、ドイツの潜水艦に対して、魚雷を発射した後、水面に浮びあつて救命艇を補助せよという命令を出した。ヒトラーは説明した。ヒトラーに答えて、日本もこの潜水艦戦遂行方法に賛成であろうと述べた。一九四三年三月二十日に、トゴウクの指揮官の指示の命令を出した。「捕虜船に対しては、名称不詳の船員を乗せている船舶の撃沈に当たり、救命艇の使用を禁ずる。」

この非人道的な第一船団を行えという命令は、日本海軍の潜水艦長によつて実行された。一九四三年十一月十三日から一九四四年十月二十九日までの間に、日本の潜水艦は、イギリス、アメリカ及びオランダの商船八隻

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

ると報道されていたが、この報道は、収容者が受領不良で多数死亡しつつあるようなことは、もちろんなかった。食糧に関する度々の捕虜収容所の査察のために、捕虜の一部分を食糧生産に従事させることが、管理当事者に認められていたということが、時期、質的に、ちがうにかかわらず、捕虜に、賢明によって規定された食糧の量と質は、戦争中に捕虜収容所に送られたほかは、実質的には変更されなかった。一九四二年十月二十九日には、「西欧連合軍労働者収容所」を設置し、捕虜をこの支部であった捕虜と抑留者に対する取扱は、一日四百二十グラムを超えないように減らせという命令が、各収容所長に発せられた。一九四四年一月には、米の配給量がさらに減じ、一日三百九十グラムに減らされた。収容者が栄養不良になり始めると、かれらは病気にかかりやすくなり、また疲労された結果、労働能力は、著しく疲労した。それにもかかわらず、収容所長は、増かぶる者は食うべかつぎという東京の訓示を励行し、配給量をさらに減じた。そして、ある場合には、病気や負傷のために働けなくなった者には、これをまったく与えなかった。

規則によれば、捕虜と一般人抑留者は、かれらが捕虜となったり、抑留されたときに所有していたものを、すべて、かれらの使用に充てるべきことに定められていた。この規則が収容所長によって励行された結果として、多くの収容者は、食物の欠乏のために、ひどい苦しみをなめつつあった。

医療品

日本政府は、その規則によって、一年間の使用に充分な薬品と医療器具の補給量を持ち合わせ、また貯蔵していなければならなかった。多くの場合、これは充分な薬品と医療品を提供することによって行われたが、この医療品は、大部分が日本の家族や収容所の職員のためのものとして取扱され、または使用されたり、捕虜と一般人抑留者は、これらの医療品の補給量は、一般人抑留所の内部やその財産に、多量に貯蔵されているのが発見された。そこでは、医療品の不足のために、捕虜や抑留者が苦しむ事を、死んでいたのであった。

土肥原やその他の司令官のもとで、本州の東部軍管区の参謀として勤務した鈴木重二は、太刀洗収容所の収容所長や教育所の監視員に対して、捕虜に渡すために送られた赤十字の救護品小包を渡し、教育することを、禁じたことを約束に認めた。このようなことは、日本内地とその海外領地や占領地にあった収容所と抑留所において、普遍の慣行であったことが証拠によって示されている。部下の監視員は、捕虜を殴ったり、他の方法で虐待していたことを知っていたことも、絶対に厳禁的に認めた。

捕虜と一般人抑留者に対して、医療品を充分に支給しなかったこと、すべての勤労場所に差遣のことであり、数千の捕虜と抑留者を死に至らせた一つの原因であった。

宿舎

規則には、建築の設物、寺院及びその他の現に存在する建物を捕虜や抑留者の収容所として使用することが規定されていた。規則に従、また、戦時生産に補虜と一般人抑留者を使用する組織者は、かれらの収容とする宿舎を供與することが規定されていた。それにもかかわらず、供用された宿舎は、多くの場合に、国際を設で設置として不充分であるか、非衛生的であるか、または、その両者であった。タイのカンブリ収容所の日本軍捕虜は、二十ばかりの一番の寝み場で、病室の捕虜の隣に病院を開いたが、それは少し前に引抜つたばかりの日本の警察隊が用小屋として使っていたものであった。太平洋諸島と東南アジアの大部分では、使うことのできる家といえばタッパの葉ぶきで、土間の小屋だけであった。これらの収容所は、そこに住むことになっていた捕虜の労働によって建てられ、小屋ができ上るまで、捕虜は雨ざらしの野天生活をさせられるのが普通の慣行であった。しかし、ある場合には、傷寒病の発生で空家になっていたアッタップの葉ぶきの小屋に移され、それにより建築の労働を免れた。これは泰緬鉄道建設工事の六十キロ・キャンプで起ったことである。そこでは、少し前まで、コレラで病死したビルマ人労働者がはいっていた小屋に、オーストラリア人約八百人が割当させられたのである。一九四四年八月に、ボルツカ調査のラッパートでは、旧和にジャワ人作業隊の宿舎であったものが、捕虜の収容所に改造された。オランダ人とイギリス人の初期が収容所に到着してみると、そこはジャワ人の死体でいっぱいになっていた。イギリス人捕虜一千人とアメリカ人捕虜一千人を、朝鮮の三つの神学校に収容することを報知が計画していると通告されたときに、木村は陸軍大臣として、収容千人の建物は、捕虜にとっては、よすぎるのではないかと尋ねた。

労役

日本政府の方針は、捕虜と一般人抑留者を作業に直接関係のある仕事に使うことであった。作業地域で、かれらは軍用飛行場、道路、鉄道、鉱産及び其の他の軍用工作物の建設に使われ、また、軍用施設を積んだり、卸したりする荷役人夫として使われた。日本の海外領地と内地とで、右の作業のほかに、鉱山、軍需工場、鉄工場の工場、その他作業に直接関係をもった作業につくことを強制された。捕虜と一般人抑留者は、強制されていた収容所は、通例かれらの安全を無視して、作業場の遠くに置かれていた。その結果として、作業をしようとするときも、しないときも、かれらに苛酷の負担に不必要にさらされていた。ある場合には、関係軍用機設備は、土地に対する不法の侵害から出されたものであった。

原住民の労働

戦争勃発前に直接役立つ仕事に、捕虜と一般人収容者を使用するという方針を決定し、この方針を実行に移す制度を確立した上で、日本側はさらに一歩を進め、占領地の原住民から労働者を徴用することによって、右の人的資源を補充した。この労働者の徴用は、強制の料金を基力によって押成された。徴用される、労働者は収容所に送られ、そこに監禁された。これらの徴用された労働者と、捕虜及び一般人抑留者との間には、ほとんど、またはまったく区別が設けられなかったようである。かれらは、すべて、休力の後、親切を見われることになっていた。この理由で、未来において、一般人抑留者という言葉を使用するときは、われわれはいつでもこれらの徴用された労働者を含めたのである。これらの徴用された労働者は、このように異常な、苛酷した生活状態に置かれされる蛮人の捕虜について一般に無知であり、かれらを捕えた日本人によって強制された監禁と労役との非衛生的な状態から来る疾病に、いっそう容易に倒れた。このような事実によって、かれらの運命はいっそう悲しいものにされていた。

捕虜と抑留者に対する官憲侮辱の差別

捕虜と一般人抑留者に対して、必要な衣類、食の量を減らすために、一九四三年の初頭に、戦争当局に反する規則が除外から出された。これには「作業の収容ジャパンの通告に逃走させる官憲セシムベシ、指揮ノ直書一般セサル者ハ逃走ノ者捕ヲ見殺シ、之ヲ銃撃ニ取扱ヒ、そのことは、実際に行われていた。

は、厳密されている官憲を行うまでに、強要を減らされて独用に入れられるか、捕虜されるという意味であった。一九四二年八月に、シンガポールでは、厳重された宣誓を強要させるために、警官の中庭に迫いこまれ、そこに四日間食糧なしで放置された。サンダカンの収容所で、部下とともに警官を担当した先任の捕虜は、直ちに取押られ、殴打された。彼役隊が無効した、部下が脱出することを承認したので、やつとかれは死を免れた。バタヴィアとジャワの収容所の捕虜は、宣誓に強要するまで懲月された、食物を与えられなかった。四国の善通寺収容所では、四十一人の捕虜が宣誓を拒否したために、一九四二年六月十四日から一九四三年九月二十三日まで閉じこめられ、最後には、どこまでも抵抗なるに、殺してしまうと威嚇された。すでに述べたように、捕虜に関する規則は、われわれが引用した他の規則によって、一般人抑留者にも適用された。この強制によって得た宣誓を補行させるために、右の規則は、さらに、「宣誓拒絶ヲ恐ケルモノ其ノ宣誓ニ背キタルトキハ、死刑又ハ無期若ハ七年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ処ス。前項ノ者兵器ヲ執リ抗敵シタルトキハ死刑ニ処ス」と規定していた。規則には、さらに「其ノ他ノ宣誓ニ背キタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス」と規定されていた。この強制の規定は、この規則の別の条項によって説明されている。それは次の通りである。「俘虜収容所長、俘虜ヲ駆使シ、ミニ付セラルベシ。逃走又不逃ノ労役ニ於テ逃走ニ協同セル逃走者ノ同僚ハ其ノ種類ニ関シ、ミニ付セラルベシ。捕虜ハ俘虜ニ課セラルベキ懲罰ヲ科決セラレタル者ニ対シ、其ノ有スル権能ノ外特ニ次ノ権能ヲ有ス。同一罰情等ノ予防ニ努メ、且法廷ニ於テ所要事項ニ関シ報告ヲ為サシムルモノトス」と。

板垣は満鮮軍司令官として、一九四二年九月四日付の報告で、陸軍大臣宛電に、自分の管轄内にある捕虜と抑留者を含めて、一切の補償を労働につかせる考えであると知らせた。かれの言葉によれば、「俘虜は一人と雖も無為徒食せしむべからず」というのであった。かれの定めた規則の一つは、次のようであるとされは強いた。「俘虜による暴挙を警戒すること厳重なる問題を設くるを可とす」。一九四二年九月一日に台湾軍司令官から、豊嶋は次の報告を受けた。「宮城県より移管せる俘虜パーシバル中将以下三三九名、陸軍少将また7指揮少将六、准将一七、陸軍大佐または海軍大佐二六、陸軍または海軍中佐以下終戦一三〇、下士官二一〇、文官六は、一九四二年八月三十一日台湾俘虜収容所に収容せり。当初パーシバル中将以下宣誓を拒否したるが、結局三名の准将一、海軍大佐一、海軍機関少尉一を除く他の全員署名せり」。

捕虜と一般人抑留者に、逃走しないこと、その他の日本政府の規則に命令に違反しないことを強制的に宣誓させるために、日本政府が定め、かつ実施したこの一連の規則は、一般の戦争法規に違反したものである。この規則は、戦争法規を無視し、違反した日本政府の方針の一部として考え出され、制定され、維持された。

ただいまより明治九時半まで休廷します。

〔午後四時休廷〕

○昭和二十三年十一月十二日（金曜日）

東京都日陸軍省内極東国際軍事裁判所法廷において

〔午前九時三十分開廷〕

○休廷執行官　ただいまより極東国際軍事裁判を再開します。

○裁判長　質屋、白鳥及び梅津の三被告を除き全被告出廷、欠席被告は弁護人によって代表されています。亀岡被告所長務官からの証明書によれば、右被告は病気のため本日出廷できないとのことであります。

この官記録に物の証明書は綴込みに入れます。

判決文の朗読を続けます。

〔朗読〕

過度かつ不法な処罰科せらる

捕虜収容所と一般人抑留所の所長に対する訓示の中で、東條は部下の統御を強化し、捕虜の監督を厳重にせよと述べ、「厳格なる配慮に服せしめるを要す」といった。一九四二年五月三十日に、参謀長の通達に対する訓示の中で、この命令を繰返して、かれは次のようにいった。「俘虜は人道に反しない限り厳重に取締り、若も誤れる人道主義に陥り、又は収容久しきに亘る結果情実に陥るが如きことなき様注意を要します」。

一九二九年のジュネーブ俘虜協約は、捕虜が捕虜である間に犯した違反行為に対する処罰に関して、次のように規定している。「一切の体刑、自光に依り照明セラレザル暗所に於ケル一切ノ監禁及ビ一般ニ一切ノ残酷ナル罰ヲ禁ズ」。また、「団体ニ対スル罰ハ個人行為ニ付個人的ノ罰ヲ課スルコトヲ禁止ス」。捕虜に加えられる処罰に対する他の重要な制限も含まれている。それらはすべて捕虜に対する人道的な取扱いを保証するためにつくられたものである。これらの制限の一つは、この協約の規定で、逃走とその金でを取扱っているものに含まれている。この規定は、次の通りである。「逃走ノタル俘虜ニシテ其ノ軍ニ逮スル前又ハ之ヲ捕ヘタル軍ノ占領シタル地域ヲ離ルル先ヲ再ビ捕ヘラレタル者ハ懲罰ノミニ付セラルベシ。逃走ノ金又ハ其ノ成就後ニ於テ逃走ニ協同セル逃走者ノ同僚ハ其ノ種類ノ懲罰ノミニ付セラルベシ。捕虜ハ俘虜ニ課セラルベキ懲罰ヲ即決科トス。同一罰

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

けもなしに、無學の炎熱下に勞働者をさらしたままにしておくこと、ときには腕さ因縁からはずれることもあるような方法で、勞働者を虐待すること、罰金に變われるようなところに、勞働者を縛りつけておくこと、何日間も貨物なしに、勞働者を狭い海塩所の中に閉じこめておくこと、何週間も太武地も明りも新鮮な空氣もない地下の牢獄に、勞働者を閉じこめておくこと、長い間狭い角のある物の上に、勞働者を無理に割れた姿勢でひざまずかせること、

勞働の強退を直接に無視して、個人の行爲に対する懲罰として、特に日本側が違反者を勞働者とすることができないときに、警察官懲罰が普通に用いられた。懲罰的懲罰の通常の方法は、閉鎖していた一隅のすべての者に、寒氣に向きにして手錠の上に置いて正坐するか、ひざまずくとかいうような窮屈な姿勢をさらせ、何日間も、日の出から日没まで、その姿勢のままにすることを強制することであつた。他の方法の懲罰的懲罰も用いられたようとは、マレーのハガルカワタ・コード收容所で用いられたようなもので、ここでは、鞭撻がガラスのかけらのうえを歩いて立てられながら、鞭撻がガラスのかけらのうえを歩いて円形に廻けさせられた。一九四三年三月九日に、殺人の殺反行爲に対して、死刑または終身刑もしくは十年以上の懲役刑を規定した法律が出された。この法律の目的は、特殊は、各種反行爲の場合に、明示された懲罰行動のいわゆる『首魁』には、死刑または他の懲罰を科し、関係していたかもしれない他のすべての者には、同一の罰または それより少し軽い刑を科することを規定していたことである。この法律に基いて、どんな点から見ても、個人の行爲にすぎなかつたのに、捕虜または一般人非附者の集団に対して、しばゝ集団的懲罰が加えられた。この法律は、さらに、『浮浪ヲ監督シ、看守シ又ハ護送スル者ヲ其ノ面前ニ於テ又ハ公然ノ方法ヲ以テ侮辱シタル者』は五年の禁錮または無罰に処することを規定していた。これは、捕虜に関する法律を変更するものにほかならない。これは、日本政府がジュネーブ協約に関するこの約束に違反した例であり、このような例は多数にある。

太平洋戦爭中に、すでに述べた約束に反して、日本の捕虜に関する規則に、逃走した捕虜と日本陸軍の脱走者と同じように適用することができるように修正された。一九四三年三月九日の法律は、次の規定を含んでいた。『党則シテ逃亡シタル者ハ首魁ハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ処シ其ノ幾ノ者ハ死刑又ハ無期又ハ一年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス』捕虜に強制されたところの、逃走しないという宣誓に関する規則とともに、右の規定は、すべての收容所で実施されていた逃走に関する規則をあつた。これらの規則は、國際法に直接違反するものであり、またわれ〳〵がすぐ前に指摘したように、日本が適用すると約束したり、協約に反するものであつた。逃走を企てたり、逃走して再び捕まえられたりしたすべての捕虜に対しては、これらの規則に基いて、ほとんど例外なしに、死刑が科せられた。また、これらの規則によつて、捕虜の逃走を助けた神原も処罰され、しかもしばゝ死刑に処せられた。ある收容所では、捕虜はいくつかの集團にわけられ、もし一人が逃走を企てたり、逃走に成功したりした場合には、その集團に属する子べての者を殺すといった慣行があつた。多くの場合には、形ばかりの裁判さえも省かれた。次の收容所では、逃走を企てたために死刑に処せられたことが立証されている。中國遠征者の牟天（一九四三年七月）、中國の看守（一九四三年七月）、マレーのシンガポール（一九四二年三月）、ビルマのメルダイ（一九四二年）、ボルネオのタラカン（一九四二年及び一九四五年）、ボルネオのボンチアナタク（一九四二年六月）、ボルネオのバンジエルマシン（一九四二年七月）、ボルネオのサマリンダ（一九四五年一月）、スマトラのパレンバン（一九四二年三月）、ジャワのバタビア（一九四二年四月）、ジャワのジャティ・ナンゴール（一九四二年四月）、ジャワのスバンドン（一九四二年四月）、ジャワのスカブミ（一九四二年五月）、ジャワのジョグジャカルタ（一九四二年五月）、ジャワのジマと（一九四二年五月）、ジャワのバタサル（一九四二年九月）、ボルネオのブカサル（一九四二年十一月）、ボルネオのバンガイナ（一九四二年十一月）、ボルネオのバンジエルマシン（一九四五年四月）、ボルネオのバンジエルマシン（一九四二年二月）、ボルネオのカバナタン（一九四二年六月）、日本の本山（一九四二年十一月）、日本の御岡（一九四四年五月）、ウェーキ島（一九四三年十月）、ボルネオのラナウ（一九四五年八月）。

捕虜に対する侮辱

日本民族の優越性をタイアの他の民族に強じさせるために、連合軍の捕虜に対して、暴行、侮辱及び公然の恥辱を加える方針を日本はとつていた。

一九四二年三月四日に、陸軍次官武村は、板垣が司令官でもつた朝鮮軍の視察後から、次のような電報を受取つた。『半島人の某某氏の視察後から、捕虜がガラスのかけらのうえを歩いて円形に廻けさせられた。一九四三年三月九日に、殺人の殺反行爲に対して、死刑または終身刑もしくは十年以上の懲役刑を規定した法律が出された。この法律の目的は、特殊は、各種反行爲の場合に、明示された懲罰行動のいわゆる『首魁』には、死刑または他の懲罰を科し、関係していたかもしれない他のすべての者には、同一の罰または それより少し軽い刑を科することを規定していたことである。この法律に基いて、どんな点から見ても、個人の行爲にすぎなかつたのに、捕虜または一般人非附者の集団に対して、しばゝ集団的懲罰が加えられた。この法律は、さらに、『浮浪ヲ監督シ、看守シ又ハ護送スル者ノ命令ニ反抗シ又ハ之ニ侮辱』

れ、放置されていたので、かれらの健康状態は、かれらを見た者に衝撃の涙を流させるようになつていた。板垣の電報は、この日本の捕虜行爲の悪徳に関して、自分が大成功であつたと考えていることを本村に報告するにあたつて、次の捕虜人見物人の宣誓を本村に提出した。『あの力のないひょろ〳〵した種子を見れば、日本軍に復讐するのに無理もない。』日本の捕虜人見物人の次の宣誓も引用した。『半島人が捕虜の一員として、捕虜の監獄をしているのを見たとき、涙を出るほど嬉しかつた。』板垣の報告は、一一般に米英思想思想の一掃と、時局認識の徹底を期するに於て多大の効果を収めたるが如く』という意見を述べて、報告を結んだ。

ビルマのモールメインのような遠く離れたところでも、捕虜を列をつくつて歩かせるというこの慣行が行われた。一九四四年二月に、二十名人の連合軍捕虜を同市の市街を列をつくつて歩かせられた。かれは裏病した状態にあつて歩かせられた。かれは裏病にアラカン戦線で捕まられたという偽りの、ビルマ語の掲示を持たされたのち行進に同行した日本人将校によつて、かれらは嘲笑され、侮辱の的にされた。

刑罰

戦爭法規の実施と、捕虜及び一般人抑留者の管理とについて、太平洋戦爭が起つてから、日本はあらゆる変更を加えたが、それに有用なものにすぎず、戦爭法規の実施を確実にするものではなかつた。戦爭法規の実施について、中日戦爭の進行にあたつて、日本政府が示した態度は、太平洋戦爭が始まつても、実際には変らなかつた。政府内の組織と手続の方法とに、ある変更が加えられはしたが、戦爭法規の実施を確実にするための真の勢力は、少しも伸われなかつた。実際において、逃走の企図に関する規則に示されているように、加えられた変更は、戦爭法規の著大な違反を行うことを命ずるものであつた。中日戦爭の間、捕虜と一般人抑留者の管理のために、日本政府は特別な機関を一つも創設しなかつたが、しかし、『浮浪ヲ監督シ、看守シ又ハ護送スル者』は死刑に処することを規定した。また、『浮浪ヲ其ノ面前ニ於テ又ハ公然ノ方法ヲ以テ侮辱シタル者』は五年の禁錮または無罰に処することを規定していた。これは、捕虜に関する法律を変更するものにほかならない。これは、日本政府がジュネーブ協約に関するこの約束に違反した例であり、このような例は多数にある。

太平洋戦爭中に、すでに述べた約束に反して、日本の捕虜に関する規則に、逃走した捕虜と日本陸軍の脱走者と同じように適用することができるように修正された。一九四三年三月九日の法律は、次の規定を含んでいた。『党則シテ逃亡シタル者ハ首魁ハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ処シ其ノ幾ノ者ハ死刑又ハ無期又ハ一年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス』捕虜に強制されたところの、逃走しないという宣誓に関する規則とともに、右の規定は、すべての收容所で実施されていた逃走に関する規則をあつた。これらの規則は、国際法に直接違反するものであり、またわれ〳〵がすぐ前に指摘したように、日本が適用すると約束したり、協約に反するものであつた。逃走を企てたり、逃走して再び捕まえられたりしたすべての捕虜に対しては、これらの規則に基いて、ほとんど例外なしに、死刑が科せられた。また、これらの規則によつて、捕虜の逃走を助けた神原も処罰され、しかもしばゝ死刑に処せられた。ある收容所では、捕虜はいくつかの集團にわけられ、もし一人が逃走を企てたり、逃走に成功したりした場合には、その集團に属する子べての者を殺すといった慣行があつた。多くの場合には、形ばかりの裁判さえも省かれた。次の收容所では、逃走を企てたために死刑に処せられたことが立証されている。中國遠征者の牟天（一九四三年七月）、中國の看守（一九四三年七月）、マレーのシンガポール（一九四二年三月）、ビルマのメルダイ（一九四二年）、ボルネオのタラカン（一九四二年及び一九四五年）、ボルネオのボンチアナタク（一九四二年六月）、ボルネオのバンジエルマシン（一九四二年七月）、ボルネオのサマリンダ（一九四五年一月）、スマトラのパレンバン（一九四二年三月）、ジャワのバタビア（一九四二年四月）、ジャワのジャティ・ナンゴール（一九四二年四月）、ジャワのスバンドン（一九四二年四月）、ジャワのスカブミ（一九四二年五月）、ジャワのジョグジャカルタ（一九四二年五月）、ジャワのジマと（一九四二年五月）、ジャワのバタサル（一九四二年九月）、ボルネオのブカサル（一九四二年十一月）、ボルネオのバンガイナ（一九四二年十一月）、ボルネオのバンジエルマシン（一九四五年四月）、ボルネオのバンジエルマシン（一九四二年二月）、ボルネオのカバナタン（一九四二年六月）、日本の本山（一九四二年十一月）、日本の御岡（一九四四年五月）、ウェーキ島（一九四三年十月）、ボルネオのラナウ（一九四五年八月）。

捕虜に対する侮辱

日本民族の優越性をタイアの他の民族に強じさせるために、連合軍の捕虜に対して、暴行、侮辱及び公然の恥辱を加える方針を日本はとつていた。

一九四二年三月四日に、陸軍次官武村は、板垣が司令官でもつた朝鮮軍の視察後から、次のような電報を受取つた。『半島人の某某氏の視察後から、捕虜がガラスのかけらのうえを歩いて円形に廻けさせられた。一九四三年三月九日に、殺人の殺反行爲に対して、死刑または終身刑もしくは十年以上の懲役刑を規定した法律が出された。この法律の目的は、特殊は、各種反行爲の場合に、明示された懲罰行動のいわゆる『首魁』には、死刑または他の懲罰を科し、関係していたかもしれない他のすべての者には、同一の罰または それより少し軽い刑を科することを規定していたことである。この法律に基いて、どんな点から見ても、個人の行爲にすぎなかつたのに、捕虜または一般人非附者の集団に対して、しばゝ集団的懲罰が加えられた。この法律は、さらに、『浮浪ヲ監督シ、看守シ又ハ護送スル者』

に、日本政府は特別な機関を一つも創設しなかつたが、しかし、『浮浪ヲ監督シ、看守シ又ハ護送スル者』は死刑に処することを規定した。また、『浮浪ヲ其ノ面前ニ於テ又ハ公然ノ方法ヲ以テ侮辱シタル者』は五年の禁錮または無罰に処することを規定していた。これは、捕虜に関する法律を変更することにつて、日本政府がジュネーブ協約に関するこの約束に違反した例であり、このような例は多数にある。

太平洋戦爭中に、すでに述べた約束に反して、日本の捕虜に関する規則に、逃走した捕虜と日本陸軍の脱走者と同じように適用することができるように修正された。一九四三年三月九日の法律は、次の規定を含んでいた。『党則シテ逃亡シタル者ハ首魁ハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ処シ其ノ幾ノ者ハ死刑又ハ無期又ハ一年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス』捕虜に強制されたところの、逃走しないという宣誓に関する規則とともに、右の規定は、すべての收容所で実施されていた逃走に関する規則をあつた。これらの規則は、国際法に直接違反するものであり、またわれ〳〵がすぐ前に指摘したように、日本が適用すると約束したり、協約に反するものであつた。逃走を企てたり、逃走して再び捕まえられたりしたすべての捕虜に対しては、これらの規則に基いて、ほとんど例外なしに、死刑が科せられた。また、これらの規則によつて、捕虜の逃走を助けた神原も処罰され、しかもしばゝ死刑に処せられた。ある收容所では、捕虜はいくつかの集團にわけられ、もし一人が逃走を企てたり、逃走に成功したりした場合には、その集團に属する子べての者を殺すといった慣行があつた。多くの場合には、形ばかりの裁判さえも省かれた。次の收容所では、逃走を企てたために死刑に処せられたことが立証されている。中國遠征者の牟天（一九四三年七月）、中國の看守（一九四三年七月）、マレーのシンガポール（一九四二年三月）、ビルマのメルダイ（一九四二年）、ボルネオのタラカン（一九四二年及び一九四五年）、ボルネオのボンチアナタク（一九四二年六月）、ボルネオのバンジエルマシン（一九四二年七月）、ボルネオのサマリンダ（一九四五年一月）、スマトラのパレンバン（一九四二年三月）、ジャワのバタビア（一九四二年四月）、ジャワのジャティ・ナンゴール（一九四二年四月）、ジャワのスバンドン（一九四二年四月）、ジャワのスカブミ（一九四二年五月）、ジャワのジョグジャカルタ（一九四二年五月）、ジャワのジマと（一九四二年五月）、ジャワのバタサル（一九四二年九月）、ボルネオのブカサル（一九四二年十一月）、ボルネオのバンガイナ（一九四二年十一月）、ボルネオのバンジエルマシン（一九四五年四月）、ボルネオのバンジエルマシン（一九四二年二月）、ボルネオのカバナタン（一九四二年六月）、日本の本山（一九四二年十一月）、日本の御岡（一九四四年五月）、ウェーキ島（一九四三年十月）、ボルネオのラナウ（一九四五年八月）。

捕虜に対する侮辱

日本民族の優越性をタイアの他の民族に強じさせるために、連合軍の捕虜に対して、暴行、侮辱及び公然の恥辱を加える方針を日本はとつていた。

一九四二年三月四日に、陸軍次官武村は、板垣が司令官でもつた朝鮮軍の視察後から、次のような電報を受取つた。『半島人の某某氏の視察後から、捕虜がガラスのかけらのうえを歩いて円形に廻けさせられた。一九四三年三月九日に、殺人の殺反行爲に対して、死刑または終身刑もしくは十年以上の懲役刑を規定した法律が出された。この法律の目的は、特殊は、各種反行爲の場合に、明示された懲罰行動のいわゆる『首魁』には、死刑または他の懲罰を科し、関係していたかもしれない他のすべての者には、同一の罰または それより少し軽い刑を科することを規定していたことである。この法律に基いて、どんな点から見ても、個人の行爲にすぎなかつたのに、捕虜または一般人非附者の集団に対して、しばゝ集団的懲罰が加えられた。この法律は、さらに、『浮浪ヲ監督シ、看守シ又ハ護送スル者』

れ、放置されていたので、かれらの健康状態は、かれらを見た者に衝撃の涙を流させるようになつていた。板垣の電報は、この日本の捕虜行爲の悪徳に関して、自分が大成功であつたと考えていることを本村に報告するにあたつて、次の捕虜人見物人の宣誓を本村に提出した。『あの力のないひょろ〳〵した種子を見れば、日本軍に復讐するのに無理もない。』日本の捕虜人見物人の次の宣誓も引用した。『半島人が捕虜の一員として、捕虜の監獄をしているのを見たとき、涙を出るほど嬉しかつた。』板垣の報告は、一一般に米英思想思想の一掃と、時局認識の徹底を期するに於て多大の効果を収めたるが如く』という意見を述べて、報告を結んだ。

ビルマのモールメインのような遠く離れたところでも、捕虜を列をつくつて歩かせるというこの慣行が行われた。一九四四年二月に、二十名人の連合軍捕虜を同市の市街を列をつくつて歩かせられた。かれは裏病した状態にあつて歩かせられた。かれは裏病にアラカン戦線で捕まられたという偽りの、ビルマ語の掲示を持たされたのち行進に同行した日本人将校によつて、かれらは嘲笑され、侮辱の的にされた。

刑罰

戦爭法規の実施と、捕虜及び一般人抑留者の管理とについて、太平洋戦爭が起つてから、日本はあらゆる変更を加えたが、それに有用なものにすぎず、戦爭法規の実施を確実にするものではなかつた。戦爭法規の実施について、中日戦爭の進行にあたつて、日本政府が示した態度は、太平洋戦爭が始まつても、実際には変らなかつた。政府内の組織と手続の方法とに、ある変更が加えられはしたが、戦爭法規の実施を確実にするための真の勢力は、少しも伸われなかつた。実際において、逃走の企図に関する規則に示されているように、加えられた変更は、戦爭法規の著大な違反を行うことを命ずるものであつた。中日戦爭の間、捕虜と一般人抑留者の管理のために、日本政府は特別な機関を一つも創設しなかつたが、しかし、『浮浪ヲ監督シ、看守シ又ハ護送スル者』は死刑に処することを規定した。また、『浮浪ヲ其ノ面前ニ於テ又ハ公然ノ方法ヲ以テ侮辱シタル者』は五年の禁錮または無罰に処することを規定していた。これは、捕虜に関する法律を変更することにつて、日本政府がジュネーブ協約に関するこの約束に違反した例であり、このような例は多数にある。

太平洋戦爭中に、すでに述べた約束に反して、日本の捕虜に関する規則に、逃走した捕虜と日本陸軍の脱走者と同じように適用することができるように修正された。一九四三年三月九日の法律は、次の規定を含んでいた。『党則シテ逃亡シタル者ハ首魁ハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ処シ其ノ幾ノ者ハ死刑又ハ無期又ハ一年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス』捕虜に強制されたところの、逃走しないという宣誓に関する規則とともに、右の規定は、すべての收容所で実施されていた逃走に関する規則をあつた。これらの規則は、国際法に直接違反するものであり、またわれ〳〵がすぐ前に指摘したように、日本が適用すると約束したり、協約に反するものであつた。逃走を企てたり、逃走して再び捕まえられたりしたすべての捕虜に対しては、これらの規則に基いて、ほとんど例外なしに、死刑が科せられた。また、これらの規則によつて、捕虜の逃走を助けた神原も処罰され、しかもしばゝ死刑に処せられた。ある收容所では、捕虜はいくつかの集團にわけられ、もし一人が逃走を企てたり、逃走に成功したりした場合には、その集團に属する子べての者を殺すといった慣行があつた。多くの場合には、形ばかりの裁判さえも省かれた。次の收容所では、逃走を企てたために死刑に処せられたことが立証されている。中國遠征者の牟天（一九四三年七月）、中國の看守（一九四三年七月）、マレーのシンガポール（一九四二年三月）、ビルマのメルダイ（一九四二年）、ボルネオのタラカン（一九四二年及び一九四五年）、ボルネオのボンチアナタク（一九四二年六月）、ボルネオのバンジエルマシン（一九四二年七月）、ボルネオのサマリンダ（一九四五年一月）、スマトラのパレンバン（一九四二年三月）、ジャワのバタビア（一九四二年四月）、ジャワのジャティ・ナンゴール（一九四二年四月）、ジャワのスバンドン（一九四二年四月）、ジャワのスカブミ（一九四二年五月）、ジャワのジョグジャカルタ（一九四二年五月）、ジャワのジマと（一九四二年五月）、ジャワのバタサル（一九四二年九月）、ボルネオのブカサル（一九四二年十一月）、ボルネオのバンガイナ（一九四二年十一月）、ボルネオのバンジエルマシン（一九四五年四月）、ボルネオのバンジエルマシン（一九四二年二月）、ボルネオのカバナタン（一九四二年六月）、日本の本山（一九四二年十一月）、日本の御岡（一九四四年五月）、ウェーキ島（一九四三年十月）、ボルネオのラナウ（一九四五年八月）。

捕虜に対する侮辱

日本民族の優越性をタイアの他の民族に強じさせるために、連合軍の捕虜に対して、暴行、侮辱及び公然の恥辱を加える方針を日本はとつていた。

一九四二年三月四日に、陸軍次官武村は、板垣が司令官でもつた朝鮮軍の視察後から、次のような電報を受取つた。『半島人の某某氏の視察後から、捕虜がガラスのかけらのうえを歩いて円形に廻けさせられた。一九四三年三月九日に、殺人の殺反行爲に対して、死刑または終身刑もしくは十年以上の懲役刑を規定した法律が出された。この法律の目的は、特殊は、各種反行爲の場合に、明示された懲罰行動のいわゆる『首魁』には、死刑または他の懲罰を科し、関係していたかもしれない他のすべての者には、同一の罰または それより少し軽い刑を科することを規定していたことである。この法律に基いて、どんな点から見ても、個人の行爲にすぎなかつたのに、捕虜または一般人非附者の集団に対して、しばゝ集団的懲罰が加えられた。この法律は、さらに、『浮浪ヲ監督シ、看守シ又ハ護送スル者』

に、日本政府は特別な機関を一つも創設しなかつたが、しかし、『浮浪ヲ監督シ、看守シ又ハ護送スル者』は死刑に処することを規定した。また、『浮浪ヲ其ノ面前ニ於テ又ハ公然ノ方法ヲ以テ侮辱シタル者』は五年の禁錮または無罰に処することを規定していた。これは、捕虜に関する法律を変更することにつて、日本政府がジュネーブ協約に関するこの約束に違反した例であり、このような例は多数にある。

太平洋戦爭中に、すでに述べた約束に反して、日本の捕虜に関する規則に、逃走した捕虜と日本陸軍の脱走者と同じように適用することができるように修正された。一九四三年三月九日の法律は、次の規定を含んでいた。『党則シテ逃亡シタル者ハ首魁ハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ処シ其ノ幾ノ者ハ死刑又ハ無期又ハ一年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス』捕虜に強制されたところの、逃走しないという宣誓に関する規則とともに、右の規定は、すべての收容所で実施されていた逃走に関する規則をあつた。これらの規則は、国際法に直接違反するものであり、またわれ〳〵がすぐ前に指摘したように、日本が適用すると約束したり、協約に反するものであつた。逃走を企てたり、逃走して再び捕まえられたりしたすべての捕虜に対しては、これらの規則に基いて、ほとんど例外なしに、死刑が科せられた。また、これらの規則によつて、捕虜の逃走を助けた神原も処罰され、しかもしばゝ死刑に処せられた。ある收容所では、捕虜はいくつかの集團にわけられ、もし一人が逃走を企てたり、逃走に成功したりした場合には、その集團に属する子べての者を殺すといった慣行があつた。多くの場合には、形ばかりの裁判さえも省かれた。次の收容所では、逃走を企てたために死刑に処せられたことが立証されている。中國遠征者の牟天（一九四三年七月）、中國の看守（一九四三年七月）、マレーのシンガポール（一九四二年三月）、ビルマのメルダイ（一九四二年）、ボルネオのタラカン（一九四二年及び一九四五年）、ボルネオのボンチアナタク（一九四二年六月）、ボルネオのバンジエルマシン（一九四二年七月）、ボルネオのサマリンダ（一九四五年一月）、スマトラのパレンバン（一九四二年三月）、ジャワのバタビア（一九四二年四月）、ジャワのジャティ・ナンゴール（一九四二年四月）、ジャワのスバンドン（一九四二年四月）、ジャワのスカブミ（一九四二年五月）、ジャワのジョグジャカルタ（一九四二年五月）、ジャワのジマと（一九四二年五月）、ジャワのバタサル（一九四二年九月）、ボルネオのブカサル（一九四二年十一月）、ボルネオのバンガイナ（一九四二年十一月）、ボルネオのバンジエルマシン（一九四五年四月）、ボルネオのバンジエルマシン（一九四二年二月）、ボルネオのカバナタン（一九四二年六月）、日本の本山（一九四二年十一月）、日本の御岡（一九四四年五月）、ウェーキ島（一九四三年十月）、ボルネオのラナウ（一九四五年八月）。

捕虜に対する侮辱

日本民族の優越性をタイアの他の民族に強じさせるために、連合軍の捕虜に対して、暴行、侮辱及び公然の恥辱を加える方針を日本はとつていた。

一九四二年三月四日に、陸軍次官武村は、板垣が司令官でもつた朝鮮軍の視察後から、次のような電報を受取つた。『半島人の某某氏の視察後から、捕虜がガラスのかけらのうえを歩いて円形に廻けさせられた。一九四三年三月九日に、殺人の殺反行爲に対して、死刑または終身刑もしくは十年以上の懲役刑を規定した法律が出された。この法律の目的は、特殊は、各種反行爲の場合に、明示された懲罰行動のいわゆる『首魁』には、死刑または他の懲罰を科し、関係していたかもしれない他のすべての者には、同一の罰または それより少し軽い刑を科することを規定していたことである。この法律に基いて、どんな点から見ても、個人の行爲にすぎなかつたのに、捕虜または一般人非附者の集団に対して、しばゝ集団的懲罰が加えられた。この法律は、さらに、『浮浪ヲ監督シ、看守シ又ハ護送スル者』

の元岩村駐在倉庫に置くことになつているといつた。かれの初めの計画は、釜山の神学校に捕虜を收容することであつたが、その建物は捕虜にはよすぎると木村が反対したので、その計画が廃棄されたからである。計画の主要な点として、板垣は次のことを挙げた。『義舎の目論を達成するために、朝鮮主要都市で、特に民家の心理状態がよくないところで、捕虜を極小な作業に使用すること、收容所の施設を最小限度に切り下げること、捕虜の收容、衣服及び糧食に関しては、捕虜を朝鮮に送る目的に照らして、遺憾のないようにしたければならないこと。

『九四二年四月二日に、台湾軍参謀長に、捕虜を東京生産増強のための労働として使用する計画が実施された。一九四二年五月六日に、陸軍次官に台湾軍参謀長に対して、『白人俘虜は逐次朝鮮、台湾、満州等に收容するという通牒を出した。かれはつけ加えて、『警戒厳重の『朝鮮人及台湾人を以て編成する特殊部隊の志願者を予定』といつた。連合軍捕虜に対して侮辱を加え、公衆の好奇心にさらす計画に、朝鮮人と台湾人を参加させることによつて、恥辱的待遇を受けることになつていた。

一九四二年五月十六日に、陸軍次官木村は、シンガポールに司令部を置いていた南方軍の司令官に対して、シンガポールの白人捕虜の慰問を捕虜に対する侮辱に関して、『白人捕虜は引渡され、朝鮮に送られた』マレーの

めざるを所存とすと。

一九四二年二月十二日に、全閣僚政府に対して、東條は次のように述べた。「帝国政府は、次総選挙で、翼賛議員に対し、一九一九年七月二十七日の伊国講和条約の基礎を規定する国際連盟規約の中に見出すことができる。」

「九四二年一月二十九日に、イギリス連邦諸国にあてて、東郷が日本は捕虜に虐待と食糧を与えるにあたって、捕虜の捕虜的と見做的な取扱いについて国際会議を出したこと。」

この警約の発効によって、日本政府とその他の交戦国政府を拘束する義務を負担する立つた。その合意というのは、一九二九年七月二十七日のジュネーブ捕虜条約の規定を、捕虜に対する一般人抑留者にも同じように適用すること、この條約によって要求されているように、食糧と衣類をかれらに変換する際に、かれらの個人的な民族的習慣を考慮すること、抑留者を強制的に働かせないことであった。この合意は、相互主義の精神において、すなわち、それらの権力がしたことに対応して同じことをするというように、双方によって同等に、右の條約を適用すべきことを意味するものであった。この合意によって定められた右の規則に対する唯一の例外は、『禁用』という制度に基いて、正当化することができるようなものだけであった。日本の例外決定を裝飾するという理由で例外を設けることは、この合意を許さなかった。そのことは、解釈上で明白であり、また次のような東郷の証言によって示されている。「本件に関する米英両政府よりの照会は、東郷上の手紙に答つて、外務省の主管機関たる終戦局より本件に関し決定をなす旨報ある旨として陸軍省に照式送れた。これに対し外務省の受領した回答は、日本はジュネーブ條約を作出するということであり、右は両政府に照次された。」

「禁禁制は右の回答により、日本は同條約を根本したと同じ義務にこれに拘束されるものとなったものの如くであるが、余は日本は未だ約を本例の許す限り適用する意思を有するものであると解した。余はさる条約が解するものであると解した。軍大なる支障なき限り條約を適用する意味であると解した。更に余は（余は余自身の考えであるが）條約の要件が捕虜法に抵触する場合には條約が無効となるものであると解した。」連合国の照会に対する回答に関して、他の省との会議を司会していた條約局長が、右のことをさらに敷衍した。

「この合意ができたときには、東郷内閣の閣僚は、『われ〳〵の解釈したように、連合国に了解させようと考えていたにもかかわらず、この合意を許さなかった。それどころか、この合意は、日本人が満足の手によって補償となるか、抑留されるかした場合に、かれらが必ずよく取扱いを受けるように、する手段として使われた。連合国の照会に対してなすべき回答について、東郷が陸軍次官木村の意見を求めたときに、木村はこれに答えて、日本は伊国條約を遵守すると『強調すべし』と述べたが、この言葉の前に、天皇がこの條約を批准していない事実にかんがみ、これを遵守する意見を声明することは、この法律的な問題に於ても欧米各国と自ら相異なるものであった。

日本の目的は日本臣民の保護であった

伊国捕虜情報局を設置するという英定は、一九四一年十二月十二日に外務省から陸軍省に傳達された。国際赤十字社からの照会によって、促されたものであった。国際赤十字社は日本外務省に電報をうち、その中で、『一九二九年の伊国條約に含まれる規定を、「帝国政府は、この条約の規定を遵守すること」を通告した。一九四二年一月十二日までに、国際赤十字社は、日本と合衆国から、情報提供を行う用意があることを宣明した回答を受取った。

伊国情報局の設置

伊国情報局は、一九四一年十二月二十七日に、勅令によって設置された。この局は次の問題の調査をつかさどった。すなわち、捕虜の衛生、慰問、宣撫解放、交換、逃亡、入獄及び死亡である。さらに、各捕虜の銘々票の作成補修、捕虜に関する通信の検閲、捕虜に関する情報収集の任務も與えられた。この勅令は、右の局に長官一人、参謀官四人を置くことを定めた。この伊国情報局は、陸軍大臣の監督と支配のもとに置かれ、陸軍省軍務局に属する一部局として組織され、時期は英国の監督と支配のもとに置かれ、陸軍省軍務局に属する一部局として組織され、時期は英国の監督と支配のもとにはいった。伊国情報局の職員は、すべて陸軍大臣の推薦によって任命された。東條は上村中将をこの局の初代の長官に任命した。

伊国管理部の設置

一九四二年三月三十一日に、『伊国東長に関する規定』が発せられ、これによって、陸軍大臣としての東條の監督と支配のもとに、陸軍省の軍務局内に、『伊国管理部』と呼ばれるものが設置された。軍事局長としての武藤を通じて、東條はこの支配と監督を行った。この規定は、右の部には、陸軍大臣の推薦に基いて任命される部長一名と、その他の職員を置くと定めた。東條は現代の警長として上村中将を任命し、これによって、伊国情報局と伊国管理部の強管を一人に兼ねさせた。伊国情報局は、本村がいつたように、情報と連絡の機関にすぎないもので、一九一九年の伊国條約の規定を、情報入手の目的で利用するために、つくられた。それは捕虜と一般人抑留者に対する支配や監督の機能をもつていなかつた。これに反して、伊国管理部は、『伊国捕虜ニ於ケル抑留者ノ取扱ニ関スル一切ノ事務ヲ行フ』権限を與えられていた。

軍事局、支配権を保持

武藤のもとに、陸には作戦のもとにあつた陸軍省の軍務局は、太平洋戦争の間、戦時法規の実施のために設けられた組織の支配権を保持していた。伊国情報局も設置する勅令は、『長官ハ其ノ所管事務ニ付陸軍軍ノ関係部隊ニ協議ヲ求ムルコトヲ得』と定めたが、上村中将とその後の長官は、すべての指令とその他の通信を、軍務局長を通じて送らなければならなかった。軍務局長の承認がなければ、かれらはどんな行動をとる権能もなかつた。

東條によれば、捕虜と一般人抑留者に関する一切の命令と指示は、陸軍大臣によって発せられた。また、これらの命令や指示は、軍務局長が参謀本部やその他の関係政府機関と協議した後、軍務局が起草したとされはいつている。

ものであった。一九二九年にジュネーブで調印したジュネーブ條約を日本政府が批准もせず、実施もしなかった理由は、日本の軍人の基本的観念の中に見出すことができる。捕虜収容所に含まれている観念の初めより、すでに、日本の軍年は、「大和の国にこの上なきめでたき国柄」であるとされていた。これに対する武士道的観念の中に見出すことができる。捕虜収容所に含まれている観念の初めより、すでに、日本の軍年は、「大和の国にこの上なきめでたき国柄」であるとされていた。これに対する武士道的観念の中に見出すことができる。

これらの二つの観念を結合した他愛に、降伏した連合国軍人に対する軽蔑の精神を日本の軍人に教えこんだことであった。この精神は、戦争の惨状を無視して、かれらが捕虜を虐待したことに現われている。この精神から、すむを得ず降伏するときまで堅々と勇敢に戦つた軍人と、戦わないで降伏した軍人との間に、かれらは少しも区別をしなかった。どんな状況であろうとも、降伏した敵の軍人はすべて劣者を恥せられ、それを捕えた者の情によるほかは、生きる権利がないと見做されることになつていた。

一九二九年のジュネーブが條約を批准し、実施することは、右の軍部の見解を妨害することになると考えられた。この條約は、一九二九年にジュネーブで日本のため署によって調印されていた。しかし、一九三四年にこの條約の修正が問題になつたときに、日本の陸軍も海軍も批准反対の運動をした。その当時には、すでにかれらは発言の権力をもつていた。批准を拒否する理由の一部として、この條約によって課せられる義務に一方的であること、この條約は日本に新しい負担を課すること、しかも、日本軍人は一人として絶対に敵に降伏する者はないのであるから、日本にこれを批准しても、何ら得るところがないことをかれらは挙げた。

これに関連して、東條が捕虜取扱に関する法令を作成、次のようにたのんだことは、興味がある。「戦争捕虜は伊国に対する国際法上重大なる義務に於ても欧米各国と自ら相異なるものなり。」

日本の目的は日本臣民の保護であった

伊国情報局を設置するという英定は、一九四一年十二月十二日に外務省から陸軍省に傳達された。国際赤十字社からの照会によって、促されたものであった。国際赤十字社は日本外務省に電報をうち、その中で、「帝国政府は、この条約の規定を遵守すること」を通告した。一九四二年一月十二日までに、国際赤十字社は、日本と合衆国から、情報提供を行う用意があることを宣明した回答を受取った。

伊国情報局の設置

伊国情報局は、一九四一年十二月二十七日に、勅令によって設置された。この局は次の問題の調査をつかさどった。すなわち、捕虜の衛生、慰問、宣撫解放、交換、逃亡、入獄及び死亡である。さらに、各捕虜の銘々票の作成補修、捕虜に関する通信の検閲、捕虜に関する情報収集の任務も與えられた。この勅令は、右の局に長官一人、参謀官四人を置くことを定めた。この伊国情報局は、陸軍大臣の監督と支配のもとに置かれ、陸軍省軍務局に属する一部局として組織され、時期は英国の監督と支配のもとにはいった。伊国情報局の職員は、すべて陸軍大臣の推薦によって任命された。東條は上村中将をこの局の初代の長官に任命した。

伊国管理部の設置

一九四二年三月三十一日に、『伊国東長に関する規定』が発せられ、これによって、陸軍大臣としての東條の監督と支配のもとに、陸軍省の軍務局内に、『伊国管理部』と呼ばれるものが設置された。軍事局長としての武藤を通じて、東條はこの支配と監督を行った。この規定は、右の部には、陸軍大臣の推薦に基いて任命される部長一名と、その他の職員を置くと定めた。東條は現代の警長として上村中将を任命し、これによって、伊国情報局と伊国管理部の強管を一人に兼ねさせた。伊国情報局は、本村がいつたように、情報と連絡の機関にすぎないもので、一九一九年の伊国條約の規定を、情報入手の目的で利用するために、つくられた。それは捕虜と一般人抑留者に対する支配や監督の機能をもつていなかつた。これに反して、伊国管理部は、『伊国捕虜ニ於ケル抑留者ノ取扱ニ関スル一切ノ事務ヲ行フ』権限を與えられていた。

軍事局、支配権を保持

武藤のもとに、陸には作戦のもとにあつた陸軍省の軍務局は、太平洋戦争の間、戦時法規の実施のために設けられた組織の支配権を保持していた。伊国情報局も設置する勅令は、『長官ハ其ノ所管事務ニ付陸軍軍ノ関係部隊ニ協議ヲ求ムルコトヲ得』と定めたが、上村中将とその後の長官は、すべての指令とその他の通信を、軍務局長を通じて送らなければならなかった。軍務局長の承認がなければ、かれらはどんな行動をとる権能もなかつた。

東條によれば、捕虜と一般人抑留者に関する一切の命令と指示は、陸軍大臣によって発せられた。また、これらの命令や指示は、軍務局長が参謀本部やその他の関係政府機関と協議した後、軍務局が起草したとされはいつている。

後に回るべく調するように、陸軍省内で、局長会議が二回ごとに開かれ、これには陸軍大臣と陸軍次官が出席した。東條と木村は、この会議には、たいてい出席した。木村は一九四一年四月十日から一九四三年三月十一日まで陸軍次官であった。捕虜と一般人抑留者に関する事項は、この会議で討議され、東條と木村の時々出席していた。命令や規則が立案され、捕虜と一般人抑留者との取扱に関係した一切の政府機関に送られた。

収容所とその管理

捕虜収容所は、一九四一年十二月二十三日に、勅令と陸軍省が出した規則によって承認された。この規則は、捕虜収容所は軍司令官または憲兵司令官が管轄し、陸軍大臣がこれを全般的に統制すると定めた。しかし、また次に述べたように、これらの収容所がすべて軍司令官のもとに置かれていたわけではなかつた。海軍の管轄下の地域では、右に摘出する陸軍と海軍の協定によって、収容所は管理された。

一般人抑留者の収容所は、一九四三年十一月十日に、陸軍省が出した規程によって承認された。この規程は次のように定めた。『陸軍司令官ニ於テ捕虜入又ハ第三国人ヲ拘禁シタルトキハ速ニ軍抑留所ヲ設置スルモノトス。軍抑留所ハ之ヲ設置シタル軍司令官之ヲ管理ス。』

一般人抑留者の管理について定めた一般規程が出されたが、それは捕虜の管理を定めた規程と実質的に異なるものではなかつた。一般人抑留者だけに適用される特殊規程が出されている場合を除いて、捕虜に適用される規程は、すべて一般抑留者にも適用されることになつていた。この規程は、『軍抑留所ハ之ヲ設置シタル軍司令官之ヲ管理ス』ということを定めた。

以下の報告は、太平洋戦争中に、軍隊指揮官として抑留所を管理した、土肥原は日本で

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

東部軍管区司令官として、またシンガポール第七方面軍司令官として、また日本の本部と共謀して第七方面軍司令官として、また日本の本部と共謀して南方軍司令官として、また日本の本部と共謀して第七方面軍司令官として、また日本の本部と共謀して南方軍司令官として、また日本の本部と共謀して南方軍司令官として、また日本の本部と共謀して南方

べき説明を加えることを敢面に拒否するとき、

一九四二年十二月十二日の合衆国からの抗議に対して、一九四四年四月二十四日に、外務大臣東条大将は貴に回答するまでの間に、合衆国によって多数の捕虜を拘禁されたかに報告された。右の回答で、われが抗議したのは、一九四三年五月一十八日の覚書でわれの言及した調査を完了したこと、それについての報告がもうすでにあったこと、われは合衆国が毒ガス使用を禁止していると非難して、抗議を受け入れず、このいわゆる調査によって何もかになった毒ガスを称するものを見ゆと列挙した。合衆国に、一九四五年三月一日に、次のような公電を、この非難に答えた『米国政府は子の見史性を非難する日本国政府の陰謀を承認することを拒了。日本及日本占領地域における米国民に対し日本官憲によって加えられた待遇に関する米国政府の抗議に、日本政府によって動の如く攻撃的方法によって答弾しようとする証拠的証拠に基づくものなり。一九四四年度月二十四日附日本政府の回答に含まれ居る陳述は、米国政府の承知する事実と全く異なること甚しく、日本政府は敢て其の現地出先官憲の提出せる報告により敢て抗議中に於て抗議し居る所に付き、独自の調査をなさずしてもいたずらに抗論せるものなり。故つて、米国政府日本性問答を不満足なものと認め、日本政府が責任を免るるものにあらざることを断言主張すべし。』

イギリスの抗議も、合衆国政府からの抗議と同じように取扱われた。一つの例として、ランダーリ刑務所における捕虜の取扱いに関する抗議に相当がある。一九四二年七月八日に、イギリス政府は外務大臣東郷あての抗議を提出した。その中には、東京で発行されている新聞、ジャパン・タイムス・アンド・アドバタイザーに、公衆衛生局からの見出しとして見ているところで、ランダーリの捕虜を掲載している。イギリス人の捕虜の写真が掲載されたとき、

『述べてあった。この抗議は、一九四二年八月一日に、再び提出された。一九四二年九月十五日に、イギリス政府はさらに、ウンダーリ刑務所における捕虜は木炭分を給食を受けていること、現物所の床の上に貨物なしで寝かされていること、及びわれらの物が没収されたことを抗議した。東条は一九四二年九月一日から一九四二年九月十七日まで外務大臣を兼任し、この職に就いている間は、前述の抗議にかれの注意を喚起する事を受取った。

一九四三年二月九日、東郷にかわって外務大臣になっていた外務大臣は、米軍官憲に於て詳細取調べたる処貴国に述べられたるが如き事例は無之』と回答した。

ビルマとタイにおけるイギリスの捕虜の取扱いに関するイギリス政府の抗議も、同様に取扱われた。イギリス政府は、東条に提出した一九四四年七月四日附の覚書で、日本官憲の抑留した証言によって、約二万のイギリスの捕虜がモールメイン刑務所に移送されたことが判明したと述べた。その覚書は、捕虜が受けている不良な取扱の事柄に対しても抗議した。重光は、一九四四年七月四日に、ビルマに在つたイギリス及び連合国作戦の大を教は、タイ及びマレー作戦教育所所属のものであつて、ビルマに臨時に移動させられていたものであると答えたビルマに送りヤムさ移動している捕虜の健康に関するイギリス政府からの抗議に対して、重光は、九四四年十月三日に回答したが、その回答で、『帝国政府は捕虜の保護者に関し法なる注意を施の取り扱方法に対する詳細報告書の提出を捕虜診断を行う抑留者の早期送還を為すべき捕虜を選び居れり。』とされは述べた。それについて、赤軍欧洲における捕虜に与えられていたとかれが主張するところの不満について、詳細に述べた。かれの述べた事実に対する抗議であった。というのは、捕虜に対する待遇をなかなかしたし、捕虜、コレラ、マラリア、その他の熱帯病で、何千人となく死んでいたからである。一九四四年九月十二日に捕虜丸が南支那海で撃沈されて沈んだときに、証拠が判明した。千三百人の捕虜が撃沈をつけてない日本の捕虜輸送船に乗っていた。日本側は、日本人の生存者は救い上げたけれども、捕虜はその運命のままに放置した。約百人のオーストラリアと英合王国の生存者が後に救助され、オーストラリアとイギリスに送れて行かれた。これらの捕虜からわかったことであるが、シンガポールとジャワにいた捕虜で使える者は、ことごとく、一九四二年の初頭に、泰緬鉄道工事に働くために、ビルマとタイに移送されたのであった。かれらの移送された際の状況と、また鉄道建設工事中の惨状について、われ／＼はすでに数通した。イギリスの抗議をさらに繰返した。一九四四年十二月四日附のイギリス政府からの覚書によって、数助されたこれらの捕虜からの判明した事実について、重光は知らされた。重光にかおつて外務大臣となった東郷は、遂に回答をしたいわけにはいかなくなつて、一九四五年五月十五日に、これらの抗議に対する時期遅れの回答をした。『清化陸軍の組織基礎に基づく日本軍隊中、機関の主力を集中して努力せるも之を充分に効正し得ざりし状態であったことは遺憾であるとかれは述べた。ビルマで日本の軍隊が残虐行為を行つたことをかれは否定し、すでにわれ／＼が述べたように、イギリスの捕虜をモールメイン列をつくつて歩かせたことに対する抗議については、かかる事実の『発生したることなし』という日本のきまり文句の回答をした。

これらの公式の抗議は無回答の抑圧に加えて、ラジオを通じてなされた多数の抗議や警告、日本外務省によって黙殺的に取扱された。音者に無視されてしまかわらず、さつたく顧みられなかった。バターンの行進の写真と結合を通べた合衆国政府の報告書、一九四四年一月二十四日に、イギリス政公使会の抗議を通じて抗議され、日本の外務省で記録された。一九四四年一月二十九日に、カリフォルニア州サンフランシスコの KWID 放送局に、自称俗称国官スライ・ソ・アーリー氏の、日本側は合衆国とフィリピンの捕虜に対して、食糧や物品を合衆国政府が送ることを、どうしても許可しないという発表を放送した。アーリーは、『日本の手中にあるわれ／＼の捕虜には、もはや教世品が送れる見込がなくなった。よって機会に調査され、また厳重のある事実に関して、報告を発表するときが来たらと述べた。この放送は、日本の外務省で記録された。KWID 局は、また一九四四年一月二十九日に、合衆国務長官コーデル・ハルとイギリス外務大臣アンソニー・イーデンの声明を放送した。ハル氏は、日本の手中にある捕虜の取扱いに言及し、『残酷非道の行為に関する報告によれば、アメリカ人及びフィリピン人に対して、かようなる思いも及ばざる残虐行為を加えたことのあるとの行為を敢為するために、但にあらゆるあらゆる邪悪の代表的なる事を集め、その国家の責任にさらにあらゆる責めなさいと行為をつけ加えることが必要であろう』と述べた。このような悲しい言葉は、本裁判所に提出された証拠によって充分に正当化されている。イーデン氏は下院において、イギリスの抗議に対し日本側から得た結果は不満足である。日本人は非常に残酷なるのみならず、あらゆる人間らしい、慈善しくない、文明人の行為に違反していると述べた。この演説で、日本軍の犯した残虐行為の記録は、現実認められるものではないと、かれは日本政府に警告した。ハル氏は、合衆国政府は、捕虜に対する日本側の抗議に関して、集められる限りの事実に基づいて、日本当局の責任者の者分を抗議を求めるつもりであるといって、その声明を結んだ。マックアーサー大将の報告書は、次平洋地域の大部分とともに、フィリピン群島をも含む占領地に於ける刑罰代表を認めざる絶前なる如く、前記地方に於ける捕虜の訪問は孝慮する能はざるも、支那占領地に於ては、関係当局は上海に限り見る許可することを考慮し得る旨御回答申上候。『合衆国とイギリスの政府は直ちに抗議し、あらためてその要請を出した。スイス公使と重慶の提任になった外務大臣谷との間の往復文書には、占領地域と日本の海外領地とに抑留されている捕虜と抑留者の訪問が担当する、この方針が続けられていたことを反映している。しかし、スイス公使に依然として強硬に許可を求めた。すでに外務大臣になっていた重光は、一九四三年四月二十二日に、スイス公使に口上書を送り、その中で次のように述べた。『外務大臣が一九四二年七月三十日附をもつてスイス公使宛て申進し設きたる通告書類政府は占領地に於ける俘虜及抑留者収容所の訪問は考慮し難し』。スイス公使は外務大臣東郷から、利益保護国の代表者は上海の収容所を訪問することを許されるという通告を受けていたが、東郷がスイス公使に対して述べたいわゆる『関係当局』が訪問許可を與えることを拒否し、また東京の東総内閣から許可が来なかつたので、訪問は行われなかつた。スイス公使の一九四三年五月十二日附の書簡に許可を求めた。重光はこのことを承知していた。捕虜と一般人抑留者を訪問する許可を得るための、スイス政府のこれらの執拗な、反復的な要請に應じて、日本内地で、少数の選ばれた収容所が訪問のために開放された上で、訪問を許可された。スイス公使は、一九四三年六月二日に、日本における収容所と占領地の収容所との訪問の許可を重光に懇請し、かつ日本ですでに訪問された収容所の二回目の訪問がいつできるかと尋ねた。外務大臣東光は、一九四三年七月二十三日に回答し、次のように述べた『占領地域に存在する俘虜収容所の訪問に付ては、許可し得べき時機到来せば、之を通報可致候。又日本本土に存在する俘虜収容所にして未だ訪問せられざる分は、時機を見て適次許可せらるべく候。而して既に訪問せられたる分の再度の訪問を同様的に手心が許可することは許容し難きも、更に之が訪問を希望せらるる場合は其都度の別用を仮つて善処致す用意がある。』しかし、これらの提出には、考慮が加われなかった。そして、一九四四年二月十二日に、スイス公使は東光に、一九四三年八月から一九四四年二月までの間に申し入れた収容所訪問に関する要請に対して、回答がないことを抗議した。この抗議は、一九四四年二月三十日の重光あての書簡で撤回された。その中で、スイス公使は次のように述べた『本使が日本における外国利益代表としての本来の活動に誤見していないことは、貴大臣も御承知の通りである。努力に相應した結果を得ていないのである。本使はこれを、本使の落胆によって本使の本国政府が提出した要請との妥協の示すところによって、且休的に知ることができる。本使は強し得り俘虜収容所を訪問したいという本使の要請だけについて申し度べたい。二ヵ年以上にわたる本使の要請を前回すると、本使は一九四二年二月一日から一九四四年三月十五日までに交電で百三十四回の申入れを行つたことがわかるのである。これらの百三十四通の電報は、外務省から正に二十四通の回答を得た。これらの回答の大部分は、否定的であるか、また日鮮係当局の決定を本使に送付するものであつた。本使が九月の間に受取つた回答は三通である。』やつと一九四四年十一月十三日になって、占領地における捕虜と一般人抑留者を訪問する許可を與えられる時機が来たということを、かれは重光の下にある外務省から通告された。それでも、その訪問は、マニラ、昭南及びバンコクに限られていた。一九四四年十一月十七日に、東京のスイス公使にあてた覚書の中で、重光は同公使に対して、占領地域における公の抑留制を通じて抗議され、日本の外務省で記録された。一九四四年一月二十九日に、ウンダーリ刑務所における捕虜の状況に関する抗議に対して、重光は、『日本の手中にあるわれ／＼の捕虜には、もはや教世品が送れる見込がなくなった。よって機会に調査され、また厳重のある事実に関して、報告を発表するときが来たらと述べた。この放送は、日本の外務省で記録された。KWID 局は、また一九四四年一月二十九日に、合衆国務長官コーデル・ハルとイギリス外務大臣アンソニー・イーデンの声明を放送した。ハル氏は、日本の手中にある捕虜の取扱いに言及し、『残酷非道の行為に関する報告によれば、アメリカ人及びフィリピン人に対して、かようなる思いも及ばざる残虐行為を加えたことのあるとの行為を敢為するために、但にあらゆるあらゆる邪悪の代表的なる事を集め、その国家の責任にさらにあらゆる責めなさいと行為をつけ加えることが必要であろう』と述べた。このような悲しい言葉は、本裁判所に提出された証拠によって充分に正当化されている。イーデン氏は下院において、イギリスの抗議に対し日本側から得た結果は不満足である。日本人は非常に残酷なるのみならず、あらゆる人間らしい、慈善しくない、文明人の行為に違反していると述べた。この演説で、日本軍の犯した残虐行為の記録は、現実認められるものではないと、かれは日本政府に警告した。ハル氏は、合衆国政府は、捕虜に対する日本側の抗議に関して、集められる限りの事実に基づいて、日本当局の責任者の者分を抗議を求めるつもりであるといって、その声明を結んだ。マックアーサー大将の報告書は、次平洋地域の大部分とともに、フィリピン群島をも含む

捕虜と一般人抑留者に対する待遇の黙認と回答

日本政府は捕虜と一般人抑留者の待遇に関して、部のある者を処罰したり、処罰を怠つたり、または違反に対してとることによって、捕虜と抑留者の待遇を黙認した。日本政府はまた次のようにして、捕虜と一般人抑留者の待遇と投害を続い隠そうとした。すなわち、利益保護国の代表者を訪問することを禁じたこと、このような訪問で許された者に抑留を加えたこと、捕虜と抑留した一般人の完全な名簿を国際赤十字に送ることを拒否したこと、捕虜と一般人抑留者に関する報告を抑圧したこと、及びに日本の降伏の際に、罪があることを示す一切の文書の焼却を命令したことである。

次に述べるのは、捕虜待遇に関して特せられた不充分な刑の宣告の実例である。ひも打ちに対して科した刑は、『捕虜、数日間の懲役、または拘留刑の任務の加重であつた捕虜』『捕虜に私的制裁を加えた罪のあつた』『捕虜に私的制裁を加えた罪のあつた』『捕虜に対する暴行』『捕虜を殴打した』『捕虜を殴打した』『捕虜を殴打した

る補講教育所の訪問は、相互的條件で、軍事行動を妨げない限り許される旨答えた。スイス公使は、一九四五年一月十三日附の書簡で、これらの訪問はいつ始めてよいかと質えたが、これに対して、一九四五年四月七日になって初めて回答した。この回答で、日本は戦争が終わらないうちに、捕虜の帰還を行うと約束した。戦争の全期間を通じて、何かとり突き出して、訪問は決して自由に許されなかった。

捕虜収容所の代表者が収容所を訪問することを許された少数の場合には、収容所は訪問のために用意され、また訪問は厳重に監督された。太平洋戦争の初期に、東京内閣によって出された通牒は、次のことを規定していた。すなわち、捕虜との面会が許可された場合には、所定の時間及び期間と会談内容の範囲とに制限を加えること、面会中は監視員が立会うことであった。これらの規則は、相互的原則の根拠とされたけれども、これらの規則は、実施された。一九四三年四月二十一日附のスイス公使あての覚書で、東京は、同盟国代表と伊藤との面会に万一監視者を立会はしめざることは絶対に許容しない、と言った。スイス公使はこれに抗議して、翌年の一九四三年六月二十四日に回答して、次のようにいった。『本邦当局は細部第十三条は、無論の面会に際しては監視員を立会わせるものとする旨規定しており、同様による我方の措置取扱はこれを変更することができないことを取りあへず通告する。』一九四三年の春に、日本の本山の捕虜収容所が訪問をうけた後、捕虜に課せられていた労働作業について、あえて苦情を鳴らしたこの収容所の先任捕虜は禁閉された。日本人監視員の前で、かれは五時間もひざまずかされた。この収容所が再び訪問を受けた際には、この先任捕虜は監禁され、代表者がかれとの面会を要求したにもかかわらず、この代表者と話すことを許されなかった。

捕虜収容所の訪問は、相互的条件で、軍事行動を妨げない限り許されると答えた。スイス公使は、一九四五年一月十三日附の書簡で、これらの訪問はいつ始めてよいかと質えたが、これに対して、一九四五年四月七日になって初めて回答した。この回答で、日本は戦争が終わらないうちに、捕虜の帰還を行うと約束した。戦争の全期間を通じて、何かとり突き出して、訪問は決して自由に許されなかった。

捕虜収容所の代表者が収容所を訪問することを許された少数の場合には、収容所は訪問のために用意され、また訪問は厳重に監督された。太平洋戦争の初期に、東京内閣によって出された通牒は、次のことを規定していた。すなわち、捕虜との面会が許可された場合には、所定の時間及び期間と会談内容の範囲とに制限を加えること、面会中は監視員が立会うことであった。これらの規則は、相互的原則の根拠とされたけれども、これらの規則は、実施された

の安全を確保するからである。このような共同謀議からおそらく生ずる結果、さらにその犯行から必ず生ずる結果は、放知れぬ人間の上に、死と苦闘とを課いかかるということである。

本裁判所は、訴因第一に附属した項目に明記されているところの、條約、協定及び誓約に違反した侵略戦争を遂行する共同謀議が存在したかどうかを考慮する必要を認めない。侵略戦争を遂行する共同謀議は、すでに最高度に犯罪的なものであった。

本裁判所は、すでに述べた目的に関する訴因を検討した上で、訴因第一に主張されている侵略戦争を遂行する犯罪的共同謀議が存在したことは立証されているものと認定する。

全被告またはそのうちのだれかがこの共同謀議に参加したかどうかという問題は、各個人の身を振ろうときに考慮することになる。

この共同謀議は、多年の期間にわたって存在し、また遂行されたものである。これらの共同謀議者は、すべてが最初に参加したわけではなく、また参加した者の一部は、それが終らないうちに、その遂行についての活動をすでにゆめていた。その時期にしても、この犯罪的共同謀議に参加した者、またはどの時期としても、遅であることを知りながら、その遂行に加担した者は、すべて訴因第一に含まれた犯罪事実について有罪である。

訴因第一について、われ／＼が認定したところにかんがみて、訴因第二と第三、または第四を検討う必要はない。訴因第二と第三は、われ／＼が訴因第一についてと証されていると認定した共同謀議よりも、いっそう限られた目的をもった共同謀議の立案または遂行を論議するものであり、訴因第四は、訴因第一における共同謀議と同じものを、いっそう詳細に詳述するものだからである。

訴因第五は、訴因第一で詳述された共同謀議よりも、いっそう広範囲の、さらにいっそう際大な目的をもった共同謀議を訴追している。われ／＼の意見としては、共同謀議者のうちのある者は、これらの偉大な目的の達成を明らかに希望していたけれども、訴因第五に訴追された共同謀議が立証されているという認定を正当化するには、証拠が不充分である。

この判決の前の部分で、述べた理由によって、われ／＼は訴因第六ないし第二十六と、第三十七ないし第五十三とについては、なんの宣告も下す必要がないと考える。従って、残るのは訴因第二十七ないし第三十六、第五十四及び第五十五だけである。これらの訴因について、われ／＼はここで認定を与えることにする。

訴因第二十七ないし第三十六は、これらの訴因に挙げられた諸国に対して、侵略戦争並びに国際法、條約、協定及び誓約に違反する戦争を遂行したという罪を訴追している。さきほど述べた事実論において、フィリピン諸（訴因第三十四）を除いて、それらの国のすべてに対して、侵略戦争がけわれたものとわれ／＼は認定した。フィリピンについては、われ／＼がこれを認めてきたように、この国は戦争中完全な主権国ではなかったし、国際関係に関する限り、アメリカ合衆国の一部であった。さらに、侵略戦争がフィリピンで行われたことは疑う余地がないとわれ／＼は述べたが、理論的正確を期するために、フィリピンにおける侵略戦争の一部であるとわれ／＼は考えることにする。

訴因第二十八は、訴因第二十七

戦によって、これらの目的を達成することができるように、日本の軍備の大拡張を要求する機運を熱烈に支持したりすることによって、かれは共同謀議の成功に貢献した。

かれに共同謀議の樹立について貢献者でもあり、その強行に大いに貢献した。

訴因第二十七については、かれは最初に武力による満州の占領を画策した後、満州占領の口実となるように、柳条湖事件を計画するについて、ある程度の役割を演じた。このように、本件に対する戦争は侵略戦争であることを充分に知っており、またこの戦争をもたらそうと共同謀議した者の一人であったから、その成功するために、かれは自分の力でできる限りのことを行った。しばらくの間、かれは実際に関東軍の指揮官であった。それによって、訴因第二十七で訴追されている中国に対する侵略戦争をかれは遂行した。

訴因第二十九、第三十一、第三十二、第五十四または第五十五で訴追されている犯罪のどれにも、被告人は宣誓に結びつける証拠はない。本裁判所は、これらの訴因については、かれを無罪と判定する。

東条英機

訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十五、第三十六、第五十四及び第五十五について有罪と判定する。

訴因第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十五、第三十六、第五十四及び第五十五で訴追されている犯罪のどれにも、被告人は宣誓に結びつける証拠はない。

一九三九年八月、阿部内閣が成立したときに、東は陸軍大臣に就任し、一九四〇年七月に、東は内閣が瓦解するときまで、引続いてその職にあった。閣僚の地位にあったのは一年足らずであったが、侵略的戦争計画の立案と実行に実質的な役割をした。かれは陸軍大臣として、政府の政策に相当な影響を及ぼした。中国における戦争は、動いも新たにして強行され、汪精衛政府が南京に樹立され、傀儡をあたえられ、オランダ領東インドに関する部項について、オランダとの交渉が行われた。

翌は、東アジアと南方諸地域を日本が支配することに義務づけた。この目的を達成するために、たとえば、政党を廃止し、これに代えて、大政翼賛会を設けることに賛成し、また他の高級の軍当局者と協力し、これらを協議した上で、米内内閣の瓦解を急に早め、それによって、ドイツとの完全な同盟と、日本において事実上の全体主義国家を確立することとのために道を開いた。

その後、一九四一年三月から、中国における総司令官として、一九四四年十一月まで、同国で引続き戦争を遂行した。

かれは、日本陸軍部内における現役軍人の最高地位の一つであった教育総監として、東郷と西春談話に対して、引続き戦争を遂行した。

ハサン湖の敵対行為が起ったときには、翌は満州にいた。ノモンハン事件のときには、翌は関東軍司令官であり、この事件が若干の期間と少し前に、陸軍大臣になった。本裁判所は、このいずれの戦争の遂行にも、翌は参加しなかったという意見である。

戦争犯罪

一九三八年に、また一九四一年から一九四四年まで、翌は中国における陸軍を指揮していたときに、かれの指揮下の軍隊によって、残虐行為が大規模に、しかも長期間にわたって行われた。翌は、これらのことを知っていながら、その発生を防止するために、なんらの措置もとらなかった。それとも、無関心であって、捕虜と一般人を人道的に取扱う命令が守られているかどうかを知るために、なんらの方法も講じなかったかである。どちらの場合にしても、訴因第五十五で訴追されているように、かれは自己の義務に怠慢であったのである。

本裁判所は、訴因第二十七、第二十九、第三十一、第三十二及び第五十五について、翌は有罪と判定する。訴因第三十五、第三十六及び第五十四については、かれは無罪である。

平沼騏一郎

平沼は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十三、第三十五、第三十六、第五十四及び第五十五で起訴されている。かれが共同謀議の一員となったのは、その当初においてであったとしても、その後、一九三九年から、一九三九年に近衛内閣の枢密院議長になるまで、枢密院議長であった。その後、第二次と第三次の近衛内閣で、相ついで無任所大臣と内務大臣をつとめた。

枢密顧問官であった間、軍閥の侵略的計画を実施することに関係して、枢院に権力を与えた種々の方策をかれは支持した。近衛首相大臣として、また大臣として、かれはこれらの計画を引続いて支持した。

一九四一年十月十七日から一九四五年四月十九日まで、東条は東条の一人であった。西洋諸国と平和が維持されるかという問題について、天皇に進言するために、一九四一年十一月二十九日に開かれた重臣会議で、東条は、戦争は避けられないという意見を強調し、長期戦の可能性に対して、世論を強化することが論告した。

一九四五年四月五日に開かれた重臣会議で、東条は、講和のためのどのような申入をすることにも強く反対し、日本は最後まで戦わなければならないと主張した。

起訴状に挙げられた全期間において、平沼は、必要とあれば、武力によっても日本が東アジアを南方を支配するという政策の支持者であったばかりではなく、共同謀議の指導者の一人であり、その政策を推進することについて、積極的な参加者であった。この政策を実行することについて、かれは中国、アメリカ合衆国、イギリス連邦諸国、オランダ、及び一九三九年にはソビエト連邦に対して戦争を遂行した。

本裁判所は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二及び第三十六について、被告平沼を有罪と判定する。

訴因第三十三、第三十五、第五十四及び第五十五で起訴されている。

廣田は、一九三三年から、一九三六年二月に総理大臣になるまで、外務大臣であった。一九三七年二月に、かれの内閣が倒れてから四ヵ月の間、公職に就いていなかった。一九三八年五月まで、第一次近衛内閣において、再び外務大臣であった。それ以後は、かれと公務との関係は、とぎれ〳〵で、枢密院会議に出席し、総理大臣の任命とその施政方針に関する問題について諮詢することに限られていた。

一九三三年から一九三八年まで、廣田がこれらの無一般務に就いていたときに、満州で日本が獲得したものは、その基礎を固められ、日本のために利用されつつあった。また、華北の政治経済生活は、中央の政治経済と日本が支配する傀儡として、華北を中国の他の地域から分離するために、「特殊」とされつつあった。一九三六年に、かれの内閣は、東アジアと南方地域における廣田の侵略的な政策を採用した。廣田の侵略的なこの政策は、ついには一九四一年の日本と西洋諸国との間の戦争をもたらすことになった。やがて一九三六年に、ソビエト連邦に関する日本の侵略的政策が確認され、促進されて、その結果が防共協定となった。

中国における戦争が再び始められた一九三七年七月七日から、廣田の在任期間を通して、中国における軍事作戦は、内閣の全面的支持

を受けた。一九三八年の初めにも、中国に対する敵の政策が明らかにされ、中国を征服して、中国国民政府を絶滅し、その代りに、日本に支配する政府を樹立するために、あらゆる努力が払われた。

一九三八年の初めに、人的資源、産業資源、資金的資源及び天然資源を動員する計画と法令が可決された。この計画は、憲法ではほとんど変更されないで、その後の数年間を通じて、中国戦争を継続し、きらにいっそうの侵略戦争を遂行する準備の基礎となった。廣田はこれらの計画と法令をすべて充分に知っており、そしてこれを支持した。

廣田は、非常に有能な人物であり、また強力な指導者であったらしく、このように、在任期間を通じて、軍部とによって採用され、実行された侵略的計画について、ある時には主唱者であり、主たる時には支持者であった。

弁護側は、被告弁論において、廣田のために、かれが平和と、戦争回避の平和的すなわち外交的交渉とを絶対主張したことを裁判所が考慮するように要望した。廣田は外交官としての訓練に忠実であって、戦争を主す外交難関を通じて解決するようにつとめることを絶対主張したことは事実である。しかし、そうするにあたって、日本の政策遂行の機構において、すでに採られたか、用いられるか、採用されるところの、利用すれば利用のどれをも、戦争によることを絶対に許さなかったこと、もし外交交渉で日本の要求が満たされるに至らないときは、武力を行使することに賛成を表明していたことは、十分に明らかである。従って、本裁判所は、この点について申立てられた弁護を、これを考慮することはできない。

従って、本裁判所は、少くとも、一九三三年から、廣田は侵略戦争を強行する共通の計画または共同謀議に参加したと認定する。外務大臣として、かれは中国に対する戦争の強行にも参加した。

訴因第二十九、第三十一及び第三十二について、重臣の一人として一九四一年における廣田の態度と発言は、かれが西洋諸国に対する敵対行為の開始に反対していたことを、よく示唆している。かれは一九三八年以後は公職に就かず、これらの訴因で述べられている戦争の指導については、どのような役割も演じなかった。提出された証拠は、これらの訴因について、かれの有罪を立証しないと本裁判所は認定する。

訴因第三十三と第三十五については、ハサン湖における、または一九四五年の降伏における軍事行動に、廣田が参加し、またはこれを支持したという証拠はない。

戦争犯罪については、訴因第五十四に主張されているような犯罪の遂行を、廣田が命令し、授権し、または許可したという証拠はない。

訴因第五十五については、かれをそのような犯罪に結びつける唯一の証拠は、一九三七年十二月と一九三八年一月及び二月の南京における残虐行為に関するものである。かれは外務大臣として、日本軍の無辜人殺戮直後に、これらの残虐行為に関する報告を受け取った。弁護側の証拠によれば、これらの報告は信用され、この問題は陸軍省に照会されたということである。陸軍省から、残虐行為を中止させるという保証が受取られた。この保証が與えられた後も、残虐行為の報告は、少くとも一カ月の間、引続いてはいってきた。本裁判所の意見では、残虐行為をやめさせるために、直ちに措置を講ずることを閣議で主張せず、また国中に強盗を絶滅することができなかったような措置もとらなかったということで、廣田は自己の義務に怠慢であった。何者という殺人、婦人に対するまた、その他の残虐行為が、毎日行われていたのに、者の証拠で実行されていなかったことを知っていた。しかも、かれはその犯罪にただよるだけで満足していた。かれの不作為は、犯罪的な過失に達するものであった。

本裁判所は、訴因第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十五、第三十六、第五十四及び第五十五について、被告廣田を有罪と判定する。

星野直樹

星野は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十三、第三十五、第五十四及び第五十五で訴追されている。

被告星野は、一九三二年に満州へ行くまで、日本の大蔵省に勤務していた。かれは満州国財政部と満州国総務庁の高級官吏になるために、日本の政府によって満州へ派遣された。一九三六年までに、かれは満州国財政部次長と満州国興農合作社総務部長になっていた。これらの地位において、かれは満州国の経済に及ぼす勢力を及ぼすことができたし、満州国の資源の発展を日本が支配するように、この勢力を実際に用いた。かれは、満州国の事実上の支配者であった関東軍司令官と、緊密に協力して活動した。名目上はともあれ、実際には、かれは、満州国の資源を日本の軍事上の目的に役立たせることを目標とする経済政策をとっていた関東軍の職員であった。

名目上は満州国政府の官吏であり、八年間そうであったが、一九四〇年に無任所大臣と企画院総裁になるために、日本へ呼びもどされた。この地位において、当時中国において侵略戦争の拡大と、東アジアに覇地をもつ他の諸国を目標として当時企てられていた侵略戦争とに対して、日本の用意を整えるために、資時とられていた特別な措置について、かれは指導者であった。

かれが内閣を去った一九四一年四月から、戦争準備に関連するかれの公けの任務は減ったが、全然なくなったわけではなかった。

被告東條が一九四一年十月に総理大臣として就任すると、星野は内閣書記官長になり、そのときから、このときから、かれは、一九四一年十二月に日本が攻撃した諸国に対して、すでに決定され、今や開始した侵略戦争の遂行のために、日本の政策を調整することになっていた侵略戦争のためのすべての準備に、密接な関係をもった。

一九三三年から一九四一年までの全期間を通じて、かれは起訴状の訴因第一に挙げられている共同謀議で活動した一員であり、従って、この訴因について、有罪と判定される。かれは侵略戦争遂行の共同謀議をしたばかりでなく、かれの次々に占めた公的地位において、訴因第二十七、第二十九、第三十一及び第三十二に挙げられている侵略戦争の遂行に直接参加した。これらの訴因各部について、かれは有罪と判定される。

かれは、訴因第三十三と第三十五で訴追されている戦争に参加したということは立証されていないので、これらについては、無罪と判定される。

かれは訴因第五十四と第五十五で訴追されている犯罪に結びつける証拠はないので、これらについても、かれは無罪と判定される。

板垣征四郎

被告は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十三、第三十五、第三十六、第五十四及び第五十五で訴追されている。

一九三一年になると、満州事変の発端の謀略にいた板垣は、日本が武力によって満州を占領するということ、その当時は直接の目的としていた共同謀議に参加していた。かれはこの目的を支持する活動を行い、軍事行動の目的として、いわゆる満州事変を引き起すことに協力し、この軍事行動を直ちに実行しようとするいくつかの企てを鎮圧し、この軍事行動を承認し、指導した。

次に、傀儡の満州独立運動を助長し、その結果として傀儡満州国が樹立されるに至った。

被告に対して、かれは主要な役割を演じた。

かれは一九三四年十二月に関東軍参謀副長

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

となり、それから後は、内閣書記官長兼北支派遣軍顧問を兼ねることに活躍した。かれは、ソビエット連邦の領土に対する脅威となるように、日本の軍事占領が外蒙古にまで拡大したいと思つていた。かれは、日本の華北侵略の口実とするために、冀東政権という傀儡をつくり出した者の一人であつた。

一九三七年七月に、盧溝橋の機関銃鳴つたときに、かれは日本から中国に渡航され、蒋介石との会談に参加した。かれは中国で侵略戦争が始まることに賛成した。

一九三八年五月に、かれは近衛内閣の陸軍大臣となつた。かれのもとで、中国に対する侵略は激しくなり、拡大した。中国の難民救援を行なわず、その代りに、傀儡政権が組織されようとしつゝあることを決定した重要な閣議にかれは参加した。ついで、汪精衛の傀儡政権の樹立をもたらした陰謀工作について、かれは大いに責任があつた。日本のために、中国の古都北京を陥落させ、日本の軍隊を駐屯させ、中国に対する戦争の強行と日本の軍隊拡張とについて責任があつた。閣内では、かれは有田、ドイツ、イタリア間の無期限軍事同盟の強力な主唱者であつた。

陸軍大臣として、かれは、ハサン湖におけるソビエット連邦に対する武力の行使について、閣議によつて反対の回答を得ようとした。その後、至聖会議で、かれはこのような武力行使の承認を得た。ノモンハンにおける戦闘中も、かれはまだ陸軍大臣であつた。

かれは、東アジアと南方における日本のいわゆる新秩序の声明の強力な支持者であつた。新秩序を建設しようとする者は、これらの地域のそれぞれの領土を占領しようとするソビエット連邦、ユナイテッド王国及びイギリスとの戦争を引き起す結果となる に違いないということを、かれは認識していた。

一九三九年九月から一九四一年七月まで、文部大臣兼陸軍の参謀長として、かれは中国に対する戦争を遂行した。

一九四一年七月から一九四五年四月まで、かれは朝鮮軍の司令官であつた。

一九四五年四月から降伏の日まで、かれはシンガポールに司令部のあつた第七方面軍を指揮した。かれの指揮する軍隊は、ジャワ、スマトラ、マレー、フツダマツ及びニコバル諸島、ボルネオを防衛した。

かれは、中国、アメリカ合衆国、イギリス連邦、オランダ及びソビエット連邦に対して侵略戦争を遂行する共同謀議を行い、これらの戦争が侵略戦争であることを知りながら、その遂行に積極的で重要な役割を演じた。

本裁判所は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十五及び第三十六について、被告が有罪と判定する。訴因第三十三については、かれは無罪である。

戦争犯罪

一九四五年四月から降伏まで、被告が指揮していた地域は、ジャワ、スマトラ、マレー、アツダマツ及びニコバル諸島、ボルネオを包含していた。右の期間中、同千という捕虜と抑留者がこれらの地域の収容所に収容されていた。

かれが提出した証言によれば、これらの収容所は、ジャガボールにあるものを除いて、かれの直接の指揮下にあつたが、かれはこれらの収容所に食糧、医薬品及び医療設備を供給する責任をもつていた。

この期間中、これらの収容所における状態は、言葉でいえないほど悪かつた。食糧、医薬品及び医療設備の供給は、ほとんどまたは全く不充分であつた。栄養不足による病気がはびこり、その結果として、毎日多くの者が死亡した。降伏の日まで生き残つた者は、衰えた状態にあつた。降伏後に、収容所が視察されたときは驚嘆に見られなかつた。

捕虜と抑留者とのこの疲弊状態に対する責任は、日本の軍隊に対する強力な指揮の下にあつた被告にある。

被告は、ジャガボールにあつた収容所の管理を直接に責任をもつていた。被告は、これらの収容所の状態について、これらの地域への補給物資の欠乏のために困難になつたこと、手もとにあつた補給物資で、かれはできるだけのことをしたということである。しかし、降伏後には、食糧と医薬品の補給は、被告の軍隊によつてジンガポール、ボルネオ、ジャワ及びスマトラの収容所の使用に当てることができた。被告のための証拠及び弁論として申立てられた説明では、日本側は長期戦を予想し、補給品を使わないで保存していたというのである。このことは、被告が捕虜と抑留者をほとんど非人道的に取扱つたのは、当時の一般的な事情からすれば、正当な理由があつたと主張するに等しい。本裁判所は、説得なく、この弁護を却下する。被告は、何千という捕虜と抑留者への補給について責任をもつたのであるから、その補給が絶対維持できないとわかつたならば、戦争法規に基づかれの義務としては、手もとにある補給品を分配し、その間に、上官に対して、絶対補給と抑留者を扶養するために、必要とされれば、連合国に通報して、手配をしなければならないと通告することであつた。かれのとつた方針によつて、かれは、自分が監督に従属すべき職務のあつた何千という人々の死亡または重病に対して責任がある。

本裁判所は、訴因第五十四について、被告が有罪と判定する。土肥原の場合と同じく、本裁判所は、訴因第五十五について、判定を行わない。

賀屋興宣

賀屋興宣は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五で訴追されている。

賀屋は文官であつた。

一九三六年に、かれは外務大臣になつた。一九三七年六月に、大蔵大臣になるまで、大蔵次官になり、一九三七年六月に、大蔵大臣になつた。一九四一年七月に、大蔵大臣に任命され、一九四二年一月に、大蔵大臣を辞職した。

賀屋は、かれが占めたいろいろの地位において、起訴状の訴因第二十七、第二十九、第三十一及び第三十二に主張されている侵略戦争の遂行に、全部を貢献を果した。従つて、これらの訴因について、かれは有罪と判定される。

戦争犯罪に対して、賀屋は責任をもつていない。従つて、訴因第五十四及び第五十五については、かれは無罪と判定される。

木戸幸一

木戸幸一は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十三、第三十五、第三十六、第五十四、及び第五十五で訴追されている。

一九三〇年から一九三六年まで、木戸は内大臣の秘書官長として、宮中の職員であつた。この期間中、かれは満州における軍事上と政治上の企ての性質を知つていた。しかし、このときには、軍部とその支持者によつて始められた侵略戦争には、かれは関係がなかつた。

一九三七年に、木戸は文部大臣として第一次近衛内閣に加わり、また二・二六事件大臣であつた。一九三九年に、平沼が総理大臣になると、木戸は再び内務大臣に任命され、一九三九年八月まで、引続いて閣僚であつた。一九三九年から一九三九年までのこの期間に、木戸は共同謀議者の見解を採用し、かれらの政策のために、一貫して努力した。中国における戦争は、その第二の段階にはいつていた。木戸はこの戦争の遂行に熱意をもち、中国と妥協することによつて、戦争を早く終らせようとする実際本部の努力に対して、反抗するこれらの者であつた。かれは中国の完全な軍事的と政治的の支配に協力した。

このようにして、木戸は、中国における共同謀議者の計画を支持したばかりではなく、文部大臣として、日本における強い右翼的精神の発展に力を尽した。

一九三九年八月から、一九四〇年六月に内大臣になるまで、木戸は近衛とともに、近衛を総裁とし、木戸を顧問とする第一政党によつて、何党政党に代える計画を企めることに活動した。この一党組織は、日本における全体主義的な組織を開始、それによつて、共同謀議者の計画に対する政治的な抵抗を除くものと期待された。

海大臣として木戸は、新興浮浪と新興のに、特に有利な地位にあつた。かれのおもな任務は、天皇に奏上することであつた。かれは政治上の出来事に密接な接触を保つており、これに関する個人的な知識にあつた。かれの地位は、非常に強力なものであつた。かれはこの勢力を天皇に対して用いたばかりでなく、政治的策略によつて共同謀議の目的を促進するように用いた。中国及び太平洋アジアとともに、陸海軍の支配を含むところの、これらの目的にかれも参与していた。

両作戦間に対する戦争開始のときに近づくにつれて、完全な成功については、新軍部内で戦争が起されていたために、木戸はある程度の躊躇を示した。このように既おくれしている計画に対する戦争の成功を除かれたようである。かれは再び共同謀議の全目的の達成をはかり始めた。そのときまで、西洋諸国と直ちに戦争することをあくまで主張していた東條を、総理大臣の地位に就かせることに、かれは主として力があつた。その他の方法でも、かれはその地位を利用して、このような戦争を支持し、またはそれを阻止するおそれのある行動を未然に防止し、最後のときにも、またもつと有効であつたはずの初期においても、かれは天皇に対して、戦争に反対の意思をかえるように進言することをしなかつた。

捕虜収容所は、訴因第三十三、第三十五と第三十六の下で述べられている戦争に対して、木戸の有罪を示す証拠を提出していない。

戦争犯罪に関しては、無罪であつた。それ以前に行われた際に、木戸は無関係であつた。それは防止しなかつたことに対する責任をかれに負わせるには、証拠が充分でない。一九四一年の両洋諸国に対する戦争中とその後には、木戸の地位は、犯された残虐行為に対して、かれに責任があるとすることのできないようなものであつた。

訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一及び第三十二における起訴事実について、木戸は有罪と判定され、訴因第三十三、第三十五、第三十六、第五十四及び第五十五については、無罪と判定される。

木村兵太郎

木村は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五で起訴されている。

陸軍省次官である木村は、軍閥の勢力となつている期間の大部分を通じて、陸軍省で行政的な事務に携わつていたが、前提には、一九四一年四月に陸軍次官になつた。その後、企画院総裁と総力戦研究所顧問に任命された。一九四三年三月に、陸軍次官の任を解かれ、一九四四年八月に、ビルマ方面軍司令官になり、一九四五年に日本が降伏するまで、この任にあつた。

陸軍次官として勤務していた間、あれはほとんど毎日陸軍大臣とその他の大臣、次官及び局長と接触して、合参謀との重大な交渉の間における政府の決定と実践のすべてを知る地位にあり、実際にいつも充分に知らされていた。太平洋戦争と中国における敵対行為との計画と実施とについて、かれは完全な知識をもつていた。今期間を通じて、かれは侵略的な計画に全幅の支持を与え、かれの厚い経験に基いて時々意見を行つて、陸軍大臣及び他の者と提携して、協力した。

指導者ではなかつたが、かれは、かれ自身によつて発意されたか、実際実行または他の機関によつて推薦され、かれによつて承認され、支持された政策の樹立と発展に参加した。このようにして、侵略戦争を遂行する共同謀議において、かれは確実な協力者または共犯者であつた。

共同謀議者の一人としてのかれの活動と相伴つて、一九三九年と一九四〇年には陸軍次官として、次には関東軍参謀長として、後には陸軍次官として、かれは中国における戦争と太平洋戦争との遂行に目立つた役割を果した。太平洋戦争の不法性について、完全な知識をもつていながら、一九四四年八月に、かれはビルマ方面軍の司令官となり、降伏の時まで、引続いてその地位にあつた。

かれは多くの場合に捕虜を作業に使用することを承認したが、その作業は、戦争法規によつて禁止されている作業と、何千という捕虜の最大の疲弊と死亡をもたらした状態における作業とであつて、この点で、かれは戦争法規の違反に積極的な加担を為加した一人である。後者の場合の一例は、泰緬鉄道の建設における捕虜の使用であつて、これに対する命令は、木村によつて承認され、伝達されたものである。

さらに、すべての戦争地域で、日本軍がどんな程度の残虐行為を行つたかを知つていながら、一九四四年八月に、木村はビルマ方面軍の指揮を引継いだ。かれポランダーンの司令部にポールメインに移されたときまで、残虐行為は少しも衰えることのない程度で、引続いて行われた。かれの指揮の下にある軍隊が残虐行為を行うのを防ぐために、かれは禁戒措置または他の手段をとらなかつた。

木村の弁護として、かれがビルマに到着したときに、かれはその部隊に対して、正しい軍人らしい行動をとり、捕虜を取扱うことを懇切ていねいに命令したということを主張された。多くの場合に、かれの司令部から送マイル以内のところで、大規模に行われた捕虜虐待の性質と範囲にかんがみて、本裁判所は木村が戦争法規を実施すべきかれの義務に怠慢であつたと判定する。このような事情のもとにおける軍の司令官の義務は、たとい型通りの命令を出すだけで果されるものではない。かれの義務は、その使戦争犯罪が行われるのを防ぐような措置をとり、そのような命令を発すること、その命令が実行されていることをみずから確かめることである。これをかれは怠つたから、このようにして、戦争法規の違反を防ぐために、充分な措置をとるべき法律上の義務を、かれは故意に無視したのである。

本裁判所は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五について、木村を有罪と判定する。

小磯国昭

小磯は、訴因第一、第二十七、第二十九、

第三十一、第三十二、第三十六、第五十四及百第五十五の訴追されている。

かれは一九三一年に共同謀議に参加した。それは、かれが三月事件に指導者の一人として参加したからである。この事件の目的は、浜口内閣を倒し、満州の占領に都合のよい内閣を就任させることであった。その後、一九三二年八月に、関東軍参謀長に任命されてから、かれは日本の対外侵略計画の推進に指導的役割を演じた。

一九三二年八月から一九三四年三月まで、関東軍参謀長として、日本政府によって採用された非同盟諸国の方針による満州国の政治的と経済的の組織のために陸軍省を通じて政府に提出された提案と計画をかれは作成し、また自らこれに同意した。かれの考案として、提案と計画を東京に伝達するについては、単に参謀長として考えたのであって、このような指図は、かれ一個人の同意を意味したものではないということが主張された。日本の侵略的計画をかれが知っていたことにかんがみて、本裁判所は、この抗弁を容認することができない。これらの計画を促進するために、政治的と経済的の準備について説明した。

ことによって、かれは一参謀長としての通常の職務の範囲を越えたのである。

侵入と統治における新しい組織が起った。その長、平沼内閣と米内内閣の拓務大臣として、小磯は、中部における戦争の指導と、南印占領の開始と、オランダ領東インドから原料を得るための、ついにはこれを経済的に支配するための交渉とを支持し、これに参加した。

四と同様に、かれは日本が「すべての方面」に進出するという計画を賛成した。

一九四四年七月に、小磯と海軍総督の任を解かれて、鈴木大将になった。この交替において、かれは西洋諸国に対する戦争の遂行を主張し、また熱帯した。日本が戦争に敗北したことが明らかになった一九四五年四月に、かれは鈴木大臣が辞して、東条内閣成立の途を開いた。

フォンパンにおける戦闘を組織するとか、指揮するとかによって、かれがこの戦闘になんらかの役割を演じたという証拠はない。

戦争犯罪

小磯が一九四四年に総理大臣になったときには、各戦争地域で日本軍が犯しつつあった残虐行為とその他の戦争犯罪はよく知れ渡っていたのであるから、これらの悪評が広まっていたことによってか、各省間の通信からして、小磯のような地位にいた者が充分に知っていなかったということは、ありそうもないことである。この事柄は、一九四四年十月に、小磯が出席した最高戦争指導会議の会合で、外務大臣東郷は「大いに改善の余地がある」と指摘されていると報告した事実によって、疑いの余地のないものとなっている。外務大臣は、さらに、日本の国際的な評判と将来の国交という観点から、これは重要な事項であると述べた。かれは、これらの事項が充分に協議されるように、主管当局者に指令を発することを要求した。その後、小磯は、総理大臣として六ヶ月間在任したが、その間に、日本の捕虜と抑留者の取扱いには、なんらの改善も見られなかった。これは、かれがその事柄を冷淡に無視したことに相当する。

本裁判所は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二及び第五十五について、小磯を有罪と判定する。訴因第三十六及び第五十四については、かれは無罪である。

鈴　木　貞　一

鈴木貞一は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十五、第三十六及び第五十四について有罪と判定する。訴因第三十六については、かれは無罪である。

松　井　石　根

松井石根は日本陸軍の高級将校であり、一九三三年に大将の階級に進んだ。かれは陸軍において広い経験をもっており、そのうちには、関東軍と参謀本部における勤務が含まれていた。共同謀議を考え出して、それを実行した者と密接に連絡していたことからして、共同謀議者の目的と政策について、知っていたはずであるとも考えられるが、検察側は、提出された証拠には、かれが共同謀議者であったという理定を正当化するものではない。

一九三七年と一九三八年の中国におけるかれの軍務は、それ自体としては、侵略戦争の遂行と見做すことはできない。訴因第二十七について有罪と判定することを正当化するためには、検察側の主張として、松井がその戦争の犯罪的性質を知っていたという推論を正当化する証拠を提出しなければならなかった。このことは行われなかった。

一九三五年に、松井は退役したが、一九三七年に、上海派遣軍を指揮するために、現役に復帰した。ついで、上海派遣軍と第十軍とを含む中支那方面軍司令官に任命された。これらの軍隊を率いて、かれは一九三七年十二月十三日に南京を攻略した。

南京が落ちる前に、中国軍は撤退し、占領されたのは無抵抗の都市であった。それに続いて起ったのは、無力の市民に対して、日本の陸軍が犯した恐ろしい残虐行為の数々であった。日本軍人によって、大量の略奪、個人に対する殺害、強姦、放火及び焼失が行われた。残虐行為が続く行われたが、いろ／＼な国籍の、また疑いのない、信憑性のある中立的証人の反対の証言は、圧倒的に有力である。この犯罪の惨禍の程度は、一九三七年十二月十三日に、この都市が占拠されたときに始まり、一九三八年二月の初めまでやむなかった。この六、七週間の期間において、何千という証人が殺害され、十万以上の人々が殺害され、無数の財産が盗まれたり、焼かれたりした。これらの恐ろしい出来事が陥落当時にあったときに、すなわち十二月十七日に、松井は同市に入城し、五日たいし七日の間滞在した。自分自身の観察と無数の報告とによって、かれはどのようなことが起っていたかを知っていたはずである。憲兵隊と領事館員から、自分の軍隊の非行がある程度あったと聞いたことをかれは認めている。南京における日本の外交代表者に対して、これらの残虐行為に関する日々の報告が提出され、かれらはこれを東京に報告した。本裁判所は、何が起っていたかを松井が知っていたという充分な証拠があると認める。これらの恐ろしい出来事を鎮和するために、かれは何もしなかったか、何かしたにしても、効果のあることは何もしなかった。同市の占領の前に、かれは自分の軍隊に対して、行動を慎正にせよという命令を簡かに出し、現在わかっているように、またかれが知っていたはずであるように、これらの命令はなんの効果もなかった。かれのために、当時かれは病気であったということが申し立てられた。かれの病気は、かれの指揮下の作戦行動を指導できないというほどのものでなく、また、これらの残虐行為が起っている間に、何日も同市を訪問できないというほどのものでもなかった。これらの出来事に対して責任を有する軍隊を、かれは指揮していた。これらの出来事をかれは知っていた。かれは自分の軍隊を統制し、指導する義務をもっていたとともに、その権限をもっていた。この義務の履行を怠ったことについて、かれは犯罪的責任があると認めたざるを得ない。

本裁判所は、被告松井を訴因第五十五について有罪、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十五、第三十六及び第五十四について無罪と判定する。

南　次　郎

南は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五で訴追されている。

一九三二年に、南は陸軍大臣であり、四月から十二月までは陸軍大臣であった。すでに

東支事件以前に、軍閥主義者、日本の対外進出と、満州を「日本の生命線」とすることを唱道する共同謀議者と、かれは関係をもっていることが、かれは知っていた。事件が起りそうであるということを、かれは前もって知らされていた。それを防止するように、かれは命令された。かれはそれを防止する充分な手段をとらなかった。事件が起ったときに、かれは陸軍の行動を「正当な自衛」と称した。内閣は直ちに事件を拡大してはならないと決定し、南は内閣の政策を実行することに同意したが、作戦地域は日一日と拡大し、南は陸軍を抑制する充分な手段をとらなかった。閣議で、かれは陸軍のとった行動に、閣議決定が反対するならば、日本は満州から撤退すべきだとかれは早くから唱えた。内閣は満州を占領したり、軍政をしいたりすべきではないと決定した。陸軍がこれらの措置を両方とも実行する手段をとりつつあることを南は知っていたが、それをやめさせるために、なにもしなかった。陸軍を統制する手段をとって、閣議大臣と外務大臣を支持することをかれがしなかったので、内閣は瓦解するに至った。その後、日本は満州と蒙古の防衛を引受けるべきであるとかれは唱えた。満州に新しい国家が建設されなければならないと、かれはすでに唱えていた。

一九三四年十二月から一九三六年三月まで、かれは関東軍司令官であり、満州の征服を完了し、日本のために中国のこの部分を開発利用することを助けた。軍事行動の威嚇のもとに、華北と内蒙古に傀儡政権を樹立することに対して、かれは責任があった。

ソビエット諸国に対する攻撃の基礎として、満州を開発したことについても、このような攻撃の計画についても、かれは一部分責任があった。

一九三六年に、かれは朝鮮総督となり、一九三八年には、かれが「聖戦」と呼んだ中国に対する戦争の遂行と、中国領民政府の打倒とを支持した。

本裁判所は、訴因第一と第二十七について、南を有罪と判定する。訴因第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五に含まれている起訴事実については、かれは無罪である。

武　藤　章

被告は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十三、第三十六、第五十四及び第五十五で起訴されている。

かれは軍人であって、陸軍省軍務局長の重要な職に就くまでは、高等政策の立案に関係のある職務にはついていなかった。その上に、軍務局長になる前の時期において、軍務または他の者とともに、かれが侵略政策の立案に参画を加えようと試みたという証拠はない。

軍務局長になったときに、かれは共同謀議に加わった。この職とともに、一九三九年九月から一九四二年四月まで、かれはほかの多数の職を兼ねていた。この期間において、共同謀議者による侵略戦争の計画、準備及び遂行は、その頂点に達した。これらの一切の活動において、かれは首謀者の役割を演じた。

かれが軍務局長になったときに、ノモンハンの戦闘は終っていた。この戦争の遂行には、かれは関係がなかった。

一九四五年三月に、日本が捕虜にフランスを攻撃したときに、かれはフィリピンにおける参謀長であった。この戦争をすることには、かれは関係がなかった。

本裁判所は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一及び第三十二について、武藤を有罪と判定する。訴因第三十三及び第三十六については、かれは無罪である。

戦争犯罪

武藤は、一九三七年十一月から一九三八年七月まで、松井の参謀長であった。南京とその周辺で　犯すべき残虐行為が松井の軍隊によって犯されたのは、この期間において

あった。多くの場面にわたって、これらの残虐行為が行われていたことを、松井が知っていたと同じように、武藤も知っていたことについて、われ／＼はなんら疑問もっていない。かれの上官に、これらの行為をやめさせる充分な手段をとらなかった。われ／＼の意見では、武藤は、下位の地位にいたので、それをやめさせる手段をとることができなかったのである。この恐ろしい事件については、武藤は責任がない。

一九四二年四月から一九四四年十月まで、武藤は北部スマトラで兵団第一師団長を指揮した。この期間において、かれの軍隊が占領していた地域で、残虐行為が続く行われた。これについては、武藤は責任者の一人である。捕虜と一般人抑留者は食物を充分に与えられず放置され、拷問され、殺害され、一般住民は虐殺された。

一九四四年十月に、フィリピンにおいて、武藤は山下の参謀長になった。降伏まで、かれはその職に留いていた。このときには、かれの地位は、いわゆる「南京暴虐事件」のときに、かれが占めていた地位とは、まったく異なっていた。このときには、かれは方針を左右する地位にあった。この参謀長の職に就いていた期間において、日本軍は連続的に虐殺、拷問、その他の残虐行為を一般住民に対して行った。捕虜と一般人抑留者は、食物を充分に與えられず、拷問され、殺害された。戦争法規に対するこれらのはなはだしい違反について、武藤は責任者の一人である。われ／＼は、これらの出来事について、まったく知らなかったというかれの弁護を却下する。これはまったく信じられない　ことである。本裁判所は、訴因第五十四と第五十五について、武藤を有罪と判定する。

岡　敬　純

岡は、起訴状の訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五まで訴追されている。

岡は日本海軍の幹部であった。一九四〇年十月に、海軍少将に進級し、海軍省軍務局長になった。

一九四〇年十月から一九四四年十月まで、軍務局長としての職にあった間、岡は共同謀議の間接的な一員であった。この職において、かれは、日本の政策の大部分を決定した連絡会議の有力な一員であった。中国と西洋諸国に対する侵略戦争を遂行する政策の樹立と実行に、かれは参加した。

戦争犯罪

岡のいた海軍省は、捕虜の待遇に関係していたので海軍の兵員が捕虜に対して戦争犯罪を犯しつつあったことを、かれは知っていたか、知っているべきであったということを示すような、いくらかの証拠はある。しかし、刑事事件において、有罪と判定することを正当化する証拠の標準には、それは達していない。

本裁判所は、訴因第五十四と第五十五について、岡を無罪と判定し、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一及び第三十二について、有罪と判定する。

大　島　浩

大島は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五で起訴されている。

大島は陸軍の将校であったが、ここで取扱っている期間中、外交の分野で勤務していた。最初はベルリンの日本大使館附陸軍武官であり、後には大使の地位に進んだ。一九三九年から約一年間は、外交官としての地位をもたなかったが、その後大使としてベルリンに帰り、日本の降伏まで、そこに留まった。

大島は、ヒットラー政権の成功を信じていた者であって、最初にベルリン在勤を命ぜられたときから、日本の軍部の計画を促進するために、全力を尽した。日本がドイツとの全面的軍事同盟に引き入れようとつとめて、ときには大使を差しおいて、ヨアヒム・リッベントロップと交渉した。

トロツプと直接に折衝した。大使に任命されると、西洋諸国に対抗して、日本をドイツ及びイタリア側に立たせ、こうして戦争政策を実行に移す為の用意の約を、わりやすくに日本に要求させようとする努力を続けた。軍部派の政治家を保護するために、いく度も、われの外務大臣の政策に反対して、きたこれを無効とする政策をとつた。

独・ソ中立協約は、一時われの企てを限止した。そこで、かれは東京に帰り、制限や秘密の協議によつて、またドイツの大使と緊密に協力することによつて、戦争を主張する者を支援した。

大島に主要な共同謀議者の一人さゝあり、終始一貫して、おもな共同謀議の目的を支持し、助長した。中国における戦争または太平洋戦争の開始には、かれは参加しなかつたし、補論に関する任務または責任を作ろうような地位には、一度も就いたことがなかつた。

大島の特別な身分は、かれのドイツにおける行動については、かれが外交官の特権によつて保護されており、誘因を免除されるというのである。外交官の特権は、法律上の責任の免除を意味するものではなく、単に大使の駐在する国の裁判所による裁判の免除を意味する点だけである。いずれにしても、この特権は、管轄権をもつ裁判所に対しても、国際法に違反する犯罪として訴追されたものには、さつたく関係がない。本裁判所は、この特別な身分を加下する。

本裁判所は、訴因第一について、大島を有罪と判定する。訴因第二十七、第二十九、第三十一、第三十二及び第三十三について、東条を有罪と判定する。訴因第三十五について、かれは無罪である。

広田弘毅

広田弘毅は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五について訴追されている。

広田は、一九三三年から一九三六年まで外務大臣であつた。一九三三年四月から一九三六年四月までの期間を通じて、利益保護国は日本の外務省に対して、諸外国から受取つた抗議を次々に伝達した。これらは、責任ある機関によつて用は保護国に送られた重大な抗議であつて、多くの場合に、きわめて詳細な具体的事実が添えてあつた。抗議の内容となつている問題は、次の通りであつた。

（一）補償の弾人道的な取扱い、（二）利益保護国に対して、少数の例外を除いては、すべての補償収容所の視察を許可することを拒絶したこと、（三）利益保護国の代表者と対して、日本人立会人の臨席なしには、捕虜と面会するのを許可することを拒絶したこと、（四）補償の氏名と現住地に関する情報の提供を怠つたこと。これらの抗議は、まず外務省事務局で、次に陸軍大臣に送られ、外務大臣がこれに対答することのできるような資料が求められた。

日本の外務省と利益保護国との間の長い期間にわたる往復文書を読んで、だれしも疑わないでおられないことは、日本の軍部がこれらの抗議に対する誠実な回答を外務省に提供しなかつたのには、重要な理由があつたのでさないかということ、または少くとも、問題にされているような行動をした軍部でなく、その他の機関によつて、独立の調査を行うべきであつたのではないかということである。抗議に対する抗議は、未回答のままであつたが、現状の理由を説明し方針で、何カ月も遅延していたからである。それにもかかわらず、今や、一九四五年四月十三日に審理するまで、かれはこの職務の執行に主要な役割を無したのである。

本裁判所は、訴因第二十七、第二十九、第三十一、第三十二及び第三十三について、東条を有罪と判定する。訴因第三十五については、かれは無罪である。

梅津美治郎

梅津は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五について訴追されている。

梅津は、一九三八年四月から一九四三年四月までの期間を通じて、利益保護国は日本の外務省に対して、諸外国から受取つた抗議を次々に伝達した。これらは、責任ある機関によつて用は保護国に送られた重大な抗議であつて、多くの場合に、きわめて詳細な具体的事実が添えてあつた。抗議の内容となつている問題は、次の通りであつた。

（一）補償の弾人道的な取扱い、（二）利益保護国に対して、少数の例外を除いては、すべての補償収容所の視察を許可することを拒絶したこと、（三）利益保護国の代表者と対して、日本人立会人の臨席なしには、捕虜と面会するのを許可することを拒絶したこと、（四）補償の氏名と現住地に関する情報の提供を怠つたこと。これらの抗議は、まず外務省事務局で、次に陸軍大臣に送られ、外務大臣がこれに対答することのできるような資料が求められた。

日本の外務省と利益保護国との間の長い期間にわたる往復文書を読んで、だれしも疑わないでおられないことは、日本の軍部がこれらの抗議に対する誠実な回答を外務省に提供しなかつたのには、重要な理由があつたのでさないかということ、または少くとも、問題にされているような行動をした軍部でなく、その他の機関によつて、独立の調査を行うべきであつたのではないかということである。抗議に対する抗議は、未回答のままであつたが、現状の理由を説明し方針で、何カ月も遅延していたからである。それにもかかわらず、今や、一九四五年四月十三日に審理するまで、かれはこの職務の執行に主要な役割を無したのである。

本裁判所は、訴因第二十七、第二十九、第三十一、第三十二及び第三十三について、東条を有罪と判定する。訴因第三十五については、かれは無罪である。

橋本欣五郎

橋本は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五について訴追されている。

一九三七年から一九四三年四月までの期間を通じて、利益保護国は日本の外務省に対して、諸外国から受取つた抗議を次々に伝達した。これらは、責任ある機関によつて用は保護国に送られた重大な抗議であつて、多くの場合に、きわめて詳細な具体的事実が添えてあつた。抗議の内容となつている問題は、次の通りであつた。

（一）補償の弾人道的な取扱い、（二）利益保護国に対して、少数の例外を除いては、すべての補償収容所の視察を許可することを拒絶したこと、（三）利益保護国の代表者と対して、日本人立会人の臨席なしには、捕虜と面会するのを許可することを拒絶したこと、（四）補償の氏名と現住地に関する情報の提供を怠つたこと。これらの抗議は、まず外務省事務局で、次に陸軍大臣に送られ、外務大臣がこれに対答することのできるような資料が求められた。

日本の外務省と利益保護国との間の長い期間にわたる往復文書を読んで、だれしも疑わないでおられないことは、日本の軍部がこれらの抗議に対する誠実な回答を外務省に提供しなかつたのには、重要な理由があつたのでさないかということ、または少くとも、問題にされているような行動をした軍部でなく、その他の機関によつて、独立の調査を行うべきであつたのではないかということである。抗議に対する抗議は、未回答のままであつたが、現状の理由を説明し方針で、何カ月も遅延していたからである。それにもかかわらず、今や、一九四五年四月十三日に審理するまで、かれはこの職務の執行に主要な役割を無したのである。

本裁判所は、訴因第二十七、第二十九、第三十一、第三十二及び第三十三について、東条を有罪と判定する。訴因第三十五については、かれは無罪である。

鈴木貞一

鈴木は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五について訴追されている。

一九三七年から一九四三年四月までの期間を通じて、利益保護国は日本の外務省に対して、諸外国から受取つた抗議を次々に伝達した。これらは、責任ある機関によつて用は保護国に送られた重大な抗議であつて、多くの場合に、きわめて詳細な具体的事実が添えてあつた。抗議の内容となつている問題は、次の通りであつた。

（一）補償の弾人道的な取扱い、（二）利益保護国に対して、少数の例外を除いては、すべての補償収容所の視察を許可することを拒絶したこと、（三）利益保護国の代表者と対して、日本人立会人の臨席なしには、捕虜と面会するのを許可することを拒絶したこと、（四）補償の氏名と現住地に関する情報の提供を怠つたこと。これらの抗議は、まず外務省事務局で、次に陸軍大臣に送られ、外務大臣がこれに対答することのできるような資料が求められた。

日本の外務省と利益保護国との間の長い期間にわたる往復文書を読んで、だれしも疑わないでおられないことは、日本の軍部がこれらの抗議に対する誠実な回答を外務省に提供しなかつたのには、重要な理由があつたのでさないかということ、または少くとも、問題にされているような行動をした軍部でなく、その他の機関によつて、独立の調査を行うべきであつたのではないかということである。抗議に対する抗議は、未回答のままであつたが、現状の理由を説明し方針で、何カ月も遅延していたからである。それにもかかわらず、今や、一九四五年四月十三日に審理するまで、かれはこの職務の執行に主要な役割を無したのである。

本裁判所は、訴因第二十七、第二十九、第三十一、第三十二及び第三十三について、東条を有罪と判定する。訴因第三十五については、かれは無罪である。

賀屋興宣

賀屋は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五について訴追されている。

一九四一年から一九四四年まで、賀屋は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。一九四一年十月から一九四四年七月まで、賀屋は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。一九四一年十月から一九四四年七月まで、賀屋は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。

本裁判所は、訴因第一について、賀屋を有罪と判定する。

重光葵

重光は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五について訴追されている。

一九四一年から一九四四年まで、重光は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。一九四一年から一九四四年まで、重光は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。

本裁判所は、訴因第一について、重光を有罪と判定する。

東郷茂徳

東郷は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五について訴追されている。

一九四一年から一九四四年まで、東郷は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。一九四一年から一九四四年まで、東郷は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。

本裁判所は、訴因第一について、東郷を有罪と判定する。

東条英機

東条は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五について訴追されている。

一九四一年から一九四四年まで、東条は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。一九四一年から一九四四年まで、東条は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。

本裁判所は、訴因第一について、東条を有罪と判定する。

土肥原賢二

土肥原は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五について訴追されている。

一九三七年から一九四三年まで、土肥原は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。一九三七年から一九四三年まで、土肥原は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。

本裁判所は、訴因第一について、土肥原を有罪と判定する。

橋本欣五郎

橋本は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五について訴追されている。

一九三七年から一九四三年まで、橋本は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。一九三七年から一九四三年まで、橋本は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。

本裁判所は、訴因第一について、橋本を有罪と判定する。

畑俊六

畑は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五について訴追されている。

一九三八年から一九四四年まで、畑は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。一九三八年から一九四四年まで、畑は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。

本裁判所は、訴因第一について、畑を有罪と判定する。

平沼騏一郎

平沼は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五について訴追されている。

一九三九年から一九四四年まで、平沼は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。一九三九年から一九四四年まで、平沼は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。

本裁判所は、訴因第一について、平沼を有罪と判定する。

広田弘毅

広田は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五について訴追されている。

一九三三年から一九三六年まで、広田は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。一九三三年から一九三六年まで、広田は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。

本裁判所は、訴因第一について、広田を有罪と判定する。

梅津美治郎

梅津は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五について訴追されている。

一九三八年から一九四三年まで、梅津は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。一九三八年から一九四三年まで、梅津は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。

本裁判所は、訴因第一について、梅津を有罪と判定する。

大島浩

大島は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五について訴追されている。

大島は、一九三八年から一九四三年まで、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。大島は、一九三八年から一九四三年まで、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。

本裁判所は、訴因第一について、大島を有罪と判定する。

佐藤賢了

佐藤は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五について訴追されている。

一九四一年から一九四四年まで、佐藤は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。一九四一年から一九四四年まで、佐藤は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。

本裁判所は、訴因第一について、佐藤を有罪と判定する。

嶋田繁太郎

嶋田は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五について訴追されている。

一九四四年から一九四五年まで、嶋田は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。一九四四年から一九四五年まで、嶋田は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。

本裁判所は、訴因第一について、嶋田を有罪と判定する。

白鳥敏夫

白鳥は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五について訴追されている。

一九三七年から一九四三年まで、白鳥は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。一九三七年から一九四三年まで、白鳥は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。

本裁判所は、訴因第一について、白鳥を有罪と判定する。

明らかに含んでいたものは、中国の正当な政府を廃止すること、このころまでに、その資源の大部分が日本の利益になるように開発されていた満州国という傀儡国家を承認すること、日本の利益になるように中国経済を組織統制すること、これらの不法な利得が失われないことを保証するために、日本軍隊を中国に駐屯させることである。華北は完全に日本の支配下に置かれることになつており、その資源は開発のために、すなわち、日本の軍事的準備を助けるために、開発されることになつているとかれは述べている。日本はソビエト連邦と戦争を行うであろうと予言したが、日本はその資源と生産が拡充されたときに、時機を選ぶであろうといつている。

身護隊では、中国における日本の行動は、中国における日本の正当な権益を確実に保護したいという希望に基いたものであるとわれわれに信じさせようとしているが、この演説によると、佐藤はそうは信じていなかつたことが分かる。それどころか、中国に対する日本の攻撃の動機は、満州の富を手に収めることであるということを知つていた。われ〳〵の意見では、そのように犯罪であることを知つていた佐藤は、一九四一年から後は、明らかに共同謀議の一員であつたのである。

その後、政府における重要な職において、また陸の指揮官として、かれは訴因第二十七、第二十九、第三十一及び第三十二で訴追されている侵略戦争を遂行した。

戦争犯罪

日本の軍隊の行動に対する多くの抗議について、佐藤が知つていたこと、疑いがない。なぜなら、これらの抗議は、かれの局に送られ、陸軍省の局長の二通側ことの会合で論議されたからである。これらの会合を主宰した者は東條であつて、かれこそ、これらの抗議に関して、措置をとるかどうかを決定したのであり、かれの部下であつた佐藤は、自分の上官の決定に反対して、みずから進んで予防的措置をとることはできなかつた。

本裁判所は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一及び第三十二について、佐藤を有罪と判定する。訴因第五十四及び第五十五については、かれは無罪である。

東郷茂徳

被告は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五について訴追されている。

一九四一年から一九四三年まで、東郷は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。一九四一年から一九四三年まで、東郷は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。

本裁判所は、訴因第一について、東郷を有罪と判定する。

東条英機

東条は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五について訴追されている。

一九四一年から一九四四年まで、東条は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。一九四一年から一九四四年まで、東条は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。

本裁判所は、訴因第一について、東条を有罪と判定する。

土肥原賢二

土肥原は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五について訴追されている。

一九三七年から一九四三年まで、土肥原は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。一九三七年から一九四三年まで、土肥原は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。

本裁判所は、訴因第一について、土肥原を有罪と判定する。

橋本欣五郎

橋本は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五について訴追されている。

一九三七年から一九四三年まで、橋本は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。一九三七年から一九四三年まで、橋本は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。

本裁判所は、訴因第一について、橋本を有罪と判定する。

畑俊六

畑は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五について訴追されている。

一九三八年から一九四四年まで、畑は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。一九三八年から一九四四年まで、畑は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。

本裁判所は、訴因第一について、畑を有罪と判定する。

平沼騏一郎

平沼は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五について訴追されている。

一九三九年から一九四四年まで、平沼は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。一九三九年から一九四四年まで、平沼は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。

本裁判所は、訴因第一について、平沼を有罪と判定する。

広田弘毅

広田は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五について訴追されている。

一九三三年から一九三六年まで、広田は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。一九三三年から一九三六年まで、広田は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。

本裁判所は、訴因第一について、広田を有罪と判定する。

梅津美治郎

梅津は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五について訴追されている。

一九三八年から一九四三年まで、梅津は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。一九三八年から一九四三年まで、梅津は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。

本裁判所は、訴因第一について、梅津を有罪と判定する。

大島浩

大島は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五について訴追されている。

大島は、一九三八年から一九四三年まで、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。大島は、一九三八年から一九四三年まで、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。

本裁判所は、訴因第一について、大島を有罪と判定する。

佐藤賢了

佐藤は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五について訴追されている。

一九四一年から一九四四年まで、佐藤は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。一九四一年から一九四四年まで、佐藤は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。

本裁判所は、訴因第一について、佐藤を有罪と判定する。

嶋田繁太郎

嶋田は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五について訴追されている。

一九四四年から一九四五年まで、嶋田は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。一九四四年から一九四五年まで、嶋田は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。

本裁判所は、訴因第一について、嶋田を有罪と判定する。

白鳥敏夫

白鳥は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五について訴追されている。

一九三七年から一九四三年まで、白鳥は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。一九三七年から一九四三年まで、白鳥は、日本の戦争遂行に関する任務または責任のある地位を占めていた。

本裁判所は、訴因第一について、白鳥を有罪と判定する。

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

糧と結立することを支持した。共同謀議の目的に対するかれの支持は、この時期から始まっている。この支持は、長年にわたつて、またかれのできる限りの手段によつて、かれが引続いて與えたものである。

一九三三年六月から一九三七年四月まで、かれはスエーデン駐在公使であつた。かれの手紙のあるものは、この時のかれの見解を示している。かれの意見によれば、ロシアの勢力は、必然ならば武力によつて、またロシアが強くなつて攻撃ができなくなる前に、南東から撤退しなければならないというのであつた。さらに、日本の朝鮮に侵攻すると思われるような外國の勢力は、中國から除かねばならぬということ、日本の外交官は、軍國主義者の攻撃を支持すべきであるということがかれの意見であつた。かれはまずから侵略戰爭を重心から可とする者であることを示した。

日本に帰つて、かれは日本が全体主義的政府をつくるべきこと、日本、ドイツ及びイタリアに対外強出政策をとるべきことを明える論説を発表した。

日本、ドイツ及びイタリア間の同盟の交渉が開始されてから、一九三八年九月に、かれはローマ駐在大使に任命された。この交渉において、右の謀議間の一般的軍事同盟を固執したが同謀議者を支持して、かれは当時ベルリン駐在大使であつた被告大島と協力した。いつまで制限された防衛だけを条件とした外務大臣の調合に従うことを、かれは拒絶することができました。かれと大島は、共同謀議者の希望が容れられなければ、辞職すると威嚇した。

日本があまり長く時間を延ばして、ドイツがソビエット連邦と不可侵条約を結んだときに、日本の世論は一般にこれを防共協定の違反と見做したために、この交渉は行きつまつた。白鳥は日本に帰つて、宣傳を行つた。その宣傳の意図は、ドイツの行動の申訳を行い、ドイツ及びイタリアとの一般的軍事同盟をもたらす結果を防ぐことにあつた。この同盟をかれは侵略として日本の対外政策出発点の目標を支えるために必要であると考えていた。かれはいろ〳〵な機会に、その宣傳で、共同謀議者の目的のすべてを明確した。なかわち、日本は中國を攻撃すべきこと、日本はロシアを攻撃すべきこと、日本はドイツ及びイタリアと同盟すべきこと、日本は西洋諸國に対して新開拓を行動をとるべきこと、日本は「新秩序」によつて與えられた南方地域の資源をとらえるべきこと、日本はシンガポールを攻撃すべきこと、その結果である。この宣傳は、かれが外務省の顧問であつた一九四〇年八月から一九四一年七月まで続けられた。

一九四一年四月に、かれは病気になり、その年の七月に、外務省顧問の職を辞した。その後は、いろ〳〵の出来事で重要な役割を演じなかつた。本裁判所は、訴因第一について白鳥を有罪と判定する。

かれが侵略戰爭を遂行したと認定することを正当化するような地位を、かれは占めたことがない。本裁判所は、訴因第二十七、第二十九、第三十一及び第三十二について、白鳥を無罪と判定する。

鈴木貞一

鈴木貞一は、起訴状の訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十五、第三十六、第五十四及び第五十五で訴追されている。

鈴木は軍人であつた。一九三三年に、陸軍中佐として陸軍軍務局の職員として、かれは共同謀議の結物的な一員であつた。一九三二年五月における満理大臣犬養の暗殺の後、かれは、新しい内閣が政党の指導のもとに組織されたならば、同じような暴力行動が起るであろうといい、独立内閣を組織することに賛成した。かれの目的は、中國に対する共同謀議者の金てを支持すると思われる内閣を立てることであつた。

軍務局に勤務中、ソビエット連邦が日本の脅威の鍵であると主張し、この國に対して侵略戰爭を遂行するために、当時行われていた準備に協力した。

ハサン湖におけるソビエット連邦に対する戰爭の遂行に、鈴木が参加したという証拠はなく、ノモンハンにおけるソビエット連邦または蒙古人民共和國に対する戰爭の遂行に、かれが参加したという証拠もない。

一九三七年十一月に、鈴木は陸軍少將になつた。かれは興亜院の組織者の一人であり、その政治及び行政部門の長であつた。この地位で、かれは日本によつて占領された中國の資源地域の開発利用を積極的に促進した。

軍部による日本の支配を完全にし、南方へ進出を実行するために、第二次近衛内閣が組織されたときに、鈴木は無任所大臣になり、秦力機構変新の参與の一人になつた。星野の代りに、鈴木を近衛は企画院の総裁とした。一九四四年七月十九日に東條内閣が辞職するまで、鈴木はこの地位に留まつた。

企画院総裁及び無任所大臣として、鈴木は、実際上日本の政策をつくり出す機関であつた連絡会議に常例的に出席した。連合國に対する侵略戰爭の開始と遂行を引き起した重要な会議の大部分に、鈴木は出席した。これらの会議で、これは国極的に共同謀議を支持した。被告が戦争目的の果たに責任があつたという証拠はない。

われ〳〵は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一及び第三十二を訴追されているように、鈴木を有罪と判定し、訴因第三十五、第三十六、第五十四及び第五十五については、無罪と判定する。

東郷茂徳

被告東郷は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十六、第五十四及び第五十五で訴追されている。

東郷に対して訴追されている犯罪とされるものは左関係は、一九四二年九月から、一九四二年九月にかれが辞職するまで、東條内閣の外務大臣として、その後再び、一九四五年の鈴木内閣の外務大臣としてである。かれが辞職してから再び任命されるまでの中間には、かれは公生活になんらの役割を演じなかつた。

かれの第一回の任命の日から、太平洋戰爭の勃発まで、かれは鈴木の計画と準備に参加した。かれは閣議や会議に出席し、採用された一切の決定に同意した。

外務大臣として、戰爭勃発直前の合衆國との交渉において、かれは指導的な役割を演じ、戰爭を主張した者の計画に力を貸した。この交渉で用いられた欺瞞については、すでに論じた。

太平洋戰爭の勃発後、その指導について、また中國における戰爭の遂行について、かれは他の閣僚と協力した。

日本は包囲され、経済的に苦を強められていたという、被告のすべてに共通の弁護についていえば、すでに他の所で論じたが、それに加えて、東郷が特に主張したことは、合衆國との交渉を成立させるために、あらゆる努力を払うであろうという保証のもとに、東條内閣に加わつたということである。さらに、就任した日から侵略に反対し、かれが交渉を無視する必要な譲歩を得申からあり得たとかれは述べている。しかし、交渉が失敗に終り、戰爭が避けられなくなつたときに、かれは反対して辞職しようとはせず、むしろ、そのまま内閣に留まつて、その戰爭を支持した。それ以外のことを主張することは無駄であつたとかれはいつた。しかし、かれのその後の行動は、この抗弁をまつたく無効にするものである。一九四二年九月に、古巣諜報の報復のために、かれは辞職した。われ〳〵は、かれの行動と誠意とを判断するにあたつて、一つの場合についても、他の場合についても、同じ結論に達するものである。

訴因第三十六で主張されている犯罪的行為のどれかが東郷にあつたという証拠はない。この訴因に関係のあるかれの唯一の役割は、満鉄と外務省との間を調停しようとしたことの、ソビエット連邦と日本との戰争放棄を調印したことであつた。

東郷茂徳

一九四二年に辞職するまで、東郷は戰爭犯罪を遂行されることにつとめたように見える。かれは自分のところに来た提議を調査のために回付し、数例の場合には、改善の措置がとられた。かれが辞職したときには、日本軍によつて犯された残虐行為は、かれがそれを知つていたという推論を許すほどに、多れ多くはなかつた。

一九四五年の春、かれが再び外務大臣になつたときは、提訴が山積していたが、かれはそれを関係当局に回付した。本裁判所の審査は、戰爭犯罪に関して、東郷が義務を怠つたということについて、充分な証拠はない。

本裁判所は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一及び第三十二について、東郷を有罪と判定する。訴因第三十六、第五十四及び第五十五については、かれは無罪である。

東條英機

被告は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十六、第五十四及び第五十五で訴追されている。

東條は、戰爭地域内における捕虜及び一般人抑留者の保護と、かれらに対する宿舎、食物、医療品及び医療設備の提供とを担当していた陸軍省の捕虜管理者であつた。また、日本國内における一般人抑留者に対して、同じような責務を担当していた内務省の管轄者であつた。さらに何よりも、捕虜及び一般人抑留者の保護に対して、無限的責任を負つていた政府の最高管理者であつた。

捕虜及び抑留者の野蛮な取扱いは、東條によくわかつていた。かれは、責任者を処罰し、将来同じような犯罪が起こるのを防止するに充分な手段をとらなかつた。パターン死の行進に対するかれの態度は、これらの捕虜に対するかれの行為を明らかにするかぎみ與えるものである。一九四二年には、かれはこの行進の状態についていくらか知つており、これらの状態の結果についていくらか知つていた。

この事件についてかれは報告を求めなかつた。一九四三年に、ファイリピンにいたとき、かれはこの行進についてある形式的な調査をしたが、なんの結果もとらなかつた。処罰された者は一人もなかつた。かれの設問では、現地の日本軍の指揮官は、與えられた任務の遂行について、東京から一般的な命令を受ける必要はないというので、この答弁は、これはこれらの攻撃が正当な自衛の措置であつたと主張し、厚かましくもその責任のすべてを否定した。その根拠については、われ〳〵はすでに充分に論じつくした。それはまつたく根拠のないものである。

訴因第三十六については、訴因第三十六で訴追されている一九三九年の職爭に対して、東條に責任を負わせるような証拠を、かれが占めていたという証拠はない。

本裁判所は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二及び第三十三について、東條を有罪と判定し、訴因第三十六について、無罪と判定する。

戰爭犯罪

東條は、戰爭地域内における捕虜及び一般人抑留者の保護と、かれらに対する宿舎、食物、医療品及び医療設備の提供とを担当していた陸軍省の捕虜及び抑留者の管理者であつた。また、日本國内における一般人抑留者に対して、同じような責務を担当していた内務省の管轄者であつた。さらに何よりも、捕虜及び一般人抑留者の保護に対して、無限的責任を負つていた政府の最高管理者であつた。

捕虜及び抑留者の野蛮な取扱いは、東條によくわかつていた。かれは、責任者を処罰し、将来同じような犯罪が起こるのを防止するに充分な手段をとらなかつた。パターン死の行進に対するかれの態度は、これらの捕虜に対するかれの行為を明らかにするかぎみ與えるものである。一九四二年には、かれはこの行進の状態についていくらか知つており、これらの結果についていくらか知つていた。

この事件についてかれは報告を求めなかつた。一九四三年に、ファイリピンにいたとき、かれはこの行進について形式的な調査をしたが、なんの結果もとらなかつた。処罰された者は一人もなかつた。かれの設問では、現地の日本軍の指揮官は

苦難と死亡を生じたおそれがあるように、なつたのは、大部分はこの指令の実行を手ぬるくしたためであるといふことを、五九ノ〜はすこしも疑わない。

捕虜の虐待が外国に知られるのを恐れたことによられた報復については、われ〳〵にはすでに充分に述べた。これらの報復に対して、東條に責任がある。

本裁判所は、訴因第五十四について、東條を有罪と判定する。われ〳〵は、訴因第五十五については、いかなる判定も下さない。

梅津美治郎

被告梅津は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十六、第五十四及び第五十五で訴追されている。

梅津は陸軍の将帥であつた。一九三四年から一九三六年まで、かれは東亜における日本軍の指揮をとつていた間、中国の北部諸省に対して日本の侵略を続け、四日地方政権を立てまた武力を用いるという威嚇のもとに、一九三五年六月の何梅協定を結ぶように中国側を強制した。これはしばらくの間中国の正当政府の権力に制限を加えるものであつた。

一九三六年三月から一九三八年五月まで、梅津は陸軍次官であつた。この期間に、一九三六年の綱領の諸計画と一九三七年の重要産業についての計画が決定された。これらは陸軍の計画であり、太平洋戦争の主要な原因の一つであつた。

一九三七年一月に、新しい内閣を組織せよという要求の命令が陸軍大臣宇垣に與えられたときに、陸軍が宇垣を拒絶したことについて、梅津は重要な役割を演じた。この反対のために、宇垣は内閣を組織することができなかつた。

一九三七年十月に、華北において、中国における戦争が再び起つたときに、この被告は、戦争を続けるという共同謀議者の計画を知つており、またそれを是認した。梅津は、内閣企画院の一員であるとともに、共同謀議者の侵略的な計画の立案と、これらの計画の実行に必要な準備とに大いに寄與したところの、その他の重要な政策の部局や委員会の一員でもあつた。

一九三七年十二月に、関東軍参謀長として東條は、梅津にあてて、ソビエット沿邊に対する攻撃の準備の新計画を、またその後に、関東軍を拡張する新計画と内蒙古における施設についての新計画を送つた。これらの計画は、ソビエット沿邊に対する戦争の準備についても、中国に対する戦争に関しても、欠くことのできない重要なものであると東條は述べていた。

一九三九年から一九四四年まで、梅津が関東軍司令官であつた間、かれは引続いて満州の経済を日本の役に立つように指導した。その期間に、ソビエットの領土の占領計画がつくられ、占領されることになつていたソビエット地域の軍政に関する計画も立てられ、さらに、南方の占領地域における軍政を研究するために、特別の部局が同地域に設けられた。この研究の目的は、こうして得た資料をソビエット領土で利用するためであつた。

被告が共同謀議の一員であつたという証拠は、圧倒的に有力である。

訴因第三十六についていえば、ノモンハンにおける戦闘は、かれが関東軍の指揮をとる前に始まつていた。戦闘の終るわずか数日前に、かれは司令官になつた。

一九四四年七月から降伏まで、梅津は参謀総長であつた。これによつて、かれは中国と西洋諸国に対する戦争の遂行に主要な役割を演じた。

戦争犯罪

梅津が残虐行為の遂行に対して責任があつたということの、充分な証拠はない。

本裁判所は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一及び第三十二について、梅津を有罪と判定する。訴因第三十六、第五十四及び第五十五については、かれは無罪である。

――――――――――――

本官が朗読した判決は、裁判所憲章に基き、本裁判所の判決である。

インド代表判事は、多数意見による判決に反対し、この反対に対する理由書を提出した。

フランス及びオランダ代表判事は、多数意見による判決の一部だけについて反対し、この反対に対する理由書を提出した。

フィリピン代表判事は、多数意見に同意して、別個の意見を提出した。

本体において、事実については、本官は多数と意見をともにする。しかし反対意見を表明することなく、裁判所憲章と本裁判所の管轄権を支持する理由より、刑を決定するに当つて本官に影響を与えたいくらかの一般的な考慮より解釈に述べたものを押出した。

これらの意見は記録に止め、また裁判司令官、弁護人、及びその他の関係者に配布される。弁護人はこれらの別個の意見を法廷で朗読することを申請した。しかし本裁判所はこの問題をすでに考慮し、法廷では朗読しないことに決定していた。

本裁判所はこの決定を変更しない。

被告は被告席から退廷し、あれから起訴状の表題に出ている名前の順序で、刑の宣告を受けるために一人々々再び入廷する。

病気のため本日出廷していない三人の被告は、出廷している被告の刑の宣告が終つた後に、欠席のまま刑の宣告を受ける。

出廷している被告が、今述べた順序で入廷することができるように、十五分間休廷する。

〔午後三時三十分休廷〕

――――――――――――

〔午後三時五十五分開廷〕

〔法廷執行官　ただいまより極東国際軍事裁判を続行します。

○裁判長　極東国際軍事裁判所は、本件の起訴状について有罪の判定を受けた被告に対して、裁判所憲章第十五條イ号に基づいて、ここに刑を宣告する。

被告　東条　英機

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を絞首刑に処する。

被告　木村　兵太郎

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を絞首刑に処する。

被告　土肥原　賢二

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を絞首刑に処する。

被告　板垣　征四郎

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を絞首刑に処する。

被告　武藤　章

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を絞首刑に処する。

被告　岡　敬純

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を終身の禁錮刑に処する。

被告　大島　浩

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を終身の禁錮刑に処する。

被告　佐藤　賢了

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を終身の禁錮刑に処する。

被告　鈴木　貞一

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を終身の禁錮刑に処する。

被告　平沼　騏一郎

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を終身の禁錮刑に処する。

被告　廣田　弘毅

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を絞首刑に処する。

被告　星野　直樹

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を終身の禁錮刑に処する。

被告　畑　俊六

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を終身の禁錮刑に処する。

被告　平田　昇

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を絞首刑に処する。

被告　末次　信正

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を終身の禁錮刑に処する。

被告　小磯　国昭

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を終身の禁錮刑に処する。

被告　松井　石根

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を絞首刑に処する。

被告　南　次郎

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を終身の禁錮刑に処する。

被告　荒木　貞夫

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を終身の禁錮刑に処する。

被告　梅津　美治郎

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を終身の禁錮刑に処する。

被告　東郷　茂徳

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を二十年の禁錮刑に処する。

これは判決言渡の日から計算する。

被告　重光　葵

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を七年の禁錮刑に処する。

これは判決言渡の日から計算する。

被告　島田繁太郎

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を終身の禁錮刑に処する。

被告　鈴木　貞一

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を終身の禁錮刑に処する。

被告　小磯　国昭

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を終身の禁錮刑に処する。

被告　松井　石根

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を絞首刑に処する。

被告　武藤　章

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を絞首刑に処する。

被告　岡　敬純

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を絞首刑に処する。

被告　大島　浩

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を終身の禁錮刑に処する。

被告　佐藤　賢了

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を終身の禁錮刑に処する。

被告　鈴木　貞一

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を終身の禁錮刑に処する。

被告　東郷　茂徳

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を二十年の禁錮刑に処する。

これは判決言渡の日から計算する。

被告　重光　葵

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を七年の禁錮刑に処する。

これは判決言渡の日から計算する。

被告　島田繁太郎

被告が有罪の判定を受けた起訴状中の訴因に基いて、極東国際軍事裁判所は、被告を終身の禁錮刑に処する。

〔昭和二十三年十一月十二日午後四時十二分閉廷〕

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

極東國際軍事裁判所判決附屬書

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

目次

附属書番号	主題	
A—一	「ポツダム宣言」	二二五
A—一—a	日本國降服條件附受諾	二二五
A—一—b	日本國降服條件附受諾ニ対スル國務長官回答	二二六
A—一—c	日本國ノ最後的受諾	二二六
A—二	降伏文書	二二七
A—三	「モスコー」会議協定	二二七
A—四	極東國際軍事裁判所設置ニ関スル特別宣言	二二七
A—五	極東國際軍事裁判所條例	二二七
A—六	起訴狀	二二九
	附属書A	二三四
	附属書B	二三八
	附属書C	二四一
	附属書D	二四一
	附属書E	二四三

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

附属書A－一

「ポツダム」宣言

一九四五年七月二十六日

「アメリカ」合衆國、「イギリス」連合王國及ビ中華民國ノ三國政府首班ニヨル宣言

（一）　吾等合衆國大統領、中華民國政府主席及ビ「グレート・ブリテン」國總理大臣ハ、吾等ノ數億ノ國民ヲ代表シ、協議ノ上日本國ニ対シ、今次ノ戰爭ヲ終結スルノ機会ヲ與フルコトニ意見一致セリ。

（二）　合衆國、「イギリス」帝國及ビ中華民國ノ巨大ナル陸、海、空軍ハ、西方ヨリ來レル其ノ陸軍及空軍ニ依リテ幾倍ニ増強セラレ、日本國ニ対シ最後ノ打撃ヲ加フルノ態勢ヲ整ヘタリ。右ノ軍事力ハ日本國ガ抵抗ヲ終止スルニ至ル迄同國ニ対シ戰爭ヲ遂行セントスル全連合國ノ決意ニ依リ支持セラレ且ヲ鼓舞セラレ居ルモノナリ。

（三）　獨逸セル世界ノ自由ナル人民ノ力ニ対スル「ドイツ」國ノ無益且ヲ無意義ナル抵抗ノ結果ハ、日本國國民ニ対ヲ極メテ明白ニ顯例ヲ示スモノナリ。現在日本國ニ対シ集結サレツツアル力ハ、抵抗セル「ナチス」ニ対シ使用セラレタル時、全「ドイツ」國人民ノ土地、産業及ビ生活樣式ヲ必然的ニ荒廢ト化セシメタル力ヨリハ、測リ知レザル程強大ナルモノナリ。吾等ノ決意ニ依リ支持セラルル吾等ノ軍事力ノ最高度ノ使用ハ、日本國軍隊ノ不可避且ヲ完全ナル壞滅ヲ意味スベク、又同樣不可避的ニ日本國本土ノ完全ナル荒廢ヲ意味スベシ。

（四）　無分別ナル打算ニ依リ日本帝國ヲ滅亡ノ淵ニ至ラシメタル我儘ナル軍閥主權ノ助言者ニ依リ日本國ガ理性ノ経路ヲ歩ムベキカ又ハ日本國ガ理性ノ経路ヲ歩ムベキカヲ日本國ガ決定スベキ時期ハ到來セリ。

（五）　吾等ノ條件ハ左ノ如シ。

吾等ハ右條件ヨリ離脱スルコトナカルベシ。右ニ代ル條件存在セズ。吾等ハ遅延ヲ認メズ。

（六）　無責任ナル軍閥主權ガ世界ヨリ除去セラレザレバ、平和、安全及ビ正義ノ新秩序ガ生ジ得ザルコトヲ吾等ハ主張スルモノナルヲ以テ、日本國國民ヲ欺瞞シ誤導シテ世界征服ノ擧ニ出デシメタル者ノ權力及ビ勢力ハ、永久ニ除去セラレザルベカラズ。

（七）　右ノ如キ新秩序ガ建設セラレ、且ツ、日本國ノ戰爭ヲ惹起シ遂行スル能力ガ破碎セラレタルコトノ確證アルニ至ル迄ハ、連合國ノ迫ツテ指定スベキ日本國領域内ノ諸地点ハ、吾等ガ茲ニ指示スル根本的目的ノ達成ヲ確保スル爲占領セラルベシ。

（八）　「カイロ」宣言ノ條項ハ履行セラルベク、又日本國ノ主權ハ本州、北海道、九州及ビ四國並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ。

（九）　日本國軍隊ハ完全ニ武裝ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且ツ生産的ナル生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルベシ。

（十）　吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隷化セントシ、又ハ滅民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非ザルモ、吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戰爭犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル正義ニ基キ處罰ヲ加フベシ。日本國政府ハ日本國國民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障碍ヲ除去スベシ。言論、宗教及ビ思想ノ自由並ニ基本的人權ノ尊重ハ確立セラルベシ。

（十一）　日本國ハ其ノ経済ヲ支ヘ且ツ公正ナル実物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルガ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルベシ。但シ日本國ヲシテ戰爭ノ爲ノ再軍備ヲナスコトヲ可能ナラシムル虞アル如キ産業ハ此ノ限ニ在ラズ。右目的ノ爲メ、原料ノ支配ハ之ヲ許サザルモ、ソノ入手ハ許可セラルベシ。日本國ハ將來世界貿易關係ヘノ參加ヲ許サルベシ。

（十二）　前記諸目的ガ達成セラレ、且ツ日本國國民ノ自由ニ表明セル意思ニ從ヒ平和的傾向ヲ有シ、且ツ責任アル政府ガ樹立セラルルトキハ、連合國ノ占領軍ハ直ニ日本國ヨリ撤收セラルベシ。

（十三）　吾等ハ日本國政府ガ直ニ全日本國軍隊ノ無條件降伏ヲ宣ジ、且ツ右ノ行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適當且ツ充分ナル保證ヲ提供センコトヲ同政府ニ対シ要求ス。

右以外ニ日本國ニ selected 途ハ迅速且ツ完全ナル壞滅アルノミトス。

附属書A－一－a

日本國政府監件附受諾

在「ワシントン」D.C.「スイス」公使館

一九四五年八月十日

獨答　日本國政府ヨリノ詔令ニ基キ在「スイス」日本公使ガ「スイス」國政治局ニ対シ左記事項ヲ「アメリカ」合衆國、佛蘭スルコトヲ依頼シ來リタルヲ通告スルノ光榮ヲ有シ候。

『常ニ世界平和ノ失墜ヲ高揚セント切望シ、コレ以上ノ戰爭ノ無益ニ因リテ齎ラサルル災害ヨリ人類ヲ救ハントノ願望ヲ以テ、敵対行爲ノ速カナル終焉ヲ熱望シ給フ天皇陛下ノ御命令ニ從ヒ、日本政府ハ、數週間以前當時中立関係ニアリタル「ソ」連政府ニ対シ、敵國トノ和平回復ノ爲メノ周旋ヲ依頼セリ。不幸ニシテ之等和平ノ爲メノ努力ハ失敗シタルヲ以テ、日本政府ハ、一般的平和ノ回復ヲ齎ラセラルル天皇陛下ノ聖旨ニ從ヒテ、且ツ戰爭ノ惨ヲ無限ノ苦難ヲ可及的速ヤカニ終熄セシメント欲シテ、以下ノ事項ヲ決定セリ

『日本政府ハ、米英及ビ中華民國ノ首脳者連ニ依リ、一九四五年七月二十六日「ポツダム」ニ於テ発セラレタル其ノ後「ソ」連國ノ署名ヲ得タル共同宣言ニ列挙セラルル條件ヲ、該宣言ガ君主トシテノ統治者タル天皇ノ大權ヲ侵害スル如何ナル要求ヲモ包含セザルモノトノ了解ノ下ニ、受諾スルノ用意アリ

『日本政府ハ此了解ガ確証セラルル事ヲ眞実希望シ、且ツ其ノ旨ノ明白ナル指示ガ連カニ與ヘラレンコトヲ熱望ス。

右「メッセージ」ノ通達ニ当リ、日本公使ハ日本政府ト米國政府ガ「スイス」國ヲ通ジテ其ノ回答ヲ送達セラルルコトヲ要請スルモノナル旨附言致シ居リ候。同樣ノ期間ガ「ソ」連政府並ニ「イギリス」政府ニ対シテハ「スエーデン」國ヲ通ジ、中華民國ニ対シテハ「スイス」國ヲ通ジテ通達中ニ御座候。在「ベルリン」中華民國公使ハ、「スイス」國政治局ヲ経テ、既ニ前記通達ヲ接受致シ候。

尚本件ニ関シ、米國政府ノ回答ヲ接受シ、且ツ之ヲ本使ノ本國政府ニ通達スル爲メ、何時ニテモ貴命ニ應ズベキ用意アルコトヲ何卒御承知置被下度候。

追テハ閣下本使ノ深甚ナル發意ヲ謝ビ御篤誠アランコトヲ

グラスリー

「スイス」國臨時代理公使

國務長官

ジエームス・F・バーンズ閣下

附属書A－一－b

日本國政府條件附受諾ニ対スル國務長官回答

一九四五年八月十一日

獨答　八月十日附貴翰ノ受領ヲ確認致シ、之ガ回答トシテ、「アメリカ」合衆國、「イギリス」連合王國、「ソビエット」社会主義共和國連邦、中國ノ盟邦政府ノ爲メニ、貴政府ニヨリ左記通告ヲ日本政府宛通達セラルベク、貴下ニ御送附致スコトヲ御通知申上グル光榮ヲ有シ候。

『「ポツダム」宣言ノ諸條件ヲ受諾シ、但シ「該宣言ガ君主トシテノ統治者タル天皇ノ大權ヲ侵害スル如何ナル要求ヲモ包含セザルモノトノ了解ノ下ニ」トノ申立ヲ含メタル日本政府ノ「メッセージ」ニ関シテ、吾々ノ立場ハ左ノ如シ。

『降伏ノ瞬間ヨリ、天皇及ビ日本政府ノ國家統治ノ權能ハ、降伏條項ヲ実施スルタメ適当ト認ムル措置ヲ執ル連合國軍最高司令官ノ權力下ニ服セシメラルルモノトス。

『天皇ハ、「ポツダム」宣言ノ諸規定ヲ実施スルニ必要ナル降伏條項ヲ日本政府並ニ日本大本営ニヨリ署名スルノ權限ヲ與ヘ、且ツ之ヲ保証スルコトヲ要求セラルベク、又凡テノ日本ノ陸

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

極東諸島ニツノ所在ノ同盟ニハ、ソ連ハ、ソ連ノ対日作戦ニ参加シ、ソ連ノ対日戦ニ対シ、ソ連ノ対日戦ニ参加シ、ソ連ノ対日戦ニ参加シ、ソ連ノ対日戦ニ参加

何時タルトヲ問ハズ被告人ガ保有セル公務上ノ地位、若ハ被告人カ自己ノ政務又ハ上司ノ命令ニ従ヒ行動セル事実ハ、何レモ夫レ自体右被告人ヲシテ其ノ起訴セラレタル犯罪ニ対スル責任ヲ免レシムルノ是ナザルモノトス。但シ斯カル事情ハ本裁判所ニ於テ正義ノ要求ト認メラルル場合ニ於テハ、刑ノ軽減ノ為ノ考慮トスルコトヲ得。

第七條　手続規定

本裁判所ハ本憲章ノ基本規定ニ準拠シ手続規定ヲ制定シ又之ヲ修正スルコトヲ得。

第八條　検察官

（イ）主席検察官　英国陸軍司令官ノ任命ニ係ル主席検察官ハ、本裁判所ノ管轄ニ属スル戦争犯罪人ニ対スル捕獲事実ノ調査及ビ訴追ヲ為ス権ヲ有スルモノトシ、且ツ右ノ総司令官ニ対シテ適当ナル法律上ノ助力ヲ為スモノトス。

（ロ）補佐検察官　日本ト戦争状態ニ在リシ各連合諸国ハ、主席検察官ノ補佐スル為、各国検察官ニ若干ノ補佐人ヲ任命スルコトヲ得。

第九條　公正ナル裁判ノ為メノ手続

被告人ニ対スル公正ナル裁判ヲ確保スル為、

（イ）起訴状　起訴状ニハ平易、簡潔且ツ適切ナル各起訴事実ノ記載ヲ為スベキモノトス。

各被告人ハ、結果ノ為メノ十分ナル時間ヲ於テ、被告人ノ為ノ弁護人ノ選任ヲ以テ起訴状及ビ其ノ修正文並ニ本憲章ノ各条ノ要件セラルベキモノトス。

（ロ）用語　審理並ニ之ニ関連セル手続ハ、英語及ビ被告人ノ理解ヲ以テ行ハルベキモノトス。

（ハ）被告人ノ為メノ弁護人　各被告人ハ其選択ニカカル弁護人ニ依リ代理セラルル権利ヲ有ス。但シ本裁判所ハ何時ニテモ有資格弁護人ヲ否認スルコトヲ得。

（ニ）証拠ノ為メノ証人　被告人ハ本裁判所ノ召喚ニ応ジ代理セラルル証人ニ対シ代理セラレタル起訴状及ビ其ノ修正文並ニ本憲章ノ各条ノ要件セラルベキモノトス。

（ホ）証拠能力　本裁判所ハ証拠ノ関係ニ関スル専門技術的規則ニ拘束セラルルコトナシ。本裁判所ハ黙認且ツ適宜ノ手続ヲ最大限度ニ採用且ツ利用スベシ、本裁判所ハ於テ証明力アリト認ムル如何ナル証拠ヲモ受理スルモノトス。被告人ノ信ジ難キ証拠ヲモ受理スルコトヲ得。

（ヘ）証拠ノ関連性　本裁判所ハ証拠ノ関連性ノ有無ヲ判定スル為メ、証拠ノ提出前其ノ性質ニ付説明ヲ徴スルコトヲ得。

（ト）受理シ得ベキ且ツ有効ナル証拠　本裁判所ハ何時ニテモ有効ナル証拠ヲ受理スルコトヲ得。

（チ）文書其ノ他ノ証拠資料ノ提出ヲ命ズルコト。

（リ）各人証ニ対シ宣誓、誓言、又ハ其ノ本国ノ慣習ニ依ル宣言ヲ為スベキコトヲ命ジ、且ツ宣誓ヲ執行スルコト。

（ヌ）本裁判所ノ指示スル事務ヲ遂行スル為メノ職員ヲ任命スルコト、コレハ略記ニヨル証拠人手ノ権限ヲ含ム。

第十二條　審理ノ執行

本裁判所ハ左記ノ各項ヲ遵守スベシ。

（イ）審理ヲ起訴事実ニヨリ生ジタル事点ノ迅速ナル取調ニ限定スルコト。

（ロ）不当ニ審理ヲ延長シムルガ如キ行為ヲ防止スル為メ職権ナル手段ヲ執リ、且ツ其ノ如何ナル延期ヲモ問ハズ、起訴事実ニ関係ナキ事点及ビ証拠ヲ排除スルコト。

（ハ）審理ニ於ケル秩序ノ維持ヲ図リ、法廷ニ於ケル不敬罪行為ノ即決シ、且ツ二重裁判ノ原理ヲ尊重シ被告人又ハ其ノ弁護人ノ出廷ヲ禁ズル如キ適当ナル制裁ヲ課スルコト。但シ之ガ為メノ起訴事実ノ判定ニ偏頗ナル影響ヲ及ボスコト無キヲ要ス。

（ニ）被告人ノ行動ニ意スベキ精神的及ビ肉体的能力ノ有無ヲ決スルコト。

第十三條　証拠

（イ）証拠能力　本裁判所ハ証拠ニ関スル専門技術的規則ニ拘束セラルルコトナシ。本裁判所（黙認且ツ適宜ノ手続ヲ最大限度ニ採用且ツ利用スベシ）、本裁判所ニ於テ証明力アリト認ムル如何ナル証拠ヲモ受理スルモノトス。被告人ノ信ジ難キモノモ採ラルル容認ス、陪審ハ総テ証拠トシテ受理スルコトヲ得。

（ロ）証拠ノ関連性　本裁判所ハ証拠ノ関連性ノ有無ヲ判定スル為メ、証拠ノ提出前其ノ性質ニ付説明ヲ徴スルコトヲ得。

（ハ）受理シ得ベキ且ツ有効ナル証拠　本裁判所ハ何時ニテモ有効ナル証拠ヲ受理スルコトヲ得。

（ニ）各人証ニ対シ宣誓、誓言、又ハ其ノ本国ノ慣習ニ依ル宣言ヲ為スベキコトヲ命ジ、且ツ宣誓ヲ執行スルコト。

（ホ）本裁判所ノ指示スル事務ヲ遂行スル為メノ職員ヲ任命スルコト、コレハ略記ニヨル証拠人手ノ権限ヲ含ム。

第十三條　審理ノ執行

本裁判所ハ左記ノ各項ヲ遵守スベシ。

（イ）審理ヲ起訴事実ニヨリ生ジタル事点ノ迅速ナル取調ニ限定スルコト。

（ロ）不当ニ審理ヲ延長シムルガ如キ行為ヲ防止スル為メ職権ナル手段ヲ執リ、且ツ其ノ如何ナル延期ヲモ問ハズ、起訴事実ニ関係ナキ事点及ビ証拠ヲ排除スルコト。

（ハ）審理ニ於ケル秩序ノ維持ヲ図リ、法廷ニ於ケル不敬罪行為ノ即決シ、且ツ二重裁判ノ原理ヲ尊重シ被告人又ハ其ノ弁護人ノ出廷ヲ禁ズル如キ適当ナル制裁ヲ課スルコト。但シ之ガ為メノ起訴事実ノ判定ニ偏頗ナル影響ヲ及ボスコト無キヲ要ス。

（ニ）被告人ノ行動ニ意スベキ精神的及ビ肉体的能力ノ有無ヲ決スルコト。

第十三條　証拠

（イ）証拠能力　本裁判所ハ証拠ニ関スル専門技術的規則ニ拘束セラルルコトナシ。本裁判所（黙認且ツ適宜ノ手続ヲ最大限度ニ採用且ツ利用スベシ）、本裁判所ニ於テ証明力アリト認ムル如何ナル証拠ヲモ受理スルモノトス。被告人ノ信ジ難キモノモ採ラルル容認ス、陪審ハ総テ証拠トシテ受理スルコトヲ得。

（ロ）証拠ノ関連性　本裁判所ハ証拠ノ関連性ノ有無ヲ判定スル為メ、証拠ノ提出前其ノ性質ニ付説明ヲ徴スルコトヲ得。

（ハ）受理シ得ベキ且ツ有効ナル証拠　本裁判所ハ何時ニテモ有効ナル証拠ヲ受理スルコトヲ得。

（ニ）文書其ノ他ノ証拠資料ノ提出ヲ命ズルコト。

（ホ）各人証ニ対シ宣誓、誓言、又ハ其ノ本国ノ慣習ニ依ル宣言ヲ為スベキコトヲ命ジ、且ツ宣誓ヲ執行スルコト。

（ヘ

訴因　第二

今如沿ハ他ノ被告ノ人々ト共ニ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一個ノ共通ノ計画又ハ共同謀議ノ立案又ハ実行ニ指導者、組織者、教唆者又ハ共犯者トシテ参画シタルモノニシテ斯カル計画又ハ共同謀議ノ目的ハ直接ニ又ハ日本ノ支配下ニ朝鮮ノ一部ヲ構成スル諸国ノ一部ヲ成ル諸国、吉林、黒龍江、及ビ熱河ノ各省ニ於ケル邦家的、政治的及ビ経済的支配ヲ獲得スルニアリ、而シテ其ノ目的ノ為ノ日本帝国ノ侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行フニアリ

附属書Aノ細目全部、附属書Bノ下記条約條項即チ第一乃至第六、第八乃至第十四、第二十二乃至第三十二及ビ第三十五並ニ附属書Cノ下記誓約即チ第一乃至第八ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第三

今如沿ハ他ノ被告ノ人々ト共ニ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一個ノ共同謀議ノ立案又ハ実行ニ指導者、組織者、教唆者又ハ共犯者トシテ参画シタルモノニシテ斯カル計画又ハ共同謀議ノ目的ハ直接ニ又ハ日本ノ支配下ニ朝鮮ノ一部ヲ構成スル諸国ノ一部ヲ成ル諸国、吉林、黒龍江、及ビ熱河ノ各省ニ於ケル邦家的、政治的及ビ経済的支配ヲ獲得スルニアリ、而シテ其ノ目的ノ為ノ日本帝国ノ侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行フニアリ

附属書Aノ細目全部、附属書Bノ下記条約條項即チ第一乃至第六、第八乃至第十四、第二十二乃至第三十二及ビ第三十五並ニ附属書Cノ下記誓約即チ第一乃至第八ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第四

今被告ハ他ノ被告ノ人々ト共ニ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一個ノ共通ノ計画又ハ共同謀議ノ立案又ハ実行ニ指導者、組織者、教唆者又ハ共犯者トシテ参画シタルモノニシテ斯カル計画実行ニ付キ本人自身ニヨリ認識セレタルト他ノ何人ニヨリ認識サレタルトヲ問ハズ一切ノ行為ニ対シ責任ヲ有ス

斯カル計画又ハ共同謀議ノ目的ハ日本ガ東「アジア」並ニ太平洋及ビ印度洋並ニ右地域内又ハ之ニ隣接セル凡テノ国家及ビ島嶼ニ於ケル軍事的、政治的及ビ経済的支配ヲ獲得スルニ在リ而シテ其ノ目的ノ為メ武力ヲ以テ、又ハ同一ノ目的ノ有スル他ノ諸国ト共謀シテ、若クハ右計画乃至共同謀議ニ参与シタル諸国ノ一部ヲ武力ヲ以テ、又ハ同一ノ目的ノ有スル他ノ諸国ト共謀シテ、若クハ右計画乃至共同謀議ニ参与シタル諸国ノ一部ヲ武力ヲ以テ、又ハ同一ノ目的ノ有スル他ノ諸国ト共謀シテ、「アメリカ合衆国、全「イギリス」連邦（本起訴状ニ於テ使用セル地名ハ常ニ「グレート・ブリテン」及ビ北「アイルランド」連合王国、「オーストラリア」連邦、「カナダ」、「ニユージーランド」、南「アフリカ」連邦、「インド」、「ビルマ」、「マレー」連邦及ビ英蘭連盟ニ於テ個々ニ代表セラレザル「イギリス」帝国ノ他ノ凡テノ部分ヲ含ムモノトス）「フランス」共和国、「オランダ」王国、中華民国、「ポルトガル」共和国、「タイ」国、「フイリツピン」国及ビ「ソビエット」社会主義共和国連邦又ハ之等ノ内其ノ目的ノ為反対スル諸国ニ対シ宣戦ヲ布告セスル又ハ布告セザル侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行フニ在リ

附属書Aノ細目、附属書Bノ條約條項及ビ附属書Cノ誓約ノ各全部ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第五

今被告ハ他ノ被告ノ人々ト共ニ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一個ノ共通ノ計画又ハ共同謀議ノ立案又ハ実行ニ指導者、組織者、教唆者又ハ共犯者トシテ参画シタルモノニシテ斯カル計画又ハ共同謀議ノ目的ハ「ドイツ」、「イタリア」及ビ日本ガ自己特有ノ圏内ニ——日本ハ「東「アジア」、「太平洋及ビ「インド」洋並ニ右地域内ノ又ハ之ニ隣接セル凡テノ国家及ビ島嶼ニ——夫々特別支配ヲ有スルコトニ依リ全世界ニ亘ル軍事的、政治的及ビ経済的支配ヲ獲得スベキコト、而シテ右三国ハ其ノ目的ノ為メ相協力相扶ケ以テ其ノ目的ニ反対スル諸国、特ニ「アメリカ」合衆国、全「イギリス」連邦、「フランス」共和国、「オランダ」王国、中華民国、「ポルトガル」共和国、「タイ」王国、「フイリツピン」国及ビ「ソビエット」社会主義共和国連邦ニ対シ宣戦ヲ布告セル又ハ布告セザル侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行フニ在リ

附属書Aノ細目、附属書Bノ條約條項及ビ附属書Cノ誓約ノ各全部ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第六

今被告ハ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ中華民国ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行フニ在リ

附属書Aノ細目、附属書Bノ條約條項及ビ附属書Cノ誓約ノ各全部ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第七

今被告ハ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「アメリカ」合衆国ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ計画シタル共同謀議ノ目的ハ「ドイツ」、「イタリア」及ビ日本ガ自己特有ノ圏内ニ——日本ハ「東「アジア」、「太平洋及ビ「インド」洋並ニ右地域内ノ又ハ之ニ隣接セル凡テノ国家及ビ島嶼ニ——夫々特別支配ヲ有スルコトニ依リ全世界ニ亘ル軍事的、政治的及ビ経済的支配ヲ獲得スベキコト、而シテ右三国ハ其ノ目的ノ為メ相協力相扶ケ以テ其ノ目的ニ反対スル諸国、特ニ「アメリカ」合衆国、全「イギリス」連邦、「フランス」共和国、「オランダ」王国、中華民国、「ポルトガル」共和国、「タイ」王国、「フイリツピン」国及ビ「ソビエット」社会主義共和国連邦ニ対シ宣戦ヲ布告セル又ハ布告セザル侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ計画シタル共同謀議ノ目的ハ「ドイツ」、「イタリア」及ビ日本ガ自己特有ノ圏内ニ——日本ハ「東「アジア」、「太平洋及ビ「インド」洋並ニ右地域内ノ又ハ之ニ隣接セル凡テノ国家及ビ島嶼ニ——夫々特別支配ヲ有スルコトニ依リ全世界ニ亘ル軍事的、政治的及ビ経済的支配ヲ獲得スベキコト、而シテ右三国ハ其ノ目的ノ為メ相協力相扶ケ以テ其ノ目的ニ反対スル諸国、特ニ「アメリカ」合衆国、全「イギリス」連邦、「フランス」共和国、「オランダ」王国、中華民国、「ポルトガル」共和国、「タイ」王国、「フイリツピン」国及ビ「ソビエット」社会主義共和国連邦ニ対シ宣戦ヲ布告セル又ハ布告セザル侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行フニ在リ

附属書Aノ細目、附属書Bノ條約條項及ビ附属書Cノ誓約ノ各全部ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第八

今被告ハ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「ダレート・ブリテン」及ビ北「アイルランド」連合王国、及ビ全「イギリス」連邦中未だ詳細ニ於ケル個々ノ訴因ノ主体タラザル凡テノ部分ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ計画シタル共同謀議ノ目的ハ「ドイツ」、「イタリア」及ビ日本ガ自己特有ノ圏内ニ——日本ハ「東「アジア」、「太平洋及ビ「インド」洋並ニ右地域内ノ又ハ之ニ隣接セル凡テノ国家及ビ島嶼ニ——夫々特別支配ヲ有スルコトニ依リ全世界ニ亘ル軍事的、政治的及ビ経済的支配ヲ獲得スベキコト、而シテ右三国ハ其ノ目的ノ為メ相協力相扶ケ以テ其ノ目的ニ反対スル諸国、特ニ「アメリカ」合衆国、全「イギリス」連邦、「フランス」共和国、「オランダ」王国、中華民国、「ポルトガル」共和国、「タイ」王国、「フイリツピン」国及ビ「ソビエット」社会主義共和国連邦ニ対シ宣戦ヲ布告セル又ハ布告セザル侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ計画シタル共同謀議ノ目的ハ「ドイツ」、「イタリア」及ビ日本ガ自己特有ノ圏内ニ——日本ハ「東「アジア」、「太平洋及ビ「インド」洋並ニ右地域内ノ又ハ之ニ隣接セル凡テノ国家及ビ島嶼ニ——夫々特別支配ヲ有スルコトニ依リ全世界ニ亘ル軍事的、政治的及ビ経済的支配ヲ獲得スベキコト、而シテ右三国ハ其ノ目的ノ為メ相協力相扶ケ以テ其ノ目的ニ反対スル諸国、特ニ「アメリカ」合衆国、全「イギリス」連邦、「フランス」共和国、「オランダ」王国、中華民国、「ポルトガル」共和国、「タイ」王国、「フイリツピン」国及ビ「ソビエット」社会主義共和国連邦ニ対シ宣戦ヲ布告セル又ハ布告セザル侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行フニ在リ

附属書Aノ細目、附属書Bノ條約條項及ビ附属書Cノ誓約ノ各全部ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第九

今被告ハ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「オーストラリア」連邦ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ計画シタル共同謀議ノ目的ハ「ドイツ」、「イタリア」及ビ日本ガ自己特有ノ圏内ニ——日本ハ「東「アジア」、「太平洋及ビ「インド」洋並ニ右地域内ノ又ハ之ニ隣接セル凡テノ国家及ビ島嶼ニ——夫々特別支配ヲ有スルコトニ依リ全世界ニ亘ル軍事的、政治的及ビ経済的支配ヲ獲得スベキコト、而シテ右三国ハ其ノ目的ノ為メ相協力相扶ケ以テ其ノ目的ニ反対スル諸国、特ニ「アメリカ」合衆国、全「イギリス」連邦、「フランス」共和国、「オランダ」王国、中華民国、「ポルトガル」共和国、「タイ」王国、「フイリツピン」国及ビ「ソビエット」社会主義共和国連邦ニ対シ宣戦ヲ布告セル又ハ布告セザル侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行フニ在リ

附属書Aノ細目、附属書Bノ條約條項及ビ附属書Cノ誓約ノ各全部ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第十

今被告ハ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「ニユージーランド」ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ計画シタル共同謀議ノ目的ハ「ドイツ」、「イタリア」及ビ日本ガ自己特有ノ圏内ニ——日本ハ「東「アジア」、「太平洋及ビ「インド」洋並ニ右地域内ノ又ハ之ニ隣接セル凡テノ国家及ビ島嶼ニ——夫々特別支配ヲ有スルコトニ依リ全世界ニ亘ル軍事的、政治的及ビ経済的支配ヲ獲得スベキコト、而シテ右三国ハ其ノ目的ノ為メ相協力相扶ケ以テ其ノ目的ニ反対スル諸国、特ニ「アメリカ」合衆国、全「イギリス」連邦、「フランス」共和国、「オランダ」王国、中華民国、「ポルトガル」共和国、「タイ」王国、「フイリツピン」国及ビ「ソビエット」社会主義共和国連邦ニ対シ宣戦ヲ布告セル又ハ布告セザル侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行フニ在リ

附属書Aノ細目、附属書Bノ條約條項及ビ附属書Cノ誓約ノ各全部ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第十一

今被告ハ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「カナダ」ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ計画シタル共同謀議ノ目的ハ「ドイツ」、「イタリア」及ビ日本ガ自己特有ノ圏内ニ——日本ハ「東「アジア」、「太平洋及ビ「インド」洋並ニ右地域内ノ又ハ之ニ隣接セル凡テノ国家及ビ島嶼ニ——夫々特別支配ヲ有スルコトニ依リ全世界ニ亘ル軍事的、政治的及ビ経済的支配ヲ獲得スベキコト、而シテ右三国ハ其ノ目的ノ為メ相協力相扶ケ以テ其ノ目的ニ反対スル諸国、特ニ「アメリカ」合衆国、全「イギリス」連邦、「フランス」共和国、「オランダ」王国、中華民国、「ポルトガル」共和国、「タイ」王国、「フイリツピン」国及ビ「ソビエット」社会主義共和国連邦ニ対シ宣戦ヲ布告セル又ハ布告セザル侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行フニ在リ

附属書Aノ細目、附属書Bノ條約條項及ビ附属書Cノ誓約ノ各全部ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第十二

今被告ハ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「ビルマ」ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ計画シタル共同謀議ノ目的ハ「ドイツ」、「イタリア」及ビ日本ガ自己特有ノ圏内ニ——日本ハ「東「アジア」、「太平洋及ビ「インド」洋並ニ右地域内ノ又ハ之ニ隣接セル凡テノ国家及ビ島嶼ニ——夫々特別支配ヲ有スルコトニ依リ全世界ニ亘ル軍事的、政治的及ビ経済的支配ヲ獲得スベキコト、而シテ右三国ハ其ノ目的ノ為メ相協力相扶ケ以テ其ノ目的ニ反対スル諸国、特ニ「アメリカ」合衆国、全「イギリス」連邦、「フランス」共和国、「オランダ」王国、中華民国、「ポルトガル」共和国、「タイ」王国、「フイリツピン」国及ビ「ソビエット」社会主義共和国連邦ニ対シ宣戦ヲ布告セル又ハ布告セザル侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行フニ在リ

附属書Aノ細目、附属書Bノ條約條項及ビ附属書Cノ誓約ノ各全部ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第十三

今被告ハ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「フランス」共和国ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ計画シタル共同謀議ノ目的ハ「ドイツ」、「イタリア」及ビ日本ガ自己特有ノ圏内ニ——日本ハ「東「アジア」、「太平洋及ビ「インド」洋並ニ右地域内ノ又ハ之ニ隣接セル凡テノ国家及ビ島嶼ニ——夫々特別支配ヲ有スルコトニ依リ全世界ニ亘ル軍事的、政治的及ビ経済的支配ヲ獲得スベキコト、而シテ右三国ハ其ノ目的ノ為メ相協力相扶ケ以テ其ノ目的ニ反対スル諸国、特ニ「アメリカ」合衆国、全「イギリス」連邦、「フランス」共和国、「オランダ」王国、中華民国、「ポルトガル」共和国、「タイ」王国、「フイリツピン」国及ビ「ソビエット」社会主義共和国連邦ニ対シ宣戦ヲ布告セル又ハ布告セザル侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行フニ在リ

附属書Aノ細目、附属書Bノ條約條項及ビ附属書Cノ誓約ノ各全部ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第十四

今被告ハ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「オランダ」王国ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ計画シタル共同謀議ノ目的ハ「ドイツ」、「イタリア」及ビ日本ガ自己特有ノ圏内ニ——日本ハ「東「アジア」、「太平洋及ビ「インド」洋並ニ右地域内ノ又ハ之ニ隣接セル凡テノ国家及ビ島嶼ニ——夫々特別支配ヲ有スルコトニ依リ全世界ニ亘ル軍事的、政治的及ビ経済的支配ヲ獲得スベキコト、而シテ右三国ハ其ノ目的ノ為メ相協力相扶ケ以テ其ノ目的ニ反対スル諸国、特ニ「アメリカ」合衆国、全「イギリス」連邦、「フランス」共和国、「オランダ」王国、中華民国、「ポルトガル」共和国、「タイ」王国、「フイリツピン」国及ビ「ソビエット」社会主義共和国連邦ニ対シ宣戦ヲ布告セル又ハ布告セザル侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行フニ在リ

附属書Aノ細目、附属書Bノ條約條項及ビ附属書Cノ誓約ノ各全部ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第十五

今被告ハ他ノ被告ノ人々ト共ニ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一個ノ共通ノ計画又ハ共同謀議ノ立案又ハ実行ニ指導者、組織者、教唆者又ハ共犯者トシテ参画シタルモノニシテ斯カル計画又ハ共同謀議ノ目的ハ「ドイツ」、「イタリア」及ビ日本ガ自己特有ノ圏内ニ——日本ハ「東「アジア」、「太平洋及ビ「インド」洋並ニ右地域内ノ又ハ之ニ隣接セル凡テノ国家及ビ島嶼ニ——夫々特別支配ヲ有スルコトニ依リ全世界ニ亘ル軍事的、政治的及ビ経済的支配ヲ獲得スベキコト、而シテ右三国ハ其ノ目的ノ為メ相協力相扶ケ以テ其ノ目的ニ反対スル諸国、特ニ「アメリカ」合衆国、全「イギリス」連邦、「フランス」共和国、「オランダ」王国、中華民国、「ポルトガル」共和国、「タイ」王国、「フイリツピン」国及ビ「ソビエット」社会主義共和国連邦ニ対シ宣戦ヲ布告セル又ハ布告セザル侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行フニ在リ

附属書Aノ細目、附属書Bノ條約條項及ビ附属書Cノ誓約ノ各全部ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第十六

今被告ハ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「タイ」王国ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ計画シタル共同謀議ノ目的ハ「ドイツ」、「イタリア」及ビ日本ガ自己特有ノ圏内ニ——日本ハ「東「アジア」、「太平洋及ビ「インド」洋並ニ右地域内ノ又ハ之ニ隣接セル凡テノ国家及ビ島嶼ニ——夫々特別支配ヲ有スルコトニ依リ全世界ニ亘ル軍事的、政治的及ビ経済的支配ヲ獲得スベキコト、而シテ右三国ハ其ノ目的ノ為メ相協力相扶ケ以テ其ノ目的ニ反対スル諸国、特ニ「アメリカ」合衆国、全「イギリス」連邦、「フランス」共和国、「オランダ」王国、中華民国、「ポルトガル」共和国、「タイ」王国、「フイリツピン」国及ビ「ソビエット」社会主義共和国連邦ニ対シ宣戦ヲ布告セル又ハ布告セザル侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行フニ在リ

附属書Aノ細目、附属書Bノ條約條項及ビ附属書Cノ誓約ノ各全部ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第十七

今被告ハ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「フイリツピン」国ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ計画シタル共同謀議ノ目的ハ「ドイツ」、「イタリア」及ビ日本ガ自己特有ノ圏内ニ——日本ハ「東「アジア」、「太平洋及ビ「インド」洋並ニ右地域内ノ又ハ之ニ隣接セル凡テノ国家及ビ島嶼ニ——夫々特別支配ヲ有スルコトニ依リ全世界ニ亘ル軍事的、政治的及ビ経済的支配ヲ獲得スベキコト、而シテ右三国ハ其ノ目的ノ為メ相協力相扶ケ以テ其ノ目的ニ反対スル諸国、特ニ「アメリカ」合衆国、全「イギリス」連邦、「フランス」共和国、「オランダ」王国、中華民国、「ポルトガル」共和国、「タイ」王国、「フイリツピン」国及ビ「ソビエット」社会主義共和国連邦ニ対シ宣戦ヲ布告セル又ハ布告セザル侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行フニ在リ

附属書Aノ細目、附属書Bノ條約條項及ビ附属書Cノ誓約ノ各全部ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第十八

今被告ハ他ノ被告ノ人々ト共ニ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一個ノ共通ノ計画又ハ共同謀議ノ立案又ハ実行ニ指導者、組織者、教唆者又ハ共犯者トシテ参画シタルモノニシテ斯カル計画実行ニ付キ本人自身ニヨリ認識セレタルト他ノ何人ニヨリ認識サレタルトヲ問ハズ一切ノ行為ニ対シ責任ヲ有ス

斯カル計画又ハ共同謀議ノ目的ハ日本ガ東「アジア」並ニ太平洋及ビ印度洋並ニ右地域内又ハ之ニ隣接セル凡テノ国家及ビ島嶼ニ於ケル軍事的、政治的及ビ経済的支配ヲ獲得スルニ在リ而シテ其ノ目的ノ為メ武力ヲ以テ、又ハ同一ノ目的ノ有スル他ノ諸国ト共謀シテ、若クハ右計画乃至共同謀議ニ参与シタル諸国ノ一部ヲ武力ヲ以テ、又ハ同一ノ目的ノ有スル他ノ諸国ト共謀シテ、「アメリカ合衆国、全「イギリス」連邦（本起訴状ニ於テ使用セル地名ハ常ニ「グレート・ブリテン」及ビ北「アイルランド」連合王国、「オーストラリア」連邦、「カナダ」、「ニユージーランド」、南「アフリカ」連邦、「インド」、「ビルマ」、「マレー」連邦及ビ英蘭連盟ニ於テ個々ニ代表セラレザル「イギリス」帝国ノ他ノ凡テノ部分ヲ含ムモノトス）「フランス」共和国、「オランダ」王国、中華民国、「ポルトガル」共和国、「タイ」国、「フイリツピン」国及ビ「ソビエット」社会主義共和国連邦ニ対シ宣戦ヲ布告セル又ハ布告セザル侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行フニ在リ

附属書Aノ細目、附属書Bノ條約條項及ビ附属書Cノ誓約ノ各全部ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第十九

今被告ハ他ノ被告ノ人々ト共ニ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一個ノ共通ノ計画又ハ共同謀議ノ立案又ハ実行ニ指導者、組織者、教唆者又ハ共犯者トシテ参画シタルモノニシテ斯カル計画又ハ共同謀議ノ目的ハ直接ニ又ハ日本ノ支配下ニ朝鮮ノ一部ヲ構成スル諸国ノ一部ヲ成ル諸国、吉林、黒龍江、及ビ熱河ノ各省ニ於ケル邦家的、政治的及ビ経済的支配ヲ獲得スルニアリ、而シテ其ノ目的ノ為メ日本帝国ノ侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行フニアリ

附属書Aノ細目全部、附属書Bノ下記条約條項即チ第一乃至第六、第八乃至第十四、第二十二乃至第三十二及ビ第三十五並ニ附属書Cノ下記誓約即チ第一乃至第八ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第二十

今被告ハ他ノ被告ノ人々ト共ニ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一個ノ共通ノ計画又ハ共同謀議ノ立案又ハ実行ニ指導者、組織者、教唆者又ハ共犯者トシテ参画シタルモノニシテ斯カル計画又ハ共同謀議ノ目的ハ直接ニ又ハ日本ノ支配下ニ朝鮮ノ一部ヲ構成スル諸国ノ一部ヲ成ル諸国、吉林、黒龍江、及ビ熱河ノ各省ニ於ケル邦家的、政治的及ビ経済的支配ヲ獲得スルニアリ、而シテ其ノ目的ノ為メ日本帝国ノ侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行フニアリ

附属書Aノ細目全部、附属書Bノ下記条約條項即チ第一乃至第六、第八乃至第十四、第二十二乃至第三十二及ビ第三十五並ニ附属書Cノ下記誓約即チ第一乃至第八ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第二十一

今被告ハ他ノ被告ノ人々ト共ニ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一個ノ共通ノ計画又ハ共同謀議ノ立案又ハ実行ニ指導者、組織者、教唆者又ハ共犯者トシテ参画シタルモノニシテ斯カル計画又ハ共同謀議ノ目的ハ直接ニ又ハ日本ノ支配下ニ朝鮮ノ一部ヲ構成スル諸国ノ一部ヲ成ル諸国、吉林、黒龍江、及ビ熱河ノ各省ニ於ケル邦家的、政治的及ビ経済的支配ヲ獲得スルニアリ、而シテ其ノ目的ノ為メ日本帝国ノ侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行フニアリ

附属書Aノ細目全部、附属書Bノ下記条約條項即チ第一乃至第六、第八乃至第十四、第二十二乃至第三十二及ビ第三十五並ニ附属書Cノ下記誓約即チ第一乃至第八ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第二十二

今被告ハ他ノ被告ノ人々ト共ニ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一個ノ共通ノ計画又ハ共同謀議ノ立案又ハ実行ニ指導者、組織者、教唆者又ハ共犯者トシテ参画シタルモノニシテ斯カル計画又ハ共同謀議ノ目的ハ直接ニ又ハ日本ノ支配下ニ朝鮮ノ一部ヲ構成スル諸国ノ一部ヲ成ル諸国、吉林、黒龍江、及ビ熱河ノ各省ニ於ケル邦家的、政治的及ビ経済的支配ヲ獲得スルニアリ、而シテ其ノ目的ノ為メ日本帝国ノ侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行フニアリ

附属書Aノ細目全部、附属書Bノ下記条約條項即チ第一乃至第六、第八乃至第十四、第二十二乃至第三十二及ビ第三十五並ニ附属書Cノ下記誓約即チ第一乃至第八ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第二十三

被告荒木、土肥原、平沼、廣田、星野、板垣、木戸、松井、武藤、東條、梅津ハ一九三一年（昭和六年）九月十八日又ハ其ノ頃ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ中華民国ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ハリ

訴因第二十三ニ於テハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第二十四

被告荒木、土肥原、平沼、廣田、星野、板垣、木戸、松井、武藤、東條、梅津ハ一九三一年（昭和六年）九月十八日又ハ其ノ頃ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ中華民国ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ハリ

訴因第二十四ニ於テハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第二十五

被告荒木、土肥原、板垣、平沼、廣田、星野、板垣、木戸、松井、武藤、鈴木、東郷、東條及ビ梅津ハ一九三七年（昭和十二年）七月七日又ハ其ノ頃ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ中華民国ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ハリ

訴因第二十五ニ於テハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第二十六

被告荒木、土肥原、板垣、平沼、廣田、星野、板垣、木戸、松井、武藤、鈴木、東郷、東條及ビ梅津ハ一九三七年（昭和十二年）七月七日又ハ其ノ頃ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ中華民国ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ハリ

訴因第二十六ニ於テハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第二十七

今被告ハ一九三一年（昭和六年）九月十八日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ中華民国ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ハリ

訴因第二十七ニ於テハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第二十八

被告荒木、土肥原、板垣、平沼、廣田、星野、板垣、木戸、松井、武藤、鈴木、東郷、東條及ビ梅津ハ一九三七年（昭和十二年）七月七日又ハ其ノ頃ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ中華民国ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ハリ

訴因第二十八ニ於テハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第二十九

被告荒木、土肥原、板垣、平沼、廣田、星野、板垣、木戸、松井、武藤、鈴木、東郷、東條及ビ梅津ハ一九三七年（昭和十二年）七月七日又ハ其ノ頃ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ中華民国ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ハリ

訴因第二十九ニ於テハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第三十

被告荒木、土肥原、板垣、平沼、廣田、星野、板垣、木戸、松井、武藤、鈴木、東郷、東條及ビ梅津ハ一九三七年（昭和十二年）七月七日又ハ其ノ頃ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ中華民国ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ハリ

訴因第三十ニ於テハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第三十一

被告荒木、土肥原、平沼、廣田、星野、板垣、木戸、松井、武藤、鈴木、東郷、東條及ビ梅津ハ一九三七年（昭和十二年）七月七日又ハ其ノ頃ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ中華民国ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ハリ

訴因第三十一ニ於テハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第三十二

被告荒木、土肥原、平沼、廣田、星野、板垣、木戸、松井、武藤、鈴木、東郷、東條及ビ梅津ハ一九三七年（昭和十二年）七月七日又ハ其ノ頃ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ中華民国ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ハリ

訴因第三十二ニ於テハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第三十三

被告荒木、土肥原、平沼、廣田、星野、板垣、木戸、松井、武藤、鈴木、東郷、東條及ビ梅津ハ一九三七年（昭和十二年）七月七日又ハ其ノ頃ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ中華民国ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ハリ

訴因第三十三ニ於テハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第三十四

被告荒木、土肥原、平沼、廣田、星野、板垣、木戸、松井、武藤、鈴木、東郷、東條及ビ梅津ハ一九三七年（昭和十二年）七月七日又ハ其ノ頃ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ中華民国ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ハリ

訴因第三十四ニ於テハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第三十五

被告荒木、土肥原、板垣、平沼、廣田、星野、板垣、木戸、松井、武藤、鈴木、東郷、東條及ビ梅津ハ一九三七年（昭和十二年）七月七日又ハ其ノ頃ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ中華民国ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、条約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ハリ

訴因第三十五ニ於テハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第三十六

被告荒木、土肥原、板垣、平沼、廣田、星野、板垣、木戸、松井、武藤、鈴木、東郷、東條及ビ梅津ハ一九三七年（昭和十二年）七月七日又ハ其ノ頃ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ中華民国ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、条

訴因　第二十八

全被告ハ一九三七年（昭和十二年）七月七日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル間ノ期間ニ於テ中華民國ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ヘリ。

訴因第二十九ニ於テハ同一ノ細目、條約條項及ビ誓約ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第二十九

全被告ハ一九四一年（昭和十六年）十二月七日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「アメリカ合衆國」ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ヘリ

被告ハ細目中下記略称ノ第四乃至第十並ニ訴因第二十ニ於テハ同一ノ條約條項及ビ誓約ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第三十

全被告ハ一九四一年（昭和十六年）十二月七日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「ブイリピン」國ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ヘリ

訴因　第三十一

全被告ハ一九四一年（昭和十六年）十二月七日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「イギリス」国邦ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ヘリ

被告ハ細目中下記略称ノ第四乃至第十並ニ訴因第二十二ニ於テハ同一ノ條約條項及ビ誓約ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第三十二

全被告ハ一九四一年（昭和十六年）十二月七日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「オランダ」王國ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ヘリ

訴因第二十二ニ於テハ同一ノ細目、條約條項及ビ誓約ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第三十三

全被告ハ一九四一年（昭和十六年）十二月七日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「タイ」王國ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ヘリ

訴因第二十四ニ於テハ同一ノ細目及ビ條約條項ハ本訴因ニ関係アリ。

訴因　第三十五

訴因第二十五ニ於テハ同一ノ被告ハ一九三八年（昭和十三年）ノ「ゾビエット」社会主義共和國連邦ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ヘリ

訴因第二十七ニ於テハ同一ノ細目、條約條項及ビ誓約ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第三十六

訴因第二十六ニ於テハ同一ノ被告ハ一九三九年（昭和十四年）ノ「モンゴル」人民共和國及ビ「ソビエット」社会主義共和國連邦ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ヘリ

訴因第二十七ニ於テハ同一ノ細目、條約條項及ビ誓約ハ本訴因ニ関係アリ

第二項　殺人

下記訴因ニ就キテハ殺人罪及ビ殺人ノ共同謀議ノ罪ハ、謀罪ノ主ニ犯罪セラレタル者及ビ其ノ各自ガ個々ニ責任アリト主張セラレタル行為ナルト共ニ侵害ノ裁判所管例第五條ノ全項、国際法及ビ日本ヲ含メ犯罪ノ行ハレタル國ノ國内法又ハ其等ノ一若クハ二以上ニ違反シタル行為ニ対シ責任アリト主張セラレタル居ル人間ハズ一切ノ行為ニ対シ責任ヲ有ス

訴因　第三十七

被告土肥原、平沼、廣田、星野、賀屋、木戸、木村、松岡、武藤、永野、岡、大島、佐藤、嶋田、鈴木、東郷及ビ東條ハ他ノ諸多ノ人々ト共ニ一九四〇年（昭和十五年）六月一日ヨリ一九四一年（昭和十六年）十二月八日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一個ノ共通ノ計画又ハ共同謀議ノ立案又ハ実行ニ付キ本人自身ニヨリ為サレタル他ノ何人ニヨリ為サレタルトヲ問ハズ一切ノ行為ニ対シ責任ヲ有スル旨ノ宣言ヲ為シタル者ニシテ斯カル計画又ハ共同謀議ノ目的ハ「アメリカ合衆國」、「ブイリピン」國、全「イギリス」国邦、「オランダ」王國及ビ「タイ」王國ニ対シ不法ナル戦争行為ヲ開始シ且日本カ上述國家ト平和状態ニアル時ニ於テ不法ニ皇等諸國家又ハ其ノ領土、艦船並ニ航空機ノ攻撃ヲ日本軍ニ命ジ為サシメ且許スコトニ因リテ起ノ人々ヲ不法ニ殺害シ殺戮セントスルニ在リタリ

殺害或ハ殺戮ノ目的トセラレタル者ハ凡テ上述諸國家ノ軍隊及ビ一般人中斯カル攻撃ノ際偶々其ノ地点ニ居合セタラン者ナリ

訴因　第三十八

被告土肥原、平沼、廣田、星野、賀屋、木戸、木村、松岡、武藤、永野、岡、大島、佐藤、嶋田、鈴木、東郷及ビ東條ハ他ノ諸多ノ人々ト共ニ一九四〇年（昭和十五年）六月一日ヨリ一九四一年（昭和十六年）十二月八日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「オランダ」王國ニ対シ不法ナル戦争行為ヲ開始シ且日本カ上述國家ト平和状態ニアル時ニ於テ不法ニ皇等諸國家又ハ其ノ領土、艦船並ニ航空機ノ攻撃ヲ日本軍ニ命ジ為サシメ且許スコトニ因リテ起ノ人々ヲ不法ニ殺害シ殺戮セントスルニ在リタリ

殺害或ハ殺戮ノ目的トセラレタル者ハ凡テ上述國家ノ軍隊及ビ一般人中斯カル攻撃ノ際偶々其ノ地点ニ居合セタラン者ナリ

訴因　第三十九

訴因第三十九ニ於テハ同一ノ被告ハ本件訴因第二十二ニ於テ主張シタル情況ノ下ニ一九四一年（昭和十六年）十二月七日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「オランダ」王國ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ヘリ

訴因第三十九ニ於テハ同一ノ細目、條約條項及ビ誓約ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第四十

被告土肥原、平沼、廣田、星野、賀屋、木戸、木村、松岡、武藤、永野、岡、大島、佐藤、嶋田、鈴木、東郷及ビ東條ハ他ノ諸多ノ人々ト共ニ一九四〇年（昭和十五年）六月一日ヨリ一九四一年（昭和十六年）十二月八日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一個ノ共通ノ計画又ハ共同謀議ノ立案又ハ実行ニ付キ本人自身ニヨリ為サレタル他ノ何人ニヨリ為サレタルトヲ問ハズ一切ノ行為ニ対シ責任ヲ有スル旨ノ宣言ヲ為シタル者ニシテ斯カル計画又ハ共同謀議ノ目的ハ「アメリカ合衆國」、「ブイリピン」國、全「イギリス」国邦、「オランダ」王國及ビ「タイ」王國ニ対シ不法ナル戦争行為ヲ開始シ且日本カ上述國家ト平和状態ニアル時ニ於テ不法ニ皇等諸國家又ハ其ノ領土、艦船並ニ航空機ノ攻撃ヲ日本軍ニ命ジ為サシメ且許スコトニ因リテ起ノ人々ヲ不法ニ殺害シ殺戮セントスルニ在リタリ

殺害或ハ殺戮ノ目的トセラレタル者ハ凡テ上述國家ノ軍隊及ビ一般人中斯カル攻撃ノ際偶々其ノ地点ニ居合セタラン者ナリ

訴因　第三十一

被告土肥原、平沼、廣田、星野、賀屋、木戸、木村、松岡、武藤、永野、岡、大島、佐藤、嶋田、鈴木、東郷及ビ東條ハ他ノ諸多ノ人々ト共ニ一九四〇年（昭和十五年）六月一日ヨリ一九四一年（昭和十六年）十二月八日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「ブイリピン」國ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ヘリ

訴因第三十一ニ於テハ同一ノ細目、條約條項及ビ誓約ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第三十二

被告土肥原、平沼、廣田、星野、賀屋、木戸、木村、松岡、武藤、永野、岡、大島、佐藤、嶋田、鈴木、東郷及ビ東條ハ他ノ諸多ノ人々ト共ニ一九四〇年（昭和十五年）六月一日ヨリ一九四一年（昭和十六年）十二月八日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一個ノ共通ノ計画又ハ共同謀議ノ立案又ハ実行ニ付キ本人自身ニヨリ為サレタル他ノ何人ニヨリ為サレタルトヲ問ハズ一切ノ行為ニ対シ責任ヲ有スル旨ノ宣言ヲ為シタル者ニシテ斯カル計画又ハ共同謀議ノ目的ハ「アメリカ合衆國」、「ブイリピン」國、全「イギリス」国邦、「オランダ」王國及ビ「タイ」王國ニ対シ不法ナル戦争行為ヲ開始シ且日本カ上述國家ト平和状態ニアル時ニ於テ不法ニ皇等諸國家又ハ其ノ領土、艦船並ニ航空機ノ攻撃ヲ日本軍ニ命ジ為サシメ且許スコトニ因リテ起ノ人々ヲ不法ニ殺害シ殺戮セントスルニ在リタリ

殺害或ハ殺戮ノ目的トセラレタル者ハ凡テ上述國家ノ軍隊及ビ一般人中斯カル攻撃ノ際偶々其ノ地点ニ居合セタラン者ナリ

訴因　第三十三

被告土肥原、平沼、廣田、星野、賀屋、木戸、木村、松岡、武藤、永野、岡、大島、佐藤、嶋田、鈴木、東郷及ビ東條ハ他ノ諸多ノ人々ト共ニ一九四〇年（昭和十五年）六月一日ヨリ一九四一年（昭和十六年）十二月八日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一個ノ共通ノ計画又ハ共同謀議ノ立案又ハ実行ニ付キ本人自身ニヨリ為サレタル他ノ何人ニヨリ為サレタルトヲ問ハズ一切ノ行為ニ対シ責任ヲ有スル旨ノ宣言ヲ為シタル者ニシテ斯カル計画又ハ共同謀議ノ目的ハ「アメリカ合衆國」、「ブイリピン」國、全「イギリス」国邦、「オランダ」王國及ビ「タイ」王國ニ対シ不法ナル戦争行為ヲ開始シ且日本カ上述國家ト平和状態ニアル時ニ於テ不法ニ皇等諸國家又ハ其ノ領土、艦船並ニ航空機ノ攻撃ヲ日本軍ニ命ジ為サシメ且許スコトニ因リテ起ノ人々ヲ不法ニ殺害シ殺戮セントスルニ在リタリ

殺害或ハ殺戮ノ目的トセラレタル者ハ凡テ上述國家ノ軍隊及ビ一般人中斯カル攻撃ノ際偶々其ノ地点ニ居合セタラン者ナリ

訴因　第三十四

被告土肥原、平沼、廣田、星野、賀屋、木戸、木村、松岡、武藤、永野、岡、大島、佐藤、嶋田、鈴木、東郷及ビ東條ハ他ノ諸多ノ人々ト共ニ一九四〇年（昭和十五年）六月一日ヨリ一九四一年（昭和十六年）十二月八日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一個ノ共通ノ計画又ハ共同謀議ノ立案又ハ実行ニ付キ本人自身ニヨリ為サレタル他ノ何人ニヨリ為サレタルトヲ問ハズ一切ノ行為ニ対シ責任ヲ有スル旨ノ宣言ヲ為シタル者ニシテ斯カル計画又ハ共同謀議ノ目的ハ「アメリカ合衆國」、「ブイリピン」國、全「イギリス」国邦、「オランダ」王國及ビ「タイ」王國ニ対シ不法ナル戦争行為ヲ開始シ且日本カ上述國家ト平和状態ニアル時ニ於テ不法ニ皇等諸國家又ハ其ノ領土、艦船並ニ航空機ノ攻撃ヲ日本軍ニ命ジ為サシメ且許スコトニ因リテ起ノ人々ヲ不法ニ殺害シ殺戮セントスルニ在リタリ

殺害或ハ殺戮ノ目的トセラレタル者ハ凡テ上述國家ノ軍隊及ビ一般人中斯カル攻撃ノ際偶々其ノ地点ニ居合セタラン者ナリ

訴因　第三十五

訴因第三十五ニ於テハ同一ノ被告ハ一九三八年（昭和十三年）ノ「ゾビエット」社会主義共和國連邦ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ヘリ

訴因第三十五ニ於テハ同一ノ細目及ビ條約條項ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第三十六

訴因第三十六ニ於テハ同一ノ被告ハ一九三九年（昭和十四年）ノ「モンゴル」人民共和國及ビ「ソビエット」社会主義共和國連邦ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ヘリ

訴因第三十六ニ於テハ同一ノ細目及ビ條約條項ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第三十七

被告土肥原、平沼、廣田、星野、賀屋、木戸、木村、武藤、永野、岡、大島、佐藤、嶋田、鈴木、東郷及ビ東條ハ他ノ諸多ノ人々ト共ニ一九四〇年（昭和十五年）六月一日ヨリ一九四一年（昭和十六年）十二月八日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一個ノ共通ノ計画又ハ共同謀議ノ立案又ハ実行ニ付キ本人自身ニヨリ為サレタル他ノ何人ニヨリ為サレタルトヲ問ハズ一切ノ行為ニ対シ責任ヲ有スル旨ノ宣言ヲ為シタル者ニシテ斯カル計画又ハ共同謀議ノ目的ハ「アメリカ合衆國」、「ブイリピン」國、全「イギリス」国邦、「オランダ」王國及ビ「タイ」王國ニ対シ不法ナル戦争行為ヲ開始シ且日本カ上述國家ト平和状態ニアル時ニ於テ不法ニ皇等諸國家又ハ其ノ領土、艦船並ニ航空機ノ攻撃ヲ日本軍ニ命ジ為サシメ且許スコトニ因リテ起ノ人々ヲ不法ニ殺害シ殺戮セントスルニ在リタリ

殺害或ハ殺戮ノ目的トセラレタル者ハ凡テ上述國家ノ軍隊及ビ一般人中斯カル攻撃ノ際偶々其ノ地点ニ居合セタラン者ナリ

訴因　第三十八

被告土肥原、平沼、廣田、星野、賀屋、木戸、木村、松岡、武藤、永野、岡、大島、佐藤、嶋田、鈴木、東郷及ビ東條ハ他ノ諸多ノ人々ト共ニ一九四〇年（昭和十五年）六月一日ヨリ一九四一年（昭和十六年）十二月八日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一個ノ共通ノ計画又ハ共同謀議ノ立案又ハ実行ニ付キ本人自身ニヨリ為サレタル他ノ何人ニヨリ為サレタルトヲ問ハズ一切ノ行為ニ対シ責任ヲ有スル旨ノ宣言ヲ為シタル者ニシテ斯カル計画又ハ共同謀議ノ目的ハ「アメリカ合衆國」、「ブイリピン」國、全「イギリス」国邦、「オランダ」王國及ビ「タイ」王國ニ対シ不法ナル戦争行為ヲ開始シ且日本カ上述國家ト平和状態ニアル時ニ於テ不法ニ皇等諸國家又ハ其ノ領土、艦船並ニ航空機ノ攻撃ヲ日本軍ニ命ジ為サシメ且許スコトニ因リテ起ノ人々ヲ不法ニ殺害シ殺戮セントスルニ在リタリ

殺害或ハ殺戮ノ目的トセラレタル者ハ凡テ上述國家ノ軍隊及ビ一般人中斯カル攻撃ノ際偶々其ノ地点ニ居合セタラン者ナリ

訴因　第三十九

訴因第三十九ニ於テハ同一ノ被告ハ本件訴因第二十二ニ於テ主張シタル情況ノ下ニ一九四一年（昭和十六年）十二月七日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「オランダ」王國ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ヘリ

訴因第三十九ニ於テハ同一ノ細目、條約條項及ビ誓約ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第四十

被告土肥原、平沼、廣田、星野、賀屋、木戸、木村、松岡、武藤、永野、岡、大島、佐藤、嶋田、鈴木、東郷及ビ東條ハ他ノ諸多ノ人々ト共ニ一九四〇年（昭和十五年）六月一日ヨリ一九四一年（昭和十六年）十二月八日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一個ノ共通ノ計画又ハ共同謀議ノ立案又ハ実行ニ付キ本人自身ニヨリ為サレタル他ノ何人ニヨリ為サレタルトヲ問ハズ一切ノ行為ニ対シ責任ヲ有スル旨ノ宣言ヲ為シタル者ニシテ斯カル計画又ハ共同謀議ノ目的ハ「アメリカ合衆國」、「ブイリピン」國、全「イギリス」国邦、「オランダ」王國及ビ「タイ」王國ニ対シ不法ナル戦争行為ヲ開始シ且日本カ上述國家ト平和状態ニアル時ニ於テ不法ニ皇等諸國家又ハ其ノ領土、艦船並ニ航空機ノ攻撃ヲ日本軍ニ命ジ為サシメ且許スコトニ因リテ起ノ人々ヲ不法ニ殺害シ殺戮セントスルニ在リタリ

殺害或ハ殺戮ノ目的トセラレタル者ハ凡テ上述國家ノ軍隊及ビ一般人中斯カル攻撃ノ際偶々其ノ地点ニ居合セタラン者ナリ

訴因　第四十一

訴因第四十一ニ於テハ同一ノ被告ハ本件訴因第二十二ニ於テ主張シタル情況ノ下ニ一九四一年（昭和十六年）十二月七日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「ブイリピン」國ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ヘリ

訴因第四十一ニ於テハ同一ノ細目、條約條項及ビ誓約ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第四十二

訴因第四十二ニ於テハ同一ノ被告ハ本件訴因第二十二ニ於テ主張シタル情況ノ下ニ一九四一年（昭和十六年）十二月七日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「タイ」王國ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ヘリ

訴因第四十二ニ於テハ同一ノ細目、條約條項及ビ誓約ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第四十三

被告土肥原、平沼、廣田、星野、賀屋、木戸、木村、武藤、永野、岡、大島、佐藤、嶋田、鈴木、東郷及ビ東條ハ他ノ諸多ノ人々ト共ニ一九四〇年（昭和十五年）六月一日ヨリ一九四一年（昭和十六年）十二月八日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一個ノ共通ノ計画又ハ共同謀議ノ立案又ハ実行ニ付キ本人自身ニヨリ為サレタル他ノ何人ニヨリ為サレタルトヲ問ハズ一切ノ行為ニ対シ責任ヲ有スル旨ノ宣言ヲ為シタル者ニシテ斯カル計画又ハ共同謀議ノ目的ハ「アメリカ合衆國」、「ブイリピン」國、全「イギリス」国邦、「オランダ」王國及ビ「タイ」王國ニ対シ不法ナル戦争行為ヲ開始シ且日本カ上述國家ト平和状態ニアル時ニ於テ不法ニ皇等諸國家又ハ其ノ領土、艦船並ニ航空機ノ攻撃ヲ日本軍ニ命ジ為サシメ且許スコトニ因リテ起ノ人々ヲ不法ニ殺害シ殺戮セントスルニ在リタリ

殺害或ハ殺戮ノ目的トセラレタル者ハ凡テ上述國家ノ軍隊及ビ一般人中斯カル攻撃ノ際偶々其ノ地点ニ居合セタラン者ナリ

訴因　第四十四

訴因第四十四ニ於テハ同一ノ被告ハ本件訴因第二十二ニ於テ主張シタル情況ノ下ニ一九四一年（昭和十六年）十二月七日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「ブイリピン」國ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ヘリ

訴因第四十四ニ於テハ同一ノ細目、條約條項及ビ誓約ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第四十五

被告土肥原、平沼、廣田、星野、賀屋、木戸、木村、武藤、永野、岡、大島、佐藤、嶋田、鈴木、東郷及ビ東條ハ他ノ諸多ノ人々ト共ニ一九四〇年（昭和十五年）六月一日ヨリ一九四一年（昭和十六年）十二月八日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一個ノ共通ノ計画又ハ共同謀議ノ立案又ハ実行ニ付キ本人自身ニヨリ為サレタル他ノ何人ニヨリ為サレタルトヲ問ハズ一切ノ行為ニ対シ責任ヲ有スル旨ノ宣言ヲ為シタル者ニシテ斯カル計画又ハ共同謀議ノ目的ハ「アメリカ合衆國」、「ブイリピン」國、全「イギリス」国邦、「オランダ」王國及ビ「タイ」王國ニ対シ不法ナル戦争行為ヲ開始シ且日本カ上述國家ト平和状態ニアル時ニ於テ不法ニ皇等諸國家又ハ其ノ領土、艦船並ニ航空機ノ攻撃ヲ日本軍ニ命ジ為サシメ且許スコトニ因リテ起ノ人々ヲ不法ニ殺害シ殺戮セントスルニ在リタリ

殺害或ハ殺戮ノ目的トセラレタル者ハ凡テ上述國家ノ軍隊及ビ一般人中斯カル攻撃ノ際偶々其ノ地点ニ居合セタラン者ナリ

訴因　第四十六

訴因第四十六ニ於テハ同一ノ被告ハ本件訴因第二十二ニ於テ主張シタル情況ノ下ニ一九四一年（昭和十六年）十二月七日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「タイ」王國ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ヘリ

訴因第四十六ニ於テハ同一ノ細目、條約條項及ビ誓約ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第四十七

被告土肥原、平沼、廣田、星野、賀屋、木戸、木村、武藤、永野、岡、大島、佐藤、嶋田、鈴木、東郷及ビ東條ハ他ノ諸多ノ人々ト共ニ一九四〇年（昭和十五年）六月一日ヨリ一九四一年（昭和十六年）十二月八日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一個ノ共通ノ計画又ハ共同謀議ノ立案又ハ実行ニ付キ本人自身ニヨリ為サレタル他ノ何人ニヨリ為サレタルトヲ問ハズ一切ノ行為ニ対シ責任ヲ有スル旨ノ宣言ヲ為シタル者ニシテ斯カル計画又ハ共同謀議ノ目的ハ「アメリカ合衆國」、「ブイリピン」國、全「イギリス」国邦、「オランダ」王國及ビ「タイ」王國ニ対シ不法ナル戦争行為ヲ開始シ且日本カ上述國家ト平和状態ニアル時ニ於テ不法ニ皇等諸國家又ハ其ノ領土、艦船並ニ航空機ノ攻撃ヲ日本軍ニ命ジ為サシメ且許スコトニ因リテ起ノ人々ヲ不法ニ殺害シ殺戮セントスルニ在リタリ

殺害或ハ殺戮ノ目的トセラレタル者ハ凡テ上述國家ノ軍隊及ビ一般人中斯カル攻撃ノ際偶々其ノ地点ニ居合セタラン者ナリ

訴因　第四十八

被告土肥原、平沼、廣田、星野、賀屋、木戸、木村、武藤、永野、岡、大島、佐藤、嶋田、鈴木、東郷及ビ東條ハ他ノ諸多ノ人々ト共ニ一九四〇年（昭和十五年）六月一日ヨリ一九四一年（昭和十六年）十二月八日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一個ノ共通ノ計画又ハ共同謀議ノ立案又ハ実行ニ付キ本人自身ニヨリ為サレタル他ノ何人ニヨリ為サレタルトヲ問ハズ一切ノ行為ニ対シ責任ヲ有スル旨ノ宣言ヲ為シタル者ニシテ斯カル計画又ハ共同謀議ノ目的ハ「アメリカ合衆國」、「ブイリピン」國、全「イギリス」国邦、「オランダ」王國及ビ「タイ」王國ニ対シ不法ナル戦争行為ヲ開始シ且日本カ上述國家ト平和状態ニアル時ニ於テ不法ニ皇等諸國家又ハ其ノ領土、艦船並ニ航空機ノ攻撃ヲ日本軍ニ命ジ為サシメ且許スコトニ因リテ起ノ人々ヲ不法ニ殺害シ殺戮セントスルニ在リタリ

殺害或ハ殺戮ノ目的トセラレタル者ハ凡テ上述國家ノ軍隊及ビ一般人中斯カル攻撃ノ際偶々其ノ地点ニ居合セタラン者ナリ

訴因　第四十九

訴因第四十九ニ於テハ同一ノ被告ハ本件訴因第二十二ニ於テ主張シタル情況ノ下ニ一九四一年（昭和十六年）十二月七日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「オランダ」王國ニ対シ侵略戦争並ニ国際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ヘリ

訴因第四十九ニ於テハ同一ノ細目、條約條項及ビ誓約ハ本訴因ニ関係アリ

訴因　第五十

被告土肥原、平沼、廣田、星野、賀屋、木戸、木村、武藤、永野、岡、大島、佐藤、嶋田、鈴木、東郷及ビ東條ハ他ノ諸多ノ人々ト共ニ一九四〇年（昭和十五年）六月一日ヨリ一九四一年（昭和十六年）十二月八日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一個ノ共通ノ計画又ハ共同謀議ノ立案又ハ実行ニ付キ本人自身ニヨリ為サレタル他ノ何人ニヨリ為サレタルトヲ問ハズ一切ノ行為ニ対シ責任ヲ有スル旨ノ宣言ヲ為シタル者ニシテ斯カル計画又ハ共同謀議ノ目的ハ「アメリカ合衆國」、「ブイリピン」國、全「イギリス」国邦、「オランダ」王國及ビ「タイ」王國ニ対シ不法ナル戦争行為ヲ開始シ且日本カ上述國家ト平和状態ニアル時ニ於テ不法ニ皇等諸國家又ハ其ノ領土、艦船並ニ航空機ノ攻撃ヲ日本軍ニ命ジ為サシメ且許スコトニ因リテ起ノ人々ヲ不法ニ殺害シ殺戮セントスルニ在リタリ

殺害或ハ殺戮ノ目的トセラレタル者ハ凡テ上述國家ノ軍隊及ビ一般人中斯カル攻撃ノ際偶々其ノ地点ニ居合セタラン者ナリ

訴因　第五十一

被告荒木、土肥原、畑、平沼、廣田、星野、板垣、木戸、小磯、松井、松岡、武藤、鈴木、東郷及ビ東條ハ他ノ諸多ノ人々ト共ニ一九四一年（昭和十六年）十二月八日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一個ノ共通ノ計画又ハ共同謀議ノ立案又ハ実行ニ付キ本人自身ニヨリ為サレタル他ノ何人ニヨリ為サレタルトヲ問ハズ一切ノ行為ニ対シ責任ヲ有スル旨ノ宣言ヲ為シタル者ニシテ斯カル計画又ハ共同謀議ノ目的ハ「アメリカ合衆國」、「ブイリピン」國、全「イギリス」国邦、「オランダ」王國及ビ「タイ」王國ニ対シ不法ナル戦争行為ヲ開始シ且日本カ上述國家ト平和状態ニアル時ニ於テ不法ニ皇等諸國家又ハ其ノ領土、艦船並ニ航空機ノ攻撃ヲ日本軍ニ命ジ為サシメ且許スコトニ因リテ起ノ人々ヲ不法ニ殺害シ殺戮セントスルニ在リタリ

殺害或ハ殺戮ノ目的トセラレタル者ハ凡テ上述國家ノ軍隊及ビ一般人中斯カル攻撃ノ際偶々其ノ地点ニ居合セタラン者ナリ

訴因　第五十二

被告荒木、土肥原、畑、平沼、廣田、星野、板垣、木戸、小磯、松井、松岡、武藤、鈴木、東郷及ビ東條ハ他ノ諸多ノ人々ト共ニ一九四一年（昭和十六年）十二月八日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一個ノ共通ノ計画又ハ共同謀議ノ立案又ハ実行ニ付キ本人自身ニヨリ為サレタル他ノ何人ニヨリ為サレタルトヲ問ハズ一切ノ行為ニ対シ責任ヲ有スル旨ノ宣言ヲ為シタル者ニシテ斯カル計画又ハ共同謀議ノ目的ハ「アメリカ合衆國」、「ブイリピン」國、全「イギリス」国邦、「オランダ」王國及ビ「タイ」王國ニ対シ不法ナル戦争行為ヲ開始シ且日本カ上述國家ト平和状態ニアル時ニ於テ不法ニ皇等諸國家又ハ其ノ領土、艦船並ニ航空機ノ攻撃ヲ日本軍ニ命ジ為サシメ且許スコトニ因リテ起ノ人々ヲ不法ニ殺害シ殺戮セントスルニ在リタリ

殺害或ハ殺戮ノ目的トセラレタル者ハ凡テ上述國家ノ軍隊及ビ一般人中斯カル攻撃ノ際偶々其ノ地点ニ居合セタラン者ナリ

訴因　第五十三

被告土肥原、畑、星野、板垣、加藤、木戸、木村、小磯、武藤、永野、岡、大島、佐藤、嶋田、鈴木、東郷及ビ梅津ハ一九三七年（昭和十二年）十二月十二日及ビ其ノ後引続キ本件訴因第二記載ノ條約條項ニ違反シテ南京市ヲ攻撃シ且國際法ニ反シテ住民ヲ殺戮スルコトヲ日本軍ニ不法ニ命ジ為サシメ且許スコトニ因リ不法ニ目下其ノ氏名及ビ負数不詳ナル数万ノ中華民國ノ一般人及ビ武装ヲ解除セラレタル兵員ヲ殺害シ殺戮セリ

訴因　第五十四

訴因第四十五ニ於テハ同一ノ被告ハ一九三八年（昭和十三年）十月二十一日及ビ其ノ後引続キ本件訴因第二記載ノ條約條項ニ違反シテ廣東市ヲ攻撃シ且國際法ニ反シテ住民ヲ殺戮スルコトヲ日本軍ニ不法ニ命ジ為サシメ且許スコトニ因リ不法ニ目下其ノ氏名及ビ負数不詳ナル数万ノ中華民國ノ一般人及ビ武装ヲ解除セラレタル兵員ヲ殺害シ殺戮セリ

訴因　第五十五

被告荒木、土肥原、畑、平沼、廣田、板垣、木戸、木村、武藤、永野、岡、大島、佐藤、嶋田、鈴木及ビ梅津ハ一九三七年（昭和十二年）十二月十二日及ビ其ノ後引続キ本件訴因第二記載ノ條約條項ニ違反シテ廣東市ヲ攻撃シ且國際法ニ反シテ住民ヲ殺戮スルコトヲ日本軍ニ不法ニ命ジ為サシメ且許スコトニ因リ不法ニ目下其ノ氏名及ビ負数不詳ナル数万ノ中華民國ノ一般人及ビ武装ヲ解除セラレタル兵員ヲ殺害シ殺戮セリ

訴因　第五十六

訴因第四十六ニ於テハ同一ノ被告ハ一九三八年（昭和十三年）十月二十一日及ビ其ノ後引続キ本件訴因第二記載ノ條約條項ニ違反シテ廣東市ヲ攻撃シ且國際法ニ反シテ住民ヲ殺戮スルコトヲ日本軍ニ不法ニ命ジ為サシメ且許スコトニ因リ不法ニ目下其ノ氏名及ビ負数不詳ナル数万ノ中華民國ノ一般人及ビ武装ヲ解除セラレタル兵員ヲ殺害シ殺戮セリ

訴因　第五十七

被告荒木、土肥原、畑、平沼、廣田、板垣、賀屋、木戸、小磯、武藤、鈴木、東郷及ビ梅津ハ一九三七年（昭和十二年）十二月十二日及ビ其ノ後引続キ本件訴因第二記載ノ條約條項ニ違反シテ廣東市ヲ攻撃シ且國際法ニ反シテ住民ヲ殺戮スルコトヲ日本軍ニ不法ニ命ジ為サシメ且許スコトニ因リ不法ニ目下其ノ氏名及ビ負数不詳ナル数万ノ中華民國ノ一般人及ビ武装ヲ解除セラレタル兵員ヲ殺害シ殺戮セリ

訴因　第五十八

被告荒木、土肥原、平沼、廣田、板垣、木戸、小磯、武藤、鈴木、東郷及ビ梅津ハ一九三七年（昭和十二年）十二月十二日及ビ其ノ後引続キ本件訴因第二記載ノ條約條項ニ違反シテ廣東市ヲ攻撃シ且國際法ニ反シテ住民ヲ殺戮スルコトヲ日本軍ニ不法ニ命ジ為サシメ且許スコトニ因リ不法ニ目下其ノ氏名及ビ負数不詳ナル数万ノ中華民國ノ一般人及ビ武装ヲ解除セラレタル兵員ヲ殺害シ殺戮セリ

訴因　第五十九

訴因第四十九ニ於テハ同一ノ被告ハ一九三八年（昭和十三年）十月二十一日及ビ其ノ後引続キ本件訴因第二記載ノ條約條項ニ違反シテ廣東市ヲ攻撃シ且國際法ニ反シテ住民ヲ殺戮スルコトヲ日本軍ニ不法ニ命ジ為サシメ且許スコトニ因リ不法ニ目下其ノ氏名及ビ負数不詳ナル数万ノ中華民國ノ一般人及ビ武装ヲ解除セラレタル兵員ヲ殺害シ殺戮セリ

訴因　第六十

被告荒木、土肥原、畑、平沼、廣田、板垣、木戸、小磯、松井、松岡、武藤、鈴木、東郷及ビ梅津ハ一九三七年（昭和十二年）十二月十二日及ビ其ノ後引続キ本件訴因第二記載ノ條約條項ニ違反シテ廣東市ヲ攻撃シ且國際法ニ反シテ住民ヲ殺戮スルコトヲ日本軍ニ不法ニ命ジ為サシメ且許スコトニ因リ不法ニ目下其ノ氏名及ビ負数不詳ナル数万ノ中華民國ノ一般人及ビ武装ヲ解除セラレタル兵員ヲ殺害シ殺戮セリ

訴因　第六十一

被告荒木、土肥原、畑、平沼、廣田、板垣、木戸、小磯、松井、松岡、武藤、鈴木、東郷及ビ梅津ハ一九三七年（昭和十二年）十二月十二日及ビ其ノ後引続キ本件訴因第二記載ノ條約條項ニ違反シテ廣東市ヲ攻撃シ且國際法ニ反シテ住民ヲ殺戮スルコトヲ日本軍ニ不法ニ命ジ為サシメ且許スコトニ因リ不法ニ目下其ノ氏名及ビ負数不詳ナル数万ノ中華民國ノ一般人及ビ武装ヲ解除セラレタル兵員ヲ殺害シ殺戮セリ

訴因　第六十二

被告荒木、土肥原、畑、平沼、廣田、板垣、木戸、小磯、松井、松岡、武藤、鈴木、東郷及ビ梅津ハ一九三七年（昭和十二年）十二月十二日及ビ其ノ後引続キ本件訴因第二記載ノ條約條項ニ違反シテ廣東市ヲ攻撃シ且國際法ニ反シテ住民ヲ殺戮スルコトヲ日本軍ニ不法ニ命ジ為サシメ且許スコトニ因リ不法ニ目下其ノ氏名及ビ負数不詳ナル数万ノ中華民國ノ一般人及ビ武装ヲ解除セラレタル兵員ヲ殺害シ殺戮セリ

訴因　第六十三

被告荒木、土肥原、畑、平沼、廣田、板

徐那憲同ノ遺守ヲ警備シ且其ノ蹂躙ヲ防止スル様メノ之ニ準拠シテ鉄路ヲ守ルコトヲ要請フベキコトニ在リタリ

中華民国ノ場合ニ於テハ既計画ノ一共同調査ハ一九三二年（昭和六年）九月十八日ノ始マリ上記指名ノ者ノ外下記被告ヲ亦之ニ参画セリ

荒木、橋本、平沼、広田、松井、松岡、南

西園寺、鈴木、牧野、近衛、木戸、東条、重光、梅津、永野、岡、大島、佐藤、東郷、東久邇宮、木村、小磯、武藤

年（昭和十六年）十月十六日ニ於ケル第三次近衛内閣ノ瓦解ハ帝火上陸軍ニ依リ惹起セシメラレタルモノナリ而シテ者ノ場合若ノ者政府ニ於テ軍ノ意ニ依リ引継ガレタリ

其ノ際二ハ議会ハ予算否決権ヲ有シタルモ此ノ権利ハ議会ノ何等抵抗力ヲ與ヘザリシコトナリ何トナレバ此ノ場合ニ於テハ陸軍ノ意ニ依リ政治力ヲ有シタルバナリ

我ノ時期ニ於テ唯生存シタル自由ナル議会的勢力ハ「ファシスト」党ハ「ナチ」党ノ如ク解散ヲ強ヒラレタリ此ノ事実ハ一九四〇年昭和十五年十月十二日ノ大政翼賛会及ビ其ノ後ノ翼賛政治会ノ設立ニ依リ明瞭ナル所ノ我ルル所ナリ

此ノ時期ニ於テ勤労主義運動ノ微弱ナル運動ガ唯ノウレ其ノ初期ニ於テハ個々ノ資産家或ハ「知識者」ニ依リ設立セラレタル熱次政党運動ニ依リ組織化セラレタルニ過ギザリシ而シテ此等運動ハ右政党ニ対スル反対者ノ宣伝者達ノ自由ナ減シタルモノニ対スル反対ノ目的ニ有スル多数ノ国体――陸海軍部内及ビ官僚以外ノ人々ノ間ニ設立セラレタリツノ政党ニ対スル反対ハ本政策ニ決分ナル基礎ヲ有セザルモノト考ヘラレタル所謂的政治家ノ動機並ニ新カル結党ノ恐怖及ビ威嚇ニ依リ漸次センクレタル勤労運動其ノ他ノ運動ハ「ファシスト」党ノ「ナチ」党ノ如ク解散ニ対スル反対ヲ惹起セザリキ

我ノ時期ニ於テ陸軍ト軍以外ノ間ハ全体主義ノ勢神、長嶋、戦争挑発ヲ、蜂起、仮想敵国ニ対スル憎悪ノ念ヲ誘致スルモノニ使用セラレタリ

第七節　日本、「ドイツ」及ビ「イタリア」間ノ協力神日及ビ「タイ」国ニ対スル侵略

一九三六年（昭和十一年）初期以後ノ歴代日本政府ハ「コミンテルン」ノ全体主義国家即チ「ドイツ」及ビ「イタリア」ト緊密ナル友好関係ヲ強メタリ「ソビエト」連邦ハ「ファシスト」諸国ニ対スル憎悪ノ念ヲ誘致スルモノニ使用セラレタリ

一九三六年（昭和十一年）初期以後ノ歴代日本政府ハ「コミンテルン」ノ全体主義国家即チ「ドイツ」及ビ「イタリア」ト緊密ナル友好関係ヲ強メタリ「ソビエト」連邦ハ「ファシスト」諸国ニ対スル憎悪ノ念ヲ誘致スルモノニ使用セラレタリ

我ノ時期ニ於テ陸軍ト軍以外ノ間ハ全体主義ノ勢神、長嶋、戦争挑発ヲ、蜂起、仮想敵国ニ対スル憎悪ノ念ヲ誘致スルモノニ使用セラレタリ

此

鑑ノ武力ヲ行使セシメザルコトニ努力シタルモ之ガ日本ノ指名スル所トナリタリ

一九三七年(昭和十二年)日本ハ「アメリカ」合衆國ノ援護セル諸國間機構ノ調停ガ自國ノ大レト一致スル所實ニシテ東亞ニ於ケル特殊事情ヲ顧慮スルコトニ依リテノミ其ノ日獨伊三國ノ「ファシスト」ノ「ブロック」ニ對シ「ブロック」ヲ作ラザルモノナルコトヲ認メテ此ノ宣明ニ同意ヲ加ヘタリ一九三七年(昭和十二年)日本ハ更ニ中華民國ニ軍事的侵略ヲ開始シタルヲ以テ「アメリカ」合衆國ハ其ノ直接利害ニ關シ特段ノ考慮ヲ拂ハズ中華民國ニ對シ戰爭ヲ開始スベキ旨申入レ兩國ニ對シ戰爭ヲ開始スベキ旨ヲ警告シタルモ日本ノ受諾スル所トナラズ寧ロ日本ハ何等ノ効果ヲ生ゼザリキ同年日本ハ「ポルトガル」領「ティモール」ニ兵ヲ召集セラレタル「ブロクケル」會議ニ出席スベキ旨ノ招請ヲ拒絶セリ一九三七年(昭和十二年)八月二十六日日本軍隊ハ在中國「イギリス」大使館所屬ノ自動車ヲ攻撃シ翌十二月十一日ハ揚子江上ニ於テ「アメリカ」合衆國ノ砲艦ヲ攻撃セリ

一九三八年(昭和十三年)末日本ハ東亞ニ於ケル新秩序建設ヲ宣言シ且中華民國ニ於ケル門戸開放政策ノ維持ニ關シ無條件保証ヲ與フルコトヲ拒絶セリ

獨逸日本支配下ノ地域ニ於ケル「アメリカ」合衆國國民及ビ「イギリス」臣民ノ權利ノ日本ニ於ケル侵害ノ事実多數發生シタルヲ以テ一九三九年(昭和十四年)七月「アメリカ」合衆國ハ一九一一年(明治四十四年)ノ日米通商條約ヲ廢棄セシメルノ所ノ通告ヲ發シタリ

一九四〇年(昭和十五年)九月日本ノ「イタリア」「イタリア」ノ軍事同盟締結後「アメリカ」合衆國ハ日本ニ對スル鉄、鋼鐵及ビ鐵屑ノ輸出ニ制限ヲ加フルノ已ムナキニ至レリ

一九四一年(昭和十六年)三月米國議會ハ「ローズヴェルト」ノ「アメリカ」合衆國ノ獨立及ビ領土保全並ニ同盟國ニ於ケル利益ノ防衛ニ對スル機會均等主義ノ維持ニ關シ「ローズヴェルト」ノ「ローズヴェルト」ノ「ローズヴェルト」ノ

十九、第一條

『締約國ハ、互ニ太平洋方面ニ於ケル其ノ島嶼タル領地及島嶼タル領地ニ隣スル其ノ地域ヲ尊重スベキコトヲ約ス

締約國ノ何レカノ間ニ太平洋問題ニ起因シ且前記ノ權利ニ関スル紛爭ヲ生ジ外交手段ニ依リテ満足ナル解決ヲ得ザル際ハ、其ノ他ノ締約國ニ率ニ現存スル同盟ナル協調ニ影響ヲ及ボスコトナク場合ニ於テハ、右締約國ハ共同会議ノ目的ノ為ニ其ノ相協シ為ス事件全部ヲ考慮調査ノ目的ノ以テ其ノ間ニ付スベシ』

（イギリス）ヨリ、又（必要ナル変更ヲ施シタル上）一九二一年（大正十年）十二月十三日ノ西園寺太平洋條約ノ署名國タル日本及ビ他ノ諸國ヨリ「オランダ」國政府ニ対シ発シタル一九二二年（大正十一年）二月四日附國文通牒ニ曰ク

二十、「オランダ」國ハ前記條約ノ署名國ニ為ス太平洋方面ニ於ケル同國ノ領地ニ関シ全ク侵害セラレザル四囲ノ領地ニ関スル日本国政府ノ意嚮ヲ了解シ且之ヲ尊重スベキコトヲ約ス

（イギリス）ヨリ、又（必要ナル変更ヲ施シタル上）一九二一年（大正十年）十二月十三日ノ西園寺太平洋條約ノ署名國タル日本及ビ他ノ諸國ヨリ「オランダ」政府ニ対シ発シタル一九二二年（大正十一年）二月六日附國文通牒ニ曰ク

二十一、「ポルトガル」國ハ前記條約ノ署名國ニ為ス太平洋方面ニ於ケル同國ノ領地ハ前記協定中ニ包含セラレザルニ因リ「イギリス」政府及ビ他ノ諸國ハ同國ノ領地ニ関シ前記協定中ニ包含セラレザルニ因リ「イギリス」政府及ビ他ノ諸國ハ同國ノ領地ニ関シ前記協定ノ効力ハ其ノ領地ニ及ボサザルコトヲ了解シ且之ヲ尊重スベキコトヲ約ス

支那問題ノ存続及ビ相互ノ領土権ニ関スル日本國、「ポイ」國間條約

一九四〇年（昭和十五年）六月十二日、東京ニ於テ調印

本條約（署名國ニ依リ調印及ビ批准セラレタルモノナリ）

第一條

本條約ハ締約國ニ相互ニ他方ノ領土ヲ尊重スベク且両國間ニ存在スル恒久ノ平和及親善ノ友好関係ヲ害スル事ヲ認ス』

『條件及ビ留保ノ無ク且期限ノ定ナキ條約

一九〇七年（明治四〇年）十月十八日

「ハーグ」ニ於テ調印

第一條

三十七、『中立國ノ領土ハ不可侵トス』

第二條

三十八、『交戦者ハ軍隊又ハ弾薬若ハ軍需品ノ運送ヲシテ中立國ノ領土ヲ通過セシムルコトヲ得ズ』

「ロシア」及ビ日本國間ニ「ポークマス」ニ於テ一九〇五年（明治三十八年）九月五日調印セラレタル條約

左記ノ如ク規定アリ

第一條（第一項）

三十九、両締約國ハ一切限度ノ使用ヲ禁ケムガ為海陸軍ノ編組ニ於テ「ロシア」國又ハ隣國ノ領土ノ安全ヲ侵犯スルコトアルベキ何等ノ軍事上措置ヲ執ラザルコトニ同意ス

第二條（第一項）

四十、両締約國ハ軍隊又ハ弾薬若ハ軍需品ノ運送ヲシテ中立國ノ領土ヲ通過セシムルコトヲ禁ズ

第三條（第一項及第二項）

四十一、両締約國ハ相互ニ平和的且友好的ナル関係ヲ維持シ且相手國ノ領土保全及不可侵ヲ相互ニ尊重スルコトヲ約定ス

第二條

四十二、両締約國ノ一カ他ノ一國又ハ数國ノ軍事行動ノ目的トナリシ場合ニ於テハ他ノ締約國ハ敵對行為ノ全期間ヲ通シテ中立ヲ維持スルモノトス

附属書 C

日本ノ遠反セル公式警約ニシテ第一類ノ一部ヲナセルモノ表

一、一九三一年（昭和六年）九月二十五日ニ日本ハ満州ニ何等領土的金図ヲ有セズトノ警約

二、一九三一年（昭和六年）十一月二十五日ニ日本軍ノ錦州爆撃ノ報ハ事実無根ナリトノ警約

三、一九三一年（昭和六年）十二月二十二日ニ日本ハ中華民國ノ主權ヲ承認シ又門戸開放政策ヲ維持スベシトノ警約

四、一九三三年（昭和八年）一月五日ニ日本ハ中華民國長城以南ニ領土的野心ヲ有セズトノ警約

五、一九三四年（昭和九年）四月二十五日ニ日本ハ中華民國ニ於テ特殊權益ヲ求メ、中華民國ヲ援ケル目的ニ出ル一切ノ干渉ヲ拒ム旨ノ警約

六、一九三四年（昭和九年）十二月十一日ニ日本ハ中華民國ニ於テ新政權ヲ樹立シ、又ハ之ヲ援ケル目的ニ出ル一切ノ干渉ヲ拒ム旨ノ警約

七、一九三七年（昭和十二年）九月二日ニ日本ハ北支ニ於テ平和的意図ヲ有シ領土的金図ヲ有セズトノ警約

八、一九三九年（昭和十四年）二月十七日ニ日本ハ中華民國ニ於テ領土的金図ヲ有セズ又占領ハ軍事的必要ヲ超ユルコトナカルベシトノ警約

九、一九三九年（昭和十四年）八月二十六日ニ日本ハ「防共協定」ノ下ニ「ドイツ」及ビ「イタリア」ト尚一層緊密ナル関係ヲ結ブガ如キ交渉ハ今後一切之ヲ為サザルコトニ決定セリトノ警約

十、一九四〇年（昭和十五年）四月十五日ニ日本ハ「オランダ」領東「インド」ノ現狀維持ヲ希望ストノ警約

十一、一九四〇年（昭和十五年）五月十六日ニ日本ハ「オランダ」領東「インド」攻撃ノ計画又ハ意図ヲ有セズトノ警約

十二、一九四一年（昭和十六年）三月二十四日ニ日本ハ何ナル事情ノ下ニモ、「アメリカ」合衆國、「グレート・ブリテン」國並ニ「オランダ」領東「インド」ヲ攻撃スルコトナカルベシトノ警約

十三、一九四一年（昭和十六年）七月八日ニ日本ハ現在迄「ラジエット」社会主義共和國連邦ノ戦爭ノ可能性ヲ減ズル目的ヲ以テ日ソ中立條約ノ期限ヲ一年（昭和十六年）七月十日ニ日本ハ仏印ニ対スル行動ヲ何等企図セズトノ警約

十四、一九四一年（昭和十六年）十二月十五日ニ日本ハ仏印ニ於ケル軍隊撤収ハ平和的措置ナリトノ警約

十五、一九四一年（昭和十六年）十二月十六日ニ日本ハ仏印ニ於ケル軍隊撤収ハ平和的措置ナリトノ警約

十六、一九四一年（昭和十六年）十二月十六日ニ日本ハ仏印ニ於ケル軍隊撤収ハ平和的措置ナリトノ警約

十七、一九四一年（昭和十六年）十二月十六日ニ日本ハ仏印ニ於ケル軍隊撤収ハ平和的措置ナリトノ警約

十八、（ロ）中國ニ於テ別訳ナル商業若ハ工業ヲ営ムノ機利又ハ公共企業ヲ其ノ種類ヲ如何ヲ問ハズ中國政府若ハ地方官憲ト共同経営スルノ機利ヲ他國ノ國民ヨリ要求ガ如キ独占権又ハ優先權或ハ其ノ義務、期間又ハ地理的限界ノ関係ト機会均等主義ノ実際的適用ヲ無効ニ帰セシムルモノト認メラルルガ如キ独占権又ハ優先權

本條ノ前記規定ハ特定ノ商業上、工業上若ハ金融業上ノ企業ノ経営又ハ発明及研究ノ奨励ニ必要ナルベキ財産又ハ權利ノ獲得ヲ禁ズルモノト解釈スベカラザルモノトス

中國ハ本條約ノ当事國タルト否トヲ問ハズ一切ノ外國ノ政府及國民ヨリノ経済上ノ權利及特權ニ関スル出願ヲ処理スルノ付本條ノ前記規定ニ記載スル主義ニ準由スベキコトヲ約ス』

『第四條

二十九、『締約國ハ、各自國民相互間ノ協定ニシテ中國領土ノ特定地方ニ於テ勢力範囲ヲ創設セムトシ又ハ相互間ノ独占的機会ヲ享有スルコトヲ定メムトスルモノヲ支持セザルコトヲ約定ス』

第五條

二十九、『締約國ハ、各自國民相互間ノ協定ニシテ中國領土ノ特定地方ニ於テ勢力範囲ヲ創設セムトシ又ハ相互間ノ独占的機会ヲ享有スルコトヲ定メムトスルモノヲ支持セザルコトヲ約定ス』

第六條

三十、『締約國（其ノ何レカノ一國カ本條約ノ規定ノ適用問題ヲ包含シ且右適用問題ノ討議ヲ協ス可キマシト認ムル事態発生シタルトキハ何時ニテモ関係締約國間ニ之ヲ分ニシテ且隔意ナキ交渉ヲ協スベキコトヲ約定ス』

一九二二年（大正十二年）二月十一日「ワシントン」ニ於テ調印セラレタル「アメリカ」合衆國日本間ノ條約

本條約ハ署名國ニ依リ調印及ビ批准セラレタルモノナリ

第二條

三十一、『合衆國（國際連盟ノ連盟國ニ非ザルモノ）及其ノ属民ハ前記委任統治條項第三條第四節及第五節ニ規定スル日本國ノ約束ノ一切ノ利益ヲ享受スベシ』

條項ニ関スル條約

一九二五年（大正十四年）二月十九日「ジュネーブ」ニ於テ調印セラレタル國際連盟第二回阿片会議條約

三十二、本條約ハ日本ニ依リ、又（ソビエット）社会主義共和國連邦、中華民國及ビ「アメリカ」合衆國ヲ除キ本起請狀ニ於テ記載セル各國家ニ依リ調印及ビ批准セラレタルモノナリ

一九二八年（昭和三年八月）二十七日「パリー」ニ於テ締結調印セラレ「ケロッグ・ブリアン」條約更ニ又「パリー」條約トシテ知ラルル「アメリカ」合衆國大統領、「ドイツ」國大統領、「ベルギー」國王陛下、「フランス」共和國大統領、「グレート・ブリテン・アイルランド」及ビ「イギリス」海外自治領國王「インド」皇帝陛下、「オーストリア」國王陛下、日本國皇帝陛下、「ポーランド」共和國大統領、「チェッコスロバキア」共和國大統領間ノ條約

本條約ハ署名國ニ依リ調印及ビ批准セラレタルモノナリ

第一條

三十三、『締約國ハ國際紛爭解決ノ為戦爭ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互関係ニ於テ國家ノ政策ノ手段トシテノ戦爭ヲ抛棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ厳粛ニ宣言ス』

第二條

三十四、『締約國ハ相互間ニ起ルコトアルベキ一切ノ紛爭又ハ紛議ハ其性質又ハ起因ノ如何ヲ問ハス平和的手段ニ依ルノ外之ヲ処理又ハ解決ヲ求メザルコトヲ約ス』

一九二八年（昭和三年）八月二十七日ノ「ケロッグ・ブリアン」條約第一條ニ関スル一九二九年（昭和四年）六月二十七日ノ日本帝國政府宣言

『帝國政府ハ一九二八年（昭和三年）八月二十七日「パリー」ニ於テ調印セラレタル戦爭抛棄ニ関スル條約第一條中ノ「其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ」ナル字句ハ帝國憲法ノ條章ヨリ編テ日本國ニ限リ適用アキモノト了解スルコトヲ宣言ス』

條項ニ関スル條約

一九三一年（昭和六年）七月十三日「ジュネーブ」ニ於テ調印

三十五、本條約ハ日本ニ依リ、又「ソビエット」社会主義共和國連邦、中華民國、「オーストラリア」連邦並ニ「ニュージーランド」ヲ除キ本起請狀ニ於テ記載セル各國ニ依リ調印及ビ批准セラレタル日本ノ場合ニ於テモ関係締約國間ニ之分ニシテ且隔意ナキ交渉ヲ協スベキコトヲ約定ス』

支那問題ノ存続及ビ相互ノ領土権ニ関スル日本國、「ポイ」國間條約

一九四〇年（昭和十五年）六月十二日、東京ニ於テ調印

本條約（署名國ニ依リ調印及ビ批准セラレタルモノナリ）

第一條

三十六、『締約國ハ相互ニ他方ノ領土ヲ尊重スベク且両國間ニ存在スル恒久ノ平和及親善ノ友好関係ヲ害スル事ヲ認ス』

『條件及ビ留保ノ無ク且期限ノ定ナキ條約

一九〇七年（明治四〇年）十月十八日

「ハーグ」ニ於テ調印

第一條

三十七、『中立國ノ領土ハ不可侵トス』

第二條

三十八、『交戦者ハ軍隊又ハ弾薬若ハ軍需品ノ運送ヲシテ中立國ノ領土ヲ通過セシムルコトヲ得ズ』

「ロシア」及ビ日本國間ニ「ポークマス」ニ於テ一九〇五年（明治三十八年）九月五日調印セラレタル條約

左記ノ如ク規定アリ

第一條（第一項）

三十九、両締約國ハ一切限度ノ使用ヲ禁ケムガ為海陸軍ノ編組ニ於テ「ロシア」國又ハ隣國ノ領土ノ安全ヲ侵犯スルコトアルベキ何等ノ軍事上措置ヲ執ラザルコトニ同意ス

第二條（第一項）

四十、両締約國ハ軍隊又ハ弾薬若ハ軍需品ノ運送ヲシテ中立國ノ領土ヲ通過セシムルコトヲ禁ズ

第三條（第一項及第二項）

四十一、両締約國ハ相互ニ平和的且友好的ナル関係ヲ維持シ且相手國ノ領土保全及不可侵ヲ相互ニ尊重スルコトヲ約定ス

第二條

四十二、両締約國ノ一カ他ノ一國又ハ数國ノ軍事行動ノ目的トナリシ場合ニ於テハ他ノ締約國ハ敵對行為ノ全期間ヲ通シテ中立ヲ維持スルモノトス

附属書 D

第三類ノ一部ヲナスモノ

(1) 他方ノ領域ノ何レカノ部分ニ対スル政府ナリト称スル團体若ハ集團又ハ（ロ）右團体若ハ集團ノ為政治上ノ活動ヲ現ニ行フモノト認メラルルモノ外國人タル臣民若ハ人民ノ存在ヲ許サザルベキコトヲ約ス

「ソビエット」社会主義共和國連邦及日本間ノ中立條約

一九四一年（昭和十六年）四月十三日「モスコー」ニ於テ調印

本條約ハ締約國ニ依リ調印及ビ批准セラレタルモノナリ

第一條

四十六、両締約國ハ相互間ニ平和的且友好的ナル関係ヲ維持シ且相手國ノ領土保全及不可侵ヲ相互ニ尊重スルコトヲ約定ス

第二條

四十七、締約國ノ一カ他ノ一國又ハ数國ノ軍事行動ノ目的トナリシ場合ニ於テハ他ノ締約國ハ敵對行為ノ全期間ヲ通シテ中立ヲ維持スルモノトス

附属書 C

日本ノ遠反セル公式警約ニシテ第一類ノ一部ヲナセルモノノ表

一、一九三一年（昭和六年）九月二十五日ニ日本ハ満州ニ何等領土的金図ヲ有セズトノ警約

二、一九三一年（昭和六年）十一月二十五日ニ日本ノ錦州爆撃ノ報ハ事実無根ナリトノ警約

三、一九三一年（昭和六年）十二月二十二日ニ日本ハ中華民國ノ主權ヲ承認シ又門戸開放政策ヲ維持スベシトノ警約

四、一九三三年（昭和八年）一月五日ニ日本ハ中華民國長城以南ニ領土的野心ヲ有セズトノ警約

五、一九三四年（昭和九年）四月二十五日ニ日本ハ中華民國ニ於テ特殊權益ヲ求メ、中華民國ヲ援ケル目的ニ出ル一切ノ干渉ヲ拒ム旨ノ警約

六、一九三四年（昭和九年）十二月十一日ニ日本ハ中華民國ニ於テ新政權ヲ樹立シ、又ハ之ヲ援ケル目的ニ出ル一切ノ干渉ヲ拒ム旨ノ警約

七、一九三七年（昭和十二年）九月二日ニ日本ハ北支ニ於テ平和的意図ヲ有シ領土的金図ヲ有セズトノ警約

八、一九三九年（昭和十四年）二月十七日ニ日本ハ中華民國ニ於テ領土的金図ヲ有セズ又占領ハ軍事的必要ヲ超ユルコトナカルベシトノ警約

九、一九三九年（昭和十四年）八月二十六日ニ日本ハ「防共協定」ノ下ニ「ドイツ」及ビ「イタリア」ト尚一層緊密ナル関係ヲ結ブガ如キ交渉ハ今後一切之ヲ為サザルコトニ決定セリトノ警約

十、一九四〇年（昭和十五年）四月十五日ニ日本ハ「オランダ」領東「インド」ノ現狀維持ヲ希望ストノ警約

十一、一九四〇年（昭和十五年）五月十六日ニ日本ハ「オランダ」領東「インド」攻撃ノ計画又ハ意図ヲ有セズトノ警約

十二、一九四一年（昭和十六年）三月二十四日ニ日本ハ何ナル事情ノ下ニモ、「アメリカ」合衆國、「グレート・ブリテン」國並ニ「オランダ」領東「インド」ヲ攻撃スルコトナカルベシトノ警約

十三、一九四一年（昭和十六年）七月八日ニ日本ハ現在迄「ラジエット」社会主義共和國連邦ノ戦爭ノ可能性ヲ減ズル目的ヲ以テ日ソ中立條約ノ期限ヲ一年（昭和十六年）七月十日ニ日本ハ仏印ニ対スル行動ヲ何等企図セズトノ警約

十四、一九四一年（昭和十六年）十二月十五日ニ日本ハ仏印ニ於ケル軍隊撤収ハ平和的措置ナリトノ警約

十五、一九四一年（昭和十六年）十二月十六日ニ日本ハ仏印ニ於ケル軍隊撤収ハ平和的措置ナリトノ警約

十六、一九四一年（昭和十六年）十二月十六日ニ日本ハ仏印ニ於ケル軍隊撤収ハ平和的措置ナリトノ警約

十七、一九四一年（昭和十六年）十二月十六日ニ日本ハ仏印ニ於ケル軍隊撤収ハ平和的措置ナリトノ警約

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

戰爭ノ法規及ビ慣例ハ一部分ハ文明諸國ノ慣習ニ依リ、又一部分ハ海事者ヲ當事者トスル又ハ獨立セラレタル規則ノ協約ニ基ク

第十條約ハ前條ニ關ス

上記條約ハ日本ニ依リ、又米國ニ於テ記載セル各國ヲ含ム四十箇國以上ノ國々ニ依リ、又ハ之等ノ國々ヲ代表シテ、本件ニハ當事者ナリ若干ノ留保ヲ附シタル上、調印及ビ批准セラレ、斯クシテ戰爭ノ法規及ビ慣例ノ一部又ハ其ノ全部トナルニ至レリ

二、上記條約ニヨリ意図セラレタル戰爭法規ニ關スル一般宣言ハ、「ブリュッセル」法典ハ「ブリュッセル」ニ於テ採択セラレタル「陸戰ノ法規及ビ慣例ニ關スル條約」ニ基ク

一九一九年（昭和四年）七月二十七日「ジュネーブ」ニ於テ採択セラレタル「捕虜ノ待遇ニ關スル國際條約」ニ基ク

一九二九年（昭和四年）七月二十七日「ジュネーブ」ニ於テ採択セラレタル「傷病者ノ待遇ニ關スル國際條約」ニ基ク

日本ハ右條約ノ批准セザリシ旨ヲ宣言シ、又ハ之ニ關シ、「ジュネーブ」ニ於テ採択セラレタル「毒瓦斯及ビ之ニ類スル物質ノ使用ニ關スル議定書」ニ基ク

（イ）本條約ハ日本ニ依リ、又米國ニ於テ記載セル各國ヲ含ム四十七箇國ニ依リ、若シクハ此等諸國ヲ代表シテ、上記目的ヲ以テ調印セラレ、且ツ四十箇國以上ニ依リ批准セラレ、現ニ其ノ效力ヲ有スル條約ノ一部分トナリ又ハ其ノ效力ヲ有スル條約ノ一部分トナリ、

大　本部ニ於ケル人事ニ関シテハ、人事部ヲシテ之ニ当ラシメ、人事部ニ於テ処理シ難キ事項

松　岡

被告松岡（一九二八年〔昭和三年〕ヨリ一九四五年〔昭和二十年〕ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

國際聯盟会議（ノ首席代表（一九三三年）

〔昭和八年〕

南滿洲鉄道会社総裁（一九三五年ヨリ一九三九年迄〔昭和十年ヨリ昭和十四年迄〕）

内閣参議（一九四〇年〔昭和十五年〕）

近衛内閣外相大臣（一九四〇年七月ヨリ一九四一年七月迄〔昭和十五年七月ヨリ昭和十六年七月迄〕）

〔昭和維新〕（一九三八年〔昭和十三年〕及ひ爾後ノ戦争ヲ誘発セル其ノ他ノ著書、論文、演説ノ筆者並ニ講演者

〔出席セル〕会議　一、二、三、四、六、（十肥原ノ項参照）

荒　木

被告荒木ハ一九二八年〔昭和三年〕ヨリ一九四五年〔昭和二十年〕ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

陸軍省軍務局長（一九二八年〔昭和三年〕ヨリ一九四五年〔昭和二十年〕ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

朝鮮軍司令官（一九二九年〔昭和四年〕）

若槻内閣陸軍大臣（一九三二年四月ヨリ一九三二年十二月迄〔昭和六年四月ヨリ昭和六年十二月迄〕）

軍事参議官（一九三二年ヨリ一九三四年迄〔昭和六年ヨリ昭和九年迄〕）

関東軍司令官（一九三四年ヨリ一九三六年迄〔昭和九年ヨリ昭和十一年迄〕）

侍従武官（一九三六年ヨリ一九四二年迄〔昭和十一年ヨリ昭和十七年迄〕）

枢密顧問官（一九四二年ヨリ一九四五年迄〔昭和十七年ヨリ昭和二十年迄〕）

大日本政治会総裁（一九四五年）〔昭和二十年〕

武　藤

被告武藤ハ一九二八年〔昭和三年〕ヨリ一九四五年〔昭和二十年〕ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

陸軍次官（一九三〇年〔昭和五年〕ヨリ一九三三年迄〔昭和八年〕）

陸軍省軍務局長（一九三三年〔昭和八年〕）

陸軍省軍務局附（一九三三年〔昭和八年〕）

陸軍省軍務局長（一九三三年〔昭和八年〕）

内閣調査局調査官（一九三三年〔昭和八年〕）

陸軍省軍務局附（一九三五年〔昭和十年〕）

第十四聯隊長（一九三六年〔昭和十一年〕）

興亜院政務部長（一九三八年十二月ヨリ一九三九年〔昭和十三年〕）

永　野

被告永野ハ一九二八年〔昭和三年〕ヨリ一九四五年〔昭和二十年〕ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

海軍軍令部次長（一九三〇年〔昭和五年〕）

「ジュネーヴ」海軍軍縮会議（ノ全権委員（一九三一年〔昭和六年〕）

軍事参議官（一九三三年〔昭和八年〕）

海軍大将（一九三四年〔昭和九年〕）

「ロンドン」海軍軍縮会議（ノ首席代表（一九三五年〔昭和十年〕）

廣田内閣海軍大臣（一九三六年三月ヨリ一九三七年二月迄〔昭和十一年三月ヨリ昭和十二年二月迄〕）

聯合艦隊司令長官（一九三七年）〔昭和十二年〕

軍事参議官（一九四〇年〔昭和十五年〕）

海軍軍令部総長（一九四一年四月ヨリ一九四四年二月迄）

〔昭和十六年四月ヨリ昭和十九年二月迄〕

天皇ノタメノ海軍関係ノ最高顧問、一九四四年〔昭和十九年〕二月ヨリ

〔出席セル〕会議　一、二、三、四、六、九、十一、十三、（十肥原ノ項参照）

岡

被告岡ハ一九二八年〔昭和三年〕ヨリ一九四五年〔昭和二十年〕ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

海軍軍令部附（一九三〇年〔昭和五年〕）

逗留本部附（一九三八年）〔昭和十三年〕

中支那方面軍司令部附（一九三七年八月）

〔昭和十二年八月〕

陸軍大佐、関東軍司令部附

陸軍省軍務局長（一九三九年十月ヨリ一九四二年四月迄）〔昭和十四年ヨリ昭和十七年四月迄〕

在「マニラ」近衛第二師団長（一九四三年）

〔昭和十八年〕

山下大将麾下在「フィリピン」第十四方面軍参謀長（一九四四年十月）〔昭和十九年十月〕

〔出席セル〕会議　一、二、三、四、六、九、十一、十三、（十肥原ノ項参照）

永　野

被告永野ハ一九二八年〔昭和三年〕ヨリ一九四五年〔昭和二十年〕ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

海軍軍令部次長（一九三〇年）〔昭和五年〕

「ジュネーヴ」海軍軍縮会議（ノ全権委員（一九三一年）〔昭和六年〕

軍事参議官（一九三三年）〔昭和八年〕

海軍大将（一九三四年）〔昭和九年〕

「ロンドン」海軍軍縮会議（ノ首席代表（一九三五年）〔昭和十年〕

廣田内閣海軍大臣（一九三六年三月ヨリ一九三七年二月迄）〔昭和十一年三月ヨリ昭和十二年二月迄〕

聯合艦隊司令長官（一九三七年）〔昭和十二年〕

軍事参議官（一九四〇年）〔昭和十五年〕

海軍軍令部総長（一九四一年四月ヨリ一九四四年二月迄）

〔昭和十六年四月ヨリ昭和十九年二月迄〕

天皇ノタメノ海軍関係ノ最高顧問、一九四四年〔昭和十九年〕二月ヨリ

〔出席セル〕会議　一、二、三、四、六、九、十一、十三、（十肥原ノ項参照）

大　川

被告大川ハ一九二八年〔昭和三年〕ヨリ一九四五年〔昭和二十年〕ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

南滿洲鉄道会社東亜経済調査局理事長、一九二六年〔大正十五年〕ヨリ

宰天事件ノ組織者ノ一人（一九三一年九月十八日）〔昭和六年九月十八日〕

『日本歴史読本』ノ寄書（一九三五年）〔昭和十年〕並ニ「アジア」ヨリ白色人種ノ武力放逐ヲ目的トスル侵略戦争ヲ鼓吹セル著書、論文及ビ演説ノ筆者並ニ講演者

大　島

被告大島ハ一九二八年〔昭和三年〕ヨリ一九四五年〔昭和二十年〕ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

「ベルリン」大使館附陸軍武官（一九三六年）

〔昭和十一年〕

「ドイツ」駐剤大使（一九三八年十月ヨリ一九三九年十月迄）〔昭和十三年十月ヨリ昭和十四年十月迄〕並ニ一九四二年〔昭和十六年〕二月ヨリ一九四五年〔昭和二十年〕四月迄同国駐剤大使

佐　藤

被告佐藤ハ一九二八年〔昭和三年〕ヨリ一九四五年〔昭和二十年〕ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

陸軍次官（一九三〇年〔昭和五年〕）

陸軍省軍務局長（一九三八年〔昭和十三年〕）

陸軍省軍務局附（一九三八年）〔昭和十三年〕

企画院事務官（一九三七年ヨリ一九三八年迄）〔昭和十二年ヨリ昭和十三年迄〕

陸軍省軍務局長（一九四一年二月ヨリ一九四二年四月迄）〔昭和十六年二月ヨリ昭和十七年四月迄〕

陸軍少将（一九四一年十月）〔昭和十六年十月〕

陸軍省軍務局長（一九四二年四月ヨリ一九四四年十二月迄）〔昭和十七年四月ヨリ昭和十九年十二月迄〕

陸軍中将（一九四五年三月）〔昭和二十年三月〕

東　郷

被告東郷ハ一九二八年〔昭和三年〕ヨリ一九四五年〔昭和二十年〕ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

東亜経済調査局理事長（一九四二年〔昭和十七年〕）

〔出席セル〕会議　一、二、三、四、六、九、十一、十二、（十肥原ノ項参照）

梅　津

被告梅津ハ一九二八年〔昭和三年〕ヨリ一九四五年〔昭和二十年〕ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

陸軍省総務部長（一九三一年）〔昭和六年〕

在中国日本軍（支那駐屯軍）司令官（一九三四年）〔昭和九年〕

廣田内閣、林内閣及ビ近衛内閣陸軍次官（一九三六年三月ヨリ一九三八年五月迄）〔昭和十一年三月ヨリ昭和十三年五月迄〕

関東軍司令官（次デ同軍総司令官）兼滿州駐剤大使（一九三九年ヨリ一九四四年迄）

〔昭和十四年ヨリ昭和十九年迄〕

陸軍大将（一九四〇年）〔昭和十五年〕

参謀総長（一九四四年七月ヨリ一九四五年迄）〔昭和十九年七月ヨリ昭和二十年迄〕

〔附属書参照〕

聯合艦隊参謀長（一九三〇年）〔昭和五年〕

海軍軍令部長（一九三五年ヨリ一九三七年迄）〔昭和十年ヨリ昭和十二年迄〕

第二艦隊司令長官（一九三七年十二月）〔昭和十二年十二月〕

支那方面艦隊司令長官（一九四〇年五月）〔昭和十五年五月〕

近衛内閣海軍大臣（一九四一年十月）〔昭和十六年十月〕

軍事参議官（一九四四年）〔昭和十九年〕

海軍軍令部総長（一九四四年二月ヨリ七月迄）〔出席セル〕会議　十二、十三、十四、（土肥原ノ項参照）

白　鳥

被告白鳥ハ一九二八年〔昭和三年〕ヨリ一九四五年〔昭和二十年〕ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

外務省情報部長（一九三〇年）〔昭和五年〕

「ヌエーヴン」、「ノルウェー」、「デンマーク」、「フィンランド」駐剤公使（一九三六年）

〔昭和十一年〕

「イタリア」駐剤大使（一九三九年）〔昭和十四年〕

外務省顧問（一九四〇年）〔昭和十五年〕

『コンチンポラリー・ジャパン』誌上ノ『東亜新秩序』建設上世界観等ノ必然性ヲ指摘セル論文ノ筆者（一九四一年四月十六日）〔昭和十六年四月十六日〕

軍政治会議議員（一九四三年）〔昭和十八年〕

鈴　木

被告鈴木ハ一九二八年〔昭和三年〕ヨリ一九四五年〔昭和二十年〕ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

陸軍省軍務課員（一九三一年）〔昭和六年〕

陸軍省軍務局附（一九三三年）〔昭和八年〕

陸軍省軍務局長（一九三五年）〔昭和十年〕

内閣調査局調査官（一九三五年）〔昭和十年〕

第十四聯隊長（一九三六年〔昭和十一年〕

興亜院政務部長（一九三八年十二月ヨリ一九三九年〔昭和十三年〕

陸軍省軍務局先任将校（一九三五年ヨリ一九三六年迄）〔昭和十年ヨリ昭和十一年迄〕

逗留本部参謀長（一九三七年ヨリ一九三八年迄）〔昭和十二年ヨリ昭和十三年迄〕

中支那方面軍司令部附（一九三七年八月）

〔昭和十二年八月〕

陸軍大佐、関東軍司令部附

陸軍省軍務局長（一九三九年十月ヨリ一九四二年四月迄）〔昭和十四年ヨリ昭和十七年四月迄〕

在「マニラ」近衛第二師団長（一九四三年）

〔昭和十八年〕

山下大将麾下在「フィリピン」第十四方面軍参謀長（一九四四年十月）〔昭和十九年十月〕

〔出席セル〕会議　一、二、三、四、六、九、十一、十三、（十肥原ノ項参照）

永　野

被告永野ハ一九二八年〔昭和三年〕ヨリ一九四五年〔昭和二十年〕ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

海軍軍令部次長（一九三〇年）〔昭和五年〕

「ジュネーヴ」海軍軍縮会議（ノ全権委員（一九三一年）〔昭和六年〕

軍事参議官（一九三三年）〔昭和八年〕

海軍大将（一九三四年）〔昭和九年〕

「ロンドン」海軍軍縮会議（ノ首席代表（一九三五年）〔昭和十年〕

廣田内閣海軍大臣（一九三六年三月ヨリ一九三七年二月迄）〔昭和十一年三月ヨリ昭和十二年二月迄〕

聯合艦隊司令長官（一九三七年）〔昭和十二年〕

軍事参議官（一九四〇年）〔昭和十五年〕

海軍軍令部総長（一九四一年四月ヨリ一九四四年二月迄）

〔昭和十六年四月ヨリ昭和十九年二月迄〕

天皇ノタメノ海軍関係ノ最高顧問、一九四四年〔昭和十九年〕二月ヨリ

〔出席セル〕会議　一、二、三、四、六、九、十一、十三、（十肥原ノ項参照）

大　川

被告大川ハ一九二八年〔昭和三年〕ヨリ一九四五年〔昭和二十年〕ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

南滿洲鉄道会社東亜経済調査局理事長、一九二六年〔大正十五年〕ヨリ

宰天事件ノ組織者ノ一人（一九三一年九月十八日）〔昭和六年九月十八日〕

『日本歴史読本』ノ寄書（一九三五年）〔昭和十年〕並ニ「アジア」ヨリ白色人種ノ武力放逐ヲ目的トスル侵略戦争ヲ鼓吹セル著書、論文及ビ演説ノ筆者並ニ講演者

大　島

被告大島ハ一九二八年〔昭和三年〕ヨリ一九四五年〔昭和二十年〕ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

「ベルリン」大使館附陸軍武官（一九三六年）

〔昭和十一年〕

「ドイツ」駐剤大使（一九三八年十月ヨリ一九三九年十月迄）〔昭和十三年十月ヨリ昭和十四年十月迄〕並ニ一九四二年〔昭和十六年〕二月ヨリ一九四五年〔昭和二十年〕四月迄同国駐剤大使

佐　藤

被告佐藤ハ一九二八年〔昭和三年〕ヨリ一九四五年〔昭和二十年〕ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

陸軍次官（一九三〇年〔昭和五年〕）

陸軍省軍務局長（一九三八年〔昭和十三年〕）

陸軍省軍務局附（一九三八年）〔昭和十三年〕

企画院事務官（一九三七年ヨリ一九三八年迄）〔昭和十二年ヨリ昭和十三年迄〕

陸軍省軍務局長（一九四一年二月ヨリ一九四二年四月迄）〔昭和十六年二月ヨリ昭和十七年四月迄〕

陸軍少将（一九四一年十月）〔昭和十六年十月〕

陸軍省軍務局長（一九四二年四月ヨリ一九四四年十二月迄）〔昭和十七年四月ヨリ昭和十九年十二月迄〕

陸軍中将（一九四五年三月）〔昭和二十年三月〕

東　郷

被告東郷ハ一九二八年〔昭和三年〕ヨリ一九四五年〔昭和二十年〕ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

中華民國駐剤公使（一九三一年）〔昭和六年〕

駐蒙内閣及ビ冀東内閣ニ於ケル外務次官（一九三三年ヨリ一九三六年迄）〔昭和八年ヨリ昭和十一年迄〕

「ソビエット」社会主義共和國連邦駐剤大使（一九三六年十一月ヨリ一九三八年十一月迄）〔昭和十一年十一月ヨリ昭和十三年十一月迄〕

「イギリス」駐剤大使（一九三八年ヨリ一九四一年六月迄）〔昭和十三年ヨリ昭和十六年六月迄〕

南京政府外務大臣（一九四一年十二月ヨリ一九四三年四月迄）〔昭和十六年十二月ヨリ昭和十八年四月迄〕

東條内閣外務大臣（一九四三年四月ヨリ一九四四年七月迄）〔昭和十八年四月ヨリ昭和十九年七月迄〕並ニ小磯内閣外務大臣兼大東亜大臣（一九四四年七月ヨリ一九四五年四月迄）

〔昭和十九年七月ヨリ昭和二十年四月迄〕

梅　津

被告梅津ハ一九二八年〔昭和三年〕ヨリ一九四五年〔昭和二十年〕ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

陸軍省総務部長（一九三一年）〔昭和六年〕

在中国日本軍（支那駐屯軍）司令官（一九三四年）〔昭和九年〕

廣田内閣、林内閣及ビ近衛内閣陸軍次官（一九三六年三月ヨリ一九三八年五月迄）〔昭和十一年三月ヨリ昭和十三年五月迄〕

関東軍司令官（次デ同軍総司令官）兼滿州駐剤大使（一九三九年ヨリ一九四四年迄）

〔昭和十四年ヨリ昭和十九年迄〕

陸軍大将（一九四〇年）〔昭和十五年〕

参謀総長（一九四四年七月ヨリ一九四五年迄）〔昭和十九年七月ヨリ昭和二十年迄〕

〔附属書参照〕

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp